

札幌市立大学博士論文

明治期の九州地方における鉄川與助の教会建築工事の実施方式の特徴と変遷  
Characteristics and transformation of Yosuke Tetsukawa's implemental method  
of church construction in the Kyushu region during the Meiji Era

2015年 9月

札幌市立大学大学院  
デザイン研究科 博士後期課程

喜田 信代

要 旨

## 要旨

鉄川與助（1879～1976）（以後、「與助」と表記）は、長崎県南松浦郡上五島町出身の建築職人である。明治12年（1879）1月13日長崎県南松浦郡新魚目町丸尾郷に生まれ、長崎県南松浦郡榎津尋常小学校を卒業（1894）後、大工の修行に入り、明治39年（1906）に、父與四郎と二人の弟や妻トサ等と土木建設業鉄川組を創業し、明治後期から昭和期にかけて、洋風建築である教会や学校、寺院、一般建築を多数建築している。また、存命中の昭和34年（1959）7月は建設大臣表彰、11月は黄授褒章受章、昭和42年（1967）11月は勲五等瑞宝章を受章している。昭和51年（1976）7月5日横浜市にて没。行年97歳であった。

與助は、既往の研究では、主として教会建築家として評価されている。また、教会は、世界遺産の登録に向けて、研究は加速度的に深められているが、與助は初期にどのように建築工事を請負、竣工させ、請負契約関係書類はどのように整備され、工事費はどのように清算されていたかなど、建築工事請負の視点から検討した研究は十分とは言えない。

そこで、本研究では、明治期の教会建築工事について、與助の直筆史料に検討を加え、工事の内容と工事工程、請負契約関係書類と工事費の清算について具体的に明らかにした。そのうえで、明治期の建築工事請負と比較検討することで、與助の建築工事請負の実態を明らかにした。研究の対象とする期間は、與助が最初に教会建築工事を請負った明治39年（1906）から大正初期までの明治期で、與助が建築工事請負業者としての基礎を築いたともいえる期間である。

史料は、與助の五男・故喜一郎氏が所有する史料と、各章で述べた史・資料である。なお、既往の研究では「鉄川與助」の漢字表記を「鉄川与助」としているが、本研究では戸籍、ならびに、與助が日頃用いていた表記に基づいて「鉄川與助」と表している。

第2章は、明治期における教会建築と建築工事請負の実態を明らかにした。

明治期は、全国に1,863件の洋風建築があり、教会および教会関係建築は全国で81件、九州地方には33件、長崎県には27件があった。與助は、明治期に9件の教会および教会関係建築工事の実績があるが、これは、全国81件の凡1割、九州地方の凡そ3割に相当し、工事の件数からも他には類を見ない多数の実績があることが判った。

次に、明治期の工事請負は、直営や一式請負、実費加算報酬式などがあり、施工は入札や一式請負や、特命で行われていた。また、請負契約関係書類は、設計者と注文者、ならびに請負人の立場の改善を目指し、整備過程にあったことが判った。

第3章は、與助の建築工事の実績を明らかにした。工事实績は、明治期、大正期、昭和

期の時代区分毎に、教会及び教会関係建築工事と、その他の建築工事に分けて整理した。

明治期における工事实績は12件である。内訳は教会及び教会関係建築工事9件、学校建築工事2件と自宅の新築工事である。したがって、與助の建築請負業者としての基礎は、明治期の教会建築により築かれたといえる。

第4章は、明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事請負契約関係書類の整理と分析を行ったものであり、與助の直筆史料の記述内容に検討を加えた。史料は、桐古天主堂改修工事(明治39/1906年)から今村天主堂新築工事(大正2/1913年)の、「天主堂既設届」、『手帳』と「書付」、工事費関係史料、工場記録、職人出勤簿、『手紙』と、旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)の見積書、仕様書、契約証、心得書と証書式、材料納方請負証書、注文書、材木の積入明細書、送状、工事費関係史料と『手紙』である。

第5章は、第4章で検討した史料をもとに、明治後期から大正初期における5件の教会建築工事の建築工事請負の実態と変遷を、工事内容と工事工程、工事請負契約関係書類と工事費の清算方式について明らかにした。與助は、特命で継続的に教会建築工事を請負、初期は口約束で『手帳』に請負内容や建築工事費、関係者との契約を記載し、工事の実績を重ねるなかで、請負契約書類を整備している。工事費は、最初に鉄川組の請負金を決め、教会と鉄川組の費用の負担を明確にし、材料費と職人手間賃は教会側の負担で、その他の買物代や材料費は直接、教会が関係者に支払い、鉄川組と木挽賃、および米麦代や旅費、雑費は與助が教会から受取った費用を支払に充てていることが判った。

第6章は、明治期における建築工事請負の変遷と鉄川與助の建築工事請負の史的評価で、第2章で明らかにした明治期の請負契約関係書類の実態と、第5章で明らかにした明治期の與助の教会建築工事の実態を比較・検討し、與助の建築工事請負の特徴を明らかにした。

與助は、明治41年(1908)に建築学会に入会したことで、中央における関係書類標準化の動きを、ほぼ同時期に九州地方の自らの工事現場に採り入れていることが判った。

第7章は結論である。與助は、明治期の全国の教会、および教会建築工事の凡そ1割、九州地方の凡そ3割の9件の工事实績があることが判った。本研究では、桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)までの工事内容と工事工程を明らかにした。工事請負契約関係書類は、中央と殆ど同時期に近代的な請負契約関係書類を取り入れていることが判った。また、工事費の受払は、明治期の実費報酬加算式に類似した清算方式で、教会側の負担と鉄川組の負担を明確にしていることが判った。

## **Abstract**

Yosuke Tetsukawa (1879–1976) (hereinafter referred to as "Yosuke") was an architectural craftsman from Kamigotocho in Minami Matsuura County, Nagasaki Prefecture. Yosuke was born on January 13, 1879, at Maruogo in Shin-uonomecho, Minami Matsuura County. After graduating from Enokizu Primary School in Matsuura County in 1894, he began a carpentry apprenticeship. In 1906, he established a civil engineering firm, "Tetsukawa Gumi" with his father, Yoshiro, two younger brothers, and his wife, Tosa. From the latter part of the Meiji Era into the Showa Era, he was involved in the construction of many buildings of western architectural styles, such as churches and schools, as well as Buddhist temples and other general buildings. He was awarded the Minister of Construction Commendation in July 1959 and the Yellow Ribbon Medal of Honor in November of the same year, while in November 1967 he received the Fifth Class Order of the Sacred Treasure. He died on July 5, 1976 in Yokohama City at the age of 97.

Previous studies have primarily evaluated Yosuke as a church architect. While studies on the church buildings he constructed are being conducted at an accelerated pace for the purpose of their registration as world heritage sites, it would be fair to say that no adequate studies have been performed that examine them from the viewpoint of a building contractor. This would include how Yosuke initially accepted the construction work, how he completed the construction work, how contract agreement documents were prepared, and how construction costs were settled.

In addition to examining historical documents handwritten by Yosuke, this study also clarifies specifics relating to descriptions of construction work as well as examining contract-agreement-related documents and settlements of construction costs for church-building work performed during the Meiji Era. Having done this, the study then clarifies the actual conditions under which Yosuke was contracted for construction work by conducting an examination that involves comparisons with other construction work performed during the Meiji Era. The period targeted by this study was the Meiji Era, ranging from 1906, when Yosuke accepted his first church-building contract, until the early Taisho Era. This period can be considered to have been the

time during which Yosuke created the foundation of his business as a building contractor.

The historical documents analyzed include documents in the possession of Kiichiro, the late son of Yosuke, as well as historical documents and materials that will be described in the coming chapters.

Furthermore, in previous studies, the Kanji (Chinese script) characters for the name "Yosuke Tetsukawa," have been represented as "鉄川与助," but our study represents them as "鉄川與助." This is based on records from his family's register as well as inscriptions regularly used by Yosuke himself.

Chapter 2 clarifies the conditions under which church constructions and building construction contracts were accepted during the Meiji Era.

There were 1,863 western-style buildings constructed across Japan during the Meiji Era, with churches and church-related buildings comprising 81 of these projects. 33 of these were located in the Kyushu Region while 27 were in Nagasaki Prefecture. Yosuke was recorded as having undertaken nine building contracts for church and church-related buildings during the Meiji Era, which was equivalent to approximately 10% of all 81 projects nationwide and approximately 30% of all projects in the Kyushu Region. This level of activity was unprecedented, particularly in terms of the sheer number of construction projects undertaken.

During the Meiji Era, construction contracts included those for direct management, general contracts, and remuneration-with-expenses. Construction work was done by tender, general contracting, or negotiated contract. Further, it also became evident that contract-agreement-related documents were in the process of development during this period, and aimed at improving the capacities of designers and contractors.

Chapter 3 clarifies Yosuke's record in construction. His construction record is categorized into church and church-related construction work and other construction work, and classified by the segment of the Meiji, Taisho, and Showa Eras the projects pertain to.

There are 12 projects recorded in the construction work undertaken during the Meiji Era. The breakdown consists of nine projects relating to church and church-related

construction work, two school construction projects, and the new construction of Yosuke's own residence. This means that the foundation of Yosuke's reputation as a building contractor can be said to have been created from his church construction work performed during the Meiji Era.

Chapter 4 sorts and analyzes Yosuke's church construction contract-agreement-related documents, stemming from the latter part of the Meiji Era through the early Taisho Era and also includes an examination of the descriptions provided in historical documents handwritten by himself.

The historical documents relate to projects ranging from renovation work on Kirifuru Church (1906) to the new construction of Imamura Church (1913), and also include "Existing Church-Building Notifications," Yosuke's pocketbook and notes, as well as construction-cost-related historical documents, manufacturing-plant records, craftsmen attendance books, letters, estimates, specifications, contracts, directions and certificates, material delivery contracts, order forms, detailed statements of timber deliveries, forwarding letters, and construction-cost-related documents and letters concerning the new construction work of the former Archdiocese Building of Nagasaki (1915).

Chapter 5 clarifies the actual conditions and changes implemented in the construction work on the five church-building projects that were undertaken from the latter part of the Meiji Era to the early Taisho Era. This is done by reviewing details in the historical documents examined in Chapter 4 relating to the construction work, construction-work processes, contract-agreement-related documents pertaining to the construction work, and settlement methods used to agree construction costs.

Yosuke continuously negotiated contracts for and accepted church-construction projects. These contracts were initially based on verbal agreements, for which the contract details and building construction costs as well as agreements reached with relevant entities were described in his "pocketbook." Yosuke began to use contract-agreement documents as he improved his track record of construction work. In terms of construction costs, it is evident that the contract amount for Tetsukawa Gumi was first agreed and the distribution of expenses between the church and

Tetsukawa Gumi was then clarified. The material costs and craftsmen's wages were borne by the church, with other purchase expenses and material costs also paid by the church directly to relevant entities. Yosuke was given money by the church for his own expenses, payments to be distributed to Tetsukawa Gumi, builders' wages, and food, travel, and miscellaneous expenses.

Chapter 6 clarifies the features of the construction contracts accepted by Yosuke by conducting a historical evaluation of the changes construction contracts underwent during the Meiji Era and of the construction contracts accepted by Yosuke. Additionally, Chapter 6 will also compare and examine the actual conditions of the contract agreement-related documents revealed in Chapter 2 and the actual conditions under which Yosuke conducted the Meiji Era church construction work that was discussed in Chapter 5.

As Yosuke joined the Architectural Institute of Japan in 1908, it is evident that he was adopting the new trend of employing relevant-document standardization to the construction work sites he was involved with in the Kyushu Region because this trend had arisen in the central region of Japan at approximately the same time.

Chapter 7 presents the conclusion of this study. It is evident that Yosuke undertook nine building contracts for church and church-related buildings across the country during the Meiji Era, which was equivalent to approximately 10% of the total number nationwide and approximately 30% of all projects that were undertaken in the Kyushu Region. This study clarified the details of the construction work and construction work processes that were implemented, beginning with the Kirifuru Church renovation work (1906) to construction work on the former Archdiocese building (1915). With regard to contract-agreement-related documents concerning the construction work, it is evident that he began to incorporate modern contract-agreement-related documents practically as soon as they had originated in the central region of Japan. Furthermore, it became clear that disbursements of construction costs were performed using a settlement method that was similar to the actual remuneration-with-expenses practice of the Meiji Era, which clarified the distribution of costs to be borne by the Church and Tetsukawa Gumi.



目次

## 目 次

<b>第1章 序論</b>	1
第1節 研究の目的と背景	1
1-1-1 研究の背景	1
1-1-2 研究の目的	6
第2節 既往の研究および著作	6
1-2-1 鉄川與助に関する主な著作	6
1-2-2 本研究に直接関係する洋風建築に関する主な研究および著作	8
(1) 近代建築史に関する主な研究	8
(2) 比較参照した全国の洋風建築に関する主な著作	9
(3) 長崎の洋風建築に関する主な著作	9
1-2-3 請負契約関係書類に関する主な史料および著作	10
(1) 約定書および仕様書に関する史料および著作	10
(2) 心得書に関する史料および著作	11
(3) 約定書および工事請負既定に関する史料および著作	11
第3節 研究の方法と資・史料	13
第4節 本論の構成	14
第5節 用語の定義	15
(1) 天主堂と教会堂	15
(2) 受負と請負	15
(3) 明治期	16
(4) 直接工事費と共通費	16
(5) 清算と精算	16
(6) 実費報酬加算式	16
<b>第2章 明治期における教会建築と建築工事請負の実態</b>	21
第1節 本章の目的と概要	21
第2節 本章で用いる資料	22
2-2-1 明治期における教会建築工事の資・史料	22

(1)  既往の出版物	2 2
(2)  鉄川與助の明治期における建築工事实績の史料	2 2
2-2-2  明治期における建築請負契約に関する資・史料	2 3
(1)  請負契約に関する既往の出版物	2 3
(2)  請負契約関係書類に関する史料ならびに既往の出版物	2 3
第3節  明治期における教会建築工事の実態	2 5
2-3-1  明治期における教会建築工事の実績	2 5
2-3-2  明治期の九州地方における教会および教会関係建築工事の実績	3 2
第4節  明治期における建築工事請負の実態	3 3
2-4-1  現代の工事契約と施工管理の過程	3 3
2-4-2  明治期の建築工事請負における請負契約の推移	3 4
(1)  工事契約方式	3 4
(2)  施工者選定方式	3 8
2-4-3  中央の建築工事請負における請負契約関係書類の実態	3 9
(1)  約定書	4 0
(2)  日本銀行本店新築工事における関係書類	4 1
(3)  心得書	4 2
(4)  契約書および工事請負規定	4 5
2-4-4  建築工事請負関係書類の変遷過程	4 8
第5節  小結	5 2
<b>第3章  鉄川與助の建築工事請負の実態と変遷</b>	<b>5 9</b>
第1節  本章の目的と概要	5 9
第2節  本章で用いる資・史料および出版物	6 0
3-2-1  既往の出版物	6 0
(1)  「今迄に造らせて頂いた建物の一覧表」	6 0
3-2-2  鉄川與助の直筆史料	6 0
(1)  明治期における学校建築工事関係史料	6 0
(2)  『証明願』	6 4
第3節  明治期から昭和期における建築工事請負の実績	6 7

3-3-1	明治期における建築工事請負	67
3-3-2	大正期における建築工事請負	69
3-3-3	昭和期における建築工事請負	71
第4節	明治期における建築工事請負の実績	81
3-4-1	教会及び教会関係建築工事	81
(1)	桐古天主堂改修工事	81
(2)	冷水天主堂新築工事	82
(3)	野首天主堂新築工事	83
(4)	奈摩内天主堂新築工事	84
(5)	奈摩内天主堂司祭館新築工事	85
(6)	楠原天主堂新築工事	85
(7)	山田天主堂新築工事	86
(8)	佐賀市公教会新築工事	87
(9)	今村天主堂新築工事	87
(10)	旧長崎大司教館新築工事	88
3-4-2	学校建築工事	92
(1)	魚目水産学校新築工事	92
(2)	若松小学校新築工事	92
第5節	小結	95
第4章	明治期から大正期における鉄川與助の建築工事請負契約関係書類の整理と分析	103
第1節	本章の目的と構成	103
第2節	本章で用いる史料	103
4-2-1	桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から今村天主堂新築工事(大正2年/1912)までの史料	103
(1)	「天主堂既設届」	104
(2)	桐古天主堂改修工事の「書付」	106
(3)	『手帳』	106
(4)	奈摩内天主堂図面	114
(5)	工事費関係史料	115

(6)	『工場記録』と『工場簿』	118
(7)	契約証	120
(8)	送り書	120
(9)	出勤簿	121
(10)	『手紙』②	122
4-2-2	旧長崎大司教館新築工事の史料	122
(1)	見積書関係	124
(2)	仕様書関係	125
(3)	契約証関係	127
(4)	心得書と証書式関係	128
(5)	『材料納方請負証書』	131
(6)	注文書	134
(7)	『大浦天主堂司教館 積入明細書』の記載内容	136
(8)	『送状』の記載内容	137
(9)	工事費関係	137
(10)	『手紙』③の記載内容	139
第3節	教会及び教会関係建築工事における請負契約関係書類	139
4-3-1	桐古天主堂改修工事における史料	139
4-3-2	冷水天主堂新築工事における史料	140
4-3-3	奈摩内天主堂新築工事における史料	141
4-3-4	今村天主堂新築工事における史料	141
4-3-5	旧長崎大司教館新築工事における史料	142
第4節	小結	146
第5章	明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事の建築工事請負の実態と変遷	153
第1節	本章の目的と概要	153
第2節	教会建築工事の工程管理と工事費の清算方式の実態	153
5-2-1	桐古天主堂改修工事の建築工事請負	153
(1)	改修工事の内容	156

(2)	建築工事の内容と工程	156
(3)	桐古天主堂改修工事における鉄川組の人工	165
(4)	桐古天主堂改修工事の見積金	167
(5)	工事費の清算	167
5-2-2	冷水天主堂新築工事の建築工事請負	176
(1)	建築工事の工事内容と工事工程	177
(2)	工事費の精算	180
5-2-3	奈摩内天主堂新築工事の建築工事請負	188
(1)	建築工事の工程	190
(2)	工事費の清算	196
5-2-4	今村天主堂新築工事の建築工事請負	210
(1)	建築工事の工程	213
(2)	工事費の清算	220
(3)	今村天主堂新築工事における鉄川與助の積算能力	228
5-2-5	旧長崎大司教館新築工事の建築工事請負	234
(1)	旧長崎大司教館新築工事の工事内容	236
(2)	旧長崎大司教館新築工事の建築材料	237
(3)	旧長崎大司教館新築工事における建築工事費	239
(4)	旧長崎大司教館新築工事における請負者の構成	243
(5)	建築工事の工程	245
第3節	教会建築工事における工事管理ならびに清算方式の特質	247
5-3-1	工事管理の時代的変遷と特質	247
(1)	桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事における建築請負の概要	247
(2)	桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事の工事工程	249
(3)	桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事に関与した人々	255
5-3-2	工事費の清算の特徴	261
5-3-3	與助の請負の実態	263
第4節	小結	265
第6章	明治期における建築工事請負の変遷と鉄川與助の建築工事請負の史的評価	277

第1節	本章の目的と概要	277
第2節	明治期における建築工事請負の実態	278
6-2-1	請負契約方式の変遷	278
6-2-2	建築工事請負関係書類の変遷	278
第3節	鉄川與助の明治期における建築工事請負の特徴	279
6-3-1	官庁工事における建築工事請負	279
6-3-2	教会建築工事における請負契約の特徴	280
(1)	工事の契約	280
(2)	請負契約関係書類の変遷	280
第4節	明治期の中央における建築工事請負契約関係書類と鉄川與助の建築工事請負関係書類 の変遷	281
第5節	小結	289
<b>第7章</b>	<b>結論</b>	<b>291</b>
	謝辞	289
	参考文献	297
	史料編	
史料A	中央における建築工事請負契約関係書類	301
史料B	鉄川與助の関係した請負契約関係書類	343
史料C	鉄川與助直筆史料	357

## 第 1 章 序論



## 第1章 序論

### 第1節 研究の目的と背景

#### 1-1-1 研究の背景

明治期は、門戸を世界に開いて、あらゆる西洋の文化と技術を導入し、急速な近代化を目指した時代である。建築においても同様に、建築文化と技術の導入・展開と並行して、建築材料が輸入された<sup>1)</sup>。

このように近代化を建築に受け入れる過程では、製鉄所・造船所・紡績所など殖産興業のための官営工場、諸官庁、各種学校、軍需施設、民間の銀行、商店などが建てられている。また、安政5年(1858)の五ヶ国条約によって欧米と修好を開き、長崎・横浜・函館に続いて、神戸・新潟・大阪・東京にも居留地<sup>2)</sup>を設け、居留地には、外国人のための住宅・旅館・商館、教会堂などが建築されている。

居留地の建築工事に直接携わった我が国の伝統的工匠たちは、和洋折衷の、所謂、擬洋風の建築様式を生み出し<sup>3)</sup>、独特の様式や技術、住まい方などを町中に普及させている。工匠たちのなかには、職人を配下に組み入れた組織を整え、専門技師を育成し、設計・施工の近代的建築請負の組織に構築し、棟梁としての経営能力を確立していった者もいる。

また、明治3年(1870)に設置された工部省では、西欧建築技術の摂取と定着に努めるため、外人技術者多数を雇い、我が国技術者の指導・育成に努めさせた。

我が国に日本人建築家が誕生するのは明治12年(1879)11月で、工部大学校造家学科の第1回卒業生 辰野金吾(1854-1919)、片山東熊(1853-1917)、曾禰達蔵(1852-1937)、佐竹七二郎(1856-1922)の4人である。彼らは日本人技術者として建築の設計と監督にあたり、建築材料の調達と材料の製造、ならびに施工法の指導、技能者の教育、施工組織の編成などの役割を担っている。

新しい建築材料は、煉瓦・セメント・硝子・洋釘・鉄鋼・ペンキなどである。煉瓦は、幕末の長崎と横須賀では長崎熔鉄所(文久元/1861竣工)や横須賀造船所(慶応元/1865起工)に用いられている。また、日本煉瓦製造会社は、明治21年(1888)に埼玉県深谷に大規模な工場を建設し、大量の煉瓦を供給している。セメントは、横須賀製鉄所(慶応元/1865起工)の建設で、明治4年(1871)に多量の輸入品を使用したことが自給を促す端緒となり、内務省土木寮は、翌年東京深川清住町に撰綿篤製造所<sup>せめんと</sup>を設立し、湿式法による製造が開始された。この撰綿篤製造所は、工部省深川工作分局セメント工場と称され、明治16年(1883)浅野総一郎に貸与され、翌年浅野セメント工場に払い下げられている。浅

野セメントでは旧来の堅窯に替り、明治 35 年（1902）に回轉窯が設置され、品質の向上が計られている。硝子の製造は、明治 9 年（1876）に品川硝子製造所が設立されて生産が始められている。板ガラスが造られるのは、明治 40 年（1907）に旭ガラス株式会社が設立されてからである。釘は、我が国では伝統的に鍛冶屋が鍛えた角釘を用いていたが、洋釘は、明治 31 年（1898）に安田善三郎が深川猿江町で製釘業を始めている。鉄は、我が国では古くからタタラ製鉄が行われていたが、一般の構造用鉄材が生産されるのは、明治 34 年（1901）に官営八幡製鉄所が創業を開始してからである。ペンキは、嘉永 6 年（1853）ペリーの来日により日米談判所をアメリカ式のペンキ塗で仕上げることになり、アメリカからペンキを譲り受け、塗り方も教わったのが最初の使用とされている。国産化は、明治 13 年（1880）頃、茂木重次郎が国産堅練り塗料、即ち、ペンキの生産に成功し、明治 14 年（1881）東京市三田に光明社を設立し製造を開始したのが始まりである。

このように、洋風建築は従来 of 建築とは異なる新しい材料が用いられている。一方、我が国では伝統的な建材である木材や石材も用いられている。しかし、木材は、製材機械の導入、及び木造の仕口・継手が洋釘の使用により合理化されたことや、洋風の建築技術とあいまって変化している。石材は、煉瓦などと組合せて使用されている。このほか、明治中期には鉄骨造、後期には鉄筋コンクリート造と、西欧の建築材料と構法は移植されている。

これらの技術と材料に対応する建築技術者として、明治 19 年（1886）11 月に、石工、大工、人造石左官、煉瓦職、飾職、ペンキ職、屋根職、石膏職の職工 8 名が独逸に留学している<sup>4)</sup>。

明治期における建築については、中央から地方へ洋風建築が受容され伝搬する過程や、新しい建築材料と技術に関する研究は、これまで多くの研究者によって研究されている。また、現存する明治建築の調査も行われ、建築年次や設計者は、一部、明らかにされている<sup>5)</sup>。

九州地方は、安政 5 年（1858）の五ヶ国条約以前に、平戸にポルトガル船が来航し、長崎にはオランダ・中国の影響がある<sup>6)</sup>。具体的には、長崎の長崎熔鉄所の工場建築や居留地に建てられた大浦天主堂、グラバー邸などの外人住宅や商館、薩摩藩の集成館の工場開設、佐賀における反射炉の築造などは、幕末期の修好前後の様相を引き継いでいる。また、長崎のめがね橋や熊本の石橋郡にみられる様な石造技術の蓄積は、煉瓦造や石造の基礎的な技術につながると考えられる。

教会は、最初は、居留地に住む外国人のために建てられている。横浜では文久2年(1862)に横浜教会、長崎では元治元年(1864)に大浦天主堂が献堂され、東京では明治7年(1878)に築地教会、明治24年(1891)にはニコライ堂が献堂されている。

日本人信徒のために日本の各地に教会が建てられたのは、キリシタン禁教令が撤廃された明治6年(1873)以降である。特に、長崎県の五島地域は、禁教令の発布された時期には隠れたキリシタンが潜伏していた歴史がある。初期の教会は日本家屋を転用したものや、新たに建築した御堂<sup>みどう</sup>もあり、早い時期に建築された教会建築は、設計者・施工者、着工・竣工年月日が明らかにされていないものも多い<sup>7)</sup>。

一方、洋風建築導入後の教会および教会関係建築は、煉瓦造や石造、木造で、塔屋があり、旧来は見られなかった硝子窓や蝶番を使う開き戸も見られる。また、聖堂内の天井は一部に「コウモリ天井」と呼ばれるリヴ・ヴォールト<sup>8)</sup>天井もある。これは天井には竹小舞などで下地を造ったり、板材で天井の骨を造し曲面に天井板を貼ったり、漆喰塗で仕上げたものである。床は、土足で出入りする習慣の外国とは異なることから、基礎に土台を造り、床には床板を貼り、床上に柱台石を据付け、柱頭には装飾を施している。このような日本の伝統建築とは異なる教会建築が九州の地場に定着する過程は、重要な主題の一つと考えられるが、九州地方に、教会建築がどのように伝播し、どのように定着していったかについては、十分明らかにされているとはいえない。

そのような中で、国は、長崎県長崎市、五島列島、平戸市、熊本県天草市などにある13の教会とキリスト教関連の遺産を、「キリスト教の伝来と繁栄や、禁教下の歴史を伝え」、「普遍的価値と保存状態の両面で最も整っている」と評価し、世界遺産に推薦している<sup>9)</sup>。

次に、建築工事請負に視点を当てると、明治期は、建築工事請負および契約制度もまた、近代化へ向けて変遷過程にあるといえる。我が国における建築請負は伝統的に大工棟梁の主導による請負であった。棟梁たちは、自ら図面を書き、多数の職人・徒弟を掌握し、工事を一括して処理する能力を持つ者であった。職人は、親方(棟梁)→職人→手元という組織で構成され、賃銀は、それぞれ明確な契約関係に基づいて支払うというより、親方は職人に盆暮などに小使を渡すものであった。住居の一部は作業場として加工場に利用され、組員は住居を共にし、食事の世話を受ける「家族的結合」として強く結びついていた<sup>10)</sup>。

一方、洋風建築導入後の建築請負は、少なくとも形のうえでは、設計は分離し、見積には新しい建築材料と構法による積算が必要となり、施工の監督・指導は建築技術者が行っている。技術者は俸給生活者となったのである。このような過程で、棟梁としての経営能

力とともに、職人としての技量と信用に裏打ちされた一部の棟梁や職人たちは請負業へと転身している。これらの請負人のなかからは、同じ工匠たちを下請職人として吸収・組織しながら請負業と呼ばれる建築施工業者が誕生している。清水組、鹿島組、藤田組、日本土木会社などの請負業者は急速に成長し、その活動は現代につながっている。

また、約定書、心得書、契約書および工事請負規定などの請負契約関係書類を整備する動きもみられる<sup>11)</sup>。請負契約関係書類は、英吉利法律学校新築工事約定書(明治20年/1887)や、清水組請負の民間工事の約定書及び仕様書(明治21年/1883)、日本銀行大阪支店新築工事(明治36/1903)の建築工事心得書、建築学会作成の契約書及び工事請負規定(明治44年/1910)など、中央における具体的事例は個別に報告されている。一方、近代的な請負契約関係書類が、九州地方の民間に普及する過程についての具体的な研究は十分とはいえない。

以上の通り、明治期は、近代特有の材料・構造・機能を考慮しながら建築工事を請負、契約関係書類を整備し、建築の設計と管理にあたるなど、材料や構法、請負組織と請負人の役割、請負契約に伴う書類の整備など、全ては近代化へむけて整備される過渡期にあるといえる。

このような過程においては、建築工事に関わる請負契約や、請負契約関係書類などと、同じ用語を用いても、その意味は、時代の移り変わりの中で微妙に変化している。

鉄川與助(1879-1976)(写真1)は<sup>12)</sup>、明治12年(1879)1月13日長崎県南松浦郡新魚目町丸尾郷に生まれ、長崎県南松浦郡榎津尋常小学校を卒業(1894)後、大工の修行に入っている。

明治39年(1906)に土木建設業鉄川組を設立し、明治後期から昭和期にかけて、洋風建築である教会や学校、寺院、一般建築を多数建築している。昭和34年(1959)7月は建設大臣表彰(写真2)、11月は黄授褒章受章、昭和42年(1967)11月は勲五等瑞宝章を受章し、昭和51年(1976)7月5日横浜市にて没している。建築学会の終身会員であり、行年97歳であった。

明治39年(1906)に創設した鉄川組の構成とも関係があることから、少し家族関係に触れると、與助は、父鉄川與四郎(生年不詳-1939)と母フミ(生年不詳-1909)の7人兄弟の長男として誕生している。二男慶助(慶輔と書かれることもある)と、三男常助は鉄川組創業時からの構成員である。長女タミは庄司家に嫁いでいるがその家族は大工として與助



写真1 鉄川與助 (撮影年不詳)



写真2 鉄川與助と妻トサ (昭和34年撮影)

を手伝い、また、母フミの実家である渡邊家の係累も鉄川組を手伝っている。鉄川與助 (1879-1976) は、渡邊トサ (1888-1974) と明治41年 (1908) に結婚し五男二女を設けている。與助の後継者は二男與八郎 (1914-1985) である。晩年の與助夫妻は五男喜一郎 (1924-2012) と横浜市で暮らしているが、これは、長男與一郎 (生年不詳-1913) は3才で夭逝し、三男英一郎 (1916-没年不詳) は早世し、四男佐一郎 (1918-1945) はビルマで戦死していることも関係すると思われる。

図1に鉄川與助の系譜を表している。

なお、既往の研究では「鉄川與助」の漢字表記を「鉄川与助」としているが、本研究では戸籍、ならびに、與助が、日頃用いていた表記に基づいて「鉄川與助」と表している<sup>13)</sup>。

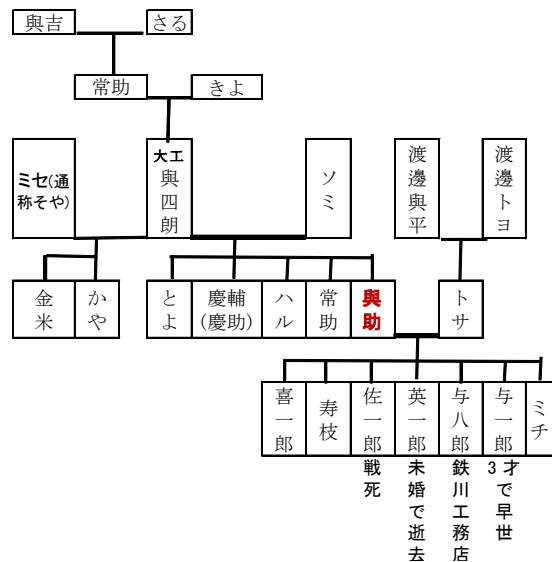


図1 鉄川家の系譜

①鉄川與助の父、與四朗は大工である。與助は家業を継承し、與八郎は、第二次世界大戦後、鉄川組と統合した第一土建を継承している。  
 ②與助は、明治39年(1906)に鉄川組を創業し、父與四朗、二男常助、三男慶輔(助)と、トサが従事し、後年、金米も大工として従事している。  
 ③この系譜は、戸籍、ならびに菩提寺の確認により作成したもので、鉄川喜一郎氏の提供による。

このような鉄川與助の建築経歴については、『私たちの歩み 一株式会社鉄川工務店経歴書一』（以後『鉄川工務店経歴書』）<sup>14)</sup>や、與助本人からの聞き取りにより一部が明らかにされている。しかし、これらは、いずれも與助が勲章を受けるなど建築請負業者として評価を受けた後のものであり、創業時における鉄川與助の実態に基づくものではない。また、與助は、初期において、建築工事をどのように請負、竣工させているか、工事費の清算はどのように行われていたか、請負契約関係書類はどのように整備されていたかについては明らかにされているとはいえない。

### 1-1-2 研究の目的

本研究では、明治期の九州地方における鉄川與助の教会建築工事について、鉄川與助の直筆史料を検討し、工事内容と工事工程、請負契約関係書類、ならびに工事費の清算について具体的に明らかにし、工事実施方式の特徴と変遷を明らかにする。換言すると、與助は、明治期の九州地方において、伝統的な建築工事の進め方とは異なる洋風建築導入期における教会建築工事を、どのように請負、建築を竣工させ、どのような請負契約を実施していたかを実証することで、既往の研究を補うものとする。研究の対象とする期間は、鉄川與助が教会建築工事を最初に請負った明治39年（1906）から大正初期までの、明治期である。

## 第2節 既往の研究および著作

### 1-2-1 鉄川與助に関する主な著作

- 1) 「今迄に造らせて頂いた建物の一覧表」（『私たちの歩み一株式会社鉄川工務店経歴書一』所収，鉄川工務店，pp. 33-44, 1968.）(以後は『鉄川工務店経歴書』)。
- 2) 土田充義：「教会堂建設に情熱を燃やした鉄川与助」（『近代日本の異色建築家』所収），朝日新聞社，pp. 113～123, 1984. 8。
- 3) 雑賀雄二：天主堂-天主堂物語-，新潮社，1987. 12。
- 4) 博物館明治村編：明治のキリシタン—信仰のかたちと心—，名古屋鉄道会，pp. 56-59, 1994 . 9。
- 5) 川上秀人：「長崎の教会建築史」（『三沢博昭写真集 大いなる遺産 長崎の教会』所収），智書房，2000. 8。
- 6) 雑賀雄二：天主堂 光の建築，淡交社，2004. 6。

7) 林一馬他:鉄川与助の教会建築 五島列島を訪ねて, LIXIL 出版, 2012. 3。

1) の『鉄川工務店経歴書』は、鉄川与助の経歴と、明治 39 年 (1906) の鉄川組創業から昭和 42 年 (1967) 10 月竣工までの 355 件の、発注者・施工場所・工事名・設計施工の別・構造・用途・竣工に分けて整理されている。工事实績は、明治時代 12 件、大正時代 26 件、昭和時代 355 件であり、工事種別は、教会とカトリック関係建築工事、公共工事、一般の工事である。なお、『鉄川工務店経歴書』には、発行所、および発行年は記載されていないが、鉄川工務店によって整理されたものを、長崎電通で作成したと伝えられている<sup>15)</sup>。与助は、昭和 42 年 (1967) 11 月に勲章を受けていることから、これに併せて作成され、昭和 43 年 (1968) 頃発行されたものと推測される。そこで、本研究では昭和 43 年 (1968) 頃発行とし、鉄川与助の経歴および工事实績については、与助の直筆史料などと比較・検討する。4) は、「大名寺聖パウロ教会堂移築公開記念 特別展」の出版物である。大名寺教会は鉄川与助の建築ではないが、現在、明治村に移築されている。4) は、「棟梁建築家鉄川与助の教会堂建築」と題して、川上秀人氏の研究論文、および鉄川与助が建築した「奈摩内天主堂設計図」、「青砂ヶ浦教会堂新築工事費決算書」の表紙、「今村教会堂職人日記帳」の表紙、「ド・ロ神父書簡」を収録している<sup>16)</sup>。2)、3)、5)、6)、7) は、教会建築に情熱を傾けたと、与助を評価しているが、2) は、工科大学を卒業した建築家ではない無名の棟梁が、宣教師との関わりなどを糧に、教会堂建築に情熱を注いでいたとしている。3) と 6) は、時間をかけて取材したもので、与助は「光の建築家」として、聞き取りを交えて教会建築に取り組む与助の姿勢や、教会建築を紹介している。5) は、与助の教会建築を実測調査し、建築材料と建築形態の推移と、貫の位置の変遷から教会堂建築の発展過程を論じ、時系列的に天主堂の構造や、内部立面構成などの形態的特徴を中心に分析、考察した川上秀人による論考である。7) は、林一馬・川上秀人・土田充義・鉄川進・山田由香里の共同著作によるもので、冷水教会、旧野首教会、青砂ヶ浦天主堂、今村教会、田平天主堂、江上天主堂、頭ヶ島天主堂、紐差教会などについて、教会建築の特徴と、与助に纏わる想いを記している<sup>17)</sup>。

この他に、畔柳武司氏の論考は、教会建築を時系列に構造・屋根形式・内部構成・付帯部(楽廊・塔)発注者・現存の有無などを整理したもので、鉄川与助の実績を論考している<sup>18)</sup>。これらは本研究に示唆を与えるものであるが、与助は、明治期に建築工事をどのように請負、竣工させているか、工事費の清算はどのように行われ、請負契約関係書類はどのように整備されていたか、それは、当時、我が国で用いられていた請負契約関係書類と

比べると、どのような関係にあったかについて明らかにしているとはいえない。

## 1-2-2 本研究に直接関係する洋風建築に関する主な研究および著作

### (1) 近代建築史に関する主な研究

- 1) 村松貞次郎：日本建築技術史，地人書館，1959. 11。
  - 2) 関野克：日本建築史上の明治建築，日本建築学会，pp. 9-12, 1963. 1。
  - 3) 村松貞次郎：現代に生きる明治建築—文明の洋式と価値の建築—，日本建築学会，pp. 13-17, 1963. 1。
  - 4) 稲垣栄三：日本の近代建築(その成立過程)上，SD 選書，1974. 6。
  - 5) 北村正光：明治工業史建築篇(上) 明治後期産業発達史資料第 225 巻，龍溪書，pp. 77-222, pp. 252-270, pp. 313-354, 1994. 11。
  - 6) 桐敷真次郎：明治の建築，本の友社，2001. 4。
  - 7) 林一馬：長崎の教会堂 聖なる文化遺産への誘い，九州労金長崎県本部，2002. 7。
- 1) は、幕末・明治初期から現代までの洋風建築技術が導入された時代の構造、材料、施工、社会環境の各分野に亘る近代化の過程を技術の立場で追求したものである。2) と 3) は「明治建築(付 現存する明治建築一覧表)」(『建築雑誌』昭和 38 年 1 月号別刷) に所収されている。2) は、明治建築史の研究と意義について述べたもので、幕末に始まる西欧化、近代化は一連の埒内にあり、また、明治期の終わりは煉瓦造・石造建築の技術と洋式の習熟と達成の時期で、その中に潜在していた鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築に移行している時代であるとしている。この他に、明治時代は、近代化に伴って教育・設計監理・建設の 3 者が次第に分立し、新しい教育・設計監理・建設の制度の許に日本の新建築が誕生してきた経過が明らかにされている。3) は、明治という特殊な時代を背景に、いかに西洋の技術を取り入れ、いかに新しい文明を把握してその形に具現したか、またいかなる人々によってそれが建てられ、いかに定着して社会的機能を果たしてきたかと問いかけ、これらの研究によって、明治時代の建築の評価がなされ、強い説得力を生み出すと述べている。4) は、地方に散在する明治期の史料を蒐集し、新たな視点から近代建築の歴史の脈絡をつなぐことの重要性を指摘しているが、史料を収集するのは困難が伴うと述べるに留めている。5) は、主として明治年間における我が国の建築業の発達を述べたもので、工部省時代の建築ならびに関係事件、明治後期の建築、建築請負、建築構造および施工に関する記述がある。6) は、明治の建築を論じるなかで、幕末から昭和にかけての洋風建築史を概説している。本研究では、主に、幕末・明治期の様式建築について述べた



章を参考にした。

7) は、長崎県を中心とした教会堂を群として捉え、なかでも鉄川与助の作品について現存する教会堂から建築の特徴を論じているが、いずれも、與助の直筆資料ではないことから、建築の経緯や請負契約関係書による裏付けはない。

## (2) 比較参照した全国の洋風建築に関する主な著作

- 1) 日本建築学会:各地方の明治建築—その調査と概要— 北海道・東北・中部・関西・九州, pp. 30-41, 1963. 1。
- 2) 坂本勝比古:明治の異人館, 朝日新聞社, pp. 102-111, 1965. 9。
- 3) 日本建築学会:現存する明治洋風建築, pp. 42-52, 1963. 1。
- 4) 日本建築学会編:新版 日本近代建築総覧, 技法堂, 1983. 11。
- 5) 初田亨:職人たちの西洋建築, 講談社, 1997. 1。

1) と 3) は「明治建築 (付 現存する明治建築一覧表)」(『建築雑誌』昭和 38 年 1 月号別刷) に所収されている。1) は、各地方の明治建築を概観したもので、3) は、地方毎に、建築名、所在地、建築年、設計者、構造概要、備考を一覧表に整理したものである。2) は、当時の開港場に建てられた「異人館」や、居留地設定の経緯、建築の発展過程に関する研究で、近代日本における外人建築家の足跡を概観したものである。4) は、全国を北海道地区・東北地区・関東地区・甲信越地区・北陸地区・東海地区・近畿地区・中国地区・四国地区・九州地区・外地にわけて我が国における近代建築を網羅的に調査した建築総覧である。調査項目は、それぞれ、建築名・所在地・建築年・構造概要・設計者・施工者・建築種別に分け、付表-1 には収載建築件数を都道府県別に整理し、付表-2 には地域別、明治・大正・昭和の竣工年代別、構造別に建築工事实績を整理し、付表-3 には建築種別一覧表 (現存数) を整理している。なお、4) は、主に、調査時点で現存した建築についての総覧と捉えられ、欠落するものもあると思われる。しかし、全国の洋風建築を調査した資料としては纏まっており、他にこれに替わる資料がみられないことから、洋風建築の傾向を見る史料として用いる。5) は、西洋建築導入期に、各地の職人たちは、西洋建築をどのように施工し定着させていったかについて研究したものである。しかし、鉄川與助は研究に含まれていない。

## (3) 長崎の洋風建築に関する主な著作

- 1) 山口光臣:長崎の洋風建築, 長崎市教育委員会, 1967. 3。
- 2) 村松貞次郎, 片岡弥吉監修:長崎の天主堂 - その信仰と美 -, 技法堂出版, 1977. 8。

- 3) 太田静六：長崎の天主堂と九州・山口の西洋館, 理工図書, 1982. 7。
- 4) 横浜都市発展記念館編：横浜・長崎 教会建築史紀行 祈りの空間をたずねて, 横浜都市発展記念館, p. 38, 2004. 5。
- 5) 長崎市企画財政部世界遺産推進室編：国指定史跡大浦天主堂境内保存管理計画, 長崎市文化観光部文化財課, 2013. 6,

1) は、幕末・明治期の長崎の旧居留地に建てられた洋風建築について、成立の経過、洋館の分布や特徴、建築構造、材料、請負人などを整理している。2) は、「長崎の天主堂前史」と「長崎の天主堂建築」について概説している。前者は、キリスト教伝来以来の布教の歴史と、隠れたキリシタン時代以降の礼拝堂や天主堂の発展過程についてカトリックの立場で明らかにしたもので、片岡弥吉氏が執筆している。後者は、長崎県内の天主堂を上中五島地区、福江地区、平戸・佐世保地区、長崎地区に分けて、それぞれの天主堂毎に天主堂建築の経緯、建築年、設計・施工者などを概説したもので、川上秀人氏・畔柳武司史・土田充義氏・山口光臣氏等が執筆している。3) は、「長崎の天主堂」と「九州と山口県の西洋館」について概説したものである。「長崎の天主堂」は、鉄川与助の業績を評価したうえで、長崎市内と彼杵半島の天主堂について概説している。4) は、日米和親条約にもとづく開国 150 年を記念して「横浜・長崎 教会建築史紀行 祈りの空間をたずねて」が開催された際の出版物である。これには「第 3 章 長崎の教会堂 [3] 教会堂棟梁鉄川与助の世界」として、與助の肖像写真、懐中時計、ベスト、大正 6 年 (1917) の日記や、今村教会堂、田平教会堂、頭ヶ島教会堂などが掲載されている。5) は、大浦天主堂境内に現存する国指定史跡大浦天主堂(元治元年/1864)、旧羅典神学校(明治 8 年/1875)、旧伝道師学校(建築年不詳)<sup>19)</sup>、旧長崎大司教館(大正 4 年/1915)と、境内地の煉瓦塀、石垣、石畳などの歴史的文化遺産を保存・整備・活用するための計画書である<sup>20)</sup>。旧長崎大司教館(大正 4 年/1915)についての記載内容から、これまでに何が分かり、何が分かっているかを参考にする。なお、1) から 5) は、建築工事の工事工程や、工事費の清算はどのように行われていたか、請負契約関係書類などを明らかにしたものではない。

### 1-2-3 請負契約関係書類に関する主な史料および著作

#### (1) 約定書および仕様書に関する史料および著作

- 1) 建築学会：英吉利法律学校新築工事約定書, 建築雑誌 No. 7, pp. 118-122, 1887. 7。
- 2) 古川修・永井規男・江口禎：新建築学大系 44 建築生産システム, 彰国社,

pp. 87-89, 1982. 10。

- 3) 清水建設百五十年史編纂委員会編:清水建設百五十年,清水建設株式会社,京屋, pp. 68-69, 1953. 11。

1) は、明治 20 年 (1887) に我が国で初めて施主と建築師、及び請負人が調印した約定書である。2) は、民間工事である清水組の R. プラネット邸別荘改築工事約定書および仕様書 (明治 21 年/1888) が掲載されている。3) は、1) が作成された経緯が記されている。そこで本研究では、明治 20 年 (1887) 頃、我が国で最初に定められた約定書および仕様書について検討する。

### (2) 心得書に関する史料および著作

- 1) 建築学会:建築雑誌 4(41), pp. 79-83, 1890. 0528。
- 2) 建築学会:日本銀行大阪支店の建築工事心得書, 建築雑誌 No. 135, pp. 93-100, 1898. 0325。
- 3) 辰野金吾, 葛西萬司:家屋建築實例 卷・壹, 須原屋書店, 1908. 9。

1) は、日本土木会社の「現場掛員心得」、「工場心得書」、「煉瓦積職心得書」、「大工職方心得」と、清水組の「場所掛心得」、「煉化職方心得」で、それぞれの会社が下請組織に示した心得書である。2) は、日本銀行大阪支店 (明治 36 年/1903) の建築工事心得書で、一式請負人心得書 23 ケ條、工手間請負人心得書 19 ケ條、材料納方請負人心得書 15 條が定められている。3) は、明治 41 年 (1908) に発行された家屋建築実例で、計画設計及監督の心得、および一式請負人心得書 36 ケ條と一式請負証書式、工手間請負人心得書 19 ケ條と工手間請負証書式、材料納方請負人心得書 15 ケ條と材料納方請負証書式などが記載されている<sup>21)</sup>。そこで本研究では、心得書の変遷過程を検討する。

### (3) 契約書および工事請負規定に関する史料および著作

- 1) 「東京府工事定請負規則」, 太政官・内閣関係, 公文類聚第 十三編・明治二十二年・第 57 卷, 1889. 7。
- 2) 日本建築学会:明治四十三年二月及至十月 建築請負契約書案作成委員會記録, 0612, 69. 003. 23. Ni。
- 3) 日本建築学会:建築雑誌 No. 335, pp. 588-591, 1914. 11。
- 4) 山下壽郎:報酬加算式建築施工契約制度, 彰国社, 1966. 7。
- 5) 中村絹次郎:新版 建築工事請負契約要論, 清文社, pp. 1-98, 1974. 9。
- 6) 岩崎脩:建築工事請負契約の研究, 清文社, pp. 258-272, 1987. 12。

- 7) 北村正光：明治工業史建築篇（上）明治後期産業発達史資料 第225巻，龍溪書舎，pp252-270，1994. 11。
- 8) 稲垣栄三：日本の近代建築（その成立過程），鹿島出版，p. 201，1999. 6。
- 9) 桜井良雄：近代日本建築学発達史 3編 施工，建築学会，pp. 440-443，pp. 577-586，2001. 12。
- 10) 小野一成：近代日本建築学発達史 4編 経済，建築学会，pp. 652-664，2001. 12。

1) は、明治22年（1889）に公布された「東京府工事定請負規則」である。2) は、明治43年（1910）に建築学会で制定された建築請負契約書で、契約書5ヶ条および工事請負規定34ヶ条と、その作成の経緯が記されている。3) は、大正3年（1914）に公布された建築業協会の建築工事請負契約書5ヶ条及び請負規定39ヶ条が規定されている。4) は、建築施工契約の一つとして「実費報酬加算式施工契約」を研究したものである。5) は、建築工事請負契約の意義や書類、および明治・大正・昭和期における請負契約の近代化の過程を明らかにしている。6) は、分業請負から一式請負への変遷過程についての研究である。7) は、明治期の建築請負業の発達と請負業者について記述のなかで、明治末頃の請負の一形式である実費報酬加算式について、「請負者は注文者の委任を受け、注文者に代りて工事を施工し、之に要せし費用は其の都度注文者より交付を受けて支拂手續を為す等、總手注文者の代理たる位置に在りて工事の進捗を図る」という委託工事の形式を挙げている。8) は、日本の近代建築が形成される過程を幅広く概観したものである。本研究では、建築工事契約の一方式としての実費報酬加算式施工契約についての記述を参考にす

る。

9) は、大正3年（1914）に公布された建築業協会の建築工事請負契約書5ヶ条及び請負規定39ヶ条と、明治期における発注制度の改革について概説しており、明治7年（1874）工部省製作寮入札規則、明治8年（1875）工部省営繕局入札定則が掲載されている。本研究では、契約書および工事請負規定の変遷過程を検討する資料として扱う。

10) は、生産組織の確立と技術の革新のなかで、大正初期における実費精算方式について述べている。なお、4) では「報酬加算式建築施工契約」、7) では「実費報酬加算式」、9) では「近代の実費精算方式」と表記されている。

以上のように、既往の研究や著作には、本研究の参考となるものや示唆を与えるものが多く含まれる。しかし、「明治期の鉄川與助の建築工事請負契約」の実態に着目し、同時

期に我が国で行われていた建築工事請負契約との関わりを検討したものは見受けられない。そこで、本研究では、明治期に鉄川與助が請負った教会建築の工事契約方式と、比較検討する史料として用いる。

### 第3節 研究の方法と資・史料

最初に、明治期における教会建築と建築工事請負の実態を明らかにする。

教会や礼拝堂建築は、洋風建築を代表する建築と捉えられる。明治期における洋風建築のうち、全国における教会・礼拝堂建築と、九州地方における教会・礼拝堂建築の実績から、九州地方の特徴を明らかにする。そのうえで、九州地方における教会・礼拝堂建築の実績と、與助の工事实績の関係を明らかにする。

次に、明治期の建築工事請負の実態を、約定書、心得書、契約書および工事請負規定の内容と変遷について明らかにする。そのうえで、鉄川與助の建築工事請負関係書類の実態と変遷を具体的に明らかにする。

また、與助の建築工事の実績を、明治・大正・昭和期に分けて検討する。そのうえで、與助の建築工事請負業者としての基礎は、明治期にあると捉えられることから、明治期における建築工事を、教会および教会関係建築と、学校建築に分けて、その内容を具体的に明らかにする。

さらに、本研究では、創業期である明治期における與助の教会および教会関係建築工事に着目し、鉄川與助の教会建築工事請負契約関係書類を年代別・書類別に整理したうえで、史料の記載内容などに検討を加える。史料は、明治39年(1906)から大正2年(1913)までの、『手帳』と図面、簿書類と、大正2年(1913)から大正4年(1915)までの見積書、仕様書、契約証、請負証書と証書式、注文書、送状、預り証、領収書、支払伝票、葉書と手紙などである。

研究の対象とする建築工事は、明治後期から大正初期における教会建築工事のうち、比較的史料が残されている、桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)、冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)、奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)、今村天主堂築工事(明治45年/1912)と、旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)である。

これらの5件の関係書類をもとに、建築工事着手前、建築工事中、工事竣工後の、工事工程と工事費の清算について具体的に明らかにし、創業期における鉄川與助の教会建築工事請負の実態と変遷過程を捉えようとするものである。

そのうえで、我が国で行われていた建築工事請負と、與助の建築工事請負を比較検討し、明治期の九州地方の民間工事である教会建築工事における、與助の教会建築工事の実施方式の特徴と変遷を明らかにする。

史料は、鉄川與助の五男故喜一郎氏が所有する史料と、第2節で述べた史・資料である。

#### 第4節 本論の構成

本章に続く第2章では、明治期における教会建築と建築工事請負の実態を明らかにする。なかでも、教会や礼拝堂建築は、洋風建築を代表する建築と捉えられることから、明治期における洋風建築のうち、全国における教会・礼拝堂建築と、九州地方における教会・礼拝堂建築の実績から、九州地方の特徴と、與助の工事実績との関係を明らかにする。また、建築工事請負について、施工者選定方式と、工事契約方式、ならびに、約定書、心得書、契約書および工事請負契約規定の契約関係書類の変遷を具体的に明らかにする。

第3章では、鉄川與助（1879－1976）の建築工事請負の実態と変遷を明らかにする。鉄川組創業後の與助の建築工事の実績は、『鉄川工務店経歴書』に整理されている。そこで、與助の建築工事実績を、明治・大正・昭和期の年代別に分けて、建築の地域別・用途別・構造別に工事内容を検討する。次に、創業期は明治期と考えられることから、明治期の長崎県と福岡県の教会および教会関係建築工事の工事請負と、長崎県五島における学校建築工事を具体的に明らかにする。以上の作業を通して、鉄川組の沿革を明らかにしたうえで、創業期における鉄川與助の建築工事請負の実態と変遷過程を捉えようとするものである。

第4章では、明治後期から大正初期における鉄川與助の建築工事請負契約関係書類を分析する。本章では、創業期である明治期における教会および教会建築工事に着目し、明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事請負契約関係書類を年代別・書類別に整理したうえで、史料の記載内容などに検討を加える。史料は、明治39年（1906）から大正2年（1913）までの『手帳』と、函面、簿書類と、大正2年（1913）から大正4年（1915）までの見積書、仕様書、契約証、請負証書と証書式、注文書、送状、預り証、領収書、支払伝票、葉書と手紙である。前者は、桐古天主堂改修工事、冷水天主堂新築工事、奈摩内天主堂新築工事、今村天主堂築工事までの史料であり、後者は、旧長崎大司教館新築工事の建築工事請負関係書類史料である。

第5章では、明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事の建築工事請負の実態と特徴について具体的に明らかにする。対象とする教会建築工事は、桐古天主堂改修

工事（明治 39 年/1906）、冷水天主堂新築工事（明治 40 年/1907）、奈摩内天主堂新築工事（明治 43 年/1910）、今村天主堂新築工事（大正 2 年/1913）、および旧長崎大司教館新築工事（大正 4 年/1915）である。5 件の、建築工事着手前、建築工事中、工事竣工後の、工程管理と工事費の清算について具体的に明らかにしたうえで、工事請負の変遷過程を捉えようとするものである。

第 6 章は、第 2 章で明らかにした明治期における建築工事の請負契約関係書類の推移と、第 5 章で明らかにした鉄川與助の教会建築における建築工事請負の特徴と比較することで、明治期における鉄川與助の教会建築の建築工事の実施方式の特徴を捉えようとするものである。

以上の考察を通して、 第 7 章 結論をみちびく。

なお、本論文では、巻末に、史料編として、史料 A に中央における工事請負契約関係書類、史料 B に鉄川與助の関係した請負契約関係書類、史料 C に鉄川與助の史料一覧を表している。

## 第 5 節 用語の定義

### （1） 天主堂と教会堂

天主堂とは 16 世紀後半から幕末および明治初期に建てられたキリスト教聖堂とされ、現存する天主堂には長崎市の「大浦天主堂」がある。また、鉄川與助の史料には「天主堂」と付されている。これは、建築工事が行われた当時の時代を反映する呼び名であると捉えられる。このほかに「公教会」と記されることもあるが、これはローマ・カトリックのことを「天主教教会」と呼ぶためである。そこで、本研究では、與助が「天主堂」または「公教会」と記載しているものについては、史料の通り「天主堂」、「公教会」と記している<sup>22)</sup>。

### （2） 受負と請負

與助は、桐古天主堂改修工事は「受負」と表記し、その後は「請負」と表記している。現代の「請負」は、請負契約書、請負契約約款、仕様書が整ったものと考えられるが、桐古天主堂改修工事は「受負」は、口約束である。そこで、「受負」の用語については、史料の通り表記する。

なお、『明治工業史』では、「受負」は、請負者が万一損失を招いた時、注文者が補給することを普通の習慣とした時代で、雇用契約または委託契約に似たもので、「請負」と

表記する明治末頃の請負は、法規制度により、ある仕事の完成に対して一定の報酬を得るものをあらわし、その権利義務を明確にする規定と位置付けている<sup>23)</sup>。

### (3) 明治期

明治期とは、所謂明治初年から明治末年と捉えられるが、本研究では、研究対照である旧長崎大司教館工事は、明治末年には着手していることから、この工事の竣工年である大正4年(1915)までを、明治期の建築とする。

### (4) 直接工事費と共通費

建築工事における工事費は、現代は、直接工事費(材料費・施工費・加工費・運搬費)と、総合仮設と諸経費を合せた共通費に区分される。本研究の対象期間である明治期には、このような区分ではなかったと考えられることから、工事費の区分については、便宜的に直接工事費と共通費(米麦代・旅費・雑費)という用語を用いる。

### (5) 清算と精算

「清算」は、①貸し借りの結末をつけること、②会社・組合などの法人が解散した場合に、後始末のために財産関係を整理すること、③同一人の同一品目・同一条件の取引に関する取り分と出し分を相殺すること、「精算」は、金額などを細かに計算すること、である(新村出編：広辞苑 第三版, 岩波書店, p. 1321, 1984. 11)。

したがって、本研究で検討する5件の教会、および教会関係建築工事の工事費については、「清算」であらわす。

### (6) 実費報酬加算式

明治期に提唱された工事請負契約の一つで、施工者は注文者の委任を受け、注文者に代わり工事を施工し、之に要した費用は、その都度注文者より交付を受け、工事の進捗を図るもので、これに対して、請負人は一定の手数料を得るものである。

『明治工業史』では「実費報酬加算式」と記されており、この他にも、「実費報酬加算式施工契約制度」、「報酬加算式建築施工契約制度」、「実費清算」、「実費清算方式」、「近代の実費清算方式」、「実費清算請負」と記載され、現代は「実費報酬加算式請負」、「実費精算契約」、「実費加算報酬契約」と表記されている<sup>24)</sup>。

現代では、発注者と施工者が打合せをしながら材料費、労務費を見積もり、工事を実施し、施工者は出来高に応じて打合せにより決められた報酬を受け取るように契約する方式で、報酬算定は、建築主の利益を確保しながら、施工者の努力が報いられるようにするので、着工前に、工事金額を確定し報酬を算定することが困難な、改修工事などに利用されている。

興助の工事の進め方は、最初に工事を依頼され、大工・木挽の飯料を含む工事費を決め、



材木を除く、煉瓦や石材、その他の材料費と建築工事の為の買物代は教会が直接、関係先に支払っており、職人賃などの支払は、その都度、教会から渡された受取金で清算している。委任状は未確認であり、請求書も確認できないが、工事の進捗をみると、明治期の「実費報酬加算式」に準じた契約方式と考えられる。

#### 注

- 1) 明治期における建築工事および建築技術については様々な書籍や論文において論じられている。主要なものとして以下の書籍を参考にしている。村松貞次郎：日本建築技術史，地人書院，1959. 11。村松貞次郎：お雇い外国人⑩建築・土木，1976. 3、鹿島出版会、村松貞次郎：日本近代建築史ノート＜西洋館を建てた人々＞，世界書院，1965. 8、稲垣栄三：日本の近代建築（その成立過程）上，鹿島出版会，1979. 6、鈴木博之・山口廣：新建築学体系，彰国社，1993. 4、清水建設株式会社編：清水建設二百年生産編，共同印刷，2003. 11。なお、ペンキについては、小沼良成：近代日本建築学発達史 2編 材料，p. 339，2001. 12、及び日本ペイント株式会社社史編纂室編：日本ペイント百年史，日本ペイント株式会社，1982. 12を参考にした。
- 2) 安政5年（1858）、幕府は米・蘭・露・英・仏の5ヶ国と修好通商条約を締結し、すでに神奈川で締結されていた和親条約（安政元年/1854）に規定された下田・函館2港の他、横浜・長崎・新潟・神戸の開港と、江戸・大阪の開市も規定している。上記の開港地では、外国人居留権、借地、倉庫建造の権利が定められたが、横浜は慶応3年（1867）、長崎は明治9年（1876）に、神戸・大阪の居留地は、明治32年（1899）の条約改正で消滅した。相賀徹夫：万有百科大事典5 日本歴史，小学館，p. 330、万有百科大事典6 日本歴史，小学館，p. 875，1978. 10。
- 3) 洋風建築に似せた建築で、明治5、6年から10年にかけて作られた様式をいう。本格的洋式に対して、構造の作り方が和風、外観が下見板の横羽目、あるいは窓を小さめにして窓上飾りをつけ両開きとする、バルコニーをつける、塔を設ける、あるいは漆喰塗り大壁造りにするなど、維新後の欧風化の思想を当時の大工、棟梁が、見よう見まねで洋風に見せる工夫をした。彰国社編：建築大辞典 第2版，彰国社，p. 394，1998. 4。
- 4) お雇外国人であるベックマンは、当時、我が国に於いて西洋建築に関し良好のフォアマンに乏しき事を知り、実地経験のある青年職工を独逸に送り、磨きをかけ、有為の材とすることを、時の井上総裁に相談し、技師妻木頼黄ほかと、職工8名、浅野総一郎より依頼の同行者2名、深谷煉瓦会社より1名、ベックマン貸費生として鍵及び煉鐵工の加瀬正太郎、飾職山田信介、壁天井などの繪職齊藤新平、ステンド硝子及びエッチングの宇野澤辰雄と、美術家の内藤陽三、建具職の清水米吉が派遣されている。北村正光：明治工業史 建築編（上），龍溪書舎，pp. 184-190，1994. 11。
- 5) 明治期における建築については以下の文献を参考にした。以下の文献では、全国を北海道地区・東北地区・関東地区・甲信越地区・北陸地区・東海地区・近畿地区・中国地区・四国地区・九州地区・外地にわけて、我が国における近代建築を網羅的に調査した建築総覧で、それぞれの調査時点における洋風建築が整理されている。関野克：日本建築史上の明治建築，建築雑誌 昭和38年1月号 別刷，1956. 1、日本建築学会編：新版 日本近代建築総覧，技法堂，1983. 11。
- 6) 平戸にポルトガル船が入港したのは天文19年（1550）である。以降、スペイン・オランダ・イギリスの船が入港し、寛永18年（1641）にオランダ商館が長崎出島に移るまでは、領主松浦氏の保護のもとに、貿易は栄えた。江戸幕府は、キリスト教の布教、ならびに日本人の海外往来の禁止、オランダ人・中国人の長崎居住の許可、および貿易統制

- の強化を目的に、寛永11年(1634)出島を築き、寛永16年(1639)から215年に亘って国際的孤立状態に置いた。出島は、幕末までヨーロッパと接触する唯一の窓口となった。相良徹夫：万有百科大事典 6 日本歴史 あーす, pp. 483-484, 1979. 2、相良徹夫：万有百科大事典 6 日本歴史 せーわ, p. 974, 1978. 10。また、九州地方における洋風建築については、主に以下の書籍を参考にした。村松貞次郎：日本近代建築技術史, 彰国社, pp. 1-11, pp. 24-25, pp. 30-34, pp. 67-68, 1976。
- 7) 近代草創期の教会建築とキリスト教については、以下の書籍を参考にした。それによると、キリスト教は、カトリック、プロテスタント、ギリシャ正教の三つに大別される。日本にキリスト教を伝えたザビエル(1506-1552)は、天文12年(1549)鹿児島に上陸、その後、平戸・山口を経て京都に至り、信者は60万を超えたとされている。当初、日本は宣教に好意的で、肥前大村の大村純忠、その兄で島原の有馬一族、五島の領主、豊後府内の大友義鎮、京都近辺では高山右近、内藤如安、結城山城守らが改宗しているが、豊臣秀吉は、九州征伐の後、禁教令を發布し、宣教師を国外に追放し、徳川家康は、はじめは宣教を黙認していたが、やがて鎖国政策とともにキリシタンへの弾圧を強めている。一方、長崎の浦上や離島などで、キリシタンの子孫がその信仰や風習を守り続けた集落があり、それらの人々は「かくれたキリシタン」と称されている。鉄川與助の出身地は長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷であり、大村藩外海のキリシタンは五島へ移住している。玉眞秀雄：教会建築, 彰国社, 1953. 3、高橋保行・土屋吉正・長久清・加藤常昭・奈良信・岩井要：教会建築, 日本基督教団出版局, 1985. 2、尾原悟：ザビエル, 清水書院, 1999. 2、桐敷真次郎『明治の建築』, 本の友社, 2001. 4。
- 8) 交差ヴォールトの稜線の下側に太いアーチを架け渡して、その弱点を補強したヴォールト。彰国社編：建築大事典第2版, 彰国社, p. 1733, 1998. 4。
- 9) 2015年2月 国は世界遺産に推薦した。なお、世界遺産の関連リストについては、長崎県のHP「長崎から世界遺産を [長崎の教会群とキリスト教関連遺産について](https://www.pref.nagasaki.jp/s_isan/about/)」[https://www.pref.nagasaki.jp/s\\_isan/about/](https://www.pref.nagasaki.jp/s_isan/about/) (2015年8月27日参照)を参考にしてている。具体的な候補は、①大浦天主堂と関連施設、②出津教会堂と関連遺跡、③大野教会堂、④日野江城跡、⑤原城跡、⑥黒島天主堂、⑦田平天主堂、⑧平戸島の聖地と集落、⑨旧野首教会堂と関連遺跡、⑩頭ヶ島天主堂、⑪旧五輪教会堂、⑫江上天主堂、⑬天草の崎津集落である。鉄川與助は、このうち、①の大浦天主堂関連施設である、旧長崎大司教館の新築工事、⑦田平天主堂新築工事、⑨野首天主堂新築工事、⑩頭ヶ島天主堂の新築工事と、⑫江上天主堂新築工事に従事し、平戸島でも天主堂新築工事に従事している。
- 10) 棟梁と職人の関係については、以下の書籍を参考にしてている。原澤東吾：日本建築経済史, 富山房, pp. 414-419, 1942. 1 兼喜会五十年史編纂委員会：清水建設兼喜会五十年, 清水建設東京兼喜会, pp. 4-5, 1969. 2。
- 11) 建築請負契約制度の整備過程に関する史料は、以下の書籍を参考にしてている。辰野金吾・葛西萬司共著：家屋建築事例, 須原屋, 1908. 9。建築学会編：『建築雑誌』建築請負契約書および工事請負規程, 1911. 1。小沼良成：近代日本建築学発達史 3編 施工, p. 440, 2001. 12。また、清水組請負の民間工事の約定書及び仕様書(明治21年/1883)については、以下の書籍を参考にしてている。古川修・永井規男・江口禎：新建築学大系 44 建築生産システム, 彰国社, pp. 87-89, 1982. 10。
- 12) 鉄川與助(1879~1976)は長崎県五島列島を中心に、長崎県、福岡県、佐賀県、熊本県に数多くの教会堂を建築している。明治12年(1879)1月13日長崎県南松浦郡新魚目町丸尾郷に大工鉄川与四郎・フミの6男1女の7人兄弟の長男として生まれ、長崎県南松浦郡榎津尋常小学校を卒業(1894)すると大工の修行に入る。明治39年(1906)土木建設業鉄川組設立。明治41年(1908)日本建築学会入会(準員)(建築雑誌 第22輯)。なお、鉄

川與助の入会資格は「大工」である(建築学会：建築雑誌二百六十三號附録 建築學會會員住所姓名録, p. 90, 1908. 11)。大正 2～12 年(1913～1923)魚目村村會議員。昭和 19 年(1944)鉄川組を第一土建会社に統合。同社取締役就任。昭和 24 年(1949)鉄川工務店に名称変更。昭和 34 年(1959)7 月建設大臣表彰、11 月黄授褒章受章、昭和 42 年(1967)11 月勲五等瑞宝章受章。昭和 51 年(1976)7 月 5 日横浜市にて没。鉄川與助の経歴は、主に、與助の五男・故鉄川喜一郎氏からの聞き取りによるが、喜一郎氏は、戸籍簿、家の位牌、および菩提寺である玩海寺に確認をとられたものである。

- 13) 第 3 章の與助の直筆史料にもある通り、與助は、請負契約関係書類でも「鉄川與助」と表記している。
- 14) 『私たちの歩み 一株式会社鉄川工務店経歴書一』, 鉄川工務店, 1968. (以後『鉄川工務店経歴書』) は、鉄川與助の主な経歴と、明治 39 年(1906)の鉄川組創業から昭和 42 年(1967)10 月竣工までの 355 件の工事实績が、発注者・施工場所・工事名・設計施工の別・構造・用途・竣工に分けて整理されている。それによると、與助は明治 39 年(1906)土木建設業鉄川組設立し、大正 2 年(1913)から 12 年(1923)は魚目村村會議員を務め、昭和 19 年(1944)鉄川組を第一土建会社に統合し同社取締役に就任している。昭和 24 年(1949)は鉄川工務店と名称を変更している。なお、『鉄川工務店経歴書』には、発行所、および発行年は記載されておらず、長崎電通で作成したと伝えられている。しかし、昭和 42 年(1967)10 月竣工までの工事实績が記載されていることから、この後の発行と捉えられる。なお、與助は、昭和 42 年(1967)に勲章を受けていることから、これに併せて作成されたと推測される。そこで、本研究では昭和 43 年(1968)発行としている。
- 15) 『鉄川工務店経歴書』の記載内容については、以下の書籍にある。その一つは川上氏の論文で以下の書籍に所収されている。「長崎の教会建築史」川上秀人(『三沢博昭写真集 大いなる遺産 長崎の教会』所収), 三沢博昭, 智書房, pp. 176-178, 2000. 8。また、この他に、以下の書籍がある。太田清六：長崎の天主堂と九州・山口の西洋館, 理工図書株式会社, p. 179, 1982. 7。
- 16) 與助は、天主堂名を「奈摩内天主堂」と表記しているが、現在は「青砂ヶ浦カトリック教会堂」と名前を変えている。掲載本では、現在の表記に従い「青砂ヶ浦教会堂設計図」としたものと捉えられる。なお、奈摩内天主堂図面の作成時期は不詳である。
- 17) 山田氏の研究は、與助の五島の旧自宅を解体した時に回収された大工道具についての調査報告である。山田由香里：長崎・鯨賓館ミュージアム所蔵、鉄川与助の大工道具—長崎の教会堂建築の保存継承に向けた道具・技術・組織に関する調査研究(1)—, 日本建築学会九州支部研究報告第 49 号, 2010. 3。
- 18) 鉄川與助に関する既往の研究は以下の文献を参考にしている。佐久間巖・山本輝雄：所謂「かくれた切支丹」の里, 今村カトリック教会堂に就いて, 日本建築学会九州支部研究報告第 16 号, pp. 153～158, 1967. 2。畔柳武司：大工鉄川与助について, 日本建築学会東海支部研究報告, pp. 213～216, 1978. 2。畔柳武司：九州のカトリック教会堂建築—大工鉄川与助と教会堂建築について, 理工学部研究報告書 No23, pp. 134～141. 1983。川上秀人・土田充義：教会堂における折上天井について, 日本建築学会計画系論文報告集第 351 号, p p. 111～120, 1985. 5。川上秀人・土田充義、前川道郎：長崎県を中心とした教会堂建築における貫の位置について, 日本建築学会計画系論文報告集第 361 号, pp. 122～128, 1986. 3。川上秀人・土田充義・前川道郎：長崎県を中心とした教会堂建築の特徴について, 日本建築学会計画系論文報告集第 408 号, pp. 157～164, 1990. 2。川上秀人・土田充義・前川道郎：長崎県を中心とした教会堂建築の時代区分について, 日本建築学会計画系論文報告集第 410 号, pp. 135～142, 1990. 4。
- 19) 長崎市教育委員会管理部文化課：南山手の洋館 伝統的建造物群保存地区保存対策事

業報告書, p. 46, 1977. 3 には、「最初は伝道学校として建てられ、大正 7-8 年 (1918-19) 頃から司祭館として使用され、その後聖婢姉妹会本部となった」とあるが、旧長崎大司教館は大正 4 年 (1915) に竣工しており、竣工年が不詳であることと併せて、時期的に齟齬がある。

- 20) 本書は、長崎市企画財政部世界遺産推進室編集で、長崎県、および長崎市の関係部署で開示されているもので、一般に開示されている書籍ではない。筆者は、旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)の研究のために、この工事において、何が分かり、何が分からないかを確認する目的で、関係部署で、担当者の前で閲覧が許されたものである。
- 21) このほかに、取扱事務規定、報酬金請求書式、工事請負承認書、請負金支払承認書が掲載されている。
- 22) 天主堂と教会堂の使い分けについては以下の書籍を参考としている。彰国社編：建築大事典第 2 版，彰国社, p. 1144, 1998. 4。また、公教会については以下の書籍を参考としている。梅棹忠夫他監修：日本語大辞典，講談社, p. 717, 1995. 7。
- 23) 北村正光：明治工業史建築篇（上）明治後期産業発達史資料 第 225, 卷龍溪書舎, pp. 255-256, 1994。
- 24) 出典については、本章の 1-2-3(3)に記載している。

## 第2章

### 明治期における教会建築と建築工事請負の実態

## 第2章 明治期における教会建築と建築工事請負の実態

### 第1節 本章の目的と概要

本章では、我が国の明治期における教会建築と建築工事請負の実態を明らかにする。

最初に、教会や礼拝堂建築は、洋風建築を代表する建築と捉えられることから、明治期における洋風建築のうち、全国の教会・礼拝堂建築と、九州地方の教会・礼拝堂建築の実績を明らかにしたうえで、九州地方の與助の工事实績との関係を明らかにする。

次に、明治期における建築工事請負の実態を明らかにする。我が国における建築請負は、伝統的に大工・棟梁の組織で請負われてきた。しかし、明治以降の洋風建築導入期には、工事量の拡大に伴い、工事現場も拡大していくにつれ、工事全体を統括し、監理する能力が求められ、それに準じて約定書、心得書、契約書および工事請負契約規定の契約関係書類は整備されているが、明治期は、その整備過程にあると考えられる。また、このような過程においては、建築工事に関わる請負契約関係書類と、同じ用語を用いても、その意味は、時代の移り変わりの中で微妙に変化しているといえる。

そこで、はじめに、現代の工事契約と施工管理の過程を整理したうえで、明治期の建築工事請負における請負契約の推移と、請負契約関係書類の実態を明らかにする。明治期の建築工事請負契約とは、工事の契約方式や施工者選定方式のことであり、請負契約関係書類とは、約定書、心得書や契約書および工事請負規定などである。

これらの作業を通して、明治期の九州地方の各県における教会建築の実績と、與助の教会建築工事の実績の関係を具体的にし、同時代に行われていた建築工事請負の実態と、與助の建築工事請負についても概説し、その変遷過程を追求することができると考えられる。

本章は、以下のように構成される。

第2節では、本章で用いる資・史料について述べる。

第3節では、明治期における教会建築工事の実績として、全国の教会建築工事の実績を整理したうえで、そのうちの教会・礼拝堂建築の実績を整理する。次に、明治期の九州地方における教会建築工事の実績を具体的に検討し、與助の教会・礼拝堂建築の実績を具体的に明らかにする。

第4節は、明治期における建築工事請負の実態として、現代の建築業務の内容と過程を整理したうえで、明治期の建築工事請負における、約定書、心得書と、契約書と建築工事請負規定などの変遷について明らかにする。

第5節は、本章のまとめである。

## 第2節 本章で用いる資料

### 2-2-1 明治期における教会建築工事の資・史料

明治期における洋風建築工事は、すでに多くの研究者によって研究され、出版物でも取り扱われている。本章では、全国における洋風建築工事と、九州地方における洋風建築工事の実績を明らかにする目的から、以下の出版物と、鉄川與助の『証明願』を史・資料として検討する。

#### (1) 既往の出版物

- 1) 日本建築学会編：新版 日本近代建築総覧, 技法堂, 1983. 11。
- 2) 太田静六：長崎の天主堂と九州・山口の西洋館, 理工図書, 1982. 7。
- 3) 宮本健次：近世日本建築にひそむ西欧手法の謎「キリシタン建築」論・序説, 彰国社, 1996. 1。
- 4) 荻原 泉：天主堂を仰ぎ見て, 鶴岡カトリック教会, 1996. 6。

#### (2) 鉄川與助の明治期における建築工事实績の史料

- 1) 『証明願』1945. 8。

(1) 1) は、全国を北海道地区・東北地区・関東地区・甲信越地区・北陸地区・東海地区・近畿地区・中国地区・四国地区・九州地区・外地にわけて、我が国における近代建築を網羅的に調査し、それぞれ、建築名・所在地・建築年・構造概要・設計者・施工者・建築種別について整理している。本書には付表があり、付表-1 は、『日本近代建築総覧』掲載建築件数総表が、都道府県別に整理され、付表-2 は、地域毎に、明治・大正・昭和の竣工年代別、構造別の建築工事の件数が整理され、付表-3 は、建築種別一覧表（現存数）が整理されている。しかし、付表には件数のみが示されているもので、具体的な建築工事は不詳である。そこで、本研究では、建築総覧を資料として、明治期における建築工事を抽出し、地域毎に整理する。そのうえで、教会・礼拝堂建築の実績を地域毎に整理し、全国各地における明治期の洋風建築工事と、九州地方における実績を抽出する。(1) 2) は、長崎県内各地の天主堂 29 件と、九州各地の主な天主堂 6 件、および九州と山口県の西洋館について調査したものである。本研究では、前半の天主堂の調査を参考にする。(1) 1 3) は、「16 世紀の日本布教における適応の方法に関する重要な史料」として近世、日本に建てられた教会建築について記されているが、その方針は、近世のみではなく近代にまで影響して

いると考えられることから、明治期における教会建築について参考にする。(1)4)は、明治36年(1903)竣工の鶴岡カトリック教会が昭和54年(1979)に国の重要文化財に指定されたのをきっかけに、平成6年(1994)に補修工事が行われ、その際の教会の概要と修理の経緯、経過が記されている。

なお、(1)1)は、主に、調査時点で現存した建築についての総覧と捉えられ、欠落するものがあると判断される。そこで、本稿では、調査時点における現存の有無にかかわらず、明治期の教会および教会関係建築工事の実態を示すため、(1)2)と(1)3)、(2)1)に掲載されている明治期における教会建築を(1)1)に充当する。

(2)1)『証明願』は、昭和25年(1950)11月28日付で、明治39年(1906)桐古天主堂から、昭和25年(1950)慈恵院天主堂までの40件のカトリック教会およびカトリック関係の建築工事实績が記され、カトリック司祭古川重吉が証明したものである。『証明願』からは、建築工事名、建築場所、工事種別、構造、延床面積、階数、工事概算額、従事技術、従事期間が判る。

## 2-2-2 明治期における建築工事請負の資・史料

### (1) 請負契約に関する既往の出版物

- 1) 古川修・永井規男・江口禎：新建築学体系44 建築生産システム, 彰国社, pp. 151-216, 1982. 9。
- 2) 北村正光：明治工業史建築篇(上) 明治後期産業発達史資料 第225, 卷龍溪書舎, pp252-270, 1994. 11。
- 3) 小沼良成：近代日本建築学発達史3編 施工, pp. 402-410, 2001. 12。

(1)1)は、明治維新前と明治維新後の建築生産機構の変遷と実態について述べたもので、(1)1)から3)は、明治期以降の洋風建築における建築請負契約について述べている。

### (2) 請負契約関係書類に関する史料および既往の出版物

- 1) 英吉利法律学校新築工事約定書, 建築雑誌, No. 7, pp. 118-122, 1887. 7。
- 2) 日本土木会社「日本土木現場掛員心得書」、「工場心得書」、「煉瓦積職心得書」、「大工職方心得」、および清水組「場所掛心得」「煉化職方心得」  
建築学会: 建築雑誌 4(41), pp. 79-83, 1890. 0528。
- 3) 日本銀行本店新築工事: 建築雑誌 No. 65, pp. 129-132, 1892. 5。



- 4) 日本銀行大阪支店の建築工事心得書:建築雑誌, No. 135, pp. 93-100, 1898. 3。
- 5) 辰野金吾・葛西萬司共著:家屋建築實例, 須原屋, 1908. 9。
- 6) 日本建築学会:明治四十三年二月及至十月 建築請負契約書案作成委員會記録, 0612, 69. 003. 23. Ni。
- 7) 日本建築学会:『建築雑誌』No. 335, pp. 588-591, 1914. 11。
- 8) 兼喜会五十年史編纂委員会:清水建設兼喜会五十年, 清水建設東京兼喜会資料編, pp. 40-42, pp. 62-63, 1969. 2。
- 9) 古川修・永井規男・江口禎:新建築学大系 44 建築生産システム, 彰国社, pp. 87-89, 1982. 10。
- 10) 小沼良成:近代日本建築学発達史 3編 施工, pp. 440-446, pp. 578-580, 2001. 12。

近代建築の導入期は、建築工事の請負契約制度や仕様書を見直し、請負契約書の標準化を図る動きが始まっている。(2) 1) は、明治 20 年 (1887) に我が国で初めて施主と建築師、及び請負人が調印した約定書である。このほかに、(2) 9) は、明治 21 年 (1888) の清水組の R. プラネット邸別荘改築工事約定書および仕様書が掲載されている。(2) 7) は、明治 7 年 (1874) 工部省製作寮入札規則、明治 8 年 (1875) 工部省営繕局入札定則が掲載されている。(2) 8) は、明治 37-8 年 (1904-5) 当時の清水満之助店制定の契約書が掲載されている。

(2) 3) は、日本銀行本店新築工事に際して作成された書類で、建築概要および工程表と、重要な材料と、請負人名を規定している。(2) 4) は、日本銀行大阪支店の建築工事心得書で、一式請負人心得書 23 ケ條、工手間請負人心得書 19 ケ條、材料納方請負人心得書 15 條が作成されている。(2) 2) は、日本土木会社および清水組の職方心得で、それぞれの会社から職方へ公布されたものである。(2) 7) は、明治 13 年 (1880) の請負人心得が掲載されている。(2) 8) は、清水満之助店の協力会社の心得書が掲載されている。(2) 5) は、明治 41 年 (1908) に発行された家屋建築実例で、計画設計及監督の心得、および一式請負人心得書 36 ケ條と一式請負証書式、工手間請負人心得書 19 ケ條と工手間請負証書式、材料納方請負人心得書 15 ケ條と材料納方請負証式などが整理されている<sup>1)</sup>。(2) 6) は、明治 43 年 (1910) に建築学会で制定された建築請負契約書で、契約書 5 ケ條および工事請負規定 34 ケ條と、その作成の経緯が記されている。(2) 10) は、大正 3 年 (1914) に公布された建

築業協会の建築工事請負契約書 5 ケ條と請負規定 39 ケ條が掲載されている。

### 第3節 明治期における教会建築工事の実態

#### 2-3-1 明治期における教会建築工事の実績

明治期における洋風建築工事は、第2節 2-1 (1) 1) の附表-2 をみることで判明する。具体的には、国防上の軍事技術の習得と開発のための工場・造船所や旧陸軍・海軍の軍関係施設、官営の方針で企画された駅舎などの鉄道施設や、官公庁（開拓使・役場・庁舎・税関・裁判所・警察署）、学校などのほか、居留地<sup>2)</sup>では、外国人の商館・旅館や住宅、教会が建設され、事務所、銀行、郵便局、倉庫、医院・病院、社寺、商店、住宅、茶屋、霊廟、劇場、刑務所、灯台、発電所などが洋風建築で建築され、ダム、跨線橋、橋、砲台・要塞などの実績が、地域別に明らかにされている。

なかでも、教会および教会関係建築は、煉瓦造や石造で、塔屋があり、硝子窓や、蝶番を使う開き戸があるなど、洋風建築を代表する建築と捉えられる。

そこで、表 2-3-1 に、明治期における洋風建築と教会および教会関係建築の実績を整理した。表は、左列から、建築工事と地方を表している。建築工事は、明治期の洋風建築と、教会・礼拝堂建築に分け、地方は北海道地方・東北地方・関東地方・甲信越地方・北陸地方・東海地方・近畿地方・中国地方・四国地方・九州地方に分けて表している。

それによると、全国では 1,863 件の洋風建築があり、北海道は 253 件、東北地方は 160 件、関東地方は 295 件、甲信越地方は 125 件、北陸地方は 145 件、東海地方は 131 件、近畿は 326 件、中国地方は 150 件、四国地方は 52 件、九州地方は 226 件が確認される<sup>3)</sup>。また、教会および教会関係建築は 81 件で、北海道は 7 件、東北地方は 17 件、関東地方は 4 件、甲信越地方は 4 件、北陸地方は 2 件、東海地方は 3 件、近畿地方は 7 件、中国地方は 4 件、四国地方は 0 件、九州地方は 33 件が確認される<sup>4)</sup>。

建築工事	地方	北海道	東北	関東	甲信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
明治期の洋風建築		253	160	295	125	145	131	326	150	52	226	1863
明治期の教会・礼拝堂建築		7	17	4	4	2	3	7	4	0	33	81

凡例：①本表は、明治期における洋風建築と、教会・礼拝堂建築の建築工事実績を、地方別にあらわしている。日本建築学会編：新版日本近代建築総覧、技法堂、1983.11。②明治期における教会・礼拝堂建築は、①の出典を整理したものであるが、出典には、1983年の調査時点で現存しない建築は含まれておらず、調査から欠落した建築もあると捉えられることから、九州地方における以下の4件を追記している。追記したものは、佐賀県の佐賀市公会堂（明治44年/1911）と、長崎県の旧大名寺教会（明治13年/1880）、桐古天主堂（明治39年/1906）、及び鹿児島県のサンフランシスコザビエル教会（明治40年/1907）である。それぞれの出典は、佐賀市公会堂と桐古天主堂は、鉄川與助が自ら建築工事の実績を記した『証明願』（1945年）であり、旧大名寺教会とサンフランシスコザビエル教会は、太田静六：長崎の天主堂と九州・山口の洋館、理工図書、1982.7である。③長崎県の大浦天主堂は幕末期の建築であるが、明治期に含めている。

図 2-3-1 は、表 2-3-1 を図表化したもので、全国の教会および教会関係建築と、洋風建築の関係を横方向に棒グラフで表したものである。

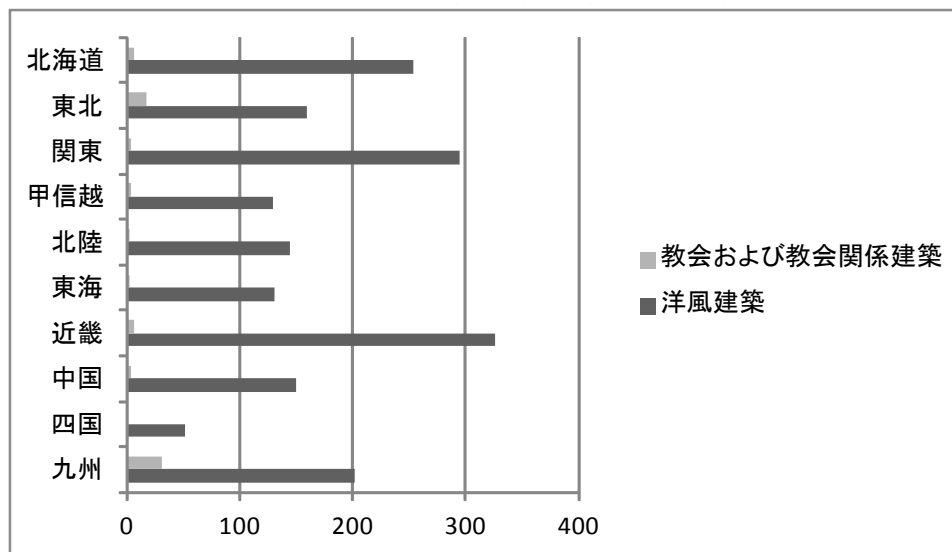


図2-3-1 明治期における洋風建築と教会および教会関係建築の実績

洋風建築が近畿地方に一番多いのは、それまで都の中心であり、近代建築が導入された直後から数多く建築された結果と考えられる。次に、多いのは関東地方であるが、これは、明治以降、首都東京を中心に、建築も近代化された結果であると考えられる。次いで、多いのは北海道であるが、これは、明治以降、開拓使は、積雪寒冷地に、石造・煉瓦造の近代建築を採り入れた結果と考えられる。また、九州地方では、歴史的に、鹿児島や長崎は外国に開かれた歴史を持っていることから、洋風建築も導入されていたものと考えられる。

写真 2-3-1 は、明治期の九州地方における洋風建築の 7 件を表している。写真は、長崎市のグラバー邸(文久 3 年/1863)、鹿児島市の尚古集成館(慶応元年/1865)、旧長崎ホテル(明治 31 年/1898)、旧香港上海銀行(明治 37 年/1904)、旧鹿児島刑務所(明治 41 年/1908)、福岡市の旧日本生命九州支店(明治 42 年/1909)、佐賀県唐津市の旧唐津銀行(明治 45 年/1912)で、グラバー邸は木造、旧長崎ホテルと旧日本生命九州支店は煉瓦造、そのほかは石造である。また、用途も、外国商人の邸宅、銀行、保険会社の商業施設、ホテル、工場、刑務所と多岐にわたって、建築されていたことが分る<sup>5)</sup>。

		
グラバー邸	尚古集成館	旧長崎ホテル (写真左) (明治31/1898)年 コンドル設計
文久3(1863)年 設計・施工者不詳	慶応元(1865)年 設計・施工者不詳	旧香港上海銀行長崎支店 (写真中央) (明治37/1904)年 下田菊太郎設計
		
旧鹿児島刑務所正門	旧日本生命九州支店 (福岡市赤煉瓦文化館)	旧唐津銀行
明治41(1908)年 山下啓次郎設計	明治42(1909)年 辰野金吾設計	明治45(1912)年 辰野金吾設計

写真2-3-1 明治期の九州地方における洋風建築

写真 2-3-2 は、初期の日本家屋風の教会建築として、長崎県の教会堂を示しているが、妻面出入口に十字架を掲げ、日本家屋が教会堂として転用されていたと考えられる。初期の教会堂は、日本家屋を転用したものや、新たに従来の和風建築で教会を建築したものがあったことが知られているが、設計・施工者などは明らかにされていないものが多い。

表 2-3-2 は、明治期における教会および教会関係建築について、具体的に整理したものである。表は、左列から、No.、地方、建築工事名、所在地、建築年、構造、設計者、施工/請負、備考に分けている。

明治期の教会および教会関係建築では、設計、施工者、もしくは請負人の判らない建築も多い中で、外国人設計者が設計を行っている建築は、コンドル<sup>6)</sup>はニコライ堂(明治24年/1891)、ゼールは千葉教会(明治28年/1895)、ハンセルは聖アグネス教会(明治31年/1898)、ブルート・ハムは旧魚津教会(明治39年/1906)、ガーディナーは聖ヨハネ教会(明治40年/1907)、スワガーはトラピストの灯台の聖母修道院本館(明治41年/1908)、ヴォーリスは福島教会(明治42年/1899)<sup>7)</sup>を設計していることが明らかにされている。



写真の年代は不詳であるが、出典は以下の文献で、教会の下段に出典の掲載頁を表している。  
 キリスト信者発見100周年行事委員会編：カトリック長崎大司教区100年のあゆみ, 1965. 3。

写真2-3-2 初期の日本家屋風の教会建築

No	地方	建築工事名	所在地	建築年	構造	設計者	施工/請負	備考
1	北海道	日本基督教団元浦河教会(旧元浦河組合基督教会)	北海道浦河郡浦河町字荻伏町15	27	木1		音瀬忠左衛門	M27.7.22献堂式。現在、開拓の村に移築。
2		札幌カトリック教会司祭館(旧会堂)	北海道札幌市中央区北1東6	31頃	石2			
3		日本基督教団札幌教会(旧札幌美以教会堂)	北海道札幌市中央区北1東1	37	石1	間山千代勝	前野増蔵	M37.8.17定礎。38.1.19献堂式。
4		日本聖公会小樽教会	北海道小樽市東雲町10-6	40	木1			
5		灯台の聖母修道院本館(トラピスト)	北海道上磯郡上磯町三ツ石	41.0	煉3	スワガー		地階1
6		カトリック元町教会	北海道函館市元町15	41頃	煉1		本田保造	T10内部焼失、T13修理、鐘楼新設RC
7		住ノ江カトリック教会(旧佐々木清二郎)	北海道小樽市住ノ江2丁目2	44前	木1			
8	東北地方	カスチャンセンター(旧東奥義塾外人教師館)	青森県弘前市下白銀町128	36	木2	本間俊平		
9		弘前教会	青森県弘前市稔町	39	木2	桜庭駒五郎	同左	移築復元。一部畳敷。S53重文
10		日本キリスト教団弘前教会会堂(旧弘前礼拝堂)	青森県弘前市元寺町	39	木2	桜庭駒五郎	斉藤伊三郎	
11		弘前天主公会	青森県弘前市元寺町小路	40	木1			
12		弘前カトリック教会	青森県弘前市白石町	43	木1	オージェ神父	横山常吉	
13		石巻ハリストス正教会	宮城県石巻市中島	13	木1			移築保存。現存最古のハリストス正教会堂。1F集会堂,2F教会。石巻市指定有形文化財
14		湊町ハリストス正教会	宮城県石巻市中島	14	木1			
15		東六番丁教会堂	宮城県仙台市東六番丁	30	木2			カトリック
16		東六番町教会堂	宮城県仙台市東六番丁	36	木2			プロテスタント
17		北五十人町教会堂	宮城県仙台市北五十人町	40	木			漆喰壁
18		二十人町教会堂	宮城県仙台市二十人町	40	木			漆喰壁
19		気仙沼天主公会堂	宮城県気仙沼市西八幡前	44	木1			
20	北鹿ハリストス聖教会聖堂	秋田県大館市曲田80	25	木1	東京ニコライ堂工事関係者		室内ビザンチン様式。県文化財	
21	鶴岡カトリック教会	山形県鶴岡市馬場町	36	木石	マトン神父	相馬富太郎	設計バビノ神父(仏)。S54重文。	
22	カトリック教会(旧桑折町戸長役場)	福島県伊達市桑折町陣屋	17	木1				
23	日本キリスト教団福島教会	福島県福島市天神町6	42	煉1	ヴォーリズ(米)		塔3階	
24	福島聖公会堂	福島県福島市本町	末	煉1				

25	宮寺カトリック教会	埼玉県入間市宮寺2837	44	木1	メイラン神父	大工	
26	千葉教会教会堂	千葉県千葉市市場町9-20	28	木1	ゼール(独人)	近江某(大工)	
27	ニコライ堂	東京都千代田区神田駿河台4-1	24	煉	コンドル	長郷泰輔	関東大震災後、岡田信一郎により修復。S37重要文化財
28	横浜司教館	神奈川県横浜市中区山手町4	43	木2	妻木頼黄・鎗田作造		旧相馬永胤邸。S12東京より移築
29	日本聖公会軽井沢教会 ショー記念聖堂	長野県北佐久郡軽井沢町旧軽井沢	23	木1			軽井沢初期の教会堂
30	ユニオン・チャーチ(旧鉄道工事技師クラブ)	長野県北佐久郡軽井沢町旧軽井沢	24	木2			ヴォーリスが改造
31	長野聖救主教会	長野県長野市西長野6	31	煉1			
32	市川教会	山梨県西八代郡市川大門6丁目	30	木1			
33	日本基督教団魚津教会(旧日本メソジスト教会魚津教会)	富山県魚津市本町2-14-27	39	木2	ブルード・ハム		
34	小浜聖ルカ教会	福井県小浜市千種2-9-22	28	1F煉, 2F木		宮川(大工)	S6に2階増築。改造時の設計パーガミニ神父。施工大木吉太郎。
35	柏久保ハリストス教会堂	静岡県田方郡修善寺町柏久保	20	木2		三田梅作	控所(M15、木1)
36	名古屋聖母教会司祭館	愛知県名古屋市中区主税町	22	木2			
37	名古屋聖母教会	愛知県名古屋市中区主税町	37	木1	シュレル神父		
38	聖ザビエル天主堂	京都市中原区河原町三條	23	煉1(RC)	バビエーノ神父	パテロ・横田	現在は明治村(愛知県犬山市内山)に移築
39	宮津カトリック教会	京都府宮津市宮元町	29	木1	ルイ・ルラブ神父	太井正司	
40	聖アグネス教会会堂(平安女学院)	京都府京都市上京区下立売通烏丸西入ル	31	煉1	ハンセル		
41	京都ハリストス正教会会堂	京都府京都市中京区柳馬場通夷川下ル	36	木1	松室重光		
42	聖ヨハネ天主堂	京都府京都市下京区河原町通五條	40	煉1・木(RC)	ガーディナー		S40重要文化財/現在は明治村(愛知県犬山市内山)に移築
43	聖マリア教会礼拝堂聖堂	京都府京都市左京区入江町8	43	煉1			阪神淡路大震災で被害。再建2000年
44	下山手カトリック教会	兵庫県神戸市中央区下山手通7	43	煉1			阪神淡路大震災で倒壊。再建せず、カトリック中央教会と統合。
45	高粱キリスト教会	岡山県高梁市柿木町1	22	木1		吉田伊平	下見板張
46	天城教会会堂	岡山県岡山市藤戸町天城	23	木1	吉田伊平		下見板張
47	笠岡教会会堂	岡山県笠岡市笠岡	26	木2	朝野富平・小林芳太郎	小林芳太郎	漆喰塗
48	日本メソジスト山口教会	山口県山口市後河原138	40	木2	本間俊平	上野保平	塔付
49	大名町カトリック教会旧聖堂	福岡県福岡市中央区大名2丁目7-7	27	煉1	仏人宣教師ベレル神父		市内で最古の近代建築。前方の祭壇を失い後方を部屋にしている。
50	今村カトリック教会	福岡県三井郡大刀洗町大字今	T2	煉2	本田保神父	鉄川與助	福岡県指定文化財
51	佐賀市公教会	佐賀県佐賀市中央本町	44	木2	山口宅助神父	鉄川與助	戦災消失
52	大浦天主堂	長崎県長崎市南山手町5-3	元治元	木骨ナマコ壁	ヒウレ神父・ブチジャン神父	小山秀之進	明治8年増築。間口を左右に拡大し、奥行も広げ、面積を倍に拡大。S28国宝
53	羅典神学校	長崎県長崎市南山手町5-3	8	木3	ド・ロ神父		S47重要文化財
54	土井浦(旧大曾)天主堂	長崎県南松浦郡若松町土居浦853	12	木1			改造大
55	旧大名寺教会	長崎県西彼杵郡伊王島	13	木1	フレル神父	大渡伊勢吉	平成6年明治村に移築されている。
56	五輪(旧浜輪)天主堂	長崎県福江市蕨町五輪	14~30	木1			
57	出津天主堂	長崎県西彼杵郡外海町出津2633	15	煉1	仏人宣教師ド・ロ神父		S47県指定文化財
58	立谷カトリック教会	長崎県南松浦郡玉ノ浦町立谷	15~20	木1			
59	聖嫂姉妹会本部	長崎県長崎市南山手町5-3	15~35	木2			
60	江袋天主堂	長崎県南松浦郡新魚日町江袋	20頃	木1			2007年火災。2010年復元。
61	旧上神崎天主堂	長崎県平戸市大久保町220	24	木1			
62	大野天主堂	長崎県西彼杵郡外海町大野郷	26	石1	仏人宣教師ド・ロ神父		S47県指定文化財
63	井持浦天主堂	長崎県南松浦郡玉の浦井持浦	28	煉1	仏人宣教師ベレル神父		1987年台風で倒壊。翌年RC造で再建。
64	中町天主堂	長崎県長崎市中町1-13	29	煉1	仏人宣教師バビエーノ		戦災消失。1951年再建。
65	神之島天主堂	長崎県長崎市神ノ島町2-148	30	煉1	仏人宣教師ジュラン		県重要文化財
66	マリヤ園	長崎県長崎市南山手町12-17	31	煉3	仏人宣教師センネッツ		M30.7.27竣工。M31.7.19祝別。
67	宝亀カトリック教会	長崎県平戸市宝亀町1170	32	煉1	マタラ神父		
68	黒島カトリック教会	長崎県佐世保市黒島町333	33	煉1	マルマン神父	前山佐吉	三廊、柳天井。祭壇にタイル施工
69	桐古天主堂	長崎県南松浦郡若松町桐古里郷	39	木煉	ヒウゼ神父		既設天主堂の増改築工事である。
70	旧若松大浦天主堂	長崎県南松浦郡若松町宿ノ浦郷大浦	39頃	木1			民家に転用
71	冷水天主堂	長崎県南松浦郡上五島冷水	40	木1	大崎八重神父・鉄川與助	鉄川與助	
72	旧野首天主堂	長崎県北松浦郡小値賀町野首	41	煉1	中田藤吉神父・鉄川與助	鉄川與助	廃堂

73	堂崎天主堂	長崎県福江市奥浦町堂崎2019	41	煉1	ペルー神父	棟梁野原某・大工鉄川與助	S49県重要文化財
74	青砂ヶ浦天主堂	長崎県南松浦郡上五島青砂ヶ浦	43	煉1	大崎八重神父・鉄川與助	鉄川與助	『証明願』にはS24増改
75	楠原天主堂	長崎県南松浦郡岐宿町東楠原	43	煉1	チリ神父・鉄川與助	鉄川與助	
76	山田天主堂	長崎県北松浦郡生月町山田免末永	44	煉1	片岡高峻神父・鉄川與助	鉄川與助	
77	大佐志天主堂(旧古田天主堂)	長崎県平戸市大佐志町223	45	木1			
78	旧長崎大司教館新築工事	長崎県長崎市南山手町	T4	地下1・煉	ド・ロ神父、鉄川與助	鉄川與助	
79	カトリック教会	熊本県人吉市寺町	36	木2	コール神父	池永清八郎	コロニアル風
80	フランシスケン修道院	熊本県人吉市寺町	43	木2	山田儀太郎	同 左	
82	サンフランシスコザビエル教会	鹿児島県鹿児島市山下町	40	石造	ラゲ神父		戦災消失。再建。

凡例: ①本表は明治期の教会関係の建築工事を都道府県別・建築年代順に整理したもので明治期79件の教会および教会関係建築をあらわしている。②出典は、日本建築学会編:日本近代建築総覧,技法堂,1983.11をもとにしたものである。出典には、1983年の調査時点で現存しない建築は含まれていないものもあり、調査から欠落した建築もあると捉えられるが、明治期における洋風建築と教会・礼拝堂建築の傾向をみる資料として用いている。③No.54の旧大名寺教会(明治13年/1880)と、No.79のサンフランシスコザビエル教会(明治40年/1907)の出典は太田静六:長崎の天主堂と九州・山口の洋館,理工図書,1982.7であり、No.50の佐賀市公教会(明治44年/1911)と、No.68の桐古天主堂(明治39年/1906)の出典は、鉄川與助が自ら建築工事の実績を記した『証明願』(1945年)によるものであり、九州地方の教会・礼拝堂建築の実績に含めている。④所在地は、出典に記載されているもので、現在は町名変更で表記が変わっているものがある。⑤建築名の太字は鉄川與助が関与した建築を示す。⑥No.50今村天主堂新築工事、および、No78旧長崎大司教館新築工事は、大正初期であるが、本研究の対照としていることから、明治期の建築工事としてあらわしている。⑦建築年は明治時代を示している。

また、日本人設計者では、松室重光が京都ハリストス正教会(明治36年/1903)、妻木頼黄は横浜司教館(明治43年/1910)の設計を行っている。

一方、宣教師は、ヒウレ神父とプチジャン神父は大浦天主堂(元治元年/1864)を設計したのを始めとして、ド・ロ神父は旧



宮寺カトリック教会 (明治43/1910年)

設計:メイラン神父,施工:不詳の大工

外観

内部(現在も畳式である。)

写真2-3-3 宮寺カトリック教会

羅典神学校(明治8年/1875)、出津天主堂(明治15年/1882)、大野天主堂(明治26年/1893)、パピーノ神父は聖ザビエル天主堂(明治23年/1890)、中町天主堂(明治29年/1896)、ペレール神父は大名町カトリック教会旧聖堂(明治27年/1894)、ペルー神父は井持浦天主堂(明治28年/1895)、堂崎天主堂(明治41年/1908)、ルイ・ルラブ神父は宮津カトリック教会(明治29年/1896)、ジュラン神父は神之島天主堂(明治30年/1897)、センネッツ修道士はマリア園(明治31年/1898)、マタラ神父は宝亀カトリック教会(明治32年/1899)、マルマン神父は黒島カトリック教会(明治33年/1900)、マトン神父は鶴岡カトリック教会(明治36年/1903)、ヒウゼ神父は桐古天主堂(明治39年/1906)、ラゲ神父はサンフランシスコザビエル教会(明治40年/1907)、チリ神父は楠原天主堂(明治43年/1910)、メイラン神父は宮寺カトリック教会(明治44年/1911)を設計している。

日本人の宣教師によるものは、修道士本間俊平が旧東奥義塾外人教師館(明治 36 年/1903)の他に、大崎八重神父が冷水天主堂(明治 40 年/1807)、青砂ヶ浦(奈摩内)天主堂(明治 43 年(1910)、中田藤吉神父が旧野首天主堂(明治 41 年/1908)、山口宅助神父が佐賀市公教会(明治 44 年/1911)と、片岡高峻神父が山田天主堂(明治 44 年/1911)を設計している。

このような実績から、教会、および教会関係建築の設計は、初期は外国人の建築家や宣教師の設計によるものであったといえる。その後、日本人の宣教師が誕生したとも関係があると考えられるが、明治 30 年代後半頃からは、日本人の宣教師や修道士が設計を担当した建築もある。

宣教師の設計の詳細については不詳の点もあるが、それぞれの宣教師は、自分の出身地や、来日する前に見たり、馴染んでいた教会建築について伝えたと推測される。

次に、施工、および請負に目を向けると、音瀬忠左衛門、前野増蔵、本田保造、桜庭駒五郎、斎藤伊三郎、相馬富太郎、斎藤信吉、近江某、長郷泰輔、宮川、三田梅作、ペテロ横田、太井正司、吉田伊作、小林芳太郎、上野保平、小山秀之進<sup>8)</sup>、池永清太郎、山田儀太郎、野原棟梁と、鉄川與助等の氏名は明らかにされている。それぞれ従事したのは 1 件もしくは 2 件あるなかで、鉄川與助は 9 件に従事していることが判った<sup>9)</sup>。

なお、教会堂を建築する方針<sup>10)</sup>として、

- a) 正面性について、仏寺のように広い間口を正面とせず、西欧の教会と同様に狭い間口を正面とし、奥行を深くすること。
- b) 礼拝堂の両側には座敷を設けて、扉を開けば一体となること。
- c) 全面に日本式の縁側をもった小庭を設けること。
- d) 付近に屋根付の足洗場および便所を設けること。
- e) 隣接して女性用の座敷を設けること。

とし、全体としての方針として、

- a) 日本の大工技術によって施工されること。
- b) 一度に完成出来ない場合は、増築しつつ完成すること、としている。

このように、我が国の教会の建築形式は、平面的には、狭い間口と深い奥行で計画され、建築に際しては、日本の大工技術によって施工されたもので、その建築の方針は、近世から近代に受け継がれていると考えられる。



### 2-3-2 明治期の九州地方における教会および教会関係建築工事の実績

表 2-3-3 は、九州地方における教会・礼拝堂建築と、鉄川與助の教会・礼拝堂建築の実績を整理したものである。表は、左列から、建築工事と、県に分けたもので、建築工事は、九州地方の教会・礼拝堂建築、および鉄川與助の教会・礼拝堂建築に分けている。県は、九州地方の福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の 7 県に分けている。

九州地方における教会・礼拝堂建築 33 件は、福岡県 2 件、佐賀県 1 件、長崎県 27 件、熊本県 2 件、大分県 0 件、宮崎県 0 件、鹿児島県 1 件、沖縄県 0 件である。なかでも、鉄川與助の教会・礼拝堂建築の実績 9 件は、福岡県 1 件、佐賀県 1 件、長崎県 7 件で、9 件ある。

建築工事	県名	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
九州地方の教会・礼拝堂建築		2	1	27	2	0	0	1	0	33
與助の教会および教会関係建築工事		1	1	7	0	0	0	0	0	9

凡例: ①表は、明治期の九州地方における洋風建築と、教会および教会関係建築工事の実績を各県別にあらわしている。

図 2-3-2 九州地方における明治期の県別教会および教会関係建築の実績は、表 2-3-3 を横軸に棒グラフで表したものである。九州地方では、洋風建築は長崎県に一番多く建てられ、続いて福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、大分県、宮崎県に建てられている。

一方、教会および教会関係建築は、九州地方の凡そ 80%は長崎県に建築されていることが判る。

したがって、長崎県には全国の凡そ 3 割を超える教会および教会建築があり、與助は、そのうちの

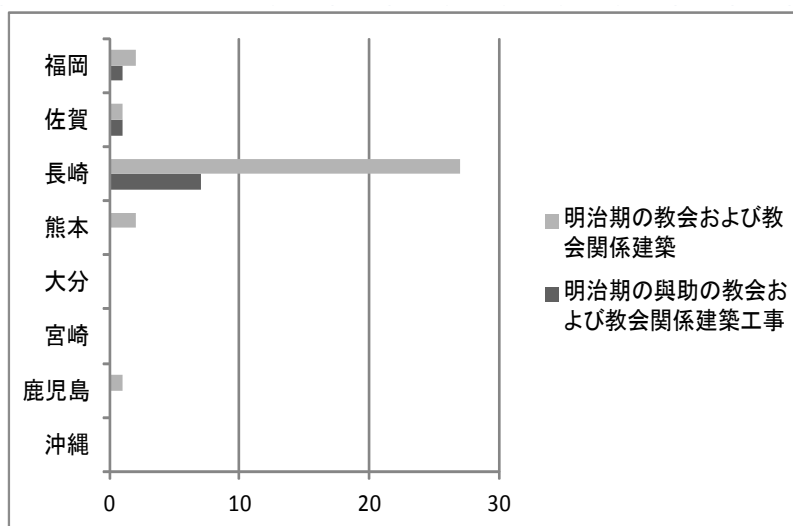


図2-3-2 九州地方における明治期の県別教会および教会関係建築と與助の実績

凡そ 3 割を建築していることが明らかになった。また、この建築件数は、明治期の全国の教会建築の凡そ 1 割を超える建築実績であることが判った。

## 第4節 明治期における建築工事請負の実態

### 2-4-1 現代の工事契約と施工管理の過程

図2-4-1 現代の工事契約と施工管理の過程は、現代における工事契約と施工管理の流れを整理したものである<sup>11)</sup>。

建築主は、設計図書が完了すると工事の実施方式を定め、施工者を選定する。施工者が決まると、建築主と施工者は相互に契約を結ぶ。これを工事請負契約という。

施工者は、契約内容を履行するため、現場組織を編成し、施工管理を行う。ここでは、材料の調達や、予算管理、工事工程、安全管理、環境保全などの施工管理が確実に管理され、施工についての不透明さがなく契約になっていると考えられる。

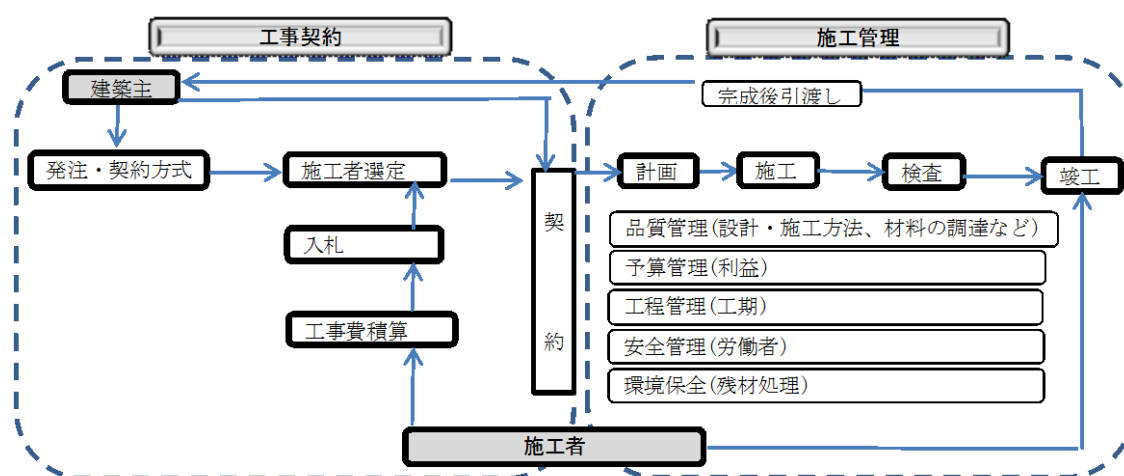


図2-4-1 現代の工事契約と施工管理の過程  
出典：大野義照：建築施工, 実業出版株式会社, 廣濟堂, p. 216, 2009. 2。

工事の発注方式は、官公庁等、即ち公共工事であるか、民間工事であるが、また、設計と施工を一括で発注するか、分離するかによって異なるが、入札と特命、見積合せがある。

入札は、請負価格を文書に記載して発注者に指示することで、複数の建設業者のなかから選び出す方法であり、明治期から行われている。なお、入札制度は、会計法<sup>12)</sup>で採用されたことを契機として、多くの建築業者は入札の機会に恵まれる一方、入札には敷金その他の準備金と、資金が必要になった。

また、特命契約は、競争によらないで、建築主と建設業者の二者間で契約して、施工者を決定する方法である。見積合せは、複数の業者から個々に見積をとり、これらを比較検討して発注先を決める方法で、面前開札とはならないことから、関係者が他の競争者を確認出来ない点や、最低入札者が落札出来るとは限らないなど、

見積内容と質が問題になる点がある。

表 2-4-1 契約方式の種類は、工事内容や積算の方法により異なる契約方式を表したものである。請負方式は、工事の範囲により、一式請負と、分割請負があり、積算の方法によっては、定額請負と単価請負がある。また、この他に、実費報酬加算式請負がある<sup>13)</sup>。

請負方式	工事の範囲	一式請負	工事の全部を一括して施工者に請負わせる方式。総合請負ともいう。	工事の全部を一括して施工者に請負わせるもので、総合請負ともいい、最も多く利用される。
		分割請負	工種により、工事を分割してそれぞれの専門業者に請負わせる方式。	工事を分割して別々の施工者に請負わせるもので、専門工事別、工程別、工区別の3種類がある。一般に、大規模な工事に採用されることが多い。
	積算の方法	定額請負	工事費の総額を契約金額として定める方式。	最も一般的な方式である。
		単価請負	各種種別部分工事をさらに細かい項目に分けた内訳明細と単価を明示させ、これに発注者の示す数量を掛けて契約金額を定める方式。	着工が早く、数量変更にも問題は少ないが、資材費や労務費を節約しようとする意欲に欠けやすい。
実費報酬加算式請負			発注者と施工者が打合せをしながら材料費、労務費を見積もり、工事を実施していくもので、施工者は出来高に応じて打合せにより決められた報酬を受け取るように契約する方式。	報酬算定方式には、建築主の利益を確保しながら、施工者の努力が報いられるようにする2、3の方式がある。現在は、着工前に、工事金額を確定し報酬を算定することが困難な、改修工事などに利用されている。

分割請負は、各職別あるいは工事別に、それぞれの専門業者に請負わせる方式である。分割請負の長所としては、設計・施工上の誤りが少なく、専門的な部分にまで建築主の意見が反映されることがあるが、一式請負に比べて工事の管理が煩雑になりやすい欠点がある。

定額請負は、総工事費を請負金額として契約するもので、従来から行われている最も一般的な方式である。単価請負は、工事金額を構成する数量をつかみにくい時、その単価だけをあらかじめ契約し、工事終了後に実施数量を清算する方式である。この方式は着工が早く、数量変更にも柔軟に対応できるが、資材費や労務費を節約する意欲に欠ける点が指摘される。

実費報酬加算式は、実費精算方式ともいわれ、発注者と施工者が打合せをしながら、材料費、労務費を見積り、工事を実施していくもので、施工者は出来高に応じて、打合せにより決められた報酬を受け取る契約である。

## 2-4-2 明治期の建築工事請負における請負契約の推移

### (1) 工事契約方式

#### 1) 直営と一式請負

図 2-4-2 は、明治期における工事請負のうち、直営と、一式請負の、建築主と、職人や材料の関係を整理したものである。

直営方式は、江戸時代を通じて広く行われている方式である。建築主は工事を元請に依頼せず、自ら労務、材料、施工機械などの調達と施工管理を行い、明治初期の洋風官庁建築がこの方式によって行われたとされている<sup>14)</sup>。請人として工事を担当するのは、主に棟梁・親方層である。建築主は、自ら、専門の技術者を招致し、材料、職人を手配し、建築主自ら統一の任に当たり、監督も行うものである。

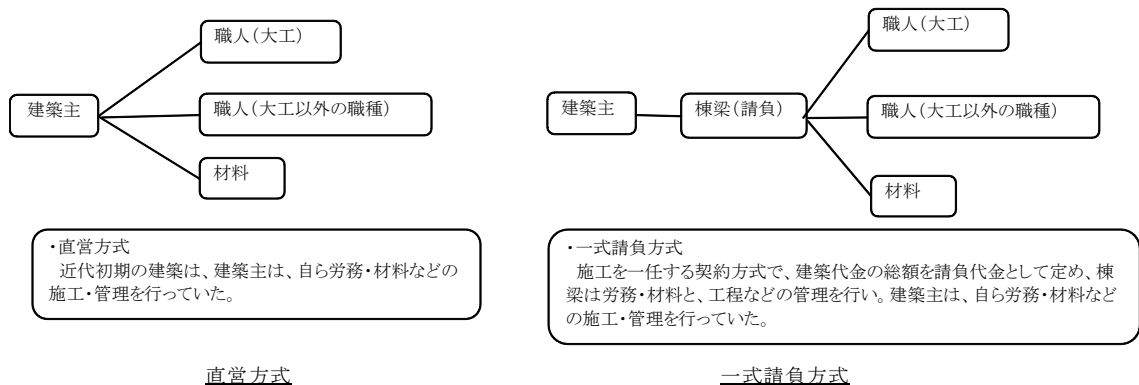


図2-4-2 施工者選定方式

図2-4-3は、明治期の一式請負における建築工事の請負内容と過程を表している。一式請負は、建築主は棟梁に施工を一任する契約で、建築代金の総額を請負代金として定め、決められた期間内に完成させる約束で、建築工事の全てを下請業者に請負わせ、これを総合管理すると共に、機器、新材料、下請職（労務）を流用できる利点がある。一方、建築主は、下請と直接、接触することがないことから粗悪工事を見逃す恐れがあり、工事代金についても、一式では詳細が分からないことから不正があっても見つけにくい欠点がある。

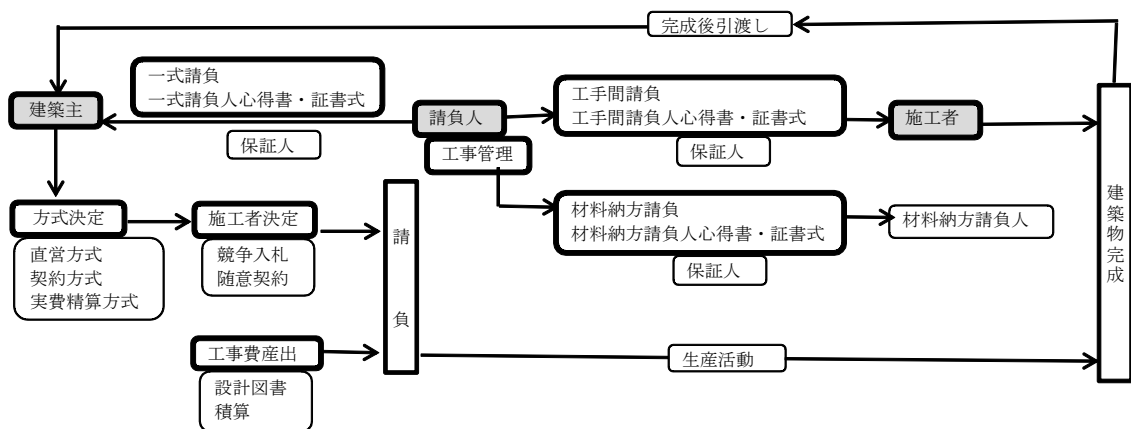


図2-4-3 明治期の一式請負における建築工事の請負内容と過程

出典：脇山広三：建築施工，実業出版株式会社，廣濟堂，p. 13, 2004. 2.

表 2-4-2 は、明治 20 年（1887）当時の、建築学会会員の新築工事における一式請負 32 件の状況を表したものである。一式請負は、東京、仙台、富山、宇都宮、大阪、京都、滋賀、名古屋、熊本と全国に広がっている<sup>15)</sup>。

洋風建築は直営で出発したとされ、一式請負の欠点も指摘されているが、明治 20 年(1887)当時には、凡そ 80%が一式請負に切り替わっていることが分る<sup>16)</sup>。

## 2) 実費報酬加算式

実費報酬加算式は、実費精算ともいわれており、表 4-2-3 にその記載内容を示している。

No.	地域	建築工事名	建築師	受給人	
1	府下 分	日本橋区兜橋洪沢栄一君新宅	辰野金吾君	清水満之助君	
2		神田区錦町英吉利法律学校新築	前 全 君	前 全 君	
3		日本橋区茅場町海上保険会社新築	前 全 君	星野巖松君	
4		本郷区旧加賀邸工科大学新築	前 全 君	日本土木会社	
5		市ヶ谷加賀町秀英舎工場新築	久留正道君	不明	
6		深川区佐賀町岩崎弥之助君新宅	ジョサイヤ・コンドル	分業	
7		駿河台ニコライ寺新築	前 全 君	長郷泰輔君	
8		麹町区番町青木周蔵君新宅	松崎萬長君		
9		全区外務省構内官舎			
10		全区三年町外務省官舎			
11		青山北町桂太郎君新宅			
12		麹町区永田町旧仏国公使館跡外務省官舎3棟新	日本土木会社 新家孝正君	日本土木会社	
13		麹町区富士見町華族女学校新築			
14		江戸橋日本郵船会社倉庫修繕	藤本壽吉君	星野巖松君	
		通信省構内新築5棟	佐竹七次郎君	星野巖松君	
15		木挽町東京電信局構内新築			
16		深川区上大島村綿布会社新築	滝大吉君	富樫文治君	
17				和泉孝次郎君	
18		鹿鳴館内東京倶楽部建足シ	前 全 君	清水満之助君	
19		京橋区滝山町小林義雄君住宅改造	前 全 君	鈴木太郎左衛門君	
		神田区淡路町萬代軒新築	前 全 君	富樫文治君	
20		小石川区茗荷谷デクソン氏住宅新築	前 全 君	富樫文治君	
21		麹町区内山下町ホテル新築	チーチェ君	日本土木会社	
22			マンツ 君		
23		芝区三田慶応義塾講堂新築	藤本壽吉君	不明	
24		府外 分	仙台高等中学校新築	山口半六君 久留正道君	不明
25			京都前全断		日本土木会社
26			熊本前全断	不明	
27			滋賀県庁新築	尾原益知君	日本土木会社
28			大阪府下高麗橋電信分局新築	日本土木会社 船越欽哉君	日本土木会社
29			富山県県会議事堂新築	滝大吉君	分業
30			全県上新川郡郡役所兼郡会議事堂新築		分業
31	野洲宇都宮川村傳衛君別荘新築		村田重三郎君		
32	名古屋電信分局新築		日本土木会社 田中豊輔君	日本土木会社	

凡例:①明治20年(1887)当時の、建築学会会員の建築工事における設計者と請負者の状況をあらわしたものである。②出典は『建築雑誌』(18870928) 雑報 本文pp.140-141による。

一式請負では、請負人が途中で不正な利益をあげるのではないかと不信感を持たれることがあったが、実費報酬加算式は、最初に請負人の報酬を決め、注文者の

時代	呼称	記載内容	出典
明治時代	実費報酬加算式	「最近に於いて委託工事なる形式生じたり。此の方法は所謂実費報酬加算式にして、注文者が一定の金額を以て請負はしむるに非らずして、請負者は注文者の委任を受け、注文者に変わって工事を施工し、之に要せし費用は、その都度注文者より交付を受けて支払手続きを為す等、総て注文者の代理たる位置に在りて工事の進捗を図るものなり。而して之に対して、請負人は一定の手数料を得る方法なり。これは物価の工程に準拠して施工し得べき便宜ある故に、請負人をして決して損失を招かしむることなく、随って工事の粗笨を致すことなり。 施工者は注文者の委任を受け、注文者に代わり工事を施工。之に要せし費用は、その都度注文者より交付を受け、工事の進捗を図る。	北村正光: 明治工業史 建築編(上), 龍溪書舎, pp.252-256, 1994.11
	実費報酬加算式施工契約制度	建築工事契約の方式としての実費報酬加算式施工契約制度が採用されたのもこの時期であった。 熊本第一銀行(大正6/1917)が古い例。・大正時代に、有楽館(1922), 丸ビル(1923), 郵船ビル(1923),	稲垣栄三: 日本の近代建築(その成立過程), 鹿島出版会, p.201, 1999.6
	報酬加算式建築施工契約制度	工事の担当者が建築工事を施工し、これに対して『利益を込めない実際の費用だけを建築主に負担せしめ、これと併せて従来からの利益に替えて、自分の労務に対して適当な報酬を建築主に出して貰う』契約。	山下壽郎: 報酬加算式建築施工契約制度, 彰国社, p. 4, 1966. 7。
	実費清算	開智小学校(明治8年4月竣工)は、工事費明細の記録からすると、実費清算で各職の工事がなされている。	関建世: 近代日本建築学発達史 復刻版3編施工, 文生書院, p.407, 2001.12
	実費清算方式	旧三重県庁舎は、大工の家業を継いだ清水義八(1846-1914)が、明治9年(1876)10月、三重県庁日給雇となり、その後、県営繕関係の仕事に従事している。三重県営繕資料等に含まれる、2「県庁新築山切下費清算帳」、3「県庁新築仕様綴」、4「県庁新築補足受渡簿」、5「県庁補足金高簿」、6「県庁新築別途官金受渡簿」、以下……、23「県庁舎建築工事一件」までの書類と、「県庁御新築清算帳」の書下し、ならびに、「明治十一年ヨリ全十二年ニ至 縣廳新築仕様書綴 営繕係」の史料に、詳細な工事の内訳、伺高、清算高、請負人と出納簿や、稟議などがある。	博物館明治村編: 明治村建造物移築工事報告書(6)(重要文化財旧三重県庁舎), 博物館明治村編, 1990.3。
大正時代	実費・報酬加算式施工契約制度	大正7年以後の諸物価は漸次高騰を続け、大正8年に入ってその倍額に及ぶものもあり、第一次世界大戦前に比してほとんど倍額に及ぶものもあり、そのため早期に請負契約を結んだ工事については、著しい単価の差を生じ、(中略)中途解約をあえてするものが多くあったといわれている。 ・・価格の正当さを保つという趣旨に基づいて、いわゆる実費精算方式にしろ契約が流行の兆しを見せたのである。	桜井良雄: 近代日本建築学発達史 復刻版3編施工, 文生書院, p.447, 2001.12
	実費清算方式	大正6年に(1917)清水組が施工した第一銀行の熊本支店が古い例。	
	近代的実費清算方式	丸ビルの工事は、(中略)近代的実費清算方式に関する文献なども日本に持ち込まれるようになり、(後略)	小野一成: 近代日本建築学発達史 復刻版4編 建築経済, 文生書院, p.663, 2001.12
	実費清算請負	日本石油の有楽館、郵船ビル、大阪ビル、三井銀行名古屋支店・横浜支店、第一生命本社などが、竹中工務店・清水組・大林組等の手により、実費清算請負として施工されている。	
現代	実費報酬加算式請負(現代)	発注者と施工者が打合せをしながら材料費、労務費を見積もり、工事を実施していくもので、施工者は出来高に応じて打合せにより決められた報酬を受け取るように契約する方式。報酬算定方式には、建築主の利益を確保しながら、施工者の努力が報いられるようにする2、3の方式がある。現在は、着工前に、工事金額を確定し報酬を算定することが困難な、改修工事などに利用されている。	大野義照: 建築施工, 実教出版株式会社, p.219, 2009.2
	実費精算契約	注文者が施工者に施工を委任し、その施工の為に費やした実際の費用とあらかじめ定めた手数料としての報酬を施工者に支払う契約方式。民法上の委任契約に属するものとされ、請負契約のように施工者が目的物の完成を約束するものではない。報酬の定め方によって定額報酬、比率報酬、限定実費精算などといわれる。我が国では形式的な実費精算契約はほとんど行われていない。	彰国社編: 建築大辞典第2版, 彰国社, p.713, 1998.4
	実費加算報酬契約	発注者が工事実費に加算して請負業者の約務、機械設備、技術ノウハウ等に対する報酬を支払う方式。一般に、「実費精算方式」といわれる。支払方法には定額方式・実費比率方式・利益配分方式・褒賞方式などがある。	上杉啓・坂本功・野口貴之・金子英幸・小見康夫: 一般財団法人日本建築防災協会特殊建造物等調査資格者講習テキスト1 建築学概論 第2編, p.130

委任を受け、注文者に替わって工事を施工し、これに要する費用は、その都度注文者から交付を受け、工事を進捗するものである。

したがって、工事費の内訳は、建築主にも、請負人側にも明確になり、一方が損をすることはないが、請負人は、材料を安く購入し、工事の段取りをよくして労賃を節約しても特に利益になることはない。また、実費報酬加算式の利点としては、設計図の完成を待たずに確定したところから工事に着手でき、工期短縮の可能性がある。

実費精算方式の事例は、長野県松本市の開智学校(明治6年/1873)<sup>17)</sup>と、三重県津市にあった旧三重県庁舎(明治12年/1879)<sup>18)</sup>などが明らかにされている。これらの工事は官庁工事であることから、明治初期における官庁工事には、実費精算方式で契約された実例があったといえる。また、大正期には、第一次世界大戦後の物価の変動幅が大きかった頃、丸ビル工事、日本石油の有楽館、郵船ビル、大阪ビル、三井銀行横浜支店、第一生命本社などがある。

この他、請負の方式については不詳であるが、明治2年(1869)の「大浦郷大工虎八英人フォールト相手取普請料相滞候一件」<sup>19)</sup>は、工事代金不払の申立であり、長崎の大浦居留地では、外人相手の請負で、言葉の問題や取引慣行の違いからもめ事もあったと推察される。そこで、実費精算方式は、このようなトラブルを回避し、且つ、請負人は指示に従って工事を行えば、規定の報酬を得ることができたと考えられる。

## (2) 施工者選定方式

施工者を選定するには入札と特命の他、定式請負がある。

『明治工業史』によると、入札は江戸時代から行われており、明治末頃の各官庁で実行していたもので、平素着実に工事を仕上げる信用のある者を予め選択し、他日工事執行の場合に見積書を提出させ、その結果により下命する制度である。

特命は、入札によらないで、発注者が施工能力や信頼性などから特定の業者を選定する制度である。

これに対して、定式請負は、ある程度以下の工事に対して、出入の者の中より月番を設け、一定の期間内に生じる工事はその月番が担当するもので、見積提出の煩わしさを省略することができる。各職方の工賃および材料の価格は、別に本途帳と称するものに定め、これによって工事費を決める方式である。

明治初期の、国の営繕事業を司った工部省<sup>20)</sup>は、明治7年(1874)の工部省製作寮入札規則で、諸條築の請負は入札によることと定め、翌年の明治8年(1875)には、前年制定のものより細かい手続や瑕疵保証、さらに当局が破約した場合の償金の規定まで含む14項目を定めた工部省営繕局入札定則を定めている<sup>21)</sup>。明治18年(1885)工部省は廃止されるが、明治22年(1889)3月の会計法の公示に際して、軍事上の機密を含む場合など一部を除くほか、すべて「公告によって競争に付する」と布達され、以降の建築工事は、一般競争入札によることに決定している<sup>22)</sup>。

このように、会計法で入札制度が採用されたことから、多くの建築業者は入札の機会に恵まれるが、一方では入札には敷金その他の準備金と、資金が必要になった。したがって、資金力のない請負人たちは入札に参加できないことになり、工事の効率を高めるために、施工者選定方式は変化を余儀無くされたと捉えられる。

そこで、明治22年/1889)7月に公布された東京市工事請負規則(史料A-16)<sup>23)</sup>では、金額200円以下の工事は入札をすることなく、請負が出来るようになったと考えられる。

#### 2-4-3 中央の建築工事請負における請負契約関係書類の実態

現代の契約書には、建設業法第19条で、次の事項が記されていなければならないと定められているが、以下にその変遷過程をたどる。

(建設業法第19条)

一 工事内容、二 請負代金の額、三 工事着手の時期及び工事完成の時期、四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法、五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め、六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め、七 価格の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更、八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め、九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め、十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期、十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法、十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容、十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、十四 契約に関する紛争の解決方法である。



## (1) 約定書

### 1) 英吉利法律学校新築工事約定書 (史料 A-1)

英吉利法律学校<sup>24)</sup>(明治20年/1887)の設計者である辰野金吾は、契約不履行など、請負業者がおこす不誠実な事件が多いことを憂慮し、7月に、「英吉利法律学校新築工事約定書」(明治20年/1887)を締結している。この約定書の冒頭には、

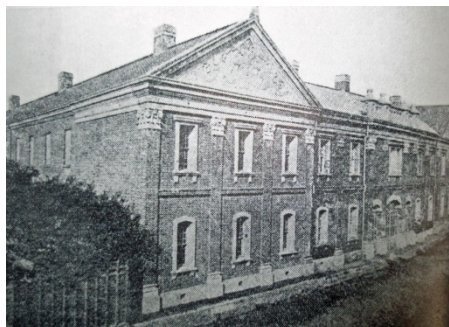


写真 2-4-1 英吉利法律学校

委員会 増島六一郎、松野貞一郎、建築監督辰野金吾、請負人清水満之助諸氏ノ間ニ左ノ約定ヲ結バレタリ。」と、建築主・建築家・請負人の三者により締結されたと記されており、我が国で最初の「約定書」である。

英吉利法律学校新築工事約定書は、前文と23条からなり、その内容は、契約の約定、請負人の施工要件、法律と請負人の負担、請負人の遵奉、請負人の義務、建築士と請負人の出場、不相当なる職工、仕様書の変更増補、変更増補と価格修正、工場物品の管理、物品の品質、不相当の物品・構造法、竣工後の修繕、危険負担、請負人の管理義務、仕様書外の工事、着工竣工と遅延金、請負人の弁償、請負金の受取期限、落成証明書、訴訟、約定の実行、不時の場合の、建築主・建築家・請負者の義務と責務、それぞれの対応について規定したものである。なお、この書類名は「約定書」で、我が国初の契約書であるが、その内容は、建築家は施主の立場で請負人と対峙し、請負人側の義務を規定したものである。請負人は保証人と保証品を添えて、施主に請負の遂行を誓うという内容は含まれていない。

### 2) 「R. プラネット氏別荘改築工事約定書および仕様書」 (史料 A-2)

「R. プラネット氏別荘改築工事約定書および仕様書」<sup>25)</sup>は、明治21年(1888)当時の建築工事契約書および仕様書で、設計者はJ. ダイアック<sup>26)</sup>で、清水組の関係書類<sup>27)</sup>である。書類の名称は「約定書および仕様書」で、用紙は縦罫紙に毛筆書で書かれており、右綴で、用語は、・・・事、・・・スベシと、漢字とカタカナで書かれている。契約条項は、第1条から第10条に、現場監督、不相当の職工、竣工後の図面・仕様書の返却、材料供給と竣工後の清掃、図面作成、変更・錯誤の対処、請負人の義務、日本の尺度の使用、造家師の役割について記されており、第6条と第7条では、絵図面を嚮種し、必要な場合は詳細図或いは現寸図を作成するべきと、請負人が施工図を作成することも示唆している。特記すべきは、第10条では、注文主の希望で変

更工事が生じる場合は、「受負人ノ迷惑トナラザル為」、変更工事に着手する前に、費用と日限の増減は請負人の指示に従うことと明記したことである。

このように、「R.プラネット氏別荘改築工事約定書および仕様書」は、明治20年代初期の、民間工事における建築工事契約書であり、書類名は、約定書および仕様書であるが、請負代金、工事の完成期限や引渡期限、保証人についての規定はない。

この約定書は、注文主、造家師、請負人の役割について規定したもので、第10条で、「請負人の迷惑にならざる為」という表現を用いていることから、注文主や造家師のみならず、請負人の立場を尊重したもので、約定書の近代化を一步進めたといえる。

## (2) 日本銀行本店新築工事における関係書類

日本銀行本店(明治29年/1896)は、辰野金吾の設計および監督である<sup>28)</sup>。そこで、表2-4-4日本銀行本店新築工事における関係史料を整理した。表は、左列から、年月、建築工事名、関係書類名、史料の区分、史料の体裁をあらわしている。それによると、建坪は1,120餘坪で、この他に附属事務室、蒸気鐘発電器其他の器械室、金庫など

書類の項目	摘 要		工期				
工事程度	工事の着手から竣工までを6期に区別した工事工程で、工事を地形工事、土中工事、第1階工事、第2階工事、第3階工事及び仕上工事に分けている。		着手は明治23年10月、竣工予定は明治27年12月。				
工程表							
建坪等ノ事	本館は地下1層地上3層の構造、建坪は1120余坪、この他に附属事務室2階建150余坪で、蒸気鐘発電器其他の器械を装置する平屋130余坪を合算し総建坪1400余坪也。本館の床は土中室で710余坪						
構造一斑	本館は地下1層地上3層の構造で、建坪は1120餘坪で、この他に附属事務室と、蒸気鐘発電器其他の器械室、金庫などである。構造は、本館の全地形は、煉(コン)砂利(クリート)で、厚さは8尺である。 外壁は、根積上胴蛇腹に至るまで高32尺の外側に花崗岩を積み、煉瓦の裏積を成し、花崗岩は最下層より腰蛇腹まで外側は野面即山取の儘で、縦横の目地に沿い、巾1寸の溝を作り、腰蛇腹は溝の周囲各2寸宛小叩其他は縮細叩きの彫刻を施す。 間仕切壁は、煉瓦石で土中室一般の壁面に用いた白質の木地に白磁を塗って焼いた煉瓦で、室内に明潔の觀を添え、煉瓦は頗る硬質のもので給水量は僅かに5-6/100位で、漆喰塗の如く湿気を含蔵するの憂無く且、塗装等を要せざれば永久の經濟に於て其利ある事疑なし。 床は、耐火床にして其構造は梁間25尺以下の室には工字形練鐵梁(ロードチョイスト)(英國まんそんりゅー会社製品)を凡3尺間に架し、梁の愛大には煉瓦の迫持ちを作り而後コンクリートを全室に填充す。梁間5尺以上の室には先づ練鐵製の構造桁(ビルトアブカーキー)[平岡工場製作]を架し其上に鐵製小梁を置き煉瓦の迫持を作ることは25尺以下の構造と同じ。 窓廻りは、凡て土中及び階下とも花崗岩で、窓枠は(英國ヘンリー・ホープ氏製)凡て練鐵製簾形窓蓋(英國クラーク・バンデット会社製造)を附す、之窓蓋は巾1インチ半長窓の巾と非と式鐵片の蝶番を以て連子たるものにて常に窓の上部に巻藏し置き必要の時垂下する構造にして條線(スプリング)又は重車の仕掛にて室内より自由に開閉するを得。						
通風暖室等ノ事	土中室の換気法は、所謂抜取法(エキストラクションシステム)にして、英國製の扇風器(ベンチレーティングファン)を水力風輪(ワータータービン)にて廻らし、1時間に全室の空気を2回交換する。						
(重要ナル)建築材料	名目	産地或は製造所	買入量数	支拂代價	単價	受負人名	①建築材料ハ地形及土中工事ニ使用シ尺ササル分モ其明治24年12月28日前二授受シタルモノハ玆ニ掲グ。②支拂金額合計1,733,160円61銭7厘 但シ以上ハ重モナル材料ニシテ此外丸太類其他不敷。
	花崗岩	岡山縣下北木島産	3142個持込	10818円	1切に付39銭(5切以下)より76銭	日本土木會社	
	並煉化石(赤)	府下金町及埼玉縣下等	4,114,000個持込	27,048円19銭	1萬個ニ付59円ヨリ75円マデ	金町及小名木川等製造會社	
	薬懸白煉化	三河刈谷及尾張名古屋	698,000余個持	31,204円93銭4	1萬個ニ付460円ヨリ360円マデ	陶弘社煉石株式会社	
	セメント	東京府下愛知縣下及獨逸國	17,154樽	7,121,163銭	1樽ニ付3円80銭ヨリ4円45銭マデ	日本セメント會社、淺野工場、愛知セメント會社、和光	
	大小砂利	下野網川及多摩川産	凡2700立坪	14478円48銭8厘	大玉砂利1坪ニ付8円95銭小玉砂5円90銭	富樫文治、海老塚百太郎等	
	川砂	利根川其他	凡1186立坪	1,686円80銭2厘	1坪ニ付1円25銭ヨリ38銭マデ	富樫文治、松浦金次郎等	
	練鐵梁	英國マンソンドリユー會社	凡302噸注文	10,116円46銭5厘	1噸ニ付平均59円	内外用達會社、三井物産會社	
	練鐵桁	平岡工場製造	20本	5,987円65銭	1本ニ付凡299円	平岡工場	
練鐵柱	平岡工場製造	12本	608円53銭8厘	1本ニ付50円69銭2厘	平岡工場		
地形工事	工事名目	量数	着手及竣工月日	人夫	工費	受負人名	起工明治23年10月、竣工同24年4月
	根切工事	4477立坪餘	明治23年10月1日着手全24年1月28日竣工	22800餘人	4014円45銭	日本土木會社等	
	山留柵取設、砂利割栗石敷均及杭打工事	山留延長2659尺、敷均砂利460立坪、割栗石使用凡12坪、杭数344本	明治23年11月16日着手全24年4月25日竣工	未詳	1316円14銭1厘	小島紋次郎等	
凡例:①本表は、明治25年(1892)日本銀行新築工事における関係史料をあらわしている。出典は、建築学会:建築雑誌第65号,PP.129-132,1892である。②表は、左列から、書類名、適用、工期をあらわしている。③「工事受負人名等」は同工場に於て調整した」とあることから、工事は直営と推測される。							

がある。関係書類は、工事程度<sup>29)</sup>、建坪等ノ事、構造一般、通風暖室ノ事に分けた建築概要と、着手から竣工までを6期に分けた工程表を作成している。また、建築材料は、材料毎に産地、あるいは製造所・買入数量・支拂代價・単價・受負人名を記し、工事名を明示したうえで、量数・着手及竣工月日・人夫・工費・受負人名を記している<sup>30)</sup>。

したがって、日本銀行新築工事で作成された関係書類は、建築概要、および重要な建築材料の産地、或いは製造所、数量、支拂代價、単價、受負人を指定した、実質的な請負契約書と、工手間請負契約書、および、材料納方請負契約書と考えられる。さらに、工事程度は、工事項目毎の工事の着工・竣工予定をあらわしており、仕様書に相当する書類と考えられる。

### (3) 心得書

#### 1) 清水組の心得書 (史料 A-3, 史料 A-4)

清水満之助と同店に関係ある諸職方との間では、職方の組合を組織している<sup>31)</sup>。明治22年(1889)頃の元請(本社)と職方との関係をあらわした記載に、「当社と諸職方並ニ大工トノ関係ハ極メテ密接ナモノデ、其ノ初メニ於テハ専属トモ云フベキ位置」とあり、とりわけ大工は「準店員トモ云フベキ位置ニアッタ」とある。また、「当時ハ毎日本店ニ集まり、食ヲ給サレテ後、各工事場ニ至ッタ」とあることから、清水組は、各職方を専属ともいえる関係で雇用し、それぞれの現場に配置していたと捉えられる。そこで、明治22年(1889)8月に「煉化職方心得」や「場所掛心得」<sup>32)</sup>を作成し、明治39年(1906)7月には「工事場ニ於ケル風紀ヲ改良スル諭示」を公布している。

#### 2) 日本土木会社の心得書 (史料 A-5, 史料 A-6, 史料 A-7, 史料 A-8)

日本土木会社<sup>33)</sup>では、明治23年(1890)4月に、社員に対する心得書という形で「日本土木現場掛員心得書」、「工場心得書」、「煉化積職心得書」、「大工職心得」を示している。「大工職方心得」では、「工場ニ使用スヘキ諸材料必ズ現場掛員ヨリ数量等検査ノ上受取り可成不要物ノ生ゼサル様注意シ殊ニ釘金物類ヲ濫用スベカラザル事」と、材料の無駄使いを強くいましめ、釘一本おろそかにしないことを明記している。

#### 3) 日本銀行大阪支店の建築工事心得書 (史料 A-9, 史料 A-10, 史料 A-11)

日本銀行大阪支店(明治36年/1903)は、煉瓦造・石造地上2階で、辰野金吾、

葛西萬司、長野宇平治の設計および監督である。「日本銀行大阪支店建築所請負人心得書」<sup>34)</sup>は、工事の設計および監督である辰野金吾と、請負人との間に取交わされた心得書で、「其一 工手間請負人心得書 19 条と証書式」、「其二 材料納方請負人心得書 15 条と証書式」、「其三 一式請負人心得書 23 条と証書式」がある。

「工手間請負人心得書」の 19 条は、工手間請負人は見積を差出す、保証人身元保証品、請負後の請負人による変更・解除の禁止、請負人違約の際の違約金、日々の工事係員の検査、図面及仕様書に明記されていない個所の工事係員の認可、図面及仕様と違った工事と工事係の許可、検査未済の工事で破損等ある場合の請負人の損失、請負約定の後の変更に関する請負金の増減、工事時間の監理、工事時間中の請負人管理、不適當な職工・請負人、請負人の違約・過失・不注意等による損害賠償、請負人の遵守事項、工事落手と遅延の場合の違約賠償金、請負手間賃の支払、請負人違約の場合の契約解除、請負人違約の場合の解除、落手期限の猶預期日で、「工手間請負証書式」は、工事遅延の場合の違約金と保証金および保証品について規定している。

「材料納方請負人心得書」15 条は、内訳明細書、保証人と身元保証品を出すもので、請負後に契約の変更や解除、掛員検査、危険負擔、請負約定後の注文材料の増減、現場係員、請負材料の日限皆納、代価の仮渡し、入札取り消し、請負人の違約、保証品について規定されたもので、「材料納方請負証書式」は、材料別に請負金額材料種別、個数、納入期限、身元保証品を記入している。

「一式請負人心得書」23 条は、見積書、保証人と身元保証品、請負人による変更・解除の禁止、請負人違約の違約金、工事係員の検査、請負人違約の場合の材料取換、材料交付、工事係員の認可、不都合の工事、請負金の増減、工事時間の監理、工事時間中の請負人管理、不適當な使用人、使用人遵守の事項、落手と遅延の違約金、落成引渡の手續、危険負擔、工事の修繕・損害の賠償、基礎の不都合に対する賠償、請負人違約の場合の契約解除、保険金の補充、天災・戦争等による期限の猶予などを規定している。

なお、「工手間請負証書式」と「材料納方請負証書式」、ならびに「一式請負証書式」は、建築費と、建築概要、竣工日、身元保証品を記入し、「大阪市何區何町何番地に於ける」と建物と竣工日を特定し、請負人と保証人が署名捺印している。

日本銀行大阪支店新築工事（明治36年/1903）は、官庁工事と捉えられる。したがって「日本銀行大阪支店建築所請負人心得書」は、施主である官庁（工事の設計および監督者辰野金吾）と、請負人との間に取交わされた心得書といえる。しかし、内容は、施主側の請負人に対する条件の提示であり、請負人は施主の提示した心得を受入れ、日限を守り、保証人と保証品を添えて誓約するものである。また、前文に「左に掲ぐる心得書は曾て日本銀行東京本店建築工事に際して用ゐたるものを修正し、更に大阪の辨護士法學士砂川雄峻氏の修正を経た（後略）」とある。したがって、大阪支店新築工事は、日本銀行本店工事の「請負人心得書」を元にしたもので、法的な制約を受けたものと考えられる。

#### 4) 『家屋建築実例』の建築工事心得書（史料 A-13, 史料 A-14, 史料 A-15）

『家屋建築実例』<sup>35)</sup>（明治41年/1908）は、辰野金吾・葛西萬司により発行された建築実例で、計画設計及監督に関する当事者の心得、取扱事務規定、報酬金請求書式、工事請負承認書、請負金支払承認書、一式請負人心得書36ケ條、工手間請負人心得書19ケ條、材料納方請負人心得書15ケ條と、一式請負證書式、工手間請負證書式、材料納方請負證書式、建築部職務規定などが掲載されている。

『家屋建築実例』の「一式請負人心得書」は、日本銀行大阪支店の「一式請負人心得書」の第1條から第23條に、新たに、第24條から第36條を追加したものである。その内容は、工事監理者、不分明なる仕様書、訂正後の承認、工事又は材料運搬請負人に対する注意、工事中の近隣の苦情・損害の賠償、火災保険、局部工事の請負者の賠償、同一下請への請負禁止、監督者の工事検査、建築工事費の増減、変更工事の工費、建築材料の取扱であり、請負人の義務が細く定められている<sup>36)</sup>。

「工手間請負人心得書」19ケ條と「材料納方請負人心得書」15ケ條は、「日本銀行大阪支店建築所請負人心得書」と殆ど同じである。また、「日本銀行大阪支店建築所請負人心得書」と『家屋建築実例』の文言の違いをみると、日本銀行大阪支店の三つの心得書で「本所」と記載された箇所は、『家屋建築実例』では「空欄」、または「監督技師」に修正されていることから、工事に沿って加筆する形式に修正されたといえる。このほかに、日本銀行大阪支店心得書の「一式請負人心得書」の第3條と、「工手間請負人心得書」の第4條の「上納」は、『家屋建築実例』では「支払」に、「工手間請負人心得書」の第5條と第7條の「技

師長」は「工事係員」に修正されているが、日本銀行大阪支店の工事は辰野金吾が技師長として従事しており、その他の工事では工事係員が対応するもので、工部大学校<sup>37)</sup>卒業の技師と、その他の工事係員との立場の違いを表している。

次に、「材料納方請負人心得書」15ケ條は、日本銀行大阪支店心得書の第2條の「株券」は『家屋建築實例』では「有價証券」に、第4條の「上納」は「支払」に修正され、第15條の「保證品トシテ處分スルコトヲ」と追記されていることから、支払と保證品の処分を明確にしているといえる。

『家屋建築實例』(明治41年/1908)は、「同業の後進者に頒ち以て参考の一助」に発刊されたもので、官庁工事のみならず、民間工事も対象としているといえる。しかし、その内容は明治36年(1903)竣工の日本銀行大阪支店新築工事の「日本銀行大阪支店建築所請負人心得書」と同じある。「一式請負人心得書」36條、「工手間請負人心得書」19條、「材料納方請負人心得書」15條と、それぞれの「証書式」は、請負人は施主の提示した「心得書」を誠実に守り、日限までに竣工することを、保証人と保證品を添えて誓うものである。すなわち、一般的に、工事請負契約書は取交されていなかった当時、民間にも普及することを前提として、工事実施内容を「心得書」としているにもかかわらず、内容は、請負人の義務を規定していることから、従前の請負契約書と変わらないと考えられる。

#### (4) 契約書および工事請負規定

##### 1) 「工部省製作寮入札規則」と「工部省營繕局入札定則」

「工部省製作寮入札規則」(明治7年/1874)は、4-1(2)施工者選定方式で述べたが、入札、落札 1/10 上納、違約金、落成期限、落札取消違約金、入札人へ告諭、違約及過怠償金の8項目について決めている。その大半は、落札後に請負人の違約や過怠があった場合の償金について規定したものである。

「工部省營繕局入札定則」(明治8年/1875)は、諸條築の請負は入札によることとし、経費価格の目途と製図及明細書と、文書回覧の上入札、入札人名簿、入札当日、証人身代人、落札後破約時の規定、違約金、納品の検査と請負期限、請負人への清算、落成後の危険の負担、落成後の違約金、違約借金2項目と、入札後の負担について規定している。

官庁である工部省は、入札規制により請負人の選定にあたる姿勢を示したものと考えられる。

## 2) 東京市工事請負規定 (史料 A-16)

(2) 施工者選定方式で述べたが、「東京市工事請負規則」(明治 22 年/1889)は、代価の総額を契約金額として定める定額請負方式として、「金額 200 円以下のものは公の入札を附せず」と、第 1 条で規定している。続いて、定請負の期間は 2 箇年以内とする、身元保証物、請負人の義務、工事の着手、請負の罷免の禁止、臨時に急施を要する場合の義務、諸工事の材料及職人賃、規約中の定価修正、検査、定請負人の手代、竣工の期日と損害弁償、危険負担など 17 ケ条が規定されている。

## 3) 清水組と職方組合の「契約書」(史料 A-17)

「契約書」<sup>38)</sup>は、明治 37-8 年(1904-05)清水満之助店制定の、清水組と下請組織との契約書である。掲載本に印刷されているため、書式や体裁は不鮮明であるが、漢字とカタカナで書かれている。

契約条項は前文と第 1 条から第 7 条で、第 1 条は、工事請負代金と絵図面および仕訳書の通り竣工する契約で、第 2 条は、変更の場合の対処、第 3 条は、請負人との義務、第 4 条は、工事遅延の場合の違約金、第 5 条は、天災その他の危険負担、第 6 条は、竣工後の瑕疵担保責任、第 7 条は、請負代金の渡し方について規定したものである。

## 4) 日本建築学会の「建築工事請負契約書」と「工事請負規定」(史料 A-18)

日本建築学会では、明治 44 年(1911)1 月に、建築請負契約書案作成している<sup>39)</sup>。「契約書」<sup>40)</sup>は、前文、請負代金、完成期限・引渡、工事請負規定、保証人、監督技師の 5 ケ条で構成され、注文者、保証人、請負人が署名する書式で、明治 44 年(1911)1 月に作成されている。

また、日本建築学会では、契約書と同時に、34 ケ条の工事請負規定を発表している。この規定の作成は、辰野葛西事務所の書類を基礎としたもので、その内容は、見積書、保証金、保証人、下請負、施工、現寸図、監督技師、現場監督員、材料の検査、材料交付、工事の変更、工事の再築改造、就業時間、請負人の出場、不適當ナル使用人、工事場取締、第 3 者に対する注意、延期、引渡、所有権の移転、支払、危険の負担、担保、修補、火災保険、契約解除、違約金、注文者の債権、他の請負人に対する便宜、請負人の注意、民法の適用が示されている。

なお、辰野葛西事務所<sup>41)</sup>では、既に、一式請負人心得書、工手間請負人心得書、材料納方請負人心得書と、それぞれの証書式などを定めた『家屋建築實例』を発行し、建築学会では、辰野葛西事務所で使用している工事請負契約書を素案として、「建築工事請負契約書」と「工事請負規定」を制定していると考えられる。しかし、ここでは、従来から業界で問題とされていた請負業者の入札時の高額な保証金撤廃と、危険負担の問題、仕事完成義務に関する法的不平等、工事の中止・変更・解除などの場合の賠償規定など、請負人の義務が多く規定され、依然として請負人の片務契約は解消されていない。

それほどに片務契約を解消することは難しかったと考えられる。

#### 5) 建築業協会の「建築工事請負契約書」と「建築工事請負規定」(史料 A-19)

建築業協会では、大正3年(1914)に、前文と3ヶ條からなる「建築工事請負契約書」を制定している<sup>42)</sup>。

建築業協会制定の契約書は、保証人は、必ず求められるものではなく、注文者と請負人の双方の立場を是正した契約書となっている。また、契約書と同時に、39ヶ條の「建築工事請負規定」が作成されている。その内容は、見積書、保証金、担保ノ効保、保証人、下請負、監督技師、仕様書、現寸図、技師の権限、現場監督員、材料使用、材料供給、工事の変更、工事の再築改造、就業、請負人の出場、不適當の監督技師使用人、第3者に対する注意、工事の延期、引渡、分割支払、内渡金、利息、相殺、危険負担、保険、瑕疵担保、修補、消極義務、見積違、工事の中止 解約、契約解除、任意解除、解除の効力、違約金、請負人の注意、法令の適用である。

4)の建築学会制定のものは、「第三條 請負人ハ注文者ニ於テ確實ナリト認ムル保証人ヲ定メ契約書ニ署名捺印セシムルベキ」、「第五條 請負人ハ注文者ヨリ示シタル図面仕様書其他ノ書類並ニ将来示スベキ詳細図ニ抛リ監督技師ノ指図ニ従ヒ施工スベキ事」とあるが、建築業協会規定では、「第4條 當時者の一方又は雙方カ保証人を立つる時は、其保証人は相手方の承認せる者に限る」、「第七條 (前略) 図面、仕様書、並に見積書中不分明なる部分あるとき、又は互いに矛盾する部分あること発見したときは、請負人は其工事着手する前、予め注文者又は監督技師と協議施工する可し」と、保証人は必須ではなく、請負人は、注文者又は監督技師と協議する内容になっており、請負人に



対する一方的な片務性は修正される傾向にあるといえる。

#### 6) 建築学会・日本建築協会・日本建築士会および建築業協会の「契約書」と「請負契約書 工事請負規定」(史料 A-20)

4)および 5)の公表をうけて、建築学会・日本建築協会・日本建築士会および建築業協会の4団体では、大正12年(1923)に、前文と5ヶ条からなる四会連合の「請負契約書」と同規定34ヶ条を制定している<sup>43)</sup>。この四会連合の規定は、注文者・設計者および請負人の利害を調整して作成されたもので、4)と比較すると、保証人は、注文者と請負人の双方が立てることとし、保証金についての規定はなくなっていることから、請負者の多少は是正されているといえる。

#### 2-4-4 建築工事請負契約関係書類の変遷過程

上記の通り、2-4-3で検討した書類名は、契約書や、工事請負規定、心得書などである。そこで、表2-4-5に、建築契約関係書類の内容として、明治7年(1874)の工部省営繕局入札定則から、大正12年(1923)の四会連合による「契約書」と「請負契約書工事請負規定」の、各条項の概略を記している。

それによると、従来から、契約不履行など、請負業者がおこす不誠実な事件が多いことを憂慮した辰野金吾等が、「英吉利法律学校新築工事約定書」(明治20年/1887)を締結し、大正12年(1923)の四会連合による「請負契約書」と同規定34ヶ条の制定され、注文者・設計者および請負人の利害を調整し、保証人は、注文者と請負人の双方が立て、保証金の規定は無くなるなど、請負者の負担は是正されているといえる。

特筆すべきは、明治20年代初期の「R.プラネット氏別荘改築工事約定書および仕様書」は、請負代金、工事の完成期限や引渡期限、保証人についての規定はないが、注文主、造家師、請負人の役割について規定したもので、「請負人の迷惑にならざる為」という表現を用いて、請負人の立場を尊重した約定書になっていることである。

注文主、造家師、請負人との、近代的な請負の関係を旨とした約定書と考えられるが、書類の行方が判らなくなったこともあるのだろうか、このような考え方が定着するにはこの後、長い時間を要することになる。

図2-4-4は、明治期における請負契約関係書類の変遷を整理した。年代は右方向に、明治35年(1902)から大正5年(1916)までを5年刻みで表し、図の上段には和暦、下段には和暦と西暦をあらわしている。また、下段方向には、約定書、日本銀行本店新

築工事関係書類、心得書、契約書及工事請負規定と、その他の主な出来事をあらわしている。

辰野金吾は、日本の請負業者が契約に対する不履行他不都合な事件を起こす場合が多いのを憂慮して、「英吉利法律学校新築約定書」(明治 20 年/1887) (史料 A-1)を作成し、引き続き、日本銀行本店新築工事(明治 29 年/1896)の関係書類、日本銀行大阪支店新築工事 (明治 36 年/1903)の「其一 工手間請負人心得書と証書式」(史料 A-9)、「其二 一式請負人心得書と証書式」(史料 A-10)、「其三 材料納方請負人心得書と証書式」(史料 A-11)と、それぞれ、書類の名称は異なるが、仕様書と請負契約書、および工程表に類する書類を作成している。さらに、辰野金吾・葛西萬司等は、『家屋建築実例』(明治 41 年/1908)で、「一式請負人心得書と証書式」(史料 A-13)、「工手間請負人心得書と証書式」(史料 A-14)、「材料納方請負人心得書と証書式」(史料 A-15)を公表している。

これらの動きは、建築学会の契約書と工事請負規定(明治 44 年/1910) (史料 A-18)、建築業協会の建築工事契約書と工事請負規定 (大正 3 年/1913) (史料 A-19)、四会連合の建築工事契約書と工事請負規定 (大正 12 年/1923) (史料 A-20)の制定につながっている。

このように、辰野金吾等は、契約当時者双方の権利・義務と、注文主と請負人は平等の立場であることを書類上でも目指したが、制定の初期から、建築主と請負人の関係には、政府による権力支配という上下関係が持ち込まれていた。請負契約が法的に規定されるようになったのは、日本銀行本店新築工事が竣工した明治 29 年(1896)公布の民法第 3 編においてである。民法では請負契約について、注文主と請負人は全く平等の立場にあるとされたが、依然として、明治以来の建築主と請負人の関係は、政府による権力支配という上下関係が持ち込まれていたものと考えられる。「業界の 3 大問題」<sup>44)</sup>とよばれた、①当時、入札の時に積まれていた高額の保証金撤廃と請負における片務性の改善、②建設業の特殊性を考慮しない営業税の撤廃、③当時の選挙法により、官公庁工事の請負者に与えられていなかった衆議院議員被選挙権の獲得、などの問題が是正されるのは、大正 11 年(1922)の四会連合の請負規定まで待たなければならなかったといえる。

表2-4-5 請負契約関係書類の内容と変遷

No.	1	2	3	4	5	6			7			9		10		12			
和暦	明治7年3月	明治8年10月19日	明治20年7月	明治21年8月1日	明治22年	明治36年竣工			明治41年7月			明治44年1月		大正3年		大正12年8月 決定			
西暦	1874年3月	1875年10月19日	1887年7月	1888年8月1日	1889年	1903年			1908年			1910年1月		1914年		1923年8月			
書類名	工部省製作寮入札規則	工部省當繕局入札規則	英吉利法律学校新築約定書	R.プランネット氏別荘改築工事約定書および仕様書	東京市工事請負規則	日本銀行大阪支店新築工事関係書類			『家屋建築実例』			契約書		建築請負契約書 工事請負規定		契約書	建築工事請負契約書 建築工事請負規定	契約書	請負契約書 工事請負規定
書類作成者	工部省製作寮	工部省當繕局	設計師 辰野金吾 注 英吉利法律学校 請負 清水組	清水組	東京市	設計 辰野金吾			辰野金吾・萬西萬司			建築学会作成		建築業協会作成		建築学会、日本建築協会、日本建築士会、および建築業協会			
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文		
第1条	入札	経費価格の目録書 建築製図及明細書	契約の約定	請負人の義務場所措置	200円以下は公の入札を附せず、定請負とす	工手間請負人は見積を出す	請負人は内訳明細書を出す	材料納方請負人は見積を出す	請負人は内訳明細書を出す	工手間請負人は見積を出す	材料納方請負人は見積を出す	請負代金	見積書	請負代金	見積書	請負代金	内訳明細書		
第2条	落札 1/10上納	文書回覧の上入札	請負人の施工要件	場所掛或職工の不品行	定請負の約期	請負人は保証人と保証品を出す	保証人と身元保証品	保証人と身元保証品	保証人と身元保証品	請負人は保証人と保証品を出す	保証人と身元保証品	完成期限・引渡	保証金	完成期限	保証金	工事着事完成と違約金	保証人		
第3条	違約金	入札人名簿	法律と請負人の負担	竣工後図面仕様書返却	身元保証物	請負人請負後の変更と解除の禁止	請負人見積違による変更解除の禁止	請負人見積違による変更解除の禁止	請負人見積違による変更解除の禁止	請負人請負後の変更と解除の禁止	請負人見積違による変更解除の禁止	工事請負規定	保証人	遵由規定 保証人	担保ノ効保	工事請負規定に從う	下請負		
第4条	落成期限	入札当日	請負人の職奉	請負人の義務	請負人の義務	請負人による変更解除の際の支払	請負人違約の場合の身元保証品	請負人違約の場合の身元保証品	請負人違約の場合の身元保証品	請負人による変更解除の際の支払	請負人による変更解除の際の支払	保証人	下請負	保証人	連帯保証人	施工			
第5条	落札取消違約金	証人身代人	請負人の義務	諸材料及細工	工事の着手	工事係員の検査	材料の検査	検査	材料の検査	工事係員の検査	検査	監督技師	施工	下請負	監督技師(注文者・保証人・請負人・保証人)	工程表			
第6条	入札人へ告諭	落札後破約時の規定	建築士と請負人の出場	受負人の絵図面轉帳	請負の罷免の禁止	工事係員の認可	材料検査を受けない場合の賠償	品質不適当な材料の取換	材料検査を受けない場合の賠償	工事係員の認可	品質不適当な材料の取換	現寸図	監督技師			原寸圖及工作圖			
第7条	違約及過怠償金	違約金	不適当なる職工	仕様書及図面上脱落の扱	臨時急施の義務	工事係員の許可	材料の下渡と代価支払	検査材料の撤去	材料の下渡と代価支払	工事係員の許可	検査材料の撤去	監督技師	仕様書			監督技師			
第8条	償金取職	納品の検査と請負期限	仕様書の変更増補	造家師の監察	諸工事材料及職工費	検査未済の工事による請負人の損失	工事掛員の認可	検査済材料の危険負担	工事掛員の認可	検査未済の工事による請負人の損失	検査済材料の危険負担	現場監督員	現寸図			現場係員			
第9条		請負人への清算	変更増補と価格修正	錯誤不注意の改正	規約中の定価修正	約定後の変更と請負金増減	認可を得ない不都合の賠償	約定後の材料増減と請負金増減	認可を得ない不都合の賠償	約定後の変更と請負金増減	約定後の材料増減と請負金増減	材料の検査	技師の権限			材料検査			
第10条		落成後の危険の負担	工場物品の管理	注文主の義務	検査	工事中の変更による請負金額の増減	総請負材料の受渡	工事中の変更による請負金額の増減	工事中の変更による請負金額の増減	工事中の監理	総請負材料の受渡	材料交付	現場監督員			工事変更及追加工			
第11条		落札後の違約金	物品の品質	寸法は日本尺度	定請負人の手代	工事中の請負人と代理人	工事時間	請負材料渡期限と違約賠償金	工事時間	工事中の請負人と代理人	請負材料渡期限と違約賠償金	工事の変更	材料使用			改工			
第12条		違約償金	不相当な物品・構造法	造家師の交渉	略	不相当な使用人	工事中の請負人	材料代価の仮渡と残金支払	工事中の請負人	不相当な使用人	材料代価の仮渡と残金支払	改工	材料供給			就業			
第13条		違約償金	竣工後の修繕	略	略	請負人の損害賠償	不相当な使用人	材料請負入札	請負人の損害賠償	材料請負入札	就業時間	工事の変更	請負人の出場			請負人の出場			
第14条		入札後の文書	危険負担	略	略	請負人の職守事項	請負人の職守事項	請負人の支払と保証品	請負人の職守事項	請負人の職守事項	請負人の支払と保証品	請負人の出場	改工			不相当ナル使用人			
第15条			請負人の管理義務	略	略	遅延の場合の違約賠償金	落成期限違約の賠償金	遅延の場合の違約賠償金	落成期限違約の賠償金	遅延の場合の違約賠償金	遅延の場合の違約賠償金	不相当ナル使用人	就業			生命身財財産ニ對スル注意			
第16条			仕様書外の工事	竣工の期日と損害弁償	請負手問賃の仮渡と残金支払	落成後の片づけ、掃除、検査	落成後の片づけ、掃除、検査	請負手問賃の仮渡と残金支払	落成後の片づけ、掃除、検査	請負手問賃の仮渡と残金支払	落成後の片づけ、掃除、検査	工事場取締	請負人の出場			延期			
第17条			着工竣工と遅延金	危険負担	請負人違約の場合の請負契約の解除	請負金引渡	請負金引渡	請負人違約の場合の請負契約の解除	請負金引渡	請負人違約の場合の請負契約の解除	請負金引渡	第3者に対する注意	不適當な監督技師使用人			支拂			
第18条			請負人の弁償	略	略	請負人の保証品	危険負担	危険負担	請負人の保証品	請負人の保証品	延期	第3者に対する注意	引渡						
第19条			請負金の受取期限	略	略	落成期限	落成後の修繕損害賠償	落成期限	落成後の修繕損害賠償	落成期限	落成後の修繕損害賠償	引渡	工事の延期			所有権ノ移轉			
第20条			落成証明書	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	所有権の移轉	引渡			遅延利息			
第21条			訴訟	訴訟	訴訟	請負人違約の場合の契約解除	請負人違約の場合の契約解除	請負人違約の場合の契約解除	請負人違約の場合の契約解除	請負人違約の場合の契約解除	請負人違約の場合の契約解除	支払	分割支払			契約ノ譲渡			
第22条			約定の履行	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	危険の負担	内渡金			危険負擔			
第23条			不時の場合	不時の場合	不時の場合	不時の場合	不時の場合	不時の場合	不時の場合	不時の場合	不時の場合	担保	利息			火災保險			
第24条												修補	相殺			瑕疵擔保			
第25条												図面、仕様書、計算数量書の書き入れ	火災保險	危険負担		修補			
第26条												工事監督	契約解除			見積違			
第27条												現寸図	取新担保			工事中止及七解			
第28条												建築材料運搬上の注意	同上			修補			
第29条												近隣の苦情、損害賠償	同上			消極義務			
第30条												火災保險	違約金			見積違			
第31条												受負契約以外の局部工事	注文者の債權			工事の中止 解約			
第32条												二種以上同一下受の禁止	他の請負人に対する注意			契約解除			
第33条												工事監督	請負人の注意			任意解除			
第34条												現場監督	民法の適用			同上			
第35条												変更工事の請負承認書	同上			解除の効力			
第36条												建築材料の持去禁止				違約金			
第37条																請負人の注意			
第38条																法令の適用			
第39条																			
出典	『明治工業史』第1～第8册	『明治工業史』第1～第14册	『建築雑誌』No.7、pp.118-122、1887.7	古川修・永井規男、江口楨、新建築学体系44建築生産システム、彰国社、pp.151-216、1982.9	小沼良成、近代日本建築学発達史4編 建築経済、pp.578-580、2001.12	『建築雑誌』12(135)1898.03.25	辰野金吾・萬西萬司、家屋建築実例、東京須原屋発行、1908.9、	小沼良成、近代日本建築学発達史4編 建築経済、pp.578-580、2001.12	小沼良成、近代日本建築学発達史3編 施工、pp.440-443、2001.12	小沼良成、近代日本建築学発達史4編 建築経済、pp.578-580、2001.12	小沼良成、近代日本建築学発達史4編 建築経済、pp.578-580、2001.12								

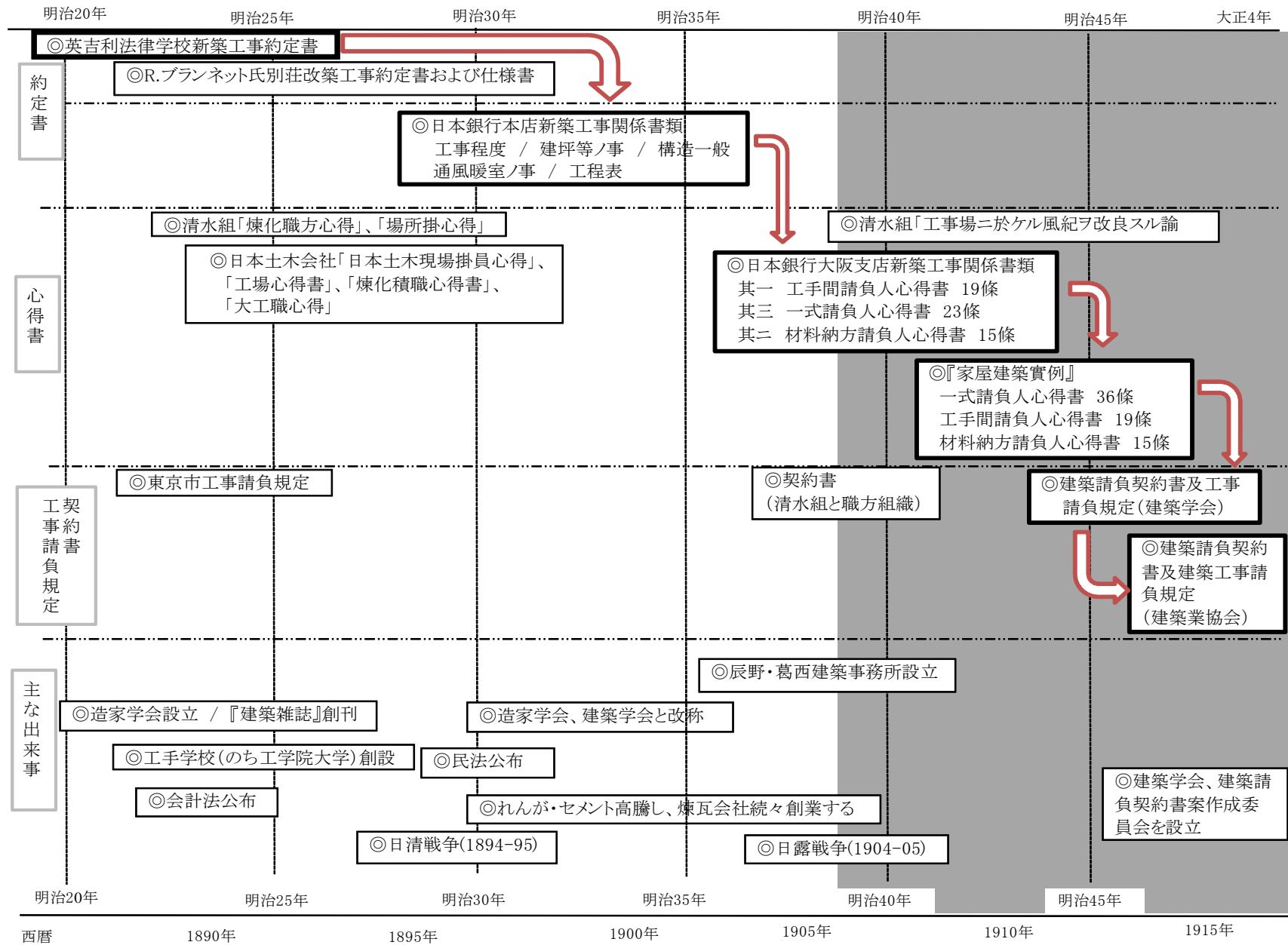


図2-4-4 明治期における請負契約関係書類の変遷

凡例:  は、本論で研究する鉄川與助の工事期間を示している。

一方、清水組は、「工事場ニ於ケル風紀ヲ改良スル諭示」(史料 A-12)を発行し、明治37-8年(1904-5)には、職方との間に「契約書」(史料 A-17)を締結している。また、日本土木会社では、「日本土木現場掛員心得」(史料 A-5)や、「工場心得書」(史料 A-6)、「煉化積職心得書」(史料 A-7)、「大工職心得」(史料 A-8)を公布している。

したがって、清水組や、日本土木会社などの元請では、洋風建築に対応する作業手順や心得などの現場教育の他に、各職方への心構えや、日常の注意、さらには職人の風紀改良などについても、各職方への心得書を公布し、各職方と綿密に結びつくことで、組織を統率し、工程を掌握し、工事の推進を図っているものと考えられる。

## 第5節 小結

全国の明治期における教会および教会関係建築は81件で、九州地方は33件が確認された。また、九州地方の教会および教会関係建築のうち、長崎県の建築実績は27件であり、このうち、與助の教会および教会関係建築工事は、福岡県1件、佐賀県1件、長崎県7件の9件の実績であり、全国の凡そ1割、九州地方の凡そ3割あることが判った。

明治期の工事請負は、直営や一式請負、実費加算報酬式などがあり、施工方式は入札や特命があった。また、請負契約関係書類は、契約当時者双方の権利・義務と、注文主と請負人の立場の平等をめざして整備過程にあるといえる。

### 注

- 1) このほかに、取扱事務規定、報酬金請求書式、工事請負承認書、請負金支払承認書が掲載されている。
- 2) 居留地は、長崎、函館、横浜では安政6年(1859)に開設し、ついで神戸、大阪に慶応3年(1867)に、明治元年(1868)には築地にも開設したが、横浜は慶応3年(1867)、長崎は明治9年(1876)に、神戸・大阪の居留地は、明治32年(1899)の条約改正で消滅した。相賀徹夫：万有百科大事典5 日本歴史小学館, p. 330, 1979。
- 3) 明治期における洋風建築と、教会・礼拝堂建築の建築工事实績を地方別にあらわしている。日本建築学会編：新版日本近代建築総覧, 技法堂, 1983. 11。
- 4) 各地方における教会および教会建築の概要については、主に、日本建築学会編：新版 日本近代建築総覧, 技法堂, 1983. 11 を参考にしている。しかし、この出典には、1983年の調査時点で現存しない建築は含まれておらず、また、調査には欠落した建築もあると捉えられることから、高橋保行・土屋吉正・長久清・加藤常昭・奈良信・岩井要：教会建築, 日本基督教団出版局, pp. 195-208, 1985. 2 も参考にし、九州地方における以下の4件を追記している。追記したものは、佐賀県の佐賀市公会堂(明治44年/1911)と、長崎県の旧大名寺教会(明治13年/1880)、桐古天主堂(明治39年/1906)、及び鹿児島県のサンフランシスコザビエル教会(明治40年/1907)である。それぞれの出典は、佐賀市公会堂と桐古天主堂は、鉄川與助が自ら建築工事实績を記した『証明願』(1945年)であり、旧大名寺教会とサンフランシスコザビエル教会は、太田静六：長崎の天主堂と九州・山

口の洋館, 理工図書, 1982. 7 である。なお、長崎県の大浦天主堂は幕末期の建築であるが、明治期に含めている。

- 5) 旧長崎ホテルと香港上海銀行の写真は、岡林隆俊・林一馬・長崎市教育委員会編：長崎古写真－居留地篇－, 長崎市教育委員会, p. 109, 1997. 3 から転載している。また、旧唐津銀行の写真は、清水建設百五十年史編纂委員会編：清水建設百五十年史, 清水建設株式会社, 明治年間の主な施工 p. 10, 1953. 11 から転載している。
- 6) コンドル(1852－1920)については数多くの研究及び書籍が出版されているが、主に以下の書籍を参考にした。コンドルの略歴は、ロンドン大学を修了し、明治 10 年(1877)1 月 来日/工部省工作局および工部大学校に「造家学教師」として着任し、明治 15 年(1882) 皇居御造営事務局も兼務、明治 19 年(1886)3 月 帝国大学工科大学の講師となる/臨時建設局が設けられ、コンドルも参画、造家学会(現日本建築学会)が設立され、名誉会長に就任する。明治 21 年(1888) 工科大学造家学科講師を辞任/民間初となる設計事務所を開設、明治 25 年(1892) 帝国大学名誉教授の称号をうける/三菱の顧問に就任、大正 4 年(1915) 工学博士の学位授与、大正 9 年(1920)4 月 18 日 建築学会は学会功労者として表彰、6 月 21 日 永眠。コンドルの明治期における主な作品としては、築地訓盲院(明治 12 年/1879)、開拓使物産売捌所(明治 14 年/1881)、上野帝室博物館(明治 15 年/1882)、鹿鳴館(明治 16 年/1883)、東京帝国大学法学部講堂(明治 17 年/1884)、有栖川宮邸(明治 17 年/1884)、北白川宮邸(明治 18 年/1885)、岩崎家深川別邸(明治 22 年/1889)、駿河台ニコライ堂(明治 24 年/1891)、三菱一号館(明治 27 年/1894)、海軍省(明治 28 年/1895)、本郷岩崎久弥邸(明治 29 年/1896)、築地立教女学院(明治 33 年/1900)、岩崎家箱根湯本別邸(明治 42 年/1909)がある。村松貞次郎：日本近代建築史ノート<西洋館を建てた人々>, 世界書院, pp. 307-324, pp. 348-349, 1960. 8。
- 7) 福島教会は、平成 23 年(2011)3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害を受けたことで、解体された。
- 8) 小山秀(文政 11. 8. 27/1828-明治 31. 5. 17/1898)。熊本県天草郡御領村に生まれ、幼名は秀之進といい、明治以降は秀と称した。11 人兄弟の末弟であったが、小山家を継いだ。開港当時、小山一家は長崎へ出て、居留地に建てられる洋風建築、或いは土地造成を請負、また、江戸町旧県庁付近に小山商会を設立し、手広く事業を営んでいる。大浦教会は、元治元年(1864)12 月 29 日に完成しているが、小山秀 36 才の時の請負である。山口光臣：長崎の洋風建築, 長崎市教育委員会社会教育課渡辺九平, pp. 123-126, 1967. 3。
- 9) 福岡県の今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)と、長崎県の旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)は、大正初期であるが、本研究では明治期として、研究対照であることから、この 2 件の教会建築工事は、明治期の実績に含めている。
- 10) 教会堂建築の方針は、近世のものであるが、そのまま、近代にも受け継がれていると考えられることから、参考文献としている。宮本健次：近世日本建築にひそむ西手法の謎「キリシタン建築」論・序説, 彰国社, pp. 50-54, 1996. 1。
- 11) 大野義照：建築施工, 実業出版株式会社, 廣濟堂, p. 216, 2009. 2。
- 12) 国の収入、支出、契約等に関する手続き規定を設けた法律。彰国社編：建築大辞典 第 2 版, 彰国社, p. 235, 1998. 4。
- 13) 工事契約については、様々な書籍や論文において論じられている。主要なものとして、以下の書籍を参考にしてしている。内祥哉編：建築施工, 市ヶ谷出版, pp. 7-10, 1992, 10, 北村正光：明治工業史建築篇(上) 明治後期産業発達史資料 第 225, 巻龍溪書舎, pp. 252-270, 1994、小沼良成：近代日本建築学発達史 3 編施工, pp. 581-584, pp. 662-663, 2001. 12。
- 14) 直営については、以下の文献を参照した。彰国社編：建築大辞典 第 2 版, 彰国社, p. 1076, 1998. 4。

- 15) 出典は、『建築雑誌』(18870928)雑報：本文, pp. 141-142 による。
- 16) 以下の書籍には、凡そ 80 %が一式請負に切り替わったとされている。古川修・永井規男・江口禎：新建築学体系 44 建築生産システム, 彰国社, pp. 157-158, 1982. 10。
- 17) 長野県松本市の開智学校の工事費明細の工事明細書については、重要文化財旧開智学校本館移転修理工事事務所編：重要文化財旧開智学校本館移転修理工事報告書, 松本市教育委員会, 1965. 3がある。参考資料の1. 開智学校建築関係史料、2. 明治8年立石清重提出の開智学校新築仕様帳、3. 明治29年風水害修理見積書並びに請負証の詳細な記録があり、実費精算方式の実態が判る。重要文化財旧開智学校本館移転修理工事事務所編：重要文化財旧開智学校本館移転修理工事報告書, 松本市教育委員会, 1965. 3。
- 18) 旧三重県庁舎は、大工の家業を継いだ清水義八(1846-1914)が、明治9年(1876)10月、三重県庁日給雇となり、その後、県営繕関係の仕事に従事している。三重県営繕資料等に含まれる、2「県庁新築山切下費清算帳」、3「県庁新築仕様綴」、4「県庁新築補足受渡簿」、5「県庁補足金高簿」、6「県庁新築別途官金受渡簿」、以下・・・、23「県庁舎建築工事一件」までの書類と、「県庁御新築清算帳」の書下し、ならびに、「明治十一年ヨリ全十二年ニ至 縣廳新築仕様書綴 営繕係」以下の写真資料から、詳細な工事の内訳、伺高、清算高、請負人と出納簿や、稟議などから、明治初期における実費精算方式の実態と提出書類の内容が判る。博物館明治村編：明治村建造物移築工事報告書(6)(重要文化財旧三重県庁舎), 博物館明治村編, 1990. 3。
- 19) 「大浦郷大工虎八英人フォールト相手取普請料相滞候一件」 乍恐奉願口上書 一当三月川端三拾九番部屋フーツより普請致呉候様相願申候ニ付老分百五拾ニ而直段相極め普請仕当四月初旬皆成就仕候間、作料相渡呉候様数度催促仕候得共一円相渡不申甚以難渋仕候然処初発より四番部屋ドブレン銀主ニ而フーツ儀普請致候由就而はドブレン兵庫エ罷登り候間罷帰候上作料相渡可申と相断候ニ付相待居候処ドブレン罷帰候旨及承候ニ付フーツエ催促仕候然処最早不用ニ相成候間問右建屋解取請取候得と無法之難題申立誠以迷惑之儀ニ御座候然ニ当九月十日頃イギリス岡士殿エ私儀同道ニ而可罷出候様フーツ申聞候間則罷越候処岡士申候は右フーツは自分支配之者に有之候得共ドブレンは出嶋支配之者ニ付右ドブレンを相手取外務御役所エ願出し申候得と申聞候、乍去私儀はフーツと直談相極普請仕候儀ニ御座候間近頃恐多奉願事ニ御座候得共何卒御上様之御憐愍を以フーツ儀御召出被為下速ニ作料相渡呉申候様御利解被為仰論被下置候ハ、難有士仕合莫太々御鴻恩生々世々不奉忘脚候依之不奉願恐此段以書付奉願上候 大浦郷 書上旅人 明治二年巳十月廿一日 大工 寅八印 外務御役所 前書之通奉願候ニ付奥印仕候以上 戸町村庄屋森田三平(『日本科学技術史大系』第17巻「建築技術」より)総覧 近代日本建築学発達史の概観 3編 施工, pp. 406-407, 2001. 12。
- 20) 工部省は、明治政府が明治3年(1870)頃殖産興業策を目標として官営事業を総合担当した管理中枢機関である。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 548, 1998. 4。工部省では、明治7年(1874)に、8條項からなる工部省製作寮入札規則を決めている。内容は、入札、落札 1/10 上納、違約金、落成期限、落札取消違約金、入札人へ告諭、違約及過怠償金である。その大半は、落札後に請負人の違約や過怠があった場合の償金について規定したもので、官庁である工部省は、入札規制により請負人の選定にあたる姿勢を示したものと捉えられる。小沼良成：近代日本建築学発達史 4編 建築経済, p. 578-579, 2001. 12。
- 21) 工部省製作寮入札規制(明治7年/1874)は、8條項からなり、内容は、入札、落札 1/10 上納、違約金、落成期限、落札取消違約金、入札人へ告諭、違約及過怠償金である。その大半は、落札後に請負人の違約や過怠があった場合の償金について規定したもので、官庁である工部省は、入札規制により請負人の選定にあたる姿勢を示したものと捉えられる。また、翌8年(1875)の工部省営繕局入札定則は14項目を定めている。小沼良

- 成：近代日本建築学発達史 4 編 建築経済, p. 578-579, 2001. 12。
- 22) 明治期における営繕事務官制および工事発注に関する研究は、様々な書籍や論文において論じられている。営繕組織の変遷については、以下の書籍を参考にした。小沼良成：近代日本建築学発達史 3 編 施工, p. 254, pp. 402-410, 4 編 建築経済, 発注制度の改革, pp. 576-577, 2001. 12。それによると、明治初期の建築関係官庁は、明治元年(1868) 会計官中に置かれた営繕司にはじまり、明治 2 年(1869)には、国の官庁営繕事業は大蔵省土木寮が中心となり、明治 3 年(1870)には工部省を設置している。これは殖産興業を目標とする管理中枢部門である。その後、明治 7 年(1874) 営繕事務を工部省に移している。
- 23) 「東京市工事請負規則」は、明治 22 年(1889) 7 月 8 日に工事定請負規則市会の議決を経て定められ、明治 26 年(1893) 9 月に第 1 條を改正している。北村正光：明治工業史建築篇(上) 明治後期産業発達史資料 第 225, 卷龍溪書舎, pp. 257-259, 1994. 11。
- 24) 英吉利法律学校(中央大学の前身)(明治 20/1887 年 7 月～明治 22/1889 年 12 月)は、辰野金吾の設計で、日本最初の工事請負契約書をつくった。写真 2-4-1 は、以下の文献の p. 69 から転載している。清水建設百五十年史編纂委員会：清水建設 150 年史, pp. 68-69, 1953. 11。
- 25) 明治初期における約定書及仕様書は、以下の書籍に紹介されている。古川修・永井規男・江口禎：新建築学大系 44 建築生産システム 2 近代の建築生産システム, pp. 88-89, 1982. 10。なお、書籍には、表紙写真も掲載され、「横浜山手三拾七番地内ニ改築セントスルアールプランネット氏ノ別荘工事之約定書及ビ仕様書」(巻末 付録 2)と、「日本郵船会社横浜仮倉庫新築工事約定書および仕様書」は清水建設の提供であるとされているが、その内容は、前者のみの紹介である。なお、清水建設法務部文書グループでは、現在、史料は確認できないとの回答である。
- 26) J. ダイアックはイギリス人。いわゆるお雇い外人の一人である。日本の鉄道建設の指導者であったエドモンド・モレルに従って、明治 3 年(1870)に来日し、建築副役という職名で新橋・横浜間、大阪・神戸間、京都・大阪間の測量と工事現場を分担、明治 9 年(1874) 任期満了、解雇されている。しかし、すぐ工部省鉦山局、ついで明治 11 年(1876)から 4 年間工部省営繕課に勤め、その間、工部大学校講堂建築に関係、築地海軍兵学校生徒館の設計、また皇居造営に関する基礎工法の調査、見積もりなどをおこなった。離日の時期は明らかではないが、明治 20 年代初頭までは滞在している。古川修・永井規男・江口禎：新建築学大系 44 建築生産システム 2 近代の建築生産システム, pp. 88-89, 1982. 10。
- 27) 清水組は、初め、清水店と称していたが、その後合資会社清水組となる。初代の清水喜助(1783-1859)は大工棟梁出身の建築家で施工業者。(株)清水建設の創立者。喜助は、天保 9 年(1838)江戸城西の丸の造営に参加、井伊および鍋島などの大名の普請も手掛け、清水組の基礎をつくった。安政 6 年(1859)、横浜開港とともに進出、初期洋風に功績がある。二代喜助は、文久元年(1861) 神奈川役所定式普請兼請負入札引受人に任命され、数多くの洋風建築を手がけている。また、渋沢栄一の指導も受け、明治 8 年(1873)に棟梁と職人の間に事業主の代人として事務代行をおこなう「店主」という職制を設け、明治 19 年(1888)には、工部大学校造家学科第 3 回卒業生の工学士坂本復経を初代技師長として迎え入れ、明治 20 年代のはじめには設計部門にあたる「製図場」を発足させ、得意先の要望に答える請負業者としての態勢を整えるなど、早くから近代的請負業者としての体質を整えていった。北村正光：明治工業史建築篇(上) 明治後期産業発達史資料 第 225, 卷龍溪書舎, pp. 261-270, 1994. 11。
- 28) 日本銀行新築工事の関係書類は、以下の書籍に掲載されている。建築学会：建築雑誌 第 65 号, pp. 129-132, 1892。それによると、工事程度は、「地形ニ着手シタルハ去明治



廿三年十月ニテ全工事竣工ノ予定期ハ来廿七年十二月ナリ現今壁積ノ工事ハ第一階室ノ凡ソ二分通ニ達シ本年末ニハ第二階ノ床構造ヲ終ル可キ予定ナリト云フ」、建坪等ノ事は、「本館ハ地下一層地上三層ノ構造ニシテ其建坪ハ一千一百廿餘坪此外附属事務室二階建ノモノ一百五拾餘坪及ビ蒸気罐發電器其他ノ器械ヲ装置スル平屋百三拾餘坪ヲ合算セバ総建坪ハ一千四百餘坪ナリ本館ノ床ハ土中室ニ於テ七百十餘坪第一階室七百卅餘坪第二階室六百八拾重餘坪第三階室ハ五百九十餘坪ニテ合計二千七百三十餘坪ナリ此内金庫安全庫地金銀ヲ蔵スル倉庫等ヲ合シタル坪数ハ四百餘坪ナリ本館ノ軒高ハ地盤上蛇腹ノ上端マテ五十六尺地盤下地形コンクリートノ上端迄十一尺合計壁高六十七尺ナリ」、構造一般は、「本館ノ全地形ハ煉砂利ノ一塊ニテ厚八尺餘全實積ハ一千七百餘立坪ナリ」である。なお、日本銀行本店の建築データについては、日本建築学会編：総覧 日本の建築 第3巻/東京、新建築社、p. 91, 1991. 8を参考になっている。

29) 工事項目の事だと考えられる。

30) 建築材料は、花崗岩は日本土木會社、並煉化石（赤）は金町及小名木川等製造會社、葉懸白煉化は陶弘社煉石株式會社、セメントは日本セメント會社浅野工場、および愛知セメント會社、大小砂利と川砂は富樫文治、および海老塚百太郎等、鍊鑄梁は内外用達會社と三井物産會社、鍊鑄桁と鍊鑄柱は平岡工場で、支拂金額合計は173,160円61銭7厘で、このほか丸太類其他不尠である。工事は、根切工事は日本土木會社等、山留柵取設、砂利割栗石敷均及杭打工事は小島紋次郎等である。

31) 清水組における職方組合と、心得書については、以下の書籍を参考になっている。建築学会：建築雑誌4(41), p. 82, 明治23年(1890)0528。兼喜五十年史編纂委員会：清水建設兼喜会五十年, 清水建設東京兼喜会, pp. 5-22, 資料編 pp. 40-41, 1969. 2。それによると、慶応2年(1866)の清水組の職方としては、鳶、材木屋、左官、鋳方、石工、屋根屋、経師屋、畳屋、瓦屋、土方がおり、明治22年(1889)には「煉化職方心得」が制定されている。職方の組織は、明治22年(1889)10月に<sup>キ</sup>工商會が創立され、明治24-25年(1891-92)に清水方諸方組合及匠友会に分離し、明治27年(1894)2月に<sup>キ</sup>会に改称、明治35年(1902)4月に兼喜会に改称している。また、元請と諸職方の関係については、前掲書, 資料編 p. 35, 1969. 2に掲載されている。

32) 「場所掛心得」は、建築学会：建築雑誌4(41), p. 82, 明治23年(1890)0528に記載されている。

33) 日本土木會社(現 大成建設)は、明治20年(1887)に200万円の資本金を用意し最初から請負会社としてつくられた。発起人は渋沢栄一、大倉喜八郎、藤田伝三郎である。「水利土木工事及び家屋堂宇の建築請負業を営む目的」で、東の大倉組と西の藤田組が資本を出し合い、渋沢栄一を官界へのパイプ役として設立されている。明治19年(1886)には、中央官庁街建設計画のために、内閣直属の臨時建設局が設置されていることから、官公庁の工事を受注する狙いがあったと推察される。しかし、会計法の公布(明治22年/1889)で工事は入札に付されることになり、大倉喜八郎は創立6年目に解散を宣言し、翌明治26年(1893)残工事と清算事務を引き継ぎ、個人経営の大倉土木組と改称する。鈴木博之・山口廣：新建築学体系 5 近代・現代建築史, 彰国社, pp. 279-289, 199. 4。

34) 日本銀行大阪支店建築所請負人心得書は、「其一 工手間請負人心得書と証書式」、「其二 材料材料納方請負人心得書と証書式」、「其三 一式請負人心得書と証書式」で、建築学会：建築雑誌第135号, pp. 93-100, 1898. 0325に掲載されている。なお、日本銀行大阪支店の建築概要は、日本建築学会編：日本近代建築総覧, 技法堂, p. 304, 1993. 11を参考になっている。

35) 辰野金吾・葛西萬司：家屋建築実例, 須原屋發兌, 1908. 9。「一式請負人心得書と証書式」、「工手間請負人心得書と証書式」、「材料納方請負人心得書と証書式」(巻末 付

録 5)である。

- 36) 『家屋建築実例』における「請負人」の表記は、「一式請負人心得書」23 条までは「請負人」であるが、追加された第 24 条から第 36 条では、「受負人」と表記されている。「請負人」と「受負人」の使い分けについては不詳である。
- 37) 工部大学校は日本最初の高等教育機関である。明治 10 年（1877）、工部省の工学寮工学校を工部大学校と改称し、外人教師も充実する。造家学科教師として J. コンドルが来日し、明治 12 年（1879）、最初の卒業生として、辰野金吾、曾禰達蔵、片山東熊、佐竹七次郎の 4 人が巣立ち、技師として活躍している。1886 年工部大学校は工芸学校は合併し、帝国大学工科大学となっている。北村正光：明治工業史建築篇（上）明治後期産業発達史資料 第 225, 卷龍溪書舎, pp. 279-288, 1994. 11。
- 38) 「契約書」は、兼喜会五十年史編纂委員会：清水建設兼喜会五十年, 清水建設東京兼喜会, pp. 62-63, 1969. 2 に記載されている。
- 39) 「建築請負契約書作成委員会」は、委員長は中村達太郎で、24 名の委員が任命され、特別委員として葛西萬司・岡本筌太郎・山下啓次郎・中条精一郎・長野宇平治の 5 名を互選している。「明治四十三年二月及至十月 建築請負契約書案作成委員会記録」（建築学会所蔵）によると、2 月から 10 月まで 7 回の委員会が開催され、「明治四十四年一月三十一日會工事請負規定」が制定されている。総覧 近代日本建築学発達史の概観 3 編 施工, p. 589, 2001. 12。
- 40) 契約書は、以下の書類に所収されており、ここでは、契約書と、34 ヶ條の工事請負規定が作成されている。建築学会所蔵：明治四十三年二月及至十月 建築請負契約書案作成委員会記録、061.2 69003.23 Ni。
- 41) 辰野金吾(1854-1919)と葛西萬司は、1903 年に、辰野・葛西事務所を設立している。彰国社編：建築大辞典第 2 版, 彰国社, p. 1003, 1998. 4。
- 42) 大正 3 年(1914) に作成された建築業協会の「建築工事請負契約書と工事請負規定」小沼良成：近代日本建築学発達史 3 編 施工, pp. 440-443, 2001. 12。
- 43) 四会連合協定の「建築工事請負契約書及同規定」小沼良成：近代日本建築学発達史 3 編 施工, pp. 578-580, 2001. 12。
- 44) 「業界の 3 大問題」については、以下の文献を参考にしている。小沼良成：近代日本建築学発達史 4 編 建築経済, 業界の再編成, 団体の結成, pp. 664-675, 2001. 12。

### 第3章

#### 鉄川與助の建築工事請負の実態と変遷

### 第3章 鉄川與助の建築工事請負の実態と変遷

#### 第1節 本章の目的と概要

第2章では、明治期には、全国の洋風建築1,839件の凡そ14%が九州地方に建てられていることが判り、教会建築は、全国の教会建築81件の凡そ40%が九州地方に建てられていることが判った。さらに、九州地方の教会および教会関係建築のうち、長崎県の建築実績は27件であり、このうち、與助の教会および教会関係建築工事は、福岡県1件、佐賀県1件、長崎県7件の9件である。したがって、長崎県には全国の3割を超える教会および教会建築があり、與助は、長崎県の凡そ3割を建築しており、それは、全国の凡そ1割にあたることが明らかになった。

そこで、第3章では、明治期から昭和期における、鉄川與助（1879－1976）の建築工事請負の実態と変遷を明らかにする。

鉄川與助の建築工事の実績は、『鉄川工務店経歴書』に整理されている。したがって、與助は、いつ頃、どこに、どのような建築工事の実績を残したかを検討するために、鉄川工務店の工事経歴書の建築工事实績を、明治・大正・昭和期の年代別に分け、建築の地域別・用途別・構造別に工事内容を検討する。

次に、請負業としての態勢を整えている創業期は重要と考えられることから、與助の明治期における建築工事請負の実績を、教会及び教会関係建築工事と、学校建築工事、一般建築工事にわけて検討する。

以上の検討を通して、鉄川組の沿革を明らかにし、明治・大正・昭和期における鉄川與助の建築工事請負の実態と変遷を捉えようとするものである。

本章は、以下のように構成される。

第2節では、本章で用いる資・史料について概説する。なお、本章で用いる資・史料のうち、桐古天主堂の「天主堂既設届」は長崎歴史博物館所蔵の史料で、佐賀市公教会の「平面図」は佐賀県歴史公文書館所蔵の史料である。

第3節では、明治期から昭和期における建築工事請負の実績を、年代別に、明治期、大正期、昭和期にわけて具体的に明らかにする。さらに、建築工事の内容を、施工地域別、用途別、構造別に分けて検討する。

第4節では、第3節で検討した明治期における建築工事請負について、教会及び教会関係建築工事と、学校建築工事、一般建築工事にわけて、変遷を明らかにする。

第5節は、本章のまとめである。

## 第2節 本章で用いる資・史料および出版物

### 3-2-1 既往の出版物

(1) 「今迄に造らせて頂いた建物の一覧表」(『私たちの歩み—株式会社鉄川工務店 経歴書一』所収, 鉄川工務店, pp. 33-44, 1968.) (以後は『鉄川工務店経歴書』)

この出版物は、鉄川與助の経歴と、明治39年(1906)の鉄川組創業から昭和42年(1967)10月竣工までの394件<sup>1)</sup>の工事实績が、発注者・施工場所・工事名・設計施工の別・構造・用途・竣工に分けて整理されている。工事实績は、明治時代12件、大正時代27件、昭和時代355件であり、工事種別は、教会とカトリック関係建築工事、公共工事、一般の工事である。なお、『鉄川工務店経歴書』には、発行所、および発行年は記載されていないが、鉄川工務店によって整理され、長崎電通で作成したと伝えられている。與助は、昭和42年(1967)11月に勲章を受けていることから、これに併せて作成され、昭和43年(1968)頃発行されたものと推測される。そこで、本研究では昭和43年(1968)頃発行としている。本書に関しては、與助が勲章を受けるなど評価を受けた後の本人からの聞き取りによるものであること、建築経歴書に記されている建築年は記憶に基づくものであること、建築工事の竣工年月の特定にあたり妥当性に欠けるところもあることなど、信憑性を疑う声もあるが<sup>2)</sup>、創業以来、昭和に至るまでの鉄川與助の建築経歴の全容をあらわす資料として、他資史料との比較・併用による補完のうえでこの資料を用いる。

### 3-2-2 鉄川與助の直筆史料

#### (1) 明治期における学校建築工事関係史料

建築工事は、魚目水産学校新築工事と、若松村立尋常小学校新築工事である。そこで、2件の建築工事の関係書類を整理したうえで、その内容を表示したものが表3-2-1である。表は、左列から、建築工事名、年(明治・西暦)、関係書類名、史料の区分、史料の体裁、備考をあらわしたもので、史料の区分は、予算書、仕様書、図面、心得書の区別をあらわしている。史料の区分から分かる様に、書類は、予算書、仕様書、図面、および心得書の契約関係書類といえる。

なお、與助の明治期における学校建築工事関係書類には、この他に、奈留島村船廻

尋常小学校新築工事と、若松村<sup>きりふるさと</sup>立桐古里尋常小学校新築工事の関係書類がある<sup>3)</sup>が、

建築工事名	年		関係書類名	史料の区分			史料の体裁			備考			
	明治	西暦		予 算 書	図 面	心 得 書	縦 mm	横 mm	丁				
魚目水産学校新築工事	40	1907	『魚之目水産学校新築仕様設計書 五島 魚目 鉄川』	○			245	165	55	半紙袋仮綴じ。			
			魚目水産学校新築仕様書	○			245	165	6				
			本校舎仕様	○			245	165	18				
			水産物製造所仕様	○			245	165	2				
			小使住宅仕様	○			245	165	2				
			続廊下仕様	○			245	165	2				
			図面			○			245		約320	1	水産学校断面図
図面			○			245	約320	1	水産学校平面図				
若松村立尋常小学校新築工事	43	1910	『明治四拾参年第四月 若松村立尋常小学校校舎住宅及附属家新築工事仕様書 五島魚目 鉄川用』	○			235	155	56	縦罫紙袋仮綴			
			図面			○			約245		約352	1	小学校平面図。S1/200
			図面			○			約245		約360	1	教員住宅平面図。S1/20
			『明治四拾三年第三月 一式請負人心得書 若松村立尋常小学校新築工事用 五島魚目 鉄川用』	○				239	165		24		
			『明治四拾三年第三月 一式請負人心得書 若松村立尋常小学校新築工事用 五島魚目 鉄川用』	○			○	239	165		16	「一式請負人心得書」は、第1条～第32条で、他に「一式請負証書式」と「一式請負証」がある。	

凡例：①2件の建築工事の年は、『鉄川工務店工事経歴書』の竣工年によっている。②図面は傷みが激しく、寸法は概寸で記している。③魚目水産学校新築工事の(木材調書)は、外題がないことから、書類内容から筆者がタイトルをつけ、( )内に記した。

この2件の施工実績については確認できないことから、注記で史料名を記すに留める。

## 1) 魚目水産学校新築工事関係史料

『魚之目水産学校新築仕様設計書 五島 魚目 鉄川 魚目水産学校新築仕様設計書』（以後は『魚目水産学校新築仕様設計書』）（史料 C-2）

制作年代不詳

（数量：1綴、寸法：縦245×横165mm、表紙共55丁、毛筆または鉛筆書、袋仮綴）

（数量：1枚、水産学校断面図、縦245mm×横320mm、鉛筆書）（史料 C-3）

（数量：1枚、水産学校平面図、縦245mm×横320mm、鉛筆書）（史料 C-4）

史料は「魚目水産学校新築仕様設計書」6丁、「本校舎仕様」18丁、「水産物製造所仕様」2丁、「小使室仕様」2丁、「續廊下仕様」2丁、「水産学校断面図」1枚、「水産学校平面図」1枚と、「木材調書」25丁で構成されている<sup>4)</sup>。

「木材調書」は縦罫紙に書かれているが、その他は半紙に書かれている。史料には、発注者、請負人の署名捺印がないことから、写と判断される。

なお、『鉄川工務店経歴書』には、魚目村立水産学校新築工事は、施工の実績として、発注者は魚目村長、施工場所は長崎県南松浦郡魚目村、竣工は明治43年(1910)10月と記載されている。

## 2) 若松村立尋常小学校新築工事関係史料

### ① 『明治四拾参年第四月 若松村立尋常小学校校舎住宅及附属家新築工事仕様書

**五島魚目 鉄川用』**（以後は『若松村立尋常小学校新築工事仕様書』）（史料 C-5）

制作年代不詳

（数量：1 綴，縦 235×横 155mm、表紙共 56 丁，毛筆書、袋仮綴）

（数量：1 枚，小学校平面図（縮尺 1/100），縦凡そ 245mm×横凡そ 352mm，半紙にペン書）（史料 C-6）

（数量：1 枚，教員住宅平面図（縮尺 1/20），縦凡そ 245mm×横凡そ 360mm，半紙に墨書）（史料 C-7）

『若松村立尋常小学校新築工事仕様書』は、校舎は 1 号から 8 号の 8 つに分けて記され、1 号は教室、2 号は事務室住宅、3 号は教室玄関、4 号は廊下、5 号は便所、6 号は住宅付庇、7 号は住宅便所、8 号は住宅流場并に戸棚である。1 号の教室は、桁行 120 尺、梁間 27 尺、建坪 85 坪 5 合で、1 号から 8 号の建坪は合計 130 坪 6 合 8 勺である<sup>5)</sup>。また、仕様書は、土工ノ部、基礎根伐並コンクリート、石工ノ部、木工ノ部、屋根ノ部、泥工ノ部、鉄物及附帯工事ノ部、雑ノ部に分けられ、それぞれの仕様を表している。

『若松村立尋常小学校新築工事仕様書』に続けて、小学校平面図（縮尺 1/100）<sup>6)</sup>と、教員住宅平面図（縮尺 1/20）<sup>7)</sup>が綴じられており、小学校平面図は、痛みが激しい。仕様書に、発注者および請負人の署名捺印はないことから、史料は写と判断される。

表紙外題には「明治四拾参年第四月」と記されていることから、明治 43 年（1910）4 月着工の工事と捉えられる。なお、3-2-1 (1) の『鉄川工務店経歴書』には、若松小学校新築工事は、施工実績であり、発注者は若松村長、施工場所は長崎県南松郡若松村、竣工は明治 45 年（1912）1 月と記載されている。

② 『明治四拾三年第四月 若松村立尋常小学校新築工事費豫算仕譯書 五島魚目 鉄川用』（以後は『若松村立尋常小学校新築工事費豫算仕譯書』）（史料 C-8）

制作年代不詳

（数量：1 綴，縦 239×横 165mm、表紙共 24 丁，縦罫紙に毛筆書，袋仮綴）

内訳は、土工事、基礎根伐並コンクリート工事、石工事、木工事、屋根工事、

泥工事、鉄物及附帯工事（便所手洗鉢、下駄箱、教壇、御親影安置所、書棚など）を、名称・品種・寸法・数量・単価・小計・適用に分けて予算を見積もり、人夫賃は、大工手間・石工手間・地形其他人夫賃を積算したもので、予算の合計は5,294円26銭である。

この『若松村立尋常小学校新築工事費豫算仕譯書』は、明治43年（1910）4月に、鉄川與助が、3-2-2の(1)2)①の『若松村立尋常小学校新築工事仕様書』をもとに作成したものと推測される。

③ 『明治四拾三年第三月着 一式請負人心得書 若松村立尋常小学校新築工事に用五島魚目 鉄川用』（以後は『若松村立尋常小学校 一式請負人心得書』）（史料C-9） 制作年代不詳

（数量：1綴、縦239×横165mm、表紙共21丁、縦罫紙に毛筆またはペン書、袋仮綴）

『若松村立尋常小学校 一式請負人心得書』は、最初に「若松村立若松尋常高等小学校々舎及ヒ附属工事一式請負人心得書」と記され、第1條から第32條の「一式請負人心得書」16丁と、「一式請負証書式・一式請負証書」4丁で構成されている<sup>8)</sup>。

『若松村立尋常小学校 一式請負人心得書』は、「請負人は絵図面仕様書熟覽ノ上、材料代価及手間賃共内訳明積書ナル積書差出ス可キ事」と規定し、保証人と身元保証品、請負後の解除、違約、材料の検査、監督員、工事係員、工事上の不都合、工事時間の厳守、請負人の工事場への出張、不適當な使用人、工事場取締、現品の下渡、落成期日、工事落成後の検査、引渡、危険負担、損害賠償、請負契約解除、工事落成期限、工事期間、図面仕様書及び予算数量書に明示した工事の実施、図面仕様書及び予算数量書の不分明な箇所の工事、原寸図の訂正、建築材料運搬、近隣への注意、損害賠償、火災保険、受負契約以外の局部工事、工事監督者、現場工事係、変更工事について規定したものである。

「一式請負証書式」および「一式請負証書」は、竣工日、および身元保証品を明記したうえで、「南松浦郡若松村何番地ニ於ケル若松村立尋常高等小学校々舎及附属工事御建築ニ付前書金何円也ヲ以テ一式請負」と、工事名を「若松村立尋常小学校」と特定し、請負人と保証人が署名押印をする書式となっている。ただ



し、史料には、竣工日や、身元保証品、および保証人、および発注者と、請負人の署名捺印はないことから、写と判断される。

## (2) 『証明願』

『証明願』の内容は4種類に分類できることから、A、B、C、Dと区分し、その内容を整理したものが表3-2-2である。表は、左列に、『証明願』をA、B、C、Dと分類し、建築工事名、建築場所、工事種別、構造、延床面積、階数、工事概算額、従事技術、従事期間、証明日付、証明した人、史料の体裁をあらわしている。

(数量：4種類)

(A：1枚， 縦253×横335mm， 縦罫紙にペン書)

(B：1綴， 縦253mm×横178mm， 表紙共4丁， 縦罫紙にペン書， 袋仮綴)

(C：4枚， 縦246-254×横351-354mm， 縦罫紙にペン書)

(D：1枚， 縦103×横92mm， 洋紙に鉛筆書)

Aは、昭和25年(1950)11月27日付で、「私が建築技師たる佛人宣教師 A. ペルー師<sup>9)</sup>に建築設計学につき ドロ師<sup>10)</sup>に建築構造学につき 明治三十三年から六年間個人教授をカトリック教会建築技師となるためうけたことを証明願います」とあり、カトリック司祭 中田藤吉が捺印している(史料C-10)。

Bは、昭和25年(1950)11月28日付で、明治39年(1906)桐古天主堂から、昭和25年(1950)慈恵院天主堂までの40件のカトリック教会およびカトリック関係の建築工事实績が記されている。前文には「私が設計及施工したカトリック関係建築工事の内主なものにつき左の通り御証明願います」とあり、長崎司教代理古川重吉が捺印している(史料C-11)。

Cは、昭和25年(1950)8月7日から昭和25年(1950)12月1日付で、教会に関係のない建築工事实績4件が記されており、それぞれの施主が工事实績を証明し、捺印している(史料C-12)。

次に、A、B、Cそれぞれの記載内容をみると、Aは、明治33年(1900)から6年間、ペルー師に建築設計学を、ドロ師には建築構造学の個人教授を受けた証明である。明治33年(1900)は、大工・鉄川與助は曾根天主堂新築工事を手伝っている<sup>11)</sup>。與助は20代前半に、曾根天主堂の宣教師であるペルー神父から、カトリック教会の建築について教えを受け、その関係は鉄川組創業後も続いたものと捉えられる。

『証明願』の種類	建築工事名	建築場所	工事 種別	構造	延面 平方	階 数	工事概算額	従事 技術	従事 期間 (自 至)	証明日付	証明した人	史料の体裁 (縦×横)mm		
A	「私が建築技師たる佛人宣教師 A. ベル一師に建築設計学につき ドロ師に建築構造学につき 明治三十三年から六年間個人教授をカトリック教会建築技師 となるためうけたことを証明願います」													
	1	桐古天主堂	増築	煉瓦造	200	2		設計	M39.3	M39.11	S25.11.27	カトリック祭 中田藤吉	罫紙 253×335	
	2	冷水 "	新築	木造	260	2		"	M40.2	M40.12				
	3	野首 "	"	煉瓦造	280	2		"	M41.1	M41.11				
	4	奈摩内 "	"	"	480	2		"	M42.4	M43.1				
	5	楠原 "	"	"	300	2		"	M43.4	M43.11				
	6	佐賀市公教会	"	木造	480	2		"	M44.4	M44.12				
	7	大刀洗天主堂	"	煉瓦造	495	2		"	M44.5	T1.10				
	8	長崎司教館	"	"	825	4		"	M45.3	T2.2				
	9	南田平天主堂	"	"	596	2		"	T2.1	T4.1				
	10	八代成美女学校	"	木造	560	2		"	T3.5	T3.12				
	11	大曾天主堂	"	煉瓦造	520	3		"	T8.2	T9.12				
	12	大水 "	"	木造	397	2		"	T9.1	T9.6				
	13	細石流公教会	"	木造	313	2		"	T2.8	T3.1				
	14	江上 "	"	"	330	2		"	T10.2	T10.6				
	15	頭ヶ島 "	"	石造	363	2		"	T3.2	T4.12				
	16	南田平 "	"	木造	215	2		"	T6.5	T6.10				
	17	浦上神学校	"	鉄筋コンクリート造	2,760	4		"	T14.1	T15.10				
	18	浦上幼稚園	"	"	580	3		"	T14.1	S2.8				
	19	熊本手取本町 "	"	鉄筋混泥土	450	3		"	S3.10	S4.4				
	20	上林女学校	"	木造	610	2		"	S4.1	S4.6				
B	21	大牟田公教会	"	"	396	2		"	S4.5	S4.10	S25.11.28	長崎司教代 理 古川重 吉	罫紙仮綴 250×174	
	22	呼子 "	"	"	360	2		"	S4.11	S5.3				
	23	紐差天主堂	"	鉄筋コンクリート造	1,300	4		"	S3.7	S5.1				
	24	聖心幼稚園	"	"	530	3		"	S3.11	S5.5				
	25	八代成美女学校	"	木造	2,170	2		"	S4.3	S5.3				
	26	八幡公教会	"	"	611	2		"	S5.10	S6.2				
	27	戸畑 "	"	"	283	2		"	S6.8	S6.12				
	28	新田原 "	"	"	313	2		"	S7.11	S8.2				
	29	小倉 "	"	鉄骨造	594	3		"	S9.3	S10.3				
	30	大江天主堂	"	鉄筋混泥土	670	3		施工	S12.1	S13.1				
	31	崎津 "	"	"	625	2		"	S12.2	S13.2				
	32	雲仙公教会	"	木造	215	2		設計	S10.4	S10.4				
	33	水ノ浦 "	"	"	530	2		設計	S12.7	S13.5				
	34	南田平社会館	"	"	510	2		"	S12.4	S13.12				
	35	純心女学校	"	"	2,540	2		施工	S14.2	S14.12				
	36	海星中学記念館	"	"	360	3		"	S15.5	S16.6				
	37	海星中学職員寮	"	"	462	2		設計 施工	S18.5	S19.6				
	38	鯛ノ浦天主堂	増改	"	430	3		"	S24.1	S24.9				
	39	奈摩内 "	"	煉瓦造	505	2		"	S24.10	S25.5				
	40	慈恵院	新築	木造	529	2		施工	S25.2	S25.10				
C	1	奈留島村役場漁業組合事務所	長崎県南松浦郡 奈留島村字浦	新築	鉄組混泥土造	758	2	22,655円	設計 施工	T9.11	T10.12	S25.8.14	奈留島村長 宿輪卯太郎	罫紙 246×351
	2	奈留島村避病舎	長崎県南松浦郡 奈留島村字相浦	新築	木造	408	1	20,000円	設計監 理施工	T11.2	T12.3	S25.8.14	奈留島村長 宿輪卯太郎	罫紙 252×354
	3	魚目小学校	長崎県南松浦郡 魚目村榎津郷	新築	鉄組混泥土造 ペントハウス及 地下室附	2310	3		設計 施工	S4.9	S5.3	S25.12.1	魚目村長 浦 團一	罫紙 250×354
	4	得雄寺	長崎県南松浦郡 青方町青方郷	新築	木造	853	平 屋	2,000,000円	設計 施工	S22.12	S25.5	S25.8.7	得雄寺住職 七里龍水	罫紙 254×354
D	1	聴講した講習会は建築学会が実施したもので、大正2年(1913)9月と大正4年(1915)9月にそれぞれ2ヶ 月、大正8年(1919)10月、大正10年(1921)9月、大正12年(1923)9月、大正14年(1925)10月にそれぞれ1ヶ 月半の建築学全般と、昭和25年(1950)11月の3日間におたる基準法である。										不詳	鉄川與助	鉛筆書のメ モ 103× 92

凡例：①『証明願』は、その証明の内容から、3つに分けられる。Aは、教会建築技師となるために宣教師から個人教授を受けた内容の証明で、カトリック祭  
中田藤吉が証明している。Bは、教会および教会建築工事40件の工事実績の証明で、長崎司教代理が証明している。Cは、教会建築以外の建築工事実  
績の証明で、それぞれの施主が証明している。②BのNo.7「大刀洗天主堂」を「大刀洗天主堂」と記している。③表中の明治はM、大正はT、昭和はSの  
略号を用いている。

一方、ド・ロ神父は、明治33年(1900)当時、長崎県外海地方の出津が主な活動の場所とされ、與助の活動範囲とは異なっている。事実、與助とは、明治45年(1912)の旧長崎大司教館新築工事以降に交流があったと推測される<sup>12)</sup>。こうした事情から、與助は、曾根天主堂新築工事に従事した明治33年(1900)から、継続して、ペルー神父からカトリック教会の建築について教えをうけ、旧長崎大司教館新築工事では、ド・ロ神父との関係を深め、カトリックの教会建築や西洋文化について教えを受けたと考えられる。そのうえで、一級建築士の申請書類である『証明願』には、「明治33年(1900)から6年間」と表記したものと推測される。

Bは、カトリック教会およびカトリック関係のうち、主な建築工事实績40件の証明である。工事従事期間は、着工から竣工までを区切りとして、竣工後に次の工事に移行する記載形式となっている。しかし、実際の工事工程では、工程の重なりがあることは自然であることから、申請書としての体裁を整えるために、従事期間を調整して記入したものと捉えることができる<sup>13)</sup>。

Cの4件は、大正10年(1921)竣工の奈留島村役場漁業組合事務所新築工事、大正12年(1923)竣工の奈留島村避病舎新築工事、昭和5年竣工(1930)の魚目小学校新築工事、昭和25年(1950)竣工の得雄寺新築工事である。

前2件の奈留島村の工事については、昭和25年(1950)8月14日付で奈留島村長 宿輪卯太郎が証明し、魚目小学校新築工事は昭和25年(1950)12月1日付で魚目村長 浦團一が証明したもので、証明書には公印が押印されていることから、信頼できる内容として扱う。また、得雄寺新築工事は、昭和25年(1950)8月7日付で得雄寺住職 七里龍水の証明である<sup>14)</sup>。



写真 3-2-1 魚目小学校棟札

なお、写真3-2-1は、昭和4年(1929)に新築された魚目小学校に取り付けられていた棟札で、與助は、「建築技師 鉄川與助」と記している。

『証明願』は、明治39年(1906)から昭和25年(1945)までの建築工事の実績を、それぞれ、施主或いは関係者に証明してもらったもので、証明した日付は、昭和25年8月から12月である。これは一級建築士制度が取り入れられた時期と符合していることから、與助の一級建築士資格取得に併せて作成されたものと考えられる<sup>15)</sup>。

また、『証明願』には、それぞれ、申請者である鉄川與助の印と、工事の実績とそれを証明した人の押印がある。したがって、これらの書類は関係先に提出する書類の予備として作成したものが手元に残されて、現存していると考えられる。

なお、D は、B に添付したもので、日本建築学会実施の講習会を聴講した記録である。聴講した講習会は、大正 2 年(1913)9 月と、大正 4 年(1915) 9 月にそれぞれ 2 ヶ月、大正 8 年(1919)10 月、大正 10 年(1921)9 月、大正 12 年(1923) 9 月、大正 14 年(1925)10 月にそれぞれ 1 ヶ月半の建築学全般と、昭和 25 年(1950)11 月の 3 日間にわたる基準法の講習会である<sup>16)</sup>。



写真 3-2-2  
建築学会の聴講券

### 第 3 節 明治期から昭和期における建築工事請負の実績

#### 3-3-1 明治期における建築工事請負

明治期は、3-2-1 (2) 『証明願』の(史料 C-10, 史料 C-11)の記述から、鉄川組創業以前と、創業後に分けられる。創業以前とは明治 33 年(1900)から明治 39 年(1906)で、與助は、ペルー神父からカトリック教会の建築について教えをうけていた時期に相当する。創業後は明治 39 年(1906)から明治末年までである。

明治期における工事請負の実績は、『鉄川工務店経歴書』をみることで判明する。この史料の内容を整理して、工事年代と種類、また『鉄川工務店経歴書』に記載された内容を表示したものが表 3-3-1-1 である。表は、左列から、工事名、建築技術、構造、発注者、施工場所、用途、竣工年月を、通し番号をつけて整理している。建築工事請負の実績は 12 件である。

次に、表 3-3-1-1 の内容を、施工地域別、用途別、構造別に整理したものが、表 3-3-1-2 である。表は、左列から施工地域、用途、構造(木・木&煉瓦・煉瓦)を現わしている。なお、用途別の分類については、『鉄川工務店経歴書』に拠っている。施工地域は、長崎県 10 件、佐賀県 1 件、福岡県 1 件である。用途別建築工事の内訳は、教会および教会関係工事 9 件、学校新築工事 2 件、住宅新築工事 1 件<sup>17)</sup>である。教会および司祭館の建築工事の発注者は、それぞれ担当教会の宣教師名が記されていることから、カトリック長崎司教区の発注と捉えられる。学校新築工事 2 件は、3-2-2 (1)の 1)魚目水産学校新築工事(明治 40 年/1907 竣工)と、2)若松村立尋常小学校新築工事(明治 45 年/1912 竣工)で、

No	工事名	従事技術	構造	発注者	施工場所	用途	竣工
1	桐ノ浦天主堂改築	設計・施工	木造・平屋建 一部レンガ造	ア・ヒウゼ師	長崎縣南松浦郡若松村	教会	39.12
2	冷水天主堂新築	設計・施工	木造・平屋建	大崎八重師	長崎縣南松浦郡青方村	教会	40.10
3	野首天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	中田藤吉師	長崎縣北松浦郡前方村	教会	41.11
4	奈摩内天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	大崎八重師	長崎縣南松浦郡青方村	教会	43.8
5	奈摩内司祭館新築	設計・施工	木造・平屋建	大崎八重師	長崎縣南松浦郡青方村	教会	43.6
6	丸尾鉄川宅新築	設計・施工	木造・2階建	未記入	未記入	住宅	40.10
7	楠原天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	チリ師	長崎縣南松浦郡岐宿村	教会	43.11
8	魚目村立水産学校新築	施工	木造・平屋建	魚目村長	長崎縣南松浦郡魚目村	学校	40.10
9	山田天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	片岡高俊師	長崎縣北松浦郡生月村	教会	44.11
10	佐賀市公会新築	設計・施工	木造	平山師	佐賀市	教会	40.10
11	若松小学校新築	施工	木造	若松村長	長崎縣南松浦郡若松村	学校	45.1
12	今村天主堂新築	設計・施工	レンガ造	本田保師	福岡縣太刀洗	教会	45.3

凡例：①表は『鉄川工務店経歴書』によるもので、明治期における鉄川與助の工事実績12件を整理したものである。②表は、左列からNo.、工事名、従事技術、構造、発注者、施工場所、用途、竣工を示している。掲載の順番は工務店経歴書の記載順によっている。また、竣工は明治の年月を示している。③発注者、および施工場所、No.6は、資料に未記入であることから、「未記入」と記している。④**工事名の太字**は、筆者によるもので、教会および教会関係建築工事を示している。

発注者はそれぞれ村長であることから公共工事といえる。構造別では、木造6件、木造を一部煉瓦造へ改修した混構造1件、煉瓦造5件である。ここで、構造別に建築工事の内訳をみると、木造6件の内訳は、教会2件、司祭館1件、学校2件、住宅1件である。

#### 明治期における鉄川與助の教会建築

施工地域	用途別建築工事	構造				計
		木	木&煉瓦	煉瓦		
長崎県	教会	1	1	4	6	10
	司祭館	1			1	
	(公)学校	2			2	
	住宅	1			1	
佐賀県	教会	1			1	1
福岡県	教会			1	1	1
		6	1	5		12

凡例：①表は、2-1(1)『鉄川工務店経歴書』によるもので、明治期における工事実績を、施工した県別・用途別・構造別に整理したもので、明治期12件の実績が記されている。②表中の網掛部分は、教会およびカトリック関係の工事を示し、明治期の工事実績12件のうち、9件を占めている。

の工事内容については第4章で具体的に述べるが、與助は、明治39年(1906)に鉄川組を創業し、木造や、煉瓦造、木造を一部煉瓦造へ改修した混構造の教会を建築している。與助の家業は大工であることから、木造については従来から木挽<sup>18)</sup>とともに建築していると捉えられる。

一方、煉瓦は新しく導入された建築材料で、大工職人の技術とは異なる技術が必要となり、與助は、煉瓦職人、左官、

石工などの職人を雇い工事を竣工させている。このように、鉄川組創業後の工事は、それまでの伝統的な大工職人の請負とは異なるものといえる。なお、請負業者は、雇用した職人の手配、もしくは職人管理の手数料を取っていると考えられるが、與助は注文主に代わって職人を手配し、工事を竣工させており手数料の受取りは確認できないことから、所謂、請負業者とは異なる<sup>19)</sup>。

與助は、明治41年(1908)に、塚本靖(1869-1937)の紹介で日本建築学会に准員として入会している<sup>20)</sup>。與助の入会資格は「大工」であり、鉄川組の創業(明治39年/1906)

から、わずか3年後のことである。『日本建築学会 70 年略史』<sup>21)</sup>によると、建築学会准員の資格は、「造家学科中ノ一科目以上ニ関スル職業又ハ売買ニ従事スルモノ」であり、同学会設立の主意は、「知識ヲ交換シ及ビ事業ノ改良並ニ進歩ヲ計ルコト」である。「設立当時の会員は少数であり、会の成長や発展に伴って運営上困った」と、記されている。

そこで、会員数一覧を見ると、明治 38 年 (1905) は 1,173 名であるが、創立 25 周年である明治 44 年 (1911) は 2,543 名と倍以上に増えている。長崎県では、正員 3 名、特別員 1 名、終身賛成員 1 名、准員 27 名である。このような建築学会の動向を背景に、鉄川與助は、九州地方の長崎県五島という島嶼部に於いて、洋風建築である教会建築工事を請負、竣工させている実績が評価され、准員として入会していたと考えられる。

### 3-3-2 大正期における建築工事請負

大正期における工事請負の実績は、『鉄川工務店経歴書』をみることで判明する。この史料の内容を整理して、工事年代と種類、また『鉄川工務店経歴書』に記載された内容を表示したものが表 3-3-2-1 である。表は、左列から、工事名、建築技術、構造、発注者、施工場所、用途、竣工年月を、通し番号をつけて整理している。大正期における建築工事請負の実績は 26 件である。

表 3-3-2-2 は、表 3-3-2-1 の内容を、施工地域別、用途別、構造別に整理したものである。表は、左列から施工地域、用途、構造 (木造、木&煉瓦造、煉瓦造、石造、RC 造) を現わしている。なお、用途別の分類については、『鉄川工務店経歴書』に拠っている。施工地域は、長崎県 24 件、宮崎県 1 件、熊本県 2 件である。

用途別建築工事の内訳は、教会および教会関係工事 24 件と、住宅新築工事 1 件、寺院新築工事 2 件である<sup>22)</sup>。教会および教会関係工事の発注者は、それぞれ担当教会の宣教師名が記されていることから、カトリック長崎司教区の発注と捉えられる。構造別では、木造 13 件、木造と煉瓦造の混構造 2 件、煉瓦造 7 件、石造 2 件、RC造 3 件である。木造 13 件の内訳をみると、教会 6 件、修道院 2 件、司祭館、養育院、幼稚園がそれぞれ 1 件で 11 件は教会および教会関係工事、他は住宅と寺院建築である。したがって、大正期は、木造を基本としているが、教会および教会関係工事は、木造と煉瓦造の混構造 1 件、煉瓦造 7 件、石造 2 件、RC造 3 件である。なお、No. 24 の煉瓦造アーチ門は『鉄川工務店経歴書』には含まれていないが、これは、鉄川家が與助の長男の供養のために寄贈したものであることから、経歴書の工事实績には記録されていないと考えられる。

No	工事名	建築技術	構造	発注者	施工場所	用途	竣工
1	大浦天主堂司教館新築	設計・施工	レンガ造・2階建	ド・ロ師	長崎縣長崎市南山手町	教会	4.2
2	16番館本館増改築	設計・施工	レンガ造・平屋建	長崎公教会	長崎縣長崎市南山手町16番地	修道院	3.6
3	宮崎天主堂新築	設計・施工	木造・平屋建	ゴヨリ師	宮崎市	教会	3.1
4	大曾天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	大崎八重師	長崎縣南松浦郡青方村	教会	5.1
5	堂崎天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	アゼペルー師	長崎縣南松浦郡奥浦村	教会	6.6
6	大水天主堂新築	設計・施工	木造・平屋建	永田師	長崎縣南松浦郡北魚目村	教会	6.10
7	江上天主堂新築	設計・施工	木造2階築堂	島田喜茂師	長崎縣南松浦郡奈留島村	教会	6.4
8	田平天主堂新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	中田藤吉師	長崎縣北松浦郡南田平町	教会	6.10
9	田平司祭館新築	設計・施工	木造・平屋建	中田藤吉師	長崎縣北松浦郡南田平町	教会	7.9
10	五島原修道院新築	設計・施工	木造・2階建	中田藤吉師	長崎縣北松浦郡南田平町	教会	6.9
11	獅子修道院新築	設計・施工	木造・2階建	マタラ師	長崎縣北松浦郡中津村	教会	7.8
12	鯛の浦養育院養蚕所新築	設計・施工	木造・平屋建	大崎八重師	長崎縣南松浦郡有川村	養育院	6.10
13	頭島天主堂新築	設計・施工	石造・2階築堂種棟付	大崎八重師	長崎縣北松浦郡有川村	教会	8.5
14	丸尾鉄川宅新築	設計・施工	木造・2階建	未記入	長崎縣南松浦郡魚目村	住宅	8.9
15	頭ヶ島司祭館	設計・施工	石造・平屋建	片岡高俊師	長崎縣北松浦郡生月村	教会	8.5
16	細石流天主堂新築	設計・施工	木造2階築堂	島田喜造師	長崎縣南松浦郡久賀島村	教会	9.5
17	平蔵天主堂新築	設計・施工	木造2階築堂	出口一太郎師	長崎縣南松浦郡奥浦村	教会	10.6
18	浄福寺改築	設計・施工	木造・平屋建	浄福寺	長崎縣南松浦郡魚目村	寺院	10.1
19	浦上司祭館新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	ア・ヒウゼ師	長崎縣長崎市本尾町	教会	11.2
20	人吉幼稚園新築	設計・施工	木造・平屋建	脇田浅太郎師	熊本縣人吉市	幼稚園	11.6
21	人吉公会堂改築	設計・施工	木造・平屋建	脇田浅太郎師	熊本縣人吉市	教会	11.1
22	長崎神学校新築	設計・施工	RC造3階建	ガラセ師	長崎縣長崎市本原町	学校	12.9
23	浦上天主堂前面両塔新築	設計・施工	レンガ造・平屋建	ア・ヒウゼ師	長崎縣長崎市本尾町	教会	13.3
24	玩海寺煉瓦造アーチ門	設計・施工	レンガ造・木造	—	長崎縣南松浦郡魚目	門	13
25	常清幼稚園改築	設計・施工	木造及びレンガ造平屋建	ア・ヒウゼ師	長崎縣長崎市上野町	幼稚園	14.1
26	常清修道院改築	設計・施工	RC造平屋建	ア・ヒウゼ師	長崎縣長崎市上野町	修道院	14.1
27	長崎神学校雨天運動場新築	設計・施工	RC造平屋建	ガラセ師	長崎縣長崎市本原町	学校	14.3

凡例：①表は『鉄川工務店経歴書』によるもので、大正期における鉄川與助の工事実績26件を整理したものである。②表は、左列からNo., 工事名, 従事技術, 構造, 発注者, 施工場所, 用途, 竣工を示している。掲載の順番は工務店経歴書の記載順によっている。また、竣工は大正の年月を示している。③発注者、および施工場所で、No14.は、資料に未記入であることから、「未記入」と記している。④工事名の太字は、筆者によるもので、教会および教会関係建築工事を示している。⑤No24.は、「鉄川工務店経歴書」には記載されていないが、大正13年(1924)に、與助の菩提寺である五島の玩海寺に、煉瓦と木造の混構造の山門を造っており、この山門は現存している。建築年については玩海寺よりのご教示による。與助の長男與一郎の十三回忌の法要ではないかと考えられる。

表2-3-2-2 大正期における地域別・用途別・別の建築工事実績

	用途別建築工事	構造					計
		木	木&煉瓦	煉瓦	石	R C	
長崎県	教会	4		4	1	9	24
	司祭館	1		2	1	4	
	修道院	2		1		4	
	養育院	1				1	
	幼稚園		1			1	
	神学校					2	
	住宅	1				1	
寺院	1	1			2		
宮崎県	教会	1				1	
熊本県	教会	1				1	
	幼稚園	1				1	
		13	2	7	2	3	27



写真 3-3-1 玩海寺山門

凡例：①表は、2-1(1)『鉄川工務店経歴書』によるもので、大正期における建築工事を施工した県別・用途別・構造別に整理したものである。②表中の網掛部分は、教会およびカトリック関係の工事を示し、大正期の工事実績27件のうち、24件を占めている。

この他に、大正2年(1913)9月から、大正14年(1925)10月までの期間に、凡そ2年おきに6回、建築学会の講習会を聴講し、講習会を聴講しなかった大正6年(1917)9月は、北海道渡島国上磯郡石狩村のトラピスト修道院に滞在している(史料C-35)<sup>23)</sup>。現時点で

は、トラピスト修道院滞在の目的は不詳であるが、教会建築に従事する技術者として、トラピスト内の建築の見学や、修道士達と日常を共にすることでカトリックの文化や教会建築の技術や知識を吸収したものと推測される。したがって、大正期は、建築学会の講習会の聴講や、トラピスト修道院での滞在を通して教会建築工事の技術と知識を習得した時期と考えられる。

また、喜一郎夫妻からの聞き取りによると、大正期に入ると、信者のなかに大工を生業とする者もいる中で、信者ではない與助に、教会建築工事が発注されていることに苦情が出るようになり、以降は、信者等による工事も行われるようになったとのことである。

### 3-3-3 昭和期における建築工事請負

昭和期における工事請負の実績は、『鉄川工務店経歴書』をみることで判明する。この史料の内容を整理して、工事年代と種類、また『鉄川工務店経歴書』に記載された内容を表示したものが表 3-3-3-1 である。表は、左列から、工事名、建築技術、構造、発注者、施工場所、用途、竣工年月を、通し番号をつけて整理している。昭和期における建築工事請負の実績は 355 件である<sup>24)</sup>。

表 3-3-3-2 は、表 3-3-3-1 の内容を、施工地域別、用途別、構造別に整理したものである。表は、左列から施工地域、用途、構造（木・煉瓦・木&鉄骨・鉄骨・RC・コンクリート・不詳）を現わしている。なお、用途別の分類については、『鉄川工務店経歴書』に拠っている。施工地域は、長崎県 333 件、佐賀県 1 件、福岡県 11 件、熊本県 10 件である。用途別建築工事の内訳は、教会および教会関係工事 60 件、公共工事 81 件（学校、体育館、児童館、役場・庁舎、事務所、病院・診療所・保健所、公会堂、官舎・宿舍・会館・旅館、公団アパート、住宅・共同住宅、工場・揚水場、水槽）、一般建築工事 214 件（私立学校、病院・診療所・医院・養老院、寺院・神社、住宅、アパート・共同住宅・社宅、宿舍・会館・旅館、商店・店舗、駅舎、事務所、工場、変電所、倉庫、車庫、給油所、映劇、銀行、郵便局など）である。教会および教会関係工事には、それぞれの教会の宣教師名や代表者名が記されている。昭和期における教会および教会関係工事 60 件のうち 59 件はカトリック長崎司教区および福岡教区の発注<sup>25)</sup>で、1 件は日本基督教団の発注（表 3-3-3-1 No. 236）長崎銀屋町教会<sup>26)</sup>である。構造別では、RC造 216 件、木造 61 件、コンクリート造 29 件、鉄骨造 24 件、煉瓦造 1 件、木造と鉄骨造の混構造 1 件と、不詳 17 件で、RC造の建築工事が多く、木造に続いてコンクリート造や鉄骨造の建築工事が多い。



No	工事名	建築技術	構造	発注者	施工場所	用途	竣工
1	八代成美女学校新築	設計・施工	木造・2階建	副司教	熊本縣八代市	学校	2.5
2	熊本天主堂新築	設計・施工	RC造2階建	熊本公教会	熊本縣	教会	3.1
3	熊本天主堂附属教会新築	設計・施工	木造・平屋建	熊本公教会	熊本縣	教会	3.1
4	熊本上林女学校新築	設計・施工	木造・平屋建	熊本公教会	熊本縣	学校	4.6
5	大牟田公教会新築	設計・施工	木造・平屋建	熊本公教会	福岡県	教会	4.10
6	呼子天主堂新築	設計・施工	木造・平屋建	呼子公教会	佐賀県	教会	4.1
7	大名町伝導場新築	設計・施工	木造・平屋建	ジヨリ師	福岡県	教会	4.1
8	八代成美高女改築	設計・施工	木造・2階建	八代公教会	熊本縣	学校	4.4
9	八幡司教館新築	設計・施工	木造・平屋建	八幡公教会	福岡県	教会	5.1
10	八幡天主堂新築	設計・施工	木造・平屋建	八幡公教会	福岡県	教会	5.4
11	戸畑公教会新築	設計・施工	木造・平屋建	戸畑公教会	福岡県	教会	5.4
12	佐世保天主堂附属幼稚園及修道院新築	設計・施工	RC造2階建	早坂司教	長崎県佐世保市	学校	6.3
13	魚目小学校新築	設計・施工	RC造3階建	中口茂喜	長崎県南松浦郡魚目村長	学校	6.6
14	魚目小学校講堂新築	設計・施工	木造・平屋建	中口茂喜	長崎県南松浦郡魚目村長	学校	6.6
15	紐差天主堂新築	設計・施工	RC造地下室付2階建	荻原師	長崎県北松浦郡紐差村	教会	7.6
16	八幡幼稚園新築	設計・施工	木造・平屋建	八幡公教会	福岡県	学校	7.4
17	大江天主堂新築	設計・施工	RC造2階建	大江村公教会	熊本縣	教会	8.4
18	新田原天主堂新築	設計・施工	木造・2階建	新田原村公教会	福岡県	教会	8.4
19	新田原司祭館新築	設計・施工	木造・平屋建	新田原村公教会	福岡県	住宅	8.3
20	榊島町自宅新築	設計・施工	木造・2階建		長崎県	住宅	8.8
21	水俣天主堂新築	設計・施工	木造・平屋建	水俣町公教会	熊本縣	教会	8.8
22	北魚目診療所新築	設計・施工	木造・平屋建	北魚目村長	長崎県	病院	8.1
23	久留米軌道院及病院改築	設計・施工	木造・2階建	久留米軌道病院	福岡県	病院	9.1
24	小倉司祭館新築	設計・施工	木造・平屋建	ア・ヒウゼ師	福岡県小倉市春口町	教会	9.6
25	小倉天主堂新築	設計・施工	木造一部鉄骨造	ア・ヒウゼ師	福岡県小倉市春口町	教会	10.3
26	崎津天主堂新築	設計・施工	RC造平屋建	崎津公教会	熊本縣天草郡崎津	教会	10.1
27	崎津司祭館新築	設計・施工	RC造平屋建	崎津公教会	熊本縣天草郡崎津	教会	10.1
28	崎津小学校奉安殿新築	設計・施工	RC造平屋建	崎津村長	熊本縣天草郡崎津	学校	10.2
29	南田平小学校奉安殿新築	施工	RC造	宿輪静麿村長	長崎県北松浦郡南田平	学校	10.1
30	奈留島遊病院新築	設計・施工	木造・2階建	宿輪静麿村長	長崎県南松浦郡奈留島村	病院	10.9
31	奈留島村役場新築	設計・施工	RC造	宿輪静麿村長	長崎県南松浦郡奈留島村	庁舎	11.9
32	奈留島村公会堂新築	設計・施工	RC造	宿輪静麿村長	長崎県南松浦郡奈留島村	公会堂	11.9
33	奈留島村漁協削節工場新築	設計・施工	木造・2階建	奈留島村漁協	長崎県南松浦郡奈留島村	工場	12.1
34	純心女子学園本館新築	設計・施工	木造・2階建	純心女子学園	長崎縣長崎市	学校	12.6
35	水ノ浦天主堂新築	設計・施工	木造・2階堂	岐宿村公教会	長崎県南松浦郡岐宿村	教会	13.5
36	純心女子学園附属幼稚園新築	設計・施工	木造・平屋建	純心女子学園	長崎縣長崎市	学校	11.6
37	江上小学校新築	設計・施工	木造一部2階建	宿輪静麿村長	長崎県南松浦郡奈留島村	学校	14.2
38	渡辺整骨院改築	設計・施工	木造・2階建	渡辺慶三	長崎県長崎市磨屋町	病院	14.5
39	江上小学校奉安殿新築	施工	RC造	宿輪静麿村長	長崎県南松浦郡奈留島村	学校	14.6
40	長崎市揚水ポンプ工場新築	施工	木造平屋建	長崎市長	長崎県長崎市磨屋町	工場	14.7
41	西坂聖地整地	施工	未記入	未記入	長崎県長崎市		14.6
42	海星中学校50周年記念館新築	設計・施工	木造・2階建	長崎海星学園	長崎県長崎市	学校	15.6
43	岩瀬浦製氷工場新築	設計・施工	木造・2階建	長崎縣漁協連合会	長崎縣南松浦郡	工場	16.7
44	岩瀬浦水槽新築	設計・施工	不詳	奈良尾村長	長崎県南松浦郡		16.8
45	平戸社会会館新築	設計・施工	木造・2階建	中田藤吉師	長崎縣北松浦郡南田平町	会館	16.7
46	純心女子学園新築	設計・施工	木造・2階建	江上ヤス	長崎縣長崎市	学校	16.9
47	純心女子学園奉安殿新築	設計・施工	RC造平屋建	江上ヤス	長崎縣長崎市	学校	16.6
48	純心女子学園職員住宅新築	設計・施工	木造・2階建	江上ヤス	長崎縣長崎市	学校	16.1
49	立神国民学校新築	施工	木造・2階建	長崎市長	長崎縣長崎市立神	学校	17.5
50	純心女子学園弓道場新築	設計・施工	木造・平屋建	江上ヤス	長崎縣長崎市	学校	16.1
51	海星中学校共同宿舍改築	設計・施工	木造・2階建	長崎海星学園	長崎縣長崎市	学校	18.6
52	鯛ノ浦天主堂増築	設計・施工	レンガ造・平屋建	川口師	長崎縣南松浦郡有川町	教会	21.8
53	荒木邸新築	設計・施工	木造・2階建	未記入	長崎県南松浦郡有川町荒木	住宅	21.1

54	得雄寺本堂新築	設計・施工	木造・平屋建	七里師	長崎県南松浦郡青方村	寺院	21.6
55	得雄寺鐘楼新築	設計・施工	木造・平屋建	七里師	長崎県南松浦郡青方村	寺院	21.6
56	慈恵院新築	設計・施工	木造・2階建	木口マツ	長崎県南松浦郡奥浦村	保育所	25.8
57	愛野公会館新築	設計・施工	木造・平屋建	愛野公会館	長崎県南高木郡	教会	26.9
58	長崎小神学校新築	設計・施工	RC造4階建	山口愛次郎師	長崎県長崎市	神学校	27.1
59	諫早天主堂新築	設計・施工	RC造一部木造	諫早公会館	長崎県諫早市	教会	28.9
60	橋本商会新築	設計・施工	RC造3階建	橋本和太八	長崎県長崎市	事務所 及レスト ラン	29.3
61	大久保ビル新築	設計・施工	RC造4階建	大久保友蔵	長崎県長崎市	アパート	29.1
62	北松高校温室新築	施工	不詳	長崎県知事	長崎県北松浦郡	学校	20.3
63	純心女子学園第1期	施工・設計	鉄骨造平屋建	純心女子学園	長崎県長崎市	学校	31.1
64	安井邸	施工	不詳	未記入	長崎県長崎市	住宅	31.5
65	浦上天主堂新築	設計・施工	鉄骨鉄筋コンク リート造	山口愛次郎師	長崎県長崎市	教会	34.5
66	手塚アパート新築	設計・施工	RC造4階建	手塚喜代治	長崎県長崎市	アパート	33.1
67	長崎東高化学実験室改修	施工	不詳	斎藤進校長	長崎県長崎市	学校	33.1
68	聖フランシスコ修道院新築	設計・施工	RC造3階建	マキシムシレル	長崎県長崎市	修道院	34.5
69	三菱空力建物改修	施工	不詳	三菱長崎造船所	長崎県長崎市	工場	33.1
70	純心女子学園第3期	設計・施工	RC造3階建	山口愛次郎 純心女 子学園理事長	長崎県長崎市	学校	34.5
71	長崎公務員宿舎	施工	コンクリートブロッ ク造2階建	建設省九州地方建築 局上ノ土実	長崎県長崎市	宿舎	34.3
72	長崎大学附属小 体育館	施工	鉄骨鉄筋コンク リート造平屋建	原田勝好	長崎県長崎市	体育館	34.2
73	長崎県支払基金官舎補修	施工	不詳	長崎県支払基金事務 所米山三郎	長崎県長崎市	官舎	34.3
74	長崎船用品(株)内部模様替	設計・施工	不詳	長崎船用品(株)	長崎県長崎市	事務所	34.1
75	光富商店増築躯体工事	施工	RC造3階建	光富喜之助	長崎県長崎市江戸町42	商店	34.5
76	ナガサキ荘第2期工事	施工	木造2階建1部鉄 筋コンクリート造	公立学校共済組合	長崎県長崎市	旅館	34.9
77	長崎電気軌道(株)事務所新築	設計・施工	不詳 平屋建	長崎電気軌道(株)	長崎県長崎市	事務所	34.6
78	聖徳寺霊安堂新築	設計・施工	RC造平屋建	聖徳寺	長崎県長崎市	霊安堂	36.4
79	聖フランシスコ病院看護婦 宿舎増築	設計・施工	RC造2階建	シスターベニタ	長崎県長崎市	宿舎	34.9
80	長崎ロープウェイ駅舎新築	施工	軽量鉄骨工事平 屋建	安全索道(株) 戸田虎	長崎県長崎市	駅舎	34.8
81	東洋軒第3期増築	設計・施工	軽量鉄骨工事平 屋建	東洋軒	長崎県長崎市	工場	34.10
82	長崎電気軌道(株)西町変電 所新築	設計・施工	鉄骨造平屋建	長崎電気軌道(株)	長崎県長崎市	変電所	34.10
83	長崎公務員宿舎新築	施工	コンクリートブロッ ク造2階建	建設省九州地方建築 局上ノ土実	長崎県長崎市	宿舎	35.1
84	西浜町商店街新築	施工	RC造3階建	小西半次郎	長崎県長崎市西浜町	店舗及 住宅	35.3
85	長崎電軌アパート新築	施工	RC造4階建	日本住宅公団	長崎県長崎市	アパート	35.6
86	三菱診療所改造	施工	不詳	三菱長崎造船所	長崎県長崎市	診療所	34.1
87	原爆福祉センター新築	施工	RC造地下1階地 上3階	原爆被爆者対策協議 会	長崎県長崎市	会館	35.3
88	道津歯科模様替	施工	不詳	道津正一	長崎県長崎市	病院	35.5
89	川口アパート新築	設計・施工	RC造4階建	川口産業	長崎県長崎市	事務所 及アパ ート	35.9
90	道ノ尾病院第1期工事	設計・施工	RC造2階建	道ノ尾病院	長崎県長崎市	病院	35.8
91	福砂屋別館新築工事	設計・施工	RC造3階建	(株)福砂屋	長崎県長崎市	店舗	35.1
92	原爆福祉センター新築 第2期 工事	施工	RC造地下1階地 上3階	原爆被爆者対策協議 会	長崎県長崎市	会館	35.3
93	香月整形医院増改築	設計・施工	コンクリートブロッ ク造	香月整形医院	長崎県長崎市	病院	35.8
84	木村医院新築	設計・施工	コンクリートブロッ ク造3階建	木村医院	長崎県長崎市	病院	35.1
95	手塚倉庫新築	設計・施工	コンクリートブロッ ク造	手塚喜代治	長崎県西彼杵郡	倉庫	35.1
96	長崎県警アパート新築	施工	コンクリートブロッ ク造2階建	日本住宅公団福岡支所	長崎県長崎市	アパート	36.2
97	三和化工薬品(株)	設計・施工	RC造3階建	三和化工薬品(株)	長崎県長崎市	商店	36.2
98	峰ビル新築	設計・施工	RC造地下1階地 上4階	峰庄二郎	長崎県長崎市新大工町	商店	36.5
99	高瀬車庫新築	設計・施工	軽量鉄骨造	高瀬健太	長崎県長崎市山里町312	車庫	36.3

100	県立東高校図書館及教室新築	施工	RC造	長崎県知事	長崎県長崎市	学校	36.5
101	中小企業従業員住宅新築	施工	コンクリートブロック造2階建	未記入	長崎県長崎市	住宅	36.4
102	豊福原田ビル新築	設計・施工	RC造3階建	豊福米蔵・原田藤吉	長崎県長崎市大黒町45	事務所	36.5
103	三井楽漁協会館新築	設計・施工	RC造2階建	三井楽漁協組合 浦米蔵	長崎県南松浦郡	会館	36.5
104	深堀邸新築	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	深堀正人	長崎県長崎市長小島町173	住宅	36.5
105	渡辺歯科ビル新築	設計・施工	RC造3階建	渡辺憲三	長崎県長崎市磨屋町24	病院	36.5
106	東洋軒第4期増築	設計・施工	RC造4階建	東洋軒 桑野万吉	長崎県長崎市	工場	36.5
107	長崎県自治会館新築	施工	RC造地下1階地上5階	長崎県町村職員恩給組合 吉田篤男	長崎県長崎市	会館	36.8
108	延命寺庫裏新築	設計・施工	RC造2階建	延命寺 堤祐濱	長崎県長崎市	寺院	36.7
109	中村歯科医院新築	設計・施工	RC造3階建	中村三郎	長崎県長崎市山里町295	病院	36.9
110	清水邸新築	設計・施工	木造	清水栄一	長崎県長崎市住吉町281	住宅	36.10
111	井上商会新築	設計・施工	RC造3階建	井上邦雄	長崎県長崎市稲佐町3	事務所	36.1
112	城門商会改造	設計・施工	店舗改築模様替	城門徳男	長崎県長崎市新大工町	商店	36.8
113	川西ビル新築	施工	RC造4階建	川西喜三郎	長崎県長崎市旭町4の72	事務所	37.1
114	純心女子学園第4期	設計・施工	RC造5階建	山口愛次郎 純心女子学園理事長	長崎県長崎市	学校	36.1
115	阿波屋金物店新築	設計・施工	RC造2階建	阿波屋金物店 手塚喜八郎	長崎県長崎市	商店	36.1
116	長崎大学医学部地下階補修	施工	不詳	長崎大学	長崎県長崎市	学校	36.1
117	坂田洋品店新築	設計・施工	RC造3階建	坂田直次	長崎県長崎市築町47	商店	36.1
118	伊王島小中学校増築	施工	RC造3階建	西彼杵郡伊王島村 大森辰二	長崎県西彼杵郡伊王島村	学校	37.3
119	片淵中学校増築	施工	RC造3階建	長崎市長 田川務	長崎県長崎市	学校	37.3
120	手塚ビル新築	設計・施工	RC造4階建	手塚三郎	長崎県長崎市銀屋町36	事務所	37.6
121	新魚目中学校増築	施工	RC造2階建	新魚目町長	長崎県南松浦郡	学校	37.3
122	入来屋商店新築	設計・施工	RC造4階建	脇山良一	長崎県長崎市	事務所	37.5
123	道ノ尾病院第2期工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	道ノ尾病院 松本新	長崎県長崎市	病院	37.6
124	手塚荒物店倉庫工事	設計・施工	軽量鉄骨造平屋建	手塚三郎	長崎県長崎市	倉庫	37.6
125	上五島保健所新築	施工	RC造2階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県南松浦郡	保健所	37.8
126	鳥越製粉(株)新築	施工	RC造4階建	鳥越製粉(株)	長崎県長崎市	事務所	37.7
127	梁瀬邸新築	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	梁瀬兆世	長崎県長崎市愛宕町	住宅	37.8
128	末吉ビル新築	設計・施工	RC造4階建	末吉重次郎	長崎県長崎市	店舗	37.9
129	今福ビル新築	設計・施工	RC造4階建	今福博明	長崎県長崎市新町7ノ1	病院	37.10
130	伊王島馬込教会改修	設計・施工	木造	未記入	長崎県西彼杵郡	教会	37.7
131	権藤医院増築工事	設計・施工	RC造2階建	権藤遜	長崎県長崎市岡町22	病院	37.8
132	浜脇邸新築	設計・施工	RC造2階建	浜脇長太	長崎県長崎市興善町45	住宅	37.10
133	長崎電軌(株)出島変電所新築	設計・施工	RC造平屋建	長崎電軌(株) 脇山勘助	長崎県長崎市	変電所	37.9
134	住吉医院新築	施工	RC造2階建	田中敏	長崎県長崎市住吉町487	病院	37.1
135	魚目中学校特別教室	設計・施工	鉄骨造平屋建	新魚目町	長崎県南松浦郡新魚目町	学校	37.1
136	有川保健所公舎新築	設計・施工	木造平屋	長崎県知事	長崎県南松浦郡	住宅	37.1
137	長崎電軌共同宿舎新築	設計・施工	RC造4階建	日本住宅公団福岡支所	長崎県長崎市	宿舎	38.2
138	アサヒストアー新築	設計・施工	RC造2階建	(株)アサヒストアー 山本章	長崎県長崎市	店舗	37.1
139	鈴木服装(株)新築	設計・施工	RC造平屋建	鈴木服装株式会社 鈴木文雄	長崎県長崎市	事務所	38.2
140	杉山百貨店倉庫増築	設計・施工	木造 2階建	杉山安太郎	長崎県福江市	倉庫	37.1
141	山下ビル新築	設計・施工	RC造4階建	(有)山下漁業部 山下卓	長崎県長崎市	事務所 アパート	38.3
142	純心女子学園第5期	設計・施工	RC造4階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	学校	38.3
143	橋本抜鉄工業新築	設計・施工	軽量鉄骨造平屋建	橋本抜鉄工業K.K. 橋本和太八	長崎県長崎市	工場	38.3
144	松岡ビル新築	設計・施工	RC造4階建	松岡三十郎	長崎県福江市福江町	事務所	38.3
145	中小企業従業員住宅新築	施工	コンクリートブロック造2階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県長崎市	住宅	38.2
146	田中邸新築	設計・施工	RC造2階建	田中始子	長崎県長崎市豊後町	事務所	38.6
147	長久ビル新築	設計・施工	RC造地下1階地上5階建	泉乙吉・松本福島・松本秋雄・平湯重知	長崎県長崎市	店舗・事務所	38.9
148	南陽堂ビル	設計・施工	RC造4階建	伊藤辰蔵	長崎県長崎市	店舗	38.3
149	はちやスーパーセンター新築	設計・施工	RC造3階建	(株)八谷商店 八谷勝直	長崎県長崎市	店舗	38.9
150	大東タイル商会新築	設計・施工	RC造3階建	大東タイル商会大川英明	長崎県長崎市	店舗	38.3

151	泰三寺本堂新築	設計・施工	RC造平屋造	泰三寺 柴田泰道	長崎県長崎市	寺院	38.7
152	長崎印刷(株)増築工事	設計・施工	RC造	長崎印刷KK 有馬喜幸	長崎県長崎市	工場・事務所	38.9
153	川口分店ストア一新築工事	設計・施工	軽量鉄骨造平屋建	川口民二	長崎県福江市本町	店舗	38.9
154	久保食料店新築工事	設計・施工	RC造3階建	久保馬吉	長崎県福江市福江町	店舗	38.1
155	城門商会新築工事	設計・施工	鉄骨造 2階建	(株)長崎ホンダ城門商会 城門徳男	長崎県長崎市	店舗	38.10
156	浜田邸新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	浜田ツ子	長崎県長崎市	住宅	38.10
157	桑山邸新築	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	桑山正治	長崎県長崎市住吉町259	住宅	38.10
158	福砂屋倉庫新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	殿村史郎	長崎県長崎市船大工町4	住宅	38.9
159	南陽堂木造移築工事	設計・施工	木造	伊藤辰蔵	長崎県長崎市馬町23	住宅	38.10
160	浦医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	浦雄一郎	長崎県福江市福江町758	病院	38.1
161	福川商店新築工事	設計・施工	RC造2階建	福川庄一	長崎県福江市福江町	店舗	39.8
162	銀馬車増築工事	設計・施工	RC造2階建	(株)銀馬車 松井しげの	長崎県長崎市	店舗	38.1
163	中村邸新築工事	設計・施工	RC造3階建	中村栄男	長崎県長崎市片淵町1-35	住宅	38.1
164	宮川外科医院新築工事	設計・施工	RC造4階建	宮川彌太郎	長崎県長崎市江戸町41	病院	39.2
165	山本邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	山本俊雄	長崎県長崎市	住宅	38.1
166	佐藤呉服店新築工事	設計・施工	RC造3階建	佐藤健市柳	長崎県福江市	店舗・事務所住宅	38.1
167	十八銀行共同宿舎新築	施工	RC造4階建	日本住宅公団福岡支所長熊笹御堂	長崎県長崎市	住宅	39.4
168	長崎東高校増築工事	施工	RC造4階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県長崎市	学校	39.3
169	木村邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	木村昌幸	長崎県長崎市西町80	住宅	39.2
170	神の浦小中学校新築工事	設計・施工	RC造2階建	有川町町長 山下元一郎	長崎県南松浦郡有川町	学校	39.2
171	太田小学校新築工事	設計・施工	RC造2階建	有川町町長 山下元一郎	長崎県南松浦郡有川町	学校	39.2
172	椎木ビル新築工事	設計・施工	建	椎木豊吉	長崎県長崎市朝日3丁目	事務所	39.3
173	岩瀬浦小学校新築工事	設計・施工	RC造2階建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡奈良尾町	学校	39.3
174	河野産業倉庫新築工事	設計・施工	RC造平屋建	(株)河野産業 河野利隆	長崎県長崎市	倉庫	39.2
175	純心女子学園第6期工事	設計・施工	RC造4階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	学校	38.2
176	中小企業従業員住宅新築	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県長崎市	住宅	38.3
177	県立西彼農高増築工事	設計・施工	木造平屋建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県西彼杵郡西彼杵村	学校	38.3
178	陣内外科医院新築工事	設計・施工	RC造2階建	陣内幸太郎	長崎県長崎市西上町12	診療所	38.4
179	松早石油ビル新築工事	設計・施工	RC造4階建	(株)松早石油 松本早次郎	長崎県長崎市	事務所	39.7
180	奈良尾屋内外体育館新築工事	設計・施工	鉄骨造平屋建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡奈良尾	体育館	39.3
181	液済会病院新築工事	施工	RC造3階建	日本液済会 三村令二郎	長崎県南松浦郡	病院	39.7
182	西彼農高新築工事	施工	木造 平屋建	西彼杵郡西彼杵 村長堀内繁松	長崎県西彼杵郡	学校	39.3
183	富士ビル新築工事	設計・施工	RC造4階建	(有)富士商会 末永義雄	長崎県長崎市	事務所	39.7
184	純心女子学園第7期工事	設計・施工	RC造4階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	学校	39.7
185	栗岡建築事務所躯体工事	施工	RC造3階建	栗岡建築設計事務所	長崎県長崎市中川町	事務所	39.3
186	品川邸増築工事	設計・施工	木造 平屋建	品川龍彦	長崎県長崎市愛宕町121	住宅	39.4
187	日本海員組合事務所工事	設計・施工	RC造4階建	全日本海員組合中地龍造	長崎県長崎市	事務所	39.6
188	アサヒストアー新大工町支店新築工事	設計・施工	RC造2階建	(株)アサヒストアー宮本正男	長崎県長崎市新大工町	店舗	39.5
189	中村ビル新築工事	設計・施工	RC造5階建	中村重明	長崎県長崎市五島町	倉庫住宅事務所	39.9
190	伊藤薬品社宅新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	伊藤薬品合資会社 伊藤辰太郎	長崎県長崎市	住宅	39.4
191	丸善石油株式会社昭和町給油所新設工事	施工	コンクリートブロック造1階建	丸善石油(株)	長崎県長崎市昭和町	給油所	39.5
192	一二三会館模様替工事	設計・施工	不詳	原田拓増	長崎県長崎市本石灰町	店舗	39.6
193	神木商事倉庫新築工事	設計・施工	鉄筋コンクリート架台及鉄骨造	神木商事(株) 鎌田一也	長崎県長崎市	倉庫	39.5
194	小野診療所増築工事	設計・施工	木造 2階建	小野清隆	長崎県南松浦郡有川町	診療所	39.9

			補強コンクリート造及ブロック造平屋				
195	御手洗神社新築工事	設計・施工	RC造3階建	橋口兼蔵	長崎県南松浦郡有川町	神社	39.5
196	吉田医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	吉田経男	長崎県諫早市城見町4-113	病院	39.9
197	江ノ島小学校新築工事	設計・施工	RC造2階建	崎戸町町長 石川敦夫	長崎県西彼杵郡崎戸町	学校	39.8
198	スーパーマーケット杉山新築工事	設計・施工	鉄骨及コンクリートブロック造2階建	杉山安太郎	長崎県福江市	店舗	39.8
199	福砂屋住宅新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	殿村史郎	長崎県長崎市	住宅	39.9
200	長崎船用品倉庫新築	設計・施工	RC造3階建	長崎船用品(株)尾田春義	長崎県長崎市	倉庫	39.8
201	長崎女子商業第1期工事	設計・施工	RC造4階建	長崎女子商業学園理事長村山清一郎	長崎県長崎市	学校	39.10
202	鈴木商店新築工事	設計・施工	鉄骨造 3階建	(株)鈴木商店 鈴木五郎	長崎県長崎市	事務所	39.10
203	富田邸新築工事	設計・施工	木造 平屋建	富田清市	長崎県長崎市	住宅	39.10
204	バナナ加工販売 新築工事	設計・施工	鉄骨及鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建	長崎バナナ加工販売	長崎県長崎市東長与町	倉庫・工場	39.10
205	運輸省宿舍増築工事	施工	木造 平屋建	第四港湾建設局長	長崎県長崎市	住宅	39.11
206	田川邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	田川大吉郎	長崎県長崎市館内町53	住宅	39.11
207	貞住ガレージ新築工事	施工	RC造2階建	貞住三郎	長崎県長崎市大黒町7/19	車庫	40.1
208	瀬戸邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	瀬戸龍	長崎県長崎市上山町111	住宅	40.1
209	東本願寺長崎教務所工事	設計・施工	補強コンクリートブロック造 2階建	真宗大谷派長崎教務所長 大森忍	長崎県長崎市	教務所	40.1
210	純心女子学園第8期工事	設計・施工	RC造4階建	日本住宅公団福岡支所長 白井勲	長崎県長崎市	学校	40.4
211	岩瀬浦小学校第2期工事	設計・施工	RC造2階建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡	学校	40.2
212	奈良尾中学校体育館新築工事	設計・施工	鉄骨造平屋建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡	学校	40.2
213	平原邸新築工事	設計・施工	木造 2階建	平原正雄	長崎県長崎市	住宅	39.12
214	ながさき荘宿舍模様替工事	施工	不詳	公立学校共済組合蓮見雄吉	長崎県長崎市	旅館	39.11
215	有川町農業組合事務所新築工事	設計・施工	RC造2階建	有川農業共同組合 江口富夫	長崎県南松浦郡	事務所	40.12
216	南国殖産茂里町給油所新築工事	設計・施工	RC造3階建	南国殖産(株) 上野喜左衛門	長崎県長崎市茂里町	給油所	40.1
217	電軌中高層ビル新築工事	設計・施工	RC造4階建	長崎電気軌道(株) 脇山勘助	長崎県長崎市	事務所	40.1
218	坂口アパート新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	南松浦郡三井楽町大川郷坂口長次	長崎県長崎市	アパート	40.1
219	牟田産婦人科病院新築工事	設計・施工	RC造4階建	医療法人鶴泉会牟田春一	長崎県長崎市	病院	40.2
220	近江屋興業KK新築工事	設計・施工	RC造2階建	近江屋興業KK 平野勝	長崎県長崎市	事務所	40.2
221	崎浦小学校改築工事	設計・施工	RC造3階建	南松浦郡有川町長 高尾博	長崎県南松浦郡	学校	40.3
222	東浦小学校新築工事	設計・施工	RC造3階建	南松浦郡有川町長 高尾博	長崎県南松浦郡	学校	40.3
223	池田病院共同宿舍新築工事	施工	コンクリートブロック造3階建	日本住宅公団福岡支所長 白井勲	長崎県長崎市	共同宿舍	40.5
224	柿山ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	柿山晋	長崎県長崎市丸尾町1の14	店舗住宅	40.3
225	斎藤邸新築工事	設計・施工	木造 平屋建	斎藤重明	長崎県長崎市矢の平町白木	住宅	40.2
226	大和屋倉庫新築工事	設計・施工	建	島田清一	長崎県長崎市魚の町6の5	倉庫	40.1
227	かまたや呉服店新築工事	設計・施工	RC造2階建	(有)釜田屋 釜田房章	長崎県福江市	店舗	40.2
228	許斐ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	甲斐純三	長崎県長崎市油屋町54	診療所	40.3
229	津和崎小学校改築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	新魚目町長 中本文平	長崎県南松浦郡	学校	40.3
230	新世界映劇改修工事	設計・施工	不詳	(有)映画劇場新世界 曾我三郎	長崎県長崎市	映劇	40.1
231	野村邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	野村正徳	長崎県長崎市江戸町5/1	住宅	40.3
232	賀屋邸新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造平階建	賀屋勝巳	長崎県長崎市本原町2/499	住宅	40.3
233	峰整形外科医院増築工事	設計・施工	RC造地下1/地上2階建	峰高嶺	長崎県長崎市本尾町463	診療所・住宅	40.4
234	上五島総合事務所新築工事	設計・施工	鉄骨造 2階建	上五島町長 前田健三	長崎県南松浦郡	事務所	40.3
235	近江屋楽器店倉庫新築工事	設計・施工	RC造1階建	合資会社近江屋楽器店 北川正吉	長崎県長崎市	倉庫	40.3
236	酒井ビル新築工事	設計・施工	RC造6階建	酒井進	長崎県長崎市築町4の19	倉庫・住宅	40.6
237	大場金物店新築工事	設計・施工	RC造4階建	大場益男	長崎県長崎市新大工町65	店舗・アパート	40.6

238	丸橋商店新築工事	設計・施工	軽量鉄骨造2階建	(株)丸橋商店 丸橋三郎	長崎県長崎市	店舗・住宅	40.3
239	是真会東望療養所新築工事	設計・施工	鉄骨造 2階建	(社)是真会 高原憲	長崎県長崎市	事務所	40.5
240	竹内邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	竹内富行	長崎県長崎市	住宅	40.5
241	池田病院新築工事	設計・施工	RC造3階建	池田東洋	長崎県島原市中堀町1099	病院	40.8
242	ビジョンビル新築工事	設計・施工	RC造地下1/地上6階建	(有)賀屋商店 賀屋勝巳	長崎県長崎市	店舗・事務所	40.9
243	十六番館別館新築工事	設計・施工	RC造地下1/地上2階建	宝永観光(株) 古賀野国子	長崎県長崎市	旅館・展示場	40.0
244	県立上五島高校奈良尾分校新築第1期工事	施工	RC造3階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県南松浦郡	学校	40.8
245	純心女子学園第9期工事	設計・施工	RC造5階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	学校	40.7
246	松早石油ビル増築工事	設計・施工	RC造4階建	(株)松早石油 松本早次郎	長崎県長崎市	事務所	40.5
247	梅田邸新築工事	設計・施工	木造 2階建	梅田美実	長崎県長崎市矢の平町775	住宅	40.6
248	謙早教会新築工事	設計・施工	RC造2階建	カトリック長崎大司教 岩永四郎	長崎県諫早市	教会	40.6
249	奈良尾福室水産社宅新築工事	設計・施工	RC造2階建	高村光美	長崎県南松浦郡	住宅	40.7
250	松本ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	長崎市万才町 松本達雄	長崎県南松浦郡	事務所・住宅	40.8
251	野村邸新築工事	設計・施工	木造 2階建	長崎市金屋町 野村正徳	長崎県南松浦郡	住宅	40.6
252	手塚商事貝津倉庫新築工事	設計・施工	鉄骨造 平階建	手塚商事(株) 手塚三郎	長崎県南松浦郡	倉庫	40.7
253	藤松内科新築工事	設計・施工	木造 2階建	藤松敏行	長崎県南松浦郡	診療所	40.7
254	奈良尾町立奈良尾中学校特別教室増築工事	設計・施工	RC造2階建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡	学校	40.9
255	大野ビル新築工事	設計・施工	RC造4階建	大野強	長崎県長崎市新大工町31	貸事務所・住宅	40.10
256	纏ノ浦小学校危険倉舎改築工事	設計・施工	RC造2階建	崎戸町長 石川教夫	長崎県西彼杵郡	学校	40.12
257	長崎女子商業第2期工事	設計・施工	RC造5階建	長崎女子商業学園理事長 村山清一郎	長崎県長崎市	学校	40.12
258	崎戸老人ホーム新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造平階建	崎戸町長 石川教夫	長崎県西彼杵郡	住宅	40.12
259	絃洋音楽器店増築工事	設計・施工	RC造4階建	宗喜佐雄	長崎県長崎市東浜町89	店舗・住宅	40.12
260	永井学生センター新築工事	設計・施工	RC造3階建	宗教法人カトリックイエズス会ベトロアルバ	長崎県長崎市	学生センター	40.12
261	船隠天主堂増築工事	設計・施工	軽量鉄骨平屋造	浜口健市	長崎県長崎市	教会	40.10
262	光明寺新築工事	設計・施工	RC造平階建	宗教法人光明寺 武宮正	長崎県西彼杵郡	寺院	40.11
263	長崎銀屋町教会新築工事	施工	RC造2階建	銀屋町教会代表 東道雄	長崎県長崎市	教会	40.11
264	レストハウス16番館新築工事	設計・施工	RC造地下1/地上4階建	宝永観光(株) 古賀野国子	長崎県長崎市	旅館	40.12
265	間伏小学校新築工事	設計・施工	RC造3階建	若松町長 入井勝	長崎県南松浦郡	学校	41.1
266	永石歯科新築工事	設計・施工	RC造2階建	永石健太郎	長崎県長崎市	診療所・住宅	40.12
267	マツバヤ百貨店新築工事	設計・施工	RC造2階建	(有)マツバヤ百貨店 西義正	長崎県南松浦郡	倉庫	40.11
268	有川農協倉庫新築工事	設計・施工	RC造2階建	有川農業共同組合 江口富夫	長崎県南松浦郡	店舗・事務所	40.11
269	パブリカ長崎改修工事	設計・施工	不詳	パブリカ長崎(株) 藤岡滋	長崎県長崎市	事務所	40.9
270	協和機電新築工事	施工	RC造2階建	協和機電工業(株) 坂井愛智	長崎県長崎市	事務所	40.12
271	県立上五島高校奈良尾分校新築第2期工事	設計・施工	RC造2階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県南松浦郡	学校	41.3
272	長崎塗装商共同組合危険物倉庫及管理人室工事	設計・施工	コンクリートブロック造平階建	長崎塗装商組合 吉田民雄	長崎県長崎市	倉庫	40.12
273	津和崎小学校改築工事	設計・施工	RC造2階建	新魚目町長 中元文平	長崎県南松浦郡	学校	41.2
274	道祖尾病院増築工事	設計・施工	RC造2階建	医療法人東久会 道祖尾久太郎	長崎県長崎市	診療所・住宅	41.3
275	奈良尾町立奈良尾小学校改築工事	設計・施工	RC造3階建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡	学校	41.3
276	有川町立有川中学校増改築工事	設計・施工	RC造2階建	有川町長 高尾博	長崎県長崎市	学校	41.3
277	大久保地所ビル新築工事	設計・施工	RC造4階建	(有)大久保地所 大久保龍男	長崎県長崎市	事務所・住宅	41.3
278	岩永内科医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	岩永祐一	長崎県長崎市恵美須町7-23	診療所・住宅	41.4
279	奈良尾漁業共同組合庁舎新築工事	施工	RC造4階建	奈良尾漁業組合長 奈良尾町長	長崎県南松浦郡	庁舎	41.5

280	長岡金物店新築工事	設計・施工	RC造6階建	長岡万亀男	長崎県長崎市樺島町34	店舗・住宅	41.4
281	有川診療所新築工事	設計・施工	RC造2階建及補強コンクリートブロック造平屋建	有川町長 高尾博	長崎県南松浦郡	診療所	41.3
282	奈良尾町立奈良尾小学校改築工事	設計・施工	RC造4階建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡	事務所	41.3
283	昭徳水産ビル新築工事	設計・施工	RC造2階建	昭徳水産(株) 竹内富行	長崎県長崎市	学校	41.3
284	香月整形外科医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	香月正紀	長崎県長崎市五島町58	診療所	41.4
285	貞松整形外科医院新築工事	設計・施工	RC造2階建	貞松繁明	長崎県大村市東本町	診療所・住宅	41.3
286	新魚目町立児童館新築工事	設計・施工	RC造平屋建	新魚目町長 中元文平	長崎県南松浦郡	児童館	41.4
287	長崎屋車庫新築工事	設計・施工	RC造3階建	(株)長崎屋 井上安雄	長崎県長崎市	車庫	41.4
288	九州経営学園新築工事	設計・施工	RC造4階建	学校法人九州経営学園 奥田八郎	長崎県長崎市	学校	41.5
289	伊藤ビル新築工事	設計・施工	RC造5階建	伊藤正二	長崎県長崎市銅座町	事務所	41.5
290	ハングチ商店新築工事	設計・施工	鉄骨造 3階建	樋口力造	長崎県長崎市東浜町23	店舗事務所住宅	41.5
291	手塚邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	手塚千代子	長崎県長崎市銀屋町36	住宅	41.5
292	西彼純心幼稚園新築工事	設計・施工	RC造2階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	幼稚園	41.6
293	若松町教員住宅新築工事	設計・施工	木造 平屋建	若松町長 入井勝	長崎県南松浦郡	住宅	41.3
294	平山電機ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	平山電機株式会社	長崎県長崎市	店舗・事務所	41.7
295	有川町庁舎新築工事	設計・施工	RC造3階建	有川町長 高尾博	長崎県南松浦郡	庁舎	41.12
296	井石外科増築工事	設計・施工	RC造2階建	井石潔	長崎県長崎市平山町11の5	診療所	41.7
297	永瀬商店新築工事	設計・施工	RC造3階建	(有)永瀬商店 永瀬須紀子	長崎県長崎市	店舗・住宅	41.9
298	帝国興信所長崎支店新築工事	設計・施工	RC造2階建	(有)帝国興信所 後藤義夫	長崎県長崎市	事務所	41.8
299	瀬浦小学校改築工事	設計・施工	RC造2階建	崎戸町長 石川数男	長崎県長崎市	学校	41.8
300	まるの漁業倉庫新築工事	設計・施工	RC造3階建	まるの業業株式会社 野村稲穂	長崎県南松浦郡	倉庫	41.7
301	新魚目農業共同組合倉庫新築工事	設計・施工	軽量鉄骨造平屋建	新魚目農業共同組合 浦谷兵平	長崎県南松浦郡	倉庫	41.6
302	新魚目農業共同組合北魚目支所事務所倉庫新築工事	設計・施工	RC造2階建	新魚目農業共同組合 浦谷兵平	長崎県南松浦郡	事務所・倉庫	41.8
303	奈良尾町立奈良尾小学校改築工事	設計・施工	RC造3階建	奈良尾町長 木村格二	長崎県南松浦郡	学校	41.12
304	タジマ本店増築工事	施工	RC造3階建	(株)タジマ本店 田島春美	長崎県諫早市	店舗	41.9
305	太田小学校増改築工事	設計・施工	RC造3階建	有川町長 高尾博	長崎県南松浦郡	学校	41.10
306	神ノ浦小中学校増改築工事	設計・施工	RC造3階建	有川町長 高尾博	長崎県南松浦郡	学校	41.10
307	三田村医院新築工事	設計・施工	RC造2階建	三田村孝明	長崎県長崎市茂木町本郷1590	診療所・住宅	41.11
308	青方中学校へき地集会室新築工事	設計・施工	鉄骨造 平屋一部RC造	上五島町長 前田健三	長崎県南松浦郡	体育館	41.9
309	藤丸本社々屋新築工事	設計・施工	RC造5階建	藤本清七郎	長崎県長崎市五島町14	倉庫事務所住宅	41.11
310	大久保地所ビル新築工事	設計・施工	RC造4階建	(有)大久保地所 大久保龍男	長崎県長崎市	事務所	41.9
311	みつたけ外科医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	三岳博司	長崎県長崎市古河町30	診療所	41.12
312	(株)福砂屋共同住宅新築工事	設計・施工	RC造2階建	日本住宅公団福岡支所 白井勲	長崎県長崎市	共同住宅	42.1
313	長崎女子商業学園第3期新築工事	設計・施工	RC造5階建	学校法人女子商業学園 村山清一郎	長崎県長崎市	学校	41.12
314	野村邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	野村康司	長崎県南松浦郡奈良尾郷	住宅	41.11
315	間伏小学校増築工事	設計・施工	RC造3階建	若松町長 入井勝	長崎県南松浦郡	学校	41.12
316	片瀬中学校体育館新築工事	施工	鉄骨造一部RC造平屋建	長崎市長 田川務	長崎県長崎市	体育館	42.2
317	長崎海洋気象台宿舎新築工事	施工	RC造4階建	支出負担行為担当官 北九州財務局 小野喜一	長崎県長崎市	宿舎	42.3
318	純心女子学園体育館新築工事	設計・施工	RC造4階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	体育館	42.2
319	南国殖産大浦給油所新築工事	設計・施工	RC造2階建 コンクリートブロック平屋建	南国殖産(株) 上野喜左衛門	長崎県長崎市	店舗・事務所	41.11
320	延命園新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	社会福祉法人 延命園 堤靖演	長崎県長崎市	養老院	41.12

321	宮下外科医院新築工事	設計・施工	RC造2階建	宮下太吾	長崎県長崎市	診療所・住宅	41.12
322	渡辺ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	大阪府豊中市 渡辺 準一郎	長崎県長崎市	共同住宅	42.2
323	峰整形外科新築工事	設計・施工	RC造地下1階地上2階建	峰高嶺	長崎県長崎市松山町9-13	診療所	41.11
324	九州経営学園大学新校舎建築工事	設計・施工	RC造4階建	学校法人九州経営学園 奥田八郎	長崎県長崎市	校舎	42.3
325	平島外科医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	福岡市平町 平島弘平	長崎県長崎市	診療所・住宅	42.3
326	藤本耳鼻咽喉科医院増築工事	設計・施工	RC造2階建	藤本高明	長崎県長崎市榎津町	診療所・住宅	42.2
327	小峰本店愛宕町社宅新築工事	設計・施工	補強コンクリートブロック造 2階建	合名会社小峰本店 小峰雲蔵	長崎県長崎市	社宅	42.2
328	41-中小企業従業員宿舍並住宅建設工事	施工	補強コンクリートブロック造 2階建	長崎県知事 佐藤勝也	長崎県長崎市	社宅	42.3
329	高島医院新築工事	設計・施工	RC造3階建	高嶋雄平	長崎県長崎市大浜1454	医院併用住宅	42.3
330	池田診療所新築工事	設計・施工	RC造2階建	池田東海	長崎県南高来郡有家町大苑85	診療所・住宅	42.3
331	延命寺霊安堂新築工事	設計・施工	RC造2階建	宗教法人延命寺 堤祐濱	長崎県長崎市	霧案堂	42.4
332	都ビル新築工事	設計・施工	RC造5階建	三浦秀雄	長崎県長崎市丸尾町4-30	共同住宅	42.6
333	松浦住宅新築工事	設計・施工	木造 2階建	松浦フミ	長崎県長崎市大浦元町271	住宅	42.3
334	純心女子学園短期大学保育科研究実習室新築工事	設計・施工	RC造3階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	教室	42.5
335	春陽館宿舎新築工事	設計・施工	RC造3階建	(資)春陽館 馬渡隆	長崎県南高来郡小浜町北本町	宿舎	42.5
336	新世界映画劇場新築工事	設計・施工	鉄骨造 6階建	(株)映画劇場新世界	長崎県長崎市	映劇	42.7
337	村田放射線科医院新築工事	設計・施工	RC造5階建	林田和治	長崎県長崎市新大工町75	医院	42.7
338	肉良本社新築工事	設計・施工	RC造地下1階地上5階建	(株)肉良 渡辺孝信	長崎県長崎市	店舗住宅	42.7
339	長崎ヨコハマタイヤ共同住宅建設その他工事	施工	RC造3階建	日本住宅公団福岡支所 白井勲	長崎県長崎市	共同住宅	42.9
340	奈良尾保健所外新築工事	施工	木造 平屋建	九州電力(株)長崎支店	長崎県南松浦郡	話所倉庫車庫	42.5
341	九州相互銀行有家支店新築工事	施工	RC造平屋建	九州相互銀行 秦設爾	長崎県南高来郡	銀行	42.7
342	純心女子学園シャワー室増築工事	設計・施工	RC造	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	シャワー室	42.5
343	大同商店長崎出張所社屋新築工事	設計・施工	RC造2階建	株式会社大同商店 有田徳重	長崎県長崎市	事務所・住宅	42.7
344	純心女子学園職員寮新築工事	設計・施工	RC造2階建	純心女子学園理事長 山口愛次郎	長崎県長崎市	職員寮	42.7
345	長崎宇久平郵便局新築工事	施工	RC造平屋建	(財)郵政互助会 北脇信人	長崎県南松浦郡	郵便局	42.8
346	是真会病院新築工事	設計・施工	RC造3階建	社団法人是泰会 高原憲	長崎県長崎市	病院	42.9
347	フジヤビル新築工事	施工	RC造2階建	(資)会社藤屋商店 藤原政行	長崎県島原市	店舗	42.9
348	松井整形外科増築工事	設計・施工	RC造2階建	松井聡夫	長崎県長崎市小ヶ倉町2丁目	診療所	42.8
349	西彼清酒類卸小売共同組合新築工事	施工	RC造3階建	西彼酒類卸小売販売 大津山正	長崎県長崎市	事務所・倉庫	42.10
350	秩父屋ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	稲田松治	長崎県長崎市万才町2-20	事務所 店住宅	42.9
351	一ノ瀬邸新築工事	設計・施工	RC造2階建	一ノ瀬健吾	長崎県長崎市浜町2-23	住宅	42.9
352	中華園新築工事	設計・施工	RC造4階建	陳子連	長崎県長崎市	店舗	42.10
353	中華園木造新築工事	設計・施工	木造 2階建	陳豊子	長崎県長崎市新知町8	住宅	42.8
354	雲仙宮崎旅館従業員宿舍新築工事	設計・施工	コンクリートブロック造2階建	株式会社宮崎旅館 宮崎幸康	長崎県南高来郡	宿舎	42.10
355	的山ビル新築工事	設計・施工	RC造3階建	的山義治	長崎県長崎市平良町	店舗	42.10

凡例:①表は『鉄川工務店経歴書』によるもので、昭和期における工事実績355件を整理したものである。②表は、左列からNo., 工事名, 従事技術, 構造, 発注者, 施工場所, 用途, 竣工を示している。掲載の順番は『鉄川工務店経歴書』の記載順によっている。また、竣工は昭和の年月を示している。③発注者、および施工場所、資料に未記入のものは「未記入」と記している。④No.210「純心女子学園第8期工事」は「日本住宅公団福岡支所 白井勲」の発注になっているが、工事名が正確だとすると、発注者は「純心女子学園理事長 山口愛次郎」の発注と捉えられる。また、No.328「41-中小企業従業員宿舍並住宅建設工事」は、「長崎県知事 佐藤勝也」の発注で、用途は「社宅」となっている。しかし、発注者が県知事であれば、用途は「住宅」と判断されることから、『鉄川工務店経歴書』に記載されているNo.210の発注者と、No.328の用途は間違えているものと判断される。⑤工事名の太字は、筆者によるもので、教会および教会関係建築工事を示している。⑥工事名の斜体は、筆者によるもので、官庁工事をあらわしている。



表3-3-3-2 昭和期の地域別・用途別・構造別の建築工事の実績

施工地域	用途別建築工事	構造										小計	計		
		木	煉瓦	木&鉄骨	鉄骨	鉄骨&RC	RC	コンクリート	不詳						
長崎県	教会	3 (1)	1 (1)		1	1	4 (1)						10 (3)	39 (14)	333 (33)
	修道院						1						1		
	幼稚園・保育所	2 (1)					2 (1)						4 (2)		
	神学校						1						1		
	学校・学生センター	4 (4)			1		12 (1)						17 (5)		
	会館	1 (1)											1 (1)		
	宿舎・住宅	2 (2)					2						4 (2)		
	整地										1 (1)		1 (1)		
	(公)学校・体育館	5 (3)				4	2	28 (3)	1	3			43 (6)		
	(公)児童館							1					1		
	(公)役場・庁舎							3 (1)					3 (1)		
	(公)病院・診療所・保健所	2 (2)						2					4 (2)		
	(公)公会堂							1 (1)					1 (1)		
	(公)官舎・宿舎・会館・旅館	1						4	3	2			10		
	(公)公団アパート							1	1				2		
	(公)住宅・共同住宅	3						4	3				10		
	(公)工場・揚水場	3 (3)											3 (3)		
	(公)水槽									1 (1)			1 (1)		
	(公)事務所					1		1					2		
	(私)学校						1	6					7		
	病院・診療所・医院	3 (1)						32		3	2		40 (1)		
	養老院									1			1		
	住宅	12 (2)						12		9	1		34 (2)		
	寺院・神社	2 (2)						5		2			9 (2)		
	工場					2		2			1		5		
	事務所						3	31			3		37		
	アパート・共同住宅・社宅							4		2			6		
	宿舎・会館・旅館							5		1			6		
	商店・店舗						4	1	33		2		40		
	駅舎						1						1		
	変電所						1	1					2		
	倉庫	2					4	1	8		2		17		
	車庫						1		2				3		
給油所							1		1			2			
映劇					1					1		2			
銀行							1					1			
郵便局								1				1			
佐賀県	教会	1 (1)										1 (1)	1 (1)	1 (1)	
福岡県	教会	4 (4)		1 (1)								5 (5)	11 (11)	11 (11)	
	伝導所	1 (1)										1 (1)			
	司祭館	3 (3)										3 (3)			
	幼稚園	1 (1)										1 (1)			
	病院	1 (1)										1 (1)			
熊本県	教会	2 (2)						3 (3)				5 (5)	9 (9)	10 (10)	
	司祭館							1 (1)				1 (1)			
	女学校	3 (3)										3 (2)			
	(公)学校							1 (1)				1 (1)			
		61 (38)	1 (1)	1 (1)	24	6	216 (13)	29	17 (2)			355 (55)			

凡例：①表は、2-1(1)『鉄川工務店経歴書』によるもので、昭和期355件の実績が記されている。②鉄川與助は、昭和21年(1946)に経営を鉄川與八郎に譲っていることから、()内に示している。そこで、昭和21年(1946)以前の請負実績は、()に表している。③表中の網掛部分は、教会およびカトリック関係の工事を示し、昭和期の工事実績355件のうち、60件を占めている。

長崎では昭和20年(1945)8月の被爆<sup>27)</sup>という特殊な事情もあるが、與助の二男與八郎は昭和21年(1946)に與助が代表を務めていた第一土建株式会社に入社し、昭和24年(1949)に鉄川與助から経営を引き継いでいる<sup>28)</sup>。與助70歳の時である。

そこで、名実ともに與助が代表であった昭和 24 年（1949）竣工迄の工事实績 55 件の内訳をみると、施工地域は、長崎県 33 件、佐賀県 1 件、福岡県 11 件、熊本県 10 件で、長崎県内から、福岡県、熊本県、佐賀県に拡大している。用途別では、教会および教会関係工事 35 件、公共工事 15 件、一般建築工事 5 件で、教会および教会関係工事の実績は凡そ 63%である。構造別では、木造 38 件、RC 造 13 件、煉瓦造 1 件、木造と鉄骨造の混構造 1 件、不詳 2 件である。木造 38 件の内訳をみると、教会および教会関係建築は 25 件、公共建築は 8 件、一般建築は 5 件であることから、木造も教会および教会関係建築が凡 45%を占めている。

以上のことから、與助が代表であった戦前期は、教会および教会関係建築を数多く手がけ、與八郎に引き継いだ後は、公共工事や一般建築工事に移行しているといえる。また、戦後期は、構造も、新しい構造である RC 造や、煉瓦造、木造と鉄骨造の混構造にも積極的に取り組んでいることが判る。

#### 第 4 節 明治期における建築工事請負の実績

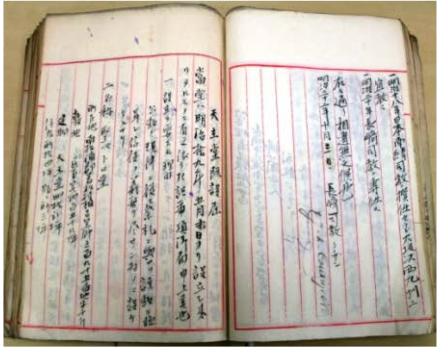
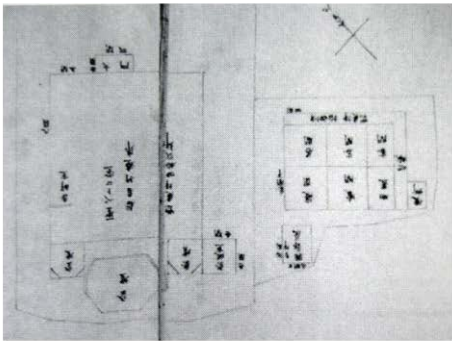


##### 3-4-1 教会及び教会関係建築工事

###### (1) 桐古天主堂改修工事

桐古天主堂は、南松浦郡新上五島町桐古里郷 395 番地字千行に建てられていた天主堂である。「天主堂既設届」<sup>29)</sup>（写真 3-4-1）（写真 3-4-2）は、信者総代が長崎県知事服部一三に届出た書類で、既設天主堂の概要、ならびに平面配置図が記されている。それによると、敷地 148 坪の民有地に、天主堂 42 坪と、在住所 12 坪、賄所 3 坪が、明治 19 年（1886）に設立されている。天主堂建物の間口は 5 間、桁行は 8 間で、前面には 2 間の大門があった。天主堂内部の奥には、主祭壇と、主祭壇の両側に脇祭壇があり、左側の脇祭壇は、1 坪の祭服室に続いていた。在住所は、司祭の居住部分と考えられる。

與助は、明治 39 年（1906）に天井改修を伴う改修工事を行っている（写真 3-4-3）（写真 3-4-4）<sup>30)</sup>。鉄川組を創業（明治 39 年/1906）と同時期で、初めての建築工事請負と考えられる。

『証明願』における桐古天主堂の工事種別は増築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計・施工、延床面積は 200 m<sup>2</sup>、階数は 2 階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治 39 年（1906）12 月で、発注者は「ア・ヒウゼ師」である。



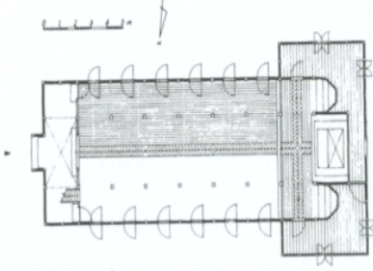
	
<p>写真3-4-1 桐古天主堂の「天主堂既設届」</p>	<p>写真3-4-2 桐古天主堂敷地図と桐古天主堂平面図</p>
	
<p>写真3-4-3 改修後の桐古天主堂</p>	<p>写真3-4-4 改修後の桐古天主堂遺構</p>

改修工事では、正面に鐘の塔を設けているが、その後、塔部分は倒壊し、写真 3-4-3 の通りに、改修されている。なお、改修工事後の硝子障子(ステンドグラス)は、土井ノ浦教会に再利用され、祭壇は中の浦教会に使われている。

## (2) 冷水天主堂新築工事

冷水天主堂は、南松浦郡新上五島町網上郷に現存する。與助の建築工事実績では 2 番目に記されている。『証明願』における冷水天主堂の工事種別は新築工事、構造は木造、従事技術は設計・施工、延床面積は 260 m<sup>2</sup>、階数は 2 階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は、明治 40 年(1907)10 月で、発注者は「大崎八重師」である。

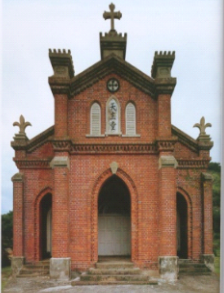
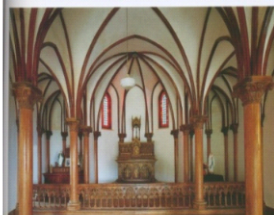
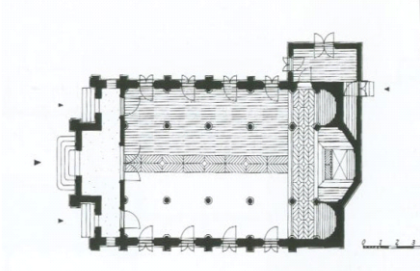
冷水天主堂は妻面に単塔のある天主堂で、創建当初は、妻面の塔は四角形であった(写真 3-4-3)が、現在、塔は八角形に改築されている(写真 3-4-5)(写真 3-4-6)。天主堂内部は三廊式で、漆喰仕上げで、天井は柳天井<sup>31)</sup>である(写真 3-4-7)(図 3-4-1)。

	
<p>写真3-4-5 新築工事後の冷水天主堂</p>	<p>写真3-4-6 塔改修後の冷水天主堂</p>
	
<p>写真3-4-7 冷水天主堂内部</p>	<p>図3-4-1 冷水天主堂平面図 (『長崎の教会』より転載)</p>

### (3) 野首天主堂新築工事

野首天主堂(写真 3-4-8) (写真 3-4-9) (図 3-4-2) は、北松浦郡小値賀町野崎郷野首<sup>32)</sup>に現存する、長崎県指定文化財である。與助の工事実績では、最初の煉瓦造新築工事である。『証明願』における野首天主堂の工事種別は新築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計・施工、延床面積は 280 m<sup>2</sup>、階数は 2 階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治 41 年(1908) 11 月で、発注者は「中田藤吉師」である。

野首天主堂の妻面中央部は張出しており、ナルテクスが設けられている。写真 3-4-8 にみられる通り、妻壁は 2 層の構成で、2 層目中央は 3 連の縦長の尖塔アーチで裝飾され、中央の額縁内には「天主堂」の文字が刻まれている。なお、旧野首教会堂と関連施設は「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の一つとして、その歴史的価値

		
<p>写真3-4-8 野首天主堂 (三沢博昭氏撮影)</p>	<p>写真3-4-9 野首天主堂内部 (三沢博昭氏撮影)</p>	<p>図3-4-2 野首天主堂平面図 (『長崎の教会』より転載)</p>

の高さと希少性からユネスコの世界文化遺産に推薦されることが決まった<sup>33)</sup>。

#### (4) 奈摩内天主堂新築工事

奈摩内天主堂(写真3-4-10)(写真3-4-11)(写真3-4-12)は、長崎県南松浦郡上五島町奈摩郷に現存する煉瓦造の教会堂で、現在、あおさきがう、ら青砂ヶ浦カトリック教会堂と名前を変えており、平成13年(2001)国重要文化財に指定されている。『証明願』における奈摩内天主堂の工事種別は新築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計・施工、延床面積は480㎡、階数は2階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治43年(1910)8月で、発注者は「大崎八重師」である。なお、昭和24年(1949)10月から昭和25年(1950)5月に増改築工事をしている。

奈摩内天主堂は妻面にナルテクスが設けられており、出入口は正面中央と、両側廊部にある。出入口の石造のアーチは、柱台石と石柱、及び植物文様の柱頭と尖塔アーチで構成され、中央には十字架が据付けられている。外壁の煉瓦はイギリス積で、出入口両脇の控壁には、焼過煉瓦で十字架模様を連続して浮き上がらせるなど、石と煉瓦で意匠上の工夫をしている<sup>34)</sup>。天主堂内部は三廊式で、漆喰仕上げで、天井は柳天井である。



奈摩内天主堂新築工事の資料で、「奈摩内天主堂設計図」(図3-4-3)と、「奈摩内天

主堂部屋新築工事決算書」の表紙は、すでに公開されている<sup>35)</sup>。

#### (5) 奈摩内天主堂司祭館新築工事

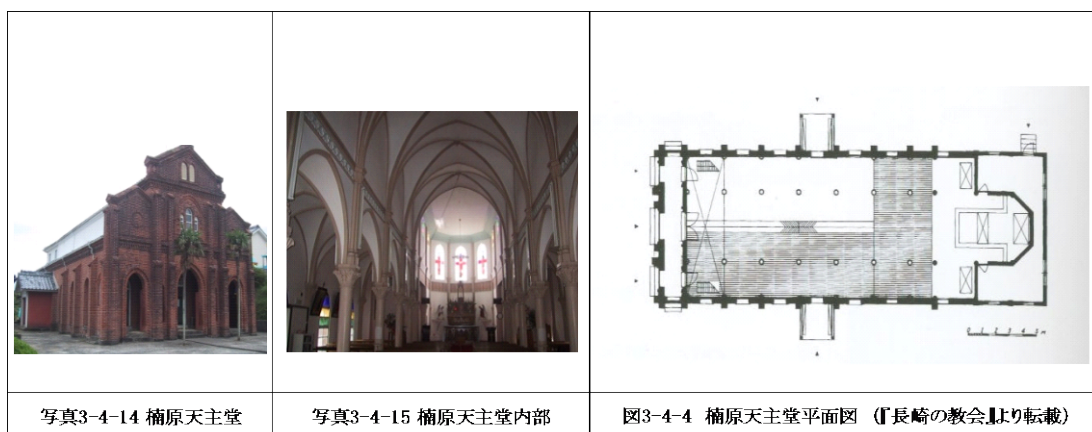
(4)の奈摩内天主堂の「奈摩内天主堂設計図」には、天主堂に隣り合って、木造平屋の図面が描かれている。これは、当時の写真から司祭館と判断される(写真3-4-13)<sup>36)</sup>。『証明願』に奈摩内天主堂司祭館は記載されていないが、『鉄川工務店経歴書』によると、工事種別は新築工事、構造は木造、従事技術は設計・施工、延床面積は不詳、階数は平屋である。竣工は明治43年(1910)6月で、発注者は「大崎八重師」である。したがって、奈摩内天主堂新築工事にあわせて、司祭館も新築されたと考えられる。

なお、奈摩内天主堂は、平成15年前後(2003)に、司祭館を建替え、天主堂正面と旧司祭館の一体を駐車場に整備している。

#### (6) 楠原天主堂新築工事

楠原天主堂(写真3-4-14)(写真3-4-15)(図3-4-4)は、五島市岐宿町楠原に現存する煉瓦造の教会堂である。『証明願』における楠原天主堂の工事種別は新築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計・施工、延床面積は300㎡、階数は2階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治43年(1910)11月で、発注者は「チリ師」である。

楠原天主堂の妻面にはナルテクスが設けられており、出入口は正面中央と、両側廊部にある。また、妻面の中央の桐妻と、妻壁の両側の壁に「へ」の字形に小屋根を対照させて強調している。窓は妻面中央部の二層目に縦長の三連窓があり、三層目には縦長の二連の窓がある。妻面の両側部には、丸い形で煉瓦の塞窓がデザインされている。天主堂内部は三廊式で、漆喰仕上げで、天井は柳天井である。



### (7) 山田天主堂新築工事

山田天主堂は、平戸市生月町山田免に現存する煉瓦造の教会堂で、生月天主堂、または生月山田天主堂と呼ばれている。創建当時、妻面に塔はなかった（写真 3-4-16）が、その後改修され、現在は塔が設けられている（写真 3-4-17）（図 3-4-5）。

『証明願』に山田天主堂は記載されていないが、『鉄川工務店経歴書』によると、工事種別は新築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計・施工、延床面積は不詳、階数は平屋と記載され、竣工は、明治 44 年（1911）11 月で、発注者は「チリ師」である。天主堂内部は三廊式で、漆喰仕上げで、天井は柳天井である<sup>37)</sup>。



写真3-4-16 新築当時の山田天主堂（『カトリック100年のあゆみ』より転載）



写真3-4-17 塔増築工事後の山田天主堂



写真3-4-18 山田天主堂内部

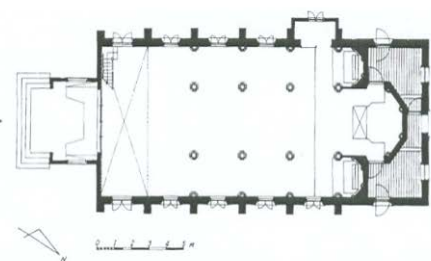
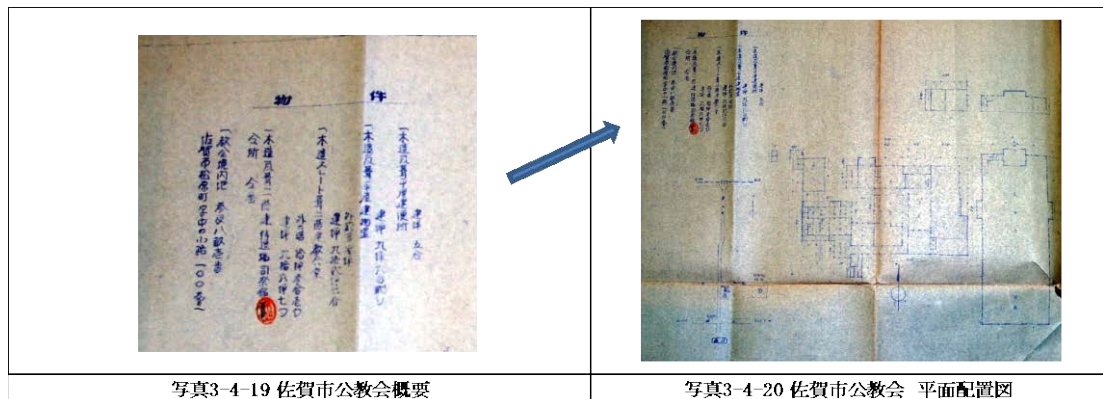


図3-4-5 山田天主堂平面図（『長崎の教会』より転載）

### (8) 佐賀市公教会新築工事

佐賀市公教会は、佐賀市松原町字中ノ小路 100 番（現在の佐賀市中央本町）に新築された木造の天主堂であったが、第二次世界大戦の戦災で焼失している<sup>38)</sup>。佐賀県立歴史文書館所蔵の教会堂概要（写真 3-4-19）（写真 3-4-20）によると、木造瓦葺 2 階建、建坪 92.07 坪で、延坪は 106.38 坪であり、司祭館兼傳道館は、木造瓦葺 2 階建、建坪 96.07 坪、延坪 106.38 坪、物置は木造瓦葺平屋建、建坪 9.62 坪、便所は木造瓦葺平屋建、建坪 0.5 坪があった。『証明願』における佐賀市公教会の工事種別は新築工事、



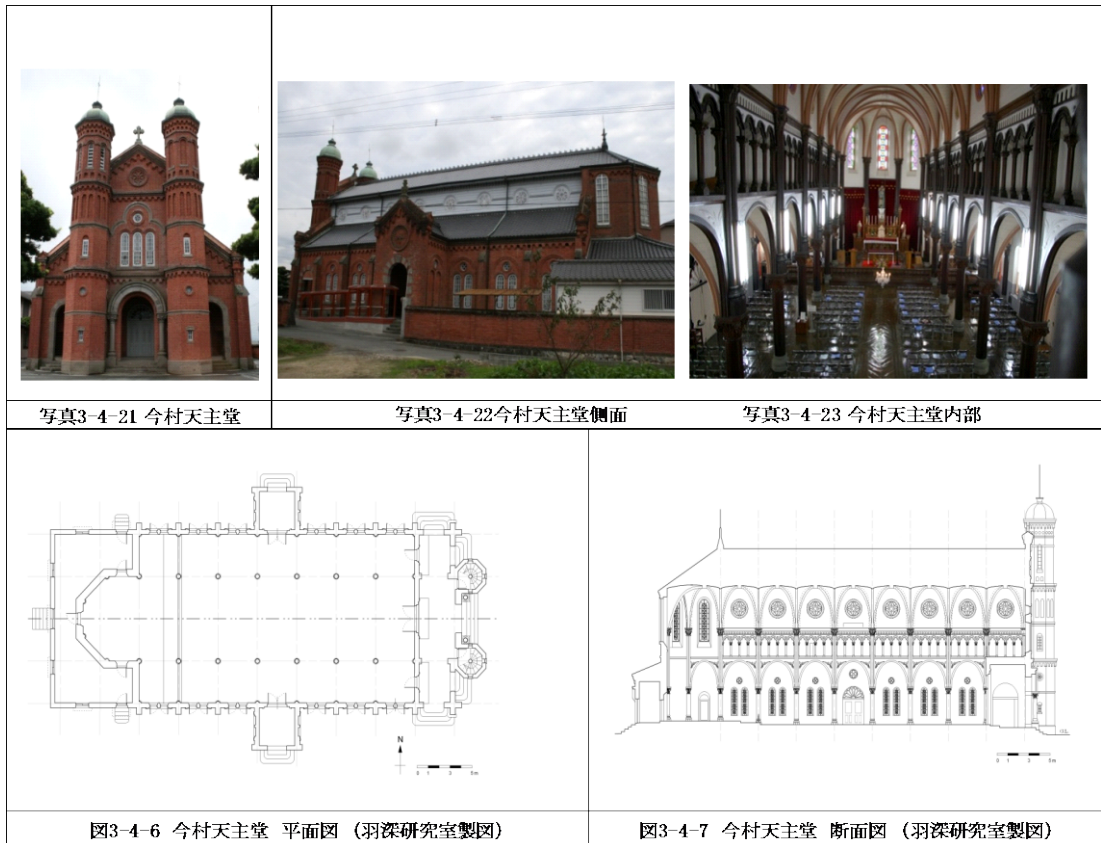
構造は木造、従事技術は設計・施工、延床面積は 480 m<sup>2</sup>、階数は 2 階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治 40 年（1907）10 月で、発注者は「平山師」であるが、與助の今村天主堂史料の『工場簿』では、山口宅助神父になっている<sup>39)</sup>。

#### （9） 今村天主堂新築工事

今村天主堂（写真 3-4-21）（写真 3-4-22）（写真 3-4-23）（図 3-4-6）（図 3-4-7）は、現在は大刀洗カトリック教会堂と称され、福岡県三井郡大刀洗町大字今に現存する。平成 18 年（2006）3 月に、塀及び門を含めて福岡県指定文化財に制定され、平成 27 年（2015）3 月に、国重要文化財に指定された。『証明願』における今村天主堂の工事種別は新築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計・施工、延床面積は 495 m<sup>2</sup>、階数は 2 階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治 45 年（1912）3 月で、発注者は「本田保師」である。

今村天主堂の妻面にはナルテクスが設けられ、出入口は 3 ケ所あり、両側廊と、脇祭壇の左手にも出入口がある。妻面左右には八角形のドーム屋根をもつ双塔があり、内部は三廊で、トリフォリウム<sup>40)</sup>がある三層構成で、軒にはロンバルト帯<sup>41)</sup>の蛇腹積みがあり、外壁には煉瓦による薔薇窓<sup>42)</sup>がある。天主堂内部は三廊式で、漆喰仕上げで、天井は柳天井である。なお、今村天主堂の史料で、「今村教会堂職人日記帳表紙」と「ドロ神父書簡」は既に公開されている<sup>43)</sup>。





### （10） 旧長崎大司教館新築工事

長崎市南山手町の国指定史跡大浦天主堂境内には、国宝の大浦天主堂（元治元年/1864）<sup>44)</sup>、重要文化財の旧羅典神学校（明治8年/1875，設計ド・ロ神父，施工者不詳）、長崎県指定文化財の旧長崎大司教館（大正4年/1915，設計ド・ロ神父と鉄川與助，施工鉄川與助）<sup>45)</sup>（以後、司教館と表記）と旧伝道師学校（旧聖婢会本部）<sup>46)</sup>がある（写真3-4-24）（写真3-4-25）（写真3-4-26）（図3-4-8）（図3-4-9）。

旧長崎大司教館は、当時の司教座聖堂であった大浦天主堂に隣接して建てられている<sup>47)</sup>。現在は司教座聖堂が浦上教会<sup>48)</sup>に移され、平成元年（1989）に大司教館も浦上教会の近くに建てられているが、それまでの間、大司教館として使用されてきた。


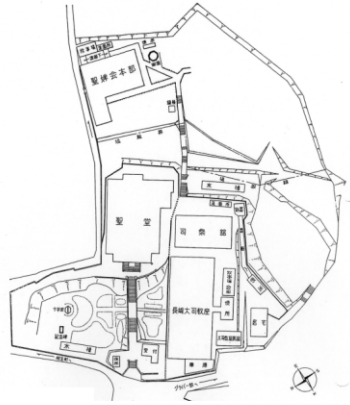
旧長崎大司教館は、当初は司祭館として建築され、日本のカトリック教会の大司教区における司教館の中で、唯一ほぼ完全な形で現存する戦前の遺構とされており、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の一つとして、その歴史的価値の高さと希少性からユネスコの世界文化遺産に推薦されることが決まった<sup>49)</sup>。

現状の司教館は、大浦天主堂境内の北斜面に、地形を利用して建築され、北側の表通

りに面した地下室<sup>50)</sup>は地上階に見える、地上3階建(但し3階は屋根裏利用)の煉瓦造で建築されている。東西の両方の1階と2階にベランダがあり、内部は南北の大部屋を中廊下で結び、中央の西側には階段があり、1階と2階の各部屋には中廊下で通じている。

また、司教館は、倉庫としての地下室と、1階は司教の事務室や応接室、ならびに食堂と厨房で、2階は司教の部屋と各神父の個室、3階は司教館に集う神父の宿泊施設といわれており、司教の事務室と神父の宿舎を兼ねた建築であった。司教館の裏手にあたる西側には2段の石垣があり、便所と湯場がある<sup>51)</sup>(写真3-4-27)(写真3-4-28)(写真3-4-29)(写真3-4-30)。

この他、司教館と、その上段にある旧羅典神学校(明治8年/1875)は、共にド・ロ神父の設計である。明治初期から後期まで、主に長崎県内で宣教活動に従事してきたド・ロ神父は、旧羅典神学校との関係を考慮して、司教館は、傾斜地という大浦教会境内の

	
<p>写真3-4-24 旧長崎司教館(右手)と 羅典神学校(中央)と大浦天主堂(左手)</p>	<p>敷地では西側にあたる右端から旧長崎大司教館、上段には旧羅典神学校、左端は大浦天主堂と、大浦天主堂の裏手の高台には旧伝道師学校(旧聖婢会本部)がある。旧長崎大司教館は大正4年(1915)に竣工しているが、大正2年(1913)には旧長崎大司教館の北側立面の最下部にあたる地下室と、裏手には石垣を造成し、小使住宅と便所・湯場を建築していた。現在は、小使住宅は解体されている。</p>
	<p>図3-4-8 大浦教会境内配置図 原図は『カトリック大浦教会百年の歩み 1965』大浦教会配置図より転載。</p>

敷地的な制約を踏まえたうえで、高低差を利用し、遠方からも存在感のある建築になるように、煉瓦造で一部地下室のある3階建にしたのではないかと考えられる。司教館は、『証明願』では、工事種別は新築工事、構造は煉瓦造、従事技術は設計、延床面積は825㎡、階数は4階である。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は大正4年(1905)2月で、発注者は「ド・ロ師」である。

大正2年(1913)から行われた司教館工事は、司教館の基礎工事ともなる地下室工事と、

司教館本館の新築工事の前に、小使住宅・便所・湯場を新築するために石垣工事で土地の造成を行い、本館の「地中室工事」を行っている<sup>52)</sup>。附属施設は、現存する便所とは別に、小使住宅と湯場等があり、小使住宅は既に取り壊されている（写真3-4-31）（写真3-4-32）（写真3-4-33）（写真3-4-34）（写真3-4-35）（写真3-4-36）。

近年、長崎県、並びに長崎市において実測調査が行われているが、司教館工事の詳細については明らかにされていない<sup>53)</sup>。

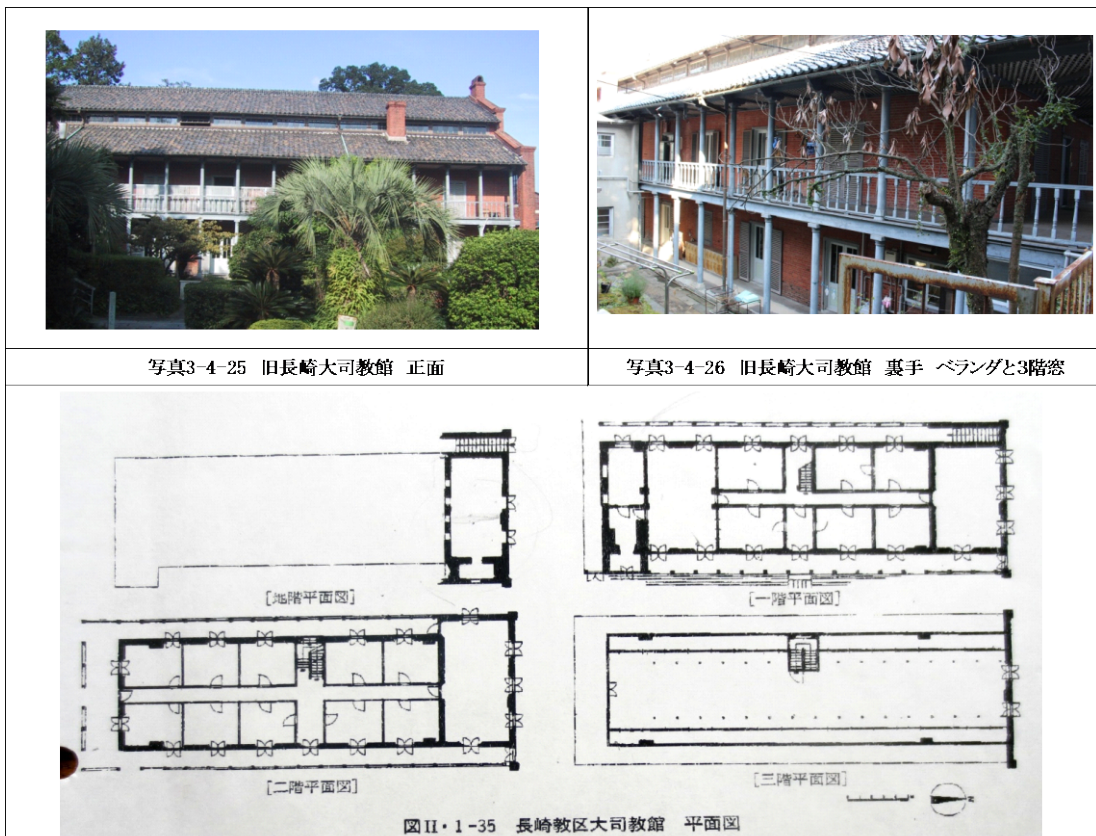


写真3-4-25 旧長崎大司教館 正面

写真3-4-26 旧長崎大司教館 裏手 ベランダと3階窓

図II・1-35 長崎教区大司教館 平面図

図3-4-9 旧長崎大司教館 平面図（図面は、長崎市文化観光部文化財課の提供によるもので、長崎市教育委員会：南山手の洋館一伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書,p.93,1977に所収されている。なお、地下室部分の図面については、長崎県世界遺産登録推進室：「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物 調査報告書,長崎県,2011に掲載されているものが正確と考えられる）

			
<p>写真3-4-27 旧長崎大司教館 内部</p>	<p>写真3-4-28 旧長崎大司教館内部 階段1階から2階方向</p>	<p>写真3-4-29 旧長崎大司教館 食堂から裏の石垣方向を望む</p>	<p>写真3-4-30 旧長崎大司教館 厨房 扉</p>
			
<p>写真3-4-31 現存する石垣</p>		<p>写真3-4-32 現存する石垣と階段</p>	
			
<p>写真3-4-33 石垣工事造成後の跡地</p>		<p>写真3-4-34 石垣工事で造成された跡地と小使住宅跡</p>	
			
<p>写真3-4-35 大浦教会司教館 地中室出入口</p>		<p>写真3-4-36 便所 出入口</p>	

### 3-4-2 学校建築工事

#### (1) 魚目水産学校新築工事

魚目村立水産学校新築工事は、『鉄川工務店経歴書』、および『証明願』に建築工事实績として記されており、『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治40年(1907)10月で、発注者は魚目村長である(史料C-2)(史料C-3)(史料C-4)。

魚目水産学校は、本校舎1棟、水産物製造所1棟、小使室、續廊下、教員便所、生徒便所があり、本校舎は西洋小屋組であることから、洋風建築であったといえる。

#### (2) 若松小学校新築工事

若松村立尋常小学校新築工事は、『鉄川工務店経歴書』、および『証明願』に建築工事实績として記されており、『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治45年(1912)1月で、発注者は若松村長である(史料C-5)(史料C-6)(史料C-7)(史料C-8)(史料C-9)。

若松村立尋常小学校は、教室4室と、教室と並行に桁行方向に廊下、便所、事務室と教員住宅があり、住宅流場并に戸棚がある。本校舎は西洋小屋組であることから、洋風建築と捉えられる。したがって、鉄川組は「一式請負人心得書」を尊種した一式請負で施工している。

図3-2-9は、明治期における鉄川與助の建築工事請負の場所を地図に表示したもので、建築工事名の前には、工事の古い順に①～⑩まで番号を表している。

與助は、若松島で①桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)を行い、中通り島では②冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)、小値賀島では③野首天主堂新築工事(明治41年/1908)、再び中通り島で④奈摩内天主堂(明治43年/1910)と司祭館(明治43年/1910)新築工事、及び⑤魚目水産学校新築工事(明治43年/1910)を施工し、福江島では⑥楠原天主堂新築工事(明治43年/1910)、生月島では⑦山田天主堂新築工事(明治44年/1911)を竣工したうえで、若松島では⑧若松小学校新築工事(明治45年/1912)を施工している。その後、九州本土に進出し、佐賀県佐賀市の⑨佐賀市公教会新築工事(明治40年/1907)と、福岡県三井郡の⑩今村天主堂新築工事(明治45年/1912)を竣工させている。この他に、⑪司教館工事(大正4年/1905)では、天主堂工事係代人として従事している。

この地図から、創業期において與助は出身地の五島列島や県内島嶼部を主な活動地域としていたが、その後、九州本土に進出し、佐賀県、福岡県、および長崎市内に活動地域を拡大していることが判る。

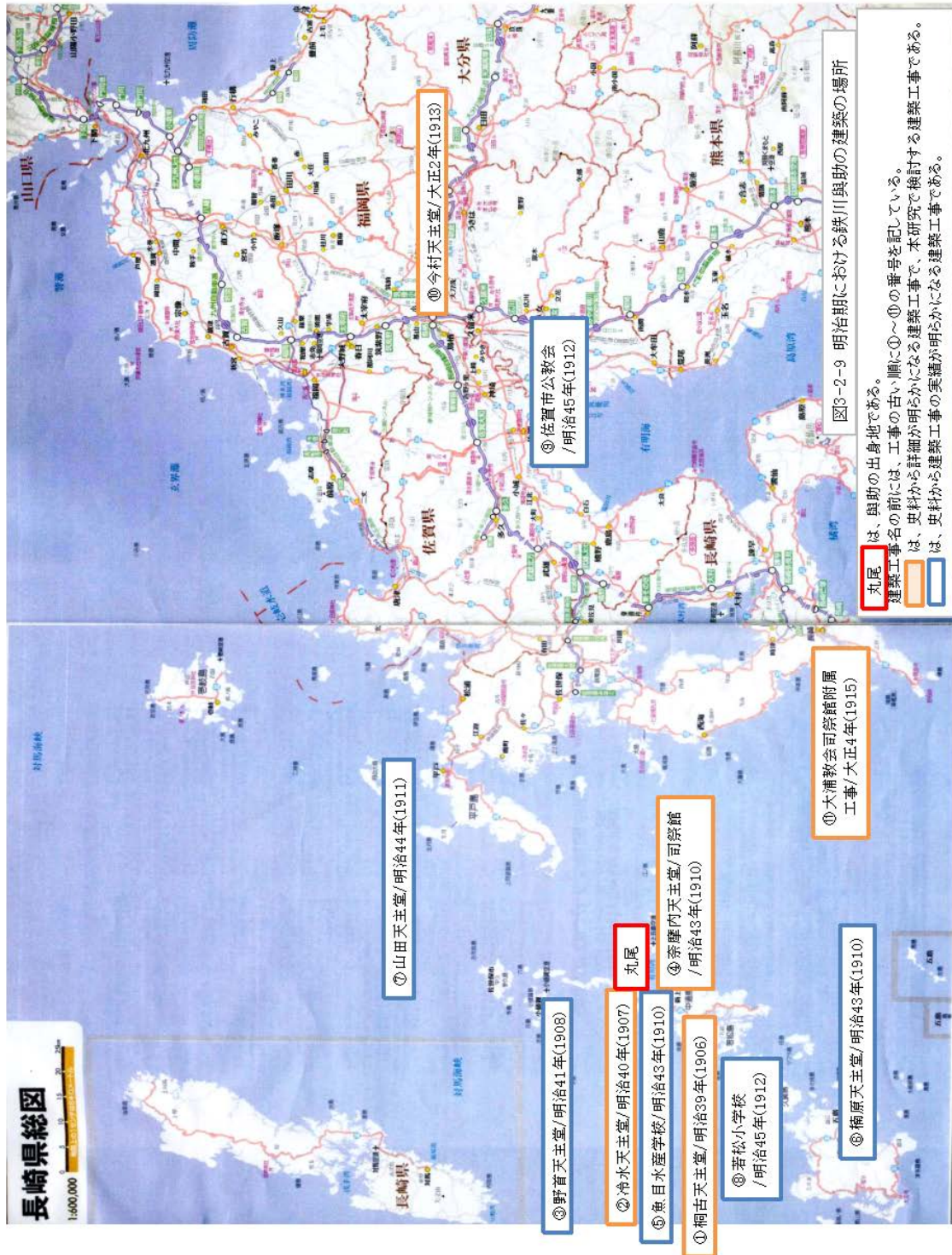


図 3-2-10 は、明治・大正期における工事实績を時系列であらわしている。與助は、明治 39 年（1906）に鉄川組を創業し、明治 41 年（1908）に建築学会に入会した後、明治 42 年（1909）に建築学会の講習会を聴講し、大正 2 年（1913）から大正 14 年（1915）までに 6 回、建築学会の講習会に出席している。この他、大正 6 年（1917）は、トラピスト修道院に滞在していることから、明治・大正期は、建築学全般や教会および教会建築についての技術と知識を習得した学習期といえる。なお、講習会聴講などは主

1906年 明治39年	1908年 明治41年	1909年 明治42年	1910年 明治43年	1913年 大正2年	1915年 大正4年	1916年 大正5年	1917年 大正6年	1921年 大正10年	1923年 大正12年	1925年 大正14年
鉄川組設立	日本建築学会准員入会	日本建築学会講習会聴講		日本建築学会講習会聴講	日本建築学会講習会聴講	日本建築学会講習会聴講	トラピスト修道院に滞在	日本建築学会講習会聴講	日本建築学会講習会聴講	日本建築学会講習会聴講
<ul style="list-style-type: none"> <li>・桐古天主堂改修工事(1906)</li> <li>・冷水天主堂新築工事(1907) <ul style="list-style-type: none"> <li>・野首天主堂新築工事(1908)</li> </ul> </li> <li>・奈摩内天主堂新築工事(1910) <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈摩内天主堂司祭館新築工事(1910)</li> <li>・丸尾鉄川宅新築工事(1910)</li> <li>・楠原天主堂新築工事(1910)</li> <li>・魚目村立水産学校(1910) <ul style="list-style-type: none"> <li>・山田天主堂新築工事(1911)</li> <li>・佐賀市公教会新築工事(1911)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・若松村立尋常小学校(1913)</li> <li>・今村(大刀洗)天主堂(1913) <ul style="list-style-type: none"> <li>・十六番館本館増改築工事(1914)</li> <li>・宮崎天主堂新築工事(1914)</li> </ul> </li> <li>・旧長崎大司教館新築工事(1913-5) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大曾天主堂新築工事(1916) <ul style="list-style-type: none"> <li>・堂崎天主堂新築工事(1917)</li> <li>・大水天主堂新築工事(1917)</li> <li>・江上天主堂新築工事(1917)</li> <li>・田平天主堂新築工事(1917)</li> <li>・五島原修道院新築工事(1917)</li> <li>・鯛の浦養育院養蚕所新築工事(1917) <ul style="list-style-type: none"> <li>・田平司祭館新築工事(1918)</li> <li>・獅子修道院新築工事(1918)</li> </ul> </li> <li>・頭島天主堂新築工事(1919)</li> <li>・丸尾鉄川宅新築工事(1919)</li> <li>・頭島司祭館(1919)</li> </ul> </li> <li>・細石天主堂新築工事(1920) <ul style="list-style-type: none"> <li>・平蔵天主堂新築工事(1921)</li> <li>・浄福寺改築工事(1921) <ul style="list-style-type: none"> <li>・浦上司祭館新築工事(1922)</li> <li>・人吉幼稚園新築工事(1922)</li> <li>・人吉公教会改築工事(1922)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>										
<p>図3-2-10 明治・大正期における建築工事請負の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事の実績は、『鉄川工務店工事経歴書』を参考にした。</li> <li>・太字で表示した建築工事については、本研究で具体的に検討する。</li> <li>・斜体で表示した建築工事は、学校建築工事である。</li> </ul>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>浦上天主堂前面両塔新築工事(1924)</li> <li>常清幼稚園改築工事(1925)</li> <li>常清修道院改築工事(1925)</li> <li>長崎神学校雨天運動場改築工事(1925)</li> <li>長崎神学校新築工事(1923)</li> </ul>										

に大正期であることから、建築工事との関係を概観するために、本図は対象の期間を明治・大正期と設定している。

明治・大正期における用途別建築工事は、教会および教会関係建築工事のみではなく、学校・住宅・寺院新築工事など多岐に亘る。そこで、明治期における建築工事全 12 件を用途別にみると、教会および教会関係建築工事は 9 件で、凡そ 75%を占めている。また、大正期における建築工事全 26 件のうち、教会および教会関係建築工事は 24 件で、凡そ 92%である。したがって、明治・大正期における與助の建築工事は、教会および教会関係建築工事が主な実績であることが判る。

## 第 5 節 小結

鉄川與助の建築工事の実績は 394 件で、その内訳は、明治期 12 件、大正期 27 件、昭和期 355 件である。用途別にみると、明治期は、教会および教会関係建築工事 9 件と、学校建築工事 2 件と住宅建築工事 1 件で、大正期は、教会および教会関係建築工事 24 件と、寺院建築工事と住宅建築工事がそれぞれ 1 件である。昭和期は、教会および教会関係建築工事 60 件と、公共工事 81 件、一般建築工事 214 件で、被爆後の復興が主な工事といえる。

建築の構造は、明治期は木造を煉瓦造へ改修する混構造や、煉瓦造が含まれるものの、木造が半数を占めている。大正期は煉瓦造や石造に加えて、RC 造建築も手掛けていることから、組積造や RC 造も施工業者として理解していることが判る。昭和期は木造が多く、RC 造、煉瓦造、木造と鉄骨造の混構造を手掛けている。このように、與助は木造を多く手掛けているといえるが、創業当初に木造を一部煉瓦造に改修したほか、明治末期に 5 棟の煉瓦造の天主堂新築工事を竣工させていることは特筆に値する。

與助の建築活動の地域をみると、明治期は出身地の五島や周辺の島嶼部を中心に工事実績を重ね、やがて九州本土の佐賀県や福岡県、長崎市に拡大し、大正期は宮崎県、熊本県に活動地域を拡げ、昭和期は長崎市に拠点を移し、長崎県内を主な活動地域としながら、佐賀県、福岡県、熊本県で建築工事を行っていることが判った。

明治期における教会及び教会関係建築工事实績は、桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906)をはじめとして、五島およびその周辺島嶼部と九州本土に教会新築工事や司祭館新築工事など 9 件の建築工事の実績を残している。一方、学校建築工事实績は、魚目水産学校新築工事(明治 40 年/1907)と、若松小学校新築工事(明治 45 年/1912)である。



與助は、鉄川組創業前に大工として曾根天主堂の新築工事（明治 33 年/1900）を手伝い、その後、継続的にペルー神父から教会建築工事について教えを受けている。こうした洋風建築や教会建築への素養をもとに、鉄川組は創業されたと考えられる。また、與助は明治 41 年(1908)に建築学会に入会したことから、講習会での知識や技術の習得に加えて、会員等との交流を通して、伝統的な大工とは異なる建築技術者として活躍したといえる。

以上の通り、與助は長崎県五島出身の大工で、明治期は出身地を中心に工事实績を重ね、佐賀県・福岡県や長崎市に進出し、大正・昭和期には、宮崎県、熊本県にも建築工事の地域を拡大している。こうした建築工事請負の基礎は、明治期の教会建築工事と学校建築工事によって築かれたもので、それらの建築工事は我が国で伝統的に行われてきた構造および材料とは異なる洋風建築工事であり、明治期の教会建築の設計・施工に携わった経験は、與助の請負業者としての基礎を築いたといえる。また、こうした技術を習得する上で、日本人の大工として、西洋の建築に寄せる好奇心と勘の良さに加えて、誠実に宣教師等との交流を重ね、さらに、建築学会の准員として新しい考え方を積極的に採り入れ、熱心に勉強していることは、継続的に教会建築工事を請負うことに繋がったと考えられる。

注

- 1) 『鉄川工務店経歴書』には 393 件の工事实績が記されており、大正期の工事实績には、「玩海寺山門」は含まれていないが、與助の長男與一郎の 13 回忌に奉納したと考えられる山門が現存し、煉瓦造アーチ門の実績は他には確認されないことから、本研究では、これを大正期の実績に含める。
- 2) 太田清六氏の聞き取りによると、「鉄川氏は自分が手掛けた堂崎天主堂以下の記録や図面を全部、長崎原爆で焼失したため、記憶をもとに建築年譜を作成され、この年譜が鉄川建設の経歴書中に記されている。それには堂崎天主堂は大正 6 年となっていて、前に述べた通説とは、大分年代が相違する。」とある。太田清六：長崎の天主堂と九州・山口の西洋館，理工図書株式会社，p. 179, 1982. 7。
- 3) ① 奈留島村船廻尋常小学校新築工事関係史料は、『奈留島村船廻尋常小学校新築仕様書』および平面図 1 枚、『請負入札指名通知』、『奈留島村船廻尋常小学校便所並廊下建築費内訳明細書』、『奈留島村船廻尋常小学校玄関並小使室建築費内訳明細書』がある。『請負入札指名通知』の記載内容から、建築場所は南松浦郡奈留島村、工事は明治 36 年(1904)で、村長発注の公共工事と判断される。與助は仕様書をもとに、内訳明細書を作成したものと推測されるが、史料には、発注者、請負人の署名捺印はないことから、写と捉えられる。② 若松村立桐古里（きりふるさと）尋常小学校新築工事関係史料は、『若松村立桐古里尋常小学校新築仕様書』（校舎の仕様書）、『若松村立桐古里尋常小学校建築仕様書』（便所・廊下・小使室兼湯沸所及廊下・玄関の仕様書）、「尋常小学校新築許可願」、および『奈留島村船廻尋常小学校便所並廊下建築費内訳明細書』と、『奈留島村船廻尋常小学校玄関並小使室建築費内訳明細書』を写したものが添付されている。内訳明細書については、建築概要が同じである、奈留島村船廻尋常小学校の内訳明細書を添付したものと推測される。「尋常小学校新築許可願」の記載内容から、建築場所は、南松浦郡若松村桐古

里郷、工事は明治40年(1907)で、村長発注の公共工事と判断される。史料には、発注者、請負人の署名捺印はないことから、仕様書の内容を書写したものと判断される。

- 4) 本校舎1棟は、桁行120尺、梁間30尺で、西洋小屋組、瓦葺、屋根勾配は6寸、高さ14尺、床高は座板上端迄1尺8寸、窓内法で高さ4尺、廻轉開で、内法高2尺、天井高さは座板より10尺5寸で、建坪100坪である。水産物製造所1棟は、桁行60尺、梁間18尺で、切妻造り、日本西洋小屋組で、総裏板張、屋根勾配5寸、高さ12尺、床高及び窓高さは本校舎と同じで、床の一部は土間とし、瓦葺で、建坪30坪である。小使室は、本校舎接続とし、桁行20尺、梁間18尺で、切妻造り、日本西洋小屋組で、総裏板張、屋根勾配5寸、高さ12尺、床高及び窓高さは本校舎と同じである。續廊下は、1ヶ所で、桁行18尺、梁間6尺で、切妻造り、日本西洋小屋組で、総裏板張、屋根勾配4寸、高さ8尺、土間、本校舎と水産物製造場に接続するもので、建坪3坪である。教員便所1棟は、桁行9尺、梁間9尺で、建坪2坪5合である。生徒便所は、水産物製造場に接続し、片屋根で、桁行14尺、梁間9尺で、建坪6坪である。また、小使室と教員便所に接続する廊下は、桁行12尺、梁間6尺で、建坪2坪である。「木材調書」は、用途別に木材の材種・寸法・数量を積算した25丁から成る。
- 5) 1号の教室は、軒高は地盤より14尺5寸、軒の出は桁真より鼻隠し迄2尺1寸、屋根勾配は6寸で、木造平屋、建屋内部真壁塗拭板張り、板天井で、土間は叩き、外部は西洋葎打で、屋根は方形造、瓦葺、軒裏天井張である。2号の事務室住宅は、桁行61尺9寸6分、梁間19尺8寸2分で建坪28坪5合である。軒高、軒の出、勾配共前同断で、木造平家、建屋内部真壁塗板天井拭板張、畳敷、土間は叩き、外部は西洋葎打で、屋根は方形造、瓦葺、軒裏天井張である。3号の教室玄関は、桁行長延36尺、梁行6尺で建坪2坪である。軒高は地盤より14尺、軒の出、桁真より鼻隠外面迄2尺、勾配6寸で、木造平家、建板天井土間板石張、外部は化粧造りで、屋根は切妻、瓦葺、軒裏板張である。4号の廊下は、桁行6尺、梁行12尺で建坪6坪である。軒高は地盤より9尺6寸、軒の出、桁真より鼻隠外面迄1尺6寸、勾配5寸で、木造平家、土間叩、外部は西洋葎打で、屋根は方形造、三方切妻で、瓦葺、総裏板張である。5号の便所は、桁行18尺、梁行12尺で建坪6坪である。軒高、軒の出、勾配は前同断で、木造平家、土間叩、外部は西洋葎打で、屋根は切妻造、瓦葺、総裏板張である。6号の住宅付庇は、桁行28尺9寸4分、梁行2尺8寸1分で、前面の分の建坪1坪6合7勺である。軒高は10尺、軒の出2尺、勾配は4寸6分で、木造平家、土間叩、外部は西洋葎打で、屋根は切妻造、瓦葺、総裏板張である。7号の住宅便所は、桁行5尺6寸、梁行2尺8寸1分で建坪3合1勺である。軒高、軒の出、勾配は前同断である。8号の住宅流場并に戸棚は、桁行10尺1寸7分、梁行2尺8寸1分で建坪7合である。軒高、軒の出、勾配は前同断で、木造平家建内部真壁塗り、土間板石張り、外部は西洋葎打で、屋根葺、瓦葺、総裏板張である。
- 6) 1号の教室は4室に分けられ、教室と並行に桁行方向に廊下(4号)があり、教室玄関(3号)は廊下の中央部にある。教室をはさんで右側に便所(5号)があり、北側方向に住宅付庇(6号)、住宅流場并に戸棚(8号)、事務室と教員住宅(2号)がある
- 7) 8間半×4間の住宅は、南側中央部に1間の玄関があり、玄関の間と、居間と座敷は6畳で、3畳の寝間がある
- 8) 「若松村立尋常高等小学校々舎及ヒ附属工事一式請負人心得書」の内容は、(史料B-2)に記載している。
- 9) Albert PELU(1848-1918)。仏人。明治5年(1872)横浜に上陸。先輩のエブラール神父のいる新潟で日本語を習い、神戸のヴィリオン神父のもとで助祭、明治8年(1875)から長崎に赴き、大浦神学校の責任者になる。明治11年(1878)より外海・黒島・平戸

- で活躍。明治15年(1882)から明治21年(1888)浦上の主任司祭となる。長崎で帰天。  
 (お告げのマリア修道会：礎、お告げのマリア修道会、p.149、1992.2。この他にパリ外国宣教会からの聞き取りによる)。一般的には「ペルー」であるが、與助の手帳には「ペール」または「ペルー」と記されている。
- 10) De Rotz, Marc M(1840.3.27-1914.11.7) 仏人。カトリック宣教師。明治元年(1868)プチジャン神父と共に来日。大浦天主堂に石版所を設け、明治4年(1871)から明治6年(1873)には横浜に移り、明治6年(1873)から長崎で活動。明治8年(1875)旧羅典神学校設計。明治13年(1879)外海町の出津に移り、司祭として救済活動を続ける。建築家としても優れ、作品には旧羅典神学校、出津教会と大野教会がある。旧長崎大司教館関係資料には「ドロー神父」、「ドロ神父」と記されている。ド・ロ神父記念館：マルコ・マリ・ド・ロ神父小伝, 1995.8.15。日本キリスト教歴史大辞典編集委員会：日本キリスト教歴史大辞典, p.968, 1998.8。
- 11) 明治33年(1900)の曾根天主堂新築工事については、以下の書籍を参考にした。それによると、明治33年(1900)、魚目村に曾根天主堂を建築した際、近在に住む與助はそれを手伝ったという。與助は20歳で、西洋建築をほとんど見たことがなかったが、「棟梁の指導どおり忠実に建物を完成した」とある。棟梁は、福江、大工町の野原与吉である。ここで、與助は「棟梁の指示通り」に完成したとあるが、與助は、『証明願』で、ペルー神父に個人教授を受けたと申告していることから、棟梁の指示に従うとともに、フランス人宣教師であるペルー神父からカトリックの教会建築について教えを受け、施工したと捉えることができる。雑賀雄二：天主堂-天主堂物語-, 新潮社, pp.98-110, 1987.12。キリスト信者発見100周年行事委員会編：カトリック長崎大司教区100年のあゆみ 1865-1965, カトリック長崎大司教区, p.84, 1965.3。
- 12) ド・ロ神父の経歴については、以下の書籍を参考にしてしている。それによると、明治12年(1879)に外海地区に赴任し、明治19年(1886)から明治26年(1893)は、北松浦郡田平や、平戸、大村などで活動し、明治31年(1898)から明治34年(1901)は外海地区で活動し、長崎の大浦教会司教館には、明治43年(1910)に移動している。したがって、ド・ロ神父と與助の交流は、明治43年(1910)以降と捉えられる。ド・ロ神父記念館：マルコ・マリ・ド・ロ神父小伝, 聖母の騎士社, 1995.8。
- 13) 『証明願』には明治44年(1911)11月竣工の山田天主堂新築工事が掲載されていないが、鉄川工務店の工事経歴書の明治時代の建築工事実績には、山田天主堂新築工事が記載されている。『証明願』は、與助のカトリック関係建築工事の主な実績としており、山田天主堂新築工事を『証明願』から除外した理由は不詳である。
- 14) 得雄寺の着工年である昭和22年(1947)は大漁年で、檀家一同が寄進したと伝えられている。
- 15) 官報(昭和25年10月31日)建設省令第38号 建築士法施行規則、および官報(昭和25年11月7日)建設省告示 第千百六十二号は、建築士選考基準である。『証明願』の書類の日付は、昭和25年(1950)8月から12月であることから、一級建築士制度の導入は官報により公告されたもので、選考基準にあわせて、『証明願』は作成されたものと捉えられる。
- 16) 建築学会の講習会については、建築雑誌(大正12年), p.462に、「一、今秋の講習会は取止めとなすこと」とあり、與助が講習会を聴講したかどうかについての確認はとれない。本人が、講習会聴講と記録していることから、本論にもそのように記載している。
- 17) 住宅工事1件は、自宅の新築工事である。
- 18) 木挽は、斧に抛る伐木(さきやま)、鋸に抛る切断(玉切り)、大鋸や前挽き鋸による板挽き(板山)の作業を職とする人。木挽の作業場は厘場(りんば)、手間賃は厘代

- (りんだい) と称され、大工手間賃より高いのを原則とした。彰国社編：建築大辞典第2版, 彰国社, p. 582, 1998. 4。
- 19) 明治期は、新しく導入された建築材料や技術に対応するために全国各地で請負業の組織化がなされており、請負業者の業態については、以下の書籍に詳しい。それによると、大工の技術者として、煉瓦職など各職人を組織化し、洋風建築を手がけた清水喜助などの棟梁や、日本土木工業にみられるように、当初から巨大な資本と組織で事業化されたもの、自らは建築技術者ではないが、建築業者のもとで請負業を体得し、独立した大林組に代表されるように、さまざまな性格の請負業者がいたことが明らかにされている。北村正光：明治工業史 建築編（上），龍溪書舎, pp. 261-278, 1994. 11。
- 20) 明治41年（1908）の全国の会員は、東京府、京都府、大阪府と42県、ならびに台湾、北海道、樺太、韓国、清国、諸外国に、名誉員12名、正員14名、特別員22名、終身賛成員38名、賛成員34名、准員1589名の合計1841名が居る。長崎県では、正員3名、特別員1名、終身賛成員1名、准員27名である。正員は、和洋の一方或は双方の建築に満2年半以上従事したもので、准員は、造家学科中の1科目以上に関する職業又は売買に従事するものであり、准員は議決権を有していない。会員の勤務先または職業としては、官庁・軍職員または会社員、土木請負業・工業学校生徒、石工彫刻土木請負などが居るなかで、鉄川與助は、「大工」として入会している。建築学会：建築雑誌263号附録 建築学会会員住所姓名録, p. 90, 1908. 11。鉄川與助は、他10名と共に、准員として入会申込を承諾されている。建築学会：建築雑誌 第22輯 建築雑誌265号附録, p. 1, 1909. 1。
- 21) 日本建築学会編：日本建築学会70年略史, pp. 1-4, p. 13, 1956。
- 22) 『鉄川工務店経歴書』の26件の工事实績には、『証明願』に記されている教会および教会関係建築工事10件と、住宅（自宅）と寺院の建築工事2件の工事实績は含まれている。『鉄川工務店経歴書』と『証明願』をみると、『鉄川工務店経歴書』では、No. 8「田平天主堂」、No. 22「長崎神学校」と工事名が記されているが、『証明願』は、No. 9「南田平天主堂」、No. 17「浦上神学校」と表示されている。また、『証明願』のC-1「奈留島村役場漁業組合事務所」と、C-2「奈留島村避病舎」は、『鉄川工務店経歴書』では、No. 31の「奈留島村役場」、No. 30「奈留島村避病院」と表記され、No. 10「八代成美女学校」と共に、昭和期の工事实績として記されている。このほかに、『鉄川工務店経歴書』のNo. 24「常清幼稚園」は、『証明願』のNo. 18「浦上幼稚園」と推測されるが、構造から疑問が残る。『証明願』のNo. 16の「南田平公教会」は『鉄川工務店経歴書』の掲載は認められないなど、工事名の表記や、着工・竣工の年月に若干のずれはある。このように、『証明願』では、着工・竣工の年月などに疑問が残るため、工事の履歴は、二つの資・史料を対応させようとして、『鉄川工務店経歴書』を主な資料とする。
- 23) 大正6年（1917）9月10日付の手紙があり、宛先は、北海道渡島国上磯郡 石狩村トラピスト修道院内 鉄川與助殿、差出人は、長崎市大浦天主堂 チリー神父である。手紙は巻紙（縦187mm×横895mm）に毛筆書で、手紙の内容は、トラピストからの帰途、針金購入の依頼状である。この手紙は、大正6年（1917）9月に、與助はトラピストに滞在していた史料として用いる。なお、当該日付の頃に、與助がトラピストに滞在する特別な行事などが行われたかどうかについては、調査したが不詳である。
- 24) 『鉄川工務店経歴書』の355件には、『証明願』に記されている教会および教会関係建築工事22件と、その他の建築工事2件は工事实績は含まれている。『鉄川工務店経歴書』と『証明願』をみると、『鉄川工務店経歴書』では、No. 2は「熊本天主堂」、No. 4は「熊本上林女学校」、No. 12は「佐世保天主堂附属幼稚園及修道院」、No. 45は「平戸社会会館」、No. 57は「愛野公教会」であるが、『証明願』は、それぞれNo. 19「熊本手取本町」、No. 20「上林女学校」、No. 24「聖心幼稚園」、No. 34「南田平社会館」、No. 32

「雲仙公教会」と、工事名の表記に違いがあり、着工・竣工の年月に若干のずれはある。また、『証明願』には、No. 39 に奈摩内天主堂の増改築工事が行われているが、『鉄川工務店経歴書』には記載されていない。このように、『鉄川工務店経歴書』と『証明願』では5件の工事名の表記が若干異なるが、全体として、『証明願』の工事実績は『鉄川工務店経歴書』に含まれていることから、昭和期における工事請負の履歴は『鉄川工務店経歴書』をもとに検討する。

- 25) 日本におけるカトリック教会の教区の区分については以下の文献を参考にした。それによると、明治24年(1891)に日本南緯代牧区が長崎司教区となり、長崎、佐世保、平戸・北松浦、上五島、下五島、福岡、佐賀、熊本、宮崎、大分、鹿児島・那覇の地区に分けている。昭和2年(1927)に長崎司教区から、福岡教区(福岡県・佐賀県・熊本県)と、鹿児島司教区が分離し、昭和34年(1959)5月に、長崎司教区は大司教区となっている。なお、明治24年(1891)以前の教区については、慶応2年-明治9年(1866-1876)の間は長崎に日本代牧区を置いている。明治9年(1876)に司教区を日本北緯代牧区と日本南緯代牧区に分け、日本北緯代牧区は横浜に置かれ、日本南緯代牧区は長崎に置いている。明治21年(1888)に、日本南緯代牧区は日本中部代牧区と日本南緯代牧区に分けている。明治24年(1891)に、北緯代牧区は函館司教区と東京大司教区となり、日本中部代牧区は大阪司教区となり、日本南緯代牧区は長崎司教区となっている。新カトリック大事典編集委員会編：新カトリック大事典 第3巻， 研究社， pp. 1496-1473, 2002 . 8。
- 26) 長崎銀屋町教会は、RC2階建てで、昭和40年(1965)に竣工している。施工は鉄川工務店、設計はヴォーリスである。銀屋町教会では近年まで図面を所有していたが、某工務店に貸出した後、図面は行方不明になっているという。
- 27) 昭和20年(1945)8月9日、與助は長崎市内の親類の家で被爆しており、兵役にはついていない。(故鉄川喜一郎氏の御教示による)。
- 28) 鉄川與八郎の経歴は「二級建築士選考申請書」(昭和26年(1951)4月付)による。それによると、與八郎は、大正15年(1926)長崎県立長崎中学校を経て、昭和5年(1916)福岡高等学校を卒業し、昭和8年(1933)東京帝国大学工学部冶金学科に入学、昭和11年(1936)に卒業している。卒業後は、昭和12年(1937)秋田製鋼株式会社に入社し、昭和20年(1945)退職。昭和21年(1946)、與助が代表を務めていた第一土建株式会社に入社、取締役技術部長に就任。昭和24年(1949)は、第一土建を自営の鉄川工務店として、自ら店主に就いている。
- 29) 「天主堂既設届」は、「明治三十三年中 第一課事務簿 社寺ノ部附属神佛道以外ノ宗教ニ関スル届」に所収されている。桐古天主堂の所在地は、南松浦郡若松村桐古里郷395番地字千行で、天主堂内部には祭壇、祭服室、酷解室、信徒礼拝席がある。在住所とは、神父の住居、および客室と思われる。書類は川添好衛と濱口次郎左衛門の2名の信者総代が提出している。
- 30) 桐古天主堂については、明治14年(1881)に建築されたとの説もある。長崎カトリックセンターの御教示による。明治39年(1906)桐古天主堂改修工事後の写真は妻面に塔があり、以下の書籍に確認される。岩波書店編集部 長崎県編集;岩波写真文庫 192 五島列島, 写真 岩波映画製作所, 1959。なお、以下の文献で「明治39年の桐ノ浦教会堂(木造 現存せず)」としたため、以降の研究では検証されないまま、現在に至っていると思われる。川上秀人・土田充義・前川道郎・山本輝雄：鉄川与助の教会堂建築について, 九大工学集報 第60巻 第2号, pp. 165-172, 1986. 2。現在の桐教会堂は、昭和33年(1958)に、長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷に新築されている。
- 31) 與助は、リヴ・ヴォールト天井を、「柳天井」または「こうもり天井」と表記している。
- 32) 小値賀島は、長崎県五島列島北部にあり、北松浦郡小値賀町に属する、面積約12.22k

- m<sup>2</sup>で、本城岳、番岳、愛宕岳など、小型の火山が裾野を接して噴出し、これらが数珠状につながり島を形成している。万有百科大辞典 7 日本地理：小学館，p. 244, 1979. 12。人口 2,433 人（2010 年国勢調査）。
- 33) ユネスコ世界遺産登録については、文化庁の HP (文化庁 HP キリスト教と世界遺産) を参考にしている。
- 34) 妻面中央出入り口の両側の石柱は、柱台石に石柱を据付、柱頭には植物文様の石の彫刻があるなど、大正 2 年（1913）竣工の今村天主堂の彫刻と酷似している。
- 35) 掲載本の説明は、現在の教会名である「青砂ヶ浦カトリック教会堂」から「青砂ヶ浦教会堂設計図」とされている。與助は、天主堂名を「奈摩内天主堂」と表記している。博物館明治村編：明治のキリシタン—信仰のかたちと心—，名古屋鉄道会，p. 57, 1994 .9。
- 36) 司祭館は、天主堂周辺の駐車場の整備などに併せて、隣接地に新築されている。なお、旧司祭館の写真と解体工事の写真（昭和 48 年/1973）は以下の書籍に掲載されている。聖母の騎士社：青砂ヶ浦小教区史 青砂ヶ浦教会・冷水教会 200 年の歩み，p. 141, 2002. 10。
- 37) 現在は、建物妻面中央に、単塔があるが、塔は、昭和 45 年（1970）に増設されたと、以下の書籍にある。三沢博昭：長崎の教会建設史 川上秀人（『大いなる遺産 長崎の教会』所収），智書房，p. 208, 2000. 8。この他に、トリフォリウム部分は、現在は、一面に蝶のコレクションで装飾されている。
- 38) 佐賀市公教会における資料は、以下の書籍を参考にした。それによると、佐賀市公教会は、明治 27 年（1894）佐賀県内伝道の根拠地として、佐賀市中ノ小路に約 1,100 坪の土地を購入し、仮教会を建て、久留米教会から平山牧民神父を派遣定住させた。その後、教会は火災により焼失した。明治 31 年（1898）山口宅助神父が来佐している。佐賀カトリック教会：佐賀カトリック教会史＜1894 年-1982 年の回顧＞80 余年の歴史を顧みて，佐賀印刷社，pp. 170-171, 1984. 10、佐賀市中央本町カトリック佐賀教会：佐賀カトリック教会史Ⅱ（1899-1999），副島印刷，pp. 1-10, 1999. 6。
- 39) 佐賀市公教会新築工事は、『手帳』⑧、および今村天主堂の『工場簿』の記載内容から、今村天主堂新築工事と並行して、明治 45 年（1912）に行われたものと捉えられる。
- 40) 身廊のクリアストーリー（高窓・天井の高い部分である身廊部と低い部分である側廊部の段差を利用した採光部）の下に連なる吹き放ち空間の部分で、一般に巡回通路が設けられる。彰国社：建築大辞典第 2 版，p. 444, p. 1214, 1998. 4。
- 41) イタリアのロンバルト地方で発生したロマネスク建築に特徴的な壁面の装飾形式で、教会堂の頭部または正面に摘要されて壁面にリズムカルな効果を与える。彰国社：建築大辞典第 2 版，p. 1785, 1998. 4。
- 42) 丸窓の一つで、その正面の凸凹が、薔薇の花のように形づくられたもの。彰国社：建築大辞典第 2 版，p. 1335, 1998. 4。
- 43) 博物館明治村編：明治のキリシタン - 信仰のかたちと心 - ，名古屋鉄道会，pp. 58-59, 1994 .9。
- 44) 大浦天主堂は現存する日本最古の天主堂建築で国宝に指定されている。カトリック大浦教会百年祭執行委員会編：カトリック大浦教会百年の歩み 1965, pp. 77-116, 1965. 6。日本建築学会編：総覧 日本の建築 9 九州沖縄編，p. 149. 1994. 2。
- 45) 司教館は、教区本部ともいえる建物で、当初は、当初は司祭館として建築され、司教および司祭たちは司教館に住み、事務所と住まいを兼ねた建物といえる。現在は大浦天主堂管理神父館および神学生の寄宿舎になっており、2011 年に長崎県文化財に指定されている。なお、長崎司教区は、昭和 32 年（1959）に大司教区に昇格したことにより、長崎大司教館となっている。以上は、長崎大司教区のご指導と、カトリック大浦教会百年祭執行委員会編：カトリック大浦教会 百年の歩み 1965，p. 145, 1965. 6. 30 を参考にしている。

この他に、以下の文献に記載がある。日本建築学会編：総覧 日本の建築 9 九州沖縄編, p. 155. 1994. 2。桐敷真次郎：大浦天主堂, 中央公論美術出版, p. 18. 1968. 9 では、「司祭館の建築も、天主堂の整地も小山の仕事であったろう」と、大浦天主堂の請負者である小山良輔の仕事とされている。日本放送出版協会：ある明治の福祉像ド・ロ神父の生涯, pp. 192-196, 1995. 8。

- 46) 最初は伝道師学校として建てられ、戦後聖婢姉妹会本部となり、現在は空家。長崎市教育委員会：南山手の洋館－伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書, 1977。
- 47) 慶応2年(1866)日本代牧に任命されたプチジャンは長崎に教区長館を置き、教区はパリ外国宣教会に委ねられた。明治9年(1876)に日本代牧区は南北に分かれ、長崎の教区は南緯代牧区として九州・四国・中国・近畿地方を管轄。明治21年(1888)に中部代牧区が新設されると、四国・中国・近畿の3地方を委譲し、明治24年(1891)6月に九州全土を所轄する長崎司教区となった。昭和2年(1927)パリ外国宣教会の手を離れて日本発の邦人教区となり、長崎県を除く地域をすべて福岡司教区と鹿児島地牧区に委譲した。1959年5月に大司教区に昇格。
- 48) 長崎市本尾町に現存する教会堂。この地域は、浦上地区にあり、キリシタンの子孫が徳川時代から先祖の信仰を根強く保持してきたこと、昭和20年(1945)原子爆弾によって、旧浦上天主堂が倒壊したことで知られている。慶応元年(1865)大浦天主堂で、フランス人宣教師と対面して以来、キリシタン信仰を公にした。そのため、浦上の村人は、キリシタン禁制が解かれるまで日本各地に流刑されている。浦上天主堂は、明治12年(1879)に仮の聖堂が建てられた後、明治28年(1895)着工され、大正3年(1914)未完成のまま献堂され、大正14年(1925)に完成している。被爆後は昭和33年(1958)鉄筋コンクリート造で再建され、この工事は鉄川與助が担当している。浦上天主堂に関しては、多くの文献史料があるが、主に以下の文献を最高にしている。長崎市：長崎市史 地誌編 神社教会部 下, 清文堂, pp. 613-649, 1981。
- 49) ユネスコ世界遺産登録に関しては、文化庁のHP(文化庁HP キリスト教と世界遺産)を参考にしている。
- 50) 與助は、史料に「地中室」と表記しているが、司教館地下室のことだと考えられることから、本稿では地下室と表記する。
- 51) 大浦天主堂境内配置図には小使住宅は居宅(その後建築された居宅も2003年解体)と記され、長崎大司教館の西側に昭和60年(1985)建築の便所がある。大浦天主堂からの聞き取り、および、カトリック大浦教会百年祭執行委員会編：カトリック大浦教會百年の歩み 1965, p. 172, 1965. 6による。
- 52) 石垣及び本館地中室は現存している。なお、「地中室」とは半地下室のことで、與助が表現した言葉である。
- 53) 長崎県世界遺産登録推進室：「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物調査報告書, 長崎県, 2011。

#### 第4章

#### 明治後期から大正初期における鉄川與助の建築工事請負契約関係書類の整理と分析



## 第4章 明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事請負契約関係書類の整理と分析

### 第1節 本章の目的と構成

本章では、明治期の教会および教会建築工事に着目し、創業期である明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事請負契約関係書類を年代別・書類別に整理する。

対象とするのは、明治後期から大正初期における教会建築工事のうち、比較的史料の残されている、桐古天主堂改修工事、冷水天主堂新築工事、奈摩内天主堂新築工事、今村天主堂築工事、および旧長崎大司教館工事の書類である。

桐古天主堂改修工事から今村天主堂新築工事までの史料は、「天主堂既設届」と、明治39年(1906)から大正2年(1913)までの、與助直筆の「書付」と『手帳』、工事費関係史料、工場記録、職人出勤簿、『手紙』②である。また、旧長崎大司教館工事の史料は、大正2年(1913)から大正4年(1915)までの見積書、仕様書、契約証、心得書と証書式、材料納方請負証書、注文書、材木の積入明細書、送状、工事費関係史料と、史料C-71『手紙』③である。

本章は、以下のように構成される。

第2節では、本研究で用いる史料の概要を示している。なお、桐古天主堂の「天主堂既設届」は、長崎歴史文化博物館の所蔵であり、その他の史料は、與助の五男 故鉄川喜一郎氏から提供された史料である。

第3節では、第2節で検討した史料を、桐古天主堂改修工事、冷水天主堂新築工事、奈摩内天主堂新築工事、今村天主堂新築工事、旧長崎大司教館新築工事の建築工事毎に整理したうえで、その記載内容から、建築工事の工事内容と、工事工程、工事費について史料を分析する。また、工事請負の関係史料を整理したうえで、その記載内容について検討を加える。

第4節は、本章のまとめである。

なお、それぞれの史料の全文、および、概要や写真は、巻末の史料編に表している。

### 第2節 本章で用いる史料

#### 4-2-1 桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から今村天主堂新築工事(大正2年/1912)までの史料

表 4-2-1 は、桐古天主堂改修工事（明治 39 年/1906）から今村天主堂新築工事（大正 2 年/1912）までの史料と、それぞれの史料から明らかになる主な記載内容をあらわしている。表は、左列から、史料の通し番号、史料 No.、年月、史料名、史料の体裁、主な記載内容、建築工事名をあらわしている。史料 No. は史料編で分類した史料の No.、年月は該当する史料の作成年月、史料名は『手帳』、「書付」、函面、工事費関係史料、工場記録、出勤簿、『手紙』で、史料の体裁は縦・横の寸法と厚さ、または史料の枚数や体裁をあらわし、主な記載内容は史料に記載されている主な記載内容で、建築工事名は桐古天主堂、冷水天主堂、奈摩内天主堂、今村天主堂の天主堂で、それぞれの史料から明らかになる請負内容、工事工程、工事費の清算状況を、「請負」、「工程」、「工費」として表記し、その該当する欄に○印を付している。

### （１） 「天主堂既設届」

（数量：1 冊 4 丁、寸法：縦 280×横 190×厚 4 丁、毛筆書）

No. 1「天主堂既設届」は、第 3 章 4-1 でも紹介したが、半紙袋仮綴で、既設の桐古天主堂の建築概要と、平面図が記載されている。日付は、明治 32 年(1899)10 月 3 日付で、信者総代 2 名が、長崎県知事服部一三に宛てた文書で、届出者の署名捺印がある<sup>1)</sup>。

桐古天主堂は、敷地 148 坪の民有地に、天主堂 42 坪と、在住所 12 坪、賄所 3 坪が、明治 19 年（1886）に設立されている。天主堂建物の間口は 5 間、桁行は 8 間で、前面には 2 間の大門があった。天主堂内部の奥には、主祭壇と、主祭壇の両側に脇祭壇があり、左側の脇祭壇は、1 坪の祭服室に続いていた。

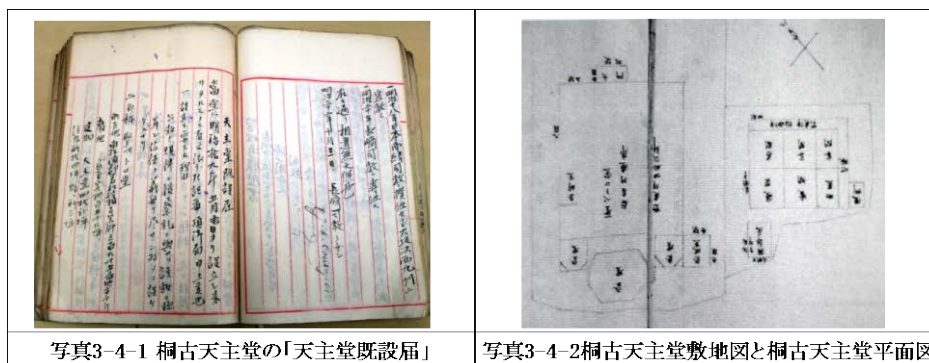


写真3-4-1 桐古天主堂の「天主堂既設届」

写真3-4-2 桐古天主堂敷地図と桐古天主堂平面図



## (2) 桐古天主堂改修工事の「書付」 (史料 C-14, C-15)

(数量：2枚， 史料 C-14 の寸法：縦 122×横 302mm， 史料 C-15 の寸法：縦 242×横 314mm， 半紙に毛筆書) (以降、「書付」は、史料 C-14 とする。)

「書付」は、同じ内容で桐古天主堂改修工事の内容と人工を記したものが、『手帳』①と『手帳』③に挟み込まれている<sup>2)</sup>。與助は、常時携帯するものと、控として整理するものに分けていたものと考えられる。

「書付」の記載内容は、以下の通りである。

十四個 一窓前 式百式拾四日、一鐘ヨリ下 土臺 式拾五日、一屋根 一塔屋根  
地造窓迄 参拾日 一屋根地造り 参拾日、一両方根太座張り 式拾日、二階根太  
座張り 網天井 一壁地造り 参拾五日、一壁板張り 参拾日 〆 参百九拾四日、  
此賃飯料 式百七拾五円八拾銭外ニ 一柳天井三個二階手摺り 及階段内階段ノ材  
木及人夫丈郷ヨリ支出シ 七拾九円八十銭 合計 参百五拾五円六拾銭

改修工事は、14個の窓前の工事<sup>3)</sup>に224日、鐘より下の土臺造りに25日、塔屋根の窓迄の地造りに30日、屋根の地造り30日、2階の根太座張りと網天井に20日、壁地造りに35日、壁板張りに30日、〆394日で、この手間賃と飯料は275円80銭である。他に、柳天井<sup>4)</sup>3個と、2階手摺り、および階段の材木と人夫は地元から出す約束で79円80銭であり、桐古天主堂改修工事は合計355円60銭である。

したがって、改修工事は、14個の窓前の工事と、鐘楼を造り、屋根工事を行い、2階を造り、天井を張り、壁の下地造りと壁板を張る工事であることが分り、天井、ならびに屋根工事も含まれ、壁も工事をしていると考えられる。また、柳天井は3個を施工し、2階の床と手摺、2階の天井には網天井を施工するものと考えられる。なお、史料名の「書付」は、筆者が便宜的に付けたものである。

## (3) 『手帳』

### 1) 『手帳』①の概要および主な記載内容 (C-16)

(数量：1冊 84頁， 寸法：縦 78×横 108×厚 12mm， 鉛筆や毛筆書)

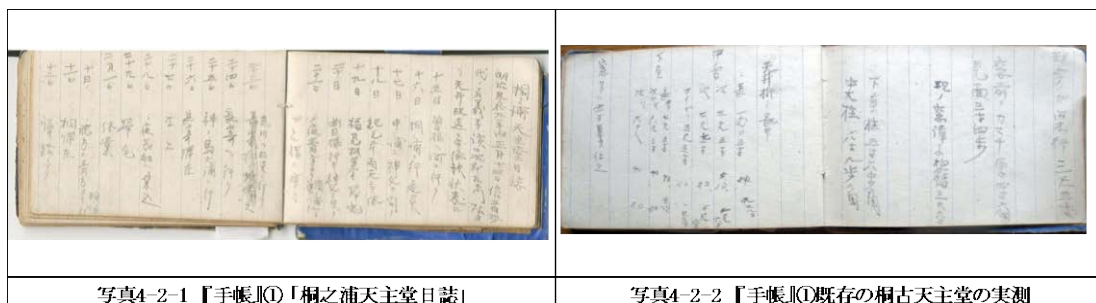
『手帳』①の表紙は青色で欠損しており、『手帳』の用紙は縦に野線が入り、表と裏の両方から書かれている。年紀は、書き始めの日付から明治 39 年(1906)と判断され、1月14日から5月1日までの日記が断片的に記載されている。なお、日記は旧暦で記されている。

「維時明治参拾九年 旧正月廿七日長寄 尔於テ之れヲ求む」と書き始め、「桐之浦天主堂日誌」(写真 4-2-1)の他に、桐古天主堂の実測<sup>5)</sup>と考えられる寸法など(写真 4-2-2)が見開 5 頁に記されている。また、食料品や買物の記録、彫物花弁と思われるスケッチが記されている。反対面の頁からは、「鯛ノ浦天主堂」、「福見」、「桐天主堂改造金受取」、「桐ノ浦天主堂入金」、「木挽日誌」と、13 件の住所氏名などが記されており、半紙 2 枚<sup>6)</sup>が挟み込まれている。

「桐之浦天主堂日誌」は、明治 39 年(1906)1 月 14 日から 5 月 1 日までの日誌である。それによると、「明治 39 年旧正月 14 日 信者惣代ノ名義ニテ 浜口次郎左ヱ門殿ヨリ天井改造ニ付 依頼此来ル」と、信者総代の浜口次郎左ヱ門より、天井改造について工事依頼があり、16 日には受負を決めている。請負後に、大工は鉄川組の地元で、窓枠造りや柱を装飾する木の葉の彫物、天井柳の骨造りをはじめている。3 月 24 日は、一同は桐の浦に行き、25 日は、改修工事前の天主堂の寸法を実測しており<sup>7)</sup>、下屋<sup>8)</sup>の柱は 6 本で、下屋の高さは 7 尺 4 寸(凡 2m24cm)、中柱迄は 1 丈 2 尺(凡 3m63cm)、天主堂の棟高は 1 丈 9 尺(凡 5m75cm)あり、天井は身廊、側廊とも柳天井で、天井柳のコンパスは中心から 1 尺 2~3 寸(凡 36~40cm)のズレがあったことが判る。閏 4 月 1 日は、鉄川組の一同で桐古天主堂工事現場に異動し、作業に従事し、閏 4 月 24 日は、塔の下地造りをしている。

なお、桐古天主堂改修工事中の明治 39 年(1906)4 月 19 日に、宣教師から「冷水天主堂ノ圖ヲ出ス可ク」依頼を受け、20 日に冷水天主堂新築工事の製図をしたことが記されている。

「桐天主堂改造金受取」は、4 月 8 日に、手付金 50 円、丸尾行きの出張費 30 円と松の費用に木挽賃を含めた福見松代、長崎行き買物の費用、竹 62 本の購入費など 130 円を受取ったものである。「桐ノ浦天主堂入金」は、桐ノ浦天主堂工事支払金の記録で、福見松ノ手付金、木挽賃や船運搬賃、材木や洋釘の材料費、



梯子の道具代、食糧費や雑費など 29 項目で、 $\text{¥}78$  円 41 銭 9 厘の内訳<sup>9)</sup>を記したものである。

以上の通り、『手帳』①は、明治 39 年（1906）の 1 月 14 日から 5 月 1 日の日記と金銭の記録などが記されたもので、與助が桐古天主堂改修工事の現場で常時携帯もしくは後日、控用として整理したものと判断される。そこで、『手帳』①の記載内容からは、桐古天主堂改修工事の請負の経緯と工事内容、工事工程、工事費を時系列に追跡することが可能である。また、改修工事前の天主堂の実測調査からは、改修工事前の天主堂の平面と断面図が復元でき、さらに、改修工事の内容が具体的に分り、改修工事後の平面図が明らかになる。この他に、冷水天主堂新築工事の請負の経緯と工事内容、工事工程について一部が判る。

## 2) 『手帳』②の概要および主な記載内容（史料 C-17）

（数量：1 冊 104 頁， 寸法：縦 108×横 78×厚 12mm，鉛筆やペン・毛筆書）

表紙は黒色で、用紙は縦に罫線が入り、中表紙にはローマ字の筆記体で「Y. Tetsukawa」とサインがある。『手帳』②は表と裏の両方から書かれている。一方の頁には、白灰の施工場所ごとの見積と捉えられるメモ、「福江行買物」、祭壇のスケッチと寸法、「冷水天主堂 建築費用」が記され、反対の頁からは、9 月、10 月、11 月、12 月の日誌が断片的に記入されており、日記の日付から明治 39 年（1906）9 月から 12 月までの記録と判断される。

明治 39 年（1906）9 月 5 日から 11 月 29 日までの日誌には、桐古天主堂改修工事の記録がある。それによると、9 月 5 日は天井を貼っている。9 月は硝子障子や鎧戸を製作し、取付ける傍らで、天主堂内の漆喰工事を行い、床板を貼っている。11 月は図面を作成し、11 月 29 日に離任している。

また、明治 39 年（1906）9 月 11 日から 12 月 30 日までの日誌には、冷水天主堂新築工事の記録がある。冷水天主堂新築工事は、12 月 14 日に「木挽の不足の分は神父が補う」ということで、大工手間木挽手間共 400 円で請負が決まっている。竣工については不詳である。「冷水天主堂 建築費用」<sup>10)</sup>は、食糧費や雑費など 10 円 63 銭 5 厘である。

以上の通り、『手帳』②は、明治 39 年（1906）の 9 月から 12 月までの日記と金銭の記録などが記されている。『手帳』②の記載内容からは、桐古天主堂改修

工事の工事内容と工事工程、および工事費を時系列に追跡することが可能である。

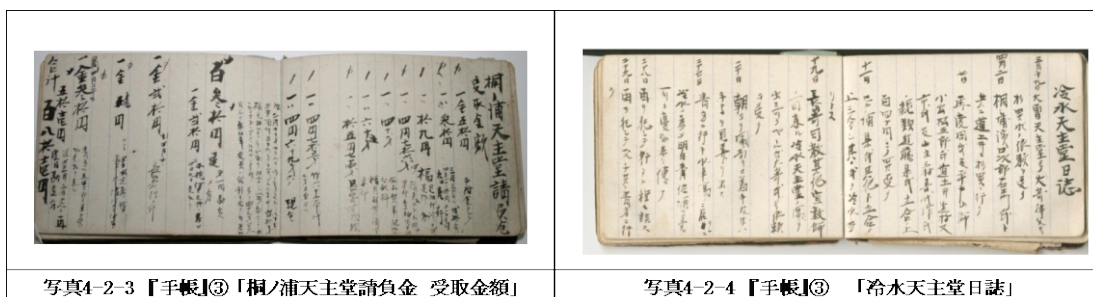
### 3) 『手帳』③の概要および主な記載内容 (史料 C-18)

(数量：1冊 106頁， 寸法：縦 75×横 107×厚 13mm， 鉛筆や毛筆、ペン書)

表紙は黒色で、欠損している。用紙は縦に罫線が入り、表紙裏のポケットには半紙3枚<sup>11)</sup>が挟み込まれている。記載は表と裏の両方からある。

その内容は、「桐ノ浦天主堂ノ日誌」、「桐ノ浦天主堂請負金 受取金額」(写真 4-2-3)、「桐ノ浦天主堂ニテ賃銭支拂帳」、「湯川幸太へ支拂ノ部」、漁協関係の記録があり、「冷水天主堂日誌」(写真 4-2-4)、「冷水ノ部」<sup>12)</sup>(写真 4-2-5)などが記載されている。反対の頁からは、「佐世保行」の費用と、関係者の所属や住所、「長崎行依頼」、「浦先生依頼ノ件」、条八の1月・2月・3月の出勤の記録と思われるもの、大工道具などの買物品目が記された「買物ノ部」、天井柳の骨の寸法と断面の彫物と考えられる記録、「福見松代」などが整理されている。「桐ノ浦天主堂ノ日誌」と「桐ノ浦天主堂請負金 受取金額」は、『手帳』①の1月14日から5月1日の日記と金銭の受払記録とほぼ同じである。「桐ノ浦天主堂ノ日誌」は、明治39年(1906)旧正月14日から18日までの日誌である。それによると、14日は、信者総代から天井改造について依頼の手紙を受け、17日は、信者総代同道の上、宣教師に面談し、請負が決まっている。

「桐ノ浦天主堂請負金 受取金額」は、『手帳』①の「桐天主堂改造金受取」  
 $\times$ 合計130円を「第一回勘定ノ分」と、「再度目勘定分」 $\times$ 51円の合計181円



である。

「桐ノ浦天主堂ニテ賃銭支拂帳」  
は、木挽への支払と買物の、 $\times$ 64  
円59銭5厘である。

「冷水天主堂日誌」は、明治

39年（1906）3月19日から、5月11日までの日誌が整理されている。それによると、3月19日は、最初に杉買求めの依頼を受け、4月19日は冷水天主堂の図面の提出を依頼され、翌20日は図面を作成し、身廊を柳天井にすると501日、総天井を柳天井にすると541日と見積を出している。

「冷水ノ部」は、明治40年（1907）2月の職人賃や道具代など2円55銭と、外套代や香典など15円97銭の、合計18円52銭の支払明細が記されている。

以上の通り、『手帳』③は、建築工事の時期が重なった桐古天主堂改修工事と冷水天主堂新築工事の工事請負の経緯と建築費用を後日改めて整理したものと捉えられる。したがって、明治39年（1906）の桐古天主堂改修工事請負の経緯と工事工程、および金銭の記録と、明治39年（1906）3月19日から明治40年（1907）2月の冷水天主堂新築工事の工事内容、工事工程、工事費が判る。

#### 4) 『手帳』④の概要および主な記載内容（史料C-19）

（数量：1冊94頁，寸法：縦105×横73×厚8mm，鉛筆やペン書）

『手帳』④の表紙は緑色で、用紙は縦に罫線が入っている。表と裏の両方から記され、一方の頁には、明治41年（1908）3月から12月までの日記と「煉瓦左官住所」、「野崎島奈摩内松切り」、「再度野崎山入」、「奈摩内ノ為神父様分受取金」など金銭の記録がある。反対の頁からは、「福江行買物」、煉瓦の軒蛇腹積のスケッチ、「奈摩内松野首借り換え」、「桐之浦ニテ収入」、「角材尺ノ棄率法」、「丸太尺ノ棄率法」、長崎での買物の記録、「長崎新報社寫生」<sup>13)</sup>

（写真4-2-6）の柱台から軒蛇腹までの煉瓦積のスケッチ、「再度野崎山入支拂金」、「野崎山入木挽ノ勘定」、「全上木挽日数」などの記録がある。

「野崎島奈摩内松切り」は明治41年（1908）10月17日から26日までで、10月に野崎島<sup>14)</sup>で奈摩内天主堂新築工事用の松材を切り出したものである。

「再度野崎山入」は12月19日から23日で、12月に再び野崎島の山に入り、奈摩内天主堂工事用の木材買付の経緯が記載されている。「再度野崎山入支拂金」<sup>15)</sup>は、立木9本代未払金、

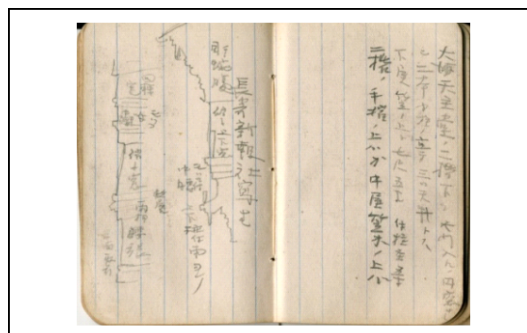


写真4-2-6 『手帳』⑤の長崎新報社の煉瓦の軒蛇腹の寫生



奈摩内漕手人ノ米代や丸尾米代、酒・肴代、節句払いの木挽賃などで合計 215 円 83 銭である。「奈摩内松野首借り換へ」は、野首天主堂用の松材<sup>16)</sup>を、奈摩内天主堂用として借り換えたものである。「奈摩内ノ為 神父様分受取金」<sup>17)</sup>は、長寄行の費用、野首の松代、木挽賃、煉瓦の購入費用、小串煉瓦代 為替料、奈摩内漕手や木挽山入酒代、トマ 10 枚縄代、帆苧網イカリ代、船作業賃、洋釘代など合計 933 円 40 銭である。

以上の通り、『手帳』④の記載内容からは、奈摩内天主堂新築工事の工事内容、工事工程、工事費が判る。

#### 5) 『手帳』⑤の概要および主な記載内容 (史料 C-20)

(数量：1 冊 92 頁， 寸法：縦 150×横 90×厚 10mm， 鉛筆と毛筆書)

『手帳』⑤の表紙は黒色で、用紙は縦に罫線が入っている。記載は表と裏の両方からある。一方の頁は、「買物ノ預ケ所 中町ノ部」の書出しで始まり、明治 42 年の金銭出納の記録<sup>18)</sup>、「冷水天主堂 受取」、「福見香臺造り」、前田要吉、湯川幸太、木挽浦田與助、橋本金七への支払<sup>19)</sup>などが記されている。また、反対の頁からは、天主堂妻面出入口と側面、柱台と思われる瓢箪形のスケッチ、柱頭の植物文様や(写真 4-2-7)、天井柳の太さと厚さ、八角形の柱台から柱頭の付柱と笠木、天井柳の中心部に取付けたと思われる花卉の彫刻や、硝子障子の寸法がスケッチされている<sup>20)</sup>。

「冷水天主堂 受取」<sup>21)</sup>の内訳は、3 月 2 日の節句払の職人賃と、米代、および長寄での受取金 100 円の合計 182 円 56 銭 2 厘と、3 月 28 日の桐ノ浦神父や宿老の申出金と、職人賃、大豆や米代の 13 円 5 銭、5 月 17 日は肥后行の件 150 円で、 $\simeq$ 356 円 61 銭 2 厘の受取で、そのうち 10 円 20 銭は木挽 60 日飯料である。

このように、『手帳』⑤は、明治 42 年 (1909) の金銭の記録から、冷水天主堂新築工事の建築工事費を判読することができる。また、従来の和風建築にはなかった天主堂工事の部分的なデザインなどが判る。

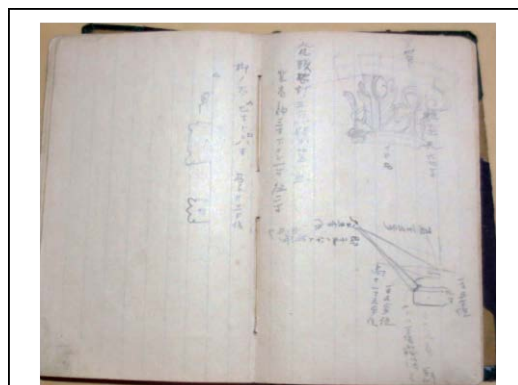


写真4-2-7 『手帳』⑤の柱頭飾と柱台石・柳の太さのスケッチ

## 6) 『手帳』⑥の概要および主な記載内容 (史料 C-21)

(数量：1冊 258頁，寸法：縦 127×横 89×厚 10mm，鉛筆書)

『手帳』⑥は明治 43 年 (1910) の懐中日記で、表紙は黒色である。表紙裏には「奈摩内 楠原 生月」と赤鉛筆で記されており、これは後日書かれたものと捉えられる。

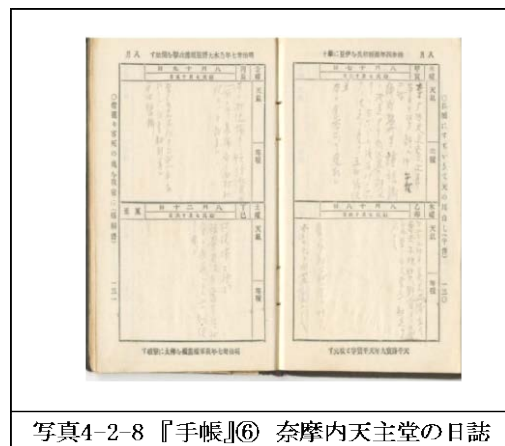
日記欄の該当する日付に記録がある (写真 4-2-8)。1 頁は上下 2 段に分けられ、一つの枠には、新暦と旧暦の日付が書かれ、右列に曜日、寒暖を記入する形式で、一日の出来事を記録する欄がある。日記は、1 月 25 日から 12 月 1 日まであるが、毎日記されているものではない。また、日記帳に続く頁には、日記豫備欄があり、そこには、「地形土質分類」として、地層の土質が記されている。他に、高さ三尺四寸の「奈摩内御像」と台座のスケッチ、御像高三尺七寸位として「江袋香臺」<sup>22)</sup>のスケッチがある。

奈摩内天主堂に関する日記は、明治 43 年 (1910) 1 月 25 日から 8 月 26 日まである。4 月 20 日は「柳ハル」とあることから、柳天井の骨組の工事を行ったものと捉えられる。5 月 8 日は東京藤原商店に鉄板天井を注文している。6 月 11 日は左官が天井荒壁の塗装を始めている。6 月 13 日は石工が着任し、7 月 7 日に石工事は終わっている。8 月 17 日は「奈摩内天主堂工事本日ヲ以テ終ル」と、竣工している。その他に、香臺の追加注文を受け、8 月 26 日に香臺の製作を終えている。また、「日記豫備欄」に、「地形土質分類」として、第 1 層から第 3 層までの地質調査の分類が記されている。

以上の通り、『手帳』⑥の明治 43 年 (1910) 1 月 25 日から 8 月 26 日の日記から奈摩内天主堂新築工事の工事工程が判る。「日記豫備欄」の「地形土質分類」は、次に計画されている今村天主堂新築工事の地質調査に関する記載と推測される。

## 7) 『手帳』⑦の概要および主な記載内容 (史料 C-22)

(数量：1冊 304頁，寸法：縦 128×横 88×厚 10mm，鉛筆書)



『手帳』⑦は明治44年(1911)の懐中日記で、表紙は深赤色である。表紙裏の奥付面には「生月 宝亀 楠原 冷水 佐賀 今村」と赤鉛筆で記載されており、これは後日書かれたものと捉えられる。

日記欄の該当する日付に記録がある。日記欄の1頁は上下2段に分けられ、各一段にそれぞれ一日の出来事を記録するようになっている。一日の枠は、上段に日付と曜日が記されており、右列に天気と寒暖を記入する欄がある。日記は、2月16日から11月15日までであるが、毎日記されているものではない。日記欄に続く「日記補遺」には、「今村天主堂地質調」、「久留米行買物」、「宝亀天主堂 本香臺」、「宝亀天主堂衣装箆笥」、「生月天主堂小香臺」のスケッチなどが記されており、「知人住所録」には59名の住所氏名・職業が記されている<sup>23)</sup>。5月12日に、冷水に宣教師を訪ねた記録があるが、用件については不詳であることから、本研究では検討しない。

明治44年(1911)2月16日から11月15日までの日記によると、5月9日と11日は水盛が行われ、9月12日は再度地質調査が実施され、15日は材木商と、16日は煉瓦製造業者と打合が行われている。また、日記補遺欄には「今村天主堂地質調」が記載されている。

以上の通り、『手帳』⑦は、明治44年(1911)2月16日から11月15日までの日記で、5月には今村天主堂新築工事のために2度の水盛と、9月12日に再度地質調査が実施されたことが判る。したがって、今村天主堂新築工事の工事内容と工事工程を判断することが可能である。

#### 8) 『手帳』⑧の概要および主な記載内容 (史料C-23)

(数量:1冊152頁, 寸法:縦126×横86×厚9mm, 鉛筆書)

『手帳』⑧は明治45年(1912)の懐中日記で、表紙は欠損している。表書には「佐賀、今村」と赤鉛筆で書かれており、これは後日書かれたものと捉えられる。日記欄は、1頁は上下2段に分けられ、各一段にそれぞれ一日の出来事を記録するようになっている。一日の枠は、上段に、左から天気、寒暖、日付、曜日が記されており、下段に出来事を記入する欄がある。日記は、2月2日から12月29日までの記録であるが、毎日記されているものではない。日記欄に続く「金銭出納帳」には、12月1日から12月28日の佐賀用買物の記録と、

12月2日から27日の「佐賀工事費」に関する記帳がある。引き続き、「知友住所録」には、29名の住所氏名・職業などが記されている<sup>24)</sup>。

今村天主堂新築工事に関する内容は、2月2日から12月20日までの日記に記載されている。具体的には、2月9日から2月11日までは図面引きで、2月20日頃には煉瓦を契約し、松杭木を発注している。工事着手は、4月12日である。6月13日には迫煉瓦を注文し、7月25日は石工が仕事に着手している。10月15日から19日は身廊の柱建が行われている。12月1日から20日まで、大工、石工、煉瓦工、左官は工事を中止している。

以上の通り、『手帳』⑧は、明治45年(1912)の今村天主堂新築工事の請負内容と工事工程が判る。

#### (4) 奈摩内天主堂図面 製作年代不詳(史料C-24)

(数量:1枚,寸法:縦419×横435mm,縮尺1/100,単位:尺)

奈摩内天主堂図面は、奈摩内天主堂の平面図、梁間断面図、桁行断面図、および付属家が描かれている。図面は、鉄川與助が作図し、故喜一郎氏の所有である<sup>25)</sup>。

奈摩内天主堂平面は三廊で、祭壇は主廊部奥にあり五角形である。主廊巾18尺、側廊巾9.7尺で、妻面の間口は37.4尺、列柱間隔9.7尺、妻面祭壇部奥行12.5尺で、側廊巾は76.9尺である。出入口は、妻面と、両側廊部のほぼ中央、及び祭壇部後方に2ヶ所の5ヶ所ある。梁間断面図は、2層の構成で、1層目の柱と天井の構成、及び天井小屋組をあらわしている。柱の構成は、床に柱台を据付、1層目の柱上部には柱頭飾りを据え、2層目の柱と柱頭飾りを据付けている。天井は主廊部と側廊部は尖塔アーチの形状をあらわし、小屋組は木造トラスの形状をあらわしている。桁行断面図は、2層の構成で、側廊部と主廊部の尖塔アーチの天井の形状をあらわしている。窓は、側廊に5ヶ所と、2層目の祭壇部両側に、縦長の尖塔アーチ形窓を取付け、祭壇部と、妻面手前の側部には、縦長の窓が設けられている。また、側廊外壁の軒には蛇腹模様が描かれている。

付属家は平屋で、中央の玄関を入ると左右に部屋があり、突き当りには3部屋の続き間がある。図面は司祭館平面図、司祭館梁間断面図と思われる。

奈摩内天主堂図面と現状を比較すると、図面には楽廊は書かれていないが、現状は、妻面出入口上部に楽廊がある。

## (5) 工事費関係史料

### 1) 『明治四十二年四月以降 金銭受拂簿 奈摩内天主堂工事場 鉄川用』

(史料 C-25) (以後『金銭受拂簿』)

(数量：1綴， 寸法：縦 270×横 166mm， 表紙共 22 丁， 縦罫紙に毛筆や鉛筆書， 袋仮綴)

『金銭受拂簿』の鉛筆書の箇所は文字が擦れて判読困難な箇所もあるが、記帳は、年月が未記入の 2 項目と、明治 42 年 (1909) 4 月から明治 43 年 (1910) 8 月の竣工月までである。記帳は、3 丁～11 丁と 13 丁～21 丁に分けて日付順に整理されている。この受払金は、「御方」すなわち発注者と、「私方」すなわち請負者に分けて、受取金額と受取方法、支払目的と支払先、支払金額が整理されている。なお、外題から、着工は明治 42 年 (1909) 4 月と判断される。

3 丁～11 丁は、年月が未記入の 2 項目と、明治 42 年 (1909) 6 月、7 月、8 月と、明治 43 年 (1910) 4 月、5 月、7 月、8 月の「受取金、残金、御方支拂金、私方支拂金、支拂目的 (支拂方法、使先)<sup>26)</sup>、不足、差合」に分けて記されたもので、受取金は 2,806 円 51 銭、支払金は 2,845 円 77 銭である。支払目的の主なものは、年月が未記入の 2 項目は野崎松代、木挽賃、船作事賃、小串煉化 2 万本、牛ノ浦煉化 5 万本、米注文代等である。明治 42 年 (1909) 6 月は瓦代、木挽賃、石工賃などである。7 月は石工賃や煉瓦工賃、丑浦煉化追加注文、瓦代金などである。8 月は煉瓦工賃や左官の支払と、白灰、紅柄代、煉瓦代などである。明治 43 年 (1910) 4 月は竹代、タブ代、釘代などである。5 月は左官賃支払と、天井鉄板代である。7 月は左官賃支払と、材木代である。8 月は左官賃支払である。

12 丁は、欄外に「六月廿六日迄ニ」とあり、「白米三斗入 四俵 白麦 斗入俵」、「白米三斗五拵入 貳俵」と記されている。

13 丁～21 丁は、年月が未記入の 1 項目と、明治 42 年 (1909) 6 月から 12 月までの受取金と、明治 43 年 (1910) 1 月から 8 月までの「受取金、使先キ、私用、公用」に分けて記載されたもので、受取金は 1,568 円 10 銭、支払金は 967 円 23 銭である。使先の主なものを以下に記す。年月が未記入の 1 項目は鉄川組へ送った金額と頼母子講代である。明治 42 年 (1909) 6 月は木挽賃支払と鉄川組米代である。7 月は大工・木挽の道具代と木挽賃支払である。7 月は木挽賃支払である。

8月は大工・木挽賃支払と、鉄川組米・麦代、與助の私用である。9月は木挽賃支払と、鉄川組米・麦代、野首行旅費である。10月は木挽の道具代と、野首の杭木賃と頼母子講の支払などである。11月と12月は米代、松材やタブ材、木挽き道具代などである。43年(1910)1月は大工道具代、2月は米代などの食糧費と、大工への支払、4月、5月、6月、7月は長崎買物代や、米代、道具代、祝儀などで、8月は大工への支払である。

『金銭受拂簿』から、與助は、工事費を「御方」すなわち発注者の負担金と、「私方」すなわち請負者の負担金を分けて捉えていることが判る。換言すると、『金銭受拂簿』では、「御方」の工事費は利益を含めない実費を発注者から受取、請負者である「私方」は、発注者からの受取金で経費に相当する支払っている。なお、『金銭受拂簿』の内訳は鉛筆書で判読が困難な箇所もあるが、工事費受払の日付から凡その工事工程が分かり、建築工事費と工事費の清算状況が判る。

2) 『起工明治四拾貳年四月 竣工明治四拾參年 月 奈摩内天主堂部屋新築  
工事費決算書 魚目村 鉄川與助』(史料 C-26) (以後『新築工事費決算書』)  
製作年月不詳

(数量：1綴， 寸法：縦 240×横 160mm， 表紙共 16 丁， 毛筆書， 袋仮綴)

『新築工事費決算書』は、材木之部 1,256 円 71 銭 5 厘、石之部 598 円 63 銭 5 厘、煉瓦之部 1,606 円 48 銭 5 厘、左官之部合計 831 円 94 銭、木工之部 1,611 円 17 銭 5 厘、塗物之部 75 円 90 銭、硝子之部 149 円 48 銭 5 厘、金物之部 250 円 50 銭 4 厘、諸道具ノ部 122 円 93 銭、鋼鉄天井 33 円 66 銭、職人賄 雑費 170 円 40 銭、諸雑費 13 円 50 銭の 12 項目に分類し、石之部には石工賃、煉瓦之部には職工賃、左官之部には左官手間賃、木工之部には大工木挽手間賃をそれぞれ計上している。決算金額は 6,721 円 32 銭 9 厘である<sup>27)</sup>。

書類には押印がないため、写または控で、決算金額は工事終了後に整理したものと考えられる。

『新築工事費決算書』では、工事項目を材木之部、石之部、煉瓦之部、左官之部、木工之部、塗物之部、硝子之部、金物之部、諸道具ノ部、鋼鉄天井、職人賄 雑費、諸雑費の 12 項目に分類している。すなわち、基礎、躯体、外装、内装などの工事の進捗にあわせた段階的な工事内容ではなく、建築材料を基に

工程管理を行っている<sup>28)</sup>。與助は、明治41年(1908)に日本建築学会准員に入会していることから、工事項目および材料の分類などの考え方について、建築学会の動きをいち早く自分の工事に反映させている史料と捉えられる。

『新築工事費決算書』の記載内容からは、請負内容と、建築工事の決算金額が判る。

3) 『明治四十四年第七月 今村天主堂新築工費豫算書』(史料 C-27)(以後、『新築工事費豫算書』)

(数量:1綴, 寸法:縦234~238×横148, 表紙共30丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)

『新築工事費豫算書』は、表紙外題から、予算書が作成されたのは、明治44年(1911)7月より前と捉えられ、書類には押印がないため控または下書きと判断される。

『新築工事費豫算書』は、工事を11項目にわけて積算したもので、予算の合計は21,723円32銭5厘である。予算書の内訳をみると、仮設工事66円、土工事1,958円、煉瓦工事4,937円64銭、石工事2,136円47銭5厘、木工事8,269円10銭、金物工事335円42銭、屋根工事766円40銭、漆喰工事520円29銭である。塗物工事、硝子工事、雑工事は空欄になっていることから、予算書作成段階では詳細は未定だったものと思われる。

今村天主堂新築工事に際して予算書が作成されていることから、與助は、予算書作成に必要な所要資材量や工数などを把握していたことが分かる。さらに、これまでの工事場は、五島および周辺の島嶼部であり、材料の購入や職人の手配は、いわば馴じんだ環境のなかで行われていたといえる。しかし、今村天主堂新築工事は、九州本土へ進出直後の請負である。不慣れな環境で材料や職人の手配をすることで、予算書を作成し、工事に臨んだものと捉えられる。

『新築工事費豫算書』の記載内容からは、請負内容と、建築工事の予算金額が判る。

4) 『雑費記入簿 筑后 大刀洗天主堂 工場 鉄川』(史料 C-28)(以後『雑費記入簿』)

(数量:1綴, 寸法:縦272×横188~210mm, 表紙共13丁, 縦罫紙に毛

筆または鉛筆書，袋仮綴)

『雑費記入簿』は、明治45年(1912)3月26日から大正2年(1913)9月19日までの金銭受払を記した簿書で、日付、受取金、理由、木工部費、食糧其他、道具代、職人名が、月毎に整理されている。記帳は日付順に記されていることから、後日改竄したとは捉えにくい。

受取金は、明治45年(1912)4月～大正2年(1913)9月の竣工月まで毎月あり、受取金合計は3,781円である。なお、明治45年(1912)5月の受取金のうち25円は「佐賀神父ヨリ佐賀ニ於テ受取」と記されている。これは工期が重なっている佐賀市公会堂の現場で、佐賀市公会堂のための費用を受取、今村天主堂の『雑費記入簿』に記載しているもので、佐賀市公会堂の新築工事費は、今村天主堂新築工事に含めて清算された可能性が窺える。

支払金は、木工部費、食料費、道具費に区分される。木工部費は、出張・交通費、電報・郵便の通信費、蒲団・蚊帳・自転車・算盤・生活雑費、職人の小使、丸尾への送金、職人や家族の衣服費、芝居見物や温泉の娯楽費・病院代が含まれている。食料費は、米・麦代、素麺・芋・鱈や豆類、鯨・鯖・牛肉の副食費、醤油などの調味料費などである。道具費は、鋸・鉋・鑿・ハキリ・曲尺・砥石・ゴム製ヘラと避雷針である。木工部費、食料費、道具費は、共通経費に相当する内容で、支払合計は2,533円79銭5厘である。なお、木工部費には、鉄川組の職人用の他、與助の家族の食料・衣料品や娯楽費まで含まれており、工事費の清算は近代化以前の清算方式を踏襲しているといえる。『雑費記入簿』の記載内容からは、今村天主堂新築工事費が判る。

## (6) 『工場記録』と『工場簿』

### 1) 『明治四拾五年第三月以降 工場記録 今村天主堂之部』(史料C-29) (以後、『工場記録』)

(数量：1綴， 寸法：縦234～242×横148～168mm， 表紙共59丁， 縦罫紙に毛筆または鉛筆書，袋仮綴)

『工場記録』は、表紙外題から、明治45年(1912)3月以降の作成と捉えられる。書類には押印がないため控または下書きと判断される。

『工場記録』は、『新築工事費豫算書』で作成した材料を工事の進行状況に



あわせて見直し、注文数量を検討したもので、日付と、材料毎の予算と数量、および業者名が記された注文の記録が含まれる。材料は、煉化迫形、石材、柳棹縁、異形煉瓦、瓦、石材、土工之部、権現山松、洋釘之初年度注文、石材据付ノ分、荒石ノ分、八角塔、地覆石、松杭木、練砂利ノ調合、地形練砂利数量、ボルト、銅板、松不足契約などと、金物天井で、名称、品種、長、寸、数、単價承継、摘要と部材毎に積算されている。松杭木<sup>29)</sup>は大城村（現在の福岡県久留米市北野町）に注文、松材は三井郡草野町と佐賀草野の小林木材店、草野町材木商と不足分の契約を交わし、杉材は鳥飼村から買っている。石材は朝倉郡志波村、瓦は福岡県三瀨郡城島町に注文、煉瓦は迎島の煉瓦工場に注文しており、松杭木、木材、石材、煉瓦、瓦は今村天主堂近郊の建築資材を用いている。なお、ボルト、銅板、金物天井、セメント、火山灰<sup>30)</sup>、石灰の注文先は記されていない。このように『工場記録』では、『新築工事費豫算書』の11項目のうち金物工事費、雑工事費は未定であるが、漆喰工事は壁工事 560 円と修正され、塗物工事費 250 円、硝子工事 400 円が計上されていることから、壁工事と塗物工事を分けて施工し、硝子の材料購入や施工についても目途がついたと考えられる。工事費の合計は、予算書の 21,723 円 32 銭 5 厘から、19,342 円 90 銭に修正されている。

『工場記録』の記載内容からは、今村天主堂新築工事の工事工程と建築工事費が判断される。

## 2) 『明治四十五年 工場簿 今村天主堂ノ部 第三月以降 鉄川組』（史料 C-30）（以後『工場簿』）

（数量：1 綴，寸法：縦 237～247×横 147～158mm，表紙共 59 丁，縦罫紙に毛筆またはペン書，袋仮綴）

『工場簿』には、木材調書、「領収書」、「石材彫刻据付工事契約証」、「木材請負契約証」、「送り書」が綴られている。『工場簿』には、明治 45 年（1912）4 月から 5 月 13 日までの書類が綴じられている。

「木材調書」は、明治 45 年（1912）4 月に作成された「杉之部」と「地杉之部」と、明治 45 年（1912）4 月 26 日に作成された「松材之部」がある。

「領収書」は明治 45 年（1912）4 月 10 日付で、宛先は「山口宅助殿」で、

差出人は「佐賀市厘外津町 宇野廣吉」で、押印があることから実際に使われた書類と判断される。記載内容は「貴教會工所用木材石材納方受負候ニ就而右金額手付金トシ正ニ領収申候也」と、木材石材の納方請負の手付金 50 円の領収書である。

## (7) 契約証

### 1) 「石材据付工事契約証」(史料 B-3, 史料 C-31)

(数量:1 綴, 寸法:縦 237×横 148mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)(史料 B-3, 史料 C-31)

「石材彫刻据付工事 契約証」は、6 項目に地覆石、小砂利、栗石、石灰、川砂の産地、寸法(量)、石材の彫刻と仕上げ、金額を示したうえで、全部を現場着とする石材業者との契約証である。期限は「工事に差支え無き様」と記されており具体的な月日は記されていないが、「石材彫刻据付工事契約証」には、宇野氏の訂正印が押印されていることから実際に使われた書類といえる。

なお、今村天主堂新築工事の「工場簿」に綴じられているが、届先が「鉄川様」のほか、「中の小路 鉄川様」となっており、これは、今村天主堂新築工事と同時期に行われた佐賀市公教会の地名を表していることから、佐賀市公教会への石材の送り書と考えられる。

### 2) 「木材請負契約証」(史料 B-4, 史料 C-32)

(数量:1 綴, 寸法:縦 237×横 148mm, 3 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)

「木材請負契約証」は、8 項目に、松材、杉材などの材種と、正角または押角などの製材方法などを指定したうえで、納期限と、違約の場合の賠償について記したものである。なお、「木材請負契約証」は、「石材彫刻据付工事契約証」に続けて綴じられていることから、1)と同様に、佐賀市公教会の木材の送り書と考えられる。

## (8) 送り書(史料 C-33)

(数量:7 通, 寸法:縦 272×横 188-210mm, 宇野商店用箋に毛筆書, 仮綴)

「送り書」は、「送り書」または、「送り」と表記された 7 通で、日付は明治 45 年(1912)5 月 10 日から 13 日までである。送主は「佐賀市厘外町 石材 抗木石灰商 宇野廣吉」で、宛先は「鉄川様」である。「宇野商店用箋」と右

から印刷された用紙に社印が押印されていることから、これらの7通は実際に使われた書類と判断される。

また7通のうち、明治45年(1912)5月10日付の1通は、書類の右下に「常助受」と赤鉛筆で記されている。5月13日付の1通は、「中ノ小路 鉄川様」宛である。「中ノ小路」は佐賀市公会堂のあった場所であり、「山口宅助」は佐賀市公会堂の神父であることから、『工場簿』に綴じられた書類は佐賀市公会堂のもので、佐賀市公会堂には常助が従事していたと考えられる。

## (9) 出勤簿

### 1) 『明治四拾五年四月拾貳日 職人日記帳 今村天主堂之部鉄川健(建)築工事場』(史料C-34)(以後『職人日記帳』)

(数量:1綴,寸法:縦237~242×横142~168mm,表紙共26丁,縦罫紙に毛筆書,袋仮綴)

『職人日記帳』は、明治45年(1912)の鉄川組の出勤簿である。明治45年(1912)4月12日の着手から11月までの記録であるが、5月と12月は今村天主堂新築工事に従事した記録はない。また、與助は、5月と12月を除いて4月から11月まで従事していることから、明治45年(1912)は、今村天主堂新築工事現場が主な活動の場所であったと判断される。大工は與助のほか、與四郎、常助、浦善吉、梅木友吉、前田喜三太、中尾音次郎、梅川八之助、湯川幸太、平田彌太郎の10人である。

『職人日記帳』の記載内容からは、明治45年(1912)の今村天主堂新築工事の工事工程が判る。

### 2) 『大正貳年一月元旦 職人出きんば 福岡県三井郡大刀洗村 今村天主堂健(建)築工事場 鉄川組』(史料C-35)(以後『職人出勤簿』)

(数量:1綴,寸法:縦243×横162mm,表紙共14丁,縦罫紙に毛筆書,袋仮綴)

『職人出勤簿』は、大正2年(1913)の鉄川組の出勤簿である。大正2年(1913)は元旦から9月18日まで記帳され、巻末には「今村天主堂の工事越 以津頃落成する也」と記されていることから、竣工は大正2年(1913)9月18日頃と捉えられる。大工は與四郎、常助、浦善吉、梅木友吉、前田喜三太、中尾音次郎、梅川葉

智助、丸岡熊平、前田勘三郎、鉄川勘輔、三原寛太、青木勤次、平田左喜太郎、福田巡蔵、平田十蔵、青安太郎、川原又、岡、重松、判読困難な一人の 20 人である<sup>31)</sup>。このうち、弟常助は 1 月から 9 月まで従事し、父興四郎は 4 月から 7 月まで従事している。興助は職人としては出勤簿に記載されておらず、6 月 10 日付の手紙を今村天主堂で受取っている<sup>32)</sup>。このように、大正 2 年(1913)の今村天主堂工事現場は、父興四郎の助けを受けながら、弟常助が主に管理しており、興助は必要に応じて出張していたと捉えられる。

『職人出勤簿』の記載内容からは、大正 2 年(1913)の今村天主堂新築工事の工事工程が判る。

#### (10) 『手紙』② (史料 C-36)

(数量：1 通, 寸法：縦 236×横 326mm, 1 枚, 縦罫紙に毛筆書, 封筒：縦 215×横 85mm)

『手紙』②は、大正 3 年(1914) 6 月 3 日の日付で、宛先は、長崎市大浦天主堂 鉄川興助様で、差出人は、福岡縣三井郡大刀洗村字今村 今村天主堂 本田保である。内容は、竣工以来続く八角塔雨漏りの修繕依頼である。

『手紙』②の記載内容から、今村天主堂新築工事には瑕疵があったことが分かり、竣工後、興助は対処したと推測される。

#### 4-2-2 旧長崎大司教館新築工事の史料

表 4-2-2 は、旧長崎大司教館工事の史料をあらわしている。表は、左列から、史料(No.、通番号)、年月日、書類の題目、工事区分、工事(材料)、数量、請負又は契約、書類(宛先、差出人)、割印、体裁(縦・横・丁)、史料から判ること(請負・工程・工事費)、備考をあらわしている。史料は、旧長崎大司教館工事の関係史料 18 件で、史料の番号は、表 4-2-1 に続けて、No. 9 から始めている。年月日は大正 2(1913)年 5 月 23 日～大正 4(1915)年 3 月 25 日までである。書類の題目は、見積書、仕様書、契約証、請負者心得、一式請負人心得書と証書式、建築材料納方請負人心得書と証書式、工手間請負人心得書、領収書、手紙、預り証、支払伝票である。工事区分は、記載内容から、司教館工事並びに司教館附属工事に分けられる。工事(材料)、数量、および請負又は契約(円)は、司教館工事並びに司教館附属工事の材料と、数量、および請負金を示している。書類(宛先、差出人)は、書類の宛先と、差出人、もしくは書類を作成した請負人

表4-2-2 旧長崎大司教館新築工事の関係史料

史料 No. 細番号	年	月	日	書類の題目	工事区分 司教館 附属工事	工事/ 材料	数量	請負又は契 約(円)	書 類		割 印	体 縦	裁 横	丁	史料から判ること			備考			
									宛先	差出人					請負	工程	工事費				
9	T2	5	23	『学校附属工事石垣見積書』	○	司教館			凡250~ 300円	天主教事務所 御中	長崎市国分町 道上利作◎	○	241	164	2	○	○	○	罫紙袋仮綴。工事期限入梅の前。		
9-B				『本館地中室工事土掘取入夫並ニ運搬見積書』	○							241	164	4	○	○	○				
10	T2	7	15	『見積書 但し住家宅棟坪数拾五坪』	○	司教館			574円	大浦天主堂	長崎市国分町6番地 岡本藤寿◎ 保 証人 道上利作◎ 同 山崎	○	241	164	2	○	○	○	住家1棟15坪 便所18坪6合7尺		
11				『見積書 但し便所宅棟坪数拾八坪六合七寸』	○							241	164	2	○	○	○				
12	T2	7	17	『請負者心得』	○	司教館	附属 工事		一式1000 円	大浦天主堂神父ドロー一様 代 人 鉄川與助殿	請負人 岡本藤寿◎ 右同 道上利作◎ 右同 山崎徳太 郎◎	○	241	163	1	○	○	○	罫紙袋仮綴。 小使住宅落成は8月20日。 便所・湯場落成は8月12日。		
12-A				『請負者心得』	○							241	163	1							
12-B				『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』	○							241	163	4							
12-C				『追加』	○							241	163	1							
12-D				『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』	○							241	163	2							
12-E				『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』	○							241	163	11							
12-F	『学校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』	○	241	163	10																
13	T2	7	19	『建家売買契約証』	○	司教館			1棟	600円	大浦天主堂 神父ドロー一様	岡本藤寿◎、道上利作◎ 山崎徳太 郎◎	○	240	323	1	○	○	○	天主堂敷地内の建屋解体契約書	
14	T2	8	1	『領収書』	○								大浦天主堂 神父ドロー一殿 代人 鉄川與助殿	道上利作◎	○	243	165	4	○	○	○
15	T2	7	29	『一、材料納方請負証書』	○	煉瓦			普通15万個 1680円 焼過3万個 315円	工事係 神父ドロー一殿	東彼杵郡江上村牛ノ浦 西八郎◎	○	244	164	2	○	○	○	罫紙袋仮綴。附属工事用と明記(基礎工事に必要)		
15-B				『二、材料納方請負証書』	○							244	164	2							
15-C				『煉瓦石買入注文書』	○							244	164	2							
16	未記入			『材料納方請負人心得書』	○	石材				未記入	未記入	○	243	165	7	○	○	○	表紙に「司教館」とあり。8-Bは書式で、8-Dは石材毎の 価格、寸法、納期が明記されている。支払伝票の T2.9.26から請負人は平林三代吉と判る。		
16-B				『材料納方請負証書式』	○							243	165	3							
16-C				『石材買入注文書』	○							243	165	2							
16-D				『材料納方請負証書』	○							243	165	2							
17	T2	6	11	『手紙』②	○	煉瓦			焼過1万個	福岡縣三井郡大刀洗字今村 鐵川與助殿	大浦天主堂 ドロ	○	184	603	1	○	○	○	煉瓦の搬入場所、支払についての問合せ。大正2年 (1913)は、今村天主堂新築工事に従事。		
18-A	T2	8	3	『工手間請負人心得書』	○							工手間	長崎市銭座町2丁目110番地	○	224	169	15	○	○	○	罫紙袋仮綴。欄外に「Koshima 778 Sato chiyoji」と記載 有。身元保証金ハ煉瓦並に石材揚ケ賃ニ 對スル保証 金ヲ本証書ニモ流用願上候
18-B	T2	8	3	『工手間受負証書式』	○	工手間	長崎市大浦天主堂工事係 神父ドロー一殿	○	224	169	4										
18-C	T2	8	19	『建築材料運搬請負証書』	○	材料運 搬	長崎市小島778番地 保証人 佐藤千代次◎	○	224	169	4										
19	T2	8	21	『大浦天主堂 司教館 積入明細書』	○	材木				荷受主 長崎市大浦町 天 堂堂 鐵川與助	出荷主本 宮崎線飯野駅前 田 島運送店	○	240	165	6	○	○	○	罫紙袋仮綴。発注者と荷受人は、大浦天主堂 鐵川與 助。代金着払。田島運送店用便箋。代金は立替金132 円64銭、運賃221円85銭で着払の金額は349円88円と ある。8月21日から26日に宮崎の田島運送店から送った 木材代は117円17銭、運賃193円45銭、合計304円33 銭である。		
19-B					T2							8	22	○	240					165	2
19-C					T2							8	23	○	240					165	4
19-D					T2							8	24	○	240					165	2
19-E					T2							8	25	○	240					165	4
19-F					T2							8	26	○	240					165	2
20	T2	8	30	『見積書』	○	砂				大浦天主堂御中	長崎市大浦上田町619地 荒木寛次郎◎	○	245	335	1	○	○	○	封筒入り、罫紙1枚。砂の見積。		
21	T2	9	15	『生石灰購買注文書』	○							生石灰	3000俵	285円	○	241	162	2	○	○	○
21-B				『砂買入注文書』	○	砂	50坪	375円	○	241	162	4									
21-C				『材料納方請負証書』	○	241	162	3													
21-D				『材料納方請負人心得書』	○	241	162	7													
22	T2	9	25	『材料納方請負証書』	○	セメン ト	350樽	1312円50銭	○	242	162	6	○	○	○	罫紙袋仮綴。セメントは、佐賀産。身元保証金80円。					
23	未記入			『材料納方請負人心得書』	○	瓦		50円	長崎市大浦天主堂工事係 神父ドロー一様 代人 鉄川與助殿	福岡県三浦郡青木村 瓦石炭販売 久 留米餅製造 執行藤太郎◎	○	243	165	7	○	○	○	罫紙袋仮綴。瓦は筑後三浦郡城島産。保証金50円。保 証人は、長崎市西濱町47番地 小柳嘉吉。			
23-B				『材料納方請負証書式』	○						243	165	3								
23-C				『瓦納方請負契約証』	○						244	164	2								
23-D				『瓦注文書』	○						244	164	2								
24	T2	12	8	『送状』	○	煉瓦		12,200個 16,500個 16,000個	鉄川與助殿	長崎県東彼杵郡江上村 牛ノ浦煉瓦工場 西 駒太郎◎	○	232	159	1	○	○	○	◎は「牛ノ浦工場印」で、運賃は1個1厘4毛である 。納期は、附属工事の工期以降であることか ら、司教館用と考えられる。			
24-B					T2						12	29	○	233					157	1	
24-C					T3						1	1	○	232					159	1	
25	T3	4	2	『預り証』	○	瓦		50円	筑後(后)三浦郡青木村 執行藤太郎殿	長崎市大浦天主堂工事係 神父ドロー一様代理 鉄川與助◎	○	240	328	1	○	○	○	瓦請負身元保証金の預り証			
26	T2	9	16	『支払伝票』	○						精算			鉄川與助は、天主堂工事係代理人と して、振出している。	○	130	187	8	○	○	○
					T4	3	25	○													

凡例：①史料のNo.は、表3-2-1に続けたもので、No.9～No.26とする。②史料No.9～No.14は司教館附属工事に関する史料で、史料No.15～No.26は司教館工事、並びに司教館附属工事に関する書類である。③No.16、およびNo.23は、日付が未記入であるが、記載内容から判断して当該欄に記載した。④No.26の「支払伝票」は、整理の都合上、筆者がつけた書類名である。⑤No.24は、煉瓦の送状であり、24-Aは普通煉瓦2等3等煉瓦12,200個、24-Bは1等煉瓦5,500個と、2等3等煉瓦11,000個、24-Cは1等煉瓦3,500個と、2等3等煉瓦12,500個の送状である。⑥史料は、この他に、日付、宛先が未記入で、カーボン複写された『材料納方請負人心得書と証書式』、『工手間請負人心得書と証書式』があることから、書式が整備されていたものと考えられる。⑦No.9～No.26の他に、『杉挽立材買入注文書(板材用)』、『松挽立材買入注文書』、『杉挽立材買入注文書(柱材用)』、『煉瓦石買入注文書』、『石材買入注文書』、『砂買入注文書』、『生石灰買入注文書』、『セメント買入注文書』が、それぞれ(縦243×横168)mm×2丁があることから、注文書の書式は整備されていたものと考えられる。⑧年のTは、大正を現す。

保証人などを示している。割印は、史料に署名押印や割印がある書類は○印で表したもので、実際に使われた書類と考えられる。体裁(縦・横・丁)は、書類の縦、横の寸法と、枚数を丁で表している。史料から判ること(請負・工程・工事費)は、請負、工事工程、工事費について判読できる史料に○印で表している。なお、見積書および仕様書には「図面仕様書の通り」とあるが、図面については未確認である。

## (1) 見積書関係

### 1) 『学校附属工事石垣見積書』の記載内容 (史料 C-37)

(数量：1 綴, 寸法：縦 241×横 164mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書)

『学校附属工事石垣見積書』は、日付は記載されていないが、『本館地中室工事土掘取人夫並ニ運搬見積書』に続けて綴じられており、2 通の書類の日付は大正 2 年(1913)5 月 23 日である。見積人は長崎市国分町の道上利作で、宛先は天主堂事務所、工事期限は 6 月限りである。書類に道上利作の押印はないが、綴じ代に割印があることから、実際に使われた書類と判断される。

見積内容は、石原価 1 円 70 銭、運搬賃 98 銭、石工手間賃 80 銭、石工手傳及土取人夫 90 銭、計 4 円 38 銭で、土砂運搬 1 坪に付 2 円の見積である。工期は本年入梅の前である。

### 2) 『本館地中室工事土掘取人夫並ニ運搬見積書』の記載内容 (史料 C-38)

(数量：1 綴, 寸法：縦 241×横 164mm, 4 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)

『本館地中室工事土掘取人夫並ニ運搬見積書』は、日付は大正 2 年(1913)5 月 23 日で、見積人は長崎市国分町の道上利作で、宛先は天主堂事務所であり、工事期限は 6 月限りである。

見積内容は、地下室の土掘取の人夫賃と運搬賃は附属工事を併せた 2 円 30 銭、階段埋立ノ分 1 円 10 銭(山坪)、石垣 1 坪 4 円 50 銭、左右袖石垣 1 坪 4 円である。見積書から、本館地中室工事は、土掘取で地下室を造り、埋立工事で階段を造成し、『学校附属工事石垣見積書』で造成する石垣の袖部分とつながる工事であることが判る。

見積書には、契約後は請負を竣工させることと、違約の場合の弁済についても言及している。

書類には道上利作の押印があり、続けて綴じられた『学校附属工事石垣見積書』

と『本館地中室工事土掘取人夫並ニ運搬見積書』の見開きの頁には割印がある。2件は共に道上利作の見積であることから、個別に見積を取ったうえで、2つの工事は凡 250-260 円の見込とし、1冊に綴じているものと推測される。押印があることから実際に使われた書類と判断される。

### 3) 『見積書 但し住宅壱棟坪数拾五坪』の記載内容 (史料 C-39)

(数量: 1 綴, 寸法: 縦 241×横 164mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)

『見積書 但し住宅壱棟坪数拾五坪』の日付は、大正 2 年 (1913) 7 月 15 日で、見積人は長崎市国分町 6 番地の岡本藤寿、保証人は道上利作と山崎徳太郎で、宛先は、大浦天主堂 ドロー神父 代人鉄川與助である。見積書には、請負人岡本藤寿と、保証人道上利作と山崎徳太郎の押印があることから、実際に使われた見積書と判断される。住家 1 棟坪数 15 坪の見積は 574 円である。

### 4) 『見積書 但し便所壱棟坪数拾八坪六合七勺』の記載内容 (史料 C-40)

(数量: 1 綴, 寸法: 縦 241×横 164mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)

『見積書 但し便所壱棟坪数拾八坪六合七勺』の日付は、大正 2 年 (1913) 7 月 15 日で、見積人は、長崎市国分町 6 番地の岡本藤寿、保証人は道上利作と山崎徳太郎で、宛先は、大浦天主堂 ドロー神父 代人鉄川與助である。見積書には、請負人岡本藤寿、保証人道上利作と山崎徳太郎の押印があることから、実際に使われた見積書といえる。便所 1 棟坪数 18 坪 6 合 7 勺の見積は 571 円である。

### 5) 『見積書 但し港外蚊焼砂』の記載内容 (史料 C-41)

(数量: 1 枚, 寸法: 縦 245×横 355mm, 縦罫紙に毛筆書)

『見積書 但し港外蚊焼砂』の日付は、大正 2 年 (1913) 8 月 30 日で、見積人は長崎市大浦上田町 619 番地 荒木寛次郎で、宛先は大浦天主堂御中である。

この見積は、港外蚊焼の砂を天主堂境内の指定の場所まで搬入するもので、砂の材料納方見積と捉えられる。見積金額は 13 円である。書類には荒木寛次郎の押印があることから、実際に使われた書類といえる。

## (2) 仕様書関係

### 1) 『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』の記載内容 (以後『小使住宅新築仕様書』) (史料 C-42)

(数量: 1 綴, 寸法: 縦 241×横 163mm, 表紙共 11 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋

仮綴)

『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』に日付は記入されていないが、大正 2 年 (1913) 7 月 15 日付の『見積書 但し住宅壹棟坪数拾五坪』が続けて綴じられている。したがって、『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』の作成日付も大正 2 年 (1913) 7 月 15 日と捉えられる。

小使住宅の仕様は、総建坪 15 坪に、2 坪 5 合の室 6 室の木造 1 棟である。建築概要は、木造住宅 1 棟、基礎は割栗地形、コンクリート打洗出で、壁の煉瓦は腰積、板壁、柱は石据付で、外部は板張、内部の壁は漆喰塗、板天井、床は板張と板畳<sup>33)</sup>で、屋根は棧瓦葺である。「別紙図面之通り」とあることから、これには、図面が添付されていたものと捉えられる。

書類には、請負人岡本籐寿と、保証人道土利作と山崎徳太郎の押印があり、見開きの頁には割印があることから、実際に使われた仕様書と判断される。

## 2) 『学校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』の記載内容

(以後『学校附属便所並ニ湯場仕様書』)(史料 C-43)

(数量: 1 綴, 寸法: 縦 241×横 163mm, 表紙共 10 丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴)

『学校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』に日付は記入されていないが、『請負者心得』と『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』、『追加』、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』に続けて綴じられており、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』は大正 2 年 (1913) 7 月 17 日付であることから、同日の日付と捉えられる。

学校附属便所並に湯場の仕様は、建坪 18 坪 6 合 7 勺で、建築概要は、基礎は割栗地形、コンクリート打洗出で、壁は腰まで煉瓦積で、板壁、柱石は据付で、天井は無く内外共上鉋削りである。仕様は地形、煉瓦、木材並ニ大工方に分け、地形は、敷地へ建物の位置で縄張をし、水杭と水貫で遣形の上、水盛をするもので、柱兼床束下は壺掘し、地質により適当に山圀養生など現場指示の通りとしている。コンクリートは、モルタルを水湿し洗砂利を充分練り合わせ、調合の割合はセメント 1、生石灰 2、砂 6、洗砂利 10 である。煉瓦は、外側は 1 枚積み、中仕切りは半枚積みで、側壁は外面を揃え目地は 2 分 5 厘でトロは十分入れ、トロの調合



割合は、セメント 1、生石灰 2、砂 4 である。柱下石、湯場敷居石、小便所溜桝と大便所溜桝は煉瓦積である。木材並ニ大工方は、柱、桁、母屋、合掌、土台、根太、床板、檼木、胴縁、胴差、大引、瓦、採光窓の仕様を記している。仕様書には「別紙図面ノ通り」と記していることから、図面が添付されていたものと捉えられるが、図面は未確認である。

書類には、請負人岡本藤寿と、保証人道上利作と山崎徳太郎の押印があり、見開きの頁には割印があることから、実際に使われた仕様書と判断される。

### (3) 契約証関係

#### 1) 『建屋売買契約証』 (史料 C-44)

(数量：1 枚，寸法：縦 240mm×横 323mm，縦罫紙に毛筆書)

『建屋売買契約証』の日付は、大正 2 年 (1913) 7 月 19 日で、大浦天主堂付属住宅 1 棟 600 円の売買契約書である。

代金引渡は契約当日の 7 月 19 日で、8 月 12 日から解家に着手し、9 月 1 日に材料全部を取り除く契約である。買受人は岡本藤寿、道上利作、山崎徳太郎の 3 人で、宛先は、大浦天主堂神父 ドロー様である。契約書には岡本藤寿、道上利作、山崎徳太郎の 3 人の押印があり、印紙に割印があることから、実際に使われた書類と判断される。契約証の内容から、大浦天主堂には付属住宅 1 棟があったことが判り、司教館の附属工事と並行して解体工事が行われたことが判る。契約には「石材全部及び備品を除く」と但書があることから、建屋には石材も使われており、備品が備わっていたことが判る<sup>34)</sup>。

#### 2) 『瓦納方請負契約書』 (史料 C-57)

(数量：1 綴，寸法：縦 244 × 横 164 mm，2 丁，縦罫紙に毛筆書)

日付は記入されていない。

『瓦納方請負契約書』の契約内容は、瓦の形状 (城島中谷深形)、価格 (1 枚に付 2 銭 9 厘)、納期限 (大正 3 年 5 月 20 日 現場着)、製造の方法 (原料土 20 遍打で手磨きの極上等品) で特製品ノ事、数量は別紙文書の『瓦注文書』) の通りで、身元保証金 50 円である。なお、納入期限は、附属工事の工期以降であることから、本品は附属工専用ではないものと判断される。

瓦の請負人は、久留米の執行藤太郎であり、長崎市とは遠隔地であることから、

長崎市西濱町の小柳嘉吉を代理としている。印紙に割印があり、「瓦石炭販売 久留米緋製造 執行藤太郎」の社印と小柳嘉吉の押印がある。『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書』、『瓦納方請負契約書』、「瓦注文書」は続けて綴じられており、書類の見開きの頁には割印があることから、実際に使われた書類と判断される。

#### (4) 心得書と証書式関係

##### 1) 『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』及び『追加』と『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』

##### ① 『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』及び『追加』の記載内容(史料 B-5, 史料 C-46)

(数量：1 綴， 寸法：縦 241×横 163mm， 4 丁， 縦罫紙に毛筆書)

日付は記入されていない。

『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』は、4 丁で、11 項目の心得が記されている。その内容は、木材、鉄物及釘、掛員の指示、工事中の取締やその他危険負担、物品の検査、職工の管理、材料の保護、落成期日、請負代金の支払、請負人違約の場合の損害規定などで、心得書は、請負人に対する義務が規定されているといえる。工事の落成は、学校附属便所と湯場は 8 月 12 日、小使住宅は 8 月 20 日である。

心得書の見開き頁には割印があることから、実際に使われた書類と判断される。

『追加』は、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』に続けて綴じられており、2 丁に 3 項目が毛筆で書かれている。内容は、施主と請負人の材料と手間賃の負担を著したもので、煉瓦と石材と土は施主の支給で、石崖の上端の煉瓦積の手間及びトロは、請負人の負担としている。

##### ② 『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』(史料 B-6, 史料 C-47)

(数量：1 綴， 寸法：縦 241×横 163mm， 2 丁， 縦罫紙に毛筆書)

『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』は、『追加』に続けて記載されたもので、日付は大正 2 年(1913)7 月 17 日である。

小使住宅と学校附属便所、湯場は一式 1,000 円の請負で、請負人は岡本藤寿、道上利作、山崎徳太郎で、工事発注者は大浦天主堂神父ドー様 代人鉄川與助

で、新築場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地指定の所」である。建家 1 棟は「図面及び仕様書の通り」とあることから、図面が添付されていたものと捉えられる。なお、住家 1 棟坪数 15 坪の見積は 574 円、便所 1 棟坪数 18 坪 6 合 7 勺の見積は 571 円である。2 件の工事は同一見積人で合計 1,145 円となるが、一式 1,000 円とすることで 145 円工事費を安く契約している。

印紙に割印があり、請負人 3 名の押印があることから、実際に使われた書類と判断される。

## 2) 『請負者心得』の記載内容 (史料 B-7, 史料 C-48)

(数量：1 綴、寸法：縦 241×横 163mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書)

『請負者心得』に日付は記載されていない。『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』に続けて綴じられており、5 項目の大工の心得が書かれている。その内容は、小屋材、天井材建具材の木材と、釘の材料の規格、現場掛員の指揮などで、請負人に対する条件といえる。『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』を補足する内容を「心得」で示したものと捉えられ、実際に使われたものと判断される。

## 3) 『工手間請負人心得書』と『工手間請負証書式 工手間請負証書』(史料 B-8, 史料 C-49)

(数量：1 綴, 寸法：縦 224mm×横 169mm 表紙共 15 丁, 洋紙に謄写版で複写された書類)

『工手間請負人心得書』<sup>35)</sup>に日付は記載されていない。『工手間請負人心得書』は 19 ヶ條で、図面仕様書、注文書を熟読の上、工事の内訳明細書を提出し、保証人と身元保証品を差出すもので、請負人による契約解除、工事係の認可を得ないで実効した工事、破損による損失や、職工、人足等の違約や過失、損害賠償、工事場取締規則や工事係の指示、使用人や職工・人夫の遵守規定など、工手間請負人に対する心得が明記されている。書類には割印があることから、実際に使われた書類と判断される。

『工手間請負証書式 工手間請負証書』は、『工手間請負人心得書』に続けて記載されたもので、日付は大正 2 年 (1913) 8 月 3 日付である。

『工手間受負証書』は、謄写版で複写された書類 2 丁と毛筆書の 2 丁で構成されている。前者は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於ケル天主堂附属住宅御新築」

と新築場所と工事名を指定し、工事期限、請負金額と、身元保証品を記入する書式である。後者は、日付と、保証人と保証金が記され、請負人の押印がある。

記載内容は、「工手間請負人心得書絵図面仕様書等遵守シ誠実ヲ旨トシ」、「万一限ヲ怠タリ候節ハ日限后五日毎ニ請負総高ノ壹百分ノ弍ヲ差出候」と、請負人の尊種事項と違約の場合の規定を示している。請負人は長崎市銭座町の佐藤久米次、保証人は長崎市小島町の佐藤千代次である。尚、保証人の住所氏名は、欄外に「Sato Chiyoji Koshima778」とローマ字で記入されていることから、ド・ロ神父は日本語で書かれた工手間請負の書類を照合させていたと推測される。請負高は凡 240 円位である。書類の見開きの頁にはそれぞれ割印があり、請負人佐藤久米次の押印があることから、実際に使われた書類と判断される。

#### 4) 『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書式』

(史料 B-9, 史料 C-49)

(数量：3 綴 寸法：縦 241mm×横 162mm, 表紙共 12 丁, 洋紙に謄写版で複写されたもの)

『材料納方請負人心得書』に、日付は記載されていない。『材料納方請負人心得書』は 7 丁に 15 ケ條が規定されたもので、その内訳は、材料納方請負人は、内訳明細書、保証人と身元保証品を出すもので、請負後に契約の変更や解除、掛員検査、危険負擔、請負約定後の注文材料の増減、現場係員、請負材料の日限皆納、代価の仮渡し、入札取消し、請負人の違約、保証品について規定されている。

石材、生石灰と砂、瓦の書類に添付されており、それぞれ、注文書と、請負証書や契約証が続けて綴じられている。書類の見開きの頁にはそれぞれ割印があることから実際に使われた書類と判断される。

『材料納方請負証書式・材料納方請負証書』は、『材料納方請負人心得書』に続けて記載されたもので、日付は記載されていない。

建築工事の場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付キ」と明記されている。この 3 綴は、生石灰と砂、石材、瓦の材料納方請負証書にそれぞれ綴じられている。書類の見開きの頁にはそれぞれ割印があることから、実際に使われた書類と判断される。

#### 5) 『建築材料運搬請負証書』の記載内容 (史料 B-10, 史料 C-50)

(数量：1 綴， 寸法：縦 224mm×横 169mm， 4 丁， 縦罫紙に毛筆書)

日付は、大正 2 年 (1913) 8 月 3 日である。

『建築材料運搬請負証書』は、木材運搬賃<sup>36)</sup>、および運搬経路を記した運搬請負証書である。運搬経路は、停車場より天主堂工事現場までを 5 つの経路に分けたもので、①停車場から下置場まで、②停車場から現場まで、③下置場から現場まで、④波止場から現場まで、⑤波止場から下置場までの運搬賃を決めている。したがって、材料納方請負業者は、停車場、または波止場までの材料納入で、その後、天主堂工事現場の指定の場所までは、建築材料運搬請負業者によって搬入されたと考えられる。建築の場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於ケル天主堂附属住宅御新築」と明記されている。この『建築材料運搬請負証書』では、長崎の停車場または港から、傾斜地にある大浦教会敷地までの地形を考慮したもので、與助が独自に作成した運搬請負契約といえる。

また、金額は不詳であるが、運搬請負業者は身元保証金を入れる契約である。したがって、このほかに、身元保証金を明示した請負契約関係書類があったものと推測される。

書類には、請負人佐藤久米次と、保証人佐藤千代次の押印がある。

なお、工手間請負人と材料運搬請負人は同一であり、『建築材料運搬請負証書』は、『工手間請負人心得書』と『工手間請負証書式 工手間請負証書』に続けて綴じられ、書類の見開きの頁にはそれぞれ割印がある。

## (5) 『材料納方請負証書』

煉瓦、石材、生石灰と砂、セメント、瓦の材料別に作成されている。

### 1) 煉瓦

『一、材料納方請負証書』と『二、材料納方請負証書』に続けて、『煉瓦石買入注文書』が綴じられており、この 1 綴には白紙の表紙が付いている。表紙裏には、「一 煉瓦石ハ見本品ノ通りノ品質ニ限ル、一 代金渡方ハ現品納入高ニ應ジ拂渡シ残金ハ皆納ノ后支拂フ可シ」と、品質と支払方法を示している。

#### ① 『一、材料納方請負証書』の記載内容 (史料 C-52)

(数量：1 綴 寸法：縦 244mm×横 164mm， 2 丁， 縦罫紙に毛筆書)

日付は大正 2 年(1913)7 月 29 日で、煉瓦 15 万個を、1 個 1 銭 1 厘 2 毛で、9

月 20 日から 10 日毎に凡六万個を納入する契約で、1,680 円の建築材料納方請負である。

## ② 『二、材料納方請負証書』の記載内容（史料 C-53）

（数量：1 綴 寸法：縦 244mm×横 164mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書）

日付は大正 2 年(1913)7 月 29 日で、焼過煉瓦凡 3 万個を、1 個 1 銭 5 毛で、8 月 20 日から 9 月 20 日迄に納入する契約で、315 円の材料納方請負証書である。

『一、材料納方請負証書』と、『二、材料納方請負証書』は、ともに、「長崎市大浦南山手乙壹番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付」と建築工事を示し、材料納方請負人心得書を誠実に遵守し、違約の場合は日限後皆納に至る迄 5 日毎に請負総金高の 2/100 を差出すとし、違約金を規定した内容である。

ここで、天主堂附属工事とその仕様を確認すると、石垣、本館地中室の土掘取り、15 坪の小使住宅新築工事、18 坪 6 合 7 勺の便所湯場の新築工事である。煉瓦は小使住宅と、便所湯場の腰壁と、小便所溜桝と大便所溜桝に使われており、現状では石垣下部分に横穴形式の煉瓦の跡が残されている。一方、司教館本館は煉瓦造 3 階（2 階と屋根裏）と地下 1 階である。司教館は建築後に改造工事は行われていないことから、現状の煉瓦数量を確認すると、凡そ 134,880 個になる<sup>37)</sup>。したがって、15 万個と、焼過煉瓦 3 万個は附属工事用も含めた司教館工事用の数量と捉えられる。

請負人は東彼杵郡江上村牛ノ浦 西八郎、宛先は工事係神父ドローであり、請負人 西八郎の押印があることから、実際に使われた書類と判断される。

## 2) 石材の『材料納方請負証書』の記載内容（史料 C-54）

（数量：1 綴, 寸法：縦 243mm×横 165mm、2 丁, 縦罫紙に毛筆書）

日付は記載されていない。

『材料納方請負証書』は、『石材買入注文書』に続けて綴じられている。記載内容は、石材を用途別に分け、納方請負金額を明示したもので、階段石 32 銭、入口敷居石 45 銭、入口鴨居石 40 銭と 45 銭、地覆石 32 銭、沓石 30 銭と 33 銭、迫石 30 銭である。なお、『石材買入注文書』の窓皿石（5 尺 8 寸×1 尺 7 寸/6 寸 5 分 12 個）、沓石（7 寸×1 尺/1 尺 70 個）、地覆石（3 尺以上×1 尺/6 寸 延尺 240 尺）などの寸法と数量は、司教館附属工事用である石垣、本館地中室、15 坪の小使住宅、18 坪 6 合 7 勺の便所湯場の石材とは捉えにくい。

実際に、『支払伝票』では、大正2年(1913)9月から大正3年(1914)2月までに凡そ50回も福田コッパ石艘代や揚賃の支払がある。現存する石垣の石をみても、福田コッパ石<sup>38)</sup>が使われていると判断される。以上のことから、『材料納方請負証書』で納入される石材も司教館本館工事用と捉えられる。また、「納期限注文書ノ通り」、「此ノ身元保証品」と記されているが、納期、身元保証品は示されていないことから、納期、身元保証品は、請負業者に渡された注文書に記載されているものと推測される。

書類の見開きの頁には割印があることから、実際に使われたもので、納期、身元保証品、請負人の氏名を記載した書類は別にあったものと考えられる。

### 3) 生石灰と砂の『材料納方請負証書』の記載内容 (史料C-55)

(数量:1綴 寸法:縦241mm×横162mm、6丁、縦罫紙に毛筆書)

日付は、大正2年(1913)9月15日である。

『材料納方請負証書』は、『生石灰購買注文書』と『砂買入注文書』に続けて綴じられている。記載内容は、石灰3000俵285円と、砂50坪375円で合計660円也の材料納方請負証書で、身元保証品は、佐世保銀行長崎支店小口當座預金通帳1冊、預金額50円9銭である。建築工事の場所を「長崎市大浦南山手乙壹番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付」と明示したうえで、材料納方請負人心得書を誠実に遵守し、違約の場合は日限後皆納に至る迄5日毎に請負総金高の2/100を差出すと、違約金を規定している。請負人は長崎市西濱町の小柳嘉吉で、宛先は長崎市大浦天主堂 神父ドロー殿である。印紙には割印があり、請負人小柳嘉吉の押印があることから、実際に使われた書類と判断される。

見積書は、砂1坪13円の見積であることから、砂の材料納方請負は、生石灰と砂を同一請負人にするので、当初の見積より安く、坪単価凡そ7円50銭で、砂50坪375円にしたものと捉えられる。なお、書類の日付は、附属工事の工期以降であることから、本品は附属工事用ではないものと判断される。

### 4) セメントの『材料納方請負証書』の記載内容(史料C-56)

(数量:1綴、寸法:縦242mm×横162mm、6丁、縦罫紙に毛筆書)

日付は、大正2年(1913)9月25日である。

『材料納方請負証書』の記載内容は、佐賀セメント350樽で1,312円50銭の

請負証書で、1樽の単価は3円75銭である。200樽以上を一度に納入する分に対しては、1樽単価は3円70銭とするもので、200樽以上納入の際は、20日前に請負者に通知する契約である。身元保証品金は80円で、「長崎市大浦南山手乙壹番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付」と建築工事を示し、材料納方請負人心得書を誠実に遵守し、違約の場合は、日限後皆納に至る迄5日毎に請負総金高の2/100を差出すと違約金を規定している。請負人は長崎市元船町納富甚吉、保証人は長崎市稲田町の平原猪作で、宛先は大浦天主堂工事係 神父ドロウ殿である。

書類には押印があり、見開きの頁には割印があることから、実際に使われた書類と判断されるが、納入期限は、附属工事の工期以降であることから、本品は附属工事用ではないものと判断される。

#### 5) 『瓦注文書』の記載内容 (史料 C-57)

(数量：1綴， 寸法：縦244mm×横164mm， 2丁， 縦罫紙にペン書)

日付は記入されていない。

『瓦注文書』は、瓦の種類と注文数で、地瓦16,200枚<sup>39)</sup>、軒瓦670枚、平下付600枚、同瓦下230枚、瓦下割720枚、雁振220枚、巴4本、角6枚、袖20枚、中谷30枚である。ここで、1坪に要する瓦の数量をみると、棧瓦は凡そ120枚、附属瓦一式30枚 合計150枚である<sup>40)</sup>。小使住宅は15坪であることから、瓦の必要数量は凡そ2,250枚、便所湯場は18坪6合7勺であることから瓦の必要数量は凡そ2,800枚で合計5,050枚となる。したがって『瓦注文書』で発注された瓦は、司教館本館用も含めた数量であると考えられる。

この注文書には福岡県三潞郡青木村 瓦石炭販売商の執行藤太郎の社印が押され、『瓦納方請負契約書』との見開きの頁には割印があることから、実際に使われた書類と捉えられる。

### (6) 注文書

#### 1) 『煉瓦石買入注文書』の記載内容 (史料 C-58)

(数量：1枚， 寸法：縦220mm×横180mm， 縦罫紙に毛筆書)

日付は記入されていない。

『煉瓦石買入注文書』は、煉瓦石15万個の買入注文書と、焼過煉瓦石3万個(但



し上 3 割、中 4 割、下 3 割) の注文内容が記入されている。書類に押印はないことから、注文内容を確認するための書付を『煉瓦石買入注文書』として、『一、材料納方請負証書』と『二、材料納方請負証書』に続けて綴じたものと捉えられる。

## 2) 『石材買入注文書』の記載内容 (史料 C-59)

(数量 : 1 綴, 寸法 : 縦 243mm×横 165mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書)

日付は記入されていない。

『石材買入注文書』は、石材の産地、寸法、数量、検査、納期、納品場所を明記した注文書である。産地は、肥前北高木郡田結産で、階段石 (4 尺 6 寸×1 尺 1 寸/6 寸 5 分 20 個)、入口敷居石 (5 尺×1 尺 7 寸/6 寸 5 分 21 個)、窓皿石 (5 尺 8 寸×1 尺 7 寸/6 寸 5 分 12 個)、沓石 (7 寸×1 尺/1 尺 70 個)、地覆石 (3 尺以上×1 尺/6 寸 延尺 240 尺)、迫石 (決定ノ上) の長・寸法・数が記されている。納期は、入口敷居石と窓皿石と迫石は 9 月 15 日、階段石と沓石と地覆石は 10 月 10 日である。書類には署名、押印はないため請負業者は不詳である。また、注文書には、「納期限注文書ノ通り」、「此ノ身元保証品」と記されているが、身元保証品については記載されていないことから、このほかに石材の注文書があったものと推測される。この注文書は、材料納方の内容確認のため添付したものと捉えられる。

なお、これらの石材の納入期限は、附属工事の工事期限以降であることから、本石材は附属工食用ではないと判断される。

## 3) 『生石灰購買注文書』の記載内容 (史料 C-60)

(数量 : 1 綴, 寸法 : 縦 241mm×横 162mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書)

日付は記載されていない。

『生石灰購買注文書』は、焼立生石灰 五貫入 凡 3000 俵の注文書である。石灰<sup>41)</sup>は八代産で、納品は注文より 20 日以内に指示の場所に持込み、検査を受け積立て置くもので、生石灰の数量、産地、納品場所、納期、検査について明記している。書類に署名、押印はないことから、注文書の内容を確認するために添付したものと捉えられる。

## 4) 『砂買入注文書』の記載内容 (史料 C-60)

(数量 : 1 綴, 寸法 : 縦 241mm×横 162mm, 2 丁, 縦罫紙に毛筆書)

日付は記載されていない。

『砂買入注文書』は、砂の産地と数量、納期を記す注文書である。注文内容は、蚊焼産の砂凡 50 坪を、見本品の通りの品質で、納期、検査、砂柵のサイズ、違約の場合の規定について明記している<sup>42)</sup>。納期は、最初に納めるのは 9 月 20 日から雨天を除いて 7 日以内に 7 坪を完納し、引続き柵が空いた後は、雨天を除いて 5 日間に 4 坪を納め、納期を誤まったり、他の工事に支障を生じた時は相當の損害賠償を命じるとしている。書類に署名、押印はないことから、注文書の内容を確認するため添付したものと捉えられる。

#### 5) その他の注文書の記載内容 (史料 C-68～史料 C-74)

数量：各 1 綴、 寸法：縦 240mm×横 166mm, 1-2 丁, 縦罫紙に毛筆書)

日付、および注文数量は記載されていない。

史料 C-68 は「杉挽立材買入注文書」(2 丁)、史料 C-69 は「松挽立材買入注文書」(2 丁)、史料 C-70 は「杉挽立材買入注文書」(1 丁)、史料 C-71 は「煉瓦石買入注文書」(2 丁)、史料 C-72 は「石材買入注文書」(2 丁)、史料 C-73 は「生石灰購買注文書」(2 丁)、史料 C-74 は「セメント買入注文書」(2 丁)である。注文書に日付、数量、納期などの記載はない。したがって、注文書は、既に標準化された書式があったと考えられる。

#### (7) 『大浦天主堂司教館 積入明細書』の記載内容 (史料 C-62)

(数量：7 通, ①寸法：縦 240mm×横 165mm 6 丁, ②縦 240mm×横 165mm 2 丁, ③縦 240mm×横 165mm 4 丁, ④縦 240mm×横 165mm 2 丁, ⑤縦 240mm×横 165mm 4 丁, ⑥縦 240mm×横 165mm 2 丁)

『大浦天主堂司教館 積入明細書』は、大正 2 年(1913) 8 月 21 日～26 日までの木材の送状で、荷受主は長崎市大浦町天主堂鐵川與助、出荷主は本人であり、宮崎線飯野駅前田島運送店の扱で代金は着払である。積入明細書には、木材の材種、寸法、数量と、立替金 132 円 64 銭、運賃 221 円 85 銭が記載され、支払合計は 349 円 88 円である。

積入明細の内訳は、松材や梅材の材種と寸法、数量と使先を示したもので、長さ 2 間半、2 間、1 間半の材木で、合掌束、真束、極木、母屋、桁行、二階、二階梁、軒桁、挟梁、方杖、隅梁用などである。そこで、これらの寸法と用途材から、司教

館用の材木を使先毎に買入れ、納入する日をずらしながら搬入していたといえる。

#### (8) 『送状』 の記載内容 (史料 C-63)

(数量:3通, 1)寸法:縦 232mm×横 159mm, 2)縦 233mm×横 157mm, 3)縦 233mm×横 159mm)

『送状』は3通あり、①は大正2年(1912)12月8日付で、普通煉瓦2等3等煉瓦12,20個の『送状』で、運賃は1個1厘4毛である。②は、大正2年(1912)12月26日付で、12月29日に1等煉瓦5,500個と、2等3等煉瓦11,000個の『送状』で、運賃は1個1厘4毛である。③は、大正3年(1913)1月1日付で、1等煉瓦3,500個と、2等3等煉瓦12,500個の『送状』で、運賃は1個1厘4毛である<sup>43)</sup>。

『送状』は、印刷された書式に、煉瓦の納入数量と運賃を毛筆書で記したもので、煉瓦は3万9200個が船揚されている。送主は長崎縣東彼杵郡江上村 西駒太郎、納入先は大浦天主堂 鉄川與助で、送主の「牛ノ浦工場印」の工場印と割印があることから、実際に使われた「送状」であると判断される。

なお、これらの3枚の『送状』の日付は、附属工事の工事期限以降であることから、司教館本館工事用として納入された煉瓦と考えられる。

#### (9) 工事費関係

##### 1) 『領収書』 の記載内容 (史料 C-64)

(数量:1綴, 寸法:縦 243mm×横 165mm, 4丁, 縦罫紙に毛筆書)

『領収書』は、大正2年(1913)8月1日付の石垣及土堀取工事費残金67円80銭の領収書である。印紙および押印はないが、道上利作の署名があり、宛先は「大浦天主堂 神父ドロウ殿 代人 鉄川與助殿」である。余白には、ローマ字で「Michigami Risaku pay che」と記されている。このローマ字は、石垣及土堀取工事残金の支払先である請負人の氏名を、天主堂工事係であるド・ロ神父が記入したものと推測される。したがって、工事費は、石垣及土堀取工事終了後に、ド・ロ神父が確認したうえで、鉄川與助は代人として、請負人である道上利作に支払い、手書きの『領収書』を受取っていたものと捉えられる。

##### 2) 『預り証』 の記載内容 (史料 C-65)

(数量:1枚, 寸法:縦 240mm×横 328mm, 半紙にペン書)

『預り証』は、大正3年(1913)4月2日付で、「瓦納方請負身元保証金50円」

の『預り証』である。

発行人は、長崎市大浦天主堂工事係 神父ドロー様代理 鉄川與助で、宛先は、筑后三潞郡青木村 執行藤太郎である。書類には鉄川與助の署名、押印と、印紙に割印があり、日付は「大正参年四参月弐日」で、参月は四月に修正されてい。

なお、「瓦納方請負身元保証金」は、請負人である筑后三潞郡青木村 執行藤太郎が、大浦天主堂工事係 神父ドロー様代理 鉄川與助に預けたものである。

また、書類の日付は、附属工事の工事期限以降であることから、司教館本館工事用の、「瓦納方請負身元保証金 50 円」の『預り証』であると考えられる。

### 3) 『支払伝票』の記載内容 (史料 C-66)

(数量：11 冊，1 冊に 100 枚，寸法：縦 130mm×横 186mm，ペン書)

『支払伝票』の表紙は、破損や一部欠損しており、控部分には、鉛筆や赤鉛筆で、後日書き込まれたと思われる①～⑩までの通番号が記されている。体裁をみると、右側は「第 號 金 右金御渡被下度候也 年月日 殿」で、金額と支払相手を明記するもので、縦 130mm×横 134mm である。右半分と左半分の間には割印が押印され、左側は「日付、第 號 金 姓名 摘要」を記し、発行人の手元に残る控で、縦 130mm×横 52mm である。

控の日付は、大正 2 年 (1913) 9 月 16 日から大正 4 年 (1915) 3 月 25 日まであることから、大正 2 年 (1913) 9 月 16 日以降の精算は『支払伝票』で行われたと考えられる。

『支払伝票』の控に記されている支払合計は 17,098 円 89 銭 9 厘で、長崎司教館本館工事と附属工事の支払と判断される。また、控の「第 號」の空白部分に、與助は、漢数字の「一」～「十六」(十五は欠番である)と、「学便」、「学湯」、「保証金」と記入している。この数字は工事項目をあらわしたもので『和洋 建築工事仕様書実例 上』(田中豊太郎編, 建築書院, 1905.9)や、『和洋 建築工事仕様書実例 下』(田中豊太郎編, 建築書院, 1908.9)を参考にしたと捉えられる<sup>44)</sup>。

この他に、「学便」は「学校附属便所」、「学湯」は「学校附属湯場」、「保証金」は工事請負にあたって規定された保証金を示していると捉えられる。しかし、『支払伝票』の内容を、建築材料や工手間、材料納方請負などを、司教館本

館工事と附属工事の支払内容で分類することは困難である。そこで、支払の日付は記載の前後と推測されることから、『支払伝票』の項目から附属工事費と推測される項目を抽出し、材料納方請負契約の裏付けや、工事工程の判断材料とし、工事項目別に工事費を集計する。

なお、『支払伝票』の書式は、現在の「小切手帳」の書式と類似しているが、金融機関名や小切手の振出地が書き込まれていないため、「小切手帳」とは判断されない。このため、『支払伝票』は、筆者が便宜的に命名したものである。

#### (10) 『手紙』③の記載内容（史料 C-67）

（数量：1通，寸法：縦184mm×横603mm，毛筆書，封筒：縦216mm×横83mm）

『手紙』③は、大正2年（1913）6月10日の日付で、宛先は「福岡縣三井郡太刀洗村字今天主堂 鐵川與助」で、差出人は「長崎市大浦天主堂 ドロ<sup>45)</sup>」である。

内容は、既に発注している焼過煉瓦1萬個が到着、代価は1個1錢5毛で、運賃は長崎港まで1個1厘4毛で、道上某に周旋を依頼した処、長崎港から天主堂まで1個1厘2毛で、與助とは既に契約が整っている由で、水揚げ賃は誰の負担になるのか、また、煉瓦の代金は誰に、何時支払うべきかを尋ねたものである<sup>46)</sup>。

この記載内容から、與助は工事係代人であるが、実質的には請負業者に材料を発注し、代金や運搬についても、與助が取り決めていることが判る。施主側であるドロ神父は、與助に、煉瓦の運搬賃や煉瓦代金の支払先と時期などを確認し、支払い段階に入っていることが明らかになる。

### 第3節 教会及び教会関係建築工事における請負契約関係書類

#### 4-3-1 桐古天主堂改修工事における史料

史料は、No.1「天主堂既設届」、史料 C-14「書付」、史料 C-16『手帳』①、史料 C-17『手帳』②、史料 C-18『手帳』③の3冊の手帳である。

No.1「天主堂既設届」からは、改修工事前の桐古天主堂の建築概要、ならびに平面構成が判る。請負内容とその経緯、および工事工程は、「書付」、『手帳』①の「桐之浦天主堂日誌」、『手帳』②の明治39年（1906）9月5日から11月29日までの日誌、『手帳』③の「桐ノ浦天主堂ノ日誌」に記載されている。

No.1「天主堂既設届」と、『手帳』①の改修工事前の実測から、改修工事前の天主

堂の復元イメージが再現でき、改修工事の内容が具体的に推測できる。また、『手帳』①の1月17日の宣教師の指示から、改修工事は、天井一切で、大工、左官の手間賃と、石灰、竹、および、その人夫賃、円窓、高臺ノ両窓と、両小門で、衣装部屋は2～3尺（60～90cm）を遣り出す工事で、柳天井は3個施工し、2階と階段を造り、材木の運搬については、舟を出すという指示であったことが判る。

したがって、改修工事は、14個の窓前の工事と、鐘楼を造り、屋根工事をを行い、2階を造り、天井を張り、壁の下地造りと壁板を張る工事であることから、天井、ならびに屋根工事も含まれ、壁も工事をしていると考えられる。この他に、柳天井は3個を施工し、2階の床と手摺、2階の天井には網天井を施工するものと考えられる。

工事費については、『手帳』①の「桐天主堂改造金受取」、「桐ノ浦天主堂入金」、『手帳』③の「桐ノ浦天主堂請負金 受取金額」、「桐ノ浦天主堂ニテ賃銭支拂帳」に記載されている。なお、『手帳』③の「桐ノ浦天主堂請負金 受取金額」には、冷水天主堂新築工事の杉代も含まれている。

#### 4-3-2 冷水天主堂新築工事における史料

史料は、史料 C-16『手帳』①、史料 C-17『手帳』②、史料 C-18『手帳』③と、史料 C-20『手帳』⑤の4冊の手帳である。

請負内容とその経緯、および工事工程は、『手帳』①、『手帳』②、『手帳』③の「冷水天主堂日誌」に記されている。それによると、請負前に杉買求めの依頼があり、その後、冷水天主堂の図面提出の依頼を受け、見積を出している。請負は明治39年（1906）12月14日で、翌15日に工事に着手しているが竣工日は不詳である。鉄川組の請負金は大工手間木挽手間共400円である。

工事費は、『手帳』②の「冷水天主堂 建築費用」、『手帳』③の「冷水ノ部」、『手帳』⑤の「冷水天主堂受取」に記されている。このほかに、『手帳』③の「桐ノ浦天主堂請負金 受取金額」には、冷水天主堂新築工事の杉代も含まれている。工事費は、明治40年（1907）2月は「冷水ノ部」に合計18円52銭の支払があり、5月17日は「冷水天主堂 受取」に356円61銭2厘がある。

#### 4-3-3 奈摩内天主堂新築工事における史料

史料は、史料 C-19『手帳』④、史料 C-21『手帳』⑥と、史料 C-24 奈摩内天主堂図面と、史料 C-25『金銭受拂簿』と史料 C-26『新築工事費決算書』である。

請負内容とその経緯、および工事工程は、奈摩内天主堂図面と、『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』から判断される。工事工程は、『手帳』④と『手帳』⑥、および『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』から判る。それによると、奈摩内天主堂は、平面は三廊式で、天井は柳天井である。着工は明治42年(1909)4月、竣工は明治43年(1910)8月17日である。

工事費は、『手帳』④、『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』に記されている。『金銭受拂簿』に記された「御方」、すなわち注文者の負担になる受払は、材木代、小串煉化2万本、牛ノ浦煉化5万本、瓦代、白灰、紅柄代、天井鉄板代の材料費と、木挽・石工・煉瓦工・左官賃、船作事賃、米代などである。一方、「私方」すなわち請負者の負担になる受払は、鉄川組へ送金分と頼母子講代、木挽賃、大工・木挽の道具代、鉄川組食糧費、野首行旅費、與助の私用などである。『金銭受拂簿』に記された「御方」支払金は、『新築工事費決算書』の材料費と職人賃に整理され、「私方」支払金は、諸経費に相当する分に整理されている。鉄川組請負金1,560円は、史料C-26『新築工事費決算書』の「木工之部」の大工木挽手間である。

奈摩内天主堂新築工事は煉瓦造であることから、木造とは異なる洋風建築の材料や、石工・煉瓦工・左官の管理が必要となる。そこで、施主と請負人との工事費の負担を明確にする目的で『金銭受拂簿』を整理し、工事終了にあわせて『新築工事費決算書』をまとめたものと捉えられる。なお、史料に職人出勤簿は確認されないが、『新築工事費決算書』では職人の工手間を整理していることから、出勤簿に相当する書類があったものと推測される。

#### 4-3-4 今村天主堂新築工事における史料

史料は、史料C-21『手帳』⑥、史料C-22『手帳』⑦と、史料C-23『手帳』⑧と、史料C-27『新築工事費豫算書』、史料C-28『雑費記入簿』、史料C-29『工場記録』、史料C-30『工場簿』、史料C-31「石材彫刻据付工事契約証」、史料C-32「木材請負契約証」、史料C-33「送り書」、史料C-34『職人日記帳』、史料C-35『職人出勤簿』、史料C-36『手紙』②である。

請負内容とその経緯は、『手帳』⑧と、『新築工事費豫算書』、「石材彫刻据付工事契約証」、史料C-32「木材請負契約証」から判断される。工事工程は、『手帳』⑥、『手帳』⑦、『手帳』⑧と、『工場記録』、『工場簿』、「送り書」、『職人日記帳』、

『職人出勤簿』、『手紙』②から判る。

工事費は、『手帳』⑧、『新築工事費豫算書』、『雑費記入簿』、『工場簿』に記載されている。

今村天主堂新築工事は九州本土に進出直後の新築工事である。そこで、奈摩内天主堂新築工事（明治43年/1910）での実績を踏まえて、『新築工事費豫算書』を作成し、不慣れな土地での建築材料や職人の手配に備えたものと考えられる。『工場記録』は、『新築工事費豫算書』で作成した予算を、工事の進行状況に併せて見直し、調整を重ねたものである。『工場簿』に所収されている「石材彫刻据付工事契約証」では石材の業者と石材彫刻据付工事契約証を取交し、「木材請負契約証」では、木材の業者と木材請負契約証を取交している。また、『雑費記入簿』は、明治45年(1912)3月26日から大正2年(1913)9月19日までの木工部費、食料費、道具費の金銭受払が整理されており、木工部費には、與助の家族の食料・衣料品や娯楽費まで含まれている。

#### 4-3-5 旧長崎大司教館工事における史料

鉄川與助は、「大浦天主堂工事係 代人」であり、請負人と契約関係書類を取交している。

はじめに、石垣工事と本館地中室工事をみると、史料C-37『学校附属工事石垣見積書』は、石垣工事の工手間と石材および土砂運搬見積で、工事期限は入梅の前である。史料C-38『本館地中室工事土掘取人夫並ニ運搬見積書』は、土掘取の人夫賃や運搬賃、埋立工事で階段を造成し、石垣の袖部分を造成する工事の見積で、本館地中室工事の工事期限は6月である。2件の工事は共に道上利作の見積であることから、凡そ250-260円で、道上利作が請負っている。史料C-64『領収書』は、8月1日付の石垣工事の残金67円80銭の領収書であることから、工事は7月末までには終了していたと考えられる。また、『領収書』の内訳から、下水工事と小便所の工事も石垣工事に併せて施工され、石垣工事の費用で行われたことが判る。

次に、小使住宅と便所・湯場の新築工事をみると、史料C-39『見積書 但し住宅老棟坪数拾五坪』は、建坪15坪に2坪5合の部屋6室があり、見積金額は574円である。史料C-40『見積書 但し便所老棟坪数拾八坪六合七勺』は、建坪18坪6合7勺で、見積金額は571円である。2件の工事はともに岡本藤寿と道上利作の見積である。そこで、史料C-42『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』と、史料C-43『学校附属便



所並ニ湯場仕様書』を示したうえで、2件の工事は一式1,000円で発注している。また、史料C-46『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』と史料C-47『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』で一式請負人の心得を示している。小使住宅の工事落成は8月20日の見込みで、便所と湯場の工事落成は8月12日の見込みである。請負人は岡本藤寿と道上利作と山崎徳太郎である。

史料C-44『建家売買契約証』は、既存の建物1棟の解体工事の契約証である。それによると、工事は8月12日に着手し、9月1日に材料全部を取り除く契約である。買受人は岡本藤寿・道上利作・山崎徳太郎の三人で、買受価格の600円は大正2年(1913)7月19日の契約当日の支払である。なお、解体工事の実施日、および契約金の受払については史料からは不詳である。

工手間請負は、史料C-49『工手間請負人心得書』と『工手間受負証書式・工手間受負証書』で請負人に対する心得を示し、材料運搬請負は、史料C-51『建築材料運搬請負証書』で運搬請負人と契約を取交している。建築材料は、納入業者は、材料納方請負業者は波止場または停車場まで納入し、材料運搬請負人が天主堂指定の場所まで搬入する請負契約である。工手間と材料運搬の2件は、請負人は佐藤久米次、保証人は佐藤千代次で、請負高は凡240円位の見積である。

建築材料は、煉瓦、石材、材木、生石灰と砂、セメント、瓦の建材毎に契約書類が作成されている。煉瓦に関する契約関係書類は、史料C-52『一、材料納方請負証書』、史料C-53『二、材料納請負証書』、史料C-54『煉瓦石買入注文書』、史料C-63『送状』3通と、史料C-67『手紙』③である。『手紙』③は、既に発注していた焼過煉瓦1万個が、大正2年6月10日に既に納入段階にあり、この代金や運搬についても請負業者と取り決めているもので、これは附属工事用といえる。この他に、煉瓦の注文数量は、『煉瓦石買入注文書』に記されており普通煉瓦15万個と焼過煉瓦3万個がある。普通煉瓦15万個の納方は『一、材料納方請負証書』に記載され、煉瓦1個1銭1厘2毛で、9月20日から10日毎に凡6万個を納入し、費用は1,680円である。焼過煉瓦凡3万個の納方は『二、材料納請負証書』に記載され、焼過煉瓦1個1銭5毛で、8月20日から9月20日迄に納入し、費用は315円で、請負人は牛ノ浦煉化の西八郎である。また、『送状』は、搬入個数と船揚賃が明記されている。『一、材料納方請負証書』と、『二、材料納請負証書』では、建築工事の場所は「長崎市大浦南山手乙

1番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付キ」と明記しているが、煉瓦の納入日付は附属工事の工期以降であり、司教館本館工事用を含めた数量であると推測される。

石材に関する契約関係書類は、史料 C-50『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式』、史料 C-59『石材買入注文書』、史料 C-54『材料納方請負証書』、史料 C-51『建築材料運搬請負証書』と史料 C-66『支払伝票』である。

石材の発注量と納期は、『石材買入注文書』に記されており、入口敷居石 21 個、窓皿石 12 個、迫石は本年 9 月 15 日限り、階段石 20 個、沓石 70 個、地覆石は 10 月 10 日限りである。石材の納期は、附属工事の工期以降であることから、司教館本館工事用と判断される。『材料納方請負証書』には石材の単価が記されており、請負人は小柳嘉吉である。材料納方の心得は、『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式』で、生石灰と砂と同様に複写された書類を添えている。また、石材の請負人は『石材買入注文書』、『材料納方請負証書』、『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式』、『建築材料運搬請負証書』には記載されていないが、『支払伝票』の大正 2 年 9 月 28 日の記載内容から平林三代吉であることが判る。このほかに、『支払伝票』では、大正 2 年 (1913) 9 月から大正 3 年 (1914) 2 月までに凡そ 50 回、『建築材料運搬請負証書』の請負人である佐藤久米次へ、福田コッパ石艘代や揚賃の支払がある。現存する石垣の石をみても、『石材買入注文書』で注文している石材とは別の石材が使われている。したがって、附属工事用の石材として、この他に福田コッパ石の注文書があったものと推測される。『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』に、建築工事の場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付キ」と明記されているが、「入口敷居石 21 個、窓皿石 12 個」の発注量は附属工事の数量を超えるものと捉えられ、司教館本館工事用を含めた数量と推測される。

生石灰と砂に関する契約関係書類は、史料 C-41『見積書』、史料 C-60『生石灰購買注文書』、史料 C-61『砂買入注文書』、史料 C-55『材料納方請負証書』と『材料納方請負人心得書』である。

生石灰の注文数量は、『生石灰購買注文書』に記されており、焼立生石灰 5 貫入凡 3000 俵である。砂の注文数量は、『砂買入注文書』に記された、蚊焼産の砂凡 50 坪で、納期は大正 2 年 (1913) 9 月 20 日から 12 月 30 日までである。生石灰は、砂と

同じ小柳嘉吉の請負であることから、納期も同じと判断される。生石灰と砂の納方の費用は、『材料納方請負証書』に記されている。石灰 3000 俵 285 円と、砂 55 坪 375 円で、合計 660 円の請負で、請負人は小柳嘉吉で、身元保証品を添えた材料納方請負である。『見積書』で、港外蚊焼砂の見積をとり、そのうえで生石灰と砂は同一請負人に発注したものと捉えられる。生石灰と砂の材料納方請負は、『材料納方請負証書』に請負人心得と違約の場合の規定が記されている。しかし、これらの生石灰と砂の納入日付は附属工事の工期以降である。『材料納方請負人心得書』に、建築工事の場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付キ」と明記されているが、生石灰と砂の発注量は司教館本館工事用を含めた数量であるといえる。

セメントに関する契約関係書類は、史料 C-56『材料納方請負証書』である。セメントの発注量と価格は、セメント 350 樽で 1,312 円の請負証書で、身元保証品金は 80 円で、請負人は長崎市元船町納富甚吉、保証人は長崎市稲田町の平原猪作である。書類の日付は大正 2 年 9 月 25 日で、これは、附属工事の工期以降である。また、建築工事の場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付キ」と明記されているが、セメントは司教館本館工事用を含めた数量と推測される。請負人は平林三代吉である。

瓦に関する契約関係書類は、史料 C-57『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書』と、『瓦注文書』、『瓦納方請負契約証』と、史料 C-65『預り証』である。瓦の発注量は『瓦注文書』に記され、瓦の納期は、『瓦納方請負契約証』に記されており、大正 3 年 5 月 20 日現場着である。これは、附属工事の工事期限後での納入と判断される。

『材料納方請負人心得書』に、建築工事の場所は「長崎市大浦南山手乙 1 番地ニ於テ天主堂附属住宅御新築ニ付キ」と明記されており、『瓦注文書』で発注された数量は司教館本館用も含めた数量である。瓦の費用は記載されていないことから金額は不詳であるが、このほかに発注の際に請負業者に渡された注文書があったものと推測される。『預り証』は、身元保証品 50 円を、請負人が鉄川與助に預けた証書である。請負人は福岡県三潞郡の執行藤太郎で、長崎市の小柳嘉吉を代理としている。

工事費については、史料 C-49『工手間請負人心得書』と『工手間受負証書式・工手間受負証書』と、史料 C-51『建築材料運搬請負証書』、および史料 C-66『支払伝票』

から判る。

『支払伝票』は、司教館工事の支払と、附属工事に関する支払が含まれている。そこで、伝票の控部分から、工事項目別に支払の内容や時期などをそのほかの史料と照合させて検討する。なお、史料 C-64『領収書』は 8 月 1 日付で、石垣工事と本館地中室工事の工事残金 67 円 80 銭が支払われていることから、それ以降の、大正 2 年(1913) 9 月 16 日から大正 4 年(1915) 3 月 25 日までは『支払伝票』で精算されたといえる。

#### 第 4 節 小結

鉄川與助は、建築工事の実績を重ねる中で様々な書類を作成しているが、請負の初期から『手帳』には、請負の経緯や工事内容、宣教師や工事関係者との打合せと職人の仕事内容、工事費の受払など、近代的請負契約書類に相当する内容を記している。

奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)では、『手帳』の他に、奈摩内天主堂図面を作成し、『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』を整理し、工事費は「御方」即ち施主の負担と、「私方」即ち鉄川組の費用負担を明確にしている。

今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)では、『手帳』の他に、『新築工事費豫算書』、『雑費記入簿』、『工場記録』、『工場簿』を整理し、職人の管理は、明治 45 年(1912)の『職人日記帳』、大正 2 年(1913)の『職人出勤簿』で行っている。『工場簿』に所収されている「石材彫刻据付工事契約証」と「木材請負契約証」からは、與助は現場に常駐しなくても、石材彫刻の据付や木材の納入が「契約証」で判る体制が整っているといえる。なお、『新築工事費豫算書』を作成したことは、①奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)での実績を踏まえて、材料費や手間賃、ならびに工事工程などを把握していた。②これまでの五島列島内や長崎市から福岡県に進出したことで、実績のない取引業者を相手にすることになり、工事費や職人の出面の管理を書類で明確にする目的があったと考えられる。

旧長崎大司教館工事(大正 4 年/1915)では、與助は、工事係代人として、請負業者に見積書を提出させている。『小使住宅新築仕様書』と『学校附属便所並ニ湯場仕様書』や、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』と『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』、『工手間請負人心得書』と『工手間受負証書式・工手間受負証書』や、『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書』、

『建築材料運搬請負証書』などで、請負人の義務などを心得や請負証書で示し、取引実績のない業者からは、保証金と保証品を預かり、工事終了後には保証金を返金している。なお、工事費は、工事毎に領収書を発行する形式から『支払伝票』で精算する方式に移行している。このような過程で、『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書』、ならびに『工手間請負人心得書』と『工手間受負証書式・工手間受負証書』は、複写した書類を使用している。しかし、『瓦納方請負契約証』にみられるように、書類名や書式も統一されたものではなく、建築材料は附属工事用としながら、実際は司教館本館工事用である。したがって、與助の現場では、書類の標準化も進められていたが、請負契約関係書類は整備過程にあることが判る。

注

- 1) 「天主堂既設届」は、明治32年10月3日付で、『明治三十三年中 第一課事務簿 社寺ノ部附属神佛道以外ノ宗教ニ関スル届』に所収されている。届出者は桐古天主堂の信者総代で、川添好衛と濱口次郎左衛門の2名である。長崎歴史文化博物館所蔵。
- 2) 「書付」は、『手帳』①と『手帳』③に挟み込まれている。記載内容は殆ど同じであるが、以下に『手帳』①の「書付」の記載内容を記す。「拾四個 一窓前 式百貳拾四日、一鐘ノ土臺 式拾五日、一塔屋根地造窓 参拾日、一屋根地造り 参拾日、一兩方ノ間根太座張り 二階根太座張り 網天井 一貳拾日、壁地造り其他 参拾五日、一壁板張り 参拾日 〆 参百九拾四日、 此賃飯料 貳百七拾五円八拾錢、外ニ一柳天井三個二階手摺り 及階段 内階段ノ材木及人夫丈郷ヨリ支出シ 七拾九円八十錢 合計 参百五拾五円六拾錢」。なお、本文中には、『手帳』③の「書付」の記載内容を記している。
- 3) 窓前の工事とは何を差すのかは、詳細には記載されていないが、窓枠や、窓の框、窓の建具の下枠などの窓周りの工事と考えられる。
- 4) 鉄川與助の教会堂建築では、天井の形に特徴があるとされている。與助は「柳天井」、または「こうもり天井」と記載している。天井の形式は、(社)日本建築学会編;総覧 日本の建築 第9巻/九州・沖縄, 新建築社, 1994.2には、「リヴ・ヴォールト天井」と記され、川上秀人、土田充義; 教会堂における折上天井について, 日本建築学会論文報告集第351号, p.112. 1985.5, 及び、川上秀人: 長崎の教会建築史 (三沢博昭『大いなる遺産 長崎の教会』所収, 智書房, p.187, 2000.6には、「コウモリ天井、柳梁天井」と記されている。また、土田充義: 教会堂建築に情熱を燃やした鉄川與助 (近江栄・藤森照信編『近代日本の異色建築家』, 朝日選書, pp.113~123, 1984.8 所収)には「肋骨天井」と記されている
- 5) 『手帳』①の3月25日は「天井の形取り」をしていることから、この日に実測したものと考えられる。
- 6) 半紙(123mm×304mm)は、桐古天主堂改修工事の「書付」と、もう一枚は(161mm×137mm)はタブ板一枚の納入書である。
- 7) 実測した寸法は、日誌とは別に、後の見開5頁に記されている。1頁目は「桐ノ浦天主堂ノ下屋柱ノ太サ 1.5寸、2.5寸、3.4寸8歩、4.5寸6歩、5.5寸6歩、6.5寸 本柱 出羽 1寸3歩 差シ物9寸5歩」で、2頁目は「中梁行1丈3尺3寸、下屋7尺3寸8歩、桁行8尺3寸 コンパス中心ヨリ1尺2寸ハズレ」、3頁目は「最高1丈9

- 尺、中柱1丈2尺 但シ差物上バ迄 下屋柳ヨリシタ7尺4寸」、4頁目は「現今ノ累桁3尺5寸、窓前ノカマチ厚4寸6歩、見面3寸4歩、現ノ窓障子惣幅3尺6寸 下屋は柱5寸6歩角、中大柱6寸8歩角」、6頁目は「天井柳ノ長サ 中ノ間 長1丈05寸、次9尺5寸、次7尺7寸、アイギリ5尺5寸、下屋 長7尺5寸、次6尺3寸、次6尺、窓ワクハ5寸仕上」である。
- 8) 本屋の外壁に接して設けられた片流れの屋根、またはその下にある空間。単なる庇で吹放ちになっている場合と壁で囲われ本屋に取り込まれている場合とがある。彰国社編：建築大辞典第2版、彰国社、p.479,1998.4。
- 9) 「桐ノ浦天主堂入金」の内訳は、福見松ノ手付金、木挽賃、檜出し賃、縄木船賃、杉・松・檜代、竹代、洋釘、梯子、麦・白米・芋、木挽米代其他、煙草代、旅費、福見松心配料、大阪書物前金、半紙、葉書・切手代である。日付は、3月21日の「一円五十銭 縄木船賃」のみが記されている。
- 10) 「冷水天主堂 建築費用」の内訳は、食糧費や雑費など米・芋代、石油1斗代、茶代、葉書・切手代、巻紙代、煙草・マッチ代、醤油・味噌・白砂糖代、ペンインク代、渡海賃、茶ビン代、チュウノ二丁、斧二丁、青方行菓子代、雉二羽代、徴兵選別、密柑代である。
- 11) 1枚目の半紙(241mm×318mm)は 『手帳』①と同じ改修工事の「書付」である。2枚目の半紙 (243mm×319mm)は第一回勘定の明細書、3枚目の半紙(233mm×300mm)は「附日従業」と表記され、「天主堂」に従事した日数と、「借入金 拾円式拾銭」とあるが、「借入金 拾円式拾銭」については具体的には不詳である。
- 12) 「冷水ノ部」の内訳は、「明治40年(1907)2月9日青方行 幸太へ20銭、道具(曲尺一本)85銭、外套代2円77銭と20銭、大塚母死去(5円,3円,5円)、2月12日似首にて 父渡し1円50銭」である。
- 13) 「長崎新報社」は、長崎新聞社の前身で、明治29年(1896)頃、大波止の勸工場の一角に建てられていたが、火災になり、その後、油屋町、再び、西浜町新地通りに移転している。西浜町の社屋は煉瓦造で、與助は、この建物の煉瓦の蛇腹積をスケッチしたものと推測される。長崎新聞社社史編纂委員会編：激動を伝えて一世紀～長崎新聞社社史～、長崎新聞社、p.74,2001.9。
- 14) 與助は、『手帳』④の明治41年(1908)3月18日の日誌では、野崎島で、野首天主堂新築工事に従事しており、野崎島で、奈摩内天主堂新築工事用の木材を切出したものと推測される。
- 15) 「再度野寄山入支拂金」の内訳は、立木9本代未拂金支拂 155円、奈摩内漕手人ノ米代50銭、事務所ニ於テ肴代30銭、木挽中へ山入酒代30銭、木挽へ渡シ 貞次へ20銭、丸尾米一斗ノ代1円55銭、四本根倒シ賃5円50銭、木挽へ野首ヨリ送り4円、納屋カケ縄代8銭、木挽へ渡シ4円50銭、初度六島買トス 5枚90銭又5枚1円90銭、縄5銭、95銭、節季 貞次12円 要吉10円 幸太郎 10円32円、勘次賃5円、木挽共野首宿老ヨリ受取5円で、合計215円83銭である。
- 16) 「四間物 一本、三間物 直径 根尺 一寸五分 ウレ尺 一本」である。
- 17) 「奈摩内ノ為 神父様分受取金」は、長寄行キノ件 5円、野首ニテ松代 20円、全上 165円、木挽賃 20円、木挽賃再度分 20円、煉瓦買ノ帰奈摩内ニテ 100円、小串煉瓦代 為替 104円、野寄松代 45円ノ内 20円、全上 155円、奈摩内漕手ノ酒代 50銭、木挽山入酒代 30銭、4本根倒賃 5円50銭、トマ10枚縄2度分 1円98銭、松フシ取り賃 木挽野寄山行賃 1円、帆苧網イカリ代 13円50銭、小串煉瓦一万口及為替金 103円62銭、船作業賃 7円50銭、全上巻洋釘代、最終野寄木挽賃 15円で、合計933円40銭である。
- 18) 買物は、鋸・釘・砥石・ハキリ・ヤスリなどの大工道具、鎌番・錠前などの金物、米・

- 大豆・麦・豚・鯨・蜜柑・食パンなどの食糧、ペーパ・半紙・コンパス・鉛筆などの文房具、帽子・外套・靴下などの衣類、毛布・マッチ・石油・葉書などの日用品、菓など、仕事に必要な建材と、生活用品全般にわたっている。
- 19) 前田要吉、湯川幸太は、鉄川組の大工職人で、浦田與助と橋本金七は木挽職人である。職人への支払は、天主堂工事に従事した日数を通算して計算していることから、節句などの区切りで支払われたものと思われる。
- 20) 12 頁に亘り柱台石や柱頭、天井柳の彫物のデザイン、笠木と付柱、硝子障子などのスケッチがあり、1 か所に「伊王島」と記されていることから、伊王島天主堂を見学した際のスケッチと思われる。なお、伊王天主堂は、長崎港外の伊王島と沖ノ島にあることから、後者はかつて「沖ノ島教会」とよばれた「馬込教会堂」の事だと思われる。「沖ノ島教会」は、明治 33 年(1900)にはマルマン神父が建設した煉瓦造に重層屋根構成の教会である。昭和 2 年(1927)と昭和 4 年(1929)の台風で倒壊したため、現在の教会堂は昭和 6 年(1931)に再建されている。日本建築学会編：総覧日本の建築 第 9 巻/九州・沖縄, 新建築社, p. 186, 1994. 2。
- 21) 「冷水天主堂 受取」は、3 月 2 日 30 円、節句 25 円、10 円、米 5 俵代 17 円 56 銭 2 厘、長寄ニテ 100 円、3 月 28 日 桐ノ浦神父様申出ノ件鶏代ニテ 1 円、幸太ニ渡シ 10 円、宿老申出デ節 1 円、大豆 2 俵代 7 円、米 1 俵 5 円 5 銭、5 月 17 日 肥后行キノ件 150 円で、 $\text{¥}356$  円 61 銭 2 厘となるが、 $\text{¥}361$  円 61 銭と記され、内、10 円 20 銭は、木挽 60 日飯料と記されている。
- 22) 江袋天主堂は、明治 15 年(1882)竣工の木造の天主堂である。與助は、この香臺の工事をしたか、または奈摩内天主堂工事で製作する御像の参考にしたかについては、史料からは確認できない。なお、江袋天主堂は平成 19 年(2007)2 月に火災でほぼ全焼したが、平成 22 年(2010)3 月に修復復元されている。長崎県指定有形文化財。
- 23) 住所録の住所は、東京・大阪・京都・和歌山・広島・佐賀・肥后・伊豫・下関・肥前・神戸・尾道・三重・福岡・久留米・岡山・門司・長崎市・佐世保・平戸・北松浦郡の広範囲にわたり、宿老、神父の他に、建築工事に直接関係があると思われる、木挽、石工、煉瓦工、煉瓦工場、受負大工、木材問屋、塗物商、白灰瓦商や、漁業関係と思われる、綿糸・漁網などの問屋、荷受問屋、製網所があり、万問屋、酒店、米穀商、船頭、兵士が記されている。また、金銀箔屏風類商、佛師は、祭壇、および御像の製作に関与する業者と推測される。
- 24) 住所録には、長崎市や、福岡県の福岡市・博多市・浅倉郡・城島・久留米市・甘木郡・三潞郡・大川町、佐賀県神埼郡・佐賀柳町の木挽・煉瓦工・鳶職などの職人名や、測量、煉瓦工場、木材商、石商、金物店・染物商などが記されている。これは、福岡県の今村天主堂新築工事や、佐賀県の佐賀市公教会新築工事の関係者と思われる。
- 25) 故喜一郎氏所蔵の図面 64 件は、川上秀人氏により、1997 年 5 月にマイクロフィルムに整理されている。また、博物館明治村編：明治のキリシタン-信仰の形と心 -, p. 56, 1994. 9 に掲載されている。
- 26) 5 丁から 7 丁は「支拂方法」、8 丁から 11 丁は「使先」と、分けて記されている。
- 27) 材木之部は、杉代、松代、雑木代、杉板代の材料費  $\text{¥}1123$  円 10 銭 5 厘と、全雑費の合計  $\text{¥}1256$  円 71 銭 5 厘である。石之部は、石材、石運賃、石工賃の  $\text{¥}586$  円 13 銭と、全雑費の合計  $\text{¥}598$  円 63 銭 5 厘である。煉瓦之部は、煉瓦 10 万 2 千本  $\text{¥}1054$  円、運賃、職工賃、塩酸、光明丹、明礬の薬品、道具代などで合計  $\text{¥}1606$  円 48 銭 5 厘である。左官之部は、瓦  $\text{¥}318$  円 17 銭、セメント  $\text{¥}56$  円 49 銭、石灰、白灰、左官手間、竹代で、合計  $\text{¥}831$  円 94 銭である。木工之部は、大工木挽手間  $\text{¥}1560$  円、職人祝儀、石工煉瓦工の仕事仕舞で、合計  $\text{¥}1611$  円 17 銭 5 厘である。塗物之部は、ペンキ  $\text{¥}47$  円 57 銭、ワニス 13

円 90 銭と、染粉、テレピン、膠、金粉、刷毛代を含めた合計 75 円 90 銭である。硝子之部は、硝子 133 円 73 銭 5 厘、ポテ、運賃で、合計 149 円 48 銭 5 厘である。金物之部は、釘 50 円 16 銭 4 厘、皿石ノ鉄板、丁番、錠、大久保金物、河野金物、小曾根金物、西中町金物と、引手、電信針金、チギボード、諸金物、聖臺用金物、丁番、木捻、白玉錠、金物、鏽、桶の金物で、合計 250 円 50 銭 4 厘である。大久保金物、河野店金物、小曾根金物、西中町金物は、取引先であるが取引金額が記されている。諸道具ノ部は、ポロッコ、葎綱、粉米オロシ、ペーパー、畫用紙、雑費と、船 101 円 95 銭で、合計 122 円 93 銭である。鋼鉄天井は 33 円 66 銭である。職人賄雑費は、米 106 円 51 銭、醤油 11 円 66 銭、食品 39 円 2 銭と、諸器具、油、石油、合計 170 円 40 銭である。諸雑費は、雑費、桶屋賃、煙草で、合計 13 円 50 銭である。なお、『新築工事決算書』には計算間違いがあり、硝子之部合計 149 円 38 銭 5 厘が、149 円 48 銭 5 厘と 10 銭多く記され、職人賄雑費合計 170 円 4 銭が 170 円 40 銭と記されている。したがって、材木之部から諸雑費までの 12 項目の合計金額は 6721 円 32 銭 9 厘となる。

- 28) 工事項目の分類、及び材料、注文方法については、辰野金吾、妻木頼黄博士、三橋四郎の閲覧を得て、田中豊太郎編：和洋建築工事仕様書實例 上, 工業書店建築書院, 1905. 9. と、田中豊太郎編：和洋 建築工事仕様書實例 下, 工業書店建築書院, 1905. 9. が出版されている。上巻では、第 1 編 地形之部、第 2 編 煉瓦職之部、第 3 編 石工職之部、第 4 編 大工職之部、第 5 編 建具職之部附硝子職、第 6 編 木挽職之部、第 7 編 左官職之部、下巻では、第 8 編 屋根職之部、第 9 編 鐵工職之部、附鋸鐵、第 10 編 塗師職之部、第 11 編 経師職之部、第 12 編 畳職之部、第 13 編 井戸職之部、第 14 編 植木職之部、第 15 編 雑之部、第 16 編 各種之仕様書、第 17 編 建築材料時価表に分類し、「仕様書ハ施工ノ方法及ビ其順序ヲ簡明ニ列記シ設計ハ工費及工程ヲ精確ニ算出スル」としている。
- 29) 明治 45 年 (1912) 2 月 27 日に、大城村赤地の川村新吉に 240 本が注文されている。内訳は末口 5 寸長 17 尺が 35 本 (単価 80 銭)、末口 5 寸長 16 尺が 75 本 (単価 75 銭)、末口 5 寸長 14 尺が 40 本 (単価 55 銭 4 厘)、末口 5 寸長 12 尺が 40 本 (単価 49 銭 4 厘)、末口 5 寸長 11 尺が 50 本 (単価 43 銭) で合計 240 本 (147 円 66 銭) である。
- 30) 『手帳』⑦の「日記補遺」欄には、「火山灰 形梅干ノ実ノ如ク浅間山伊豆等ノ産出ハ褐色ニシテ壱岐ノハ小豆色ナリ」と記されていることから、初めて扱う材料であったと推測される。珪酸質のものは、石灰と反応して硬化する性質を利用して、セメントコンクリートの混和材料として用いられる。彰国社：建築大辞典第 2 版, p. 270, 1998. 4.
- 31) 浦善吉は 1 月、2 月と 8 月 9 月の従事である。丸岡熊平、前田勘三郎、鉄川勘輔、三原寛太の 4 人は 4 月以降に従事している。青木勤次、平田左喜太郎、福田巡蔵の 3 人は 6 月以降に従事し、平田十蔵、青安太郎、川原又、岡の 4 人は 7 月以降に従事し、判読困難な一人は 8 月以降、重松は 9 月に従事している。竣工直前に新たに職人を受入れたのは、福岡教区にその後に予定されていた天主堂新築工事に備えたものだったと伝えられている (鉄川與助から喜一郎氏の伝聞による)。実際には、福岡教区は昭和 4 年 (1929) に設立されたことから計画は遅れている。
- 32) 大正 2 年 (1913) 6 月 10 日付の手紙の宛先は「福岡縣三井郡太刀洗村字今天主堂 鐵川與助」、差出人は「長崎市大浦天主堂 ドロ」である。
- 33) 板畳は、藁の畳床を使わないで、板に畳表を貼り付けた代用の畳である。彰国社：建築大辞典第 2 版, p. 79, 1998. 4.
- 34) 「解体された建屋」は、撤去後、どこにどのように再利用されたかは、史料からは確認できないことから不詳である。



- 35) 工手間請負人心得書の 19 条と工手間請負証書式、及び材料納方請負人心得書の 15 条と材料納方請負証書式は、明治 41 年（1908）9 月に出版された『家屋建築實例』の例文と一致していることから、與助は、建築学会の動向を、自らの建築工事の現場に取り入れたものと考えられる。辰野金吾・葛西萬司共著：家屋建築實例，須原屋，1908. 9
- 36) 木材については、宮崎産で、荷主は本人（鉄川與助）、送主は宮崎線飯野駅前 田島運送店の積入明細書がある。これは、「司教館本館工事用」と明記されている。
- 37) 司教館は、南北に長い長方形の平面で、東立面が正面で、東側に一部地下室がある。煉瓦造 3 階建であるが、煉瓦壁は 2 階までで、3 階は木造である。そこで、以下に、外観から、司教館に使われている煉瓦の数量をみる。東立面の煉瓦は 2 枚積で、地下から 4 層の壁には凡 35,840 個である。北側妻壁両側の煉瓦の柱は 3 枚積で、凡 4,320 個である。地下室と個室を隔てる地下から 2 階までの 3 層の煉瓦壁は 2 枚積で、凡 13,440 個である。南立面は、2 枚積で 2 層であり、凡 8,960 個である。東西立面の 2 層の煉瓦壁は、2 枚積で、凡 53,760 個である。西側石垣と地下室の間の立面は 2 層で、2 枚積で、凡 18,560 個である。煉瓦数量は合計凡 134,880 個となる。
- 38) 福田コッパ石は福田岬より産出する石材で、大正時代は松尾福市、田尻喜三郎が権利を持っていた。林純夫：福田村郷土史—大村藩郷村記にみる生活一，pp. 188-189, 2000. 5。「支払伝票」では松尾福市に支払われている。
- 39) 地瓦は、有名生産地の瓦に対し、その他の地方で、その地で生産される瓦で、一般に低品位で、低廉である。彰国社編：建築大辞典 第 2 版，彰国社，p. 680, 1998. 4。
- 40) 瓦の数量については、以下の書籍を参考にした。それによると、「瓦の数量は屋根勾配と其葺足寸面により相違あるも概算は左の如く大差なきものとす」として、「五寸足瓦葺、勾配 5-6 寸、地坪 1 坪に付 棧瓦 120 枚、附属瓦一式 30 枚 合計 150 枚」とある。畑中建三編：土木建築工事請負便覧，大倉書店，pp. 77-80, 1914. 5。ちなみに瓦の注文数は総数で 18,700 枚で、凡そ 124.7 坪用の瓦となり、これは司教館本館の瓦の数量と捉えられる。なお、本書は、與助が愛用していた請負便覧で、喜一郎氏が所有しているものである。
- 41) 石灰は、品質見本の通り最良の焼立生石灰を購入し、石灰は沸化した後篩粕、又は生々焼石等、最良の正味と引換えるもので、篩片は最初 2 分 5 厘の目篩に掛け、その粕を小蛸で砕き、同様に篩に掛け残った粕を砕き同様に篩に掛け、その残り粕を引換える、と品質を規定している。
- 42) 砂は、見本の通りの品質で土気を混ぜず、又塩分の少ないもので、納品は注文に違っている場合は引替るものとし、建築場へ持込み検査を受けた後、枳に入れるものとする。砂枳は長さ 12 尺巾 6 尺、高さ 3 尺の大枳で量を受取るものとし、枳入の節には人夫を差出し、掛員の指揮に従い枳底を掃除、又は枳の破損修繕は受負者の負擔としている。
- 43) 煉瓦の種類と等級については、與助が所有していた以下の書籍に記されている。煉瓦石の主成分は硅酸、礬土、酸化鉄、石灰で、機械製と手製があり、焼灼温度により並焼、焼過、黒焼過の三種に分けられる。煉瓦石の形状は並形煉瓦と異形煉瓦に区分され、並形煉瓦は普通使用するもので、異形煉瓦とは並形に対して形が特殊な扇形、拱形とする。煉瓦の仕様は、1 等品は、長 8 寸 4 分 3 より 9 寸、巾 4 寸 4 分 1 より 4 寸半、厚 2 寸 4 分 1 で、目方 640 目以上で品質は質分機密にして吸水量 10/100 以内で角度が正しく瑕なきもの、2 等品は、長 8 寸半より 9 寸、巾 4 寸 4 分 1 より 4 寸半、厚 2 寸 4 分 1 で、目方 640 目以上で品質は質分機密にして吸水量 12/100 以内で、角度が正しく 1 面又は 2 面共無瑕にして上積に差支無いもの、3 等品は、長 8 寸半より 9 寸、巾 4 寸 4 分 1 より 4 寸半、厚 2 寸 4 分 1 で、目方 640 目で品質は質分機密にして

吸水量 15/100 以内で、角度が正しく少許の瑕あるものである。畑中建三編：土木建築工事請負便覧, 大倉書店, pp. 67-76, 1914. 5。

- 44) 『支払伝票』の数字を判断する資料として、以下の書籍を参考にしている。書籍は、田中豊太郎編：和洋建築工事仕様設計實例 上, 建築書院, 1905. 9。田中豊太郎編：和洋建築工事仕様設計實例 下, 建築書院, 1908. 9、である。その理由は、明治期は、建築仕様書、明細書の様式も統一過程にあり、「工事仕様書ハ施工ノ方法及其順序ヲ簡明ニ列記シ設計ハ工費及工程ヲ精確ニ算出スルモノ」として、建築工事仕様書の実例が出版されている。上巻は、工事項目を、第 1 編 地形之部、第 2 編 煉瓦職之部、第 3 編 石工職之部、第 4 編 大工職之部、第 5 編 建具職之部附硝子職、第 6 編 木挽職之部、第 7 編 左官職之部に分け、下巻は、工事項目を、第 8 編 屋根職之部、第 9 編 鐵工職之部、附鋸鐵、第 10 編 塗師職之部、第 11 編 経師職之部、第 12 編 畳職之部、第 13 編 井戸職之部、第 14 編 植木職之部、第 15 編 雑之部に分けている。與助は、奈摩内天主堂新築工事（明治 43 年/1910）では、工事を 12 項目に分けた『新築工事費決算書』を作成しており、工事項目は、材木之部、石之部、煉瓦之部、左官之部、木工之部、塗物之部、硝子之部、金物之部、諸道具ノ部、鋼鉄天井、職人賄雑費、諸雑費である。また、今村天主堂新築工事（大正 2 年/1913）では、『新築工事費豫算書』を作成しており、工事項目は、一假設工事費、ニ土工事費、三煉瓦工事費、四石工事費、五木工事費、六金物工事費、七屋根工事費、八漆喰工事費、九塗物工事費、十硝子工事費、十一雑工事費の 11 項目に分けて整理している。以上のことから、大浦教会司祭館附属工事では、この工事項目を参考に、『支払伝票』に、数字で工事項目を表しているものと推測する。
- 45) 差出人名はカタカナで、「ドロ」と署名されている。なお、ド・ロ神父のカタカナ表記は、請負契約関係書類には「ドロー神父」と表記されており、発音と表記が一定していないが、明治期における一般の人々の外国人名の聞き取りを表していると考えられることから、史料のまま表記している。
- 46) 『手紙』は、宛先の「大刀洗村」を「太刀洗村」と表記したもので、今村天主堂宛に出された手紙である。その内容は、「拜啓 梅雨の候ニ候得共益々御健勝奉賀候 御注文の焼過ぎ煉瓦一萬個 到着仕候 代價は壹個壹錢〇五毛の 通知書及び運賃長崎港まで壹個一厘四毛の送状に接し候 荷揚げの爲めに者石工道上某 に週旋を頼み候度壹個に付 天主堂境内まで一厘弐毛にて 貴下と契約整ひ居り候由 申候運送船の到着の節ハ 日曜日に當り居り候を以て荷揚げ 滞り申候故船主は急ぎ且又波止場ハ假り置場の許可無之候故船より 且つ且荷揚げするを船主にて好ま ざるより弐円の水揚げ賃を出し て近傍の明地ニ荷揚致候由 此水揚げ賃は誰の負擔に属す べきか貴下より何の通知も 無之候故実困却し居候間 右煉瓦の件ニ付至急明細なる御通知あらんことを希求仕候 大正二年六月十日 敬具 二伸 煉瓦の代金ハ誰れに又何日支払ふべきか 鉄川與助殿 長崎大浦天主堂 ドロ拜」である。なお、この『手紙』は、博物館明治村編集：明治のキリシタン—信仰のかたちと心—, p. 59, 1994. 9 に公開されている。

## 第5章

明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事の建築工事請負の実態と変遷

## 第5章 明治後期から大正初期までの教会建築工事における建築工事請負の実態と変遷

### 第1節 本章の目的と概要

第4章では、本研究で用いる史料を整理し、桐古天主堂改修工事（明治39年/1906）、冷水天主堂新築工事（明治40年/1907）、奈摩内天主堂新築工事（明治43年/1910）、今村天主堂新築工事（大正2年/1913）、および旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）の記載内容を分析した。

そこで、本章では、第4章で検討した5件の教会、および教会関係建築の、それぞれの工事内容と工事工程、工事に関与した人々、工事費の清算と請負契約関係書類について具体的に検討する。

本章は、以下のように構成される。

第2節では、桐古天主堂改修工事（明治39年/1906）、冷水天主堂新築工事（明治40年/1907）、奈摩内天主堂新築工事（明治43年/1910）、今村天主堂新築工事（大正2年/1913）、旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）の建築概要を記した上で、建築工事の建築工事着手前、建築工事中、建築工事竣工後における工事内容と工事工程、工事費の清算、ならびに請負契約関係書類の実態を明らかにする。なお、本稿では、與助の直筆史料に基づいて、工事工程を復元し、工事費の清算について検討しているが、旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）では、工事費の支払は、工事終了後、もしくは、前後に支払われたと考え、工事費の清算について明らかにしたうえで、「支払伝票」から明らかになる工事工程を復元している。

第3節は、第2節で明らかにした教会建築工事における工事内容と工事工程、工事費の清算、ならびに請負契約関係書類の特徴と変遷過程を明らかにする。

第4節は、本章のまとめである。

### 第2節 教会建築工事の工程管理と工事費清算方式の実態

#### 5-2-1 桐古天主堂改修工事の建築工事請負

現住所：長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷

（『証明願』における桐古天主堂改修工事後の建築概要）

工事種別：増築工事/構造：木造を一部煉瓦造に改修/従事技術：設計・施工/延床面

積：200 m<sup>2</sup>/階数：2階）

桐古天主堂のある桐古里地域は、長崎県五島列島の中通り島の南西に位置し、東に築地ケ岳・扇山があり、西の若松瀬戸には若松島・有福島・日ノ島などがある。桐古里地域は、桐郷と古里郷の二つの集落からなり、中五島の布教の拠点であった。

桐古天主堂は、明治19年(1886)に天主堂が新築されており、天主堂の間口は5間、桁行は8間で、前面には2間の大門口があり、天主堂の奥には、主祭壇と、主祭壇の両側に脇祭壇があり、左側の脇祭壇は、1坪の祭服室に続いていた。また、明治39年(1906)3月25日に行われた既設の桐古天主堂の実測によると、下屋の柱は6本で、下屋の高さは7尺4寸(凡2m24cm)、中柱迄は1丈2尺(凡3m63cm)、天主堂の棟高は1丈9尺(凡5m75cm)あり、天井は身廊、側廊とも柳天井で、柱の高さと、天井柳の頂部の高さ等の実測値が『手帳』に記されていることから、天井柳のリヴの長さが判る。改修工事前の桐古天主堂の復元イメージは、桐古天主堂平面イメージ図(図5-2-1-1)と、桐古天主堂断面イメージ図(図5-2-1-2)に表している<sup>1)</sup>。

與助は、明治39年(1906)に桐古天主堂の天井改修を伴う改修工事を行っており、この天主堂は、現在は基礎部分と一部外壁のみ現存している。

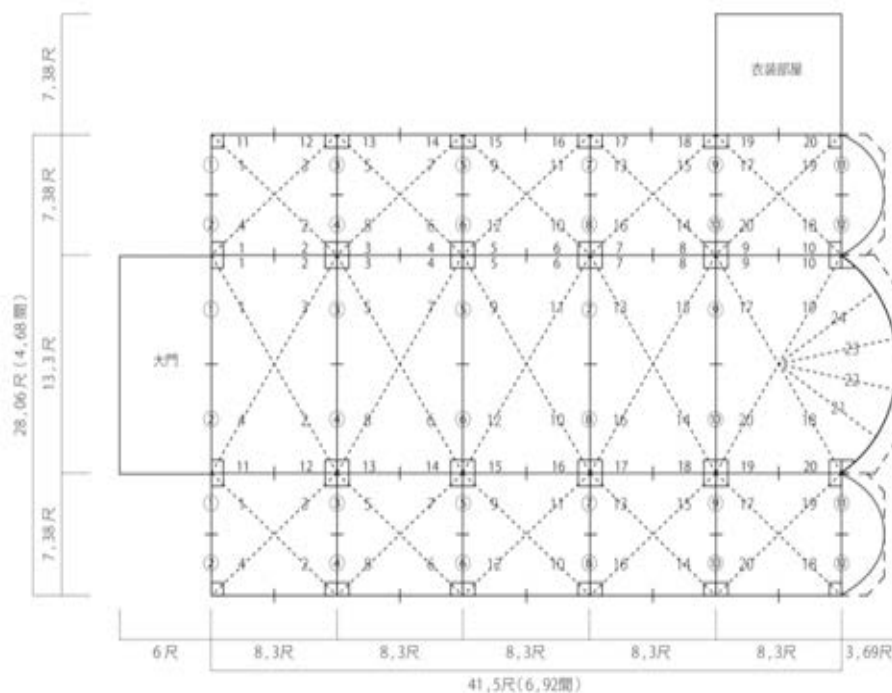


図5-2-1-1 改修工事前の桐古天主堂 復元イメージ図 平面図

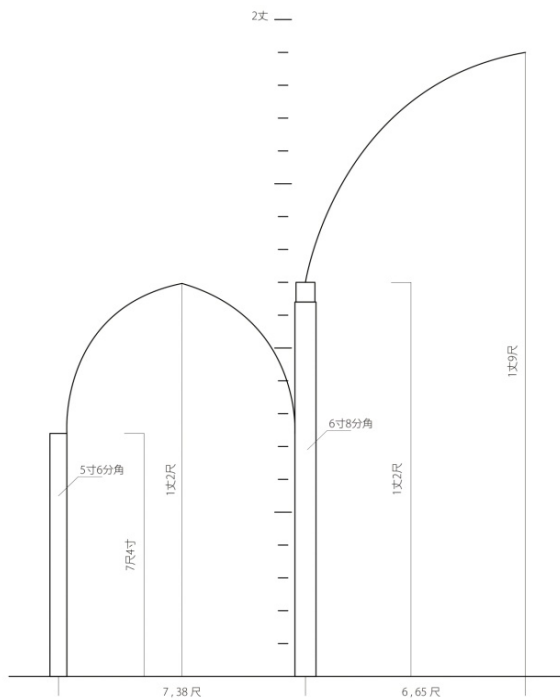


図 5-2-1-2  
改修工事前の桐古天主堂 復元イメージ図  
断面図

與助は、改修工事に先立つ明治 32 年 (1899) は曾根天主堂の新築工事に従事している<sup>2)</sup>。曾根天主堂は、「木造平屋建、下見板張り、尖頭型とアーチ形の色硝子窓を交互に配列し、鎧戸を付け、屋上には十字架、堂内は板敷き床 200 m<sup>2</sup>ほどの本格的な聖堂」であったという<sup>3)</sup>。この建築概要から、曾根天主堂は教会建築としての様式を整えていたものと推測され、明治 19 年 (1886) に建築された桐古天主堂の改修工事のきっかけ、もしくは参考になったものと捉えられる。写真 5-2-1-1 は、改修工事後の桐古天主堂の写真で、写真 5-2-1-2 は、現存する煉瓦壁の遺構である。

また、與助は明治 39 年 (1906) に鉄川組を創業しており、桐古天主堂改修工事は、鉄川組創業後、初の建築工事請負であったと考えられる。『鉄川工務店経歴書』によると、竣工は明治 39 年 (1906) 12 月で、発注者は「ア・ヒウゼ師」である。なお、桐古天主堂の名



写真5-2-1-1 改修後の桐古天主堂  
(岩波ブックレットより転載)



写真5-2-1-2 桐古天主堂改修後の煉瓦の遺構

称は、「桐古天主堂」、「桐ノ浦天主堂」、「桐之浦天主堂」、「桐天主堂」と表記されており、これらは地域の通称を含めて天主堂名を表したと考えられる。現在の桐カトリック教会堂は、昭和 33 年（1958）に、東側の一段高い丘の上に新築されている。

### （1） 改修工事の内容

改修工事の内容は、第 4 章の表 4-2-1 の「書付」と、『手帳』①から判る。それによると、天井改修工事は、柳天井 3 個<sup>4)</sup>を造り替え、既設の大門を鐘楼に改修し、14 個の高臺ノ両窓と、丸窓と円窓、硝子障子を取付け、塔には窓を設け、聖堂内に 2 階を設ける工事である。この他に、壁の基礎工事と壁板張りの工事を行い、両側壁には小門を設け、聖堂左手の脇祭壇に続く衣装部屋(改修前は祭服室と記されている)を 3 尺張り出す工事である。

表 5-2-1-1 桐古天主堂改修工事の史料から明らかになる建築工事の工程は、『手帳』①から『手帳』③の 3 冊の『手帳』の記載内容を時系列に整理したもので、左列から、No、工期、月日、工事(項目、内容分類)、工事に関する主な記載内容、史料名に区分している。工期は、建築工事着手前、建築工事中、竣工後に分けて表している。工事と内容分類は、『手帳』①、および『手帳』②の記載内容を整理したもので、工事は依頼、打合、工事、発注、納入、図面作成に分けて、内容を分類し、主な記載内容を表している。『手帳』には、請負の経緯、工事内容、柳天井の骨造りや、装飾用の木葉の彫物、円窓と丸窓<sup>5)</sup>、硝子障子<sup>6)</sup>、鎧戸・その他の戸など建具造りの日程と、大工と木挽、左官職人の名前が記されている。全般として、工事内容の打合せと工事に関する記載が大部分を占め、発注や納入に関する記載は限られている。なお、日付は旧暦で表されている。

以下に、表 5-2-1-1 から明らかになる建築工事着手前と建築工事中、および竣工後の工事内容について検討する。

### （2） 建築工事の内容と工程

3 月 24 日は、一同は桐の浦に行き、仕事に着手していることから、この日を工事着手日とする。

#### 1) 建築工事着手前の工事内容と工程（1 月 14 日から 3 月 23 日迄）

##### ① 受負

明治 39 年（1906）正月 14 日に信者総代から與助宛に『手紙』で「天井改造」の依頼があり、受負は 16 日に決まっている。與助は 17 日に信者総代同道のうえ宣教師に面談し、具体的な工事の打合をしている。宣教師は、與助に工事の内容を伝え、1 月

表5-2-1-1 桐古天主堂改修工事の史料から明らかになる建築工事の工程

No.	工期	月	日	工事		工事に関する主な記載内容	史料名
				項目	工事内容		
1	建築 工事 着手 前	1	14	依頼	依頼	明治39年旧正月14日 信者惣代ノ名義ニテ 浜口次郎左エ門殿ヨリ天井改造ニ付 依頼此来ル	『手帳』①
2			14	依頼	依頼	信者総代ノ表義ヲ以テ 濱口次郎右エ門様ヨリ天主堂天井改造ニ付依頼ノ手紙ヲ受ク	『手帳』③
3			15	打合	打合	曾根ヘ向ニ行ク	『手帳』①
4			15	打合	打合	曾根天主堂ニ大寄神父様ヘ前記ノ件ヲ為メ問合せニ行キ 種々ノ打合セラス	『手帳』③
5			16	受負	受負	桐ノ浦ニ行受負	『手帳』①
6			16	打合	打合	早朝出立 桐ノ浦ニ至ル 時午後3時 宣教師不在依由人ヲ ニ送ル又不在明日ヲ約シテ止ム 同夜日天主堂ニ濱口氏ト同伴シ至リ 岩瀬浦大工ト約束シ程度 (後略)	『手帳』③
7			17	打合	改修工事の内容 打合	濱口同道ノ上 宣教師ニ面談 事決マル (中略) 仕事ノ事ハ宣教師ヨリ委細ニ聞キ取ル 其要ハ 一天井一切 大工手間。左官手間。石灰ノ原料。竹、及其人夫。円窓。高臺ノ両窓。両小門。衣裳部屋ニ三尺ノ遣り出シ。材木ヲ舟廻シ。ノ	『手帳』①
8			17	打合	改修工事の内容 打合	(前略) 濱口同道ノ上陸路 中ノ浦ニ向フ道ニテ同行人 氏ヲ待テ受ケ 浦至ル 宣教師ニ面談 事定マル 而シテ松材買求メノ為メ 福見ニ向フ口 再桐ノ浦ニ至ル 又一泊 仕事ノ事ハ宣教師ヨリ委細ニ聞キ取ル 其要ハ 一天井一切 大工手間。左官手間。石灰ノ原料。竹、及其人夫。円窓。高臺ノ両窓。両小門。衣裳部屋ニ三尺ノ遣り出シ。材木ヲ舟廻シ。ノ 帰宿三人馳走有リ床ニ附ク	『手帳』③
9			19	工事	松材買付	福見松買イ帰宅	『手帳』①
10			20	打合	打合	曾根行キ神父ニ告グ	『手帳』①
11			21	打合	打合	夜青方ヨリ鯛ノ浦行 ベール様ニ會ス	『手帳』①
12			22	工事	松材買付	荒川ヘ松買ニ行ク	『手帳』①
13			23	打合	長崎出張	長崎ヘ行ク	『手帳』①
14			25	打合	長崎出張	神ノ島大浦ニ行	『手帳』①
15			10	打合	打合	木挽方ヘ青方ヨリ行	『手帳』①
16			11	打合	打合	桐滞在	『手帳』①
17	20	工事	木材買付	青方 祭摩ヘ父子共木材買ヒ行ク 反テ 青方ニ於テ 常助幸太 父3人樽ヲ切ル 榮ニ岩瀬浦ノ松買ニ行ク	『手帳』①		
18	25	工事	木挽松割	長作丸尾ニテ松割ク	『手帳』①		
19	8	工事	木挽松割	全上材ヲハリ 木挽長作貞次福見ノ松割キニ出立ス	『手帳』①		
20	10	工事	松材間合	木挽ヨリ手紙来ル 為メ福見ヘ行き帰路 岩瀬浦ニ松ノ有無ヲ問フテ帰ル	『手帳』①		
21	18	工事	檜納入/柳の骨削り	父常助善助ノ3人青方ヘ 檜木取りニ行ク 12時頃帰宅 午後ヨリ常助幸太、善吉ノ3人 柳ヨリ骨ノ柳ノ松ヲ出ス	『手帳』①		
22	19	打合	神父と打合	鯛ノ浦天主堂用行 及 明日出立ノ旨ヲ告グル為メ大曾ニ 大崎神父様ヲ問フ	『手帳』①		
23	20	打合	打合	朝来出立ノ準備ス 10時半ヨリ鯛木又殿船ニテ出立 午後8時 古里ニ安着 宅ニ泊入	『手帳』①		
24	21	打合	打合	朝来荷ヲ鍛冶屋宮原 宅ニ取り込ム夫レヨリ郷ノ有 志者心配シテ松廻シ及ビ 借家ノ心配ナス 余等大工 一同モ 福見ニ至リ加勢入神 父様ト共ニ福見天主堂ヲ見ル (中略) 木挽ノ食料ハ濱口ニ依頼 ス可ク申シテ帰ル (中略) 濱口次郎右エ門居ニ木廻シノ兼 木挽食費ノ件ヲ 依頼ス 又 本日イチカサヘ松ノ買木有無問合セノ手紙ヲ出ス	『手帳』①		
25	22	3	22	松材間合	イチガサ松見山及 陸治君ニ面談シ為メ問伏ヘ立ル 同人ヨリ有福ニ松ノ賣物有ルニ付 明日同道見ル可ク聞ク 父慶助ハ小雨ノ内ニト倉白玉 桐ニ帰ル 余ハ一泊	『手帳』①	
26	23		松材間合	山口隆次氏トイチガサニ 松見ニ行キ 再ヒ問伏ニ 帰リ又一泊	『手帳』①		
27	24		松材間合	有福島ヘ醫師迎ノ船ヨリ行キ 松ヲ見テ帰リ 直ニ桐ノ浦ヘ向ク 午後7時着 一同仕事ニ着手ス	『手帳』①		
28	25		木挽木割	天井ノ形ヲトリ 一日ニハ之ヲ割カス 本日は有福ノ神父様 帰ル	『手帳』①		
29	27		木挽木割	木挽菊次来ル 松ヲ割キカス 昨夜神父様ト談合セシ梨ヲ 濱口 ト五合イノ上切り檢ス	『手帳』①		
30	28		木挽木割/本注文	木挽ニ梨ヲ割カス可ク 桐ノ浦ニ行キ 墨ヲ以テ割カス 午後3時ニ屋根職ヲ雇テ梨ノ谷ヲ運フ(中略) 大阪書店ニ金送ル	『手帳』①		
31	29		工事	柳ノ骨造	余道具ヲ造ル 父休業 幸太常 助善助 柳骨ヲ削ル 木挽菊次 下ノ細屋ハ梨ノ木ヲ 割ク 日曜ノ 善郷氏一同来ル 長崎ニ注文ス 岩永春造會テ 桐ノ浦ヲ訪フ	『手帳』①	
32	30		小柱ノ葉	小柱ノ葉	(雨天)道具ヲ造ルテ後 小柱 ノ葉ヲ造ル 幸太常助柳ノ骨ヲ造リ善 助モ同様割ク 父休業木挽菊次帰ル 賃1円80銭支拂フ 父明朝帰宅ニ付 金30円受取りノ為メ常助宿老ニ行 余20円ヲ受取り 余又明朝道士并ヒ杉買ニ行クヲ約ス	『手帳』①	
33	1		小柱ノ葉/柳ノ骨造	小柱ノ葉/柳ノ骨造	濱口氏来リ待ツ 選シ 行ッテ見レバ不快ノ為メ道士并行中止ス帰リニ金10円ヲ受取り 前日 ノ20円ト合シテ 30円トナル 父 慶助水發 似首ヲ経テ 金30円ヲ所持シテ内ヘ行ク 余ハ小柱ノ葉其他ヲナス 幸太常助 骨削リ面取トル 善助割ク	『手帳』①	
34	2		打合調査	杉調査	道士并ニ向フ途中 神父様ニ會フ 道士并三村七次郎殿宅ニ至リ 3人同道杉山ニ至ル 別記ノ通り 調査シ帰り 代價ヲ問フ 200円ト云フ 150円追除ル 木直組メズシテ帰り 大崎神父様ヘ右ノ事情ヲ通知ス	『手帳』①	
35	3	工事	小柱	朝大崎神父ヨリ手紙来ル 依濱口氏ト談シ先買フ様ニ議 纏メル 一日仕事前ノ如シ 小柱八角ニテ面2寸4歩	『手帳』①		
36	4	納入	長崎注文品	濱口氏来リ 外廻窓前ノ勘定ヲナシ 寄ル可ク云テ若松ヘ行ク一同ニ仕事異リナン又 宣教師帰り来リ 木葉ノ事ヲ 談ス長崎注文品来ル	『手帳』①		
37	5	打合	長崎注文品/買物	長崎買物ノ目録ヲ受取り 濱口氏ト金員受取り口口ノ引キ合セヲナス 惣商130円トナル内ヨリ 明日 道士并行ノ 談合ヲナス	『手帳』①		
38	6	打合見積	長崎注文品/硝子障子見積	師宣教師ノ塔ノ話 壁板小香臺 樟ヲチノ話ヲ聞ク 長崎行ノ便アリ 金物不十分ノ返戻ス 又新聞青水嵩山堂ノ 端書ヲ 宣教師ヨリ渡サレ 晩 部屋ニ至リ 硝子障子ノツモリツナス	『手帳』①		
39	7	発注	檜、杉材買付	煉瓦船ヲ頭平戸村 小出松五郎氏入船ス 同人ヨリ材木ノ事ニ付キ聞キ合スル事アリ 又 午後濱口清川小出 ノ4人 道士并ニ至リ 又飯ノ浦ニ至リ 檜4尺6寸ヲ 17円50銭ニテ 杉120本ニ三尺ニ三寸丸ヲ1本ガヘ 140円ヲ買フ 内手附金15円ヲ渡シ 後ハ本月10、5日迄ニ渡ス可ス約ス 檜代 ハ悉皆支拂ス	『手帳』①		
40	8	4	8	木葉	木葉掘リニ着手ス	『手帳』①	
41	9		木葉/樟ノ枝	木葉掘リ3人共 樟ノ枝	『手帳』①		
42	10		木葉/柳	両木挽 幸太 善吉 木葉 ニ加勢 常助 ヤナギ	『手帳』①		
43	11		柳/檜切出	善吉 木葉常 助 慶輔 ヤナギ 余ハ大浦人夫13人ト濱口 道士并及伊ノ浦ニ木切り 杉山別ケ 檜ノ木切り	『手帳』①		
44	12		打合/木葉/柳ノ請負	早朝ヨリ天主堂ニテ 窓壁板ノ談合ヲ 神父様ス 大門ノ丸窓 経4尺 ヲリ5寸ノ厚シ 本日マテノ浦ニ神父行ク 貞次ニ手紙出ス 明後日 道士并杉船積込ミ廻シテ 濱口ト約ス 常助3時ヨリ休業 善吉ハ余ト木葉其他ハ 柳骨削リ 又教師ヨリ 食臺造リ依頼ヲ受ク	『手帳』①		
45	13		打合/木葉	濱口氏 冷水ノ金員ノ件 父 午後3時半来ル 岩瀬浦ノ青方 長作ヨリ手紙来ル 常助病氣 幸太 慶助 柳 余善助木葉	『手帳』①		
46	14		柳/食台	父余善吉水葉 幸太 柳又此日 神父様ノ食臺 造ル	『手帳』①		
47	15		木葉/柳	父余木葉 常助幸太 カパン ヲ造ル 慶輔ヤナギ割リ善助 木葉ニ加勢ス 長崎中門(注文)ノ麦来ル	『手帳』①		



48	4	16	納入 発注	煉瓦納入/瓦発注 /木葉/柳	此日小出氏/船ヨリ煉瓦上ゲアリ 小出氏ヨリ船遣造り依頼ノ件アリ 濱口氏ニ瓦中門(注文)ス父余善助木葉 常 助長柳 削り又木挽貞次 長三郎来ル 明日道士井行 又 本日濱 口氏余 40円道士井/杉山払拂フ	『手帳』①		
49		17	工事	木葉/柳	父善助木葉 常助幸太 柳此日 章太常助木挽共口行	『手帳』①		
50		18			鏡戸/円窓/木葉/ 柳	木挽共夫ツキ 本日ヨリ小比 仕事着手 貞次 鏡戸 カマチ檜木 長三郎 円窓 用材小門ノブ矩 余善助 父 木葉 常助柳	『手帳』①	
51		19			木葉/柳/壁板	父余善吉 木葉 幸太常助 柳 小比企両人共壁板	『手帳』①	
52		20	打合	打合	本日 大崎神父木材場ニ来ル「ヒウゼス」教師ト 窓ワク新改ノ事 議決ス 又 掃宅シ 上天井破リノ事モ講ス	『手帳』①		
53		23	工事			一日前日同様仕事ニ着手ス	『手帳』①	
54		1				余常助幸太善助 貞次トサノ6人 仕事に著ク	『手帳』①	
55		2				明日天主堂へ屋移リス 決ス	『手帳』①	
56		3				工事場移転	工事場ヲ天主堂へ移シ	『手帳』①
57		4				父 慶助来ル	『手帳』①	
58		5				丸窓/円窓/函面 作成	午後二時ヨリ塔ノ丸窓円窓ノ為メ 幸太常助善助慶助着ス 余ハ丸窓円窓ノ硝子障子ノ函ヲ引ク	『手帳』①
59		7				地覆/煉瓦/木葉	下屋地覆石敷塊フ 小出松五郎氏来ル 幸太□□ □煉瓦ノ窓ノ硝子障子削リ 善助慶助縁窓ノ組コ 父 木葉	『手帳』①
60		8					家起シ一日仕事 前日ニ同ジ余 午後三時ヨリ常助善助 常太 □ 木入レ 木挽貞次 本日□□御中ヨリ	『手帳』①
61		9				木挽/窓ワク	木挽貞次掃宅ノ為メ濱口氏ヨリ 金20円ヲ受取り 金10円 貞次 3円60銭 神父へ新聞代借り換ヘニ拂フ 2円長 三郎へ拂ヒ5円内へ送ル 外ニ20銭小使ニ貞次へ渡ス 本日貞次船送ノ件 人夫去ルアリ 仕事幸太常助窓ワク	『手帳』①
62		10				円窓/丸窓/硝子 障子	父前全様 幸常 助 円窓幸太丸窓 余モ 丸窓 善助午前高臺ノ硝子障子午後丸窓ワク	『手帳』①
63		11				丸窓/窓ワク/木葉 /松材発注	仕事ハ前日ニ同ジ常助 円窓幸太丸窓 父木葉 善助 丸窓ノワク 小高臺ノ木葉ノ荒切り 余ハ丸窓 午後ヨリ窓 ワク 本日 宣教師 マテノ浦行 長崎行キ談ス 平戸神詣小出氏松材注文状ヲ出ス	『手帳』①
64		12	工事			木葉/小柱/窓組 立	仕事ハ父木葉中柱ノ6本分出来タルニ付 小柱ノ葉ニ掛ル 余窓ワク出来タルニ付 丸窓ワチモチ 先ニ時睨 円 窓ノ組ヲ組ム 幸太丸窓組ミ立テ 常助 円窓	『手帳』①
65		13				小柱葉/窓組立/ 香臺板	雨左官□□ 房吉ヨリ手紙来ル 直チニ返事ス 又障子屋ヨリ手紙来ル 宣教師開手ノ浦ヨリ来ル 仕事ハ父小柱葉 幸太 丸窓 常助 円窓 世午前円窓 組子 午後丸窓善助香臺慶助板	『手帳』①
66		14				硝子障子/檜買付 /丸窓/木葉/香臺 木葉	桐ノ浦ニ行キ 葉間口シノ赤 タブリ硝子障子堀り物ニ着手ス 又 川畑安五郎氏若松 二樟ノ木云々ノ件告グ 之 又買求メヲ申ス 幸太 丸窓杉ノ分成就スニ付 松ノ方ニ取リカカラス 常助円窓 父善助小柱葉 慶助小香臺ノ小 葉	『手帳』①
67		15				香臺木葉/白灰納 入	仕事 前日 全シ善助 小香臺ノ葉ニカカル 教師へ 愈長崎行キノ事ヲ告グ 午後1時此宿ノ浦ヨリ白灰来ル 三斗 四斗入 80俵受取 此 代金一俵一錢三厘宛ニテナル書付□□灰主ニ□□ 父大崎神父様へ手紙出ス	『手帳』①
68		16				地覆/丸窓/打合	仕事常助幸太 前日 及父又全同ニ向キ 睨方□善助□ハ地覆カカル 余ハ朝来前ヨリ円窓ノ□□ヲナシ 午 前8時 地ヨリ硝子ノ形ヲ宣教師ニ及フ 又本日 愈窓ワク要ニ建タザルニ付 新調ス可ク濱口氏ニ言明シ 当地ニ テ買求メテハ不便ニ付 長崎ニテ買求メ可ク 様申渡ス	『手帳』①
69		17				窓ワク/円窓/木葉	仕事ハ幸太 窓ワク常 助円窓 善助組ハ地覆 又本朝 幸太柱取り削リ 神父云々ノ件アリ 葉間口シ ヨリ長先買 物ノ事ヲ談ス 本日 鐘御像ノ為メ 集金アリ	『手帳』①
70		18				地覆/窓ワク/木葉	仕事ハ父地覆 常助幸太 窓ワク 善助 余ノ小取シ及ヒ本家2円窓ノ木削リ 余ハ 木葉ヨリ小柱迄本日取り付ケ 午後4時ヨリ幸太 常善慶 奈良於ニ芝居見物ニ行ク	『手帳』①
71	19				地覆/窓ワク/木葉	仕事一同前日ニ同ジ 天井ノ丸窓ニカカリシノミ 睨方濱口宅ニ行キ長崎行キ 二付テ談合ノ件 反比同道ノ上 教師部屋ニテ打合せ	『手帳』①	
72	20	打合			打合/笠木/小柱/ 木葉/円窓	仕事ニ着手ス 尚長崎行キ準備ス 一同へ仕事ノ都合ヲ申渡 又 父善助ニハ笠木 小柱 木葉 幸太 常助ニハ 円窓 午前9時出立 船中ニテ ヒウゼ教師ヨリ ベール様ヨリ申送りノ件ヲ承リ 福江行キヲ中止ス 11時濱申 着 中食入 教師 福見ニ行ク	『手帳』①	
73	21	打合/工事			打合/買付	8時半 約束ノ如ク 教師ヲ訪フ 他一人ノ宣教師ト3人同道ニテ 中町天主堂ニ行キ ヒウゼ様ト共ニ 鐘ノ塔ニ昇 リ 視察ノ上帰路 小川源太郎氏宅ト桐ノ浦船入船 鮎ワク□□ 11時 東濱町ニテ別レ木村屋ニ行ク 午後 長久橋 側ニテ清川氏船ニ□□ 同伴シテ大浦天主堂ニ行キ	『手帳』①	
74	22				打合/発注	紺屋町白石ニテ杉商角材ヲ問合セ 清川ニ問ヘバ船積ミズ都合ノ旨ヲ申ス 依而大浦ニ到リ宣教師ニ談シ 兎角 買フニ決ス 清川同道シテ 買フ 2本代價18円80銭	『手帳』①	
75	23				打合/丸窓/木葉	丸窓ニ着手ス□□ 種々談合其他ノ為メハカドラズ 本日ヨリ仕事ニ着手 終日 又 春一□□ヨリ 父木葉 常助 円窓 (幸太 不参)川添宅行キ 本日 木挽ト共ニ午後ヨリ山行キ日没□氏 共ニ道古運フ	『手帳』①	
76	25				木葉/板/煉瓦	本日父木葉 慶介板削リ 幸太常助円窓午飯ノ後 煉瓦ノ形造リ 本日理髪ス 左官 午後1時過 雨ノ為 中止	『手帳』①	
77	26				丸窓/二階/塔	仕事ニ着手 余ハ丸窓 幸太常助大門ノ二階樟ヲ削リ 又 切り込ム 貞次座板キ1本 塔用ノ杉材ヲ割ク(中略)	『手帳』①	
78	27				丸窓/煉瓦/塔/釘 発注	仕事ハ 余昨日ヨリノ丸窓組立テ 午後ヨリモーツノ内ノ丸窓ニ着手ス 本日 煉瓦ノ巾ノ窓ワクヲハム 善助1時 奥 浦ヨリ来ル 常助幸太共 杉ノ木ハ別ニ着手ス 貞次 塔ノ杉ハメ 春一□□ □□着手(中略) 釘ヲ注文ス	『手帳』①	
79	28				塔下地/丸窓	仕事ハ前日ノ通り 幸太常助善 助慶助共ニ塔ノ地造リ 余丸窓 木挽全上 久賀 及 福江ニ左官 来 又 様 端書ヲ出ス 青方へ米 買ニ明日行ク □□ 濱口ヲ訪フ 金員ノ都合上両3日延ベス 薄場ヨリ米一斗ヲ借ル 春市 終日左官仕事 柳ノ座迄	『手帳』①	
80	29	工事			塔下地	仕事ハ一同 塔ノ地造リ 木挽ト 全上 父 午過ぎ来ル 左官 休業 晩 残り仕事ノ□□積リヲナス	『手帳』①	
81	30				塔下地/打合	本日午後3時ヨリ 塔ノ地造リ組立ツ可ク 神父宿老而打 3時ヨリ建テカカリ 上丈残シテ止ム 大崎神父様 □□ 冷水用杉代ノ件ニ付 紙面来ル 神父様ヨリ 葡萄酒2本ヲ貰フ 左官 午飯後ヨリ仕事ス 常助米代トシテ30円□ □ヨリ受取ル	『手帳』①	
82	5	1			丸窓/塔	丸窓ヲ 塔ノ窓カラ地ヲ引ク	『手帳』①	
83	5	5			天井張り	仕事 善幸常 又造 天井ハル	『手帳』②	
84	7				硝子障子/塗装	本日仕事善幸常 硝子障カギ 左官2階天井ヲ終リ 2番ノ間ニカカル春一 内取り	『手帳』②	
85	9				仕事余常善硝障 父慶 来ル 左官2番ノ間ヨリ成就シ3番ニカカル	『手帳』②		
86	10				硝子障子/鏡戸/ 塗装	父天井彫物 余常善硝障 友 鏡戸カマチ 本日 塗物ニ付 昨日ヨリノ云々アリ 左官3番ヲ成就シ4番ニカカル	『手帳』②	
87	11				天井彫物/硝子障 子/鏡戸/塗装	父天井彫物 余常善硝子障子 慶鏡戸カマチアナ堀リ 4ノ間ヲ成就シ5ノ間ニ掛カル	『手帳』②	
88	12				天井彫物/硝子障 子/鏡戸アナ	父 本日 午過迄ニテ天井彫物ヲ成就シ 硝子障子彫物ニカカル 父常硝障 幸太 朝約3時間 硝障ニカカリ何鏡 横(サン) 小根造リ善友鏡アナ彫リ	『手帳』②	

89	建築 工 事 中	9	工事	父硝障彫物 余常硝障 幸善慶 鏡戸 左官5/間ヲ成就ス	『手帳』②				
90				14	硝子障子彫物/鏡戸/塗装	父硝障彫物 余常硝障 幸鏡 戸板小根造り 友同アナ堀り 善 衣装部屋戸 左官香臺ノ添乗ヲ自由ニ 時迄ニ成就シ 以後中ノ間両壁中塗りス 春市モ全上 春市午前 奈良尾へ左官ノ内へ 金10円為替ス可ク行ク	『手帳』②		
91				15		父硝障り余常硝障 幸慶 鏡戸 幸太 午後休業ス 春市又 休業 左官 高臺ノ間中塗り	『手帳』②		
92				16		父硝障場物 余常友硝障空 へハメ付 幸太鏡戸 本日宣教師 福見行 父掃除ス 左官中ノ間壁中塗り 二階ヨリ四番迄両方塗り	『手帳』②		
93				17		鏡戸/塗装	父硝障粧り 余常同口テ カギ及ヒハメヨミ 幸慶戸 朝 濱口宅川畑宅ニテ間合イス 10円 左官五番目ノ両方塗り香臺ニカカル	『手帳』②	
94				18		硝子障子/納入	父硝障粧り 余常同ハメ込ミ 幸 本日有川 石井平造氏ヨリ木材船入港ノ報アリ	『手帳』②	
95				19		硝子障子	父硝障粧り	『手帳』②	
96				20		硝子障子	父硝障粧り 余ハ9時出立	『手帳』②	
97				21		硝子障子/大門ノ二階手摺/塗装	父硝障粧り 常幸太大門ノ戸 善同上 友 二階手摺ノ柱ノ木割り 余硝障 午後ヨリ休業 左官 四ト五ト塗り	『手帳』②	
98				22		硝子障子/大門ノ二階手摺/塗装	父硝障粧り 余同ハメ込ミ 常幸 大門ノ戸 善同上 小枝削り 午後 部屋戸 左官東方ヨリ午飯迄ニ終リ 西方ニカカル	『手帳』②	
99				23		硝子障子/二階手摺/塗装	父余共に硝障 午前終リ 午後 二階手摺ニ 善吉友次ト共ニ着手ス 常幸太 大門ノ戸 左官房吉 小香 臺ヲ終リ 三番ノ間ニカカル 兼 東方 小香臺ノ中塗り 同次ノ壁ヲ塗り 衣装部屋ノ上塗りス	『手帳』②	
100				24		手摺/塗装	父手摺り 頭余善同柱 午後口リ 余善共ニ 階段 常幸大門ノ戸 左官房吉 四番迄 兼助内壁塗りノ中塗り 東方ヲ終リ 中ノ間ヲ畧 終ル	『手帳』②	
101				25		大門ノ鏡戸/塗装	父手摺頭 余善階段 幸大門ノ戸 常大門ノ戸 午前2済シ 午後鏡戸 組ミ込ミ 友同ツダ口サン消リ 左官房 午装 前 天井ヲ終リ 午ゴ二階煉瓦ノ内塗りヲ済ム	『手帳』②	
102				26		階段/手摺頭/鏡戸/塗装	余善慶 階段 父手摺頭 幸 大門ノ戸 鏡戸小門ノ戸 組リ込ミ 左官房ニ二階ノ硬座 壁中塗り 東方煉 瓦カベ表塗り 似兼 西方壁中塗り	『手帳』②	
103				27		階段/鏡戸/小柱頭/塗装	余階段 父手摺 頭常 手摺削り 鏡戸約リ込ミ 幸太小柱取り付ケ 善小柱 削 ホソ付ケ 左官房吉 西方壁荒塗り 西方小香臺 上塗りヨリ 一番目迄カベ上塗り 兼東方香臺 ヨリ一番目カベ込上塗り 小香臺新製(40円)ニテ注文ノ事アリ 兼助 午ノ浦ヨリ掃宅	『手帳』②	
104				28		手摺/塗装	父 手摺頭 余階段二階手摺り 常手摺り 善 部屋座板雨押へ 房吉煉瓦窓ハク上塗り 両方共 兼壁 塗り東方ヲ終リ 西方二番壁迄塗り	『手帳』②	
105				29		手摺/塗装	父余二階手摺り 常善 部屋板石ハリ 幸部屋シキリノ戸造り口へ 兼 煉瓦壁中塗り 及 西方小門外迄 房吉掃ル 口前10時 8時半ヨリ離盃ス同人へ貸金其他ノ支拂金21円20銭入り掃共 三十五日(六〇 天井廿五日 壁十日 五〇)	『手帳』②	
106				30		床板/手摺/窓/塗装	父午前衣装部屋ノ座板ハリ 午後 一門ト共ニナゲシ削り 余階段手摺二階 手摺 仕上ゲ及ビ 大門唐草ノ圖カキ 丸窓カザリハメ 午後3時ヨリセイダイ取り付ケ ガクブチノチジメ等ス 幸常善ナゲシ削り 同ハメ込ミ 兼春大門 小門ノ二階壁及ビ 唐草ノ衣装部屋ノ外内塗りシ 本日より左官仕事終ル	『手帳』②	
107				11	朔 2/ 3 4 9 10 29	工事	両側窓香臺窓/図面作成	雨 余ハ 善吉 中弁柄直し 両側窓香 臺窓大門等ノ図引キ 善慶友 部屋柱削り午後三時ヨリ雨風ノ為メ 休業	『手帳』②
108							図面作成	余又図引キ 善慶友柱削 常助午前中來ル 後着手 本日 郷氏一部細上杉船廻シ又地覆石 船廻シ來ル 木挽兩人共不參	『手帳』②
109							図面作成/柱	余大門図引等 常善慶友 部屋柱根太 等削り	『手帳』②
110							柱ノ内塗布/壁板張	常善善慶友部屋柱 全小屋桁等削 木挽壁板割キ	『手帳』②
111							壁板張	常善 天主堂後壁板張リ 幸 衣装部屋妻壁板張リ	『手帳』②
112							壁板張	常善天主堂後壁板張リ 幸太衣装部屋妻壁板張	『手帳』②
113				29	離任	桐ノ浦出立ス 清川 濱口 川畑ノ見送りス 道土井 今金 青方ヲ経テ掃ル (後略)	『手帳』②		

凡例:①桐古天主堂改修工事の工程に関わりのある項目を工事項目毎に整理した。②表中の月日は明治39年の該当する月日を表す。③右列書類名は、表4-3-1の『手帳』を示している。④工事着手前の作業は、鉄川組のある丸尾で行われ、閏4月初旬に桐古天主堂に工事場を移した時期を、工事着手と捉える。⑤建築材料は、請負直後から木材を買付け、工事着手前に煉瓦は納入され、煉瓦納入の日に瓦は発注されている。白灰は工事着手後の閏4月15日に納入されていることから、着手後には木工事と並行して煉瓦の形造りが行われ、白灰納入後は煉瓦積み工事が行われ、瓦納入後は瓦工事が行われたと類推される。

23日から25日は長崎に同道し、既存の大浦天主堂(元治元年/1864)や神ノ島天主堂(明治30年/1897)の見学を行ない、建築金物の買物などを行っている。

## ② 木材問合・買付・造材と準備工事

與助は、受負直後の1月17日と19日は福見で松を買付、22日は荒川で松を買付、2月20日は青方で檜を切出し、岩瀬浦で松を買付ている。また、1月23日から25日は打合と建築金物の買物などで長崎へ出張しており、4月4日は惣商130円の長崎注作品が届いている。この他に、4月6日は、與助は、硝子障子を見積っている。宣教師は、與助に新聞や絵葉書を渡し、塔ノ話・壁板・小香臺・棹ブチ<sup>7)</sup>の話を伝えている(写真5-2-1-3)(写真5-2-1-4)(写真5-2-1-5)(写真5-2-1-6)<sup>8)</sup>。

準備工事は、天井の実測による形とりと、天井の解体で、3月25日は既設天井の形を実測し、4月20日は宣教師に、天井を解体したことを報告している。

### ③ 木工事

與助は、木挽と2月10日に打合、鉄川組大工と木挽は、3月5日と8日は松材割や松の根倒しと、天井柳の骨削りを始めている。

## 2) 建築工事中の工事内容と工程 (3月24日から11月10日頃迄)

### ① 図面作成/調査

與助は、閏4月5日は硝子障子の図面を作成しており、これは施工図と考えられる。また、11月朔より3日まで、両側窓、香臺窓、大門等の図面を作成しているが、これらの図面は、竣工直後に着工した冷水天主堂の施工図と考えられる。

この他、與助は宣教師に、窓枠を新調することや上天井を破ったことを報告し、木葉の装飾や、柱の面取り、硝子障子や丸窓の寸法についても打合せている。その後の工事現場での作業や発注のあり方を見ると、與助は施主である宣教師と、閏4月21日に中町天主堂(明治29年/1896)<sup>9)</sup>の鐘楼を見学し、教会建築について聞き取りをしたうえで工事内容を打合せているといえる。

### ② 木材問合/買付

與助は、4月7日は檜と杉120本を買付ている。閏4月2日は杉山を調査し、7日は杉や檜を買付、閏4月22日迄問合や買付を続けている。また、宣教師に、閏4月16日に硝子の形を尋ね、硝子は新調することを濱口氏<sup>10)</sup>へ確認し、長崎で買求めることに決め、與助は宣教師と、閏4月20日から23日まで長崎へ出張している。

### ③ 木工事

3月25日は既設の天井の形とりをし、並行して、鉄川組と木挽は、3月29日は道具を造り、改修する柳天井の骨造りや、30日は聖堂内の小柱を装飾する木の葉の彫物を始めている。

4月は、3日に小柱は八角形で面取りすることを打合、12日は大門の丸窓の寸法を決

			
<p>写真5-2-2-3 聖ザビエル聖堂の絵葉書</p>	<p>写真5-2-2-4 絵葉書の宛先と差出人、および文面</p>	<p>写真5-2-2-5 頭ヶ島天主堂</p>	<p>写真5-2-2-6 頭ヶ島天主堂の軒飾り</p>

め、14日は神父の依頼で食台を造り、18日は木挽は鎧戸と円窓の框造りをしている。20日は宣教師と相談のうえ窓枠を新しくすると決めている。並行して、20日は、宣教師に上天井を破ったことを報告している。與助は8日から19日まで小柱の葉造りや木葉の彫物に従事し、鉄川組は父與四郎を中心に14日から4月一杯は木葉の彫物を造っている。

閏4月3日は一同は工事場<sup>11)</sup>を天主堂に移し、木挽は、閏4月7日は塔用の杉材を割き、11日は小香台の木葉の荒削りを行ない、12日は、父は聖堂内の柱の木葉を造り終わり、小柱の木葉造りにかかり、15日は、鉄川組は小香台<sup>12)</sup>の彫物をしている。與助は円窓・丸窓の枠を組込み、14日は硝子障子の彫物に着手しているが、16日は硝子障子の窓枠は長崎出張の際、長崎で購入することに決めている。18日に與助は木葉を小柱に取付けている。この他、鉄川組と木挽は、円窓・丸窓・硝子障子を組立てた上で取付け、鎧戸・戸・大門・小門の戸、部屋のしきり戸を製作し取付けている。閏4月25日は「煉瓦ノ形造り」、27日は「煉瓦ノ巾ノ窓ワクラハム」と煉瓦壁に窓枠をはめていることから、「書付」にある「壁地造り」は、両側廊の木造の壁を煉瓦壁にしたもので、その基礎工事と考えられる。

このように、鉄川組は、閏4月5日は丸窓円窓の製作に着手し、與四郎は10日から25日にかけて木葉の彫物を造り、大工は14日から15日は小香台の木葉の彫物を始めている。與助は、閏4月18日に木葉を小柱に取付け、閏4月26日は、塔用の杉材を割いている。丸窓の窓枠造りに着手している。また、大工は、26日は大門2階の棹縁削りをし、27日の取付けと並行して木葉の彫物、丸窓の窓枠造りを行っている。

7月は、木挽は大門と塔の作業を並行して行ったと考えられる。

9月は、5日に天井を張り始め、7日に硝子障子に鍵を取付け、彫物を施し、10日以降は、硝子障子に取付ける鎧戸を製作している。21日からは2階手摺用の木割をし、22日は大門の戸、長押の仕事を済ませ、23日から29日は、2階の床を張り、手摺を取付け、階段を造り、階段の手摺には彫物を施し、30日は、與助は階段と手摺を仕上げている。

11月は、3日から10日にかけて、小屋柱、根太、桁を調整し、天主堂の後壁板を張り、衣装部屋の床板や内壁を張り、仕事を終えている。

#### ④ 土工事

鉄川組と木挽一同は、閏4月7日と、16日から18日は下屋に地覆石を敷き、28日

と29日は一同で塔の地造りをしている。

#### ⑤ 煉瓦工事

煉瓦は4月16日に納入されている。通常、煉瓦は注文生産で、凡そ1ヶ月を要することから、3月中旬には既に発注されていたと考えられる。左官は、4月16日に納入している煉瓦を壁に積み始め、煉瓦積みは7月まで行われていたと考えられる<sup>13)</sup>。

#### ⑥ 屋根工事

3月28日は屋根職を雇い、屋根の谷部分の工事に着手している。瓦は、4月16日に発注しており、通常発注から納品まで1ヶ月程かかることから、瓦は閏4月中旬頃、納入されたと考えられる。また、4月20日は、神父に天井を破った報告をしており、閏4月は木工事に着手していることから、5月頃には瓦工事が終わったものとする。

#### ⑦ 左官工事

閏4月15日に、衣装部屋用、天井用、香臺壁用、下室天井用、煉瓦壁アマカワ用<sup>14)</sup>、差物下小壁用、二階壁上塗用、壁用、小門壁用、大門壁用、衣装部屋古壁上塗用、差物下小壁用に仕分けされた石灰3斗4舂入り80俵が入荷している。閏4月27日は煉瓦の巾の窓枠を嵌めていることから、煉瓦の壁は、窓枠をはめる高さまで積重ねられていたことが判る。

9月7日は塗装工事を始め、2階天井、2番の間、3の間、4の間、5の間と、香台の天井、中の間の中塗りと上塗りを済ませ、煉瓦壁の内塗りと、小門、大門、衣装部屋、香臺の漆喰塗りを済ませ9月30日に漆喰塗りを終わっている<sup>15)</sup>。

したがって、左官工事には、煉瓦積職人と漆喰塗装職人がおり、煉瓦積工事は閏4月から9月10日頃まで行われ、漆喰工事は9月7日から30日まで行われている。

### 3) 建築工事竣工後の工事内容

竣工は、衣装部屋を仕上げて工事を終えた11月10日頃と思われる。竣工後の工事はみられないが、11月29日は、宿老濱口の見送りを受け、桐ノ浦を離れている。

### 4) 建築工事着手前と建築工事中の工事内容から明らかになった工程表

表5-2-1-2 桐古天主堂改修工事の日程は、(1)と(2)から明らかになった桐古天主堂改修工事の工事工程で、左列から工事内容と工事期間を表している。工事内容は、請負、準備工事、木工事、土工事、煉瓦工事、屋根工事、左官工事に分け<sup>16)</sup>、工事期間は、建築工事着手前と建築工事中に分けている。上段には新暦を表し、下段に旧暦明治39年1月から11月の該当する月を凡そ10日刻みで兵器している。

桐古天主堂改修工事は、旧暦明治39年1月16日に請負、17日に宣教師と打合、工事内容を聞きとっている。準備工事は、請負直後から材木の間合、買付、造材と、3月25日に行った既設天井の形の実測で、4月20日は宣教師に、天井を解体したことを報告している。

木工事は、着手前に柳天井の骨を造り始め、着手後は柱頭を飾る木の葉の彫物、塔の工事、笠木、円窓・丸窓・硝子障子の枠を造り、組立、壁に嵌め込み、天井を張り、2階を増築して、階段と手摺を仕上げ、鎧戸を製作している。他にも戸・大門・小門の戸、部屋の仕切り戸を造り、取付け、並行して、後壁の板や柱を仕上げている。また、與助は、4月14日は、宣教師の依頼を受け、什器に相当する食台造りも行っている。なお、與助は、4月6日は、硝子障子の見積をし、閏4月5日は円窓・丸窓・硝子障子の図面を書き、9月30日は大門唐草の図を書いているが、これは施工図と捉えられることから、木工事に含めた<sup>17)</sup>。

土工事は、大門の塔と側壁の地覆工事で、閏4月17日～18日と28日～29日に行っている。

煉瓦工事は、4月16日は煉瓦揚げがあり、閏4月25日は煉瓦の形造りで、27日は天主堂外壁の木造の壁を煉瓦壁にするための基礎工事と考えられる。4月16日頃から7月頃まで、壁に煉瓦積みをしていたと考えられる。

屋根工事は、3月28日は屋根職人を雇い、天井解体後、煉瓦壁の工事の終了に併せ

表5-2-1-2 桐古天主堂改修工事の日程

新暦M39(1906)1月～40(1907)年1月	建築工事着手前												建築工事中												終了	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
請負	1																									
準備工事	旧暦明治39年1月～11月	1																								
	木材間合・買付・造材																									
	天井形取り																									
	上天井破ル																									
	木工事	木割り																								
		柳ノ骨造り																								
		木ノ葉ノ彫物																								
		座板・塔用の杉板割き																								
		塔の杉ハメ																								
		笠木																								
		円窓・丸窓・硝子障子																								
		天井張り																								
2階階段・手摺・手摺頭																										
鎧戸・戸・大門・小門ノ戸、部																										
屋シキリ戸製作																										
土工事	柱削り・壁板張																									
	地覆工事(塔・側壁)																									
	煉瓦工事																									
煉瓦工事																										
屋根工事																										
左官工事																										
左官工事																										

凡例：①表は左から、工事内容と、工事日程を表している。②工事日程は明治39年で、上段に新暦を表し、下段に旧暦で表している。③工事日程は、建築工事着手前と建築工事中に分けている。④工事着手は、『手帳』①の記載から3月24日で、移動は、閏4月1日に鉄川組の一同は工事場を現場に移動した日で、終了は11月10日頃に工事が終了したと思われる。⑤工事内容は、與助の『手帳』の記載を右列に記し、その内容に併せて、左列の太線には請負、準備工事、木工事、土工事、煉瓦工事、屋根工事、左官工事の工事内容を筆者が記したものである。⑥木挽工と、屋根工事、左官工事は雇入れた職人の工事であり、左官は、煉瓦積工事も実施している。⑦工事項目の屋根工事には、瓦工事が含まれる。⑧煉瓦工事では、7月に煉瓦職人に小使いを渡していることから、当該期間に表記した。⑨工事期間は、『手帳』から確認できる期間の他に、継続して工事が行われていると捉えられることから、その期間については、で表している。⑩5月2日から9月4日までの『手帳』の記録は、現段階では確認できない。⑪表の下段には、旧暦に対応する新暦を、明治39年(1906)と明治40年(1907)の年月で表している。

て屋根瓦を葺いたものと捉えられる。

左官工事は9月7日に漆喰塗装を始め、2階天井、2の間、3の間、4の間、5の間と、香台の天井、中の間の中塗りと上塗りをし、煉瓦壁の内塗りを済ませ9月30日に塗装工事を終わっている。なお、請負は工事内容とは異なり、打合も準備工事とは異なるが、本稿では、それぞれ、請負と準備工事に含める。

工事期間は請負直後に木材買付が始められ、11月10日頃までの凡そ11ヶ月間を要している。こうした作業を行う職人は、鉄川組の他に、木挽、屋根職人、さらに洋風建築の施工に必要な左官を雇用しており、桐古天主堂改修工事において左官は、煉瓦工と漆喰塗のそれぞれの作業を行なう職人がいた。

#### 5) 桐古天主堂改修工事工事に関与した人々と與助の役割

桐古天主堂改修工事に関与した宣教師は、ア・ヒウゼ神父、大崎神父、島田神父、ペール神父、長崎司教其他宣教師の一同、有福の神父、曾根で病床中の神父、鯛の浦の神父で、神父様、宣教師と記されている場合もある。宣教師は、「神父様ト共ニ福見天主堂ヲ見」、「師宣教師ノ塔ノ話 壁板小高臺 棹ブチノ話ヲ」、「新聞青水嵩山堂ノ端書ヲ 宣教師ヨリ渡サレ」、「他一人ノ宣教師ト3人同道ニテ 中町天主堂ニ行キ ヒウゼ様ト共ニ 鐘ノ塔ニ昇リ 視察ノ上帰路」と、五島列島に留まらず長崎までも同行し、実際に天主堂を見学し、絵葉書を渡し、長崎の中町天主堂では他一人の宣教師も同行し鐘の塔に昇り、工事内容を具体的に指示し、工事費を渡している。また、與助は、日本人宣教師の大崎神父と直接会ったり、手紙のやり取りなどで改修工事について頻繁に相談しており、日常生活全般にわたる教示を受けている。

鉄川組は、與助の父・鉄川與四郎、與助、妻のトサ、二男慶介(慶輔)、三男常助、善吉、常田、友次、善助、又造、富助、幸太、章太の13人である。與助は宣教師や信者総代との打ち合わせ、図面や見積もりの作成、建築材料である木材や石灰、釘・道具類の用達、職人の手配や食事・賄いの指示、会計の処理まで行い、柱の木葉の彫り物、丸窓の窓枠、硝子障子、二階手摺、階段の彫り物も行い、雨の日には道具造りをしている。父與四郎は木材の買い付けや伐採にも一部同行しているが、柱や笠木の木葉の彫り物、天井、硝子障子、二階階段の手摺頭や手摺の彫り物に携わっている。慶助は柳の骨削りを行っているが、父と同行することが多い。常助は、與助を補佐し、木材の買い付け、柳の骨削りの後は與助と組み、柱の木葉の彫り物、丸窓の窓枠、硝子障子、二階手摺、階段の彫り物に携わり、大門の鎧戸、後壁板張りなど、工事全般

に関わっている。幸太と善助はそれぞれ、柳の骨削り、丸窓、塔の地造り、天井張り、硝子障子、衣装部屋、鎧戸、ナゲシ削りとはめ込み、壁板張りに携わっている。

木挽は、法村菊次、永田貞次、市川長作、市川長三郎、橋口三吉の5人で、菊次は3月27日から3月29日迄梨挽きに、貞次は4月16日から5月に塔用の柱、窓枠に、長作は檜割り、長三郎は階段割き、三吉は相河の松の根倒しに従事している。

左官は、植村房吉、春市、兼介の3人で、煉瓦積みの左官と漆喰塗の左官がいる。屋根職人については不詳である。

そのほかに、信者総代・宿老濱口郎右エ門は桐古天主堂増築工事を発注し、木材の買付、金銭の支払い、生活費まで、宿老として宣教師と共に各工程に関わりを持っていく。小出松五郎は平戸村字神崎の人で、煉瓦船を廻し、木材の聞き合わせをし「平戸山師」と記され、他に杉材は清川と、道士井の三村七次郎が関与している。また、食料品・日用品商・大工道具・釘商の川畑安太郎などがおり、関わる人々は五島列島から長崎県内各地に広がり、大阪の書店には書物を注文している。

### (3) 桐古天主堂改修工事における鉄川組の人工

表 5-2-1-3 『書付』と『手帳』に記載された工事内容の日数と人工は<sup>18)</sup>、『手帳』①と『手帳』②の記載内容から明らかになる桐古天主堂改修工事における鉄川組の人工を比較したものである。表の左列は「書付」で、右列に『手帳』①、および『手帳』②の記載内容と、それぞれの工事内容と人工を表している<sup>19)</sup>。

柳天井3個に対応する工事は、柳の骨造りで43人工、14個の窓前の工事に224日に対して、円窓・丸窓・硝子障子の窓枠を造り、窓枠を壁に取付ける作業に94人工、両方根太座張りと2階の根太座張りと網天井に20日に対して解体後の天井工事に13人工、2階手摺り、および階段は郷の人<sup>20)</sup>に対して2階の手摺と階段工事に22人工、鐘より下の土臺造りに25日に対して塔の地覆工事に11人工、壁地造りに35日に対して煉瓦の窓ブチ削りと、煉瓦の形造りに4人工、壁板張りに30日に対して衣装部屋の工事に1人工である。他に、天井解体に1人工、木葉の彫物に47人工、鎧戸や大門・小門・部屋の仕切り戸の製作と取付に31人工、宣教師から依頼され製作した食台造り<sup>21)</sup>に3人工が従事していることが分る。そこで、工事前に「書付」で見積もった日数は394日であるが、鉄川組の工事实績は270人工<sup>22)</sup>となり、「書付」の日数は、『手帳』の人工と換算出来ると考えられるので、124人工の差になる。

ここで、窓前の工事を見ると、「書付」では224日であるが、『手帳』の工事实績は



94 人工で、差引 130 人工の差がでる。表 2 の閏 4 月 16 日に、硝子障子は長崎で購入することに決めていることから、硝子障子に関する人工の差であると推測される。

「書付」では、塔屋根の窓迄の地造りに 30 日と、屋根地造り 30 日を見積っているが、『手帳』には対応する工事がみられない。一方、『手帳』では、天井解体、木の葉の彫物、鎧戸や大門・小門・部屋の仕切り戸の製作と取付、

表5-2-1-3 「書付」と『手帳』に記載された工事内容の日数と人工

「書付」の工事内容と日数		『手帳』①、『手帳』②の工事内容と人工		備考
工事内容	日	工事内容	人工	
—	—	天井解体	1	—
柳天井3個	—	柳の骨造り	43	—
—	—	木葉の彫物	47	—
14個の窓前の工事	224	円窓・丸窓の窓枠を造り、窓枠を壁に取付け 硝子障子の窓枠を造り、窓枠を壁に取付け	49 45	硝子障子は購入したので、製作不要
両方根太座張り、二階の根太座張り	20	天井工事	13	—
2階手摺り、および階段の材木と人夫は地元より出す	—	郷の人 二階の手摺と階段工事	22	—
鐘より下の土臺造り	25	塔の地覆工事	11	—
塔屋根の窓迄の地造り	30	—	—	—
屋根地造り	30	—	—	—
壁地造り	35	煉瓦ノ窓ブチ削り、煉瓦ノ形造り	4	—
壁板張り	30	衣装部屋	1	—
—	—	鎧戸や大門・小門・部屋の仕切り戸の製作と取付	31	—
—	—	宣教師から依頼された食台造り	3	—
—	394	—	270	—

凡例：①表は、「書付」と『手帳』①、『手帳』②の工事内容を対照しやすくする順番に記載している。②「書付」には記された、手間賃と飯料は275円80銭、鉄川組請負金は355円60銭で、この他に小香台製作費40円の追加工事とがある。③「書付」の「2階手摺り、および階段の材木と人夫は地元より出す」で、「郷の人」とあるが、人数は記されていない。④『手帳』①、『手帳』②には、この工事の他に、材木の買付、伐採、打合、製図などがあるがこれは人工には含めていない。

宣教師から依頼された食台造りがあるが、「書付」には対応する工事がみられない。與助は工事前に「書付」で改修工事の人工を 394 日と見積り、工事は、硝子障子を購入したことから 270 人工になるが、與助は、工事前に作成した「書付」で、人工数は凡正確に把握していたといえる。

図 5-2-1-3 は、改修工事後の復元イメージを図で表したものである。

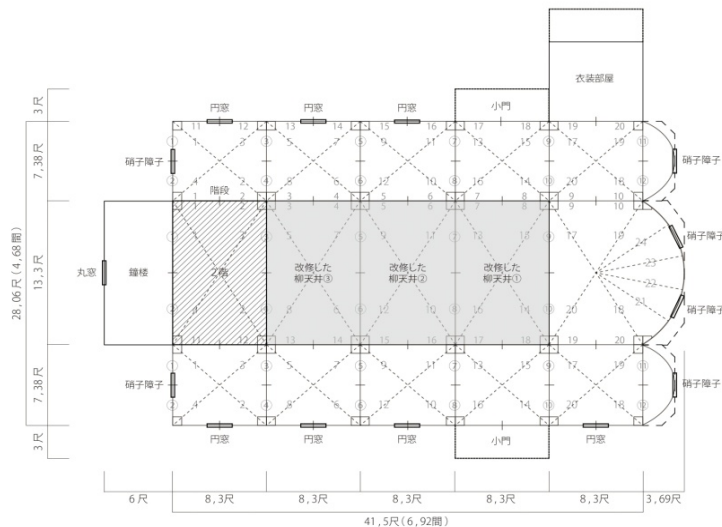


図 5-2-1-3 改修工事後の桐古天主堂 復元イメージ図 平面図

改修工事は、柳天井 3 個の造り替えである。この工事では 2 階を設けていることから、柳天井は、身廊の祭壇よりの 3 個を造り替えたと推測される。與助の『手帳』には、改修工事に要した部材の数と、その寸法が示されており、柳天井の数を合せて、主要部分の改修工事のイメージを構築した。このほかに、既設の大門を鐘楼に改修し、塔には窓を設け、14 個の高臺ノ両窓と、丸窓と円窓、硝子障子を取付け、聖堂内に 2 階を設けている。また、壁には煉瓦を外壁に貼り、内壁には漆喰を塗り、両側壁には小門を設け、聖堂左手の脇祭壇に続く衣装部屋を 3 尺張り出している。天井の棟高、および下屋の高さなどの寸法は、史料からは立面構成は判らない。

#### (4) 桐古天主堂改修工事の見積金

「書付」では、改修工事は 394 日を見積り、この請負金 275 円 20 銭で、飯料を含んでいる。他に、身廊と両側廊の柳天井 3 個と、2 階手摺り、および階段の材木と人夫は地元より出す約束で、鉄川組手間賃 79 円 80 銭を見積、桐古天主堂改修工事の鉄川組請負金は、合計は 355 円 60 銭である。また、9 月に追加工事として、祭壇工事 40 円の見積金がある。したがって、見積金は 395 円 60 銭である。

#### (5) 工事費の清算

表 5-2-1-4 『手帳』から明らかになる桐古天主堂改修工事における金銭受払は、『手帳』①から『手帳』③の 3 冊の『手帳』から明らかになる受取金と、支払金を時系列に整理している。表は、左列から、工期、月日、摘要、受取金、支払金で、工期は建築工事着手前と建築工事中に区分している。日付は記載内容に該当する明治 39 年 (1906) の日付で、摘要は記載内容に該当する要点を示している。受取金は現金で、支払金はそれぞれ該当する期日における支払を表している。なお、與助は、支払金を時系列に記載しているが、筆者は、直接工事費である材料費、道具代、職人手間賃と、共通費である米麦代と、旅費と、雑費 (郵便・文房具・消耗品費・酒代など) に分けて整理している。

以下に、表 5-2-1-4 から明らかになる建築工事着手前と建築工事中の金銭受払について検討する。

##### 1) 建築工事着手前の金銭受払

###### ① 受取金

工事着手前の受取金は 190 円で、宿老濱口から現金で受取っている。月別にみると、1 月は手付 50 円、3 月は 50 円、4 月は 90 円である。このうち、4 月 9 日の受取金 20 円は、木挽賃支払の為の受取金である。

表5-2-1-4 『手帳』から明らかになる桐古天主堂改修工事における金銭受払

単位(円)

工期	月	日	摘要	受取金		支払金													
				現金	「勘定」に含めていない受取金	材料費	道具代	職人賃	米麦代	旅費	雑費								
工事着手前			手付け	50															
		23	酒船賃1円19銭、長崎端舟6銭、神ノ島渡銭(2回)15銭																
		29	釘その他5円50銭、曲尺4円10銭、尺10銭、鉄13円47銭5厘、その他18円、フルイ49銭		41.665	5.5	36.165											1.4	
		1	金物代(ハリ、ウス、丸ノミ、面鮑、丸鮑、一寸鮑、上砥、チュウノウ、ダンギリ、他に鮑、曲尺、ノミ、混剛砂、硝子5枚 幅8寸1寸2步 注文)		13.56		13.56												
		2	雑20銭、不詳2円40銭																2.6
		3	葉書3銭、艦鮑15銭、研子1円、マンジウ10銭、密柑10銭、人形4銭、帽子38銭、柳行李9銭、大徳寺10銭																2.75
		21	縄木船賃1円50銭、杉五歩板四坪3円40銭、松七歩板一坪90銭、洋釘代20銭、五廻しの綱縄代80銭、檜一本代12円、梯一寸三歩2円、柳用松一本代1円、竹62本代(1本7銭5厘 口4厘)15円74銭、木挽法村菊次4日賃1円80銭、福見松代不足分19銭		37.73	37.73		1.8											
		3	有福行旅費25銭、大阪書店前金1円13銭、全上心配料40銭、半紙代10銭、端書切手代20銭											0.25					1.83
		20	裸麦1俵2円80銭、白米八斗13円50銭、芋クズ12斤代72銭、煙草代1円、福見木挽米代其他4円76銭4厘、福見松代口買・酒代他65銭									21.784							1.65
		30	福見松樞切2日分1円、全上 木挽長作渡1円、全 長作貞次渡5円、福見にて渡1円、輸出シ賃40銭							8.4									
		30	縄本船口の内入1円50銭、木挽4日賃(菊次木割)1円80銭、木挽長作賃3円、全上 三吉賃2円、全 貞次賃10円20銭							17									
		30	宿老より受取	30															
		30	興助受取(宿老よりの20円・杉買)20円、福見松代(濱口氏支払い分)19円、竹代(62本)4円75銭、杉120本140円	20	183.75	183.75													
		1	宿老より受取(内に送る)	30															
		1	丸尾行き10円、心配料40銭、長崎買物15円74銭、米代其他4円76銭、福見松買酒代65銭		15.74	15.74								10					0.4
		8	0.75口へ木挽米代4円69銭6厘										4.76						0.65
9	杉買酒代56銭										4.696						0.56		
9	木挽賃支払いの為20円	20																	
9	福見松樞切二日分1円、全上木挽長作貞次渡1円、全上木挽長作渡5円、全上福見にて渡1円、輸出シ賃40銭、縄本船口ノ内入1円50銭、木挽4日賃法村菊次1円80銭、木挽長作賃勘定済3円、全長三吉賃勘定済2円、全貞次賃銭渡シ10円20銭、全人買物90銭							27.8											
15	長崎注文表1俵代(川添方)4円																		
16	杉山 濱口より40円	40																	
23	若松芝居1円																1		
1	妻1呎代再建長崎下4円																4		
6	初年度米1呎代5円28銭																5.28		
9	濱口より20円	20																	
9	貞次に10円、長三郎に2円、興助 内に送る5円								12								5		
10	3年度妻1俵代4円、再度目米1呎代5円28銭																9.28		
22	長崎で木材買う18円80銭、船1.2		18.8	18.8													1.2		
24	父魚目行																5		
30	米代(常助・青方へ米買)30円	30															30		
30	杉代(祖父道勝の節冷水杉代にて)冷水杉代93円の所52円渡し40円と3円合して勘定済		43.34	43.34															
1	青方より米4呎代3斗19円20銭、青方米1呎代(外ニ15銭 米値口ノ為)4円95銭、福江にて白米三五入一六六ガへ5円81銭、福江にて米麦45.5入4円77銭7厘																34.737		
3	福見松心配料、福見松の手付け金5円、全上根切木挽賃1円、木挽長作へ小使1円、長作貞次へ賃金5円、全上福見にて1円、輸出シ賃40銭		5	5				8.4											
9	濱口より	51																	
9	丸尾にて10円	10																	
15	鍛冶屋支払15銭、竹皮草履6銭、全上6銭									0.15							0.12		
26	善吉福江で買物30円		30	30															
14	祇園行の件2円60銭																2.6		
19	字 二丁代(川上市五市氏へ注文)95銭		0.95	0.95															
21	足袋一箱(川畑へ注文分)、曲尺一丁(川畑へ注文分)70銭		0.7	0.7															
21	麦三斗(川畑へ注文分)3円、竹代(70本)2円80銭		2.8	2.8													3		
23	現金(濱口氏より慶介受理)2円	2																	
23	現金(濱口氏宅にて)10円	10																	
25	妻(川端へ4円30銭支払)3円、個人へ注文ノ麦(3斗入1呎)3円																6		
28	旅費(福江行き)5円																5		
30	現金40円	40																	
30	旅費(父丸尾行)4円70銭																4.7		
5	木挽賃(以前の20と合計44.7(木挽38日の賃))24円70銭							24.7											
5	妻8斗代8円																8		
5	鍛冶屋支払20銭、細シャツ一枚代28銭4厘								0.2								0.284		
10	現金 丸尾にて10円	10																	
12	右賃に対する賃金総額(38日半)17円32銭5厘								17.325										
12	左官小遣いとして10円								10										
28	父丸尾、興助土井行1円、全上10円																11		
5	小遣い・切手12銭																0.12		
14	樞松房吉へ送り(為替)、湯川幸太へ支払5円																5		
18	道具(尺ノコ2枚、鮑1枚、ノミ1本、8歩極薄ノミ1本、ハキリ2本ノ)2円52銭4厘、道具12銭		2.644	2.644													0.81		
8	娯楽費(奈良尾芝居見物)10銭、20銭、オヤツ代51銭																		
18	道具58銭		0.58	0.58															
27	酒一升代30銭、天日本綿五尾代																0.3		
27	不明20銭																0.2		
27	宮原へ支払い50銭								0.5										
14	現金 似首にて10円、丸尾にて2円60銭	12.6																	
9	奈良尾左官へ																10		
29	濱口より	10																	
29	左官 35日賃(天井25日、屋壁10日)								21.2										
日付不詳	魚4斤7銭、醬油 9合代18銭、豆腐 4丁8銭、素麺 1斤 7銭、酒9合39銭口厘、平水口 三斗9銭																4.764		
日付不詳	茶 5合、米斗4円76銭4厘、輕節35銭、鉄船35銭																0.69		
日付不詳	絹フルイ2円53銭、大徳40銭、東洋36銭、鉄桶側20銭、紐24銭、白皮5銭、不詳75銭、氣船賃1円、紡績2円90銭、端船賃14銭、蜜柑代2銭																7.41		
合計				385.6	397.259	342.66	54.599	164.475	140.301	41.05	33.738								
						397.259			379.564										
								776.823											

凡例：①本表は、史料から明らかになる、桐古天主堂改修工事着手前から竣工までの金銭受払を示した。②受取金は、現金で渡されている金額と、受取金の確認はないが興助を通して支払われたとみなされる金額に分けられる金額を表している。③支払金は、直接工事費(材料代、道具代、職人賃)と、共通費(旅費、米麦代、雑費)に分けられる。④材料費は、釘・材木・竹代をさしている。⑤この他に、興助は支払いをしていない工事費として、1月23日～29日の買物代130円の残金と、4月16日に納入された煉瓦代、同日に発注された瓦代、閏4月15日に納入された白灰代、閏4月16日以降に購入された硝子障子代がある。

## ② 支払金

工事着手前の支払金は407円28銭で、月別にみると、1月は61円97銭5厘、3月は275円69銭4厘、4月は69円60銭6厘である。支払金は、直接工事費(材料費、道具代、職人賃)と、共通費(米麦代、旅費、雑費)に分けられ、材料費は、釘・材木・竹代と、與助は支払っていない買物代と、4月16日に納入された煉瓦代と発注した瓦代がある。

### ②-1 直接工事費

直接工事費を項目別にみると、材料費は242円72銭で、道具代は49円72銭5厘で、職人手間賃は55円銭である。

材料費は、1月に洋釘その他5円50銭、3月21日の材木・洋釘37円73銭と、3月30日の松代・杉代・竹代の183円75銭<sup>23)</sup>である。

道具代は、1月に長崎で購入した大工道具36円16銭5厘と、金物代13円56銭<sup>24)</sup>である。

職人手間賃は、木挽賃で、3月21日の1円80銭と、3月20日から30日までの木挽賃8円40銭と17円と、4月9日の木挽賃など27円80銭<sup>25)</sup>である。

### ②-2 共通費

共通費を項目別にみると、米麦代は35円24銭<sup>26)</sup>、旅費は13円15銭で、雑費は11円44銭である。

米麦代は、3月21日は21円78銭4厘(裸麦一俵、白米八斗・苧クズ代・福見木挽米代など)と、4月1日に4円76銭と、木挽米代は4円69銭6厘と、4月15日に麦1俵代4円である。

旅費は、1月は長崎の汽船賃1円40銭、3月21日の有福行旅費25銭と、3月20日から30日までの船賃1円50銭と、4月1日の丸尾行き費用10円<sup>27)</sup>である。

雑費は、1月の長崎出張の際の雑費2円60銭と、買物(葉書、饅頭、マンジュウ、密柑、人形、帽子、柳行李、大徳寺など)2円75銭と、長崎出張の際に購入した葉書や人形、帽子などの土産代2円75銭と、3月21日の大阪書店前金<sup>28)</sup>や、心配料<sup>29)</sup>や葉書、半紙などの3円48銭と、4月1日の心配料40銭、1日と8日の酒代1円21銭、23日に若松芝居見物料<sup>30)</sup>の1円などである。

## 2) 建築工事中の金銭受払

### ① 受取金

受取金は195円60銭である。閏4月は50円、5月は61円、6月は52円、7月は10円<sup>31)</sup>、8月は12円60銭、9月は10円である。

## ② 支払金

工事中の支払金は364円76銭4厘で、材料・道具代・職人手間賃257円82銭4厘と、旅費・米麦代・雑費181円32銭5厘に区分される。前者は直接工事費に相当し、後者は共通費に相当する。月別の支払金は、閏4月は133円90銭、5月は78円40銭7厘、6月は50円45銭、7月は46円80銭9厘、8月は10円15銭4厘、9月は31円20銭と、日付不詳の12円29銭8厘である。

この他に、與助は支払をしていない材料費（1月23日から29日の長崎買物の残金と、4月16日に納入した煉瓦と発注した瓦代がある。閏4月15日に納入した白灰<sup>32)</sup>と硝子障子と丸窓代）がある。

### ②-1 直接工事費

直接工事費を項目別にみると、材料費は69円94銭で、道具代は34円87銭4厘で、職人手間賃は109円47銭5厘である。

材料費は、閏4月22日に長崎で木材買などの18円80銭と、30日の杉代43円34銭と、5月3日に福見で買付た松材の手付5円、5月26日に善吉<sup>33)</sup>の買物代30円と、6月21日の竹代70本2円80銭である。この他に、閏4月15日に納入した白灰と硝子障子と丸窓代がある<sup>34)</sup>。

道具代は、5月26日の善吉の買物30円、6月19日の宇<sup>35)</sup>二丁代95銭と、6月21日の曲尺一丁70銭、8月14日の道具代2円64銭4厘（尺ノコ2枚、鉋1枚、ノミ1本、8歩極薄ノミ1本、ハキリ2本バ）と、8月18日の道具代58銭である。

職人手間賃は、閏4月9日に貞次・長三郎賃12円と、5月3日に8円40銭と、6月30日の38日賃24円70銭、7月12日の38日半の17円32銭5厘である。木挽賃は、3月、4月、閏4月、5月、6月と毎月清算している<sup>36)</sup>。鍛冶屋へは5月15日に15銭と、7月5日に20銭を支払っている。左官賃は7月27日の小遣い10円、9月14日に奈良尾左官に小遣10円、29日に塗装費用21円20銭の合計41円20銭である。なお、屋根工事終了後に左官は漆喰工事をしたと判断されることから、屋根職人への支払は終わっていると考えられる。

この他、8月27日に宮原<sup>37)</sup>へ支払50銭がある。鉄川組職人には8月14日の湯川幸太<sup>38)</sup>へ支払5円があるが、家族への手間賃の支払は確認できない。

## ②-2 共通費

共通費を項目別にみると、米麦代は100円29銭7厘で、旅費は27円90銭で、雑費は22円29銭8厘である。

米麦代は、閏4月の1日は麦1俵代4円、6日は米1俵代5円28銭、10日は麦1俵代と米1俵代9円28銭、30日は米代30円、5月1日は34円73銭7厘、6月の21日は麦3円、25日は麦6円、7月5日は麦8円と、日付不詳の米代など4円76銭4厘である。

旅費は、閏4月は22日の長崎行き旅費1円20銭、24日の父魚目行旅費5円、6月は28日に福江行き5円、30日に丸尾行き4円70銭である。7月28日は父と與助の旅費11円と、この他に日付不詳の船賃1円がある。なお、魚目または丸尾は、鉄川組の拠点がある魚目村丸尾郷で、父や與助が往来した旅費であり、長崎への出張の他、有福島と、下五島の福江への船賃である。したがって、工事の間は五島列島と長崎市内を往来していたといえる。

雑費は、閏4月9日與助の家に送り5円、5月15日は草履代12銭、6月14日は祇園行きの2円60銭、7月5日は綿シャツ購入の28銭4厘、8月5日は切手代12銭や、18日の芝居見物代などの81銭と酒代30銭、27日の使途不明20銭と、日付不詳の食糧費12円86銭4厘（魚4斤7銭、醤油9合代18銭、豆腐4丁8銭、素麺1斤7銭、平大口 三斗9銭や茶5合、鉄飴35銭）と、生活雑貨など（絹フルイ、大徳、東洋、鉄橋側、紐、白皮、不詳75銭、紡績、端船賃、蜜柑代）である。このように、雑費には大阪に注文した書籍や切手代の他、工事の区切り毎の酒代や切手代の他に、與助の家族への土産代や、煙草代、綿シャツ購入費など個人的な買物や、芝居見物の費用が含まれている。

### 3) 建築工事竣工後の金銭受払

竣工後の金銭受払はみられない。

### 4) 與助の「勘定」

與助は、勘定の区分を3回に分けている<sup>39)</sup>。「第1回目勘定」は4月8日迄で、その間の受取金は130円で、支払金は374円47銭5厘である。「第2回目勘定」は4月9日から5月3日迄で、その間の受取金は161円で、支払金は214円83銭7厘である<sup>40)</sup>。「第3回目勘定」の期間の受取金は94円60銭で、支払金は187円51銭1厘である。したがって、「第1回目勘定」から「第3回目勘定」の受取金は合計385円60銭

で、支払金は合計 776 円 82 銭 3 厘で、差額は 391 円 22 銭 3 厘になる。

そこで、支払勘定の内訳をみると、「第 1 回目勘定」は、福見で買付けた松代 19 円、竹 62 本 4 円 75 銭、木挽米代其他 4 円 76 銭 4 厘、雑費に相当する心配料や酒代 1 円 5 銭、長崎買物代 15 円 74 銭や、丸尾の費用 30 円<sup>41)</sup>、現金 4 円 69 銭 6 厘であり、1 月から 4 月 1 日迄の宿老よりの受取金 130 円の内訳といえる。「第 2 回目勘定」は、長崎行きの 20 円、若松芝居見物の 1 円、青方<sup>42)</sup>へ米買に行く為の常助の受取 30 円で、濱口よりの 20 円と、米代に符合する。「第 3 回目勘定」は、道具代 4 円 87 銭と、職人手間賃 89 円 8 銭である。このように、與助は、釘・材木・竹代、道具代、木挽と左官への職人手間賃、米麦代、旅費、丸尾の費用や娯楽費などの雑費を勘定しているが、長崎の買い物代、煉瓦代、瓦代、白灰、硝子障子は勘定に含めていない。

## 5) 工事費の清算と改修工事費

### ① 桐古天主堂改修工事における受取金と支払金

(4) 1) および 2) で、建築工事着手前および建築工事中に分けて、受払金を整理し、直接工事費と共通費に分けた支払金を整理した。それによると、直接工事費の材料費に相当する支払金のうち、4 月 1 日の長崎買物代と、残金 74 円 77 銭 5 厘と、16 日に納入した煉瓦と発注した瓦代、および、閏 4 月 15 日に納入した白灰と硝子障子代は、與助は支払っていないことが判った<sup>43)</sup>。

『手帳』の記載から、これらの材料費等は、與助が発注し、納入され、工事は終了していることは明らかであるが、契約書や請求書、領収書の類は確認されない支払であり、教会もしくは宿老から直接関係者に支払われたと考えられる。

そこで、本稿では、表 5-2-1-5 桐古天主堂改修工事における月別の金銭受払を整理した。表は、左列から、工事期間、摘要、受取金、支払金に分けている。工事期間は、工事着手前と工事中で、摘要は、それぞれに該当する期間を表している。

受取金は、現金である。支払金は、直接工事費(材料費・道具代・職人賃)と共通費(米麦代・旅費・雑費)に分けている。

工事期間における受取金は 385 円 60 銭で、支払金は 776 円 82 銭 3 厘で、支払金が 391 円 22 銭 3 厘多くなる。そこで、受払金の差額 391 円 22 銭 3 厘は、釘・材木・竹代と、鉄川組職人に最初に渡した道具代にあたり、受取金の 385 円 60 銭は、職人手間賃と米麦代、旅費、雑費に充当していると考えられる。

表5-2-1-5 桐古天主堂改修工事における月別の金銭受払

単位:円

工事期間	摘要	受取金	支払金						
			材料費		道具代	職人手間賃	米麦代	旅費	雑費
			釘・材木・竹代	與助は支払っていない買物及び納入品代					
工事着手前	1月の金銭受払	50	5.50		49.725	0	0	1.4	5.35
	1月23-29日の長崎買物130円の残金		0	A	0	0	0	0	0
	3月20日-30日の金銭受払	50	221.48		0	27.2	21.784	1.75	3.48
	4月1日-8日の金銭受払	30	15.74		0	0	9.456	10	1.61
	第1回目 勘定	130	242.72	A	49.725	27.2	31.24	13.15	10.44
				292.445+A			82.03		
	4月9日-23日の金銭受払	60	0		0	27.8	4	0	1
	4月16日に納入の煉瓦代金		0	B	0	0	0	0	0
	4月16日に発注した瓦代金		0	C	0	0	0	0	0
	閏4月1日-30日の金銭受払	50	62.14		0	12.0	48.56	6.2	5
工事期間中	閏4月15日に納入された白灰代		0	D	0	0	0	0	0
	硝子障子と丸窓代		0	E	0	0	0	0	0
	5月1日-3日の金銭受払	51	5.00		0	8.4	34.737	0	0
	第2回目 勘定	161	67.14	B+C+D+E	0	48.2	87.297	6.2	6
				67.14+B+C+D+E			147.697		
	5月9日-26日の金銭受払	10	0		30	0.15	0	0	0.12
	6月14日-30日の金銭受払	52	2.8		1.65	24.7	9	9.7	2.6
	7月5日-28日の金銭受払	10	0		0	27.525	8	11	0.284
	8月5日-27日の金銭受払	12.6	0		3.224	5.5	0	0	1.43
	9月14日-29日の金銭受払	10	0		0	31.2	0	0	0
日付不詳の金銭受払		0		0	0	4.764	1	12.864	
第3回目 勘定	94.6	2.8		34.87	89.08	21.764	21.7	17.298	
			37.67			149.842			
総計	385.6	312.66	A+B+C+D+E		84.599	164.475	140.301	41.05	33.738
		397.259+(A+B+C+D+E)			379.564				
		776.823+(A+B+C+D+E)							

凡例:①表は、桐古天主堂改修工事の受取金と支払金を摘要の期間毎に整理したものである。②支払金は、材料費、道具代、職人手間賃と、米麦代、旅費、雑費に分けられる。③材料費は、與助が買付け、支払に関与した釘・材木・竹代と、発注または、納入の記録から支払われたと考えられる材料費が含まれる。④表中の網掛けは、材料の発注・納入が確認されるが、與助は支払っていない材料費で、長崎買物の残金A(74円77銭5厘)の他は、煉瓦代のB、瓦代のC、白灰代のD、硝子障子と丸窓代のEの金額は不詳である。⑤適用期間における支払合計は、直接工事費397円25銭9厘と、間接工事費379円56銭6厘の合計で776円82銭3厘である。

## ② 工事費の清算の特徴

桐古天主堂改修工事は、與助は宿老から手紙で依頼されたもので、工事内容は宣教師と面談のうえ示されている。教会は、材料や職人の手配や、関係業者との交渉や、管理は難しいと考えられる。一方、與助は、小学校卒業以来、五島で大工としての実績があり、材料の手配・山主との交渉、職人の手配と管理、工程管理ができる。

以上を踏まえて、図5-2-1-4に桐古天主堂改修工事費の受払の流れを表している。與助は、最初に工事工程や見積金を示して、鉄川組の請負金を決めている。この請負金には鉄川組の利益が含まれていると考えられる。

工事費は、直接工事費にあたる材料費、道具代、職人手間賃と、共通費にあたる米麦代、旅費、雑費である。材料費は、與助が山主等と交渉し、直接買付けた材木や竹代312円66銭と、與助は支払っていない買物代Aと煉瓦代B、瓦代C、白灰代D、硝子障子・丸窓代Eがある。道具代84円59銭9厘は、最初に大工道具を渡したものとする。職人手間賃164円47銭5厘は、與助が、木挽、左官の作業を管理し、支払っている。なお、米麦代140円30銭1厘、旅費41円5銭、雑費33円73銭8厘は、與助が支払って



いる。

このような受払から、與助は、木材や竹を買付けるために、直接、山主と交渉し、買付けた費用は、教会から受取った費用を即金で渡し、共通費に相当する組の米麦代、鉄川組の拠点の丸尾の費用、娯楽費まで含めた雑費についても、教会から受取った金額を、與助が関係先に清算していることと考えられる。

また、この他に、直接工事費に相当する道具代と、長崎買物代の残金と、煉瓦代、瓦代、白灰代、硝子障子代・丸窓代を與助は支払っていない。しかし、工事は竣工していることから、これらの費用は、教会から関係先に支払われたと考えるのが順当といえる。

なお、所謂、請負では、材料や職人の手配にあたって、利益として手数料を取ることがあるが、與助は、教会と相談しながら材料の書付を行い、職人を手配しているが、手数料を取っていない。

鉄川組は桐古天主堂改修工事の着工年である明治 39 年（1906）に創業しており、建設業者として資金的に潤沢とは考えにくい。そこで、請負金は、組の食料費を含めた請負金を最初に決め、費用はその都度受取り、清算をする。また、材料費は、直接、山主などと交渉し、買付ける分については、現金を教会から受取り、相手に清算して買付ける。その他の、煉瓦代、瓦代、白灰代、硝子障子代・丸窓代は、教会から関係先に直接支払ってもらう。この工事費

の清算の方法は、手数料などで中間の利益を得ることは無い代わりに、損をすることも無い。與助にとって工事費の回収に不安のない安全な工事費の清算であったといえる。

また、明治 37 年(1904)は日露戦争が勃発し、明治 40 年(1907)頃は株価が暴落し、大正 5 年(1916)は第一次世界大戦が始まっており、物価は大きく変動している<sup>44)</sup>。建築工事は、

長い工事の期間を要するが、並

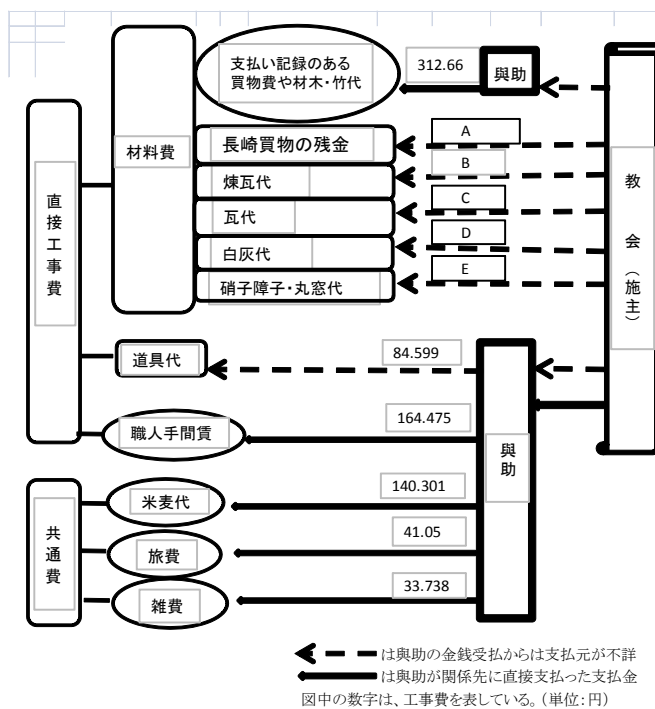


図5-2-1-4 桐古天主堂改修工事費の受払の流れ

凡例：與助は支払っていない買物代は、便宜的にABCDEとしている。Aは1月23日から29日の長崎買物の残金、Bは4月16日に納入した煉瓦代、Cは発注した瓦代、Dは閏4月15日に納入した白灰代、Eは硝子障子代と丸窓代である。

行して起こる物価の変動に際しても、教会から直接、工事費が清算されることで、與助は損失の不安が少なくなると考えられる。

桐古天主堂改修工事では、工事の委任状、もしくは、契約書や、請求書、領収書などは確認されないが、宿老から桐古天主堂改修工事の依頼を受け、工事を施工し、これに要する費用は、その都度注文者である教会から受取り、清算しており、名目上は受取金と支払金に分けて整理しているが、受取金と支払金は共に建築工事費に充てられている。

### ③ 鉄川組の請負金

與助は、工事着手前に「書付」で、柳天井 3 個と、二階手摺と階段の工事 79 円 80 銭の鉄川組の職人 間賃 355 円 60 銭を見積っている。これは飯料を含むものである。その後、追加工事で、小香台新製 40 円と決めている。また、祭壇の追加工事費は、その後、修正されていないことから、当初の見積 395 円 60 銭で施工されたと考えられる。

### ④ 桐古天主堂改修工事費

改修工事費は、材料費と道具代と職人 間賃の 397 円 25 銭 9 厘と、米麦代、旅費、雑費の 379 円 56 銭 4 厘の合計 776 円 82 銭 3 厘と、1 月の長崎買物の残金と、煉瓦代、瓦代、硝子障子代、石灰代の合計で、鉄川組請負金 395 円 60 銭が含まれている。

## 5-2-2 冷水天主堂新築工事の建築工事請負

現住所：長崎県南松浦郡新上五島町網上郷

(『証明願』における冷水天主堂新築工事の建築概要)

工事種別：新築工事 / 構造：木造 / 従事技術：設計・施工 / 延床面積：260  
㎡ / 階数：2階

冷水天主堂は、長崎県五島列島の中通り島の中通り島の網上地区に位置し、奈摩湾をはさんで青砂ケ浦天主堂と向かい合う位置にある。冷水天主堂のある網上地域は、高熨斗岳の山裾にあり、平坦な土地は少なく、冷水天主堂も山の中腹の傾斜地に建てられている。明治33年(1900)に設立された青砂ケ浦小教区に属しており、かつては、冷水地域の信者達は、対岸の奈摩内(青砂ケ浦)天主堂まで舟を漕いでミサに参加していた。

冷水天主堂は、明治期の與助の天主堂建築のなかでは、唯一、木造である。創建時は、建物正面中央には正方形の塔が設けられていた(写真5-2-2-1)が、昭和5年(1950)頃、前面に拡張し、更に昭和35年(1980)頃、塔を八角形に改築している(写真5-2-2-2)。平面構成は三廊式で、立面構成は単層である。天井は身廊・側廊とも4分割のリヴ・ヴォールト天井で、漆喰仕上げである。身廊と側廊の境の柱は角柱で、柱頭は彫物が施され、床<sup>45)</sup>に柱台はない(写真5-2-2-3)(写真5-2-2-4)。

表5-2-2-1 冷水天主堂新築工事の史料から明らかになる工事内容は、『手帳』①から『手帳』③の3冊の『手帳』から明らかになる冷水天主堂新築工事の工程を時系列に整理したものである。左列から、No、工期、月日、工事内容、主な記載内容、史料名を表し、工期は、建築工事着手前・工事中・竣工後に分けて表している。月日は明治39年(1906)の月日で、工事内容は、買付依頼、買付、製図、打合、製図、請負、工事に分けている<sup>46)</sup>。

以下に、表5-2-2-1から明らかになる建築工事着手前と建築工事中、および竣工後の工事工程について検討する。

			
<p>写真5-2-2-1 新築当時の冷水天主堂</p>	<p>写真5-2-2-2 正面塔部分改修後の冷水天主堂</p>	<p>写真5-2-2-3 冷水天主堂内部</p>	<p>写真5-2-2-4 冷水天主堂柱頭</p>

## (1) 建築工事の工事内容と工事工程

### 1) 建築工事着手前の工事工程

#### ① 木材買付/問合

桐古天主堂改修工事中の明治39年(1906)3月19日に冷水天主堂新築用の杉買求めの依頼を受け、4月17日は杉85本を140円で買付、5月11日は山で直接、買付ている。12月は日の島<sup>47)</sup>に漂流松材を買いに行き、6日は冷水の人に松材の運搬船を依頼していることから、3月から12月まで木材を買付ていることが判る。

#### ② 打合

桐古天主堂改修工事中の明治39年(1906)4月13日に、冷水天主堂新築工事費について相談があり、左官工事などの話をしたうえで、27日は、大工職人を呼び寄せ、28日と29日は、父も交えて打合を行なっている。この4月の打合では、左官工事になる煉瓦造と、木造について相談したものと推測される。また、9月は、11日から13日は、冷水天主堂新築の構造について話合ったうえで、結局、冷水天主堂には煉瓦は使わず、木造にすることに決めている。

#### ③ 製図/見積

與助は、4月19日に、ペール神父と大崎神父より冷水天主堂新築の図面提出を依頼され、20日は図面を書き、大工手間を見積り、身廊部だけ柳天井にすると501日、身廊部と側廊部を柳天井にすると541日と人工を見積っている<sup>48)</sup>。12月2日は冷水で宿老と打合、3日は杉板五歩尺三寸巾の板を借り、冷水天主堂新築工事の板図<sup>49)</sup>を描き、4日は神父に冷水天主堂新築工事の計画図を示している。

#### ④ 請負

12月5日には職人に道具箱一年分を渡し、6日は冷水に向けて丸尾を出立し、9日は鉄川組一同を促し工事場かけを始めている。14日は、「大工手間木挽手間共400円ニテ受負、大工325円、木挽は不足ノ件はオギノベク神父仲裁ス」と、請負が成立している。この請負では、木挽手間賃は75円となる。大工は、請負成立前に、鉄川組の拠点のある丸尾から大工は冷水に向けて既に出発している。

また、冷水天主堂新築工事は、煉瓦造と木造を検討する工事費の相談から始まり、閏4月1日は、「冷水天主堂の新築工事はペール神父のため」とヒウゼス神父から依頼されていることから、教会側は冷水天主堂の新築計画を決めており、4月と9月に打合せた結果、工事費の都合で、煉瓦造ではなく、木造で新築することに決まったと推

表5-2-2-1 冷水天主堂新築工事の史料から明らかになる建築内容

No.	工期	月	日	工事内容	工事に関する主な記載内容	史料名
1	建築工 事着 手前	3	19	木材買付依頼	大曾天主堂ニテ大寄神父ヨリ 杉買求ノ依頼ヲ受ク	『手帳』③
2			20	木材買付	桐ノ浦 濱口次郎右ヱ門氏ト共ニ 道士井ニ杉ヲ買ニ行ク 近藤某氏立合ノ上 140円ニテ買受ク	『手帳』③
3			11		マテノ浦某氏 其他ト合ノ上三分シ 其ノ錢ヲ冷水当リス	『手帳』③
4			13	打合	濱口氏 冷水ノ金員ノ件 父 午後三時半来ル 岩瀬浦ノ青方 長作ヨリ手紙来ル	『手帳』③
5			14		冷水ノ人三人午後ノ式時 来ル中食ノ後直ニ出立ス 網上糸吉云々ノ件アリ 松材買求ノ件アリ	『手帳』③
6			17		道士井 杉云々ノ件アリ 冷水用ノ杉数八十五本 午後八時半帰ル	『手帳』③
7				製図依頼	長崎司教其他宣教師ノ一同来ル 冷水天主堂ノ圖ヲ出ス可ク ベール氏 大寄氏ヨリ依頼ヲ受ク	『手帳』④
8			19	打合	本日午後一時半 司教ベール 大寄 ヒウゼ等ノ宣教師 来ル 午後五時 大崎 ベール様ニ 面會シ 冷水天主堂左官其他ノ事ヲ 談合ス	『手帳』③
9				図面製作	朝ヨリ圖引キニ着手 及 其手間ヲ見積リ出ス	『手帳』④
10			20	図面/見積	余ハ冷水天主堂ノ圖面 及 其大工手間ノ見積ヲ出ス 中丈天井柳ニテ五百一日 総天井柳ニシテ五百四十一日トス (中略)	『手帳』③
11					ベール様ト左官 冷水ノ事ヲ談ス	『手帳』③
12			27		青方ニ行キ 水車場ニ居リシニ 冷水ノ為メ明日青佐浦ニ来ル可ク慶助来リ傳フ	『手帳』③
13			28		雨ヲ犯シテ行タル種々談ス	『手帳』③
14			29	打合	雨ヲ犯シテ 父ト共ニ青方ニ行ク	『手帳』③
15			1		ヒウゼス 様ヨリベール様ノ冷水天主堂ノ為ニ依頼ノ件アリ(後略)	『手帳』③
16			30	打合	(前略)大寄神父様ヨリ冷水用杉 代ノ件ニ付紙面来ル(後略)	『手帳』③
17					大寄神父様 □□ 冷水用杉代ノ件ニ付 紙面来ル 神父様ヨリ 葡萄酒2本ヲ貰フ	『手帳』③
18	7		濱口氏宛ニテ来ル十日道士 井杉切リニ一日手紙来ル	『手帳』③		
19	10		雨天ノ為中止	『手帳』③		
20	11		晴然ニ愈々来ルヤ否ヤ 不明ノ為午前見合セ 若不来ノキハ休ムノ覚悟シテ 友吉及桐ノ浦 氏ヲ伴ヒ 午後ヨリ出立道士中杉山ニ至ルキ宿老共ト濱ニテ 會直ニ山ニ上ル云々ノ争日テ アリ 又三村喜代氏モ 来ル皆へ切ル可ク印ヲ付 テ歸ル道士井近村 宅ニ木挽ヲ訪フ不在 八時安着ス	『手帳』③		
21	11		本日ベール神父 魚目ヲ経テ来ル 脱度 道峯天主堂 建膳ノ件ニ付談合アリ 野原氏ニ對スル話等アリ 又本日 香臺ノ間壁ニ付 宣教師会ノ件アリ 濱口氏仲裁ノ事アリ (中略) 晩濱口氏仲裁ノ為メ来ル	『手帳』②		
22	12	打合	晩ベール神父ヨリ 冷水及道峯ノ天主堂ニ付 小話成ス煉瓦ニ 對スル□□ノ都合ヲ謝スルノ件アリ(後略)	『手帳』②		
23	13	打合	本日ベール教師 ト朝ヒウゼ様動メノ内緩々會 談ス道峯冷水天主堂ノ件ニ付 種々 入込タル問答アリ野原ノ件 冷水天主堂柱煉瓦ノ件其尤モ重ナルモノトス 併シ冷水ノ煉瓦柱ノ使ハザル 様許シテ受ク晩大寄神父様へ 手紙ヲ書ク明日日出シベール様マテノ 浦へ 四時頃出立ス 又先日川畑ニ注文ノ米 一吸代 次運燧 一本代四十錢 金剛砂代 下ル	『手帳』②		
24			川畑安五郎氏ヨリ 日ノ島漂流松材ノ件ニ付 端書来テ 仲ニ付 曾根ノ神父へ同ニ行ク可ク決ス (中略) 冷水へ帰リ 宿老ニ面會シ 日島行ク可ク出立	『手帳』②		
25	1	打合	本日桐ノ浦へ札狀ヲ書ク 早朝 鯛ノ浦ニ神父ヲ訪ヒ冷水ノ件ニ付談ス (後略)	『手帳』②		
26	2	打合	冷水ニ至ル 宿老ニ會シ屋敷其他ノ件ニ付談合ノ上口	『手帳』②		
27	3	図面製作	(前略) 杉板五歩尺三寸巾ヲ一枚カキ 冷水ノ図ヲ引ク	『手帳』②		
28	4	打合	青佐ガ浦ニ向フ 神父様ニ會シ冷水図ヲ示シ住所取リカエ件アリ (後略)	『手帳』②		
29	5		雨風ノ為メ中止シ道具取り三人来ル 道具箱品一年ヲ渡ス	『手帳』②		
30	6		朝七時 丸尾出立 冷水ニ向ク 青佐ガ浦ニ神父ヲ訪フ 時曾根へ行ク可ク申シ聞ケラル九時頃出立 冷水ニ□ 船道具ヲ取り(冷水ノ人へ明日松材船 廻ス可キ申入)曾根鼻ヲ経テ行ク 香臺ノ大柱切リ□□□冷水ノ松切リ ニヤル来リテ 晩 食堂ニ於テ 大崎 神父様日草宿老ト三人食卓ヲ圍ンデ池走アリ	『手帳』②		
31	7	木材買付	奈摩 網上 木買	『手帳』②		
32	9		朝飯ノ后冷水へ向ウ善 一同ウナガシ工場 カケニカエル 余善	『手帳』②		
33	10	小屋掛け	余一人冷水ニ向ヒ 小屋ヲ成就シ掃路青方ヲ経テ帰ル	『手帳』②		
34	11		余善佐ガ浦ニ行キ 松木掘り出シ午後二時帰途 晩青方駐在所行	『手帳』②		
35	14	請負	朝出立 冷水へ向フ 冷水着ノ上 荷物船廻シ余ハ 冷水主建チノ人□□曾根ニ 行キ 病床中ノ神父様ニ面會シ 大工手間木挽手間共四百円ニテ受負 □大工三百二十五円 木挽は不足ノ件はオギノウベク神父仲裁ス 晩 帰ル 宿老宅ニ泊ス 本日よりハ 余善慶友	『手帳』②		
36	15		晴 朝来郷氏一同木材上ケ余善慶友 九時頃 仕事ニ着ス 桁削り軒桁一本半中桁一本ヲ成就ス 父晩方来ル	『手帳』②		
37	16	桁削り	晴 朝四時半起床 明ヲ待チ仕事ニ着手 昨日ヨリ削リ及ビ桁又一本 棟木門ノ桁等ヲ削リ 父 朝帰宅陸路桑吉ヲコトハル 常助来ル為メ郷氏三人 迎船ニ乗ル行ク(中略)仕事 余善友 午後ヨリ 常	『手帳』②		
38	17	桁差物削り	昨夜雨 朝小雨一日桁差物削リ 晩父 帰宅ス 仕事 余善慶友 終 父鋸ノ歯キ□	『手帳』②		
39	18	桁削り	(前略)余朝飯ノ后 常善慶友へ桁継ぎ 及 差シ物ヲ削リ可ク申シ付ケ出立 宿老方へ立チ寄り 奈摩 田坂多吉氏ヲ訪シ四人同伴 長山ノ大座青方ノ杉ヲ見一応冷水へ帰リシ所父帰リ居ル為ヲ再ヒ 奈摩ニ至リ 田坂多吉方ニテ中飯ノ后 奈摩山ニ権ノ木ヲ見 打ダロ之山ニ杉ヲ見 帰途宮ノ松ヲ見 網山大座ニ至リ 再び長山ニ登リ 日暮レテ帰リ後ニテ 多吉殿ニ賈ル様誘フ可ク詫シテ帰ル 眼モグリ 宿老ニ字ヲ付ケル仕事 余山入り 父常善慶友 桁一間梁削り	『手帳』②		
40	19		晴 一日朝濱ニテ梁削リ 午後 父常トト帰宅ス 余 曾根行 神父様ニ面シ 杉 木挽 其他ノ事ヲ談シ (中略) 又 木挽ノ事ヲ君達ノ 便利ニス可ク申ス 仕事 午後ヨリ 余 曾根行キ 善友慶梁削リ 父常午後帰リ 木挽 伊助貞次 初入リ桁差物ハキ	『手帳』②		
41	20	梁/小屋桁削り	(前略)余晝食后 氏ト網上奈摩ヲ経テ青方ニ至リ 榎津ニテ 庄司 平田ニ立チ寄り丸尾ヲ経テ奈摩ニ出テ 網上 御座ニ立チ寄リ 冷水ニ帰ル件 六時仕事 余善友慶梁削リ 木挽 伊助貞次小屋桁削キ	『手帳』②		
42	21		(前略)常助日露戦役慰勞金下賜ニ仕 榎津学校行キノ旨告グ 仕事 余善友慶梁削リ 木挽 伊助貞次小屋桁削キ	『手帳』②		
43	22	梁/小屋桁削り/タブ	晴 本日神父三人来ル 又大阪へ注文ノ書物来ル 代金五円二十五錢 講義録ニ卷 木造洋館 雛形集上下二冊 伏口設計実験 □ 神父へ示ス葡萄酒ヲ貰フ ノ干ヅリ網上 □庄ニ行キ杉ヲ買買代四十円 仕事 余善友慶梁削り 木挽桁及タブ板削キ 伊助貞次共 但シ午後ヨリタブニ着手	『手帳』②		
44	23		(前略)仕事 余善慶 桁昇り削リ 木挽貞次 タブ板ヲ二時頃ニ終リ 松板ヲキ伊助タブヲキ	『手帳』②		
45	24		(前略)余善慶友 中桁ノ継ぎ柱(下屋)等削リ 木挽小屋桁其他柱ナド 但シ伊助ハ本日より三時半迄ニ タブ終エル	『手帳』②		
46	25		寒風晴 郷氏一同 奈摩 柱組上杉切リ 昨夜 木挽食料云々ノ件 宿老へ□□シ 以後マカナワザル旨申ス (前略) 仕事 余善友慶 柱削リ 伊助貞次 柱背落シ	『手帳』②		
47	26		(前略)仕事父慶善友 柱削リ 伊助 貞次 柱背落シ	『手帳』②		
48	27	柱削り	(前略)仕事 父 余善慶 柱削リ 伊助 貞次 柱背落シ	『手帳』②		
49	28		晴 余善友慶友 丸尾行キ 余慶伊助仕事ス 但シ善友ハ□藤キ 三人共柱 明日ヨリ木挽郷方ニテマカナニスル事ニ決ス 山口長右ヱ門 官原藤四郎 磯部又助三氏ニ端書出ス	『手帳』②		
50	29		午前中 神父様来ル 大曾ヨリ大門窓 網上杉ノ事ヲ談合(中略)善友来ル 余慶 柱削リ善友全上 木挽伊助 柱背落シ(後略)	『手帳』②		
51	30	柱削り / 図面作成	晴 余善慶友 柱削リハ香臺 窓 兩側窓等ノ図ヲ引ク 木挽 青方采リ為メ不參 木挽 云々ノ件ニ付 ワビニ来ル余ノ之ヲ ヌルス 本日 濱口周吉同次郎右ヱ門 川畑安五郎氏ニ 端書ヲ出ス	『手帳』②		

凡例: ①12月6日「食卓ヲ圍ンデ池走アリ」は、「食卓ヲ圍ンデ馳走アリ」のことだと思われる。 ②12月14日「余善慶友」は、余は與助であり、「善慶友」は、善助、慶助、友次職人名を省略し頭文字を記したものであり、以降の日記にも同様の表記がされている。 ③12月20日「氏」の空白は原文の通りである。

測される。そこで、神父は、その後も継続的に予定されている教会建築工事で、冷水天主堂新築工事の費用の不足を補うという趣旨の仲裁をしたものと考えられる。

## 2) 建築工事中の工事工程

11月10日頃の桐古天主堂改修工事の竣工を受けて、12月15日は、冷水の地元信者である郷氏一同は木材を現場にあげ、冷水天主堂新築工事に着手している。鉄川組は、17日は桁差物削、18日は桁削り、20日は梁削りと小屋桁割りをし、30日まで柱の調整をしている。與助は、香台や両側窓などの図面を作成している。なお、柳天井の骨組み造りや、柱頭飾りの彫物をしている工事記録は未確認であるが、現存する冷水天主堂は柳天井であり、柱頭は彫物で装飾されていることから、桐古天主堂改修工事で行われた手順と同様に、柳天井の骨造りや、柱を装飾する彫物は、冷水天主堂新築工事の現場に移動した後に行われたものと推測される。

また、明治40年(1907)7月5日に杉代・竹代・洋釘代・船賃・人夫賃などの支払があることから、7月初旬までは、冷水天主堂新築工事は行われていたと考えられる。なお、現存する冷水天主堂から、香台と両側窓、および正面中央の塔の工事と屋根瓦も葺き、竣工したと捉えられるが、史料からはこれらの工事工程は不詳である<sup>50)</sup>。

## 3) 建築工事竣工後の工事工程

竣工後の工事工程については不詳である。

## 4) 建築工事着手前と建築工事中の工事内容から明らかになった工程表

表5-2-2-2 冷水天主堂新築工事の史料から明らかになる建築工事の工程は、(1)の1)、2)から明らかになった冷水天主堂新築工事の工事工程を表している。左列の工事項目は、書類の記載内容から明らかになる打合、図面作成、木材買付、木工事、屋根工事、左官工事に区分したもので、右列に、旧暦明治39年(1906)の3月から明治40年(1907)12月の工事期間を示している。

冷水天主堂新築工事については、桐古天主堂改修工事中の明治39年(1906)3月19日に杉買求めの依頼を受け、3月から12月まで木材を買付けている。また、桐古天主堂改修工事中に、冷水天主堂新築工事費について相談があ

表5-2-2-2 冷水天主堂の史料から明らかになる建築工事の工程

項目	M39												M40						
	3	4	閏4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	
打合																			
図面作成																			
木材買付																			
基礎工事																			
木工事																			
屋根工事																			

凡例:①冷水天主堂新築工事は、旧暦明治39年3月に打合と木材買付が始められ、4月に図面が作成されている。②工事は12月に着手され、太線であらわしている。③工事着手にあわせて、基礎工事が施工され、明治40年(1907)に梁や桁をかけた後に、屋根職人は、屋根をかけたと推測されるが、基礎工事の時期と職人、屋根工事の時期と職人については、『手帳』からは確認できない。

り、構造を煉瓦造と木造を検討したうえで、與助は、4月に図面をかき、9月に再度、冷水天主堂の構造について話し合い、結局、木造で新築することに決まっている。

與助の工事現場での作業や発注のあり方を見ると、木材買求めの依頼に対応し、宣教師と建築構造について打合、計画図や施工図に相当する図面を作成し、作業は、柳天井の骨造りや、柱頭飾りの彫物をしている。冷水天主堂は木造で新築されていることから、こうした作業は鉄川組と木挽職人、屋根職人によるもので、従来の與助の建築組織で請負われたといえる。さらに、香台や両側窓の工事、および正面中央の塔の工事や瓦葺を施工し、竣工したと考えられる。

#### 5) 冷水天主堂新築工事に関与した人々

宣教師は、ペール神父、大崎神父と、曾根で病床中の神父、鯛の浦の神父の他、與助が神父の名前を知らないまま、神父、神父様とのみ記している神父の関与も伺える。曾根で病床中の神父は、12月14日には與助に面會し、大工木挽手間共400円、その内大工の費用325円、木挽の費用75円で請負を決め、木挽の不足の件については神父が補うと仲裁しており、請負内容の決定と仲裁について直接関与している。

鉄川組は、鉄川與四郎、與助、慶介（慶輔）、常助、友次、善助が従事している。木挽は、永田貞次と伊助である。屋根職人も従事したと考えられるが、氏名は不詳である。

その他に、冷水天主堂用杉材の買付には、桐古天主堂の宿老濱口次郎右ヱ門、奈摩の田坂多吉、桐古天主堂改修工事で平戸山師といわれた小出松五郎や、道士井近村の又市、山主三村喜代作の親類 近藤某等が関与している。松材の件では、桐古天主堂改修工事で大工道具や日用品を取り扱っていた川畑安五郎が日の島に漂流松があることを知らせている。また、郷氏一同は、木材の荷揚げに従事し、常助のために迎の船を出している。鍛冶屋で世話役の宮原藤四郎や、他に具体的な役割は不明であるが、榎津の庄司、平田、山口長右ヱ門、磯部又助、濱口周吉が関係者として記され、堂崎天主堂建築工事で大工として與助と仕事をした野原の名前も記されている。

このように、冷水天主堂新築工事では、大工や木挽の職人の他に、多くの地域の人々の助けを受けていたといえる。

#### (2) 工事費の清算

表 5-2-2-3 『手帳』から明らかになる冷水天主堂新築工事の工事費受払は、『手帳』①から『手帳』③の3冊の『手帳』から明らかになる冷水天主堂新築工事の工事費受払を

時系列に整理したもので、左列から、整理番号、工事期間、年月日、適要、見積金、受取金、支払金を表している。工事期間は、建築工事着手前と建築工事中に区分し、年月日は記載内容に該当する明治 39 年（1906）と明治 40 年（1907）の日付である。摘要は、記載内容に該当する要点を示している。見積金と、受取金、および支払金は、それぞれ該当する期日における金額を表している。與助は、支払金を項目ごとに記載しているが、筆者は、直接工事費である材料費、道具代、職人手間賃と、共通費である米麦代と、旅費と、雑費（郵便・文房具・消耗品費・酒代など）に分けて整理している。

以下に、表 5-2-2-3 から明らかになる建築工事着手前と建築工事中の工事費清算方式について検討する。

## 1) 建築工事着手前の見積および金銭受払

### ① 見積金

明治 39 年（1906）12 月 14 日に、大工手間木挽手間共 400 円で請負が決まっている。なお、冷水天主堂新築工事では、当初から建築工事費の不足が予測されており、鉄川組の請負金 400 円のうち、325 円で、木挽賃の不足は、今後、継続的に鉄川組に発注する予定の工事のなかで補うと、神父が約束をしたものと推測される。

### ② 受取金

明治 39 年（1906）閏 4 月 7 日に、杉買入費 140 円を受取っている。

### ③ 支払金

工事着手前の支払金は 205 円 24 銭で、材料費は 188 円 74 銭で、道具代と、旅費 4 円 50 銭、雑費 12 円に区分される。材料費は直接工事費に相当し、旅費と雑費は共通費に相当する。月別の支払金は、閏 4 月は 93 円 34 銭、12 月は 111 円 90 銭である。この他に、明治 39 年（1906）9 月 13 日の次亜燐 1 本代四十銭、金剛砂代と、米一呎代を與助は支払っていない。



表5-2-2-3 『手帳』から明らかになる冷水天主堂新築工事の工事費受払

工事期限	明治年	月	日	適用	見積金(円)	受取金(円)	直接工事費				間接工事費						
							材料費		道具代	職人賃		米麦代	旅費	雑費			
							釘・材木・竹代	支払記録がない買物または納入品代		木挽・人夫賃	鉄川組						
建築工事着手前	39	閏4	7	杉買入		140											
			11	杉買入			93.34										
			9	13	米一俵代、次亜燐1本代四十銭、金剛砂代				○			○					
			12	杉買入			55.4										
			12	14	大工手間木挽手間共四百円ニテ受負 □大工三百二十五円 木挽は不足ノ件はオギノウベク神父仲裁ス	400											
			12	20	青方行 似首行 39年12月節季、全上 丸尾にて									0.5			
			12	22	道具箱1年分 杉代					○					12		
40	2	日付不詳	9	冷水ノ部 青方行 幸太へ 道具(曲尺一本) 外套代2円77銭と20銭 大塚母死去(5円, 3円, 5円)						0.85				2.97			
			12	似首にて 父渡し 米一斗代 1円80銭, 全一俵 4円80銭, 石油1斗代 1円92銭5厘, 葉書切って代42銭, 煙草代30銭, ペンインク代11銭, 廣瀬ヨク渡海賃10銭, マッチ代3銭5厘, 青方行菓子代3銭, 白砂糖代5銭, 煙草十個代30銭, 葉書七枚10銭5厘, 菓子代3銭5厘, 雉二羽代30銭, マッチ3銭, 徴兵選別20銭, 密柑5銭										1.5			
			2	冷水天主堂建築費用 芋5俵代, 茶代, 状裏巻紙代, 醤油1斗, 味噌代, 茶ビン代, チュウノ二丁, 弁二丁,						○					○		
			3	2	冷水天主堂受取 30円, 節句25円, 10円, 米5俵代17円56銭2厘, 長壽ニテ100円		82.562						17.562				
			3	28	桐ノ浦神父様申出ノ件鶏代ニテ1円 幸太ニ渡し 宿老申出デ節 1円, 大豆2俵代7円, 米1俵 5円5銭,		100								1		
			7	1	木代(5銭檜)11円, 出賃40銭, □40銭, 木根代(杉代)2円, 竹代62本代4円75銭, 板代(七五ガエ)5円50銭, 杉五分板五坪代3円40銭, 松七分板1坪代90銭, 杉6分板1坪代1円25銭, 干賀コモ(20枚)56銭 木挽賃1円, 木挽賃65銭, 間屋口銭10銭,			30.16					1.75				
			7	5	1 福江行 船賃(往路40銭口銭, 久賀20銭) 長崎へ注文の杉(五分板2坪代)1円90銭, モミ八歩板1坪代(善吉に支払い)1円5銭, 竹一束(今里竹)46銭, 洋釘代(福江にて)1円99銭, 間伏オゴ28斤(1合13銭)3円65銭, 竹60本4円, 杉5本(内40銭出賃)40銭 船賃10銭, 人夫賃10銭, 足袋代(10足)			13.45							0.6		
			7	5	船賃10銭, 人夫賃10銭, 足袋代(10足)						0.2				○		
			合計					400	335.612	232.35	○	0.85+○印の合計	1.95	10	29.212+○印の合計	5.3	41.46+○印の合計
										245.15+○印の合計		321.122 + ○印の合計		75.972+○印の合計			

凡例: ①年は明治で、39は明治39年、40は明治40年を示している。 ②冷水天主堂新築工事では、請負成立前から木材の買付が始まっている。③見積もりは、大工手間木挽手間共400円の請負であり、木挽の不足は神父が補う契約である。 ④冷水天主堂新築工事の金銭受払では、「冷水天主堂建築費用」の「チュウノ二丁 弁二丁」は、道具代と捉えられるが、金額は未記入である。⑤「冷水ノ部」は、支出の明細と金額が記入されている。⑥「冷水天主堂受取」は、3月2日、3月29日、5月17日の受取金と、鶏代1円、幸太に渡し10円がある。 ⑦5月17日の受取金は「肥后行キノ件150円」であり、「冷水天主堂受取」として記されているが、記載内容からは肥后への出張及び調査費用と捉えられる。そこで、「肥后行キノ件150円」を合計金額から差し引くと、冷水天主堂の受取金は335円61銭2厘となる。 ⑧6月14日の道具代と、7月1日の食費、タバ代は項目のみ記されており、金額は未記入である。 ⑨受取金には、この他に明治40年5月17日に「肥后行キノ件150円」と150円の受取金があるが、冷水天主堂新築工事費ではないと考えられることから、除外している。

### ③-1 直接工事費

#### a) 材料費

工事着手前の材料費の支払いは188円74銭である。その内訳は、明治39年(1906)閏4月11日に杉93円34銭を買入れ、12月12日は杉55円40銭を買付、22日は杉40円を買付けている。

#### b) 道具代

道具は、工事着手の前に道具箱一年分が職人に渡されたと考えられるが、支払金額は記帳されていないことから、不詳である。なお、大工には、工事着手前に道具箱に道具を揃えて渡すのが習わしだとすると、請負金から鉄川組が負担したと考えられる。

#### c) 職人手間賃

職人手間賃の支払は確認できない。

### ③-2 共通費

共通費は16円50銭で、その内訳は、旅費4円50銭、雑費12円である。

#### a) 米麦代

明治39年(1906)9月13日に米一俵を記帳しているが、支払金額は確認できない。

#### b) 旅費

明治39年(1906)12月14日に、青方と似首にたくびの交通費4円50の支払がある。

#### c) 雑費

明治39年(1906)12月14日の節句に、12円の支払がある。内訳は記載されていないが、これは、鉄川組の費用と推測される。

## 2) 建築工事中の金銭受払

### ① 受取金

明治40年(1907)3月に、3回に分けて195円61銭2厘を受取っている。その内訳は、3月2日の節句払の職人賃と米代など82円56銭2厘と、長崎での受取金100円、28日の桐浦神父様申出の鶏代と、宿老より1円、大豆・米代など13円5銭である<sup>51)</sup>。

### ② 支払金

工事中の支払金は115円88銭2厘で、材料費43円61銭、道具代85銭、職人手間賃11円95銭、米麦代29円21銭2厘と、旅費80銭、雑費29円46銭に区分される。材料費、道具代、職人手間賃は直接工事費に相当し、米麦代、旅費、雑費は共通費に相当する。月別の支払金は、2月は29円11銭、3月は40円61銭2厘、7月は46円

16 銭である。この他に、明治 40 年（1907）2 月に、「チュウノ<sup>52)</sup>二丁, 斧二丁」の道具代と、雑費に相当すると思われる「芋 5 俵代、茶代、状裏巻紙代、醤油 1 斗、味噌代、茶ビン代」と、7 月 5 日の足袋代(10 足分)は金額が未記入である。

### ②-1 直接工事費

工事中の道具代 85 銭、職人手間賃 11 円 95 銭である。その内訳は、7 月の材木や洋釘、竹などの買付費用と、道具代 85 銭、および職人手間賃 1 円 85 銭である。

材料費は 43 円 61 銭で、明治 40 年（1907）7 月は、1 日に 30 円 16 銭（木代(5 銭檜)11 円、出賃 40 銭、口 40 銭、木根代（杉代）2 円、竹代 62 本代 4 円 75 銭、板代（七五ガエ）5 円 50 銭、杉五分板五坪代 3 円 40 銭、松七分板 1 坪代 90 銭、杉 6 分板 1 坪代 1 円 25 銭、干賀コモ（20 枚）56 銭）代である。5 日は 13 円 45 銭で、長崎へ注文の杉五分板 2 坪代 1 円 90 銭、モミ八歩板 1 坪代 1 円 5 銭、竹一束 46 銭洋釘代 1 円 99 銭、間伏オゴ 28 斤（1 合 13 銭）3 円 65 銭、竹 60 本 4 円、杉 5 本(内 40 銭出賃)40 銭である。

道具代は、明治 40 年（1907）2 月 9 日に曲尺 1 本 85 銭がある。

職人手間賃は、明治 40 年（1907）3 月 28 日に幸太へ 10 円支払、5 月 1 日に木挽賃 1 円 65 銭と、人夫賃 10 銭の支払いがある。

### ②-2 共通費

共通費は 59 円 47 銭 2 厘で、その内訳は、米麦代 29 円 21 銭 2 厘、旅費 80 銭、雑費 29 円 46 銭である。

米麦代は 29 円 21 銭 2 厘で、明治 40 年（1907）2 月に 6 円 60 銭、3 月 2 日に米 5 俵 17 円 56 銭 2 厘、28 日に米 1 俵 5 円 5 銭がある。

旅費は 80 銭で、明治 40 年（1907）2 月 9 日に幸太の青方行き 20 銭と、7 月は、1 日に福江往復の船賃 60 銭がある。

雑費は 29 円 46 銭で、その内訳は、明治 40 年（1907）2 月 9 日に、外套代など 2 円 97 銭、香典 13 円と、父に渡した 1 円 50 銭がある。また、日付は不詳であるが、2 月に 3 円 99 銭（石油 1 斗代 1 円 92 銭 5 厘、葉書切手代 42 銭、煙草代 30 銭、ペンインク代 11 銭、廣瀬ヨク渡海賃 10 銭、マッチ代 3 銭 5 厘、青方行菓子代 3 銭、白砂糖代 5 銭、煙草十個代 30 銭、葉書七枚 10 銭 5 厘、菓子代 3 銭 5 厘、雉二羽代 30 銭、マッチ 3 銭、徴兵選別 20 銭、密柑 5 銭）と、3 月 28 日の桐ノ浦神父様申し出の件 1 円と、7 円（宿老申出デ節 1 円、大豆 2 俵代 7 円）がある。

### 3) 建築工事竣工後の金銭受払

竣工後の金銭受払については、不詳である。

### 4) 冷水天主堂新築工事における受取金と支払金

表 5-2-2-4 冷水天主堂新築工事費の内訳は、表 5-2-2-3 から明らかになる工事費の受払を月別に整理したものである。工事期間を通しての受取金は 335 円 61 銭 2 厘で、宣教師または宿老から渡されている。工事着手前の受取金は 140 円で、杉買入れの費用として受取っている。また、工事中の受取金は 195 円 61 銭 2 厘である。

一方、支払金は 321 円 12 銭 2 厘である。工事着手前の支払金は 205 円 24 銭で、工事中の支払金は 115 円 88 銭 2 厘である。着手前の支払金の内訳をみると、材料費 188 円 74 銭と、旅費 4 円 50、雑費 12 円である。この他に 9 月 13 日に次亜燐 1 本代四十銭と金剛砂を購入しているが、與助は支払っていない。

次に、職人手間賃をみると、工事着手前の支払いはなく、工事中に木挽賃 1 円 75 銭の支払いがある。桐古天主堂改修工事に従事した木挽の日給は、凡そ 40 銭であることから、1 円 75 銭は、木挽の凡そ 4 日分にしかならず、これでは木挽賃が支払われたとは考えられない。請負にあたり「木挽の不足は神父が補う」という仲裁があるが、職人手間賃の不足は、継続的に計画されている教会建築工事のなかで調整されるものと考えられる。

また、米麦代をみると、冷水天主堂新築工事の米麦代 29 円 21 銭 2 厘である。先に行った桐古天主堂改修工事は、凡そ 11 ヶ月半の工期で 140 円 30 銭 1 厘を買付けていることから、一月では凡そ 12 円 20 銭となり、この金額では 2 ヶ月半分にも足りないことが判る。明治 39 年 (1906) 9 月 13 日に米一呎代は記載されていないが、桐古天主堂改修工事で閏 4 月 6 日に購入している米 1 呎代は 5 円 28 銭であることから、冷水天主堂新築工事では、米麦代も充分とはいえない。

表5-2-2-4 冷水天主堂新築工事の内訳 単位:円

期間	年	月	請負金	受取金	支払金							
					直接工事費				共通費			
					材料費		道具代	職人手間賃		米麦代	旅費	雑費
釘・材木・竹代	支払い記録がない買物または納入品代	木挽・人夫賃	鉄川組									
建築工事着手前	39	閏4	-	140	93.34	-	-	-	-	-	-	-
		9	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-
		12	400	-	95.4	-	○	-	-	-	4.5	12
建築工事着手中	40	2	-	-	-	-	0.85+○	-	-	6.6	0.2	21.46+○
		3	-	195.612	-	-	-	-	10	22.612	-	8
		7	-	-	43.61	-	-	1.95	-	-	0.6	○
建築工事竣工後			-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計			400	335.612	232.35	○	0.85+○	1.95	10	29.212+○	5.3	41.46+○
合計					245.15+○				75.972+○			321.122+○

凡例:①請負金400円は、大工手間木挽手間共の請負金額で、不足は神父が補うというものである。②受取金と支払金は、表4-2-2-3を基に、月別に整理したものである。③○印は、購入、もしくは納入の記録はあるが、金額が未記入であったり、與助は支払をしていない費用を表している。④工事着手前の支払記録が無い費用のうち、材料費は、明治39年(1906)9月13日の次亜燐1本代四十銭、金剛砂代と、米一呎代である。

したがって、受取金 335 円 61 銭 2 厘で、支払金は 321 円 12 銭 2 厘で、その差額は 14 円 49 銭あるが、この金額は、與助の支払金で調整される許容範囲の金額と捉えられる。このように、冷水天主堂新築工事では工事費そのものが充分ではないなかで、受取金は材木代などと、木挽賃や、旅費、雑費などに充てられているといえる。

この他に、金額が未記入の、明治 39 年（1906） 9 月 13 日の次亜礐 1 本代四十銭、金剛砂代と、米一呎代などは、教会側が、與助を通さずに直接支払ったものと考えられる。

### 5) 工事費の清算の特徴

図 5-2-2-3 は、冷水天主堂新築工事費の流れを表している。冷水天主堂新築工事費は、鉄川組の受取金 335 円 61 銭 2 厘と、次亜礐 1 本代四十銭、金剛砂代(A)、道具代一年分(C)とチュウノ二丁と斧二丁代(D)、米麦代(B)、芋 5 呎代、茶代、状裏巻紙代、醤油 1 斗、味噌代、茶ビン代、足袋 10 足代がある。

さらに、冷水天主堂の新築当事の写真を確認すると、側壁には硝子障子が設けられ、正面の塔にはステンドグラスがはめ込まれている。

『手帳』の記録から、與助は、材料を発注していることが判り、工事は竣工していることから、材料は納入されていると考えられるが、與助は支払っていない。桐古天主堂改修工事では、教会が関係者に支払をした可能性について言及したが、冷水天主堂新築工事でも同様に、材料費などは教会が直接関係者に支払っていると考えられる。

受取金は、施主である教会に使用目的を伝えた

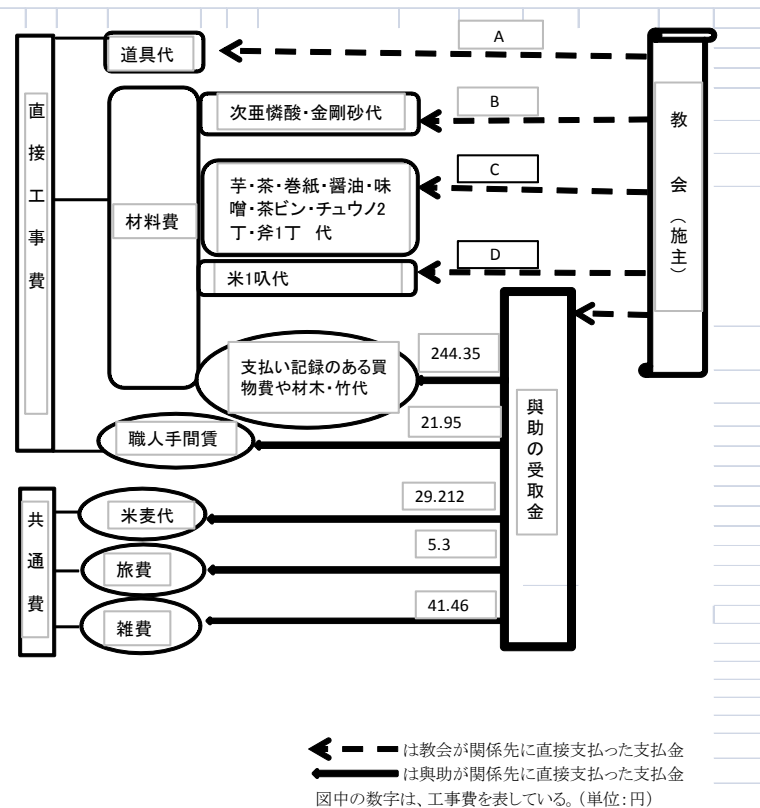


図5-2-2-3 冷水天主堂新築工事費の受払の流れ

凡例:① 與助が支払をしていない支払金は、便宜的にABCDEとしている。Aは道具代、Bは次亜礐・金剛砂代、Cは芋・茶・巻紙・醤油・味噌・茶ビン・チュウノ2丁・斧1丁代、Dは米1呎代である。②與助は、冷水天主堂新築工事は400円で、そのうち大工賃は325円で、木挽賃の不足は、神父が補うという仲裁を受けて請負いは成立しているが、與助は442円30銭2厘を受取っている。

うえで受取り、受取金を超える支払金で直接工事費と、共通費を融通している。通常の請負では考えられない工事費の清算であるが、冷水天主堂新築工事では、請負金の不足は神父が補うという仲裁で決まったものであり、同時期、もしくは、冷水天主堂新築工事の後に受注している天主堂工事で融通されたと考えられる。

冷水天主堂新築工事では、工事の委任状、もしくは請求書、領収書の類は確認されないが、與助は、工事内容と、工事費を『手帳』に記していることから、桐古天主堂改修工事で行われた、実費報酬加算式に準じた工事費の清算を行っているといえる。

#### **6) 鉄川組の請負金**

冷水天主堂新築工事の請負金は、400 円である。(1)4)冷水天主堂新築工事に関与した人々で述べたが、この請負金は、曾根で病床中の神父が、木挽の不足の件については神父が補うと仲裁して、大工木挽手間共 400 円、その内大工の費用 325 円、木挽の費用 75 円で請負を決めている。

冷水天主堂新築工事は、桐古天主堂改修工事中に、煉瓦造を検討したうえで、木造に決まった経緯もあり、工事費が充分ではない中で、新築工事が進められたと考えられる。

#### **7) 冷水天主堂新築工事費**

工事期間における受取金は 335 円 61 銭 2 厘で、支払金の 321 円 12 銭 2 厘に充てられていると考えられる。支払金の 321 円 12 銭 2 厘は、釘・材木・竹代と、鉄川組職人に最初に渡した道具代と、職人手間賃と米麦代、旅費、雑費に充当している。

この他に、與助は支払っていない明治 39 年(1906) 9 月 13 日の次重燐 1 本代四十銭、金剛砂代と、米一呎代がある。

### 5-2-3 奈摩内天主堂新築工事の建築工事請負

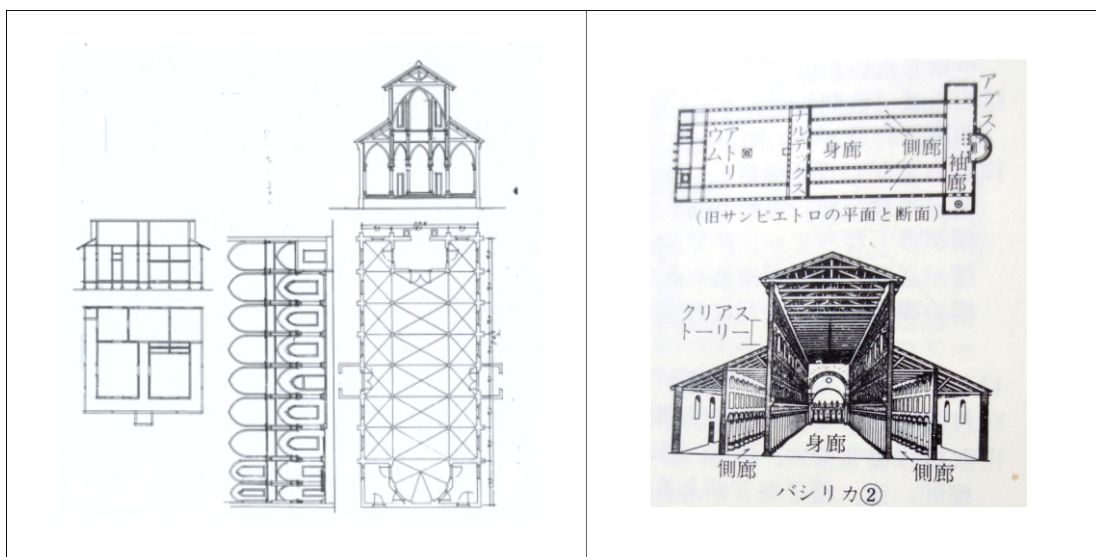
現住所：長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷

(『証明願』における奈摩内天主堂新築工事の建築概要)

工事種別：新築工事 / 構造：煉瓦と木造の混構造 / 従事技術：設計・施工 / 延床面積：480 m<sup>2</sup> / 階数：2階

奈摩内天主堂は、長崎県五島列島の中通り島の北部、奈摩地区に位置し、奈摩湾を見下ろす山の傾斜地にある。奈摩内天主堂は、奈摩内、曾根、大浦、冷水、丸尾の上五島の拠点と位置づけられ、明治11年(1878)に奈摩郷に初代の教会として集会場が設立され、明治18年(1885)に聖堂が建築されている。

奈摩内天主堂は西向きに正面があり(図5-2-3-1)、バシリカ形式<sup>53)</sup>(図5-2-3-2)の内部は三廊式で、中央の身廊と両側の側廊とにわけられ、内陣、後陣で構成されている(写真5-2-3-1)(写真5-2-3-2)(写真5-2-3-3)。出入口は正面中央に1ヶ所と両側廊中央部に各



々1ヶ所の合計3ヶ所がある。正面出入口は石柱と石造のアーチで、柱頭には植物文様の彫刻がある(写真5-2-3-4)(写真5-2-3-5)。屋根は瓦葺で、正面は切妻造、祭壇部分は寄棟造で、重層の屋根構成で、切妻上には十字架をあげている。身廊立面は二層構成で、天井は身廊・側廊とも4分割のリヴ・ヴォールト天井で、漆喰仕上げである。身廊部分を囲む列柱は、下段は壺型の柱台石に据付けられている(写真5-2-3-6)。

西洋では聖堂内に土足で入る習慣から、土間床に直接柱台石を据え、柱を据付けているが、我が国では履物を脱いで入るため、床を板張りにし、床の上に柱台石を据え、柱を据付ける様式を考案したと考えられる。身廊と側廊を分ける列柱は2層の構成で、柱頭部には植物文様の彫刻がある(写真5-2-3-7)。上段の身廊側には、垂直方向にそれぞれ3本の付柱が束柱風に取り付けてあり、天井のリヴが伸びている(写真5-2-3-8)。

中央祭壇は建物西側にあり、両側廊にはそれぞれ脇祭壇があり、信徒席と祭壇部は低い衝立で仕切られている。外壁は、正面は控壁で縦に3分し、妻壁の中央には薔薇窓、両側には縦長窓があり、切妻上には十字架をあげている(写真5-2-3-9)。また、控壁には、焼過煉瓦と普通煉瓦の焼色の違いを活かして十字架をデザインし、側壁の出入り口も、石と煉瓦でデザインされている(写真5-2-3-10)(写真5-2-3-11)。

昭和24-25年(1949-50)頃、増改築工事が行われていることから、この工事で楽廊が増築されたと考えられる。平成13年(2001)に国の重要文化財に指定されている<sup>54)</sup>。

			
写真5-2-3-4 奈摩内天主堂 正面出入口石造アーチ	写真5-2-3-5 奈摩内天主堂 正面石造アーチの彫刻	写真5-2-3-6 奈摩内天主堂 内部 柱台石	写真5-2-3-7 奈摩内天主堂 柱頭飾
			
写真5-2-3-8 奈摩内天主堂 天井リヴ	写真5-2-3-9 奈摩内天主堂 妻面 煉瓦の飾り積	写真5-2-3-10 奈摩内天主堂 控面 煉瓦の飾り積	写真5-2-3-11 奈摩内天主堂 側壁出入り口 石と煉瓦の飾り積



表 5-2-3-1 は、奈摩内天主堂新築工事の史料から明らかになる工事内容は、『手帳』④と『手帳』⑥、および『金銭受拂簿』から明らかになる工事内容を時系列に整理したものである。表は、左列から、No、工期、年月日、工事項目、主な記載内容、史料名を表し、工期は、建築工事着手前・工事中・竣工後に分けて表している。年月日は記載内容の対象年月で、工事項目は買付、工事、調査、着工、清算、発注、打合、職人到着、竣工、製図に分類して整理している。

以下に、表 5-2-3-1 から明らかになる建築工事着手前と建築工事中、および竣工後の工事内容について検討する。

## (1) 建築工事の工程

### 1) 建築工事着手前の工事内容

#### ① 買付

明治 41 年 (1908) 10 月 21 日から 24 日の「野崎島奈摩内松切り」は、野崎天主堂新築工事を行っている野崎島で、奈摩内天主堂新築工事用の松材を買付、伐採している。

#### ② 職人手配

明治 41 年 (1908) 12 月 19 日は、野崎島で奈摩内用の人夫の手配を、松次郎に依頼している。

#### ③ 木工事

明治 41 年 (1908) 12 月 20 日から 22 日は、野崎島で手配した人夫 (勝次 政吉 清吉ノ三人) は、松の枝落としや、松を割く仕事をしている。

#### ④ 図面作成

日付は不詳であるが、奈摩内天主堂の平面図、梁間断面図、桁行断面図、および付属家の図面を作成している。

### 2) 建築工事中の工事内容

#### ① 着工

建築工事着手は、『金銭受拂簿』、および『新築工事費決算書』の外題から、明治 42 年 (1909) 4 月と判る。

#### ② 発注

『金銭受拂簿』の最初の頁には、煉瓦 (小串煉化 2 万千本 204 円、牛ノ浦煉化 5 万本 552 円、為替料 1 円 35 銭) と、釘代を清算している。煉瓦は発注して納入されるまでに、凡 1 ケ月を要することから、工事着手前に煉瓦を発注し、釘も買付けていたこ

表5-2-3-1 奈摩内天主堂新築工事の史料から明らかになる工事内容								
整理番号	工期	年	月	日	工事項目	工事に関りのある主な記載内容	史料名	
1	建築工事着手前	41	10	17		丸尾出立船路野首ニ向ク途中 赤波江ニテ寄航午後四時半着又吉居 宅ニ泊ス	『手帳』④	
2				18	工事	松材伐採	野寄島 西ノ松切りニ着手ス	『手帳』④
3				19		松買付	官林へ宿老共ニ松買付ケニ行ク 山主不在	『手帳』④
4				21	調査	松材	前方職役場行午後宿老 奈摩内善吉ノ三人大山行 野首山路口	『手帳』④
5				22		松買付	宿老善吉貞次奈摩山方ト五人 行松九本ヲ二百円ニテ買求メ手 付金四十円ヲ渡シ内九号ヲ切ル (中略)大崎ペール両 教師野首ニ来ル	『手帳』④
6				23	工事	松買付	(前略)第八号ヲ切ル可ク 変更ス又腐レ松ヲ五円デ買 他ニ九本代残金百六拾円ノ内五円入金ス(後略)	『手帳』④
7				24		松伐採	(前略)陸郵便船ヨリ六島ヲ 聖テ野寄ノ鼻止隊事務所 ニ立寄り野首ニ向フ小生ハ口 松八号ノ倒伐ノ際負傷人アリ(後略)	『手帳』④
8				19	依頼	人夫	幸太郎貞次勤次要吉ヲ伴ヒ 正午似首出立午後五時野首着一泊 松次郎氏ニ人夫雇ノ件依頼ス	『手帳』④
9				20		木挽仕事	再度野寄山入 午前早朝木挽ト共ニ陸路官林ニ向フ 奈摩内人來ラズ要吉ヲ遣ヒニ遣ル 正午前ニ来ルー 同ニ金五十銭ニ口口 中食セシム正午木挽仕事ス三時 前風雨ノ為メ止ム 本日野寄山林事務所着口口 不足ノ金百五十五円ヲ拂ヒ弍百円 辻ニ合ハス (後略)	『手帳』④
10				21	工事	木挽仕事	昨日来ノ風雨漸ク止ム 一同仕事ス 又昨日ヨリ懸案立木根倒ノ賃金 四本ヲ六円トシ内一本丈切りコマエ迄 卜決ス 第九号ノ倒シテ(中ホゲ中見テ)野首ニ向 時午後ノ二時半又吉宅ニテ池走 ヲ受け宿老宅ニ泊	『手帳』④
11				22		木挽仕事	朝飯ヲ終リ松次氏宅ヲ訪ヒ又吉氏宅ニ立 寄り大山ニ向フ 十時着 既ニ野首雇ノ 人夫 勝次 政吉 清吉ノ三人 ニ本目ノ松 ノ枝ヲ落シツツアリ事務所ニ至リ種々 雑 談ノ上 クサレ松ヲ割カセ事務所ニテ 中食ヲ受け 松根倒ノ賃五円五十銭 ヲ山下へ支拂ヒ四円五十銭ヲ貞次	『手帳』④
12	建築工事中	42	4	着工	記帳開始	『明治四十二年四月以降 金銭受拂簿 奈摩内天主堂工事場 鉄川用』記帳開始	『受払簿』	
				精算	野崎松代/木挽賃/船賃	野崎松代手附20円、全上代金155円、経費9円72銭、全上木挽賃50円95銭、帆葎綱碇13円50銭、船作事賃7円	『受払簿』	
				発注/精算	煉瓦/釘/米注文	小串煉化2万本204円、牛ノ浦煉化5万本552円、為替料1円35銭、釘巻口1円62銭、庄司依頼米注文金30円	『受払簿』	
13			6	8	精算	瓦内入/木挽賃	瓦三、口口ノ代580円、四二〇ノ内入レ金8円42銭、木挽常吉賃支拂10円	『受払簿』
14						石工賃	三口石工へ渡シ17円50銭ノ内4円差引10円50銭、旅費1円50銭	『受払簿』
15						石工賃/砥石	20円、前拂20円差引き 鶴田河内旅費ト50銭ト砥石代6円50銭、西へ拂ヒ15円、張本へ全上21円40銭、西へ貸し19円40銭、	『受払簿』
16						煉瓦工賃/木材・煉瓦・瓦代	煉化工楠本へ8円30銭、楠本経口代及旅費共25銭、木材買上代金及旅費271円、丑浦煉化5千本51円、楠本5円、瓦注文ノ為早岐へ20円	『受払簿』
17						石工賃	口口口円50銭ノ内前渡シ35円50銭、張本65日半賃49口、30銭ノ内35前借り14口ト6円メ20円20銭、131日半賃31円50銭 ノ中7円前渡引テ支払24円50銭、	『受払簿』
18						煉瓦工賃/白灰・紅柄・煉瓦代	煉化工26円、奥浦白灰11俵4円80銭、榎津紅柄2斤6合代1円5銭、長崎紅柄7斤70銭、楠本5円、金子煉化工賃勘定21円、本田分賃勘定62円、祝儀5円、楠本92日賃ト旅費83円45銭、春市賃以前20円、煉化最終ノ送金150円、丑浦煉化	『受払簿』
19			1	25		風ト雨 榎津平田醫院五十円 講金寄セ 庄司ヨリ五十円ト又 十円受取ル 中田神父様ヨリ長岑へス グロイトノ電報(後略)	『手帳』⑥	
20			2	2	工事	木材買付	(前略) 朝飯后三浦行板八坪押 角四寸物五本ヲ買フ 宿料六十銭ヲ支拂出立 九時半ニ福山丸トニ乗船十一時 出帆六時半着	『手帳』⑥
21			3	3	精算		小雪 朝播磨屋ト買物勘 定ス金四十九円二十二銭受取 午前十時奈摩内行キ 神父鯛ノ浦行 (後略)	『手帳』⑥
22			20	20	工事	柳ハリ	仕事柳ハリ其他 奈摩内講會 三百七十四円八十銭受取 於二円七十八銭 (中略)竹丸尾ヨリ五十本取廻シ 晩神父ヨリ十五円竹代トシテ 受取	『手帳』⑥
23			20	20	精算	竹・タブ代	竹代トシテ松次郎へ渡シ5円97銭、タブ代9円53銭、似首竹1本23銭代43円10銭、	『受払簿』
24			22	22	工事	竹買付	朝似首湯川重違氏ヨリ 竹有ル旨ノ使来ル丸尾ヲ十時 出立全家ニ立寄神父冷水 行ニ付十二時全地ニ向ヒ面會ノ 上竹買ヒ宇市貞吉善ク 送ル不調ノ為メ使来ル依 而參上竹七寸	『手帳』⑥
25			23	23	精算	釘運賃	長崎釘運賃26銭、	『受払簿』
26			24	24	精算	竹/煉瓦代	朝丸尾ニテ仁保へ竹代 煉瓦代ヲ口口口赤尾大工 小田又市ヨリ竹買戻シノ手 紙来ル承諾ス神父午後一 時半冷水ヨリ来ル竹代トシテ 四拾円受取ル 五時丸尾出立奈摩内迄天氣ノ為 お山行中止 (後略)	『手帳』⑥
27			30	30	工事	松買付	(前略)大山行着十時中村作ノ 會シ現松ヲ口口儘引受ク別 四本ノ為トシ受取ル 前田ヨリタブノ木ノ上口口口口口ニ依受取ル 平田松口二本預ケル	『手帳』⑥
28			7	7	精算	左官賃/天井鉄板代	左官賃20円、兼介10円、春市10円、東京藤原君へ天井鉄板代31円61銭、竹1本代23銭1円39銭	『受払簿』
29	8	8	発注	鉄板注文	東京藤原商店ヨリ天井鉄 板ノ返事来ル直ニ金參拾 一円六一銭ヲ送ル	『手帳』⑥		

30	建築 工事中	43	11	工事	左官着手/ 木挽終	朝丸尾出立似首ノ湯川博 氏ヨリ右船板ヲ借ル直ニ奈摩内 ヨリ人夫ヲ使ワン受船 廻ハス (中略)左官春市天井荒壁塗初メ 木挽要吉午後ヨリ帰ル	『手帳』⑥	
31			13	工事	石工着任	湯川博全又四郎 二氏来ル 本日和布ノ件ニ付云々アリ 石工前田市三郎来ル	『手帳』⑥	
32			15			神父鯛ノ浦祝ヒス トサ共来ル 左官春市休	『手帳』⑥	
33			16	長崎出張	硝子購入/ 松運搬	(前略)大寄神父来リ午前七時ヨリ出寄 硝子買ニ行ク其后へ中田神父来リ江 袋 天主堂 大曾ノ人野寄ニ松材廻シ承諾ス	『手帳』⑥	
34			5	職人到着	大工	(前略)直ニ奈摩内へ帰ル 大寄様大曾ヨリ来ル 湯川来ル 善助本日ヨリ仕事始ム	『手帳』⑥	
35			6	6	工事	左官着手	春市本日ヨリ仕事始ム	『手帳』⑥
36			7	7	工事	石工終了	中田神父仲地ヨリ来ル晩 部屋ニテ池走ス 石工前田市三郎本日迄ニ 仕事ヲ済ム	『手帳』⑥
37			21	精算	左官賃/板 運搬/板購	兼助賃37半日分24円37,5拂済前10円トメ14円37銭5厘、春市へ15円62銭5 厘、板運賃70銭(竹代ニテ引合済)、5歩板10坪代榎津買9円50銭	『受払簿』	
38			17	竣工/精算	奈摩内工事 竣工	奈摩内天主堂工事 本日ヲ以テ終ル中午後 二時 総氏惣代ヨリ譜請済 ノ池走アリ 尚大寄神父 ヨリ白ブドウ酒及パイナツ プルノ池走ヲ受ク五時帰宅ス 本日金百円	『手帳』⑥	
39			18	精算	木挽賃精算	午前二時半善友正帰宅ス 要吉木挽賃野首ヨリ□ □奈摩内天主堂迄ノ勘定ヲ 済マス 度ヲ以テ神父様へ金ヲ口ハス 本日ヲ以テ旧盆ノ十三日トス	『手帳』⑥	
40			18		左官賃	春市賃勘定済8円50銭、春市8日半賃済	『受払簿』	
41				8	決算	決算書作成	『起工明治四拾貳年四月 竣工明治四拾参年 月 奈摩内天主堂部屋新 築工事費決算書 魚目村 鉄川與助』作成	『決算書』
42			22			香台設計	午後十時奈摩内中香臺 製図着手	『手帳』⑥
43			24			製図	大寄神父様午前八時出立有 福行 全時余モ出立口栄水産江学 校行午後二時奈 摩内帰り 製図ニ着手	『手帳』⑥
44			25			香台設計	全上図面 友吉天主堂部屋ノ為来ル 晩大寄神父大曾ヲ経テ有 福丸ヨリ来ル有福 島田神父 病氣ノ旨告グ	『手帳』⑥
45			26			工事	本日ヲ以テ終ル 友吉全上 長寄行ノ為メ大浦天主堂 コンパス様行手紙受取ル 大 久保戻拂其他為メ金五円 受取ル	『手帳』⑥

凡例: ①出典の『受払簿』は、『金銭受払簿』、『決算書』は『新築工事費決算書』を示している。 ②12月22日の「中食」は「昼食」のことだ  
と思われる。 ③6月7日の「仲地」は「仲知」、8月17日の「池走」は「馳走」のことだと思われる。

とが判る。また、瓦は、明治42年(1909)6月1日に、瓦代580円の内金8円42銭を入れていたことから、6月には既に発注されており、7月28日は、早岐の工場に瓦代金を支払っていることから、7月28日には瓦は納入されていたと考えられる。

### ③ 買付

明治43年(1910)2月は、木材を買付け、4月20日は竹を買付、竹代や煉瓦代を清算し、松材や、釘を購入している。7月28日に丑浦煉化に煉瓦5,000本を追加注文している。また、7月は、5分板10坪分を購入している。8月17日に工事は竣工していることから、7月に買付られた材木は、追加工事として依頼された祭壇工事の材料と考えられる。

### ④ 木工事

木工事は、木挽工事と大工工事に分けられる。

木挽工事は、明治42年(1909)4月は、木挽賃50円90銭の支払があり、6月1日は常吉に10円支払がある。明治43年(1910)5月11日には木挽要吉は午後で仕事を終えて帰るが、8月18日に、野首天主堂工事から奈摩内天主堂工事に従事した要吉の木挽賃を通算して支払っている。したがって、木挽賃は、盆の区切りで支払われたと考えられる。

大工工事は、明治43年（1910）4月20日に柳天井の工事を行っている。奈摩内天主堂の聖堂内部は、三廊で天井は柳天井であり、列柱は、木葉の彫物で装飾されている。したがって、20日より前に、鉄川組と木挽は、柳天井の骨を削り、座を造り、柱を装飾する彫物を造っていたといえる。6月5日に鉄川組の善吉は仕事を始めている。8月17日は飾釘を取付け竣工している。

#### ⑤ 石工事

明治42年（1909）6月8日に石工に旅費を渡し、7月1日には鶴田、河内、張本、西の4人の石工に工賃を渡し、8月14日は131日半の工賃を清算している。また、明治43年（1910）5月13日に着任した石工前田市三郎は、6月7日までに仕事を済ませていることが判る。

ここで、現状の奈摩内天主堂を確認すると、聖堂内の列柱は瓢箪型の柱石台に据付られていることから、基礎部分にも石、もしくは煉瓦工事が行われていると考えられる<sup>55)</sup>。また、正面出入口両側の石柱は柱台石に据えられ、石造の柱頭には植物文様の彫刻があり、階段石が敷かれている。この他、両側廊の出入口上部にも楔型の要石と、石造の十字架が施工されている。

したがって、明治42年（1909）6月から8月に従事した鶴田、河内、張本、西の4人の石工は、聖堂内の柱台石の加工と据付と、基礎部分や階段石、石柱の据付を行ない、明治43年（1910）5月から6月7日までに施工した石工前田市三郎は、両側廊出入口上部の楔型の要石と、石造の十字架の加工と取付などに従事していると考えられる。

#### ⑥ 煉瓦工事

明治42年（1909）7月28日に丑浦煉化に煉瓦5000本を追加注文している。また、7月28日と、8月22日に煉瓦工賃を支払い、8月22日に白灰・紅柄代、および煉瓦の最終の支払いがあることから、発注から凡1ヶ月後の煉瓦の納入を待って、煉瓦積は最終段階に入っていると推測される。

#### ⑦ 瓦工事

明治42年（1909）7月28日は瓦は既に納入されていると考えられることから、屋根瓦を葺き始めていたと考えられる。

#### ⑧ 左官工事

明治43年（1910）5月7日は兼介と春市の左官賃を清算し、11日は春市は荒壁を塗り始め、6月6日は春市が塗装工事に着手し、7月は兼介と春市に左官工賃を支払い、

8月18日は春市に8日半の左官賃を支払っている。従って、左官は兼介と春市で、聖堂内の荒壁の上に漆喰を塗り、凡そ3ヶ月を要していることが判る。

#### ⑨ 金物工事

明治43年(1910)5月7日は東京藤原商店へ天井鉄板代を送金していることから、天井鉄板が奈摩内に到着した後は、金物が施工されたと推測される。この他、日付は不詳であるが、『新築工事費決算書』の金物之部では、丁番、錠、引き手、樋などの支払いがあることから、これらの金物も施工されたと考えられる。なお、職人については金物施工専門の職人は記載されていないことから、鉄川組の大工が施工したものと考えられる。

#### ⑩ 硝子工事

明治43年(1910)5月16日は長崎で硝子を購入していることから、硝子が奈摩内に到着した後は、窓には硝子を取付たものと推測され、その工事は、鉄川組の大工が施工したと考えられる。

### 3) 建築工事竣工後の工事内容

8月17日は「奈摩内天主堂工事 本日ヲ以テ終ル」とあることから、奈摩内天主堂新築工事は、この日に竣工している。

竣工後は、『新築工事費決算書』を作成したものと捉えられる。この他、22日は、奈摩内天主堂香臺の製図に着手し、26日には全ての工事を終えていることから、追加発注された祭壇工事は26日までに完了したものと捉えられる<sup>56)</sup>。

### 4) 建築工事着手前と工事中、竣工後の工事工程

表5-2-3-2 奈摩内天主堂新築工事の史料から明らかになる建築工事の工程は、(1)の1)、2)、3)から明らかになった奈摩内天主堂新築工事の工事工程を表わしている。左列の工事項目は、書類の記載内容から明らかになる打合、図面作成、木工事、大工工事、石工事、煉瓦工事、瓦工事、左官工事、金物工事、硝子工事に区分したもので、右列に、明治41年(1908)10月から明治43年(1910)8月の工事期間を示している。

奈摩内天主堂新築工事は、明治41年(1908)10月に奈摩内天主堂新築工事用の松材を野崎島で切出すことで始まっている。工事着手前に、71,000本の煉瓦を発注し、釘を購入し、奈摩内天主堂の平面図、梁間断面図、桁行断面図、および付属家の図面を作成している。工事は、木挽着手の前に人夫を雇い、木挽は、野首天主堂新築工事から奈摩内天主堂新築工事まで通して従事している。地業工事についての記録はないが、

現状は、基礎部分に石工事が認められることから、石工は基礎工事を行っている」と推測され、大工、石工と並行して、煉瓦工事も行われている。こ

表5-2-3-2 奈摩内天主堂新築工事の史料から明らかになる建築工事の工程

工事項目	M41			M42			M43																	
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
打合																								
図面作成																								
木材買付																								
地業工事																								
木工事																								
石工事																								
煉瓦工事																								
瓦工事																								
左官工事																								
金物工事																								
硝子工事																								

凡例:①表中の塗りつぶし箇所は、関係書類から明らかになった工事期間を示す。②工事着工は、『金銭受拂簿』の外題から、明治42年4月で、太銭であらわしている。③竣工は、明治43年8月17日で、太銭であらわしている。④表上段のM41は明治41年、M42は明治42年、M43は明治43年をあらわしている。

うした作業を行う職人は、鉄川組の他に、人夫、木挽、石工、煉瓦工、左官を雇用しており、石工は、聖堂内の柱台石や、基礎部分、階段石、石柱の工事と、正面両側に据付られた柱頭の加工や十字架の施工も行っている。また、大工は、木工事の他に、瓦工事、金物工事、硝子工事を行ったものと考えられる。

工事は、明治41年（1908）3月に材木の買付と伐採を行い、明治42年（1909）4月に着手し、工事着手に併せて『金銭受拂簿』を記帳している。工事期間は、凡そ1年11ヶ月間を要し、竣工は明治43年（1910）8月17日で、竣工後に香臺の製図と、祭壇工事を行っている。

### 5) 奈摩内天主堂新築工事に関与した人々

奈摩内天主堂新築工事に関与した宣教師は、大崎神父、島田神父、ペール神父、中田神父である。同時期に野首天主堂新築工事に従事していたと考えられることから、野首天主堂の担当司祭である中田藤吉神父と、奈摩内天主堂の担当司祭である大崎八重神父の関与が大きいと推測される。

鉄川組は、與助の父・鉄川與四郎、與助、妻のトサ、二男慶介（慶輔）、三男常助、喜惣太、金吉、善吉、要夫、金七、多吉、清太郎、貞吉、友吉、庄司、幸太、正吉、初ノ助の18人で、與助は宣教師や信者総代との打ち合わせ、図面や見積の作成、建築材料である煉瓦の発注、木材や竹の買付と取消、金物類の用達、職人の手配や食事・賄いの指示、会計の処理まで行なっている。

木挽は、常吉、浦田與助、貞次、要吉、常助の5人で、木挽が到着する前は、野首雇

ノ人の清吉、勝次、政吉や、赤波江の又吉が枝落としや根切り、伐出しを手伝っている。

石工は、宇久島石工、濱寄、鶴田河内兩人、張本、西の6名である。

煉瓦職人は、楠本為吉、金子、本田の3人で、左官は、春市、兼助の2人であり、煉瓦積みの左官と漆喰塗の左官が従事している。屋根職人については不詳である。

この他に、煉瓦は、長崎県東彼杵郡川棚の小串煉化、東彼杵郡江上村の牛ノ浦煉化工場で購入し、瓦は早岐に注文している。白灰は奥浦、紅柄は榎津と長崎で購入し、釘は長崎から購入している。竹の購入には松次郎が関与しており、天井鉄板は東京藤原商店に注文している。

大工道具の鋸、ハキリ、ヤスリは、明治42年(1909)7月と8月は佐世保で、明治43年(1910)1月、4月と6月は長崎で購入している。金物は、長崎市の大久保金物、河野金物、小曾根金物、西中町金物から購入している。

米麦は丸尾や榎津、早岐で購入している。

明治41年(1908)10月の「野寄島奈摩内松切り」では、宿老、山主、奈摩内善吉の3人が山へ行き、宿老、善吉、山主、貞次、奈摩山方と與助で松材を買い求めており、12月の「再度野寄山入」には幸太郎、貞次、勘次、要吉を伴い、野首雇ノ人夫 勝次、政吉、清吉の3人を加えて松の枝落としが行われている。赤波江の又吉は宿の世話、松次郎は野首雇いの人夫の手配をしている。明治43年(1910)4月の竹の買付けには、似首湯川重偉、宇市、貞吉、原太郎、松次郎が関与しており、神父から竹代を受け取り、松次郎と仁保へ渡している。中村宇作は松材、前田はタブ材の買付けに関与し、湯川博、湯川又四郎の役割は不明である。

このように、奈摩内天主堂新築工事では、大工、木挽の他に、洋風建築で不可欠ともいえる石工と、煉瓦工、左官がそれぞれ従事している。また、建築材料も、煉瓦、瓦は発注先が明記され、建築金物は長崎市内で購入する他、東京の藤原商店から天井金物を購入している。地域の人々の助けを受けているのは、これまでの工事と同様である。

## (2) 工事費の清算

### 1) 『金銭受拂簿』の3丁～11丁の記載内容

表5-2-3-3 『金銭受拂簿』の3丁～11丁の記載内容から明らかになる受払金は、左列から、年、月、受取金、残金、御方支拂金、私方支拂金、支拂目的(支拂方法・使先)、不足、差合と、支拂合計<sup>57)</sup>に分けたもので、年月が不詳の2項目と、明治42年(1909)6月、7月、8月と、明治43年(1910)4月、5月、7月、8月の受払が記録されている。

受取金合計 2,806 円 51 銭である。

支払金は「御方支拂金」と「私方支拂金」に分けられ、直接工事費にあたる「御方支拂金」には「支拂目的（支拂方法、使先）」の内訳が記され、御方支払金 2,104 円 49 銭、私方支払金 151 円 50 銭で、支払金合計 2,845 円 77 銭である。

明治 42 年（1909）6 月以前の支払は、野寄松代と小串煉化（2 万千本）<sup>58)</sup>・牛ノ浦煉化（5 万本）<sup>59)</sup>の合計 7 万千本の煉化代<sup>60)</sup>で、支払金合計は 1,064 円 14 銭である。明治 42 年（1909）6 月～8 月には、早岐の瓦代、石工賃・煉瓦工賃<sup>61)</sup>、奥浦白灰代、紅柄代、丑浦煉化<sup>62)</sup>の追加注文代金を支払い、支払金合計 1,619 円 48 銭である。明治 43 年（1910）4 月～8 月には、竹代、タブ代<sup>63)</sup>、釘代、東京藤原商店<sup>64)</sup>への天井鉄板代、左官賃を支払い、支払金合計 181 円 16 銭である。また、野首天主堂の中田神父<sup>65)</sup>の長崎買物代金を支払っていることが判る。

## 2) 『金銭受拂簿』の 13 丁～21 丁の記載内容

表 5-2-3-4 『金銭受拂簿』の 13 丁～21 丁の記載内容から明らかになる受払金は、左列から、年、月、受取金、受取り方法、使先、私用、工用（公用）と、支拂合計<sup>66)</sup>に分けたもので、年月が不詳の 1 項目と、明治 42 年（1909）6 月から 12 月、及び、明治 43 年（1910）1 月、2 月と、4 月、5 月、6 月、7 月、8 月に記載されている。3 月の受払はみられない。また、明治 42 年（1909）12 月までは、使先、私用、公用、明治 43 年（1910）は、受取り方法、使先、私用、公用と区分して記されている。

受取金を、使先と、受取り方法に分けて記載したのは、施主である宣教師に、使用目的毎にその内訳を伝えたいという受取金であると捉えられる。私用は、與助の個人的な費用で、公用は、鉄川組職人への支払い、木挽賃、米麦代等の賄費、道具代で、所謂、共通費に相当する支払で、鉄川組の費用と考えられる。

受取金合計は 1,568 円 10 銭で、年月不詳の 40 円を含めた明治 42 年（1909）6 月から 12 月までの受取金は 831 円 6 銭であり、明治 43 年（1910）1 月から竣工月の 8 月までの合計 737 円 4 銭である。

支払金は、年月不詳の 34 円を含めた明治 42 年（1909）の合計 621 円 1 銭であり、明治 43 年（1910）の支払金合計は 346 円 13 銭で、竣工月までの支払金合計は 967 円 23 銭である。



表5-2-3-3 『金銭受拂簿』の3丁～11丁の記載内容から明らかになる受払金						単位：円			
年	月	受取金	残金	御方支拂金	私方支拂金	支拂目的(支拂方法・使先)	不足	差合	支拂合計
		235.68	0.27	254.17		野寄松代手附20円、全上代金155円、経費9円72銭、全上木挽賃50円95銭、帆蓆綱碇13円50銭、船作事賃7円	31.45	10.68	256.17
		778.97	0.38	788.97		小串煉化2万千本204円、牛ノ浦煉化5万本552円、為替料1円35銭、釘巻口1円62銭、庄司依頼米注文金30円	2.35	2.35	788.97
								引合済	
42	6	345.00	555.00	65.00	10.00	瓦三、□□ノ代580円、四二〇ノ内入レ金8円42銭、木挽常吉賃支拂10円、三口石工へ渡シ17円50銭ノ内4円差引10円50銭、旅費1円50銭	8.42	神父へ渡シ	610.42
	7	762.00	160.70	413.79	141.50	宇久島石工賃錢ヲ西石工名義ニテ相渡シ10円、石工濱崎分21円50銭、鶴田河内兩人分20円、前拂20円差引き 鶴田河内旅費ト50銭ト砥石代6円50銭、西へ拂ヒ15円、張本へ全上21円40銭、西へ貸し19円40銭、神父様へ渡し19円40銭、煉化工楠本へ8円30銭、楠本経口代及旅費共25銭、木材買上代金及旅費271円、丑浦煉化5千本51円、楠本5円、瓦注文ノ為早岐へ20円	3.40		468.75
	8	510.70	148.90	435.32	残金私用、拙者使用	□□□円50銭ノ内前渡シ35円50銭、張本65日半賃49円、30銭ノ内35前借り14円ト6円メ20円20銭、131日半賃31円50銭 ノ中7円前渡引テ支払24円50銭、電報為替60銭、煉化工26円、奥浦白灰11俵4円80銭、榎津紅柄2斤6合代1円5銭、長崎紅柄7斤70銭、楠本5円、金子煉化工賃勘定21円、本田分賃勘定62円、祝儀5円、楠本92日賃ト旅費83円45銭、春市賃以前20円、煉化最終ノ送金150円、丑浦煉化	0.30	引合済 神父支拂	540.30
43	4	55.00	21.16	46.93		カンビユ三ツ60銭、竹代トシテ松次郎へ渡シ5円97銭、タブ代9円53銭、似首竹1本23銭代43円10銭、長崎釘運賃26銭、		中田神父様 寄買物ニテ	59.46
	5	63.61	1.39	51.61		左官賃20円、兼介10円、春市10円、東京藤原君へ天井鉄板代31円61銭、竹1本代23銭1円39銭			73.00
	7	40.00	16.13	40.20		兼助賃37半日分24円37、5拂済前10円トメ14円37銭5厘、春市へ15円62銭5厘、板運賃70銭(竹代ニテ引合済)、5歩板10坪代榎津買9円50銭		竹代ニテ 合済	40.20
	8	15.55	1.50	8.50		春市賃勘定済8円50銭、春市8日半賃済			8.50
	計	2806.51		2104.49	151.50		45.92		2845.77

①『金銭受拂簿』は、「日付」毎に記入してあるが、本表では月毎にまとめて記載している。 ②『金銭受拂簿』は、「日付」、「受取金」、「残金」、「御方支拂金」、「私方支拂金」、「不足」、「差合」の項目に分けて記されている。 ③「年」、「支拂合計」は筆者が追記したものである。

表5-2-3-4 『金銭受拂簿』の13丁～21丁の記載内容から明らかになる受払金							単位：円		
年	月	受取金	受取り方法	使先	私用	工用（公用）		支拂合計	
		40.00		慶輔へ10円送り、頼母子構20円		幸太へ渡し4円	4.00	34.00	
42	6	170.00		慶輔送り米代40円、鋸代常吉渡し20円、	20	木挽常吉賃10日半10円25銭、木挽與助1円50銭、木挽貞次5円、	16.75	130.76	
	7	129.00			佐世保行キ買物29円	木挽與助へ小使50銭、講会云々5円、幸太へ仕込金5円、木挽要吉45銭、幸太、木挽與助鋸ノ為50銭、木挽常助賃支拂2円50銭、木挽要吉ハキリ1本8銭	65.28	43.03	
	8	186.00		私用100円、榎津米10呎4円50銭、丸尾買麦5円50銭、白米3斗4円70銭、	利子付トシテ借用	幸太へ頼母子講9円70銭、木挽與助病帰宅ニ付き10円、張本へ支拂金50銭、春市32銭、與助3円、幸太へ10円、要吉8円、多吉8円、清太郎40銭、貞吉6円、	70.26	佐世保行キ買物ト合シ50円	220.62
	9	55.00		白米25円、白麦20円、		天草船口代5円15銭、野首行受取5円50銭、平田医師用受取5円40銭、木挽與助10円、木挽要吉5円	20.55		71.50
	10	106.06		奈摩内頼母子講ノ為20円、野崎松抗賃10円、丑浦煉化代為替料ノ過剰分48銭、		木挽要吉5円、木挽與助50銭、口口4円50銭、奈摩内麦代2円50銭、金七鋸30銭、税金、木挽與助へ鋸9円50銭、ハキリ1円、木挽金七ノ鋸3円、金七鋸齧ツギ46銭			85.29
	11	30.00		三五入		榎津買	4.00		
	12	115.00		白米丸尾9円80銭、再度松材タブ材口口、タン切鋸1丁代1円30銭	庄司拂30円	白米2斗5升9円80銭、白米3斗入3呎15円、		木挽要吉與助	35.90
43	1	50.00	善吉預方リ			長崎買三角平ヤスリ代28銭、	0.28	全 金吉	0.28
	2	20.00	米注文ノ為	神父様8円67銭		旧十二月節句ノ為金七5円、旧十二月節句要吉6円、幸太6円、金七50銭、榎津米買1呎5円、山玉2呎、全5呎24円25銭、金七50銭、頼母子1円、全2円、春市1円50銭、芋代2円、全3円、芝居遣銭金七50銭	57.25	金吉、金七頼母子全人	65.92
	4	61.69	長崎買物代10円19銭 部屋ニテ50円、友吉芋代1円50銭		奈摩内講三番小掛、全野首	鋸金アゲ、ハキリ、	14.18	金七	69.50
	5	42.50	青方病気見舞1円50銭 石工渡1円、米買40円			白米2呎・白麦2呎20円、頼母子分金七2円、婚禮ノ為5円、	47.00	金七	123.68
	6	61.80	長崎買物10円58銭 現金ニテ50円50銭			ヤスリ2本10銭、芋代2円50銭、米麦代30円、	32.60	金七、庄司30円拂	63.95
	7	37.95	長崎買物7円95銭、現金30円			米代20円、麦代6円、	80.00	庄司	22.80
	8	463.10	現金5回458円10銭 3円60銭	養育院、神父様ヨリ カザリ釘奈摩内天主堂		要吉6円70銭、金七5円、善吉3円、友吉3円、正善迄2円50銭、初ノ助1円40銭、喜惣代1円20銭、	16.10		
	計	1568.10	715.42	262.15	79.00	339.24	428.25		967.23

①『金銭受拂簿』の項目は「日付」毎に記入してあるが、表は月毎にまとめて「月」に記載した。②『金銭受拂簿』は、「日付」、「受取金」、「受取り方法」、「使先」、「私用」、「工用」に分けて記されている。③『金銭受拂簿』の「工用」は「私用」に対する「公用」、もしくは「工所用」のことだと思われる。④「年」と「支払合計」は筆者が追記し、網掛けしたものであり、表の「支払合計」は、「使先」、「私用」、「工用」の合計金額である。⑤表は読み取りできない部分もあり、読み取りできる部分で記した。

### 3) 建築工事着手前の金銭受払

#### ① 受取金

表 5-2-3-3 は、明治 41 年（1908）10 月に 2 回の受取金があり、受取金額は 235 円 68 銭と、778 円 97 銭で、合計 1,014 円 65 銭である。また、表 5-2-3-4 は、明治 41 年（1908）10 月に、受取金 40 円がある。したがって、工事着手前の受取金は 1,054 円 65 銭である。

#### ② 支払金

表 5-2-3-3 は、材料費、木挽賃、米麦代、雑費の支払がある。

材料代は、明治 41 年（1908）10 月に、野寄松代 155 円と、小串煉化（21,000 本）代 204 円と牛ノ浦煉化（50,000 本）代 552 円、および釘代 1 円 62 銭で、合計 882 円 62 銭の支払である。

木挽賃は、明治 41 年（1908）10 月に、野崎島での松材の木挽賃 50 円 95 銭の支払である。

米麦代は、明治 41 年（1908）10 月に、米 30 円分注文している。

雑費は、明治 41 年（1908）10 月に、野崎島の松材を買付ける為の経費と、船作事賃などの 50 円 22 銭を支払い、煉瓦代支払のための為替料 1 円 35 銭で、雑費は 51 円 57 銭である。

表 5-2-3-4 は、鉄川組職人賃、雑費の支払がある。

鉄川組職人賃は、明治 41 年（1908）10 月に、幸太へ 4 円渡している。

雑費は、明治 41 年（1908）10 月に、慶輔へ送った 10 円と頼母子講 20 円で、合計 30 円である。

したがって、工事着手前に、表 5-2-3-3 の材料費 882 円 62 銭、木挽賃 50 円 95 銭、米麦代 30 円、雑費 51 円 57 銭と、表 5-2-3-4 の鉄川組職人賃 4 円と、雑費 30 円の合計 1,014 円 65 銭を支払っていることが判る。

### 4) 建築工事中の金銭受払

#### ① 受取金

表 5-2-3-3 は、明治 42 年（1909）6 月は 345 円、7 月は 762 円、8 月は 510 円 70 銭、明治 43 年（1910）4 月は 55 円、5 月は 63 円 61 銭、7 月は 40 円、8 月は 15 円 55 銭の受取金がある。したがって、表 5-2-3-3 の受取金は、明治 42 年（1909）は合計 1617 円 70 銭、明治 43 年（1910）は合計 174 円 16 銭で、工事中の受取金は 1,791 円 86 銭である。

表 5-2-3-4 は、明治 42 年（1909）6 月は 170 円、7 月は 129 円、8 月は 186 円、9 月は 55 円、10 月は 106 円 6 銭、11 月は 30 円、12 月は 115 円である。また、明治 43 年（1910）1 月は 50 円、2 月は 20 円、4 月は 61 円 69 銭、5 月は 42 円 50 銭、6 月は 61 円 80 銭、7 月は 37 円 95 銭、8 月は 463 円 10 銭の受取金がある。したがって、明治 42 年（1909）は 791 円 6 銭、明治 43 年（1910）は 737 円 4 銭で、受取金は合計 1,528 円 10 銭である。

なお、表 5-2-3-3 と、表 5-2-3-4 から、工事中の受取金は、1,791 円 86 銭と、1,528 円 10 銭で、受取金は合計 3,319 円 96 銭である。

## ② 支払金

表 5-2-3-3 は、材料費、道具代、職人手間賃、旅費と、雑費の支払である。

材料代は、明治 42 年（1909）は 6 月、7 月、8 月と、明治 43 年（1910）は 4 月、5 月、7 月、8 月に支払がある。明治 42 年（1909）6 月は 588 円 42 銭で、瓦代である。7 月は 322 円で、木材 271 円と煉瓦 5000 本で 51 円である。8 月は 156 円 55 銭で、煉瓦の最終代金 150 円と白灰 4 円 80 銭と、紅柄 1 円 75 銭である。明治 43 年（1910）4 月は 59 円 20 銭で、タブ代 9 円 35 銭と竹代 43 円 10 銭などである。5 月は 33 円で、天井鉄板 31 円 61 銭と竹代 1 円 39 銭である。7 月は 9 円 50 銭で、5 歩板 10 坪代の支払である。したがって、明治 42 年（1909）は 1,066 円 97 銭で、明治 43 年（1910）は 101 円 70 銭で、合計 1,168 円 67 銭であり、瓦、木材、煉瓦、白灰、タブ、天井鉄板、竹の材料費に充てられたことが判る。

道具代は、明治 42 年（1909）7 月に、石工の砥石代 6 円 50 銭である。

職人手間賃は、明治 42 年（1909）6 月、7 月、8 月と、明治 43 年（1910）は 5 月、6 月、7 月、8 月に支払がある。明治 42 年（1909）6 月は 20 円 50 銭で、石工賃 10 円 50 銭と木挽賃 10 円である。7 月は石工と煉瓦工賃 120 円 60 銭である。8 月は石工と煉瓦工、および左官に 346 円 65 銭の支払がある。明治 43 年（1910）は左官賃で、5 月は 40 円、6 月は 30 円で、7 月は 8 円 50 銭の支払がある。したがって、明治 42 年（1909）は 477 円 75 銭、明治 43 年（1910）は 78 円 50 銭で、合計 556 円 25 銭であり、左官、石工、木挽、煉瓦工の職人手間賃に充てられたことが判る。

旅費は、明治 42 年（1909）は 6 月と 7 月に支払がある。6 月は 1 円 50 銭で、7 月は瓦買付のため早岐への旅費など 20 円 25 銭で、合計 22 円 25 銭である。これらの旅費は、職人が工事現場に来るためや、材料買付の旅費と捉えられ、「御方支払金」と

して教会側の負担に区分されている。

雑費は、「御方支払金」と「私方支払金」がある。

「御方支払金」は、明治42年(1909)7月、8月と、明治43年(1910)4月と7月に支払がある。明治42年(1909)7月は、神父様へ渡した19円40銭である。8月は5円60銭で、電報料60銭と祝儀5円である。明治43年(1910)4月は、釘の運賃26銭である。7月は、板の運賃70銭で、合計25円96銭である。なお、電報料、祝儀、釘と板の運賃は、工事に関わる雑費として、教会側の負担として区分されていることが判る。「私方支払金」は、明治42年(1909)6月と、7月、8月にある。6月は10円、7月は141円50銭、8月は受取金510円70銭から支払合計508円80銭を差し引いた残金1円90銭である。

「私方支払金」は合計153円40銭で、これらは、工事に直接関係しない費用で、與助の私的な費用に区分されたと考えられる。

表5-2-3-4は、材旅費、道具代、職人手間賃、米麦代、雑費の支払がある。

材料費は、明治42年(1909)10月の、松杭の費用10円である。

道具代は、明治42年(1909)6月、7月、10月、12月と、明治43年(1910)は1月、4月、6月にある。明治42年(1909)6月は鋸代20円を常吉に渡し、7月は58銭、10月は14円26銭を、木挽に鋸やハキリ<sup>67)</sup>の費用として渡している。12月はタン切鋸代1円30銭の支払である。また、明治43年(1910)1月は三角平ヤスリ28銭で、4月は鋸とハキリに14円18銭を支払い、6月はヤスリ2本を10銭で購入している。したがって、明治42年(1909)は36円14銭、明治43年(1910)は14円56銭で、工事中の道具代は50円70銭であり、工事の進行に併せて、道具を買換え、もしくは買足したと考えられる。

職人手間賃は、明治42年(1909)は6月から10月までと、明治43年(1910)2月、5月、8月に支払がある。明治42年(1909)6月は木挽賃16円75銭、7月は木挽賃3円45銭と鉄川組に5円の支払がある。8月は石工と左官に82銭、木挽に11円、鉄川組に24円40銭の支払がある。9月は木挽に15円、10月は木挽に5円50銭の支払がある。明治43年(1910)2月は左官に1円50銭、木挽に12円、鉄川組に6円の支払で、5月は石工に1円渡し、8月は木挽に11円70銭と鉄川組に11円10銭の支払がある。したがって、明治42年(1909)は石工と左官に82銭、木挽に51円70銭、鉄川組に29円40銭で合計81円92銭の支払があり、明治43年(1910)

は左官や石工に 2 円 50 銭、木挽に 23 円 70 銭、鉄川組に 17 円 10 銭で、合計 43 円 30 銭で、工事中の支払は 125 円 22 銭である。

ここで、表 5-2-3-3 と、表 5-2-3-4 の職人手間賃を比較すると、表 5-2-3-3 は石工、煉瓦工、左官の日当であるのに対して、表 5-2-3-4 は、石工、煉瓦工、木挽、鉄川組職人への見舞いや、節句の小使などである。したがって、職人手間賃は、日当と、職人に渡す見舞いや節句の小使いは、別に仕分けされているといえる。

米麦代は、明治 42 年(1909)6 月と、8 月から 12 月までの毎月と、明治 43 年(1910)2 月、4 月、5 月、6 月、7 月に支払がある。明治 42 年(1909)6 月は 40 円、8 月は 14 円、9 月は 45 円、10 月は 2 円 50 銭、11 月は 4 円、12 月は 34 円 60 銭で、明治 42 年(1909)の米麦代は 140 円 80 銭である。明治 43 年(1910)2 月は 34 円 25 銭、4 月は 1 円 50 銭、5 月は 60 円、6 月は 32 円 50 銭、7 月は 26 円で、米麦、芋を購入しており、明治 43 年(1910)の米麦代は 154 円 25 銭である。したがって、工事中の米麦代 295 円 5 銭は、工事用の飯料を含む請負金として支払われたと考えられる。

雑費は、「工用」と「私用」の二種類の雑費がある。

「工用」としての雑費は、明治 42 年(1909)7 月から 10 月と、明治 43 年(1910)2 月、4 月、5 月、6 月、7 月に支払がある。明治 42 年(1909)7 月は講の費用 5 円、8 月は講の費用と病気見舞金 19 円 70 銭で、9 月は與助の組の費用と病院の支払など 16 円 5 銭、10 月は講の費用と為替料など 24 円 98 銭である。明治 43 年(1910)2 月は 12 円 17 銭で、神父様へ渡した 8 円 67 銭と講と芝居見物の費用である。4 月は 60 円 19 銭で、長崎での買物と組の費用である。5 月は 8 円 50 銭で、病気見舞と、講の費用と婚礼の祝儀である。6 月は 61 円 8 銭、7 月は 37 円 95 銭で、6 月と 7 月は長崎での買物の費用である。明治 42 年(1909)は 65 円 73 銭で、明治 43 年(1910)は 179 円 89 銭で、「工用」としての雑費は合計 245 円 62 銭である。

そこで「工用」の内訳をみると、講の費用、病気見舞い、病院代、為替料、芝居見物の費用、婚礼の祝儀、長崎での買物費などで、交際費も含めた費用が工事用の雑費として支払われていることが判る。

一方、「私用」として雑費は、明治 42 年(1909)6 月、7 月、8 月と、12 月に支払がある。6 月は 20 円で、7 月は佐世保行き買物費用 29 円で、8 月は利子付きとして 100 円借用し、12 月は庄司へ 30 円で、明治 42 年(1909)に與助が「私用」として使った費用は 179 円である。

## 5) 建築工事竣工後の金銭受払

竣工後の金銭受払は、『金銭受拂簿』からは確認できない。

## 6) 奈摩内天主堂新築工事費決算書

『奈摩内天主堂新築工事費決算書』で、工事項目を12に分けて、工事費の決算を整理している。工事は、材木之部、石之部、煉瓦之部、左官之部、木工之部、塗物之部、硝子之部、金物之部、諸道具之部、鋼鉄天井、職人賄雑費、諸雑費に分け<sup>68)</sup>、部門別に材料代と職人工賃、およびの経費を整理したもので、決算金額は6,721円32銭9厘である。

その内訳は、材木之部1,256円71銭5厘は、杉494円9銭、松212円、雑木146円50銭5厘、杉板269円70銭と、全雑費(今里杉世話賃80銭、奈摩杉山出シ22円21銭、材木廻シ酒代50銭、〃ワン1円20銭)24円71銭、松雑木山割賃108円90銭である。石之部598円63銭5厘は、石材182円70銭、石運賃91円、石工賃(但食費ヲ除ク)312円43銭、全雑費12円50銭5厘(鉛1銭45厘、炭1円32銭、石工煙草1円28銭、石船并石工酒代9円76銭)である。煉瓦之部1,606円48銭5厘は、煉瓦(102,000本)1,054円、運賃214円34銭、職工賃322円75銭、酸レ塩2円50銭、光明丹5円10銭、明礬28銭、煉瓦切道具4円78銭、箒14銭、柄杓60銭、大豆45銭、灰墨50銭、種油20銭、鉛14銭5厘、為替料30銭、藁(職人用)40銭である。左官之部831円94銭は、瓦318円17銭、セメント56円49銭、石灰114円24銭、白灰116円25銭、左官手間82円2銭5厘、葎切15円96銭、藁切3円30銭、エツリ縄58銭、竹124円12銭、左官の仕事仕舞80銭5厘である。木工之部1,611円17銭5厘は、大工木挽手間1,560円、職人祝儀45円50銭、全仕事仕舞(石工煉瓦工共)5円67銭5厘である。塗物之部75円90銭は、ペンキ47円57銭、ワニス13円90銭、染粉3円70銭、テレピン3円45銭、膠1円50銭、金粉28銭、刷毛5円50銭である。硝子之部149円48銭5厘は、硝子133円73銭5厘、ポテ10円60銭、運賃5円5銭である。金物之部250円50銭4厘は、釘50円16銭4厘、皿石ノ鉄板2円15銭、丁番12円68銭、錠3円84銭、大久保金物<sup>69)</sup>22円51銭、河野店金物3円37銭、小曾根金物7円50銭、引手56銭、電信針金1円37銭、西中町金物51円14銭、チギボート4円56銭、全運賃水揚3円86銭、諸金物7円、聖臺用金物1円92銭、丁番1円15銭、木捻55銭、白玉錠1円40銭、金物52銭、鋤73円、桶ノ金物1円26銭である。諸道具之部122円93銭は、ボロッコ2円92銭、葎綱9円25銭、粉米オロシ70銭、

ペーパ3円27銭、晝用紙2円、船101円95銭、右雑費2円84銭である。鋼鉄天井は、33円66銭である。職人賄雑費170円40銭は、米106円51銭、醤油11円66銭、食品39円2銭、諸器具8円55銭、油15銭、石油4円15銭である。諸雑費13円50銭は、雑費11円32銭、桶屋賃2円8銭、煙草10銭である<sup>70)</sup>。

そこで、表5-2-3-5『奈摩内天主堂新築工事費決算書』の内訳は、『奈摩内天主堂新築工事費決算書』の決算金額を、直接工事費である材料費、道具代、職人手間賃と、共通費である米麦代、道具代、職人手間賃に分けて整理している。

それによると、材料費は3,928円51銭9厘で、その内訳は、材木之部は杉・松・雑木・杉板である。石之部は石材費、運賃である。煉瓦之部は煉瓦102,000個代と、運賃、煉瓦切道具代などである。左官之部は瓦・セメント・石灰・白灰と、葶切・藁切・ヱツリ縄・竹代である。塗物之部はペンキ、ワニス・染粉・テレピン・膠・金粉代である。硝子之部は硝子代、ポテ代と、運賃である。金物之部は、釘代、皿石ノ鉄板・丁番・錠代と、大久保金物、河野店金物、小曾根金物、西中町金物への支払と、引手・電信針金・チギボート・全運賃水揚・諸金物代と、聖臺用金物代と、丁番・木捻・白玉錠・金物・鏽・桶ノ金物代である。鋼鉄天井は天井鉄板代である。

道具代は133円21銭で、その内訳は、煉瓦之部は煉瓦切り道具と、塗物之部は刷毛代である。諸道具之部はボロッコ、葶綱、粉米オロシ、ペーパ、晝用紙と、船賃とその雑費であり、主な費用は船賃の101円95銭である。職人手間賃は2408円31銭5厘である。その内訳は、材木之部は人夫賃と、石之部は石工賃と、煉瓦之部は煉瓦工賃と、左官之部は左官手間賃と、左官の仕事仕舞の雑費である。

米麦代は106円51銭で、旅費はない。雑費は144円31銭5厘で、その内訳は、木工之部は杉材の世話のお礼と酒代などで、石之部は鉛、炭、煙草代、酒代等で、煉瓦之部は為替料である。また、左官之部は仕事仕舞の雑費で、材木之部は職人祝儀と仕事仕舞の雑費で、職人賄雑費は米代と、醤油・食品・諸器具代と、油代、石油代である。この他に、諸雑費は、雑費、桶屋賃、煙草銭であり、所謂工事の経費に相当する費用も、工事毎に計上されていることが判る。

また、材料費である材木、石材、煉瓦、瓦、ペンキ、硝子、金物、鋼鉄天井は、取引先、および決算金額が記されていることから、それぞれの関係先に、與助が清算したものと考えられる。道具代は、桐古天主堂改修工事（明治39年/1906）では工事着手前に職人の道具一年分を揃えていることから、奈摩内天主堂新築工事でも同様に、



表5-2-3-5 『奈摩内天主堂新築工事費決算書』の内訳

工事項目	摘要	直接工事費			共通費			決算金額
		材料費	道具代	職人手間賃	米麦代	旅費	雑費	
材木之部	杉	494.9						1256.715
	松	212						
	雑木	146.505						
	杉板	269.7						
	奈摩杉山出シ			22.21				
	今里杉世話賃(0.8),材木廻シ酒代(0.5), ワン(1.2),						2.5	
松雑木山割賃			108.9					
石之部	石材	182.7						598.635
	石運賃	91						
	石工賃(但食費ヲ除ク)			312.43				
	鉛(0.145),炭(1.32), 石工煙草(1.28), 石船并石工酒代(9.76)						12.505	
煉瓦之部	煉瓦(102000本)	1054						1606.485
	運賃	214.34						
	職工賃			322.75				
	煉瓦切道具		4.78					
	酸レ塩(2.5),光明丹(5.1),明礬(0.28),箒(0.14), 柄杓(0.6),大豆(0.45,灰墨(0.5),種油(0.2), 鉛(0.415),藁(職人用)(0.4) 為替料	10.315					0.3	
左官之部	瓦	318.17						831.94
	セメント	56.49						
	石灰	114.24						
	白灰	116.25						
	左官手間			82.025				
	葦切(15.96),藁切(3.3), エツリ縄(0.58)	19.84						
	竹	124.12						
左官ノ仕事仕舞						0.805		
木工之部	大工木挽手間			1560				1611.175
	職人祝儀						45.5	
	全仕事仕舞(石工煉瓦工共)						5.675	
塗物之部	ペンキ	47.57						75.9
	ワニス(13.9),染粉(3.7), テレピン(3.45), 膠(1.5), 金粉(0.28)	22.83						
	刷毛		5.5					
硝子之部	硝子	133.735						149.385
	ボテ	10.6						
	運賃	5.05						
金物之部	釘	50.164						250.504
	皿石ノ鉄板(2.15), 錠(3.84), 丁番(12.68),チギボート(4.56),全運賃水揚(3.86), 諸金物(7)	34.09						
	大久保金物	22.51						
	河野店金物	3.37						
	小曾根金物	7.5						
	西中町金物	51.14						
	聖臺用金物	1.92						
引手(0.56), 電信針金(1.37), 丁番(1.15),木捻(0.55), 白玉錠(81.4),金物(0.52), 錡(73), 桶ノ金物(1.26)	79.81							
諸道具ノ部	ボロッコ(2.92), 葦綱(9.25), 粉米オロシ(0.7), ペーパー(3.27), 晝用紙(2), 船(101.95), 右雑費(2.84)		122.93					122.93
鋼鉄天井	鋼鉄天井	33.66						33.66
職人賄雑費	米				106.51			170.04
醬油(11.66),食品(39.02),諸器具(8.55), 油(0.15), 石油(4.15)						63.53		
諸雑費	雑費(11.32),煙草(0.1),桶屋賃(2.08)						13.5	13.5
合計		3928.519	133.21	2408.315	106.51	0	144.315	6720.869

凡例:①本表は、工事項目ごとに整理されている決算書を、直接工事費と共通費に分けて整理したものである。②決算金額は、與助は、硝子之部148円38銭5厘を149円48銭5厘、職人賄雑費170円4 銭を170円40 銭とし、決算金額は6720円86 銭9厘を6721円16 銭9厘としている。

工事着手前に、職人に道具一年分を渡していると考えられる。したがって、決算書に記されている道具代は、追加の道具購入費や修理費と考えられる。職人手間賃は、石工、煉瓦工、左官、大工・木挽賃と人夫代である。石工、煉瓦工、左官の手間賃は、日給で、塗物工事は塗師への支払はないことから、左官職人が行ったと考えられる。また、左官之部では瓦と漆喰塗と考えられる材料費が計上されている。この他、大工木挽手間賃は木工事に整理されているが、大工は鉄川組で、木挽は與助が雇い入れた職人であり、木挽賃は工事毎ではなく、日数を通算して節句払で清算されたと考えられる<sup>71)</sup>。屋根工事の職人への支払も記載がないことから、屋根工事は左官、もしくは大工と左官が瓦葺きを施工したものと推測される。硝子工事、金物工事、鋼鉄天井についても、それぞれの職人賃の支払は確認されないことから、鉄川組大工と木挽が施工したと考えられる。

奈摩内天主堂新築工事（明治 43 年/1910）は洋風建築導入期における新築工事で、石材、煉瓦、硝子、鋼鉄天井、金物、ペンキなどの建築材料と、それらの材料を扱う職人も新しい経験となる。事実、桐古天主堂改修工事（明治 39 年/1906）では煉瓦工事は左官の仕事であったが、奈摩内天主堂新築工事では煉瓦工と左官は別々の職人が担当しており、石工、煉瓦工、塗装工などの職人手間賃も工事実績を重ねる中で決められたものと推測される。

米麦代は、石工の食費を除いた決算である。桐古天主堂改修工事（明治 39 年/1906）では、木挽の食糧は鉄川組とは別に賄われている。したがって、決算書における米麦代は、石工と木挽の食糧費を除いた米麦代と考えられる。旅費は、決算書には含まれていないことから、鉄川組の請負金で清算されたと考えられる。雑費は、鋼鉄天井と塗物之部を除く 10 部門で支払があり、材木買付の世話賃や酒代、人夫賃、石工の煙草代、煉瓦工の諸雑費や為替料、各職人の仕事仕舞の費用、祝儀、硝子や金物の運賃や水揚代、職人の賄い雑費などは、工事費として決算されている。鉄川組職人の祝儀は、鉄川組の費用で賄われたと考えられるが、石工、煉瓦工、左官の祝儀や煙草代は、工事費として決算されたことが判る。

## 7) 奈摩内天主堂新築工事における受取金と支払金

表 5-2-3-2 の『金銭受拂簿』の 3 丁～11 丁は、受取金 2,808 円 51 銭で、支払金 2,988 円 17 銭で、その記載内容から、直接工事費である材料費、道具代、職人手間賃である。また、『金銭受拂簿』の 3 丁～11 丁は、與助は、工事着手前から、受取金は材料費、

道具代、職人手間賃に充当し、その清算は、「御方支払金」、即ち、施主である教会側の負担として処理していることが判る。「私方支払金」は、受取金との差額と捉えることもできるが、その使い先については分らない。

表 5-2-3-3 の『金銭受拂簿』の 13 丁～21 丁は、受取金 1,568 円 10 銭で、支払金 967 円 23 銭である。その記載内容から、直接工事費と共通費に分けられるが、松杭 10 円の材料代、道具の修理や追加の購入費、木挽賃と、石工、煉瓦工、鉄川組職人への小遣賃、鉄川組の米麦代、工事雑費であることが判る。また、與助は、工事着手前から、経費も工事用と私用を分けて清算していることが分る。「私用」は、佐世保の買物費用、利子の借用金、庄司への支払金などで、その他は全て「工用」といえる。

#### 8) 鉄川組の請負金

奈摩内天主堂新築工事の鉄川組請負金は、「木工之部」に計上されている「大工木挽手間 1,560 円」で、木挽賃と鉄川組の飯料も含むもので、大工木挽手間賃として受取っている。そこで、大工木挽手間賃に、鉄川組の飯料に充たる米麦代 106 円 51 銭も併せると 1,666 円 51 銭となる。

#### 9) 工事費の清算の特徴

図 5-2-3-4 奈摩内天主堂新築工事の構成は、『奈摩内天主堂新築工事費決算書』と『金銭受拂簿』を基に、「御方支払」と「私方支払」について整理したものである。

『手帳』と『金銭受拂簿』の記録から、奈摩内天主堂新築工事の費用は、工事着手前から、その都度、使用目的を伝えたくて注文主である教会から受取っていることが判る。支払金は、注文主である「御方」と、請負人である「私方」に分けて管理され、「御方」である教会の負担となるのは、直接工事費である材料費、道具代、職人手間賃と、共通費である米麦代、工事雑費などの建築工事費である。「私方」の内訳は、鉄川組の職人手間賃と、與助が使った佐世保の買物代や、利子として借用した金や庄司への支払で、鉄川組の費用と捉えられる。したがって、名目上、「御方」と「私方」、もしくは、「工用」と「私用」に分けているが、工事費は、利益を含まない実費を教会から受取り、支払に充て、経費に相当する費用も教会が負担していることが判る。

奈摩内天主堂新築工事では、受払金の記録を『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』に整理し、その内訳は「御方」と「私方」に分けて整理していることから、関係先への受払も與助が行ったと考えられる。

工事の依頼、もしくは請負書類や、請求書や領収書の類の書類は残されていないが、奈摩内天主堂新築工事は、明治期に行われた実費報酬加算請負に準じた契約といえる。

### 1 0) 奈摩内天主堂新築工事費

奈摩内天主堂新築工事費は、表 5-2-3-5『奈摩内天主堂新築工事費決算書』の決算金額が示す 6,720 円 86 銭 9 厘である。

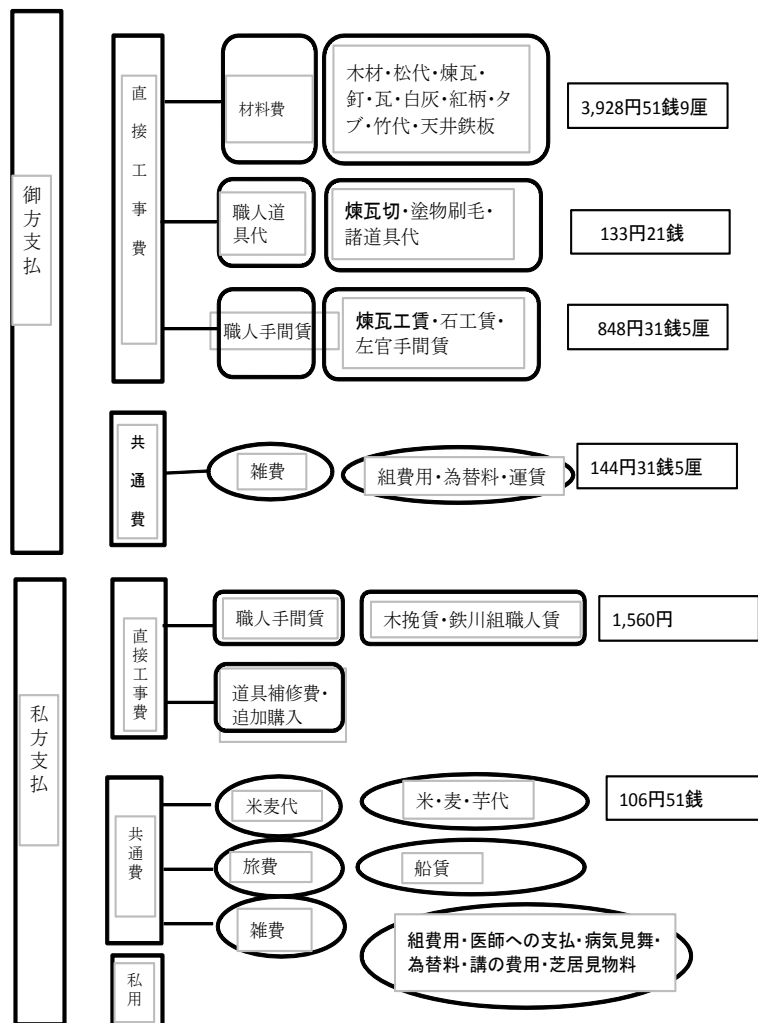


図5-2-3-4 奈摩内天主堂新築工事費の構成

凡例:①『奈摩内天主堂決算書』と、『金銭受拂簿』をもとに、奈摩内天主堂新築工事費の構成を示した。②「御方支払」は、直接工事費は材料費と、木挽・石工・煉瓦工・左官の職人手間賃で、共通費は米麦代、旅費、雑費を計上している。「私方支払」は、材料費、直接工事費は大工・木挽の職人手間賃と、共通費は米麦代・旅費・雑費である。③「私方支払」の材料費で飾り釘が購入されているが、本来は、「御方支払」で購入される買物代であるが、竣工間際の買い物で、「私方支払」で購入したものと考えられる。④『金銭受拂簿』は、読み取りのできない箇所もあることから、総合計は不詳であるが、「御方支払」と「私方支払」からは、工事費の区分は判断できると考えられる。

#### 5-2-4 今村天主堂新築工事の建築工事請負

現住所：福岡県三井郡大刀洗町大字今

(『証明願』における大刀洗天主堂新築工事の建築概要)

工事種別：新築工事 / 構造：煉瓦造 / 従事技術：設計・施工  
 / 延床面積：495 m<sup>2</sup> / 階数：2 階

今村天主堂は、現在は大刀洗教会堂と名前を変えているが、筑後川中流域の筑後平野に位置する農村地域に現存している。慶応3年(1867)にキリシタンの大集団が確認された今村には、明治14年(1881)に間口6間、奥行き10間の木造の教会が建設されていたが、信者数の増加により狭くなったことから、煉瓦と木造の混構造として建築されている<sup>72)</sup>。

今村天主堂は東向きに正面があり、バシリカ形式の内部は三廊式で、前廊、身廊とその両側に側廊があり、内陣、後陣と衣装部屋で構成されている(写真5-2-4-1)(写真5-2-4-2)

(写真5-2-4-3)(写真5-2-4-4)。中央祭壇は建物西側にあり、両側廊にはそれぞれ脇祭壇があり、信徒席と祭壇部は低い衝立で仕切られ(写真5-2-4-5)、祭壇の後は衣装部屋になっている。前廊は吹抜けで、聖堂正面には双塔があり、出入口は前廊の中央とその両側の3ヶ所と、両側廊部に2ヶ所、及び衣装部屋両側と後部の合計8ヶ所にあり、前廊には、塔の階段室の出入口がある。正面中央部は石柱と石造アーチで、奈摩内天主堂正面出入口と同じ

彫刻がある(写真5-2-4-6)。屋根は瓦葺で重層の屋根構成であり、正面は切妻造、祭壇部分は寄棟造で、切妻上には十字架をあげている。断面は三層構成で、下層は円形アーチを連続的に用いた吹放ちの空間で、上層はトリフォリウム<sup>73)</sup>と、高窓に取付



写真5-2-4-1 今村天主堂正面



写真5-2-4-2 今村天主堂側面



写真5-2-4-3 今村天主堂背面



写真5-2-4-4 今村天主堂 内部



写真5-2-4-5 今村天主堂 内部 祭壇と信者席の仕切り

られたクリアストーリー<sup>74)</sup>の3つの部分で構成されている。図4-2-4-1 今村天主堂平面図と、図5-2-4-2 今村天主堂断面図に表している<sup>75)</sup>。

身廊部分を囲む列柱は、中央の身廊と両側の側廊にわけ、天井は身廊・側廊とも4分割のリヴ・ヴォールト天井で、漆喰仕上げで、柱は柱台石に据付られている。上段の身廊側には、垂直方向にそれぞれ3本の「付柱」が束柱風に取り付けてある。上段の柱頭部からは天井のリヴが伸びている。列柱の柱頭は、上段と下段で仕上げが異なり、柱頭部にはそれぞれ異なる彫刻が施されている(写真5-2-4-7)(写真5-2-4-8)。下段は壺型の柱台石の上にたち、柱頭部には植物文様の彫刻

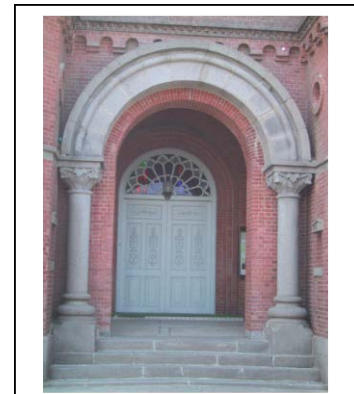


写真5-2-4-6 今村天主堂正面  
出入口 石造アーチ

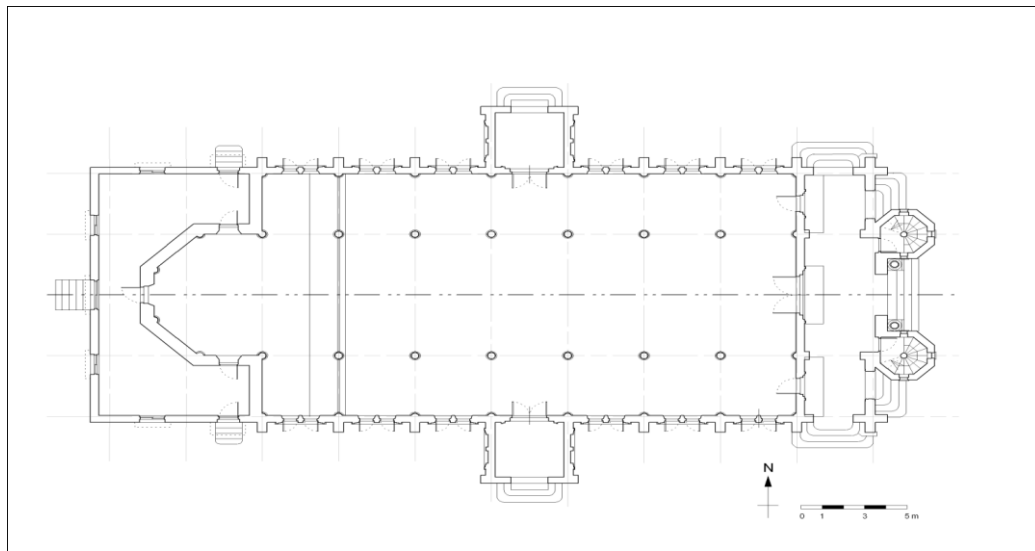


図5-2-4-1 今村天主堂 平面図 (羽深研究室 製図)

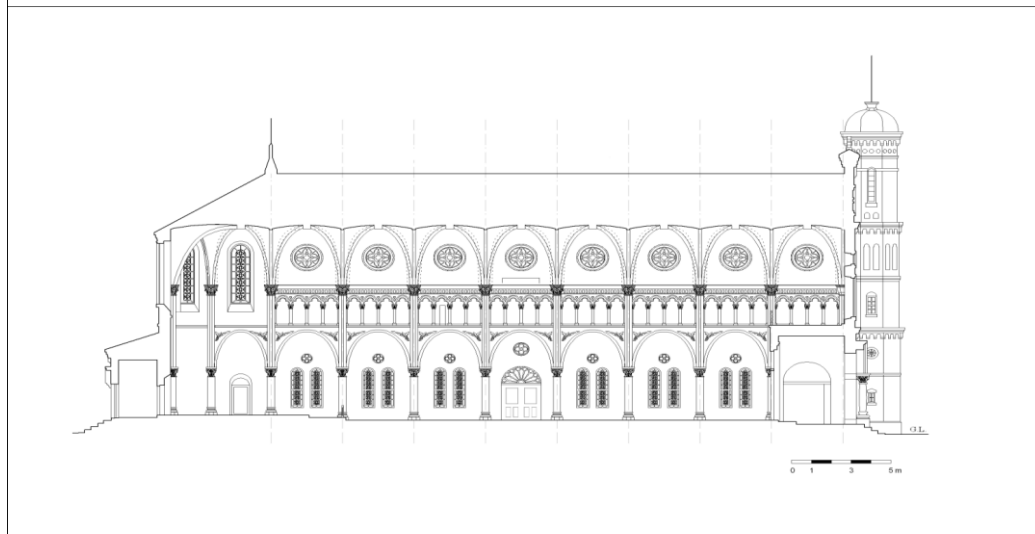


図5-2-4-2 今村天主堂 断面図 (羽深研究室 製図)

がある(写真 5-2-4-9)。天井柳の太さや、下段柱頭の彫刻と、柱台石の据付状況を、與助は『手帳』⑤に書き遺している(図 5-2-4-3)(図 5-2-4-4)(図 5-2-4-5)。今村天主堂は、正面左右には八角形のドーム屋根をもつ双塔があり、軒は蛇腹で飾積みがされ(写真 5-2-4-10)(写真 5-2-4-11)(写真 5-2-4-12)、外壁の三面にはそれぞれ煉瓦を飾積みにした盲窓<sup>76)</sup>が特徴で、デザイン的にも新しい試みがされている(写真 5-2-4-13)(写真 5-2-4-14)。平成 18 年(2006)3 月に、塀及び門を含めて福岡県指定文化財に制定され<sup>77)</sup>、平成 27 年(2015)3 月に、国重要文化財に指定されている。

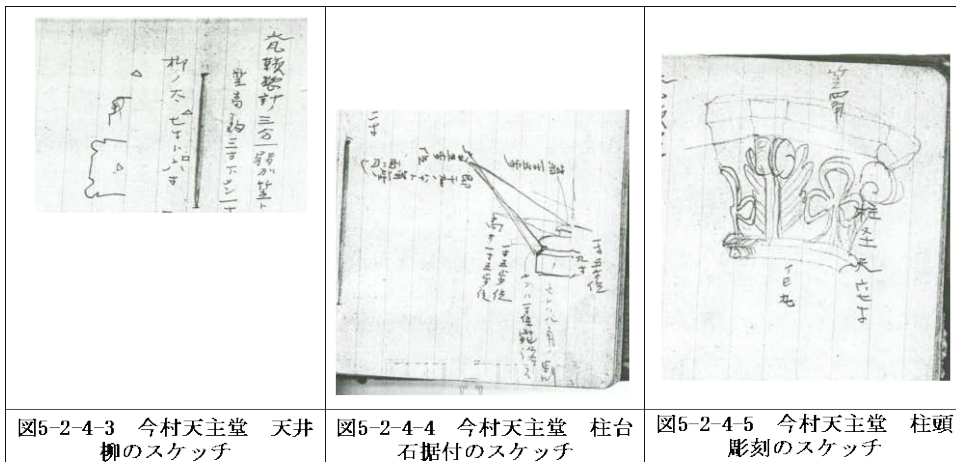


表 5-2-4-1 今村天主堂新築工事の史料から明らかになる工事内容は、『手帳』⑥から『手帳』⑧と、『工場記録』、『工場簿』、『職人日記帳』、『職人出勤簿』、『葉書』と『手紙』から明らかになる、今村天主堂の工事内容を時系列に整理したもので、左列から、No.、工期、年月日、工事、内容分類、主な記載内容、史料名を表し、工期は、建築工事着手前・建築工事中・竣工後に分けて表している。

工事を分類すると、調査、打合、発注（買入済）、製図、見積、職人到着、工事、契約、納入の9項目について記載している。全般として、材料の発注に関する記載が大分を占め、納入に関する記載は限られている。なお、日付不詳のものは工事内容から推測して該当すると思われる覧に記載している。

以下に、表 5-2-4-1 から明らかになる、建築工事着手前と建築工事中および竣工後の工事工程について検討する。

## (1) 建築工事の工程

### 1) 建築工事着手前の工事内容

#### ① 調査

明治43年(1910)に地質調査が行われたことから、この時点をもって工事開始と捉えられる。また、明治44年(1911)は、5月は2度の水盛、9月12日には井戸掘機械による調査をすると決めていることから、明治44年(1911)に地質調査はほぼ終了したと捉えられる。

#### ② 買付

明治44年(1911)9月は、材木の調査や問合を行い、15日は田主丸の業者から木材の見積書を受取り、16日は煉瓦の打合を始めている。明治45年(1912)2月は、7日は松材と杉材の調査をしたうえで、9日は松材を買付け、10日に手付を打ち、11日は杉材を買付け、27日は松杭木240本を注文している。「土工之部」では、「焼過煉瓦5万個、セメント120樽、火山灰150俵」と、「並煉瓦22万個、上煉瓦11万個、石灰、セメント」を買入れ<sup>78)</sup>、3月2日に松杭木100本を追加注文している。この他、13日は洋釘を注文し、松杭木(240本合計147円67銭)を発注している。

#### ③ 製図

明治45年(1912)2月は、9日から11日は図面を引いている。

#### ④ 土工事

明治45年(1912)2月は、「土工ノ部」の「買入済」として「340本 杭木400円」(杭



表5-2-4-1 今村天主堂新築工事の史料から明らかになる工事内容

No.	工期	年	月	日	工事	内容分類	主な記載内容	史料名
1	建築 工事 着手 前	M43			調査	地質調査	地質土質検討	『手帳』⑥
2			5	9	調査	水盛	午前9時ヨリ地形水盛ヲ為シテ手ス(後略)	『手帳』⑦
3			5	11	調査	水盛	(前略)再水盛□□十二時終ル□□	『手帳』⑦
4			9	12	調査	地質調査	朝井掘器械ニテ地質ヲ試ス可ク決ス(後略)	『手帳』⑦
5		M44	9	12	調査		(前略)桂杉ノ件ニ付善道寺 近傍ノ杉山行き(中略)村長宅ニテ(中略)材木商ニ問合ヒニ行ク可ク契ス	『手帳』⑧
6			9	15	打合	材木商	正午 田主丸 吉井ノ材木商来ル 見積書ヲ呈出シテ帰ル	『手帳』⑧
7			9	16	打合	煉瓦製造業	城島煉瓦屋来ル(後略)	『手帳』⑧
8			2	6	打合		青木大工心配ノ二人組ノ木材 請負人代價ノ引き合□ 1600円ト2000円トノ差ニテ 中止ス	『手帳』⑧
9			2	7	調査	杉山	朝8時半出発 松山杉山見分ノ為メ青木安大工行(後略)	『手帳』⑧
10			2	9	発注	松材買	喜助與平安太トノ三人朝倉郡へ松材買イニ行ク(中略)木挽三吉ト同道シテ来ル 余價格余り安價ノ為メ 受負ハセル事 中止シテ胸告ゲテ返ス	『手帳』⑧
11			2	10	発注	松手付	(前略)喜助與平安太三人朝 全部ノ松山買ノ旨通知シ来ル 代420円内50円手付トシテ渡シ(後略)	『手帳』⑧
12			2	9	製図	図面作成	図引き縦□面□正面建図(後略)	『手帳』⑧
13			2	10	製図	図面作成	図引き正面(後略)	『手帳』⑧
14			2	11	製図	図面作成	紀元節 断面内部図引き(中略)	『手帳』⑧
15			2	6	打合	石工	矢次 石工二人来ル 製図未タ出来居ラザル為メ再ビ来ルベク約シテ帰ス(後略)	『手帳』⑧
16			2	9	打合	煉瓦職に連絡	(前略)楠本へハ5月ニ煉化仕事 テ初メ上リ申シ送ル(後略)	『手帳』⑧
17			2	11	打合/ 発注	土工着手/ 杉買付	(前略)土工着手ノ件ニ付テ談ス(中略)木挽通シ賃 松7銭杉5銭ト談ス 併シ未決 大柱杉5尺以上 10本 内2本ハ236円ニテ買求メ来ル(後略)	『手帳』⑧
18			2	20	発注	煉瓦契約	(前略)上1銭2厘2毛 中1銭1厘2毛 焼過1銭02毛ニテ契約ナル 今村へ帰ル ハツビヲ注文ス	『手帳』⑧
19			2	27	発注	松杭木	末口5寸・長17尺を35本(単価80銭/28円)、末口5寸・長16尺を75本(単価75銭/56円28銭)、末口5寸・長14尺を40本(単価55銭4厘/22円16銭)、末口5寸・長12尺を40本(単価49銭4厘/19円76銭)、末口5寸・長11尺を50本(単価43銭/21円50銭) 合計240本、大城村 赤地 川村新吉	『工場記録』
20		無		買入済	土工之部	杭木400円、焼過煉瓦5万個510円、セメント120樽421円、火山灰150俵66円6銭、並煉瓦22万個2464円、上煉瓦11万個1342円、職工賃、石灰、セメント 5550円	『工場記録』	
21		無		見積	柳、樟椽	樟椽265肩、香台の分265肩、木の葉彫物40肩、柱角305肩、天井板100坪、銅板400枚	『工場記録』	
22		無		見積	ボルト	ボルト、短冊、枳形に分け検討。	『工場記録』	
23		無		見積	金物天井	イ室(側小門)巾1尺8寸、長11尺2寸、ロ室(前小門)巾9尺3寸、長11尺4寸、ハ室(大門)巾10尺8寸5分、長22尺4寸	『工場記録』	
24	建築 工事 中	M45	3	2	発注	松杭木	末口5寸長10尺を30本、末口5寸長9尺を40本、末口5寸長8尺を30本、練砂利ノ調合、地形練砂利数量。	『工場記録』
25			3	13	発注	洋釘	洋釘之初年度注文(6吋1樽、2吋1樽、5吋1樽、4吋半1樽、4吋1樽、3吋半1樽、3吋1樽、2吋半1樽)	『工場記録』
26			3	18	打合	石工	石工名「朝倉郡志波村 梶原辰三郎」	『工場記録』
27			4	12	工事	工事着手	4月12日着手から11月の出勤簿であるが、5月と12月は今村天主堂新築工事に従事した記録はない。	『職人日記帳』
28			4	12	工事	仮設	仮設工事の材料は杉丸太、縄で、水貫、造形杭で行われている。	『予算書』
29			4	13	発注	建築材料問合	各地製納所へ端書ニテ代金ヲ問合ハス(後略)	『手帳』⑧
30			6	13	発注	煉瓦注文	煉瓦工場主 森 来ル 迫煉瓦注文ス	『手帳』⑧
31			無		見積	八角塔	上、中、下段と背面、正面に分けて石材見積。234円84銭	
32			無		見積	地覆石	上段、中段、下段に分け検討。	『工場記録』
33			6	24	発注	石材	杓石、十字架、配付石、花形石(西海石の凡て 上等石)	『工場記録』
34		6	30	発注	煉化迫形		『工場記録』	
35		7	9	発注	杉	1号から12号まで 鳥飼杉	『工場記録』	
36		7	15	職人到着	柱見積・石工	4時半 山着 柱其他見積リ 6時半発 7時今着 本日石工佐藤来ル(後略)	『手帳』⑧	
37		7	24	職人到着	石工	午后3時 古川石工来ル	『手帳』⑧	
38		7	25	工事	石着手	(前略)古川仕事ニ着手(後略)	『手帳』⑧	
39		8	4	契約	瓦	巴6,地瓦1万8252,軒瓦670,平1761,丸219,袖214,箱2,谷33,鬼6 注文先(福岡県三潁郡城島町 荒巻貞二郎)、納期は9月末日迄、運送は別。	『工場記録』	
40		8	24	発注	異形煉瓦	側窓 イ印 850個、丸窓 ロ印660個、大迫ハ印820個、全外 二印900個、蛇腹小迫 赤印1200個、蛇腹小迫 ハ印1200個	『工場記録』	
41		8	26	契約	松不足契約	三井郡草野町大字小山田古賀 古賀三八	『工場記録』	
42		8	26	契約	石		『工場記録』	

43	建築 工 事 中	M45	9	5	契約	瓦	17円50銭(常ノ上)	『工場記録』
44			9	6	契約	松不足	1肩に付1円10銭、(現場着、佐賀草野 小林木材店)	『工場記録』
45			10	5	見積	建築金物問合	(前略) 東京藤原商店へモ建築材料ノ為メ端書ヲ出ス	『手帳』⑧
46			10	4	発注	杉柱材買	鳥飼村柳弥一郎氏ノ杉材ヲ柱ニ買フ 代40円 支拂木挽中野全通直ニ切ル	『手帳』⑧
47			10	15	工事	建屋着手	午前ヨリ建家ニ着手ス 蔦職 久留米人 三浦 中村 山本ノ3人雇フ 八七六ノ三本ノ柱ヲ建ツ(後略)	『手帳』⑧
48			10	16	工事	柱建	全上 八本ノ柱建ツ 本□ノ人夫約120人 (後略)	『手帳』⑧
49			10	17	工事	中梁	全上 柱建ヲ済マセ 中桁一ノ本丈ヲハム 其他前日ノ如シ	『手帳』⑧
50			10	18	工事	中梁	中梁ヲ拵ケ終ル 其他前日ノ如シ	『手帳』⑧
51			10	19	工事	小屋	中屋ノ小屋ハメ及下屋ノ母屋ヲ引キ拵ゲ (中略) 本田神父様ヨリ 金200円受取ル(後略)	『手帳』⑧
52			11	11	契約	松不足	5銭5厘材を5銭2厘で(草野町材木商 川上丈太郎)	『工場記録』
53		11	30	増注文	瓦	丸瓦150枚、平瓦800枚	『工場記録』	
54		11	30	発注	垂木・杉材買	午后 甘木ノ内行 甘木後町相野ニテ種木17本 杉は30本ヲ買 駄賃共7円30銭	『手帳』⑧	
55		11	30	納入	瓦代持参払	(前略) 250円 瓦代持参ス(後略)	『手帳』⑧	
56		12	1	工事	石・煉瓦工事	石工へ煉瓦工事も共ニ中止ヲ申シ渡ス (後略)	『手帳』⑧	
57		12	2	工事	大工左官賃払	木材ヲ家ノ内へ入レル可ク申付ク (中略) 大工左官ノ11日 □日迄賃銭支拂フ (後略)	『手帳』⑧	
58		12	3	発注	木材約束	(前略) 鳩目大淵木材店ニテ木材ヲ約束、束賃ハ外ニ二九円八十銭 (後略)	『手帳』⑧	
59		12	5	工事	石加工中止	(前略) 石工 追形造リヲ中止	『手帳』⑧	
60		12	6	工事	内壁板張	中屋壁板張り家框造り	『手帳』⑧	
61		12	11	契約見直	松	小柱15本を減	『工場記録』	
62		12	20	工事	石中止本日迄	(前略) 石工本日迄中止 (後略)	『手帳』⑧	
63		T2	1	1~	工事	鉄川組	大正2年(1913)元旦から9月の出勤簿。	『出勤簿』
64				工事	漆喰	聖堂内壁は漆喰塗りである。構造体内壁に木摺壁工事を施工し、漆喰で仕上げている。	『予算書』	
65				工事	塗物	天井、柱、床、祭壇、出入口扉は塗物工事が施されている。	『予算書』	
66				工事	硝子	中央祭壇上部、両側壁のトリフォリウム、正面の楽廊上部、聖堂1層目の両側壁には硝子障子が施工されている。	『予算書』	
67	竣工 後	T3	6	3	工事	屋根	竣工以来続く八角塔雨漏りの修繕依頼。手紙の宛先は「長崎市大浦天主堂 鉄川與助殿」、差出人は「福岡縣三井郡太刀洗村字今村 今村天主堂 本田保」である。	『手紙』

凡例：①本表は、史料から明らかになった今村天主堂建築工事の工程を時系列に整理した。②表中のM43は明治43年、M44は明治44年、M45は明治45年、T1は大正元年、T2は大正2年を表わしている。③右列書類名は、『手帳』、『工場記録』、『工場簿』、『新築工事費予算書』、『職人日記帳』、『出勤簿』、『手紙』を示している。④『手帳』からは、調査の後、製図が作成され、土工、木工、煉瓦工事、石工と工事が行われたと類推される。⑤No.28仮設工事、No.64漆喰工事、No.65塗物工事、No.66硝子工事については『新築工事費予算書』の工事項目に記載されている。工事の詳細は不明であるが、鉄川組着工後に仮設工事が行なわれ、瓦工事が終了後に漆喰、塗物、硝子工事が行われたと類推されることから、本表では工事項目のみを掲載した。

木は末口5寸で、長さ17尺を35本、16尺を75本、11尺を50本、14尺を40本、12尺を40本、10尺を30本、9尺を40本、8尺を30本の合計340本)を買入っており、11日は土工着手の件で打合せ、地盤改良として焼過煉瓦とセメント、火山灰で基礎を固め、土工は明治45年(1912)2月末頃から行われたと判断される。但し、3月にも杭木100本(末口5寸長10尺を30本、末口5寸長9尺を40本、末口5寸長8尺を30本)を追加発注していることから、杭木の不足がこの段階で把握されたことになり、土工に不測の事態が発生し、其れに対応したものと推定される<sup>79)</sup>。

### ⑤ 煉瓦工事

明治45年(1912)2月9日は、煉瓦職人に5月から仕事を始める旨連絡をしている<sup>80)</sup>。

### ⑥ 石工事

明治45年(1912)2月6日と、3月18日に石工と打合せをしている。

## 2) 建築工事中の工事内容

### ① 仮設工事

明治45年(1912)4月12日に、鉄川組は仮設工事を行っている。

### ② 木工事

五島から移動してきた鉄川組は、明治45年(1912)4月12日に工事に着手している。10月15日から、身廊の柱建が行われている。12月1日に大工と左官に11日分の賃金を支払い、6日は内壁の板張りを済ませ、11日は小柱を見直している。

### ③ 木材問合/買付

明治45年(1912)4月13日は、材木の製材について各地の製納所に問合をしている。8月は、松材の不足分を契約し、10月は、杉の柱材を買付、11月は、11日に松不足材を契約し、30日は瓦下地用の垂木と杉材を買付ている。また、明治45年(1912)6月は、13日は迫煉瓦、24日は石材、30日は煉瓦迫形を発注し、8月は、異形煉瓦を注文していることから、煉瓦・石材の材料を見直し、発注を繰り返しているといえる。

その他、『工場記録』では、双塔の屋根葺き材として銅板400枚が注文されている。これは、『新築工事費豫算書』が作成された明治44年(1911)7月から、『工場記録』が作成される明治45年(1912)3月までの間に、屋根葺材は銅板葺に変更され、それに対応したものと考えられる。

### ⑥ 煉瓦工事

明治45年(1912)6月は、13日に迫煉瓦を注文していることから、普通煉瓦は基礎から窓の高さまで積み、作業は窓台の煉瓦積に掛かる頃と捉えられる。明治45年(1912)12月は、1日から20日迄、石工と煉瓦工に工事中止を申し渡している。

### ⑦ 石工事

明治45年(1912)7月は、杉材を発注し、石工は工事を始めているが、土台を含め全工程で使用する石材は、3月と4月に業者と打合せ、6月に発注が行われていることから、柱台石の加工と据付はこの時以前に終了していたことになる。また、12月は、1日から20日迄、石工と煉瓦工に工事中止を申し渡し、石工には加工の中止を申し渡している。

### ⑧ 瓦工事

明治45年(1912)8月は、瓦<sup>81)</sup>を契約し、11月30日は瓦代金を持参したうえで増注文していることから、9月末頃から10月にかけて屋根葺に用いた瓦の不足が判り、瓦

の増注文したものと捉えられる。

### ⑨ 金物工事

明治45年(1912)10月は、建築金物を発注していることから、金物納入後に取付工事を行い、八角塔の銅板が葺かれたと考えられる。

### 3) 建築工事竣工後の工事内容

大正3年(1914)6月3日付の、今村天主堂の神父から與助宛の『手紙』で、竣工以来続く八角塔雨漏りの修繕依頼があることから、與助は、雨漏りの修繕に対応したものと捉えられる。

表5-2-4-2は、今村天主堂新築工事の史料から明らかになる建築工事の工程を表している。左列の工事項目は、書類の記載内容から明らかになる調査、製図、仮設工事、土工事、石工事、木工事、瓦工事、金物工事、漆喰工事、塗物工事、硝子工事に区分したもので、右列に、明治43年(1910)から大正2年(1913)9月の工事期間を示している。

調査は明治43年(1910)から始まっており、與助は1年以上をかけて準備を進めた。実質的な工事期間は明治45年(1912)2月から大正2年(1913)9月までの1年8ヶ月を要したことになる。また、その後の工事現場での作業や発注のあり方を見ると、明治45年(1912)2月は、施工図に相当する図面を作成し、材料の適正な分量を見積もるための積算を行っていた公算が高い。更に、内装・仕上げ工事は大正2年(1913)正月から

表5-2-4-2 今村天主堂の史料から明らかになる建築工事の工程

工事項目	M43		M44		M45												T元									T2												
	月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
調査																																						
製図																																						
仮設工事																																						
土工事																																						
煉瓦工事																																						
石工事																																						
木工事																																						
瓦工事																																						
金物工事																																						
漆喰工事																																						
塗物工事																																						
硝子工事																																						

凡例:①明治43年に地質調査が行われ、明治44年5月と8月にも調査が行われている。②工事は土工事、煉瓦工事、石工事で、地業工事が始められている。③木工事は明治45年5月は従事せず、躯体工事は大正元年12月初旬から20日まで中止されている。④仮設工事は、木工事に着手したのと並行して鉄川組によって行われ、漆喰、塗物、硝子工事は、木工事の工程から類推して表している。⑤鉄川組の工事着手は、明治45年4月で、竣工は、大正2年9月18日頃で、太銭であらわしている。

9月までの9ヶ月間と、最も時間をかけた作業といえる。

なお、聖堂内部の柱台石と正面両側の石柱や柱頭の彫刻は、奈摩内天主堂新築工事と同じデザインで、瓢箪型に形造った柱台石に柱を据付、柱頭には植物文様を彫り込んでいる。また、煉瓦工は奈摩内天主堂新築工事に従事した楠本を今村天主堂新築工事でも呼び寄せていることから、石工や煉瓦工事では、奈摩内天主堂新築工事の経験を今村天主堂新築工事に継承しているといえる。こうした作業を行う職人は、鉄川組と、土工、鳶、木挽、瓦職の他、洋風建築の施工に必要な左官、石工、煉瓦工、塗師で、鉄川組の他の職人は雇い入れた職人である<sup>82)</sup>。

一方、史料には明記されていないものの、現状を確認すると基礎には煉瓦も使用されている(写真5-2-4-15)(写真5-2-4-16)。明治45年(1912)2月に、煉瓦職人に5月から仕事を始めると連絡しているが、3月の杭木の追加発注に見られるように、地業工事の工程に当初予測と異なり遅延が生じたと推定される。そのため、明治45年(1912)5月の煉瓦工事の仕事開始時期は当初予測であり、実質的には遅れたと考えられる。石材の土台を施工する時期を考慮すれば、7月頃に基礎の煉瓦を積み始めたと考えられる。

瓦の納期は明治45年(1912)9月末迄であることから、9月末頃は瓦を葺きあげ、外壁は異形煉瓦で煉瓦の飾窓を施工していると捉えられる。明治45年(1912)10月の身廊柱建の時期を勘案すると、基礎工事は10月ま



でに終了していたと推定される。なお、『新築工事費豫算書』では、現状と異なり建物正面に塔はなく、「両階段の間」がある。また『工場記録』では、双塔の屋根葺き材である銅板400枚が注文されていることから、『新築工事費豫算書』が作成された明治44年(1911)7月から、『工場記録』が作成される明治45年(1912)3月までの間に、「両階段ノ間」は八角形の双塔に計画が変更されたといえる<sup>83)</sup>。

『職人日記帳』は、明治45年(1912)4月12日の着手から11月までの記録で、與助は、4月から11月まで従事しているが、鉄川組は5月と12月は今村天主堂新築工事に従事していない<sup>84)</sup>。大正2年(1913)は、鉄川組は1月2日から仕事に就き、『職人出きんぼ』は9月18日まで記帳していることから、竣工は大正2年(1913)9月18日頃

と判断される。なお、常助は1月から9月まで従事しているが、父興四郎は4月から7月まで従事しており、與助は職人としては出勤簿に記載されていない<sup>85)</sup>。したがって、大正2年(1913)の今村天主堂工事現場は、父興四郎の補佐を受けながら、常助が主に工事管理や職人を取纏めていたと考えられ、與助は常駐しなくとも現場管理が行える態勢が整い、鉄川組の役割分担が始まったといえる。

この他に、『工場簿』では、「石材彫刻据付工事契約証」と、「木材請負契約証」の契約証がある。「石材彫刻据付工事契約証」は石材の産地と寸法を指定したうえで、彫刻据付までの材料と工事を契約し、「木材請負契約証」は、部材毎に木材の材種と寸法、請負金額、検査、納期、違約の場合の違約金を定めた契約書で、木材の材料納方請負契約書に相当する内容の契約を結んだものである。したがって、石材の彫刻と据付はこの契約証により、木材も、材種ごとに寸法と納期を守って納められたものと考えられる。

#### 4) 今村天主堂新築工事に関与した人々

今村天主堂新築工事の主任神父は本田保神父で、その他に関与した宣教師は、明治45年(1912)は大崎神父、島田神父、マタラ神父兄弟と、片岡神父、チリ神父、クサン司教で、大正2年(1913)は、中田神父、大村神父、ボア神父、ド・ロ神父、山口宅助神父である。ド・ロ神父は、旧長崎大司教館新築工事で長崎市の大浦天主堂に常駐しており、山口宅助神父は、今村天主堂と並行して新築された佐賀市公教会の担当神父である。

明治45年(1912)の鉄川組は、『職人日記帳』の記載から、與助の父・鉄川興四郎、與助、三男常助、浦善吉、梅木友吉、前田喜惣太、中尾音次郎、梅川八之助、湯川幸太、平田彌太郎が従事していることが判り、大正2年(1913)は、『職人出きんぼ』の記載から、興四郎、常助、善吉、友吉、音次郎、幸太、彌太郎と、前田喜三太と、梅川葉智助(八之助と同人か?)、丸岡熊平、前田勘三郎、鉄川勘助、三原寛太、青木勤次、福田巡蔵、平田十蔵、青安太郎、川原又、岡、重松等が従事していることが判る。この他に、與助の妻トサへ小使や旅費を渡していることが『雑費記入簿』に記載されていることから、トサも今村と丸尾を行き来していたことが判る。

着目することは、與助は、着工年は従事しているが、竣工年は、旧長崎大司教館大司教館工事に従事していることである。また、與助は、魚目村村会議員も務めており、鉄川組は、父や常助を中心に、與助が常駐しなくても管理・庶務・会計などの役割を分担できる体制が整っていることが判る。さらに、大正2年(1913)は、今村天主堂近郊で新たに大工を雇い入れており、これは、今村天主堂竣工後に、福岡教区に予定されていた

新築工事に備えた<sup>86)</sup>と考えられる。

木挽は、三吉の名前が『雑費記入簿』に記されているが、その他の木挽の名前は確認できない。しかし、他の木挽は、同時期の工事である明治45年(1912)1月に竣工した若松小学校新築工事や、明治45年(1912)12月に竣工した佐賀市公会堂新築工事に従事し、木挽は往来していたのではないかと推測される。

石工は、佐藤、古川、梶原の3名で、梶原は『手帳』の住所録に氏名が記載されていることから、福岡県朝倉郡志波村の石工であることが判る。

煉瓦職人は、楠本為吉が従事している。楠本は、奈摩内天主堂新築工事に煉瓦工として従事しており、『手帳』⑦の住所録に長崎市館内町と記載されていることから、奈摩内天主堂新築工事で経験のある楠本を、今村天主堂新築工事でも呼び寄せたことが判る。

瓦職人は、『手帳』⑧の6月29日に「仕事瓦師」の記録があることから、瓦職人が仕事をしたものと考えられる。なお、現状の今村天主堂は、聖堂内の内壁は漆喰が塗られ、柱は塗装されているが職人名は不詳である。これは、與助は、竣工年に、旧長崎大司教館工事に天主堂工事係代人として従事していることから、これまでのような今村天主堂工事現場の記録が残されていないことも理由の一つと考えられる。

この他に、『工場記録』の記載内容から、煉瓦は佐賀県迎島の森、瓦は福岡県三潴郡城島町の荒巻貞二郎、石材は梶原辰三郎、松杭木は川村新吉、松は福岡県草町の古賀三八、杉は鳥飼村の柳弥一郎から購入し、他にも、木材・石材を扱っている佐賀市厘外町の宇野廣吉商店、草町の小林木材店の川上丈太郎、大淵木材店から買付け、東京藤原商店とも取引をしていることが判る。また、『手帳』や『雑費記入簿』の記載から、久留米で三浦、中村、山本の人夫を雇い、鋸は久留米の青木鋸製造所から購入していることが判る。このほかに、業者名は記載されていないが、基礎工事の前に地質調査と井戸掘りをしていることから、これらの業者も従事した可能性がある。

## (2) 工事費の清算

### 1) 『今村天主堂新築工事費豫算書』と『工場記録』における建築工事費

表5-2-4-3『新築工事豫算書』と『工場記録』の内訳は、工事着手前に作成された予算と、工事着手後の工場記録を、11の工事項目別に比較したもので、それぞれ、材料費と人夫賃を記している。表は、左列から、工事項目、『新築工事費豫算書』における見積、『工場記録』における工事費で、さらに、工事項目、材料費、人夫賃、合計に区分している。

『新築工事費豫算書』における見積合計は 21,723 円 33 銭で、材料費 18,989 円 33 銭と、人夫賃 2,734 円である。以下に、工事項目毎の見積と人夫賃の内訳をみると、仮設工事費 174 円は、材料費 66 円と人夫賃 108 円である。土工事費 2,444 円は、材料費 1,958 円と人夫賃 486 円である。煉瓦工事費 5,797 円 64 銭は、材料費 4,937 円 64 銭と人夫賃は 860 円である。石工事費 2,996 円 47 銭 5 厘は、材料費 2,136 円 47 銭 5 厘と人夫賃は 860 円である。木工事費 8,469 円 10 銭は、材料費 8,269 円 10 銭と人夫賃は 200 円である。金物工事費は、材料費 355 円 42 銭で人夫賃はない。屋根工事費 766 円 40 銭は、材料費 716 円 40 銭と人夫賃は 50 円である。漆喰工事費 690 円 29 銭は、材料費 520 円 29 銭と塗物工事費と併せて、人夫賃は 170 円である。『新築工事費豫算書』では、塗物工事費、硝子工事費、雑工事費の金額は未記入である。

『工場記録』は、着手後に、金物工事と雑工事費を除く 9 つの工事項目の材料費を修正したもので、人夫賃は記載されていないことから『新築工事費豫算書』と変更ないものと捉えられる。したがって、工事着手後は 22,076 円 90 銭となり、この他に金物工事の費用があると考えられる。その内訳は、仮設工事費と、土工事費、屋根工事費（『工場記録』では左官家根工事）は同じ金額である。煉瓦工事費は、材料費 4,937 円 64 銭が 4,937 円になり、石工事費は、材料費 2,136 円 47 銭 5 厘が 2,136 円 50 銭になり、木工事費は材料費 8,269 円 10 銭が 8,269 円に修正されている。この他に、予算書では金物工事費を見積もっているが、着手後は記載が見られないことから、何らか

工 事 項 目	『新築工事費予算書』における見積				『工場記録』における工事費			
	工事項目	金額	人夫賃	合計	工事項目	金額	人夫賃	合計
1	仮設工事費	66	108	174	仮設工費	66	108	174
2	土工事費	1958	486	2444	土工費	1958	486	2444
3	煉瓦工事費	4937.64	860	5797.64	煉瓦工費	4937	860	5797
4	石工事費	2136.48	860	2996.48	石工費	2136.5	860	2996.5
5	木工事費	8269.1	200	8469.1	木材料	8269	200	8469
6	金物工事費	335.42	-	355.42			-	
7	屋根工事費	766.4	50	816.4	左官家根	766.4	50	816.4
8	漆喰工事費	520.29	170	690.29	壁	560	170	980
9	塗物工事費				塗物	250		
10	硝子工事費				硝子	400	-	400
11	雑工事費							
	合計	18989.3	2734	21723.3	合計	19342.9	2734	22076.9

凡例：①『新築工事費予算書』は明治44年(1911)7月、『工場記録』は明治45年(1912)3月以降に記載されている。②『新築工事費予算書』では、塗物工事費、硝子工事費の予算は未記入であるが、『工場記録』では、工事費が記入されていることから、具体的に工事の予定がたったものと考えられる。なお、金物工事については未記入であることから、検討課題が発生したものと捉えられる。



の検討が行われていると推測される。また、漆喰工事費は塗物工事費と人夫賃を共有する見積りであるが、着手後は、壁工事と塗物工事それぞれ金額が記載されている。人夫賃については、特段の記載がないことから修正は無いものと捉えられる。硝子工事費は、予算書では未記入であったが、着手後は 400 円と記載され、工事の見込みが具体的になったと考えられる。なお、着手後に人夫賃が記されていない金物工事と硝子工事は、鉄川組職人が作業をしたと判断される。

さらに、予算の作成には、奈摩内天主堂新築工事における決算書の経験が欠かせないと考えられる。『奈摩内天主堂新築工事費決算書』は、工事項目毎に、材料費と職人手間賃、および、材料の運搬賃、各々の工事に必要な道具、職人の雑費や仕事仕舞の経費などが計上されている。『今村天主堂新築工事費予算書』と『工場記録』は、材料費と人夫賃は計上されているが、材料の運搬賃、各々の工事に必要な道具、職人の雑費や仕事仕舞の経費などは、計上されていない。これは、新たな職人も雇用した初めての地域での工事に対して検討を重ねながら工事を進めていると考えられる。

## 2) 『雑費記入簿』における建築工事費

『雑費記入簿』は、「受取金」、「理由」、「木工部費」、「食料」、「道具代」に分けて記入している。文字が擦れて読み取り困難な箇所もあることから受払は一致しないが、可能な範囲で読み取ることで、受払金の傾向を推測することが出来る。

表 5-2-4-4『雑費記入簿』の内訳は、左列から、工事期間、年、月、受取金、支払金、支払合計に分けたもので、工事期間は、工事着手前と工事中に分けている。年月は該当する年月である。受取金は、該当する年月における受取金である。與助は、支払金は「木工部費」、「食料」、「道具代」に分けているが、筆者は「木工部費」の内訳を検討するために、「木工部費」は大工・木挽賃、旅費、福利厚生費、その他に分けている。支払合計は、該当する年月における支払金の合計である。それによると、受取金は 3,774 円になる。一方、支払金は 2,580 円 40 銭 5 厘で、木工部費は 1,965 円 45 銭 5 厘、食料費は 543 円 8 銭、道具代は 71 円 87 銭である<sup>87)</sup>。さらに、木工部費は、大工・木挽賃 570 円 38 銭、旅費 193 円 11 銭、福利厚生費 104 円 50 銭、その他 1,097 円 46 銭 5 厘に区分される。

### ① 木工部費

#### a) 大工・木挽賃

木工部費 1,965 円 45 銭 5 厘の内訳は、大工・木挽賃、旅費、福利厚生費と、そ

の他の費用に区分されるが、材料費と人夫賃は、木工部費に含まれていない。

大工・木挽賃は、明治45年(1912)3月は25円、4月は23円、5月は16円55銭、大正元年(1913)8月は6円40銭、10月は22円40銭、12月は105円50銭、大正2年(1914)1月は8円50銭、2月は15円、3月は21円40銭、4月は7円20銭、5月は9円90銭、6月は27円60銭、7月は180円34銭、8月は39円9銭である。大工への清算をみると、工事着手前に幸太に25円、着手後は幸太に6円50銭、常助に91円、友吉に138円10銭、善吉に52円75銭、勘三郎に71円72銭、平田に10円、福田に19円29銭、トサに18円40銭、父に30円、初之助<sup>88)</sup>に20円と、音次郎に5円90銭、八之助に2円40銭、喜三太に8円50銭、弥太郎に45銭、熊平に1円10銭、鉄勤に2円50銭、岡に1円の支払がある。鉄川組は住み込みで食事の賄いを受けており、職人手間賃の清算は毎月ではないが、鉄川組の職人に賃銀を渡したものと考えられる。木挽は、寛太に38円72銭、要次に10円40銭、又次郎に1円70銭を渡していることから、職人賃とは別に小使

表5-2-4-4 『雑費記入簿』の内訳 単位:円

年	月	受取金	木工部費の細分類				食料費	道具費	支払合計	
			大工・木挽賃	旅費	福祉厚生	その他				
M 45	3	—	25.00	—	—	—	—	—	25.000	
	4	400	23.00	26.11	—	302.100	46.350	—	397.560	
	5	60	16.55	1.50	17.00	18.520	8.750	3.10	65.420	
	6	53	—	1.30	2.50	21.900	8.000	—	33.700	
	7	50	—	—	—	1.130	37.575	—	38.705	
	8	300	6.40	1.40	10.00	250.000	18.150	5.00	290.950	
	9	91	22.40	1.00	—	34.225	27.300	8.68	93.575	
	10	200	62.50	81.40	—	214.020	14.270	5.00	377.190	
	11	40	—	5.00	17.26	6.000	22.550	10.65	61.460	
	12	200	105.50	—	—	26.680	40.500	—	172.680	
	T2	1	120	8.50	56.37	—	111.980	36.950	0.66	214.460
		2	305	15.00	15.00	26.24	12.270	45.890	6.18	120.580
3		15	21.40	20.00	1.00	2.000	2.620	—	47.020	
4		200	7.20	16.00	—	39.100	101.895	3.00	167.195	
5		270	9.90	11.50	10.00	37.910	19.960	9.53	98.800	
6		450	27.60	11.80	20.00	17.030	57.890	17.47	151.790	
7		120	180.34	—	0.50	2.600	34.000	2.6	220.040	
8		400	39.09	—	—	—	20.430	—	59.520	
9		500	—	—	—	—	—	—	—	
合計	3774	570.38	248.38	104.50	1097.465	543.080	71.87	2580.405		

凡例:①明治45年3月の25円は、『手帳』に、五島魚目から鉄川組職人が「今村へ出発ノ節支拂金」として、支払記録がある。②奥助は、「日付、受取金、木工部費、食料其他、道具代、職人名」に区分し記しているが、「木工部費」には、職人小使、旅費、道具代、職人や家族の病院代、家族の娯楽費、丸尾送りの費用、為替料などが含まれる。③「木工部費」の内容を検討するため、「大工・木挽賃」、「旅費」、「福祉厚生」「道具費」と「他」に分けてその費用を月別に記した。④明治45年4月の、木工部費351円21銭のうち300円は、大崎神父へ預けた丸尾送りの金である。⑤明治45年8月20日の250円は、丸尾送りの費用である。⑥明治45年10月の69円09銭と、12月の6円90銭は、紡績費用である。奥助は大正2年から10年間、五島魚目村村会議員をしており、漁業・魚網関係に関わりを持っており、紡績関係の支払があると考えられる。⑦大正2年1月2日～5日の唐津行 3円37銭と、33円93銭の支払いがある。また、1月15日に 44円40銭の唐津納で、合計78円38銭の記録があるが、「唐津」で何があったか、不明である。

として渡したものと考えられる<sup>89)</sup>。

#### b) 旅費

旅費は248円38銭で、明治45年(1912)4月は26円11銭、5月は1円30銭、大正元年(1913)8月は1円40銭、9月は1円、10月は81円40銭、12月は5円、大正2年(1914)1月は56円37銭、2月は15円、3月は20円、4月は16円、5月は11円50銭、6月は11円80銭である。

旅費は、長崎と五島の鉄川組の拠点への旅費と、今村や久留米、佐賀を往来するための費用である。旅費としては大きな費用になっているのは、鉄川組の費用を含めたもので、鉄川組の拠点に帰る際に、組の費用を旅費として渡したものと考えられる。

#### c) 福利厚生費

福利厚生費104円50銭は、明治45年(1912)5月は17円、6月は1円50銭、大正元年(1913)8月は10円、9月は1円、11月は17円26銭、大正2年(1914)2月は26円24銭、3月は1円、5月は10円、6月は20円、7月は50銭である。見舞金や、家族の病院代や薬代、家族の温泉などの行楽費に支払われている。

#### d) その他の費用

その他1,097円46銭5厘は、工事に着手した明治45年(1912)4月から大正2年(1914)7月までである。明治45年(1912)4月は302円10銭、4月は18円52銭、5月は8円、6月は37円57銭5厘で、大正元年(1913)7月は1円13銭、8月は250円、9月は34円22銭5厘、10月は214円2銭、11月は6円、12月は26円68銭、大正2年(1914)1月は111円98銭、2月は12円27銭、3月は2円、4月は39円10銭、5月は37円91銭、6月は17円3銭、7月は2円60銭である。

工事雑費の内訳をみると、組の拠点のある丸尾への送金をはじめ、荷造雑費、船賃、貨車、人力車賃、人夫賃、電報、為替、切手代、酒代、自転車修理台、木炭、石油、神父様への土産代、本代、年賀葉書、算盤などで、いわゆる工事に関する経費がある。一方、紡績や麻糸代、職人や家族の布団代や、靴修理代、メリヤスシャツ、職人のズボンとチョッキと帽子や、子どもの着物や兵児帯などの洋服代、洋傘代、日記手帳、ノート、お茶代などもあり、家族の費用も木工部費に含まれていることが判る。家族の費用は、與助個人の支払と捉えられるが、近代的工事管理への移行期ともいえる大正初期に、與助は、家族の費用も工事の経費

として処理していたものと推測される<sup>90)</sup>。

## ② 食料費

食料費は 543 円 8 銭で、その内訳は、米麦代と、その他の費用に分けられる。米麦は、明治 45 年 (1912) 4 月から、大正 2 年 (1914) 8 月まで毎月購入している。明治 45 年 (1912) 4 月は 43 円 35 銭、5 月は 8 円 75 銭、6 月は 8 円、大正元年 (1913) 7 月は 37 円 57 銭 5 厘、8 月は 18 円 15 銭、9 月は 27 円 30 銭、10 月は 14 円 27 銭、11 月は 22 円 55 銭、12 月は 40 円 50 銭、大正 2 年 (1914) 1 月は 36 円 95 銭、2 月は 45 円 89 銭、3 月は 2 円 62 銭、4 月は 101 円 89 銭 5 厘、5 月は 19 円 96 銭、6 月は 57 円 89 銭、7 月は 34 円、8 月は 20 円 43 銭である。米麦の買付の状況をみると、青木、もしくは青木喜助を通してのことから、今村天主堂新築工事で新たに青木喜助と取引を始め、現場の近郊で調達していると推測される。その他の食糧費の内訳は、魚類、鶏 1 羽、素麺、西瓜、醤油、大豆、酒粕などで、副食費と調味料代などである。

## ③ 道具費

道具代は 71 円 87 銭で、その内訳は、明治 45 年 (1912) 5 月は 3 円 10 銭、大正元年 (1913) 8 月は 5 円、9 月は 8 円 68 銭、10 月は 5 円、11 月は 10 円 65 銭、大正 2 年 (1914) 1 月は 66 銭、2 月は 6 円 18 銭、4 月は 3 円、5 月は 9 円 53 銭、6 月は 17 円 47 銭、7 月は 2 円 60 銭である。

内訳は、明治 45 年 (1912) 5 月は古道具 1 円、大正元年 (1913) 8 月は道具、9 月は久留米と甘木で道具、10 月は鉄川組の常助、友吉、初之助の鋸 3 丁など、11 月は鋸 15 枚とハキリ、砥石などである。また、大正 2 年 (1913) 1 月はカンナ 2 丁、2 月は友吉、常助のノミなど、3 月は常助の道具、5 月はハキリ、曲尺、砥石など、6 月は釘、鉋、金物などである。これらの支払状況から、今村天主堂新築工事用として、大工や木挽職人に道具一式を購入した費用ではなく、買い増し、もしくは、補修用としての支払と考えられる。この他に、欄外に「避雷針<sup>91)</sup>2 本分と、外に 3 本避雷針」と記されている。避雷針は道具ではないが、新たに扱う機材であることから金額は未記入であったと推測される。なお、現状には避雷針が取り付けられている。

## 3) 建築工事着手前の金銭受払

### ① 受取金

受取金は確認できない。

## ② 支払金

『手帳』⑧の明治45年(1912)2月10日に、松材を買付け、手付50円を渡している。また、2月22日は、大柱杉を236円で購入している。日付は未記入であるが、「買入済」として土工事材料など5550円の内訳(杭木400円、焼過煉瓦5万個510円、セメント120樽421円、火山灰150俵66円6銭、並煉瓦22万個2464円、上煉瓦11万個1342円、職工賃、石灰、セメント)を記載している。3月13日は、洋釘之初年度分(6吋1樽, 2吋1樽, 5吋1樽, 4吋半1樽, 4吋1樽, 3吋半1樽, 3吋1樽, 2吋半1樽)を注文している。

この他に、『雑費記入簿』の明治45年(1912)3月に、木挽賃15円と10円で、合計25円の支払がある。

## 4) 建築工事中の金銭受払

### ① 受取金

『雑費記入簿』の明治45年(1912)4月以降、竣工月の大正2年(1913)9月まで受取金は毎月あり、合計3,771円である。なお、『手帳』⑧の大正元年(1912)10月19日の本田神父より200円の受取は、『雑費記入簿』の10月の受取に含まれる。

### ② 支払金

『工場記録』では、煉瓦は、明治45年(1912)6月13日は迫煉瓦、30日は煉瓦迫形を注文している。8月24日は、異形煉瓦(側窓イ印850個, 丸窓ロ印660個, 大迫ハ印820個, 全外二印900個, 蛇腹小迫ホ印1200個, 蛇腹小迫へ印1200個)を発注している<sup>92)</sup>。石材は、日付は未記入であるが、八角塔の石材を234円84銭と見積り、8月26日に石を契約している。木材は、7月9日は鳥飼杉を発注している。8月26日は、松材の不足分を契約し、9月6日は、松材の不足分を1肩<sup>93)</sup>に付1円10銭(現場着、佐賀草野小林木材店)と契約している。大正元年(1912)10月10日は、杉柱材40円を支払、購入している。10月11日は、松材の不足から、5銭5厘材を5銭2厘で(草野町材木商 川上丈太郎)で契約し、11月30日は、極木17本 杉30本を7円30銭で購入し、12月3日は、大淵木材店に木材29円80銭分を発注している。瓦は、8月4日は、瓦(巴6、地瓦1万8252、軒瓦670、平1761、丸219、袖214、箱2、谷33、鬼6)を、納期は9月末日迄、運送は別と契約している。9月5日は、瓦を17円50銭(常ノ上<sup>94)</sup>)で契約し、11月30日は、瓦(丸瓦150枚、平瓦800枚)を増注文し、瓦代250円を持参している。以上の通り、工事中は、煉瓦、石材、木材、

を発注し、購入しているが、支払は、大正元年(1912)10月10日の杉柱材40円と、11月30日の杉30本7円30銭と、瓦代250円で、合計297円30銭である。

この他、『雑費記入簿』は、竣工直前の大正2年(1913)8月まで毎月支払があり、竣工月の支払金はなく、支払金合計は2,361円98銭である。

## 5) 建築工事竣工後の金銭受払

### ① 受取金

確認できない。

### ② 支払金

確認できない。

## 6) 今村天主堂新築工事における受取金と支払金

工事着手前の受取金は不詳で、工事中は、『雑費記入簿』に記載されている3,771円である。

一方、支払金は、新築工事着手前は、明治43年(1910)と、明治44年(1911)に地質調査や水盛が行われているが、調査費用の支払金は不詳である。また、明治45年(1912)2月10日に松材買付の手附金を支払、11日は大柱杉を買付、27日は松杭木240本を注文し、3月2日は松杭木を追加注文し、13日は洋釘を発注している。この他、日付は不詳であるが『工場記録』に、地盤改良として焼過煉瓦とセメント、火山灰などの買付があり、杭木と、基礎から壁体に用いる煉瓦などを買入れている。したがって、着手前の支払金は、地質調査費と、松材買付の手附金50円、煉瓦などの買付費用5,550円、松杭木240本の147円67銭と、洋釘代などで、5,747円67銭を越す金額になる。

新築工事中は、建築材料の発注や契約を繰り返しており、瓦、石材、木材、瓦を発注し、購入しているが、支払は、大正元年(1912)10月10日の杉柱材40円と、11月30日の杉30本を駄賃共7円30銭と、瓦代250円で、合計297円30銭である。なお、木材は、業者から與助が直接買付け、瓦代は持参払をしていることから支払額が明記されている。しかし、煉瓦や石材は買付や契約の内容は記されているが、その金額と支払方法は記載されていない。與助は、着手前に建築工事予算書を作成しており、工事着手前から材料を手配し、金額を管理し、工事着手後も、材料と金額の調整を行なっている。したがって、材料費は、與助を経由するか、直接、教会から関係者に支払われたと考えられる。

## 7) 鉄川組の請負金

鉄川組の請負金は、『雑費記入簿』における受取金、凡 3,771 円と考えられる。なお、この請負金は、鉄川組の飯料を含んでおり、鉄川組と木挽の職人手間賃と、諸経費も含まれている。

## 8) 工事費の清算の特徴

工事着手前に、地盤改良として焼過煉瓦とセメント、火山灰などの買付があり、杭木や煉瓦などを繰返し買入れており、着手前の支払金は、地質調査費と、松材買付の手附金 50 円、煉瓦などの買付は 5,550 円を超える金額になる。『新築工事豫算書』で 21,723 円 33 銭を見積、工事中は、予算の金額を『工場記録』で 22,077 円 61 銭 5 厘に修正している。予算書は、材料費と職人手間賃の見積である。

また、工事中は、煉瓦や石材、木材や瓦を注文し、追加の発注や見直しを繰返しているが、與助は、材料費や、職人手間賃を支払っていない。工事は竣工していることから、材料は納入され、職人により施工されたと考えられることから、材料費と職人手間賃は、教会が直接、もしくは與助を通して関係者に支払ったと考えられる<sup>95)</sup>。

この他、『雑費記入簿』では、與助は、工事中に 3,771 円を受取、工事着手前の木工部費 25 円その他、木工部費 1,845 円 78 銭と、食糧費 450 円 56 銭と、道具代など合計 2,580 円 40 銭 5 厘を支払っている。

したがって、今村天主堂新築工事費は、地盤改良などの 5,550 円と、工事着手後に修正した 22,077 円 61 銭 5 厘と、『雑費記入簿』の受取金 3,771 円を併せた 31,398 円 61 銭 5 厘を超える金額になる。

與助は、日本建築学会准員として近代的な工程管理や書類の整備を目指していると考えられるが、実態は家族の経費も工事費に含まれている。これは、近代的な会計処理に移行する前の仕訳を踏襲しており、工事費の処理は過渡期にあるといえる。

### (3) 今村天主堂新築工事における鉄川與助の積算能力

今村天主堂の躯体は木材と煉瓦の混構造で構成されている。それらの材料の正確な数量算定は、工事を遅滞なく進めるためには必須の事項であったと考えられる。とりわけ、表 5-2-4-1 をみても明らかなように、木材の買付、契約、問合が 15 回も行われており<sup>96)</sup>、與助は積算に腐心したことが窺われる。建築工事着手前に與助は施工図を作成していた点を指摘したが、ここでは工事を遅滞なく進めるために重要と考えられる木材と煉瓦について、與助の積算を検討し、設計施工組織としての建築生産における計画性の一端を検討す

る。

與助の積算を窺える史料としては、『新築工事費豫算書』や、『工場記録』があるが、特に木材と煉瓦については、明治44年(1911)7月の『新築工事費豫算書』の「木工ノ部」の柱に関する積算と、「煉瓦壁ノ部」と「煉瓦之部」から煉瓦の数量を知ることができる。

一方、現在の今村天主堂は創建時と大きな変更はないため、現状の実測調査を行い、今村天主堂平面図(図 5-2-4-1)、今村天主堂東西断面図(図 5-2-4-2)を作成し、與助の当時の積算の精度を比較検証する。

### 1) 「木工ノ部」の柱の積算

今村天主堂は東向きに正面があり、前廊、身廊とその両側に側廊がある三廊形式で、内陣、後陣と衣装部屋で構成されている。前廊は吹抜けで、聖堂正面には双塔がある。出入口は前廊の中央とその両側の3ヶ所と、両側廊部に2ヶ所、及び衣装部屋両側と後部の合計8ヶ所にあり、前廊の内側に、塔屋の階段室に入る出入口がある。

聖堂は煉瓦造で、中央祭壇と脇祭壇の後壁も煉瓦造である。中央祭壇は建物西側にあり、両側廊にはそれぞれ脇祭壇がある。信徒席と祭壇部は低い衝立で仕切られ、祭壇の後は衣装部屋になっている。

身廊部分を囲む柱は、片側に8本、両側に16本の木製の円柱である。また、中央祭壇の煉瓦壁の角の部分には4本の柱があり、両側廊部の内壁には、それぞれ片側に6本、両側に12本と、正面出入口内壁の両側に2本で14本の柱と、聖堂4隅の柱4本がある。正面双塔内にはそれぞれ「階段柱」がある。また、身廊部の立面構成は、下層は円形アーチのアーケード部、上層はトリフォリウム部と、高窓の取付けられたクリアストーリー部の3つの部分で構成される。トリフォリウム部は側廊の片流れ屋根の上部にあたり、奥行がある。身廊部分を囲む列柱は、上段と下段で仕上げが異なる。下段は、壺型の「柱台石」の上に立ち、塗装され、柱頭部には植物文様の彫刻がある。上段は、荒削りの材木柱で、柱頭部には下段とは異なる彫刻が施されている。上段の身廊側には、垂直方向にそれぞれ3本の「付柱」が東柱風に取り付けてある。トリフォリウム部の列柱の間には、丈の短い木製の「小柱」が5本立てられ、「小柱」の柱頭部には、彫刻が施されて半円のアーチが形成されている。

身廊及び側廊の天井は、4分割のリヴ・ヴォールト天井である。與助は、『手帳』に、身廊の天井を與助は「柳」<sup>97)</sup>と表記している。列柱の上段の柱頭部から5本の「柳」が両隣の列柱と身廊中央に向かって伸び、この「柳」を支えとして、湾曲した天井が張られて



いる。側廊部の天井は、列柱の下段の各柱頭と南北側面の壁に付けられた各付柱の柱頭から、5本の「柳」が側廊部の中央に向かって伸び、天井が張られている。

表 5-2-4-5 現状と『新築工事費豫算書』の柱と柱臺石の見積は、『新築工事費豫算書』に記された「木工ノ部」の柱、及び「石之部」の「柱台石」の積算を現したものある<sup>98)</sup>。與助は、『新築工事費豫算書』で、身廊部分を囲む「本柱」は、長さ36尺で1.45尺×1.5尺の16本を積算している。「片蓋柱」<sup>99)</sup>4本は、長さ36尺、程が1.45尺×1.5尺であることから、中央祭壇の飾付柱と捉えられる。「下屋台柱」<sup>100)</sup>は、長さ15尺、程が1.45尺×0.8尺の14本を積算している。

そこで現状における柱の状況と、與助の積算をみると、現状の「本柱」16本と、『新築工事費豫算書』に記された「木工ノ部」の「本柱」16本の積算は一致する。「柱台石」は14個であるが、これは楽廊部分の2本を除く14本で、「石之部」の八角形の「柱台石」14個と一致する。「片蓋柱」4本は、祭壇部の飾付柱4本の積算と一致する。「下屋台柱」14本は、聖堂の両側廊部の内壁に、それぞれ片側に6本で両側に12本の柱と、正面出入口内壁の両側に2本の14本と一致する。「柱台石」は、祭壇部の「片蓋柱」4本と「下屋台柱」14本の18本の「柱台石」で、柱と「柱台石」の数は一致する。なお、「下屋台柱」は、煉瓦造内壁の漆喰壁に取り付けられた飾付柱である。「本柱」の「柱台石」は八角形であるが、「下屋台柱」の「柱台石」は2.5尺×1.6尺×0.95尺である。現状では漆喰壁に取付けられた柱の状況は確認できないが、「下屋台柱」は円柱を二つ割りにしたものと考えられる。

この他に、現状では聖堂四隅の柱が確認され、0.95尺×0.95尺の「柱台石」4個は積

算されているが、與助が作成した『新築工事費豫算書』には聖堂四隅の柱の必要本数は記入されていない。「下屋台柱」は円柱を二つ割りにしたものであれば、聖堂四隅の柱は、円柱を四つ割にした柱を使う計画ではなかったかと推定され、当初から工事の進捗にあわせて買付ける予定だったと思われる。

そこで、以下に現状と與助の積算を確認すると、「付柱」は、身廊と側廊を分ける「本柱」16本と、中央祭壇の「片蓋柱」4本の合計20本に、それぞれ3本が必要で60本となる。積算は70本であるが、これは木材の振れなどに対応した予備の本数を含めたものと思われる。「小柱」は、現状では片側に8組で40本、両側に80本が設置されている。大正元年(1912)12月11日に「小柱15本を減」<sup>101)</sup>と決めており、「小柱」の積算86本とは整合しないが、「木工ノ部」の柱の積算は、階段室が双塔に設計変更される前に作成されており、2階楽廊の両袖に4連のアーチを施工する計画ではなかったかと思われる(写真5-2-4-17)<sup>102)</sup>。「階段柱」2本は、当初「階段室」として計画されていた聖堂正面の八角塔内の「階段柱」であり、その数量は一致する。

以上の通り、『新築工事費豫算書』の柱は、「本柱」(長36尺で1.45尺×1.5尺)16本と、「片蓋柱」(長36尺で1.45尺×1.5尺)4本で柱20本、「下屋台柱」(長15尺で1.45尺×0.8尺)14本、「付柱」(長14尺で0.7尺×0.4尺)70本、「小柱」(長36尺で0.55尺×0.6尺)86本と、聖堂四隅の柱4本である。柱の買付は、明治45年(1912)10月の建屋終了後まで行われているが、これは工事の進捗にあわせて発注を繰り返したもので、工事の状況を把握し管理していたものと捉えられる。

表5-2-4-5 現状にみる柱の状況と『新築工事費予算書』における柱と柱台石の見積

現状にみる柱の状況		『新築工事費予算書』における「木工ノ部」の柱の見積						『新築工事費予算書』における「石之部」の柱台石の見積			
現状にみる柱	本数	「木工ノ部」における柱の名称	品 種	長 (尺)	程サ (尺)	数量 (肩 本数 肩)	「石之部」の柱台石の名称	長 (尺)	程サ (尺)	数量	
本柱	16	本柱	杉	36	1.5	1 16 347	柱台石	2.5	1.6	八角 14	
飾付柱(祭壇部)	4	片蓋柱	〃	36	1.5	1 4 45.2					
飾付柱(聖堂内側2本・両側壁の12本)	14	下屋台柱	〃	15	1.5	1 14 81.2	柱台石	2.5	1.6	0.95 18	
飾付柱(聖堂4隅の柱)	4						柱台石	2.5	1	0.95 4	
付柱(本柱を裝飾する束柱)	60	付柱	〃	14	0.7	0 70 78.5					
小柱	80	小柱		5	0.6	1 86 31					
階段 柱	2	階段 柱		18	1.1	1 2 12.2					

凡例:①現状にみる柱の状況は、目視できた柱の状況をしめす。②現状にみる柱のうち、「飾付柱」は筆者が名づけたもので、その他は與助が『新築工事費予算書』における「木工ノ部」で使用している柱の表記である。③『新築工事費予算書』における「木工ノ部」の数量のうち「肩」は、熊本県で木材を計る単位である。④「木工ノ部」の見積もりには、この他に「単価」、「工手間」が記されており、「工手間」は買い付けた材料を加工する手間賃と考えるが、本表は柱の本数に着目したため省略した。⑤「石之部」には「品種」の他、「単価」、「小計」の欄があるが原簿は未記入であり、本表は柱台石の確認のため「単価」、「小計」欄は省略した。⑥「木工ノ部」では、「聖堂4隅の柱」の見積もりは未記入である。

「本柱」をトリフォリウムから見ると、上段の材木柱は荒削りで天井を貫いており、下段は塗装されている。また、「本柱」の下段と上段、及び「小柱」の柱頭にはそれぞれ植物文様の「柱頭飾」の彫刻が見られるが、楽廊部分の「柱頭飾」は、植物文様であるが極端に簡略化されており、仕上げで異なる手間賃を予算に反映させていたものと思われる。

## 2) 「煉瓦之部」における煉瓦数量の積算

煉瓦については、2種類の積算をしていることから、表5-2-4-6 現状の今村天主堂における煉瓦員数調べと、表5-2-4-7『新築工事費予算書』の「煉瓦之部」見積とを比較し検証する。一方の「煉瓦壁ノ部」では、壁を「香台ノ壁上迄、両小香台ノ後、両側小門壁、正面両小門、正面大門、全上中前、両階段ノ間、楽、衣装部屋内、両側内部、玄関内部」の11に分け、それぞれ坪数と単価を積算している<sup>103)</sup>。他方の「煉瓦之部」では壁を「両側、前後、二階上下及中仕切、衣装部屋」

に分けて、それぞれ煉瓦数量を積算し、割増を約3%として合計330,880個としている。実際、與助は煉瓦33万個<sup>104)</sup>を買付けている。これは、明治45年(1912)の2月、6月の煉瓦発注においては、「両階段ノ間」から双塔への変更が加えられる前の数量算定を反映した積算となっている。

なお、この33万個には煉瓦迫形や異形煉瓦は含まれておらず、それらは別途発注している<sup>105)</sup>。こうした特殊な煉瓦のうち、煉瓦四分三形と迫形は、窓廻りや壁体の隅角部やバットレスに使われ、異形煉瓦は軒や窓廻りの蛇腹積みや、正面の丸窓用と両側部出入口上部の薔薇窓用である。即ち、

これらの特殊な煉瓦は煉瓦職人が現場に到着した後に発注されていることから、煉瓦工法において積算等は専門職に委託、ないしは専門職との打ち合わせを通じ

表5-2-4-6 現状の今村天主堂における煉瓦員数調べ

場所	煉瓦の壁厚	煉瓦数量(個)
両側壁	両側壁(27m)	1枚半 55,080
	側小門(側部)	1枚半 14,104
	側小門(妻面)	2枚 15,936
衣装部屋	後壁	2枚 15,894
(脇祭壇より後)	両側部	1枚半 13,584
脇祭壇	脇祭壇	2枚 12,376
正面祭壇	正面五角形 祭壇壁	1枚半 8,703
前壁	聖堂境壁	2枚半 28,803
	ナルテクス両側壁	1枚半 3,390
	正面前壁(1層目)	2枚半 26,865
	正面前壁(2層目)	2枚半 18,020
	正面前壁(3層目)	1枚半 11,970
塔	下の下段	2枚半 20,406
	下の上段	2枚半 22,896
	中の下段	2枚 9,840
	中の上段	2枚 13,312
	上の段(左)	1枚半 3,352
	上の段(右)	1枚半 8,722
笠	バットレス笠飾	2枚半 10,144
	バットレス笠飾	2枚 2,044
床下	床下 柱石台	3枚半 3,856
	飾付柱煉瓦台	1,624
計		320,921

凡例:現状から積算した煉瓦員数は、壁から開口、扉、窓の員数を除いたもので、煉瓦迫形、異形煉瓦及び軒の黒煉瓦を含む。

表5-2-4-7 『新築工事費予算書』の「煉瓦之部」見積

場所	煉瓦の壁厚	段数	長さ	煉瓦数量
両側	2枚	95段	21.4尺	161,520個
前後	2枚半			101,663個
二階上下及中仕切	2枚と1枚半			38,592個
衣装部屋	1枚半	63段	14尺	19,468個
割増				9,637個
			合計	330,880個

て、発注に至った可能性も窺われる。これらの箇所で使われた煉瓦迫形や異形煉瓦は、工程にあわせて発注しているが、工程上では数量の見直しや追加注文は生じていない。

今村天主堂に使われている煉瓦の数量を現状から算定すると、表 5-2-4-6 に示したように総数で 320,921 個となり、與助の発注量とほぼ一致する。與助は、現状の今村天主堂における煉瓦員数調べと、表 5-2-4-6 の「煉瓦之部」の見積において両側壁の壁厚は 2 枚積で積算しているが、現状は 1 枚半積となっている。また、「両階段ノ間」は楽廊に入りするため 2 層の計画だったと思われるが、現状の双塔は上、中、下の 3 層となっており、下段は当初計画の 2 枚半、中段は 2 枚、上段は 1 枚半と壁厚を調整している。更に、前壁は 2 枚半で計画していたが、正面前壁の 1 層目と 2 層目は 2 枚半、3 層目は 1 枚半に調整し、衣装部屋は 1 枚半で計画していたが、後壁は 2 枚、両側部は 1 枚半、正面祭壇の壁は 1 枚半、脇祭壇は 2 枚と、南北方向の壁はバットレスで補強するのではなく、空間を確保するため、ほぼ当初の計画通りに施工している。ここで、聖堂内基礎部分を床下からみると、身廊の本柱と、側壁の飾付柱の柱台石の基礎は煉瓦であり、33 万個の煉瓦は地業に続いて基礎から壁体に使われたことが判る。即ち、設計変更をしても、煉瓦の総数が変わらないように、両側壁や塔の上、中、下の壁厚を調整し、構造を工夫している。

以上、柱と煉瓦に関して現状と史料における積算を比較すると、柱は、「本柱」16 本と、「片蓋柱」4 本で柱 20 本、「下屋台柱」14 本、「付柱」70 本、「小柱」86 本と、聖堂四隅の柱 4 本である。『新築工事費予算書』には聖堂四隅の柱 4 本は積算されていないが、この柱は四つ割にして取り付けるように計画されていたもので、與助の積算は正確に行われていると捉えられる。木材の買付は明治 45 年（1912）10 月の建屋終了後まで行われているが、これは工事の進捗にあわせて買付を行っているもので、工事管理が正しく把握されていたことを証明している。

これに対し、煉瓦の総数は双塔への設計変更にもかかわらず追加買付はみられない。特殊な煉瓦については、発注時期を考えると煉瓦職人の専門性に工事を委ねた可能性も指摘できるが、『新築工事費豫算書』等の史料は與助が施工図を通して相当に精度の高い積算を行う能力があったことを示している。

### 5-2-5 旧長崎大司教館新築工事の建築工事請負

現住所：長崎県長崎市南山手町 5-3

(『証明願』における旧長崎大司教館新築工事の建築概要)

工事種別：新築工事 / 構造：煉瓦造 / 従事技術：設計・施工  
/ 延床面積：825 m<sup>2</sup> / 階数：4 階

旧長崎大司教館(以後、司教館とする)は、大正 4 年(1915)に、設計ド・ロ神父と鉄川與助<sup>106)</sup>、施工鉄川與助で建築されている。境内には、この他に、国宝の大浦天主堂(元治元年/1864)<sup>107)</sup>、重要文化財の旧羅典神学校(明治 8 年/1875, 設計ド・ロ神父<sup>108)</sup>、施工者不詳)<sup>109)</sup>、旧伝道師学校(旧聖婢会本部)<sup>110)</sup>があり(写真 5-2-5-1)(図面 5-2-5-1)、司教館は、長崎県指定文化財になっている。司教館は、当初は司祭館として建築され、日本のカトリック教会の大司教区における司教館の中で、唯一ほぼ完全な形で現存する戦前の遺構とされている。また「大浦天主堂と関連施設」として、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の一つにもなっており、その歴史的価値の高さと希少性からユネスコの世界文化遺産に登録されている<sup>111)</sup>。

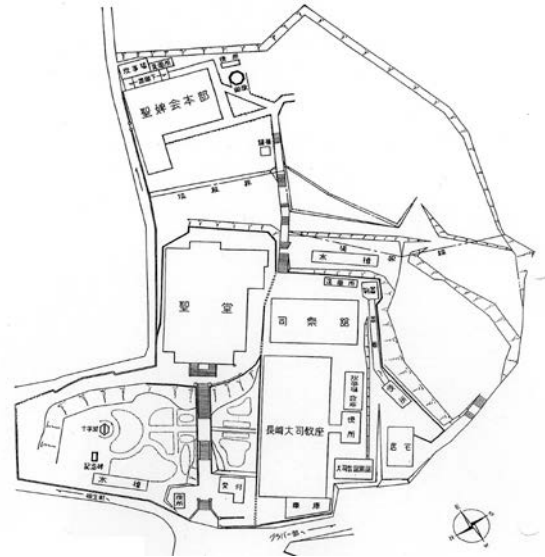


図 5-2-5-1 大浦教会境内配置図  
(『カトリック大浦教會百年の歩み  
1965』大浦教会配置図より転載)

現在は、大浦天主堂管理神父館および神学生の寄宿舎になっており、現在は、カトリック長崎大司教区が運営する「長崎コレジオ」として、司祭を目指す神学生の寮として使われている<sup>112)</sup>。

現状の司教館は、北側立面の最下部の一部が地下室になっている地上 3 階建(但し 3 階は屋根裏利用)の煉瓦造で、長崎司教区の本部として建築されている<sup>113)</sup>(写真 5-2-5-2)(写真 5-2-5-3)。東西の両方の 1 階と 2 階にベランダがあり、内部は南北の大部屋を中廊下で結び、中央の西側には階段があり、1 階と 2 階の各部屋には中廊下で通じている(図面 5-2-5-2)。また、司教館の裏手にあたる西側には 2 段の石垣があり、便所と湯場がある<sup>114)</sup>(写真 5-2-5-4)(写真 5-2-5-5)(写真 5-2-5-6)(写真 5-2-5-7)(写真 4-2-5-8)<sup>115)</sup>。

大正 2 年(1913)から行われた司教館工事は、司教館の基礎工事ともなる地下室<sup>116)</sup>工事と、

司教館裏手の整地作業で出来た土地に、小使住宅と便所並びに湯場を新築する工事を含んでいる。近年、長崎県、並びに長崎市において実測調査が行われているが、司教館工事の詳細については明らかにされていない<sup>117)</sup>。

司教館は、大浦天主堂境内の北斜面に、地形を利用して建築され、北側の表通りに面した地下室は地上階に見える。

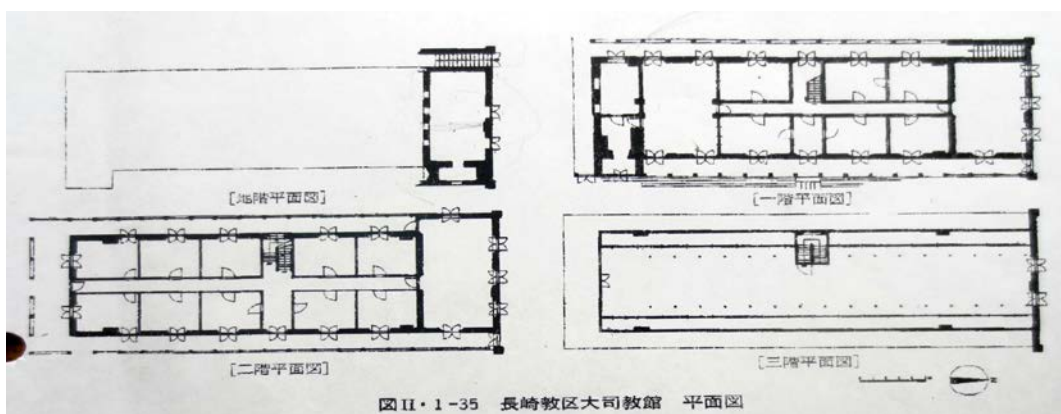


図 5-2-5-2 旧長崎大司教館 平面図

(図面は、長崎市文化観光部文化財課の提供によるもので、長崎市教育委員会：南山手の洋館—伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書, p. 93, 1977 に所収されている。なお、地下室部分の図面については、長崎県世界遺産登録推進室：「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物 調査報告書, 長崎県, 2011 に掲載されているものが正確と判断される)

	
<p>写真5-2-5-5 旧長崎大司教館 地下室の出入口</p>	<p>写真5-2-5-6 旧長崎大司教館 西側の石垣</p>
	
<p>写真5-2-5-7 旧長崎大司教館 西側 小使住宅跡</p>	<p>写真5-2-5-8 旧長崎大司教館 西側 便所と湯場出入口</p>

旧長崎大司教館の建築工事の関係史料は、第4章 第3節 4-5-3 旧長崎大司教館新築工事における史料に整理している。

### (1) 旧長崎大司教館新築工事の工事内容

旧長崎大司教館（間口35.86m、奥行13.68m、床面積約490㎡）<sup>118)</sup>は、一部地下室を有する煉瓦造3階建を新築する工事である。その前段に、①司教館の裏手にあたる西側斜面に石垣工事を施工する。②司教館地下室の土掘取工事を行う。③石垣工事で新たに造成した土地に小使住宅1棟と、便所と湯場1棟を新築する。④地下室の敷地の造成後に地下室を造る。⑤司教館新築予定地にあった既存の建屋1棟を解体撤去する。⑥地下室工事終了後、司教館の1階から3階の新築工事を行う、という工事内容である。

#### 1) 石垣工事と司教館地下室土掘取工事

石垣工事と司教館地下室工事は、『学校附属工事石垣見積書』に、凡250円～260円の見積で、請負人は道上利作で、工事期限は入梅の前と記されており、『領収書』の内訳から、石垣は高1尺(約30.3cm) 長さ凡12間(約21.72m)で、この土工事には、小便所間仕切りと小便所溜桝の工事を含んでいたことが判る。また、『領収書』は、大正2年(1913)8月1日付であることから、工事は入梅前、ないし7月末には終了していると考えられる。

## 2) 小使住宅並びに便所・湯場新築工事

『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』の記載から、小使住宅は、建坪15坪(但6尺3寸畳敷ノ坪)の木造住宅1棟で、2坪5合の室が6室あり、外部は板張、内部の壁は漆喰塗、板天井で床は板張と板畳<sup>119)</sup>で、屋根は棧瓦葺で、大正2年(1913)8月20日に落成する請負である。『学校附属便所並ニ湯場仕様書』の記載から、学校附属便所と湯場は、建坪18坪6合7勺で、建築概要は、基礎は割栗地形、コンクリート打洗出で、外壁は煉瓦の腰積、板壁、柱石は据付で、天井は無く内外共上鉋削りで、大正2年(1913)8月12日に落成の契約であることが判る。

## 3) 地下室工事

『一、材料納方請負証書』と『二、材料納方請負証書』の記載から、焼過煉瓦3万個の納期は、8月12日～9月12日であり、普通煉瓦15万個の納期は、9月2日～10日毎に凡6万個である。したがって、司教館の地下室の煉瓦工事は、大正2年(1913)8月12日頃に始められていたと考えられる。

## 4) 建家1棟解体工事

『建屋売買契約証』の記載から、天主堂内の既存の住宅1棟は、大正2年(1913)8月12日から解家に着手し、9月1日に材料全部を取り除く契約であることが判る。したがって、この契約は、小使住宅と便所・湯場の竣工後であることから、附属工事用の敷地ではなく、司教館新築工事予定地にある住宅を解体・撤去し、その跡地を整地したうえで、司教館を新築したと考えられる。

### (2) 旧長崎大司教館工事の建築材料

煉瓦と石材、及び生石灰と砂は、『材料納方請負証書』に「附属工所用」と記されていることから、その数量から工事場所を検討する。

#### 1) 煉瓦

煉瓦は、18万個(普通煉瓦15万個, 焼過煉瓦3万個)発注している。そこで、表5-2-5-1に、現状の司教館と地下室、および当初の仕様書から判る便所と湯場の煉瓦の数量を積算した処、凡159,760個になる<sup>120)</sup>。この他、地中室の基礎や、便所の仕切りや溜桮、並びに台所と厨房の仕切りの煉瓦の棚や、煙突に少数枚積まれていることから、18万個の煉瓦は、司教館や地下室や、基礎部分や

表5-2-5-1 現状の司教館における煉瓦員数調べ

司教館	壁厚	煉瓦員数調
便所・湯場	腰壁1枚積	3,500
便所の仕切り	半枚積	少数枚
本館地下室	2枚積	17,660
北側妻壁	2枚積	29,890
北側妻壁	3枚積	5,040
南側妻壁	2枚積	18,930
東側(正面)壁	2枚積	35,010
西側(山際)壁	2枚積	3,680
西側(山側)壁	2枚積	34,240
煙突 4ヶ	1枚積	11,810
合計		159,760
		+基礎+少数枚



便所に使われたことが判る。

## 2) 石材

『材料納方請負証書』は、階段石(4尺6寸程×1尺1寸×6寸5分)、入口敷居(5寸程×1尺7寸×6寸5分)と入口鴨居(5尺8寸程×1尺7寸×8寸5分)21個、窓皿石(4尺6寸程×1尺1寸×6寸5分)12個、地覆石(3尺以上程×1尺×6寸)、沓石(7寸程×1尺×1寸)と(5尺8寸程×6寸×8寸5分)で70個、迫石(寸法未定)の請負証書である。階段石は1階ベランダから地下室へ降りる階段に用いる石で、敷居、鴨居、窓皿石、地覆石、沓石、迫石はいずれもその寸法と数量から司教館工事用と考えられる。

## 3) 木材

『大浦天主堂 司教館 積入明細書』は、松材や梅材の納入明細で、長さ2間半、2間、1間半の材木で、合掌束、真束、極木、母屋、桁行、二階、二階梁、軒桁、挟梁、方杖、隅梁など使先を記している。したがって、これらの寸法と用途材は、小使住宅、並びに便所・湯場の材木ではなく、司教館用の材木を使先毎に買入れ、下層階に使用する材料から、納入する日をずらしながら搬入していたことが判る。

## 4) 生石灰と砂

生石灰と砂の『材料納方請負証書』は、生石灰は、八代産の焼立生石灰5貫目入3000俵で、砂は50坪分である。生石灰と砂は、煉瓦の目地や漆喰の材料と考えられる。『和洋建築工事仕様設計実例 上』には、「生石灰一斗ハ貳貫五百目」で、「煉瓦石一萬本ニハ三十石ノモルタルヲ使用ス」とある<sup>121)</sup>が、長崎地方では従来、天川漆喰が使われており、ド・ロ神父は、天川漆喰に変えて生石灰と砂を捏ね合わせて使うことを推奨している<sup>122)</sup>ことから、司教館工事と附属工事を併せた材料も含まれていると考えられる。

## 5) セメント

『材料納方請負証書』は、佐賀セメント350樽の材料納方請負証書である。與助は、ド・ロ神父が推奨する調合割合として、セメント土間叩き(セメント1・砂3)や、セメント1・砂4)、及び司教館部屋や巾木(セメント1・砂2)の調合割合を示している<sup>123)</sup>。したがって、セメントは司教館工事と附属工事に使われたといえる。

## 6) 瓦

『瓦納方請負契約証』は、城島<sup>124)</sup>の中谷深形の価格、納期、製造方法、身元保証金を契約した証書で、瓦注文書では、地瓦16200枚、軒瓦670枚、平下付600枚、同瓦下230枚、瓦下割720枚、雁振220枚、巴4本、角6枚、袖20枚、中谷30枚の注文数量

が発注されていることが判る。司教館の屋根は大棟に開口部を設けるための小屋根をもち、南側は寄棟、北側は切妻である。瓦は1坪に65枚である<sup>125)</sup>ことから、発注量は小使住宅15坪と、便所・湯場凡18坪の数量を超える280坪程の数量になり、司教館(平面坪数凡そ210坪)と、附属工事用と併せた瓦の数量に凡そ合致する。

### 7) 建築材料の発注内容

以上の通り、1)~6)に記載されている内容について、煉瓦、石材、木材、生石灰と砂、セメント、瓦の発注数量を検討した処、数量的には司教館工事と附属工事用ということが明らかになった。そこで、材料納方請負心得書や請負証書において、「附属工事用」と発注された材料は、司教館工事の基礎、もしくは司教館工事の前段として行う方が都合が良い工事に必要な材料を、司教館工事用と区別して発注したものと考えられる。

## (3) 旧長崎大司教館新築工事における建築工事費

旧長崎大司教館の工事費は、現金と『支払伝票』(写真5-2-5-9)で清算されている。

### 1) 現金による工事費の清算

『手紙』③から、煉瓦の代金、並びに運搬賃の支払は、大正2年(1913)6月11日頃に発生したと考えられる。『領収書』は、土工事の残金67円80銭の大正2年(1913)8月1日付であることから、7月末迄に土工事費見積250~260円のうち、凡そ200円は支払、8月1日に残金を清算したことが判る。また、『領収書』の宛先は、「大浦天主堂 神父ドロ様代人 鉄川與助殿」であり、『大浦天主堂 司教館積入明細書』の木材と運送料304円33銭(8月21日~26日)も「大浦天主堂 鐵川與助」で、着払の契約である。したがって、支払合計は、土工事費250~260円と煉瓦代と煉瓦の運搬賃と、木材と運送料304円33銭になると考えられる。

### 2) 『支払伝票』による工事費の清算

表5-2-5-2は、『支払伝票』による工事項目別の支払の内訳を示している。表は左列から工事項目、支払伝票のNo.、支払期間は当該伝票による支払期間を示している。

それによると、一の仮設工事費580円24銭は、足場丸太や、針金、人夫賃などである。二の基礎工事費3,043円25銭9厘は、福田コッパ石

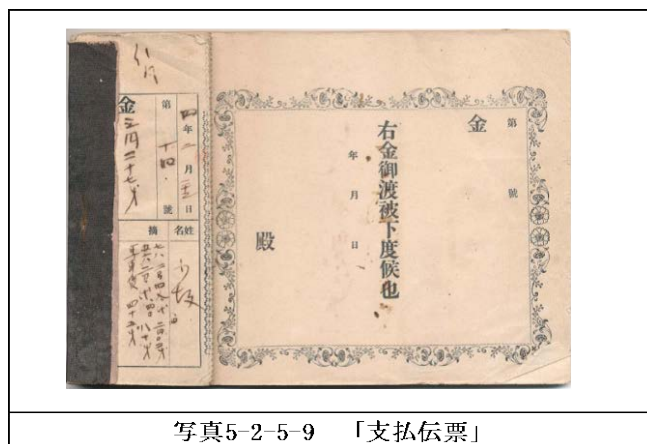


写真5-2-5-9 「支払伝票」

単位:円													
工事項目	支払伝票 支払期間	1冊目	2冊目	3冊目	4冊目	5冊目	6冊目	7冊目	8冊目	9冊目	10冊目	11冊目	小計
		T2.9.16- T2.10.20	T2.10.21- T2.11.29	T2.10.30- T2.12.28	T2.12.28- T3.2.4	T3.2.4- T3.3.17	T3.3.17- T3.5.15	T3.5.15- T3.7.4	T3.7.4- T3.9.3	T3.9.4- T3.10.30	T3.12.19- T4.2.22	T4.2.22- T4.3.25	
一	仮設工事	240.445		179.37		32.6	105.325	22.5					580.24
二	基礎工事	602.859	868.41	148.465	36.01	49.85	216.915	504.482	364.72	186.895	64.65		3043.256
三	煉瓦工事	514.39	275.675	348.99	748.66	1105.95	294.385	42.22	37.75	44.22			3412.235
四	石工事	100.28	74.227	64.15	88.7	154.45	211.4	21	9.45	97.4			821.057
五	木工事(構造)	5.74	12.112	214.092	109.865	82.32	9.862	24.58	42.26	93.376			594.207
六	木工事(内外装)	32.102	54.981	366.068	273.463	376.64	153.02	116.72	22.05	595.09	209.867		2200.001
七	木工事(仕上げ)	36.902	2.008	0.73	7.168	6.045	8.12	8.79		22			91.763
八	金物工事			33.28	73.94	90.35	141.28	14.57	110.74	151.515	89.61		705.285
九	瓦工事					16.82	239.36	534.52	525.321	42.97	79.625		1438.616
十	塗装工事			2.2			8.16	2.61	11.8	89.97	483.855	121.195	719.79
十一	硝子工事								50			25	75
十二	雑工事		3.6	6.48	5.31	108.11	59.82	12.5	2.12	14.73	18.67	1.07	232.41
十三	左官工事	2.44			13.42	1.5			39.51	26.83			83.7
十四	便所・湯場・門番所										1091.39	417.78	1509.17
十六	小使住宅	15											15
学便		42.02				0.84				151.57			194.43
学湯							100.91	6.94	7.225				115.075
学廊・学校・階段							122.53	58.645	24.66				205.835
借家		1.78		0.26									2.04
窓			11.4										11.4
保証金						10		60	30				100
神	チリ	2.68											2.68
父	ドロ				0.8			8.86					9.66
	浦川							22.25	9.35		15.05	32.38	79.03
弈具庫・御像台												72.31	72.31
卜サ		119.03											119.03
小計		1715.67	1302.41	1364.09	1357.34	2035.47	1671.09	1461.19	1286.96	1516.57	2052.72	669.735	16433.22

凡例:①支払伝票は、大正2年9月16日から、大正4年3月25日までの工事費清算の記録である。②工事項目は、田中豊太郎編(辰野金吾等閲覧):和洋建築工事仕様書(上・下)、工業書店建築書院、1905,1908に示されている工事区分による数字で表したものと考えられる。③「一」から「十六」の数字に適合すると考えられる工事内容を、筆者の判断により右列に記している。④工事費は、大正2年9月16日以前は現金で清算されていたと考えられる。⑤司教館工事中の、大正3年9月に中町天主堂(明治29年建築、設計パピエノ神父、施工者不詳、被爆後復元)の屋根工事29円32銭6厘を行い、大正4年3月に十六番館(明治初年築、設計・施工者不詳)の塗装工事45円3銭を行っているが、これは、司教館工事ではないことから、除外している。⑥工事項目の「十五」は、含まれていない。

や石灰や砂、セメントと、煉瓦揚賃や煉瓦工賃などである。三の煉瓦工事費 3,412 円 23 銭 5 厘は、煉瓦代、煉瓦工賃、煉瓦揚賃、人夫賃である。四の石工事費 821 円 5 銭 7 厘は、田結石、五島石、西海石、鏡石と石揚賃などである。

木工事は、五・六・七であるが、五の木工事 594 円 20 銭 7 厘は、松・セン、樺、杉、塩地の他、材木揚賃、木挽賃などで主に構造材であり、No. 11『大浦天主堂 司教館 積入明細書』の木材と運賃 304 円 33 銭も含まれている。六の木工事 2,200 円 1 厘は、松、樺、杉、塩地、樅の他、座板などの材木代、木挽賃などで内外装工事費といえる。七の木工事 91 円 76 銭 3 厘は、杉や木挽賃などで仕上工事費といえる。また、長崎の村川商店<sup>126)</sup>や、木友商店、磯辺商店から材木を購入している。

八の金物工事費 705 円 28 銭 5 厘は、鋸、銅板、銅釘、洋釘、ボルト、ナット、ワッシャ、鉄物、帯鉄、丸棒、針金、銅線、回転金物、引戸車、樋受など多岐に亘り、鉄物や窓金物、梁受金物の造り賃などである<sup>127)</sup>。

九の瓦工事費 1,438 円 61 銭 6 厘は、代理人小柳へ 7 回に分けて支払った瓦代、竹・縄・銅釘・銅線・瓦漆喰賃、人夫賃、瓦葺賃で、第 1 期瓦葺代は大正 3 年(1914)7 月 14 日に矢木富三郎に支払っている。

十の塗装工事費 719 円 79 銭は、ペンキ材料、防腐剤、コールタール、ボイル油や、ワニスなどの材料費<sup>128)</sup>と、大正 3 年(1914)9 月 19 日～大正 4 年(1915)3 月 25 日の塗装職人山添馬之助への支払などである。

十一の硝子工事費 75 円は、硝子 710 枚と 82 枚代を、大正 3 年(1914)8 月 27 日～大正 4 年(1915)2 月 10 日に、志賀商會<sup>129)</sup>(写真 5-2-5-10)に支払っている。

十二の雑費 232 円 41 銭は、大正 3 年(1914)3 月 7 日の建屋祝儀<sup>130)</sup>の他に、人夫用茶菓子、車賃、ハケ、ホーキ、コンパス、印紙、領収書、様式通帳など雑費や文房具費である。

十三の左官工事費 83 円 7 銭は、大正 3 年(1914)1 月 24 日に左官 11 人と、柴田商店への支払などである<sup>131)</sup>。

十四の便所・湯場新築工事費 1,509 円 17

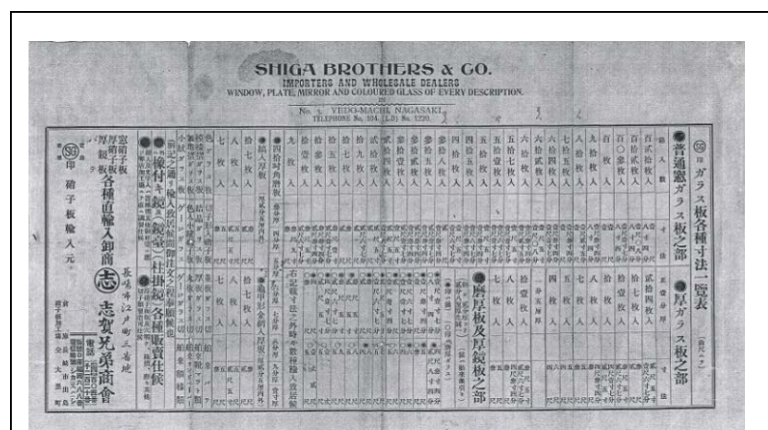


写真5-2-5-10 志賀兄弟商會カタログ

銭は、工手間請負の佐藤久米次への支払と、煉瓦工、石工、大工賃の他、セメント、竹、五島石、西海石、煉瓦の材料代と運賃、小便器と大便器各4個の造り賃、取付金物、樋と電球7個代などである。

十六の小使住宅新築工事費 166 円 57 銭は、村川商店へ材木 15 坪代と、西海石代である。

この他、学便 42 円 86 銭、学湯 115 円 7 銭 5 厘、学廊・学校・階段 205 円 83 銭 5 厘、借家<sup>132)</sup> 2 円 4 銭、窓 11 円 40 銭、保証金 100 円、神父（チリ、ド・ロ、浦川）91 円 37 銭、弈具庫・御像台 72 円 31 銭、トサ 119 円 3 銭と、数字以外で表された工事費用があり、合計は 16,433 円 22 銭 3 厘である。なお、「学便」は便所で石垣工事に含まれる小便所の工事費、「学湯」は湯場で鉄川大工 8 日半賃と、長州風呂と焚口代など、「学廊・学校・階段」は司教館 1 階と 2 階のベランダ及び階段で、鉄川大工 38 日賃と、人夫賃、土管、瓦代である。「窓」は佐藤久米次へ 18 日賃であることから、窓の運搬賃と考えられ、「保証金」は納富と佐藤、小柳へ保証金の返還金で、「神父（チリ、ド・ロ、浦川）」は神父に渡した費用、「弈具庫・御像台」は司教館の収納庫、並びに祭壇工事の費用で、この他にトサへ渡した費用がある<sup>133)</sup>。

### 3) 旧長崎大司教館工事の建築工事費

司教館の建築工事費は、現金で清算された 564 円 33 銭と、煉瓦代と煉瓦や材木の運搬賃と、木挽賃、ならびに支払伝票で清算された 16,433 円 22 銭 3 厘を併せた 16,997 円 55 銭 3 厘を超える金額と考えられる。

また、大正 2 年(1913)9 月 16 日以降の『支払伝票』には、年月日、支払先、並びに目的を、伝票に明記している。換言すると、使用目的を教会に示したうえで、その都度、代人である與助を経由して、教会から実費を受取り、関係先に清算されたもので、支払は教会である。

そこで、何故、現金から『支払伝票』の清算に替わったかを一考する。

今村天主堂新築工事（大正 2 年/1913）は、佐賀市公教会新築工事(明治 45 年/1912)と工期が重なっており、工事費総額は凡 3 万円を超え<sup>134)</sup>、大きく膨らんでいるが、『支払伝票』による清算ではない。したがって、金額の多寡によるものではなく、司教館新築工事で大浦教会代人に就任した與助が、施主である教会と請負人との間で、工事費を明確にする目的であったと考えるのが順当であろう。契約書は未確認であるが、教会は、與助に工事係代人としての報酬を払い、工事の請負人の選定と、材料の納入業者や納入

方法、施工管理と工事費の支払を委任していると考えられる。

また、與助は、工事係代人として、材料納入業者や施工業者と、請負契約関係書類を取交し、納期や納入方法を取り決めている。工事代金は、大正2年(1913)8月1日までは現金で清算しているが、9月からは「支払伝票」で清算している。伝票による清算は、請負人が、その都度、支払内容と金額を教会の代人である與助に申出たうえで、金額が記された伝票を受取り、工事費を清算するものである。

「支払伝票」で清算するためには、①支払人、すなわち、教会側には資金的な用意が必要である。②請負人および支払を受ける業者間とは、現金払とは少し時間差があり、信用関係が成立していることが前提になる。③現金払のためには、常に手元に現金を用意しておく必要がある。④現金払には、紛失・盗難の予防も必要となり、受渡に間違いがおこる不安もある。⑤請負人・および取引業者の拡大は、支払件数と金額の増大にもつながり、伝票の整理も手数がかかる。⑥與助は、請負人や業者から、手配のための手数料を取っておらず、伝票で支払をすることは、教会側に支払の内訳を明瞭にすることに繋がる。換言すると、支払は、使用目的を教会に明示したうえで、その都度、代人である與助を経由して支払われたもので、教会から実費を受取る実費報酬加算式に準じた方式である。なお、実費報酬加算式は、予め定めた工事契約の報酬を支払う契約方式であるが、旧長崎大司教館新築工事における鉄川組の報酬は史料からは不詳である<sup>135)</sup>。

#### (4) 旧長崎大司教館新築工事における請負者の構成

図5-2-5-3 に、旧長崎大司教館工事における請負者の構成を示した。

旧長崎大司教館工事の工事係はド・ロ神父で、與助は工事係代人である。旧長崎大司教館工事は、本館工事と附属工事があり、附属工事は、司教館本館の地下室工事と、司教館工事の前に、司教館の裏手の傾斜地を造成し、石垣工事を施工し、造成後の土地に小使住宅と、便所と湯場を新築する工事である。

以下に本館工事の、工事項目毎に請負者を記す<sup>136)</sup>。

仮設工事は、石橋商店、大久保商店(針金)、足場丸太(野下佐吉)、村川(縦4分板)である。基礎工事は、福田コッパ石(松尾福市)である。煉瓦工事は、西八郎と、煉瓦職人は楠本為二郎、渡辺春一、渡部松衛、一ノ瀬である。

石工事は、石は田結石(平林三代吉)と、五島石(小坂)、西海石(尾下重三郎)と鏡石<sup>137)</sup>が使われている。木工事は、材木は、村川商店、木友商店、磯辺商店、青木材木店から購入している。宮崎から購入した木材の運搬請負は宮崎の田島運送店である。木工事は

天主教工事係ド・口神父	旧長崎大司教館工事	(本館工事)		
		仮設工事	石橋商店、大久保商店(針金)、足場丸太(野下佐吉)、村川(樫4分板)	
		基礎工事	福田コッパ石(松尾福市)	
		煉瓦工事	煉瓦職人(楠本為二郎、渡辺春一、渡部松衛、一ノ瀬)	
		石工事	田結石(平林三代吉)・五島石(小坂)・西海石(尾下重三郎)・鏡石	
		木工事	材木	村川商店、木友商店、磯辺商店、青木材木店
			木挽	永田清太郎
			鉄川組	常助、慶輔、永田、天野、前田、徹石、出口、丸岡、山下、善吉、友吉、庄子他2名
		金物工事	大久保金物、内田鉄工所、石塚商店、高田屋、中津屋、松江商店、柴田仙商店、志賀、佐藤丈太郎、樋(村上栄次郎)	
		瓦工事	村川、松江商店、瓦漆喰手間(渡辺春一)、瓦職人(矢木富三郎)	
		塗装工事	石塚商店、森庄商店、中津屋、松江屋、柴田仙商店、松江船具・柴田仙(コールタール)、塗装職人(山添馬之助・木下幸一郎)	
		硝子工事	志賀兄弟商會	
		瓦斯工事・電気工事	電気(横田電燈會社)・瓦斯(瓦斯會社)	
		左官工事	柴田商店・左官職人(大森啓吉他11人)	
		雑工事	司教館の収納庫、祭壇、弈具庫、御像台(神父/チリ・ドロ・浦川、鉄川組)、樋(村上栄次郎)、門番所(村上栄次郎)	
		小使住宅工事	材木(村川商店)、西海石、施工鉄川組、	
		便所工事	道上利作、佐藤久米次、煉瓦職人渡部松衛、施工鉄川組	
		湯場工事	道上利作、佐藤久米次、煉瓦職人渡部松衛、大久保商店(風呂釜)、施工鉄川組	
		門番所		
		(附属工事)		
石垣工事	(請負) 道上利作			
本館地中室工事				
小使住宅新築工事	(一式請負) 岡本藤寿、道上利作、山崎徳太郎			
便所・湯場新築工事				
工手間請、材料運搬	(請負) 佐藤久米次、(保証人) 佐藤千代次			
(建築材料)				
煉瓦	牛ノ浦 (請負) 西八郎			
石材	田結 (請負) 平林三代吉			
木材	宮崎 (運搬請負) 田島運送店			
砂	(請負) 小柳嘉吉			
蚊焼				
生石灰	八代			
セメント	佐賀 (請負) 納富甚吉、(保証人) 平原猪作			
瓦	城島 (請負) 執行藤太郎、(代理人) 小柳嘉吉			
代人鉄川與助				

図5-2-5-3 旧長崎大司教館における請負者の構成

凡例：①旧長崎大司教館工事は、本館工事と附属工事がある。②本館工事における関係者は、史料C-66『支払伝票』の記載内容から記入している。③工手間、ならびに材料運搬請負の請負人と保証人は、史料C-48をもとに記載している。④建築材料は、史料C-51、史料C-52、史料C-53、史料C-54、史料C-55、史料C-56をもとに記載している。

鉄川組で、常助、慶輔、永田、天野、前田、徹石、出口、丸岡、山下、善吉、友吉、庄子他2名と、木挽は永田清太郎である。

金物工事は、大久保金物、内田鉄工所、石塚商店、高田屋、中津屋、松江商店、柴田仙商店、志賀、佐藤丈太郎、樋(村上栄次郎)である。

瓦工事は、村川、松江商店、瓦漆喰手間(渡辺春一)、瓦職人(矢木富三郎)で、瓦下地と、瓦の漆喰塗は左官が施工し、瓦葺職人が施工したと捉えられる。塗装工事は、石塚商店、森庄商店、中津屋、松江屋、柴田仙商店、松江船具・柴田仙(コールタール)から

材料を購入し、塗装職人は山添馬之助と木下幸一郎である。硝子工事は、志賀兄弟商會から硝子を購入している。瓦斯工事は瓦斯會社で、電気工事は横田電燈會社が工事をしている。左官工事は、材料は柴田商店で購入し、左官職人は大森啓吉他 11 人である。雑工事は、司教館の収納庫、祭壇、弈具庫、御像台で、チリ神父、ド・ロ神父、浦川神父と鉄川組で施工し、樋の工事は村上栄次郎が施工している。

小使住宅工事は、材木は村川商店で、石は西海石を用い、鉄川組で工事をしている。便所と湯場の工事は、岡本藤寿、道上利作、山崎徳太郎の請負で、佐藤久米次、煉瓦職人渡部松衛と鉄川組で工事をしている。湯場には、大久保商店から購入した長州風呂が据付けられている。この他に、門番所は、村上栄次郎が施工している。

附属工事である石垣工事と司教館地下室工事の請負人は道上利作である。小使住宅と便所・湯場の新築工事は一式の工事で発注し、岡本藤寿、道上利作、山崎徳太郎の請負である。

また、工手間と、建築材料運搬の請負人は佐藤久米次、保証人は佐藤千代治である。

主な建築材料は、煉瓦は牛ノ浦の西八郎、石材は田結の平林三代吉、生石灰と砂は小柳嘉吉、セメントは佐賀の納富甚吉、瓦は福岡県城島の執行藤太郎の請負である。セメントと瓦は、長崎県外の請負人になることから、セメントは平原猪作を保証人とし、瓦は小柳嘉吉を代理人としたと考えられる。なお、木材は宮崎の田島運送店が運搬請負人であるが、受取人と送り主は共に與助であることから保証人はつけていない。

## (5) 建築工事の工程

『支払伝票』における清算は、工事は終了後、材料費は手付など特筆されている支払の他は、材料納入後と判断される。したがって、支払期日とは若干のずれが予測されるが、工事工程が再現できると考えられる。そこで、明治43年(1910)から大正4年(1915)4月までの司教館工事の工事工程を、表5-2-5-3 旧長崎大司教館工事の建築工事の史料から明らかになる工事工程に表している。司教館新築工事の計画は、明治43年(1910)から始められた。旧長崎大司教館工事は、司教館北側の一部を地下室にし、西側に造成した土地に小使住宅と便所・湯場を新築する計画で、大正2年(1913)5月と7月に見積をとっている。並行して、建築材料の煉瓦、石材、木材、生石灰と砂、セメント、瓦を発注し、大正2年(1913)6月11日には、焼過煉瓦は納入段階に入っていることから、見積段階で発注していることが判る。また、材料納方請負契約と工手間請負契約、材料運搬請負契約を請負人と取交している。



表5-2-5-3 旧長崎大司教館工事の工事工程

年月 工事項目	M43 1910	M44 1911	M45-T1 1912	T2(1913)									T3(1914)									T4(1915)							
	1~12	1~12	1~12	1~4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
計画・設計	■	■																											
見積																													
仮設工事																													
基礎工事																													
煉瓦工事																													
石工事																													
木工事																													
金物工事																													
瓦工事																													
塗物工事																													
硝子工事																													
左官工事																													
小使住宅																													
便所・湯場																													
ガス工事																													
電燈工事																													

凡例：①本工程表は、『支払伝票』の支払期日をもとに、工事工程を復元した。②計画は、明治43年(1910)に始められている。ド・ロ神父記念館：マルコ・マリ・ド・ロ神父小伝, p. 22, 1995. 8。③工事は、大正4年(1915)3月に、硝子を入れ、ガスと電燈の工事を終えて終了したと判断される。④大正2年(1913)6月の工事着手と、大正4年(1915)4月の竣工は、太字であらわしている。

大正2年(1913)は、入梅の前に、司教館の基礎ともなる地下室の土掘取工事を終了し、引き続き、石垣工事、並びに司教館の基礎工事を行っている。仮設工事は、9月から大正3年(1914)5月まで行われている。地下室は煉瓦造であることから、6月には煉瓦工事が始まり、大正3年(1914)9月まで行われ、煉瓦工事と並行して、石工事が行われている。

木材は大正2年(1913)8月21日から順次入荷しており、地下室から順に上層階に向けて構造材を組立てている。11月8日は、人夫が窓を搬入していることから、10月末頃には窓枠の取付段階に入っていたと考えられる。金物工事は、大正2年(1913)12月から大正3年(1914)10月と、12月から大正4年(1915)2月の二回に分けて行われている。大正3年(1914)は、1月と、7月から9月に左官工事が行われている。地下室から順に煉瓦を積み、最後に棟を上げ、3月7日に建屋の祝儀が支払われ、5月から7月頃、学校・階段・廊下の内外装工事が行われたと考えられる。瓦代は6月に支払われ、7月14日に瓦葺賃が支払われていることから、この頃、瓦工事は終わったと考えられる。硝子工事は、大正3年(1914)8月27日～大正4年(1915)2月10日頃に行われ、並行して、塗物工事は、大正3年(1914)9月19日～大正4年(1915)3月25日頃に行われている。

便所・湯場の工事は、大正2年(1913)8月より前に土工事が終了し、大正3年(1914)2月頃、窓硝子を入れ、4月に長州風呂を据え付けている。小使住宅は、9月24日に15坪分の材木代を支払っていることから、8月20日より若干遅れて落成したものと考えられる。

大正4年(1915)は、3月に、司教館の収納庫、および祭壇工事が行われ、厨房のガス工事と、電燈の工事が行われている。

以上の検討から、工期は計画から凡そ5年程が費やされたことが判った。

『小使住宅及学校附属便所并ニ湯場一式請負人心得書』では、工事の落成期日は、便所・湯場は大正2年(1913) 8月12日、小使住宅は大正2年(1913) 8月20日と決め、遅延の場合の損害金も定めているが、『支払伝票』では、小使住宅は大正2年(1913) 9月から10月、便所・湯場は大正3年(1914) 12月から大正4年(1915) 3月に工事費を清算している。材料費や工事費の清算は、工事終了後、もしくは材料購入時と推定すると、硝子は大正3年(1914) 12月と大正4年(1915) 2月で、大正4年(1915) 1月に便器を製作し、3月に司教館の収納庫を造り、便所・湯場と門番所の樋や、便器の取付けと、ガスと電燈工事を施工し、風呂桶と焚口は大正4年(1915) 4月に据付けたと考えられる。

すなわち、附属工事は、司教館工事の進捗状況に併せて、本館工事と並行して仕上げたもので、工事は同時期に進められたことが判った。

### 第3節 教会建築工事における工程管理ならびに積算方法の特質

#### 5-3-1 工事管理の時代的変遷と特徴

##### (1) 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事における建築請負の概要

表 5-3-1 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事における建築請負の概要は、右方向に桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)、冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)、奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)、今村天主堂新築工事(大正2年/1913)と、旧長崎大司教館工事(大正4年/1915)の5件の建築工事を表し、下段方向に、工事種別、構造、工事工程、建築工事費、工事着手前の発注など、支払金の特徴、請負契約関係書類、工事項目と、備考の工事概要を表している。

桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)は、鉄川組創業直後に担当した既設天主堂の天井改修を伴う増築工事で、規模は200㎡、工事着手は明治39年(1906)3月頃、竣工は11月である。建築工事費は請負金355円60銭で、受取金は385円60銭、支払金は776円82銭3厘で、煉瓦代、石灰代、瓦代、硝子障子代、長崎買物の残金を與助は支払っていない。請負契約の内容は『手帳』と「書付」に記している。

冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)は、桐古天主堂改修工事中の明治39年(1906)3月19日に杉買求めの依頼を受けたことに始まり、桐古天主堂改修工事中に、

宣教師と、構造を煉瓦造と木造で検討したうえで、木造で建築している。規模は 260 m<sup>2</sup>、工事着手は明治 39 年(1906) 12 月、竣工は 40 年(1907) 7 月頃である。請負金は 400 円で、受取金は 335 円 61 銭 2 厘、支払金は 321 円 12 銭 2 厘で、材木代、瓦代、次亜燐 1 本代、金剛砂代と、屋根職人の手間賃を與助は支払っていない。請負契約の内容は『手帳』に記している。

奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)は、明治 41 年(1908) 10 月に奈摩内天主堂新築工事用の松材を野崎島で切出すことで始まっている。構造は煉瓦造、規模は 480 m<sup>2</sup>、工事着手は明治 42 年(1909) 12 月、竣工は明治 43 年(1910) 8 月 17 日である。請負金は 1,560 円、決算金は 6,721 円 33 銭で、與助は、教会側の負担は「御方支払」、鉄川組の負担は「私方支払」と費用負担の区分を明確にしている。請負契約の内容は、『手帳』の他、奈摩内天主堂の平面図、梁間断面図、桁行断面図、および付属家の図面を作成し、工事費は『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』を作成し、決算書は、材料費と職人手間賃、および工事項目別に職人の経費に相当する旅費や、酒・煙草代、為替代などの雑費を、鉄川組の費用と区別している。

今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)は、構造は煉瓦造で、規模は 495 m<sup>2</sup>、工事着手は明治 45 年(1912) 2 月、竣工は大正 2 年(1913) 9 月 18 日頃である。請負金は 4,362 円 50 銭で、基礎工事に追加工事があり、決算金は凡そ 3 万円を超える金額である。請負契約の内容は、『手帳』の他、着手前に『新築工事費予算書』を作成し、着手後に『工場記録』や『工場簿』で工事費を修正し、『雑費記入簿』で鉄川組の経費を管理し、職人出勤簿で大工の作業状況を管理している。

旧長崎大司教館工事(大正 4 年/1915)は、司教館の規模は 495 m<sup>2</sup>、地上 3 階地下 1 階の煉瓦造で、司教館附属工事として、司教館裏手に石垣を造成し、小使住宅と便所と湯場を新築する工事である。工期は凡そ 5 年程を費やし、明治 43 年(1910)に計画を始め、大正 2 年(1913) 6 月頃基礎工事を行ない、大正 4 年(1915)3 月頃に、司教館、小使住宅、便所・湯場が竣工している。工事費は現金と、支払伝票で清算された 16,433 円 22 銭と與助の請負金の合計である。與助は、大浦天主堂工事係人として、発注者の立場で、請負業者と請負契約関係書類を取交し、工事を管理しており、請負契約関係書類は、『見積書 但し住家壱棟坪数拾五坪』、『見積書 但し便所壱棟坪数拾八坪六合七勺』、『請負者心得』、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』、『学

校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』、『建家売買契約証』、『領収書』、『一、材料納方請負証書』、『二、材料納方請負証書』、『煉瓦石買入注文書』、『材料納方請負証書式』、『石材買入注文書』、『建築材料運搬請負証書』、『大浦天主堂 司教館 積入明細書』、『見積書』、『生石灰購買注文書』、『砂買入注文書』、『瓦納方請負契約証』、『瓦注文書』、『預り証』、『支払伝票』である。なお、請負契約書では、便所・湯場は大正 2 年(1913)8 月 12 日、小使住宅は 8 月 20 日と工事期限と、違約の場合の違約金も決めているが、竣工は、旧大司教館の工事工程と調整を図り、仕上げている。また、天主堂工事係であるド・ロ神父は、大正 3 年(1914)11 月 7 日に逝去しているが、神父の逝去後も、與助は工事係代人として旧長崎大司教館工事を竣工させている。

## (2) 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事の工事工程

表 5-3-2 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事の工事工程は、第 2 節で明らかになった、桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906)、冷水天主堂新築工事(明治 40 年/1907)、奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)、今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)と、旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)の 5 件の建築工事の工程を一覧にしたものである。

桐古天主堂改修工事は、明治 39 年(1906)1 月に信者総代から天井改修工事の依頼があり、3 月頃工事に着手し、11 月 10 日頃改修工事は終わっている。工事は、請負、準備工事、木工事、煉瓦工事、屋根工事、左官工事に分けられる。改修工事の内容は宣教師から聞き取り、準備工事は、木材の問合、買付、造材を行い、改修工事前に天井を実測調査している。木工事は、着手前に柳天井の骨を作り、着手後は柱頭を飾る木の葉の彫物を始め、塔の工事、笠木、円窓・丸窓・硝子障子の枠を造り、組立、壁に嵌め込み、天井を張り、2 階を増築して、階段と手摺を仕上げ、鎧戸を製作し、他にも戸・大門・小門の戸、部屋の仕切り戸を制作し、取付け、並行して、後壁の板や柱を仕上げている。土工事は、大門の塔と側壁の地覆工事で、閏 4 月 17 日～18 日と 28 日～29 日に行っている。煉瓦工事は、4 月 16 日は煉瓦揚げがあり、閏 4 月 25 日は煉瓦の形造りで、並行して、既存の天主堂の木造の外壁を煉瓦壁にするための基礎工事を行ない、4 月 16 日頃から 7 月頃まで、壁に煉瓦を積んでいる。屋根工事は、天井解体後、煉瓦壁の工事の終了に併せて屋根瓦を葺いている。左官は 9 月 7 日に漆喰を塗り始め、聖堂内壁と天井に内塗りと上塗りを済ませ 9 月 30 日に塗

表5-3-1 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事における建築工事請負の概要

工事名 工事概要	桐古天主堂改修工事				旧長崎大司教館工事	
	桐古天主堂改修工事	冷水天主堂新築工事	奈摩内天主堂新築工事	今村天主堂新築工事	本館工事	
工事種別	天井改修・増築	新築	新築	新築	新築	
構造	木造を一部煉瓦造に	木造	煉瓦造	煉瓦造	煉瓦造	
規模/階数	200㎡/2階	260㎡/2階	480㎡/2階	495㎡/2階	825㎡/地下1,地上3	
工事工程	着手前打合	M39.1.14	M39.3.19	M41	M43	
	着手	M39.3頃	M39.12.15	M42.4	M45.2	
	竣工	M39.11.10頃	不詳(M40.7頃)	M43.8.17	T2.の入梅より前	
建築工事費	請負金	355円60銭(大工・木挽手間、飯料含)	大工木挽手間共400円(大工325円、木挽75円)	大工・木挽手間賃1,560円(決算)	大工・木挽手間賃4,362円50銭(予算)	鉄川與助の代人手数料(金額不詳)
	追加	祭壇工事40円		祭壇工事	基礎工事に追加工事発生	
	予算書				21,723円33銭	
	受取金	385円60銭	335円61銭2厘	4372円62銭	不詳	
	支払金	776円82銭3厘	321円12銭2厘	3654円39銭	不詳	16,433円22銭
決算金	776円82銭3厘	721円12銭2厘	6,721円33銭	凡3万円を超える金額	16,433円22銭 + 鉄川與助の代人手数料	
工事着手前の発注など	大工に道具箱一年分を渡す。杉材を買付。	大工に道具箱一年分を渡す。松、杉、檜を買付。	野崎島で奈摩内用木材買付。煉瓦を発注。	地質調査。木材の買付。松杭木240本注文。焼過煉瓦5万個、セメント120樽、火山灰150俵、並煉瓦22万個、上煉瓦11万個、石灰、洋釘を注文。	煉瓦と材木の発注。	
支払金の特徴	煉瓦代、石灰代、瓦代、硝子障子・丸窓代、長崎買物の残金は、與助は支払っていない。	材木代と、瓦代、次亜燐1本代四十銭、金剛砂代と、屋根職人手間賃は與助は支払っていない。	支払金は、「御方支払」(材料費、道具代、職人手間賃)と、「工用」(米麦代、工事雑費)と、與助の私的費用である「私方支払」と「私用」に区分されている。	地質調査費と、煉瓦代と石材代、および地盤改良の材料代と、その他の材料代と洋釘代、および職人手間賃は、與助は支払っていない。	教会は、「支払伝票」で、材料費や職人手間賃、建築材料納付と運搬請負の費用を業者に清算している。與助は、工事係人として、「支払伝票」を確認している。	
工事費に関する記載のある書類	『手帳』、『書付』	『手帳』	『手帳』、『金銭受拂簿』、『新築工事費決算書』	『手帳』、『新築工事費予算書』、『工場記録』、『雑費記入簿』	『見積書 但し住家老棟坪数拾五坪』、『見積書 但し便所老棟坪数拾八坪六合七勺』、『請負者心得』、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』、『学校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』、『建築家売買契約証』、『領収書』、『一、材料納付請負証書』、『二、材料納付請負証書』、『煉瓦石買入注文書』、『材料納付請負証書式』、『石材買入注文書』、『建築材料運搬請負証書』、『大浦天主堂 司教館積入明細書』、『見積書』、『生石灰購買注文書』、『砂買入注文書』、『瓦納付請負契約証』、『瓦注文書』、『預り証』、『支払伝票』	
工事項目	大工工事、木挽工事、左官工事	大工工事、木挽工事	材木之部、石之部、煉瓦之部、左官之部、木工之部、塗物之部、硝子之部、金物之部、鋼鉄天井の材料費、職人手間賃、運搬費と、諸道具ノ部、職人賄雑費、諸雑費	仮設工事、土工事、煉瓦工事、石工事、木工事、金物工事、屋根工事、漆喰工事、塗物工事、硝子工事、雑工事、雑費	仮設工事、運搬工事、煉瓦工事、石工事、木工事、金物工事、瓦工事、塗装工事、硝子工事、雑工事、左官工事、便所・湯場・門番所、小使住宅、廊下・階段工事、保証金、神父、葬具庫/御像台、妻のトサに渡した費用	
備考	①工事着手前に、工事内容と、請負金を「書付」に整理している。②左官は、煉瓦工事と、漆喰工事をしている。	①工事中の受取金には肥後調査費150円を含む。	①『金銭受拂簿』は、「御方支払」と「私方支払」、ならびに「工用」と「私用」に分けて整理している。②『金銭受拂簿』は、文字が擦れて判読困難な箇所がある。受取金と支払金は、判読可能な範囲で記している。③瓦代は、「左官之部」に含まれていることから、瓦工事は左官が行ったものと考えられる。④工事終了後に、大久保金物店への支払金5円を教会から受取っている。⑤祭壇工事の金額は不詳である。	①基礎工事で追加工事発生。②『雑費記入簿』は読取困難な箇所がある。③『雑費記入簿』には、工事竣工後に500円の受取金があることから、受払の調整金と考えられる。④決算金額は、125周年記念誌編集委員会編：今村信徒発見125周年記念誌、今村カトリック教会、p.96,1992. 11による。	①旧長崎大司教館新築工事は、司教館本館工事の前に、司教館の基礎工事ともなる地下室工事と、司教館裏手の傾斜地を造成し、整地作業で新たに出来た土地に、小使住宅(建坪15坪)と便所並びに湯場(建坪18坪6合7勺)を新築する工事を含んでいる。その他、建屋1棟の解体工事を含んでいる。②與助の、天主堂工事係人としての手数料は、現在の処は、不詳である。	

凡例:①本表は、桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事までの、建築請負の概要と、建築工事費の受払について整理している。②建築工事費は、桐古天主堂改修工事から今村天主堂新築工事は現金の受払で、旧長崎大司教館新築工事は、「支払伝票」で清算されている。③工事項目は、奈摩内天主堂は「新築工事費決算書」、今村天主堂新築工事は「新築工事費豫算書」に整理したもので、旧長崎大司教館新築工事は「支払伝票」に、漢数字と工事内容を記している。漢数字は、田中豊太郎編(辰野金吾、妻木頼黄博士、三橋四郎の閲覧):和洋建築工事仕様設計実例 上・下:工業書店建築書院、1905、および1908のに記載されている漢数字と工事項目が一致することから、與助は、本書を参考にしたものと考えられる。



装工事を終わっている。工事期間は請負直後に木材買付が始められ、11月10日頃までの凡そ11ヶ月間を要しており、こうした作業を行う職人は、鉄川組の他に、木挽、屋根職人と、洋風建築の施工に必要な左官を雇用し、左官は煉瓦工と漆喰塗のそれぞれの作業を行なっている。

冷水天主堂新築工事は、桐古天主堂改修工事中に杉買求めの依頼を受け、3月から12月まで木材を買付け、4月に図面をかき、9月に再度、冷水天主堂の構造について話し合い、結局、木造で新築することに決め、桐古天主堂改修工事が終わった翌月の12月15日に着手している。工事は、打合、図面作成、木材買付、基礎工事、木工事、屋根工事に分けられる。與助は宣教師と建築構造について打合、木材買求めの依頼に応じ、計画図や施工図に相当する図面を作成し、作業は、柳天井の骨造りや、柱頭飾りの彫物をしている。冷水天主堂では、作業は鉄川組と木挽職人、屋根職人による従来の與助の建築組織で請負われ、さらに、香台や両側窓の工事、および正面中央の塔の工事や瓦葺を施工し、竣工している。工事期間は、『手帳』に、職人賃の支払の記載があることから、明治40年(1907)7月頃で凡そ7ヶ月で竣工したと考えられる。

奈摩内天主堂新築工事は、野首天主堂新築工事中(明治41年/1908)に、野崎島で奈摩内用の松の伐り出しを始め、明治42年(1909)4月に工事に着手し、明治43年(1910)8月17日に竣工している。工事は、打合、図面作成、木工事、大工工事、石工事、煉瓦工事、瓦工事、左官工事、金物工事、硝子工事に分けられる。工事着手前に71,000本の煉瓦を発注し、釘を購入し、奈摩内天主堂の平面図、梁間断面図、桁行断面図、および付属家の図面を作成している。木工事、大工工事、石工事、煉瓦工事は並行して進められ、大工工事は、4月20日頃に柳天井を施工し、柱頭飾りを彫刻している。石工事は、明治42年(1909)6月から8月は、聖堂内の柱台石の加工と据付と、基礎部分や階段石、石柱の据付を行ない、明治43年(1910)5月から6月7日は、両側廊出入口上部の楔型の要石と、石造の十字架の加工と取付している。煉瓦工事は、奈摩内天主堂では、正面控壁に焼過煉瓦と普通煉瓦の焼色の違いを生かした十字架を飾り積みし、8月22日頃に煉瓦積は最終段階に入っている。瓦工事は、7月28日頃、既に納入されている瓦を葺き始めている。左官工事は、5月から凡そ3ヶ月を要し、荒壁塗りと、6月は塗装工事に着手し、8月は荒壁の上に漆喰を塗っている。

金物工事は、5月7日頃、天井鉄板が到着した後に施工され、他に丁番、錠、引き手、樋などの金物も施工されている。硝子工事は、5月16日は長崎で硝子を購入し、到着後に窓には硝子を取付たと考えられる。なお、金物工事は専門の職人名は記載されていないことから、鉄川組の大工が施工したと考えられる。竣工後に香臺の製図と、祭壇工事を行っている。

今村天主堂新築工事は、明治43年(1910)から地質調査を始め、明治44年(1912)5月は2度の水盛と、井戸掘機械による調査を行い、さらに明治45年(1913)2月に調査をしたうえで、地盤工事に着手している。工事は、調査、製図、仮設工事、土工事、煉瓦工事、石工事、木工事、瓦工事、金物工事、漆喰工事、塗物工事、硝子工事に分けられる。製図は、明治45年(1912)2月は施工図に相当する図面を作成し、これに併せて材料の適正な分量を見積もるための積算を行っている公算が高い。仮設工事は4月12日に行っている。土工事は、明治45年(1912)2月に「340本 杭木 400円」を買入れ、11日は土工事着手の件で打合せ、地盤改良として焼過煉瓦とセメント、火山灰で基礎を固めているが、土工事に不測の事態が発生し、3月にも杭木100本を追加発注している。煉瓦は基礎にも使われていることから、土工事の段階で並行して煉瓦工事が行われたといえる。煉瓦は、明治45年(1912)6月は、13日は迫煉瓦、30日は煉瓦迫形を発注し、煉瓦職人に5月から仕事を始めると連絡しているが、地業工事の工程に遅延が生じ、7月頃に基礎の煉瓦を積み始めたと考えられる。6月13日に迫煉瓦を注文し、8月には異形煉瓦を注文して、12月は、1日から20日迄、石工と煉瓦工に工事中止を申し渡している。石工事は、明治45年(1912)7月は、石工は工事を始めているが、土台を含め全工程で使用する石材は、3月と4月に業者と打合せ、6月頃は柱台石の加工と据付は終了していたことになる。また、12月は、1日から20日迄、石工に工事と加工の中止を申し渡している。木工事は、鉄川組は、明治45年(1912)4月12日に工事に着手し、翌日から各地の製納所に問合をし、8月は松材の不足分を契約し、10月は杉の柱材を買付、10月15日から身廊の柱建を行っている。11月は11日に松不足材を契約し、30日は瓦下地用の垂木と杉材を買付、12月6日は内壁の板張りを済ませ、材木の見直しと発注を繰り返している。瓦工事は、8月に瓦を契約し、11月30日は瓦代金を持参増注文していることから、9月末頃から10月にかけて屋根葺に用



いた瓦の不足が判り、瓦の増注文し、納入を待つて瓦を葺いたものと考えられる。金物工事は、10月に建築金物を発注していることから、金物納入後に取付工事を行い、八角塔の銅板が葺かれたと考えられる。漆喰工事、塗物工事、硝子工事は、木工事の工程から類推すると、外壁の煉瓦壁や木工事が終わった段階で硝子工事を行い、聖堂内部の壁や天井、柱には漆喰塗や、塗装工事を行っている。実質的な工事期間は明治45年(1912)2月から大正2年(1913)9月までの1年8ヶ月を要し、内装・仕上げ工事は大正2年(1913)正月から9月までの9ヶ月間と最も時間をかけている。また、竣工以来続く八角塔雨漏りの修繕依頼があることから、與助は、雨漏りの修繕に対応したものと捉えられる。

更に、『新築工事費豫算書』では、現状と異なり建物正面に塔はなく、「兩階段の間」があり、『工場記録』では双塔の屋根葺き材である銅板400枚が注文されている。このことから、『新築工事費豫算書』が作成された明治44年(1911)7月から、『工場記録』が作成される明治45年(1912)3月までの間に、「兩階段ノ間」は八角形の双塔に計画が変更されたことが判る。

旧長崎大司教館新築工事は、ド・ロ神父等により明治43年(1910)に計画が始まり旧長崎大司教館本館の新築工事と、その基礎工事にあたる地中室工事と、司教館東側の崖地を整地して造成された土地に小使住宅と、便所と湯場を新築する付属工事で、地中室工事と、崖地の造成は、大正2年(1913)に着手し、入梅前に工事を終え、並行して、本館工事と小使住宅と便所と湯場を新築し、大正4年(1915)4月に竣工している。與助は、天主堂工事係代人として、大正2年(1913)から旧長崎大司教館工事に従事し、ド・ロ神父と共に、計画と並行して見積をしていると考えられる。工事は、計画・設計、見積、仮設工事、基礎工事、煉瓦工事、石工事、木工事、金物工事、瓦工事、塗物工事、硝子工事、左官工事、小使住宅、便所・湯場、ガス工事、電燈工事に分けられる。仮設工事は、9月から大正3年(1914)5月まで行われている。司教館の基礎ともなる基礎工事は、大正2年(1913)の入梅の前に地下室の土掘取工事を終了し、引き続き、石垣工事を行っている。地下室は煉瓦造であることから、煉瓦工事は入梅前に始まり、地下室から順に煉瓦を積み、大正3年(1914)9月まで行われている。3月7日は、棟上げで建屋の祝儀が支払われ、5月から7月頃、学校・階段・廊下の内外装工事が行われたと考えられる。木材は大正2年(1913)8月21

日から順次入荷しており、地下室から順に上層階に向けて構造材を組立て、10月末頃は窓枠を取付け、11月8日は、人夫が窓を搬入していることから、窓の取付け段階に入っているいえる。金物工事は、大正2年(1913)12月～大正3年(1914)10月と、12月から大正4年(1915)2月の二回に分けて行われている。大正3年(1914)は、1月と、7月から9月に左官工事が行われている。硝子工事は、大正3年(1914)8月27日～大正4年(1915)2月10日頃に行われ、並行して、塗物工事は、大正3年(1914)9月19日～大正4年(1915)3月25日頃に行われている。瓦葺賃は7月14日に支払われていることから、この頃、瓦工事は終わったと考えられる。

小使住宅は、当初予定では8月20日で、便所・湯場の工事は、当初予定では8月12日であるが、大正3年(1914)2月頃、窓硝子を入れ、1月に便器を製作し、3月に司教館の収納庫を造り、便所・湯場と門番所の樋や、便器の取付けと、ガス工事と電燈工事を行い、大正4年(1915)4月に竣工している。すなわち、附属工事は、司教館工事の進捗状況に併せて、本館工事と並行して仕上げたもので、工事は同時期に進められたことが判る。したがって、工期は計画から凡そ5年程が費やされたことが判った。

この他に、本研究で明らかにした工事工程の他に、魚目村立水産学校新築工事(明治43年/1910.10)、野首天主堂新築工事(明治41年/1908)、楠原天主堂新築工事(明治43年/1909)、山田天主堂新築工事(明治44年/1910)と、佐賀市公教会(明治45年/1911)を竣工させており、工事は同時期に複数の工事を手掛けて、竣工させていることが判った。

### (3) 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事に関与した人々

表5-3-3 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事に関与した人々は、桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)、冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)、奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)、今村天主堂新築工事(大正2年/1913)と、旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)の5件の建築工事に関わった人々を、宣教師、職人、その他の関与した人々に分けて整理している。

#### 1) 宣教師の影響

図5-3-5-4は、明治期における鉄川與助と宣教師の関わりを表している。

クーサン司教(1842～1912)は、教区全体を管理しており、主任司祭は、桐古天主

表5-3-3 桐古天主堂改修工事から旧長崎大司教館新築工事に関与した人々

建築工事名	桐古天主堂改修工事	冷水天主堂新築工事	奈摩内天主堂新築工事		今村天主堂新築工事	旧長崎大司教館工事					
			野崎島奈摩内松伐り			本館地中室工事	石垣工事	本館新築工事	小使住宅新築工事	便所・湯場新築工事	建家1棟解体工事
構造	木造を一部煉瓦造に	木造	煉瓦造		煉瓦造						
工事工程	着手前打合	M39.1.14	M41		M45						
	着工	M39.3頃?	M42.4		M45.2	T2					
	竣工	M39.11.10頃	M43.8.17		T2.9.18頃						
宣教師	ア・ヒウゼ神父、大崎神父、ペール神父、有福の神父、長崎司教、曾根で病床中の神父、鯛の浦の神父、	ペール神父、大崎神父	島田神父、大崎神父、ペール神父	大崎神父、ペール神父、中田神父	本田神父、大崎神父、島田神父、ボア神父、ドロ神父、岡神父、チリ神父、クサン神父	ドロ神父、チリ神父、浦川和二郎神父					
職人	鉄川組	鉄川與四郎、與助、慶助、常助、トサ、善吉、常太、友次、善助、又造、富助、幸太、章太	鉄川與四郎、與助、慶助、常助、友次、善助、	鉄川與四郎、與助、慶助(輔)、トサ、善吉、喜惣太、多吉、清太郎、貞吉、友吉、庄司、幸太、政吉、初ノ助、金七	鉄川與四郎、與助、常助、浦善吉、梅木友吉、前田喜三太、中尾音二郎、湯川幸太、平田彌太郎	鉄川與四郎、常助、浦善吉、梅木友吉、前田喜三太、中尾音二郎、湯川幸太、平田彌太郎	鉄川與助、常助、永田、天野、前田、徹石、出口、丸岡、也ました、善吉、友吉、庄司他2名		鉄川組		
	木挽	法村菊次、永田貞次、市川長作、市川長三郎、橋口三吉	永田貞次、伊助	貞次、要吉	常吉、浦田與助、貞次、要吉、常助、要夫	三吉					
	石工				宇久島石工、濱崎、鶴田、河内、張本、西	佐藤、古川、梶原	田結産(平林三代治)、五島石(小坂)、西海石(尾下重三郎)、福田コッパ石(松尾福市)、鏡石、				
	煉瓦工				楠本為吉、金子、本田	楠本為吉	楠本為二郎、渡辺春一、渡部松衛、一之瀬		楠本為二郎、渡辺春一、渡部松衛、一之瀬		
	左官	植村房吉、春一、兼助			春市、兼助	氏名不詳	柴田商店・左官職人(大森啓吉他11人)				
	塗装					鳶職	石塚商店、森庄商店、中津屋、松江屋、柴田仙商店、松江船具店、柴田仙(コールタール)、塗装職人(山添馬之輔、木下幸一郎)				
	屋根					土工	村川、松江焦点、瓦漆喰手間(渡辺春一)、瓦職人(矢木富三郎)				
	薦						石橋商店、大久保商店(針金)、足場丸太(野下左吉)、村川(縦四分板)				
その他の関与した人々	信者総代、宿老:濱口次郎右エ門、煉瓦舟廻:小出松太郎、杉:清川、三浦七二郎(道土井)、食料品・日用品商、大工道具・釘商、川畑安太郎、大阪の書店	濱口次郎右エ門、奈摩の田坂多吉、小出松太郎、又市(道土井)、郷土一同、鍛冶屋:宮原藤四朗、榎津屋の庄司、平田、山口長右エ門、磯辺又助、濱口周吉、野原(堂崎天主堂)	宿老、山主、奈摩内善吉、幸太郎、勘次、野首雇の人、勝次、赤波江の又吉、松次郎	総代、大久保金物、東京藤原商店、河野金物、小曾根金物、西中町金物、小串煉化(丑浦煉化)、瓦(早岐)、白灰(奥浦)、紅柄(復津・長崎)、釘(長崎)、松(中村伊作・野崎島)、竹:宇市・貞吉・原太郎、松次郎、仁保、丸尾似首:小田又市、タプ材:前田、手配:鉄川常助、平田医師、大曾の人	木材・石材:宇野廣吉商店、松杭木:川村新吉、石材:梶原辰三郎、瓦:荒巻貞二郎、松:古賀三八、川上丈太郎:古林木材店、杉:柳弥一郎、大淵木材店、金物、煉瓦:迎島 森、東京藤原商店、地質調査	久留米:青木鋸製造所、石灰、セメント、染屋	石垣工事、土掘取工事、小使住宅・便所・湯場一式請負、建屋解体工事:岡本藤寿・道上利作・山崎徳太郎、煉瓦:牛ノ浦 西八郎、工手間・材料運搬請負:佐藤久米次、木材:宮崎田島運送店、長崎の磯部保蔵商店、村川材木店、生石灰:八代産、砂:蚊焼、荒木寛二郎、瓦:城島、セメント:納富甚吉、金子屋、松江商店、鋼鉄打出天井:東京藤原商店、金物:大久保金物店、内田鉄工所、石塚商店、高田や、中津屋、松江商店、柴田仙商店、滋賀、佐藤丈太郎、樋:村上栄太郎、硝子:志賀兄弟商會、電気:横田電燈會社、瓦斯:瓦斯會社、松江船具店、桜井商店、土運搬人夫				

凡例:①表中に記載した氏名、および店名は、史料に記載されている順に記した。②奈摩内天主堂新築工事で、「野崎島の奈摩内松伐り」は、構造ではないが、便宜的に構造欄に記している。③今村天主堂新築工事は、明治45年(1912)と、大正2年(1913)の大工職人の記録がある。④旧長崎大司教館新築工事は、與助は天主堂工事係代人であり、工事は、それぞれの請負業者に請負わせている。

堂（明治 39 年/1906）はヒューゼ神父(1869~?)、冷水天主堂（明治 40 年/1907）はペール神父(1848~1918)、奈摩内天主堂(明治 43 年/1910)は大崎八重神父(1896~1932)<sup>138)</sup>、今村天主堂（大正 2 年/1913）は本田保神父(1855~1932)、旧長崎大司教館（大正 4 年/1915）の工事係はド・ロ神父(1840~1914)である<sup>139)</sup>。

ヒューゼ神父は、與助と面談のうえ改修工事の内容を伝え、その後の工事現場でも、窓枠を新調する件や、木葉の装飾や、柱の面取り、硝子障子や丸窓の寸法についても打合せ、天井を解体したことを報告するなど、工事全般に亘り指示していることが判る。また、桐古天主堂改修工事（明治 39 年/1906）の史料に、大崎神父、島田神父、有福の神父、曾根で病床中の神父等の名前が記されている。宣教師の関与の度合いは不詳であるが、一例として、宣教師と長崎に出張し、中町天主堂（明治 29 年/1896）の鐘楼を一緒に見学し、教会建築について教えを受け、工事内容を打合せている。

司教	主任宣教師	関係図	その他に関与した宣教師	1906年 明治39年	1908年 明治41年	1909年 明治42年	1910年 明治43年	1913年 大正2年	1915年 大正4年	1916年 大正5年	1917年 大正6年
ク ー サ ン 司 教				鉄川組設立	准員入会 日本建築学会	講習会聴講 日本建築学会		講習会聴講 日本建築学会	講習会聴講 日本建築学会	講習会聴講 日本建築学会	院に滞在 トラビスト修道
	ペール神父	→		・曾根天主堂修繕工事(1906)							
	ア・ヒューゼ神父	←	大崎八重神父 島田喜蔵神父 有福の神父 曾根で病床中の神父	■ 桐古天主堂改修工事(1906)							
	ペール神父	←	大崎八重神父	■ 冷水天主堂新築工事(1907)							
	中田藤吉神父	←		・野首天主堂新築工事(1908)							
	大崎八重神父	←		■ 奈摩内天主堂新築工事(1910)							
	チリ神父	←		・楠原天主堂新築工事(1910)							
	片岡高峻神父	←		・山田天主堂新築工事(1911)							
	本田保神父	←	大崎八重神父 中田藤吉神父 大村 神父 島田喜蔵神父 マタラ神父兄弟 ド・ロ神父 チリ神父 片岡高峻神父 山口宅助神父	■ 今村(大刀洗)天主堂(1913)							
	山口宅助神父	←		■ 佐賀市公教会新築工事(1912)							
ド・ロ神父	←	チリ神父 浦川和二郎神父	■ 旧長崎大司教館新築工事(1913-5)								

図5-3-5-4 明治期における鉄川與助と宣教師の関わり

- は、本研究で検討した教会、ならびに教会関係建築と担当宣教師を表している。
- は、本研究で検討した教会、ならびに教会関係建築の工事期間を表している。
- は、本研究で検討する過程で明らかになった佐賀市公教会の工事期間を表している。
- ⋯⋯ は、『鉄川工務店経歴書』、および既往の研究から明らかになる教会と担当宣教師を表している。
- は、『手帳』や史料に記載されている担当宣教師と関与した宣教師を表している。

ペルー神父は、大崎神父と、與助に冷水天主堂新築の図面を依頼し、「大工手間木挽手間共 400 円、大工 325 円、木挽は不足ノ件はオギノベク神父仲裁ス」と、請負金を決めている。

大崎八重神父は、日本人の神父として、桐古天主堂改修工事（明治 39 年/1906）中から頻繁に現場を訪ね、與助と連絡をとっている。奈摩内天主堂新築工事（明治 43 年/1910）の外壁の煉瓦の飾積（具体的には、軒の蛇腹積や、妻面左右の焼過煉瓦と普通煉瓦の焼色の違いを活かした十字架模様、妻壁中央の煉瓦のバラ窓）や、柱台石や正面出入り口の石の彫刻などについても與助に伝えたものと推測される。本田保神父は、大崎神父、中田神父、大村神父、島田神父、マタラ神父兄弟<sup>140</sup>、ド・ロ神父、片岡神父、チリ神父、山口神父等と関わっている。今村天主堂新築工事（大正 2 年/1913）は、野首天主堂新築工事（明治 41/1908）（主任司祭は中田藤吉神父）や奈摩内天主堂の工事内容を一層発展させ、工事中の長崎の浦上天主堂<sup>141</sup>を凌ぐ天主堂を目指して建築させたものと考えられる。與助は、最初に予算書で計画した正面の階段室を双塔に設計変更しているが、これなどは、長い年月を費やして、大正 3 年（1914）に木造の塔で献堂した浦上天主堂の経緯などを判ったうえで、本田神父や長崎司教区の神父等との相談の結果と推測される。さらに、奈摩内天主堂をより発展させたバシリカ式で、三廊で、三層、正面の双塔にはドーム屋根があり、トリフォリウムや、クリアストリー、ステンドグラスのバラ窓、煉瓦のバラ窓や、数種の柱頭飾りのデザインを今村天主堂で実現したと考えられる。

ド・ロ神父は、旧長崎大司教館新築工事（大正 4 年/1915）の工事係で、與助は工事係代人である。史料からはチリ神父、ド・ロ神父、浦川和三郎神父（1876～1955）の名前が確認されるが、旧長崎大司教館は大浦教会の境内にあることから、司教をはじめ、教区全体の神父等が日常的に滞在しており、各段階で多くの宣教師等の関与が考えられる。また、ド・ロ神父は、当時、長崎で一般的に行われていた、アマカワ漆喰の調合割合に対して、現在では「ド・ロ壁」と通称されている漆喰の調合割合を、與助に教えている。

宣教師の建築に対する知識の深さについては疑問の残る処ではあるが、宣教師は本国で身に付けてきた全ての文化との違いを明確に感じたのではなかろうか。宣教師等は、日本での布教を前に、日本語を学び、風俗・習慣・日本人の気質などの生活文化のほかに、日本の建築についても学習している<sup>142</sup>。そのうえで、宣教師等は、

西洋の天主堂建築を見たことがない與助に、絵葉書や新聞等を渡し、既設の大浦天主堂(元治元年/1864)や、中町天主堂(明治 29 年/1896)の鐘の塔、神ノ島天主堂(明治 30 年/1897)と一緒に見学し、自分の出身地や、パリー外国宣教会の活動のなかで見えてきた天主堂について、精一杯伝えたと考えられる。

長崎大司教区の宣教師らは、担当教会に捕われることなく、言葉の壁を乗り越えて、バシリカ式で、三廊で、三層、正面の双塔にはドーム屋根があり、天井は柳天井で、トリフォリウムやクリアストリー、ステンドグラスや煉瓦のバラ窓、柱頭飾りの彫刻、鐘楼などを具体的に教え、與助は、西洋建築に関する興味を、全力で天主堂建築に反映させたと考えられる。このような交流のなかで、與助は、宣教師等と強い信頼関係を築き、継続的に特命で天主堂建築を竣工させている。換言すると、教会建築の詳細な工事内容は宣教師等が與助に伝えたと考えられる

## 2) 職人

### ① 鉄川組と木挽

鉄川組は、與助を中心とする家族集団で、木挽と共に従事している。桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)の大工は、與助の父・與四郎、弟常助と慶助(慶輔)で、與助の妻トサは賄いなどで同行している。この他に、善吉、常太、友次、善助、又造、富助、幸太、章太と大工を雇っており、木挽は、法村菊次、永田貞次、市川長作、市川長三郎、橋口三吉が従事している。冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)は木造であるが、與助の家族4人が従事し、奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)は、常助は従事して居ない。この時期は、魚目水産学校新築工事(明治40年/1907)を施工し、野首天主堂新築工事(明治41年/1908)が竣工している時期である。また、今村天主堂新築工事(大正2年/1913)の着工年は、與四郎と與助、常助は他の大工と共に従事し、竣工年は、與四郎と常助が従事している。したがって、鉄川組は創業間もなく、複数の工事現場を同時に請負っていることが判り、與助が不在でも、父、もしくは常助が組を取り纏め、同時に複数の現場を管理し、工事を竣工させる力を備えていたことが判った。また、今村天主堂新築工事(大正2年/1913)では、今村以降に予定されている新築工事に備えて多くの大工を雇い入れていることから、鉄川組は拡大傾向にあるといえる。

旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)は、與助は天主堂工事係の代人で

あるが、大工仕事は、鉄川組が請負っており、與助、常助、慶輔の他、永田、天野、前田、微石、出口、丸岡、山下、善吉、友吉、庄司他 2 名が従事している。

## ② その他の職人

その他の職人は、石工、煉瓦工、左官、塗装工、屋根職、鳶などである。

石工は、奈摩内天主堂新築工事（明治 43 年/1910）では、宇久島の石工と、濱崎、鶴田、河内、張本、西の 6 人である。今村天主堂新築工事（大正 2 年/1913）では、朝倉郡の佐藤、古川、梶原の 3 人を今村近郊で雇っている。一方、職人名に記載は無いものの、今村天主堂の正面出入り口の石の彫刻は、奈摩内天主堂の正面出入り口の石の彫刻と同じデザインであることから、奈摩内天主堂の石工を呼び寄せていた可能性が伺える。旧長崎大司教館新築工事（大正 4 年/1915）では、石は田結石（平林三代吉）と、五島石（小坂）、西海石（尾下重三郎）と鏡石<sup>143)</sup>が使われている。

煉瓦工は、奈摩内天主堂新築工事（明治43年/1910）では、楠本為吉、金子、本田の3人で、今村天主堂新築工事（大正2年/1913）では、楠本為吉の他は分らないが、奈摩内天主堂新築工事に従事した楠本為吉を呼び寄せ、今村天主堂新築工事（大正2年/1913）の複雑な煉瓦の飾り積でバラ窓を積み上げたと考えられる。旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）の煉瓦職人は、楠本為二郎、渡辺春一、渡部松衛、一之瀬である。楠本為吉の生年は不詳であるが、長崎市には明治末年に、長崎ホテル（明治31年/1898）や、長崎新報社の煉瓦建築があったことが判っている（第2章 第3節 2-3-1）。楠本為二郎は為吉の係累の可能性が伺われる。

左官は、桐古天主堂改修工事（明治39年/1906）では、煉瓦積と漆喰塗をしている。奈摩内天主堂新築工事（明治43年/1910）では、春市と兼助で、今村天主堂新築工事（大正2年/1913）では氏名は不詳である<sup>144)</sup>。旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）では、材料は柴田商店で購入し、左官職人は大森啓吉他11人である。

塗装工は、今村天主堂新築工事（大正2年/1913）では、氏名不詳で、旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）では、石塚商店、森庄商店、中津屋、松江屋、柴田仙商店、松江船具・榮田仙（コールドール）から材料を購入し、塗装職

人は山添馬之助と木下幸一郎である。

#### 4) その他の関与した人々

桐古天主堂改修工事（明治39年/1906）や冷水天主堂新築工事（明治40年/1907）では、宿老の濱口次郎右ヱ門の他、廻船の業者・小出松太郎、食料品・日用品の商いや、地域の山主に木材や建築材料の問合や、運搬で世話になり、郷の人といわれる地元の信者達は、材料運搬を手伝っている。これらは、費用を抑える効用も考えられるが、信者にとって労働奉仕は信仰の形の表れと考えられる。

奈摩内天主堂新築工事（明治43年/1910）では、信者総代の他、材木は近隣の山主から直接買付け、煉瓦、瓦、白灰、紅柄、金物、天井金物などは、長崎市や東京の商店から買入れている。これは、與助の天主堂建築が長崎市の業者にも認知されていることに加えて、明治41年(1908)に建築学会に入会し、会員と交流が始まっていることを裏付けていると考えられる。

今村天主堂新築工事（大正2年/1913）では、これまでの実績を踏まえて、福岡県に進出したもので、今村近郊の業者と取引を始めている。不慣れな地域で、新しい職人や業者と交渉することに難しさも付き纏ったと想像されるが、着工前に関係者と材料の打合せを始め、納入について取り決め、與助は現場を離れても工事に差支えない状況を造り上げているといえる。

旧長崎大司教館新築工事（大正4年/1915）は、五島の付き合いに加えて、今村天主堂新築工事で交流を始めた煉瓦や瓦の生産者や、宮崎から材木を買入れるなど、九州全域に関係者は広がっている。また、長崎市内では、材木、金物、石材、硝子、瓦斯、電気の施工業者や塗装業者などから材料を買付け、職人を雇い、材料の運搬や工事間の請負人と契約している。

#### 5-3-2 工事費の清算の特徴

桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)では、鉄川組の請負金は最初に決めている。工事費の受払は『手帳』に記されたもので、受取金は現金 385 円 60 銭で、支払金は 776 円 82 銭 3 厘である。受取金は、職人手間賃と、米麦代、旅費、雑費の支払に充てられている。支払金は、釘・材木・竹代と道具代に充てられており、この他に、與助は支払っていない買物費と煉瓦・瓦・白灰・硝子障子代がある。したがって、工事費の総額は、支払金と、與助が支払っていない買物費や材料代を併せた金額である。

なお、煉瓦、瓦、白灰、石材、金物や硝子障子などは、與助は発注し、納入され、



工事は竣工しているが、與助は支払っていない。また、與助は、職人の手配や管理をして手間賃は支払っているが、その管理料は受取っていない。さらに、共通費にあたる米麦代、旅費、雑費に至るまで教会にその内訳を伝え、その都度費用を受取り支払に充てている。したがって、與助が支払っていない費用は、教会が直接関係先に支払ったと考えられる。

冷水天主堂新築工事(明治40年/1907)は、大工木挽手間共400円で、大工は325円、木挽賃の不足は神父が補うと、最初に鉄川組と木挽の請負金を決めて請負は成立している。工事費は『手帳』に記された321円12銭2厘で、與助は受取金で杉材を買付けている。この他に、與助は支払っていない瓦代と、次亜燐1本代四十銭、金剛砂代と、米一俵代があり、これらの費用は、教会が直接、関係先に支払ったものと考えられる。

奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)の工事費は、決算金額で6,720円86銭9厘である。與助は、工事費を「御方」と「私方」、もしくは「工用」と「私用」に分け、直接工事費である材料費、道具代、職人手間賃は「御方支払」で、「工用」は、共通費である米麦代、工事雑費などの建築工事費である。「私方」と「私用」は與助の個人的な費用と捉えられる。このように、工事費は、利益を含まない実費を教会から受取り、支払に充て、仕事仕舞の費用や、職人の煙草代などの経費に相当する費用も、教会が負担している。鉄川組の請負金1,560円は、木挽賃と鉄川組の飯料も含むもので、大工木挽手間賃として受取っており、決算金額の凡そ23%にあたる。

今村天主堂新築工事(大正2年/1913)は、地盤工事に不測の事態があり、基礎工事の追加の発注を繰返している。工事費は、『新築工事費豫算書』の見積合計は21,723円33銭を、工事着手後に『工場記録』で材料費を22,077円61銭5厘と修正している。木工部費、食料費、道具代を記している『雑費記入簿』の受取金は3,771円である。鉄川組の請負金は、大工・木挽手間賃4,362円50銭の予算である。なお、與助は、材料を手配し、石工、煉瓦工事、左官の職人は手配しており、業者から直接買付けた木材代と、瓦代と、職人手間賃は支払っているが、その手数料は受取っていない。したがって、これらの費用は、教会から直接、関係者に支払われたと考えられる。

旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)は、與助は、大浦天主堂工事係代人として、発注者の立場で、請負業者と、請負契約関係書類を取交し、工事を管理している。

書類は、見積書、契約証、仕様書、請負者心得、一式請負人心得書と証書式、建築

材料納方請負人心得書と証書式、工手間請負人心得書、領収書、手紙、預り証、支払伝票で、取引実績のない業者からは保証金と保証品を預かり、工事終了後には、保証金を返している。新築工事費は 16,997 円 55 銭 3 厘を超える金額で、大正 2 年(1913)9 月 16 日以前は現金で支払われ、以降は支払伝票で清算している。工事費は、使用目的を教会に明示したうえで、材料や施工、工手間や材料納方、運搬請負業者に清算している。教会は、伝票の内訳と金銭の出し入れが判り、現金の受払による間違いも防ぐことができる。なお、與助の代人としての報酬は、史料からは不詳である。

このような工事費の清算は、鉄川組の請負金は最初に決め、材料費のうち、與助が直接、山主などと交渉し、買付けた材木代などは、與助が直接現金で支払、その他に、煉瓦、瓦、白灰、石材、金物や硝子障子などは、與助が発注し、支払は教会から直接、支払われていると考えられる。また、職人の仕事は與助が管理し、煉瓦工、左官、石工などへ渡す賃銀は、教会から受取、與助を通して支払われている。

與助は、材料を安く購入しても、自分の利益になる訳ではなく、職人の手配や管理をしても手数料を取る訳ではないが、材料を購入する資金を用意する必要はない。また、材料や職人を與助が手配することで間違いを減らし、工事は管理しやすく、工事費の未払いなどのトラブルは避けられると考えられる。

### 5-3-3 與助の請負の実態

與助は、最初の請負である桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906) から、工事の内容は宣教師から聞取っている。工事は、特命で継続的に請負い、並行して複数の現場を管理している。

工事請負契約は、創業直後の桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906)から変わらないもので、初期は『手帳』に工事請負の経緯、工事内容、職人の出勤状況や作業内容、工事費や請負契約書に相当する内容を記している。奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)では、教会側の負担金を「御方支払」、鉄川組の負担金を「私方支払」と明確にした『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』を作成している。決算書を作り、材料や工程、職人手間賃の詳細を把握したうえで、今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)では、着手前に『新築工事費予算書』を作成し、着手後に『工場記録』や『工場簿』で工事費を修正し、『雑費記入簿』で鉄川組の経費を管理し、職人出勤簿で大工の作業状況を管理している。旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)では、與助は天主堂工事係代人として、発注者の立場で請負人に見積書を提出させ、請負人が同じ工事

は一式で発注して工事費を節減し、材料や工事を管理している。なお、請負契約関係書類は、見積書、仕様書、一式請負人心得書と証書式、材料納方請負証書、注文書、建築材料運搬請負証書、保証金の預り証、支払伝票などがあり、注文書などは複写された形式であることから、書類の標準化も取り入れられている。さらに、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』と『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』は、旧長崎大司教館独自の請負証書が作成され、工事期限と、違約の場合の違約金も決めているが、工事は本館工事に併せて竣工している。また、『建築材料運搬請負証書』は、現場の状況に併せた運搬請負で、独自のものを作成していることが判った。

與助は明治 41 年(1908)に建築学会に入会し、中央で請負契約関係書類が整備されるのと同時期に九州地方の自らの工事現場に近代的な請負契約を取り入れているが、工事期限は守られておらず、書類名も統一されていないことから、請負契約の近代化はまだ過渡期にあるといえる。

建築工事費は、鉄川組の請負金は最初に決め、材料費のうち、與助が直接、買付けている材木代などは、教会からの受取金で清算し、その他に與助が発注し、関係業者と契約を交わした煉瓦、石材、瓦、白灰、紅柄などの材料費は、教会から直接関係者に支払われている。また、與助は、職人の手配や管理を行い、煉瓦工、左官、石工などの職人賃は、教会から受取、與助を通して支払っているが、管理料を取っていない。

與助の請負契約関係書類に、領収書や請求書が確認されるのは、旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)からである。実費報酬加算式は、施工者は注文者の委任を受け、注文者によって工事を施工し、これに要した費用は、その都度注文者より交付を受け、工事の進捗を図り、これに対して、請負人は一定の手数料を得るという工事の進め方で、與助の工事費の清算は明治期の実費報酬加算式と酷似しているが、委任状や請求書、領収書などの書類は確認されていない。

また、建築工事は、長い工事の期間を要する。本研究における明治期の物価変動を見ると、明治 37 年(1904)は日露戦争が勃発し、明治 40 年(1907)頃は株価が暴落し、大正 5 年(1916)は第一次世界大戦が始まり、物価は大きく変動している。このような物価の変動にも、教会から直接、実費が清算されることで、與助は損失の不安が少なくなるといえる。

與助は、鉄川組創業前からペール神父等の長崎大司教区の宣教師と、既存の教会建

築の見学に同行し、写真や絵葉書を渡され、教会建築について教えを受けている。また、建築学会に入会し、新しい考え方や技術も熱心に学び、天主堂建築工事に反映させている。教会建築工事の最初の仕事は柳天井の骨造りや聖堂内部を装飾する木の葉の彫り物で、父與四郎の技術と経験も助けであった。鉄川組は、創業間もなくで資金的に潤沢とは思えないが、建築のみならず西洋の文化に関心を示し、合理的考え方を理解しようとする姿勢は、神父等と信頼関係を深めることに繋がったと考えられる。

#### 第4節 小結

桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)は、鉄川組を創業直後の請負で、既設の柳天井3個を造り替え、円窓、丸窓、硝子障子を取付け、外壁には煉瓦壁を施工している。工事の内容は宣教師から聞取り、工事は特命で継続的に請負っている。

工事は、創業直後から、並行して複数の現場を管理しており、與助が常駐しない場合は、父與四郎や、弟常助が現場を管理していた。

工事請負契約は、創業直後の桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から変わらないもので、初期は『手帳』に工事請負の経緯、工事内容、職人の出勤状況や作業内容、工事費や請負契約書に相当する内容を記している。奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)では、教会側の負担金を「御方支払」、鉄川組の負担金を「私方支払」と明確にし、材料や職人手間賃、職人煙草代や酒代などの雑費も工事区分で明らかにした『新築工事費決算書』を作成している。このように材料費や職人手間賃の詳細を把握したうえで、今村天主堂新築工事(大正2年/1913)では、着手前に『新築工事費予算書』を作成し、着手後に『工場記録』や『工場簿』で工事費を修正し、『雑費記入簿』で鉄川組の経費を管理し、職人出勤簿で大工の作業状況を管理している。

旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)では、與助は天主堂工事係代人として、発注者の立場で請負人に見積書を提出させ、請負人が同じ工事は一式で発注して工事費を削減し、材料や工事を管理している。なお、請負契約関係書類は複写された形式であり、書類の標準化も取り入れられている。さらに、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』と『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』は、旧長崎大司教館独自の請負証書が作成され、工事期限と、違約の場合の違約金も決めているが、実際には工事は本館工事の竣工と併せて竣工している。

與助は明治41年(1908)に建築学会に入会し、中央で請負契約関係書類が整備されるの

と同時期に九州地方の自らの工事現場に近代的な請負契約を取り入れているが、工事期限は守られておらず、書類名も統一されていないことから、請負契約の近代化はまだ過渡期にあるといえる。

工事費の清算は、與助は、創業直後の桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から、教会から工事の委任を受け、教会に変わって工事を施工し、これに要した費用は、手数料を含めない実費を教会に伝え、その都度、関係先に清算している。

鉄川組の請負金は最初に決め、材料費のうち、與助が直接、買付けている材木代などは、教会からの受取金で清算し、その他に與助が発注し、関係業者と契約を交わした材料費は、教会から直接関係者に支払われている。また、與助は、職人の管理を行い、煉瓦工、左官、石工などの職人賃は、教会から受取、與助を通して支払っているが、管理料を取っていない。また、共通経費に相当する費用は、與助が管理して、鉄川組の米麦代、旅費、雑費などの費用に充て、與助の家族の娯楽費にも充てられている。

実費報酬加算式は、施工者は注文者の委任を受け、注文者に変わって工事を施工し、これに要した費用は、その都度注文者より交付を受け、工事の進捗を図り、これに対して、請負人は一定の手数料を得るという工事の進め方であり、與助の請負は明治期の実費報酬加算式と酷似しているが、委任状や、請求書、領収書などの書類は確認されていない。建築工事は、長い工事期間を要する場合があるが、この清算方式では、與助は材料購入などの準備金は必要とされず、物価の変動に対しても、教会から直接、実費が清算されることで、與助は損失の不安が少なくなるといえる。また、施主である教会は、実費で清算することから支払の内訳が明瞭となる。

このような請負は、創業年から九州地方で、変わらず、與助が採り入れていたもので、明治期の実費報酬加算式を踏襲した様な、いわば、鉄川與助の明治期の教会建築工事の工事請負ともいえる方式である。

注

- 1) 改修工事前の桐古天主堂のイメージ図の復元は、札幌市立大学特任教授小西敏正先生の指導を受けた。また、製図は、羽深研究室によるものである。
- 2) 明治33年(1889)に與助は曾根天主堂新築工事に従事しており、以下の文献には、「野原棟梁との出会いは、明治33年(1889)、魚目村に棟梁が曾根天主堂を建設した際、近所に住む与助がそれを手伝ったことがきっかけとなった」とあることから、與助は、曾根天主堂の工事を通じて、ペルー神父、および野原棟梁と出会ったものと捉えられる。雑賀雄二：天主堂 光の建築，淡交社，P.99, 2004.6。なお、曾根天主堂は、明治33年(1900)北魚目長山に木造の聖堂が新築されており、現在の聖堂は、昭和41年(1966)に長崎県南松浦郡新上五島町小串郷字峠に新築されたものである。曾根

- 天主堂の沿革は、曾根カトリック教会の御教示による。
- 3) 明治 32 年 (1889) 新築の曾根天主堂の建築概要は以下の文献による。山口光臣：長崎の天主堂建築 (村松貞次郎, 片岡弥吉監修『長崎の天主堂 その信仰と美』所収), 技法堂出版, p. 298, 1977. 8。
  - 4) 柳天井 3 個の位置は、身廊か、もしくは入口手間の身廊と両側廊の 3 個かは、現時点では判らない。
  - 5) 円窓と丸窓を、與助はどのように使い分けたかについては定かではないが、『手帳』には、同じ日に、円窓と丸窓の作業をしており、4 月 12 日に、「大門ノ丸窓 経 4 尺ワク 5 寸ノ厚シ」と丸窓の径を記していることから、丸窓は正円の窓で、円窓は、長方形の窓の部に半円形の窓がのった縦長窓と考えられる。
  - 6) 硝子障子は、高さ 5 尺 1 寸、巾 2 尺 7 寸 2 歩で、その価格は、「1 一円三十四銭、2 一円三十四銭、3 一円二十六銭三厘、4 一円十銭、5 八十三銭、6 一円十二銭」である。第 3 章 第 3 節 第 1 項 第 2 目で窓前の工事は 14 個であることから、片側に 6 個で両側には 12 個を取り付けたものと判断される。なお、桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906)のステンドグラスは、片側内開で、現在、土井の浦教会に再利用されていることを、桐修道院よりの聞き取りにより、平成 27 年(2015)4 月に筆者は確認している。
  - 7) 天井板の下板を支えるため、または化粧用として、それと直角に配された細い材の総称。彰国社編：建築大辞典 第 2 版, 彰国社, p. 623, 1998. 4。
  - 8) 葉書は、石造の鹿児島島のザビエル教会の写真を、年賀状に使ったもので、差出人はペール神父、宛先は鉄川與助である。差出人名前の左列には、「福江ノ聖堂ハ表面ノ繪ニ〇ヲ附ケテ居ル通り造ルツモリデス」と書かれている。日付は、大正 5 年 1 月 2 日であり、「福江の聖堂」と記されているが、與助の建築工事のうち、石造の天主堂は頭ヶ島天主堂のみであること、日付の大正 5 年は、頭ヶ島天主堂の計画、もしくは着手の頃であることから、頭ヶ島天主堂の軒蛇腹の施工を、ザビエル聖堂の絵葉書に〇印を付けて、知らせたものと考えられる。桐古天主堂の連絡ではないが、葉書で、建築工事の連絡をしていることから、写真を掲載する。
  - 9) 中町天主堂は第 2 次世界大戦で被爆し、その後再建されているが、最初に建築された時の竣工年(明治 29/1897)は、村松貞次郎, 片岡弥吉監修:長崎の天主堂 その信仰と美, 技法堂出版, p. 204, 1977. 8 を参考にした。
  - 10) 濱口氏は、「天主堂既設届」の届出人である、信者総代の濱口次郎左衛門と考えられ、桐古天主堂の宿老である。宿老とは、教会のリーダー的役割で、現在では経済評議員と呼ばれ、主任司祭を助け教会のために尽力する立場である。また、「寛文 5 年 (1628)、キリスト教徒の入島を禁止する御札が立てられ、身元の知れない者には、いっさい宿を貸さない」習わしがあつた宣教師時代に宿を提供しお世話をしていた人である。内藤莞爾；五島列島のキリスト教系家族, 弘文堂, p. 18, 1979. 2。(宿老については長崎カトリックセンターからのご教示による)。
  - 11) 工事場とは、鉄川組の作業場の意味で、これまでは鉄川組の拠点である魚目丸尾で作業をしていたと考えられる
  - 12) 小香台とは、主祭壇の脇にある脇祭壇の香台のことと考えられる。
  - 13) 『手帳』①から『手帳』③には 7 月に左官工事が行われた記録は無いが、金銭受払の記録に、7 月 27 日に「左官に小使いとして 10 円」を支払っていることから、7 月のこの頃まで左官工事は行われていたと考えられる。
  - 14) アマカワは「天川漆喰」のことで、長崎で土木・建築材料として古くから用いられている独得の工法である。現在のコンクリート或いは、セメントモルタルにかわるべきもので、主に石材、煉瓦の膠着剤及び水中、海中工事に、その水密性を利用して使

- 用されている。天川土は、長崎近郊の小島、風頭山方面の山肌を掻き落とし採集される、薄あづき色系の山土で、これに適量の貝灰を混ぜ合せ、筵の上へのせ、水を加え、足で踏みつけて粘度を増した漆喰粘土である。居留地建築にも、基礎工事用、煉瓦積用として用いられた。山口光臣：長崎の洋風建築, 長崎市教育委員会社会教育課, p. 88, 1977. 3。
- 15) 『手帳』には5月から8月までと、10月の日記が欠落しているが、『手帳』①には、7月27日に左官へ小使10円を渡し、9月14日に奈良尾左官への支払の記録があることから、7月から9月の間は、左官が煉瓦工事をしていたと考えられる。
  - 16) 工事内容は、『手帳』の記載内容を基に、筆者が記したものである。
  - 17) 『手帳』の記録には、11月朔～3日に、大門の図等を書いているが、これは、桐古天主堂改修工事後に着工した冷水天主堂新築工事の図面製作と考えられる。
  - 18) 人工は、仕事をするのに必要な人員数。彰国社編：建築大辞典第2版、彰国社, p. 1267, 1998. 4。
  - 19) 工事の記載順は、出来るだけ工事日程にそって記載している。
  - 20) 「書付」では、郷の人を出す約束であり、作業は日曜日に従事した記録があるが、人数は不詳である。
  - 21) 「食台」は、所謂、食卓ではなく、祭壇中央に置かれる食台の可能性もある。
  - 22) この他に、請負や木材の山主との交渉や材木の切出などがあるが、人工には含めていない。
  - 23) 183円75銭の内訳は、福見松代（濱口氏支払い分）・竹代(62本) 4円75銭、杉120本140円である。
  - 24) 1月23日から29日の長崎出張の際の買物（曲尺、尺、鉄、その他と、フルイ）と、金物代（ハリ、ウス、丸ノミ、面鉋、丸鉋、一寸鉋、上砥、チュウノウ、ダンギリ、他に鉋、曲尺、ノミ、混剛砂、硝子5枚 幅8寸尺1寸2歩）で総商130円である。
  - 25) 4月9日の支払金27円80銭の内訳は、福見松樞切2日分・木挽長作貞次渡・木挽長作渡・福見ニテ渡・檜出シ賃・縄本船口ノ内入・木挽4日賃・法村菊次・長作賃勘定済・長三吉賃勘定済・貞次賃銭渡シ・全人買物などである。
  - 26) 表5-2-1-1のNo. 21で、「木挽食費ノ件ヲ依頼ス」と、木挽の食糧は宿老に依頼していることから、米麦代には、木挽の飯料は含まれていない。
  - 27) 興助の実家は新魚目町丸尾郷であり、そこは鉄川組の拠点であり、工事着手前に作業が行われた場所である。したがって、丸尾と魚目は同じ場所を示していると思われる。また、旅費として計上している4月1日の丸尾行き費用10円と、7月28日の11円は、旅費としては額が大きいことから、鉄川組に渡す費用が含まれている可能性が考えられるが、ここでは裏付けがとれないことから、記載の通り、旅費として扱う。
  - 28) 3月21日の支払の大阪書店前金は、大阪市東区唐物町四丁目石川書店に、『議事録ノ二巻』、『木造洋館詳細雛形集 第1-5輯』（三橋四郎編；高橋仁太, 1900年）と、『木造洋館雛形集 上下』（吉原米次郎編；建築書院, 1897及び1898。）三冊を代金5円25銭で注文している。
  - 29) 「心配料」とは、お世話になった人々への心付けと思われる。
  - 30) 工事着手前や、丸尾の祭、8月の盆などには芝居見物など娯楽費の出費があり、組の仕事にメリハリをつけていたものと考えられる。
  - 31) この他に、7月11日に「濱口氏宅にて□□行費100円」と受取金100円があるが、これは旅費および調査費で、桐古天主堂改修工事の費用ではない受取金と考えられることから、桐古天主堂改修工事費には含めない。
  - 32) 閏4月15日に石灰80俵が納入されている。
  - 33) 善吉は鉄川組の職人で、3月は柳の骨削り、4月は木葉造り、9月は硝子障子や階段

- 工事に従事している(表 5-2-1-1 桐古天主堂改修工事の史料から明らかになる建築工事の工程)。
- 34) 閏 4 月 30 日の支払 43 円 34 銭は(祖父追膳の節 冷水杉代 93 銭の所 52 円渡し 40 円と 3 円合して勘定済)で、冷水杉代も勘定されていることから、桐古天主堂改修工事費には含めない。
  - 35) 「宇」は具体的に何をさしているかは、現段階では不明である。
  - 36) 木挽は、11 月の竣工月にも柱や壁板の工事をしているが、11 月の清算は確認できない。引き続き、冷水天主堂新築工事にも同じ木挽が従事していることから、次の工事と通算して清算された可能性が考えられる。
  - 37) 宮原の職分については、現段階では不詳である。
  - 38) 幸太は、湯川幸太で、桐古天主堂改修工事に続いて従事している。鉄川組の大工である。喜田信代、平井聖、本間博文、羽深久夫：桐古天主堂・冷水天主堂・奈摩内天主堂・今村天主堂における関与した人々と鉄川與助の役割, 日本建築学会大会学術梗概集(近畿), pp. 199~200, 2005. 9。
  - 39) 與助は「第 1 回目勘定」と「再度目勘定」に分けているが、筆者は、「再目勘定」は「第 2 回目勘定」、その後の勘定を「第 3 回目勘定」と分けた。なお、與助は、勘定の区切りをどのように分けたかについては分からない。
  - 40) 同じ期間の受取金は、この他に、4 月 16 日の杉山での 40 円と、5 月 3 日の 51 円の 91 円あるが、何故、與助の勘定に含まれていないのかは不詳である。
  - 41) 丸尾は、鉄川組の拠点の置かれた地域であることから、「丸尾の費用」とは、鉄川組の費用と捉えられる。
  - 42) 福見、丸尾、青方と、桐古天主堂改修工事の行われた桐古は、長崎県南松浦郡新上五島町(五島列島の上五島)中通島にある。青方は、上五島の中心で、丸尾は青方に近く、與助の出身地であり、鉄川組の拠点の置かれた場所であった。また、福見は、中通島の南東に位置し、桐古にも近いことから、福見で、桐古天主堂改修工事用の松材を買付けたと考えられる。
  - 43) 幕末、外人建主と職人との間に交された建築工事契約書(英文)は、1861 年 5 月 13 日に、Francis. A Groom と小山良輔との間に交された工事契約書で、11 項目の契約事項が記載されており、全てのドア・窓・鎧戸と、鍵・ヒンジ・ボルトと硝子などの材料は、F. Groom 氏より提供される契約である。山口光臣：長崎の洋風建築, 長崎市教育委員会, pp. 90-92, 1967. 3。このように、洋風建築導入期の長崎市では、建築材料が支給された事例もあることから、その後の工事においても、教会が支給、もしくは、教会が直接関係先に材料費を支払った事例があったと考えられる。
  - 44) 物価の変動に関しては、近代米価表を参考にしている。それによると、明治元年(1868)の物価指数を 100 とすると、明治 39 年(1906)は 273、大正 5 年(1916)は 538 である。
  - 45) 現在、床は板張りであるが、以下の文献では、冷水天主堂の聖堂内部の床には、中央の通路を除いて両側にゴザが敷かれている(撮影年不詳)。雑賀雄二：天主堂 光の建築, 淡交社, p. 45, 2004. 6。
  - 46) 工事内容の分類については、記載内容を基に、筆者が分類した。
  - 47) 長崎県五島列島の中北部若松島の属島で若松町に属する、面積凡 1.7 平方キロの島である。相賀徹夫：万有百貨大事典 8 地理た一わ, 小学館, p. 967, 1979. 12。
  - 48) 與助は、日数で見積を表しているが、桐古天主堂改修工事の「書付」でも、同様に、人工を見積っていることから、冷水天主堂新築工事における日数も人工と考えられる。
  - 49) 木造建築の場合、大工が持ち運びに手ごろな大きさの板に、1/50 程度の縮尺で基礎、各階平面、小屋伏せなどを図示したもの。建築大辞典 第 2 版 普及版：彰国社, p. 79,



1998. 4。
- 50) 冷水天主堂の工事期間について、與助は『証明願』に明治40年(1907)2月から12月と記している。また、『鉄川工務店：今迄に造らせて頂いた建物の一覧表(『私たちの歩み 一株式会社鉄川工務店経歴書一』所収)、発行所・発行年不詳、には、竣工は明治40年(1907)10月と記されており、川上秀人：長崎の教会建築史(三沢博昭『大いなる遺産 長崎の教会』所収)、智書房、p.218,2000.8には、明治40年(1907)5月29日献堂式、10月竣工とある。
- 51) この他に、「5月17日に肥後行の150円」がある。これは、明治45年に着工している福岡県三井郡大刀洗町今村の今村天主堂新築工事のための、旅費および調査費と推測されることから、冷水天主堂新築工事費の工事費としては除外する。なお、肥後は熊本県であり、福岡県今村は筑後であるが、與助は肥後と筑後を混同して記載したものと推測される。
- 52) チュウノが何を示しているかは、現時点では不詳である。
- 53) 古代ローマ時代に、裁判や商取引などのために用いられた公共建築物。普通は細長い長方形の平面を持つ建物で、内部は列柱によって三つの廊下状の空間に分けられる。一番奥のいばしば半円形張り出した部分はアプスという。この形式が移されたキリスト教教会堂では、普通、教会堂の前面に柱廊で囲まれたアトリウムが設けられ、アトリウムと本堂の間には奈留テックスが挿入される。教会堂内部は、列柱によって、中央の身廊と両側の側廊に分けられ、柱の上部は、水平のアーキトレーヴまたはアーチで連結される。その上部には、身廊の天井の高さと側廊のそれとの差を利用して採光用のクリアストーリーがあげられる。内陣部の奥は半円形に張り出す。この形式ヨーロッパの教会堂の一形式として長く保持されたが、これを集中式に対してバシリカ式と呼ぶ。彰国社編：建築大辞典 第2版 普及版、彰国社、p.1330,1998.4。
- 54) 『証明願』によると、昭和25年の増改築工事の建築概要は以下の通りである。「工事種別：増改築工事/構造：煉瓦造/従事技術：設計・施工/延床面積：505㎡/階数：2階/従事期間：昭和24年10月～昭和25年5月」。増築面積は、凡25㎡であることから、楽廊の増築と捉えられる。また、昭和53年(1978)には、敷板張替と、基礎石、根太の補強などの改修工事が行われている。カトリック青砂ヶ浦教会：青砂ヶ浦小教区史 青砂ヶ浦教会・冷水教会200年のあゆみ、p.242,2002.10。
- 55) 今村天主堂の基礎部分には、煉瓦が柱状に積まれている。
- 56) 奈摩内天主堂図面と現状を比較すると、奈摩内天主堂図面に楽廊は書かれていないが、現状は、正面出入口上部に楽廊がある。『鉄川工務店経歴書』には、増改築工事に従事した記録は確認できないが、『証明願』では、明治42年(1909)4月から明治43年(1910)1月の新築工事实績の他に、昭和24年(1949)10月から昭和25年(1950)5月に増改築工事の記録がある。したがって、工事竣工後の昭和25年(1950)に、楽廊を含めた増改築工事を行ったとみることができる。
- 57) 支拂合計は、筆者が加筆したものである。
- 58) 明治41年(1908)の『手帳』④には、「奈摩内ノ為 神父様分受取金」として下記明細が記されており、これには「野寄松代」と、「小串煉瓦代」が含まれており、合計は933円40銭で、81円25銭の違いがみられるが、この差額は、記帳を整理する途中の違いによるものと考えられる。
- 59) 「牛ノ浦煉化」は、長崎県東彼杵郡江上村 牛ノ浦煉瓦工場に西駒太郎が営業していた。旧長崎大司教館関係資料に大正3年1月1日の送り状があり、旧長崎大司教館新築工事に煉瓦を納めている。
- 60) 煉瓦の単価は1銭、支払金には運賃、為替料が含まれている。

- 61) 煉瓦工は金子、楠本、本田である。楠本は明治 39 年 (1906) から明治 40 年 (1907) の『手帳』に「出身地 熊本八代 現住所 長崎管内楠本為次」とあり、明治 44 年 (1913) 『手帳』の住所録に「長崎市管内稲田町六 煉瓦工 楠本為二郎」とある。
- 62) 丑浦煉化。牛ノ浦煉瓦のことだと思われる。
- 63) タブ。材は楠に似てタマグスと呼ばれ、(中略)家具、器具、建築などに用いる。牧野富太郎編：原色牧野植物大図鑑, p. 134, 1982. 7。
- 64) 「本店 東京市麴町區有楽町 1 丁目 5 番地 藤原商店」の送り状が、大浦天主堂の記録にある。
- 65) 中田藤吉。日本人宣教師。仲知教会 (1806-1914) と、田平教会 1914 - 1947) で司牧し、1908 年には野首天主堂の建築に携わる。お告げのマリア修道会：礎, 聖母の騎士社, 1997. 2
- 66) 支拂合計は、筆者が加筆したものである。
- 67) 「ハキリ」は、鋸・歯車などの歯を切るやすり。新村出編：広辞苑第 3 版, 緑川享, 1916, 1984. 11。
- 68) 工事項目は、以下の書籍と同じ分類であることから、以下の書籍を参考にしたと思われる。田中豊太郎編：和洋 建築工事仕様書事例 上, 工業書店建築書院, 1905. 9。これは、辰野金吾、妻木頼黄博士、三橋四郎の閲覧を得て、出版されたもので、工事を、第 1 編 地形之部、第 2 編 煉瓦職之部、第 3 編 石工職之部、第 4 編 大工職之部、第 5 編 建具職之部附硝子職、第 6 編 木挽職之部、第 7 編 左官職之部に分類し、「仕様書ハ施工ノ方法及ビ其順序ヲ簡明ニ列記シ設計ハ工費及工程ヲ精確ニ算出スル」と実例を提示している。
- 69) 「大久保友蔵商店。長崎市大黒町貳五 洋鐵金物商」への支払が大浦天主堂司教館工事に関する資料にある。なお、同商店は、現在も長崎市大黒町で金物商を営んでいる。
- 70) 『新築工事費決算書』には記入間違い、もしくは計算間違いと考えられるミスがあり、與助は、硝子之部 148 円 38 銭 5 厘を 149 円 48 銭 5 厘、職人賄雑費 170 円 4 銭を 170 円 40 銭とし、決算金額は 6,720 円 86 銭 9 厘を 6,721 円 16 銭 9 厘としている。
- 71) 明治 41 年の『手帳』には、奈摩内天主堂新築工事用の松材を野崎島で切出した記録があり、木挽への支払は、野首天主堂と奈摩内天主堂の作業日数を通算して、節句払で清算されていることから、実際の支払は、節句払で清算されたと考えられる。
- 72) 125 周年記念誌編纂委員会編：今村信徒発見 125 周年記念誌, 今村カトリック教会, pp. 78-90, 1992. 11。
- 73) アーチを連続的に用いた吹放ちの空間。西欧中世の教会堂建築において、身廊のクリアストーリーの下に連なるアーケード部分。後は側廊の小屋裏に当たり、一般に営繕用の巡回通路が設けられるため上層のクリアストーリーという名称に対して「ブラインドストーリー」ともいう。彰国社編：建築大辞典 第 2 版 普及版, 彰国社, p. 1214, 1998. 4。
- 74) 高窓。教会堂建築において、身廊の壁の最上部に設けられる窓の列のこと。天井の高い部分(身廊)と低い部分(側廊)との差を利用したもの。彰国社編：建築大辞典 第 2 版, 彰国社, p. 444, 1998. 4。
- 75) 図面は、羽深研究室で製図したものである。第 2 章 第 4 節 4-2(9)の図 2-4-6、ならびに図 2-4-7 にも掲載している。
- 76) 形だけで、光を通さない装飾的な窓。新村出：広辞苑第三版, 岩波書店, p. 2350, 1984. 11。
- 77) 昭和 28 年 (1953) の筑後川一帯を襲った水害で塔との間に被害を受け、ナルテクスアーチ、及び側廊の天井部分は修理されている。また、昭和 32 年 (1957) に身廊部の屋根瓦が葺替られている。平成 19 年 (2007) 年に床板の補強工事が行われ、平成 20

- 年(2008)年には南側小門にスロープが設置された。
- 78) 『工場記録』に「土工ノ部」の買入済と記帳しており、煉瓦は、基礎工事用とともに、躯体用も同時に買入たものと思われる。また、地盤改良として焼過煉瓦とセメント、火山灰などを使用していることが判る。
- 79) 『工場記録』に「土工ノ部」の「買入済」として「340本 杭木 400円」と、杭木は「末口5寸で、長さ17尺を35本、16尺を75本、11尺を50本、14尺を40本、12尺を40本、10尺を30本、9尺を40本、8尺を30本の合計340本」を買入ており、3月2日の追加注文は「末口5寸長10尺を30本、末口5寸長9尺を40本、末口5寸長8尺を30本、練砂利ノ調査、地形練砂利数量」であることから、最終的に買入れた杭木は340本以上に及んだと推定され、杭木は、両側壁、前、后、祭壇部及び、衣装部屋の仕切壁の基礎部分で使い分け、地中に打ち込んだと思われる。また、地業工事については、「さすがの与助も、当時の今村の軟弱地盤には、手を焼いた。掘れば掘るほど、多量の水が出、途中で基礎工事をやり直した。そのために工事が中断、工事費も余計にかかった。」と記載されている。125周年記念誌編纂委員会編：西日本新聞にみる「鉄川与助」とその時代（『今村信徒発見125周年記念誌』所収），今村カトリック教会，p.106, 1992.11。
- 80) 表4-2-4-1のNo.16で、煉瓦職人楠本に、「5月ニ煉化仕事ヲ始メル」と連絡をしている。楠本とは、楠本為二郎で、野首天主堂新築工事、および奈摩内天主堂新築工事に従事した「長崎市管内稲田町六 煉瓦工」の煉瓦職人である。
- 81) 注文の瓦は「軒瓦、袖瓦、箱瓦、谷瓦、鬼瓦」と、日本瓦が記されており、洋瓦ではなく既往の日本の瓦を用いたことが判る。
- 82) 喜田信代、平井聖、本間博文、羽深久夫：桐古天主堂・冷水天主堂・奈摩内天主堂・今村天主堂における関与した人々と鉄川與助の役割，日本建築学会大会学術梗概集（近畿），pp.199～200, 2005.9。この論考で、與助は教会建築生産の拡大につれ、工事関係者や建築材料を近隣で賄う工事から、生産の場を九州本土に拡大し、工事場に近い地元で建築材料を賄い、関係の職人も地場で雇用し建築生産に従事した点を明らかにしている。
- 83) 現状の今村天主堂は正面左右に煉瓦の双塔があるが、『新築工事費予算書』の「煉瓦壁ノ部」には「両階段ノ間」2ヶ所、16坪が計画されているが、『工場記録』では、双塔の屋根葺き材である銅板400枚が注文されている。したがって、『新築工事費予算書』が作成された明治44年(1911)7月から『工場記録』が作成される明治45年(1912)3月までの間に、「両階段ノ間」は八角形の双塔に計画が変更されたものといえる。明治45年(1912)2月9日から11日の図面作成に反映されたかどうかについては不詳である。
- 84) 鉄川組の大工は、今村天主堂工事中に、佐賀に移動し、佐賀市公教会新築工事に従事している。
- 85) 史料編 史料C-67『手紙』③から、與助は、旧長崎大司教館工事に、天主堂工事係代人として従事していることが判る。
- 86) 福岡教区(福岡・佐賀・大分・宮崎・熊本)では、今村天主堂新築工事後に、教区が設立され、新築工事が計画されていたが、実際には、昭和2年(1927)に福岡教区は設立され、したがって、教会の新築工事も遅れたと思われる。125周年記念誌編集委員会編：今村信徒発見125周年記念誌，聖母の騎士社，p.228, 1992.11。
- 87) 但し、この受払金の差には、読み取りが出来ない金額が含まれていると考えられる。
- 88) 初之助は、今村天主堂新築工事の『職人出きんぼ』と『職人日記帳』には記載されていないことから、今村天主堂新築工事には従事していないと捉えられるが、職人賃が支払われており、この理由は不詳である。
- 89) 木挽では、桐古天主堂改修工事以来、従事している職人への支払が見られないが、

これは判読できない可能性が考えられる。

- 90) 鉄川組は家族集団を母体としており、與助は組の頭として現場を監督、建築材料の業者や職人の選定、庶務、会計を行なっており、この時期は組織が分業化に移行する過渡期であることから、家族のための支出も含まれていたと考えられる。
- 91) 避雷針は道具とは考えられないが、日付と発注先（久留米市庄島国武町 宮原保之進）が記されている。
- 92) 異形煉瓦は、規格に定められた形状、寸法以外の煉瓦。原型の煉瓦を切断加工したものも含める場合があるが、アーチ形、隅丸、孤状など、あらかじめ入口、天井、窓などの特殊用途向きに製造されたものをいう。異形煉瓦には、横迫り形、堅迫り形、撥形、東京形などの呼び名のものがある。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 70, 1998. 4. なお、迫煉瓦と、煉瓦迫形の違いについては、不詳である。
- 93) 肩は、熊本県で材木を計る単位。5寸角で間の材を基準とする。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 283, 1998. 4.
- 94) 「常の上」の瓦については、どのような瓦か不詳である。
- 95) 今村天主堂新築工事の『工場簿』には、「領収書」がある。これは木材・石材を受負、その手付 50 円の領収書で、佐賀市公会館の神父山口宅助に宛てである。
- 96) 木材の買付、契約、問い合わせは、大正元年(1912)10月15日から29日の建屋工事をはさみ、明治44年(1911)9月12日、15日、明治45年(1912)2月9日、10日、11日、4月13日、7月9日、大正元年(1912)8月26日、9月6日、10月4日、11月11日、30日、12月2日、3日、11日の15回行われている。
- 97) 與助は、「柳ノ太サ」を『手帳』に記録しており、それによると、身廊天井柳は「七寸」、側廊天井柳は「六寸」で、ともに「厚サ三寸位」で、幅の両側に溝を掘るデザインである。現状も同様であることから、與助は天井の「柳」についても設計し、施工を指示していたものと思われる。
- 98) 「木工ノ部」の数量は、柱の本数と「肩」で表記されている。また、「石之部」の柱臺石の「品種」は石材の材種を表わすものと思われるが、原簿には未記入であるため、空欄のままとした。なお、「肩」とは、熊本県で、5寸角で1間の材を基準とする木材を計る単位である。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 283, 1998. 4.
- 99) 壁の側面に接して設けられた付け柱。通常、荷重は負担しない。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 287, 1998. 4. 見積寸法は36尺であることから、祭壇部の煉瓦の壁に設けられた飾付柱をさしていると思われる。
- 100) 下屋(げや)は、本屋の外壁に接して設けられた片流の屋根、またはその下にある空間である。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 479, 1998. 4. 本稿で、與助が「下屋台柱」と表記した柱は、聖堂の両側廊部及び正面内側壁に取り付けられた飾付柱と思われる。
- 101) 表5-2-4-1のNo. 61で「小柱15本減」と決めているが、その場所については明記されていない。
- 102) 二階楽廊の両袖部分は、板で仮囲いされているため、建築当初の状況は確認できない。
- 103) 「煉瓦壁ノ部」は、11の場所に分けた坪数を合計251坪4合と積算しているが、本稿では、壁厚と段数をもとに煉瓦員数を積算した「煉瓦之部」の積算と、現状を比較検討する。
- 104) 表5-2-4-1のNo. 20参照。「土工ノ部」として、「並煉瓦22万個、上煉瓦11万個、石灰、セメント 5500円」を買入済と『工場簿』に記帳している。33万個の煉瓦は基礎工事から壁体に用いる煉瓦を買付けたものと考えられる。
- 105) 着工後に発注した煉瓦は、四分三形1,200個と、煉化迫形、および、側窓イ印850個、丸窓ロ印660個、大迫ハ印820個、全外二印900個、蛇腹小迫ホ印1,200個、蛇腹小迫ヘ印1,200個に分けた異形煉瓦であり、壁や基礎に使用する一般の煉瓦は含まれていない。

- 106) 旧長崎大司教館の設計は、ドロ神父と鉄川與助とされている。ド・ロ神父は、旧大司教館と同じ敷地内にある旧羅典神学校を設計している。①それぞれの構造は、旧羅典神学校は木骨煉瓦造で、漆喰仕上げであり、旧長崎大司教館は、煉瓦と木造の混構造である。②平面は、共に地下室を有する3階建である。③1階と2階の内部はそれぞれの大部屋を通路で結び、ほぼ中央部分に階段がある。④3階は仕切りがない空間であるなどの共通点がある。⑤ベランダは、旧羅典神学校の1階と2階には南側にあるが、旧大司教館の1階と2階には東西の両方にある。部屋の間仕切りや、階段の位置などは全く同じではないが、ドロ神父は、旧羅典神学校の基本設計をもとに、旧長崎大司教館の新築予定の土地の状況に併せて凡そ90度南北方向に回転させて、新築したと考えられる。
- 107) 大浦天主堂は現存する日本最古の天主堂建築で国宝に指定されている。カトリック大浦教会百年祭執行委員会編：カトリック大浦教會 百年の歩み 1965, pp. 77~116, 1965. 6. 日本建築学会編：総覧 日本の建築 9 九州沖縄編, p. 149. 1994. 2
- 108) Marc Marie de Rotz, (1840. 3. 27-1914. 11. 7) 仏人。カトリック宣教師。明治元年(1868) プチジャン神父と共に来日。大浦天主堂に石版所を設け、1971年から1973年には横浜に移り、1973年から長崎の外海町出津に移り、司祭として救済活動を続ける。また、建築家としても優れ、作品には旧羅典神学校、出津教会と大野教会がある。日本キリスト教歴史大辞典編集委員会：日本キリスト教歴史大辞典, p. 968, 1998. 8. 並びに、ド・ロ神父記念館：マルコ・マリ・ド・ロ神父小伝, 1995. 8. 15.
- 109) 日本建築学会編：総覧 日本の建築 9 九州沖縄編, p. 149. 1994. 2.
- 110) 最初は伝道師学校として建てられ、戦後聖婢姉妹会本部となり、現在は空家。長崎市教育委員会：南山手の洋館—伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書, 1977.
- 111) ユネスコ世界遺産登録に関しては、文化庁のHP(文化庁HP キリスト教と世界遺産)を参考にした。それによると、長崎におけるキリスト教の伝来と繁栄、激しい弾圧と250年もの潜伏、そして奇跡の復活、という、世界に類を見ない布教の歴史を物語る資産として、ユネスコの世界遺産暫定リストに登録された。長崎県では、正式に世界遺産として登録されるために、関係市町と情報共有を図って、保存管理計画の策定や国内外の同じような資産との比較研究などの一体的な取り組みを進めることとし、(中略) 現在は下記の13資産が構成資産とされている。2014年7月10日に文化審議会の世界文化遺産・無形文化遺産部会は、2016年の世界文化遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(長崎県、熊本県)について、国連教育科学文化機関(ユネスコ)に推薦する候補に選んだ。政府は閣議了解を経て、2014年9月に推薦書をユネスコに提出した。2015年2月1日までに正式な推薦書をユネスコに提出する。登録の可否は2016年夏ごろの世界遺産委員会で決まる。
- 112) 将来的には、コレジオは移設される計画がある。
- 113) 司教館は、教区本部ともいえる建物で、司教および司祭たちは司教館に住み、事務所と住まいを兼ねた建物といえる。長崎大司教区のご指導による。なお、長崎司教区は、昭和32年(1959)に大司教区に昇格したことにより、長崎大司教館となっている。カトリック大浦教会百年祭執行委員会編：カトリック大浦教會 百年の歩み 1965, p. 145, 1965. 6. 30.
- 114) 大浦天主堂境内配置図には小使住宅は居宅(その後建築された居宅も2003年解体)と記され、長崎大司教館の西側に昭和60年(1985)建築の便所がある。前掲注106) 文献 p. 172、および、大浦天主堂からの聞き取りによる。
- 115) 図面は、長崎市文化観光部文化財課の提供によるもので、長崎市教育委員会：南山手の洋館—伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書, p. 93, 1977 に所収されている。

- なお、地下室部分の図面については、長崎県世界遺産登録推進室：「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物 調査報告書, 長崎県, 2011 に掲載されているものが正確と判断される。
- 116) 與助は、史料に「地中室」と表記しているが、司教館地下室のことだと考えられることから、本稿では地下室と表記する。
- 117) 長崎県世界遺産登録推進室：「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」構成資産候補建造物 調査報告書, 長崎県, 2011。
- 118) 床面積等は、長崎県教育庁学芸文化課のご教示による。
- 119) 藁の畳床を使わないで板に畳表を張りつけた代用の畳。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 79, 1998. 4。
- 120) 煉瓦の員数調査は、現状の立面写真、及び壁厚から数量の確認を行った。
- 121) 田中豊太郎編（辰野金吾、妻木頼黄博士、三橋四郎の閲覧）：工業書店建築書院, p. 125, p. 127, 1905。
- 122) 長崎には古くから独特の建築材料として、天川(アマカワ)土に貝灰を混ぜた天川漆喰という工方があった。山口光臣：長崎の洋風建築, 長崎市教育委員会編, pp. 88-89, 1967. 3。天川漆喰は、赤土が溶け煉瓦の目地が溶けだすことから、ド・ロ神父は、石灰と砂をこね合わせた「ド・ロ壁」を採用した。日本放送出版協会：ある明治の福祉像 ド・ロ神父の生涯, pp. 193-195, 1995. 8。
- 123) 畑中建三編：土木建築工事請負便覧, 大蔵書院, 1914. 3 のノートに、「ドロー様」と「煉瓦トロ調合割合 佐野博士実験」と比較して記している。
- 124) 筑後三潞郡城島町の荒木貞次郎は現在も瓦工場を営んでおり、今村天主堂新築工事に納入している。
- 125) 福岡県久留米市の城島では、明治期以降の手造り時代の型を使い現在も製造を継続しており、その所要量は1坪に65枚が基本である。久留米市城島の瓦製造業 今村銀色よりの聞き取りによる。
- 126) 村川朝松は明治45年(1912)に製材所を創業し、現在は材木商を継承している。
- 127) 取引先は、大久保金物（現在も長崎市で操業）、内田鉄工所、石塚商店、高田屋、中津屋、松江商店、柴田仙商店、志賀、佐藤丈太郎である。
- 128) 取引先は、石塚商店、森庄商店、中津屋、松江屋、柴田仙商店、松江船具である。
- 129) 江戸町にガラス商の志賀兄弟商會があり、與助の史料にカタログがある。
- 130) 祝儀は、請負人や臨時雇人夫、煉瓦工と石工、女人夫、木挽と鉄川組に分けて合計97円85銭が支払われている。鉄川組大工と木挽へは、永田3円 前田2円 常助4円 慶輔4円 永田2円50銭 天野2円50銭 前田2円 武石2円 出口2円 丸岡2円 山下2円 前田2円 善吉2円50銭 友吉2円50銭 庄司50銭 永田50銭 外2円で支払合計は37円である。
- 131) この他に、煉瓦揚賃と敷瓦200枚代、鉄川大工手間11日賃、スサ、ガラス、土管、銅製水パイプ代があり、これらは湯場の工事費と考えられるが、左官工事費として清算されている。
- 132) 「借家」については、何を示しているのか現状では不詳である。
- 133) 與助の妻トサの費用は、松江商店の買物代金である。
- 134) 今村天主堂新築工事（大正2年/1913）では、『新築工事予算書』は2万1723円32銭5厘（1万8989円32銭5厘と人夫賃2734円）で、この他に基礎工事の追加工事費があり、総額は凡3万円程となる見込みである。
- 135) 司教館工事における與助の請負金については、今後も、史料の収集に努め、明らかにしたい。

- 136) 工事関係者の中で、村川材木店と、大久保商店(現大久保金物店)は、長崎市内で営業を継続している。
- 137) 鏡石は、枯れ滝において、落下する滝を象徴するものとして使われる青石。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 252, 1998. 4。旧長崎大司教館と同じ高さで造庭された箇所に使われたと考えられる。
- 138) 大崎八重神父(1899～1928)は、初代主任司祭。青砂ヶ浦のみではなく、上五島全域の21ヶ所の教会を司牧, 青砂ヶ浦小教区史：カトリック青砂ヶ浦教会, p. 68, 2002. 10。
- 139) 宣教師と主任教会の関係などについては、以下の文献を参考にしている。キリスト信者発見100周年行事委員会編：カトリック長崎大司教区100年の歩み, カトリック長崎大司教区, 1965. 3、里脇浅次郎：旅する教会-長崎邦人司教区創設50年史-, カトリック長崎大司教区, 1977. 12、ド・ロ神父記念館：マルコ・マリー・ヂ・ロ神父小伝, 聖母の騎士, 1995. 8、片岡弥吉：ある明治の福祉像-ド・ロ神父の生涯-, 日本放送出版協会, 1996. 10。
- 140) マタラ神父は、兄弟のどちらかは不詳であるが、1898年3月から1899年4月は平戸の宝亀天主堂の主任司祭を務め、1868年から1921年は紐差天主堂の主任司祭を疎めている。里脇浅次郎：旅する協会長崎邦人司教区創設50年史カトリック長崎大司教区, pp. 97-98, 1977. 12。
- 141) 旧浦上天主堂については、以下の史料を参考にした。前田勝雄：長崎市史 地誌編 神社教会部 下, 長崎市, pp. 613-649, 1981. 10。旧浦上天主堂は、明治28年(1895)に、仏人宣教師フレノ神父の設計で、石と煉瓦造の壮大なネオ・ロマネスク様式の天主堂として起工した。その後、浦上四番崩れによる一村総流配などがあり、フレノ神父も過労に倒れ、ラゲ神父に引き継がれた。ラゲ神父は、設計を変更し、上部は木造とし、大正3年(1914)竣工した。さらに、11年後の大正14年(1925)ヒューゼ神父の時に、双塔ができ、アンジェラスの鐘がつるされたが、昭和20年(1945)8月、被爆により倒壊、現在は、鉄川與助の設計・施工により再建されている。
- 142) 宣教師の報告については多様な文献が出版されているが、主に以下の文献を参考にした。松田毅一, E・リヨッセン：フロイスの日本覚書 日本とヨーロッパの風習の違い, 中公新書, pp. 121-126, 1983. 10。ヴァリニャーノ、高橋裕史訳：東インド巡察記 東洋文庫734, 平凡社, 2005. 1。また、教会堂の建築については、宮本健次：近世日本建築にひそむ西欧手法の謎 「キリシタン建築」論・序説, 彰国社, 1996. 1。
- 143) 鏡石は、枯れ滝において、落下する滝を象徴するものとして使われる青石。彰国社編：建築大辞典 第2版, 彰国社, p. 252, 1998. 4。旧長崎大司教館と同じ高さで造庭された箇所に使われたと考えられる。
- 144) 與助の妻トサの実家の渡辺家に左官職人をさせたとの言い伝えが出身地にあり、煉瓦工の渡辺春一と、左官の春市は、同一人の可能性がある。

## 第6章

明治期における建築工事請負の変遷と鉄川與助の建築工事請負の史的評価



## 第6章 明治期における建築工事請負の変遷と鉄川與助の建築工事請負の史的評価

### 第1節 本章の目的と概要

明治期は、請負契約関係書類は整備過程にあるといえる。

第2章の明治期における建築工事請負では、入札や定額と、特命により施工者が選定され、工事は一式請負契約のほか、実費加算報酬請負などの契約で実施されており、設計者と注文者、ならびに請負人の立場の改善を目指し、請負契約関係書類も整備過程にあることを明らかにした。

また、第3章の鉄川與助の建築工事請負の実態と変遷では、明治期における学校建築工事関係史料で、第2節 3-2-2 鉄川與助の直筆史料 (1) 明治期における学校建築工事関係史料に、奈留島村船廻尋常小学校新築工事の「請負入札指名通知」(史料B-1, 史料C-1)、ならびに若松村立尋常小学校新築工事の『若松村立尋常小学校新築工事仕様書』(史料C-5)、『若松村立尋常小学校新築工事費豫算仕譯書』(史料C-8)、『若松村立尋常小学校 一式請負人心得書』(史料C-9)があることを明らかにした。

さらに、第5章では、明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事の建築工事請負の実態と変遷を明らかにした。なかでも、桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から今村天主堂新築工事(大正2年/1913)では、工事請負の経緯や工事内容、宣教師や、工事関係者との打合せと職人の仕事内容、工事費の受払など、請負業者として基本的な項目を『手帳』に整理し、工事の実績を重ねる毎に、決算書や予算書を作成し、工場簿、工場記録、職人出勤簿を整備し、旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)では、見積書、仕様書、契約証、心得書と証書式、材料納方請負証書など請負契約関係書類と、注文書、材木の積入明細書、送状の他、工事費関係史料を整備していることが判った。

そこで、本章では、第2章で明らかにした明治期における請負契約関係書類の推移と、第3章の明治期の学校建築工事、ならびに第5章で明らかにした明治期における鉄川與助の教会建築の工事請負の実態を比較検討し、明治期における鉄川與助の教会建築工事の実施方式の特徴を捉えようとするものである。

本章は、以下のように構成される。

第2節では、明治期における建築工事請負の実態を、請負契約方式と請負契約関係書類の推移について述べる。具体的には、請負契約方式は、施工者選定方式と、工事实施形式、および工事費の清算で、請負契約関係書類は、建築工事請負契約書と、建築工事心得書、

および契約書と建築工事請負規定について述べる。そのうえで、請負契約関係書類の推移について明らかにする。

第3節では、鉄川與助の教会建築における建築工事請負の特徴として、第5章で明らかにした、與助の明治期の教会、および教会関係建築の工事請負の実態と請負契約関係書類の変遷を比較・検討し、與助の建築請負の特徴を明らかにする。

第4節は、本章のまとめである。

## 第2節 明治期における建築工事請負の実態

### 6-2-1 請負契約方式の変遷

工事の契約は、直営と一式請負に加えて、明治中期から大正期にかけて、実費報酬加算式で行われており、工事費の清算は、契約の方式と深く関わっている。

直営は、建築主が、それぞれの請負人に材料費や手間賃を精算する方式で、一式請負は、建築主は棟梁に施工を一任し、建築工事の総額を請負代金として定め、決められた期間内に完成させる約束で、建築工事の全てを下請業者に請負わせる方式で、これを総合管理すると共に、機器、新材料、下請職（労務）を流用できる利点がある。

実費報酬加算式は、最初に請負人の報酬を決め、注文者の委任を受け、注文者に替り工事を施工し、これに要する費用は、その都度注文者から交付を受け、工事を進捗するものである。

施工者を選定するには入札と特命の他、定式請負がある。入札は江戸時代から行われており、平素着実に工事を仕上げる信用のある者を予め選択し、他日工事執行の場合に見積書を提出させ、その結果により下命する制度である。特命は、入札によらないで発注者が施工能力や信頼性などから特定の業者を選定する制度である。これに対して、定式請負は、ある程度以下の工事に対して、出入の者の中より月番を設け、一定の期間内に生じる工事はその月番が担当するもので、見積提出の煩わしさを省略することができる。各職方の工賃および材料の価格は、別に本途帳と称するものに定め、これによって工事費を決める方式である。

### 6-2-2 建築工事請負関係書類の変遷

辰野金吾等が作成した「英吉利法律学校新築約定書」（明治20年/1887）（史料A-1）は、設計者と注文者、ならびに請負人の立場の改善を目指したもので、この内容は、日本銀行本店新築工事（明治29年/1896）の関係書類や、日本銀行大阪支店新築工事（明

治 36 年/1903)の「其一 工手間請負人心得書と証書式」(史料 A-9)、「其二 一式請負人心得書と証書式」(史料 A-10)、「其三 材料納方請負人心得書と証書式」(史料 A-11)に引き継がれ、『家屋建築実例』(明治 41 年/1908)では、「一式請負人心得書と証書式」(史料 A-13)、「工手間請負人心得書と証書式」(史料 A-14)、「材料納方請負人心得書と証書式」(史料 A-15)を公表し、民間工事における普及を目指している。

さらに、建築学会の契約書と工事請負規定(明治 44 年/1910) (史料 A-18)や、建築業協会の建築工事契約書と工事請負規定(大正 3 年/1913) (史料 A-19)、四会連合の建築工事契約書と工事請負規定(大正 12 年/1923) (史料 A-20)に繋がっている。

しかし、注文主と請負人双方の権利・義務を平等に扱い、請負契約関係書類に反映させるには、大正期までまたなければいけなかったことを明らかにした。

### 第 3 節 鉄川與助の明治期における建築工事請負の特徴

#### 6-3-1 官庁工事における建築工事請負

與助の史料に、奈留島村船廻尋常小学校新築工事(明治 36 年/1903)の「請負入札指名通知」(史料 B-1, 史料 C-1)と、明治 45 年(1912)に若松尋常小学校新築工事を施工しており、一式請負人心得書と証書式(史料 B-2, 史料 C-9)がある。

奈留島村船廻尋常小学校新築工事については、請負、もしくは施工の確認はとれないが、「請負入札指名通知」の 7 項目から、入札に参加するには契約保証金 30 円と、請負金の 5/100 の契約保証金を添えて、入札書差出の指定地まで出向くという条件があったことが判る。

また、明治 45 年(1912)に若松尋常小学校新築工事を施工しており、一式請負人心得書と証書式(史料 B-2, 史料 C-9)からは、請負人は、内訳明積書と、保証人と身元保証品を差し出す。請負後の解除、違約、材料の検査、監督員、工事係員、工事上の不都合、工事時間の厳守、請負人の工事場への出張、不適當な使用人、工事場取締、現品の下渡、落成期日、工事落成後の検査、引渡、危険負担、損害賠償、請負契約解除、工事落成期限、工事期間、図面仕様書及び予算数量書に明示した工事の実施、図面仕様書及び予算数量書の不分明な箇所の工事、原寸図の訂正、建築材料運搬、近隣への注意、損害賠償、火災保険、受負契約以外の局部工事、工事監督者、現場工事係、変更工事について規程している。工事は一式請負で請負、一式請負人心得書、絵図面 仕様書等を遵守し、誠実に履行することを約束し、違約した場合には請負金高の割合で違約金を支払い、保証人と保証を添えて申し込むという条件が判る。

## 6-3-2 教会建築工事における請負契約の特徴

### (1) 工事の契約

與助は、桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)以降、旧長崎大司教館新築工事まで、請負に際して、他者と競合し、入札を経験することもなく、継続的にカトリックの教会および教会関係建築工事を請負っている。これは、教会と與助の信頼関係に裏付けられた特命での契約によるものと考えられる。

特命の利点は、契約保証金を用意しなくて済むことと、入札書差出の指定地まで出向かなくて済むことがあげられる。

これは、與助が真面目に、正直に、真摯に洋風建築である教会建築工事に取り組み、卓越した技量の持ち主として、教会建築を竣工させてきた実績が評価されていたと考えられる。一方、施主である教会は、教会建築の特徴などや、宣教師や信者総代との関係など、官営建築や民間工事との違いを逐一説明する手間を省くことが出来る。外国人宣教師には、建築工事を竣工させるための、人や材料の手配と、工程の管理は難しいこともあるだろう。関係者とは、日本語での意思の疎通に障害もあったと推測される。與助は、教会建築と、西洋の文化に関心を寄せ、一生懸命に取り組む姿勢は、教会および教会関係建築を特命で請負という流れに繋がっていったと考えられる。

### (2) 請負契約関係書類の変遷

鉄川與助は、建築工事の実績を重ねる中で、様々な書類を作成しているが、『手帳』は、その他の書類を作成する前から記録していることから、請負業者として基本的な項目を『手帳』に整理したのと考えられる。事実、建築請負の初期ともいえる桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から今村天主堂新築工事(大正2年/1913)では、『手帳』に、工事請負の経緯や工事内容、宣教師や、工事関係者との打合せと職人の仕事内容、工事費の受払などを記している。

奈摩内天主堂新築工事(明治43年/1910)では、『手帳』の他に、奈摩内天主堂図面を作成し、『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』を整理し、工事費は「御方」即ち施主の負担と、「私方」即ち鉄川組の費用負担を明確にしている。

今村天主堂新築工事(大正2年/1913)では、『手帳』の他に、『新築工事費豫算書』、『雑費記入簿』、『工場記録』、『工場簿』を整理しており、石材や木材の納入業者と「石材彫刻据付工事契約証」と「木材請負契約証」を取交し、與助は現場に常駐しなくても、「契約証」で石材彫刻の据付や、木材が納入される体制が整っているとい

える。また、職人の管理は、明治45年(1912)の『職人日記帳』、大正2年(1913)の『職人出勤簿』で行っている。なお、『新築工事費豫算書』を作成したことは、第一に、材料費や手間賃、ならびに工事工程などを把握していたことと、第二に、これまでの五島列島内や長崎市での工事实績を拡大して、福岡県に進出したで、馴染みの薄い取引業者を相手にすることになり、工事費や職人の出面の管理を、書類で明確にする目的があったと考える。

旧長崎大司教館工事(大正4年/1915)では、與助は、工事係代人として、請負業者に見積書を提出させている。『小使住宅新築仕様書』と『学校附属便所並ニ湯場仕様書』や、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』と『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』、『工手間請負人心得書』と『工手間受負証書式・工手間受負証書』や、『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書』、『建築材料運搬請負証書』などで、請負人の義務などを心得や請負証書で示し、取引実績のない業者からは、保証金と保証品を預かり、工事終了後には、保証金を返金している。また、工事費は、工事毎に領収書を発行する形式から『支払伝票』で精算する方式に移行している。このような過程で、『材料納方請負人心得書』と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書』、ならびに『工手間請負人心得書』と『工手間受負証書式・工手間受負証書』は、複写した書類を使用していることから、與助の現場では、書類の標準化も進められていたことが判る。しかし、『瓦納方請負契約証』にみられるように、書類名や書式も統一されたものではなく、建築材料は附属工事用としながら、実際は司教館本館工事用であるなど、請負契約関係書類は標準化に向けて変遷過程にあるといえる。

このように工事の実績を重ねる中で書類は細分化しているが、與助は、請負の当初から、『手帳』に請負内容と工事工程、工事費など、近代的な請負契約関係書類に相当する内容を記録し、工事を管理していたといえる。

#### 第4節 明治期の中央における建築工事請負契約関係書類と鉄川與助の建築工事請負契約関係書類の変遷

図6-4-1 明治期の中央における建築工事請負契約関係書類と鉄川與助の建築工事請負契約関係書類の変遷を整理している。

年代は右方向に、明治20年(1887)から大正5年(1916)までを5年刻みであらわし、図

の上段には和暦、下段には和暦と西暦をあらわしている。また、左列は下段方向に、中央の関係書類(約定書、日本銀行本店新築工事関係書類、心得書、契約書と工事請負規定)と、與助の関係書類(主な建築実績と請負契約関係書類)と、主な出来事をあらわしている。

約定書は、辰野金吾等により、建築主・建築家・請負人の三者で締結された「英吉利法律学校新築工事約定書」(明治 20 年/1887)が、我が国で最初の「約定書」とされている。次いで、辰野金吾は、日本銀行本店新築工事(明治 29 年/1896)の関係書類を整備し、日本銀行大阪支店新築工事(明治 36 年/1903)で、「其一 工手間請負人心得書と証書式」、「其二 一式請負人心得書と証書式」、「其三 材料納方請負人心得書と証書式」の日本銀行本店新築工事の関係書類を修正している。

引き続き、『家屋建築実例』(明治 41 年/1908)は、「一式請負人心得書と証書式」、「工手間請負人心得書と証書式」、「材料納方請負人心得書と証書式」を公表し、広く一般に普及することを目指している。

以上の流れを受けて、建築学会では、契約書と工事請負規定(明治 44 年/1910)を制定し、建築業協会では、建築工事契約書と工事請負規定(大正 3 年/1912)を制定し、四会連合では、建築工事契約書と工事請負規定(大正 12 年/1923)を制定している。

一方、民間である清水組では、清水組と職方の間に「契約書」(明治 37-8 年/1904-5)を締結し、「工事場ニ於ケル風紀ヲ改良スル諭示」(明治 39 年/1906)を公示していることから、契約書や心得書により、下請組織を管理し、施工組織を包括的に管理していたと考えられる。このように、元請では、洋風建築に対応する作業手順や心得などの現場教育の他に、各職方への心構えや、日常の注意、さらには職人の風紀改良などについても、各職方への心得書を公布し、各職方と綿密に結びつくことで、組織を統率し、工程を掌握し、工事の推進を図っているものと考えられる。

鉄川與助は、鉄川組創業前の奈留島村尋常小学校新築工事(明治 36 年/1903)の「請負入札指名通知」で入札を経験し、明治 41 年(1908)に建築学会に入会し請負契約関係書類を標準化する動きを承知し、明治 45 年(1911)に若松尋常小学校新築工事を一式請負で施工することで、「一式請負人心得書」による工事は理解しているといえる。

今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)では、石材や木材の納入業者と「石材彫刻据付工事契約証」と「木材請負契約証」を取交すことで、與助は現場に常駐しなくても現場管理が行われていると考えられる。この工事と並行して行われた旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)では、「小使住宅及学校附属便所并湯場一式請負人心得書」、「工手間請負

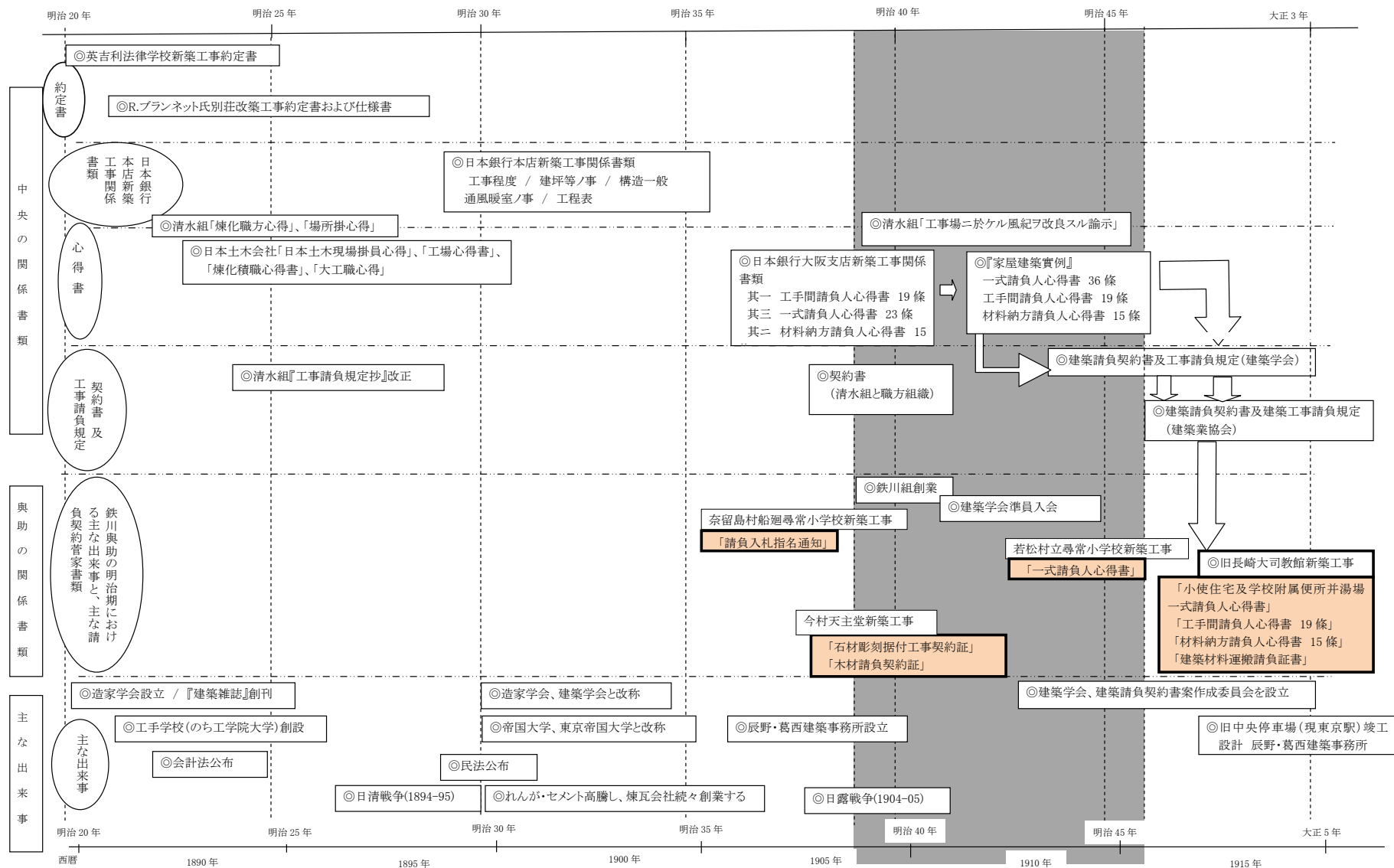


図 6-4-1 明治期の中央における建築工事請負契約関係書類と鉄川與助の建築工事請負契約関係書類の変遷

凡例:   は、鉄川與助が作成した請負契約関係書類を示している。

「人心得書と証書式」、「材料納方請負人心得書と証書式」、「建築材料運搬請負証書」を、請負人と取交している。

したがって、與助は、中央で行われている建築工事請負関係書類を整備する動きを理解して、同時期に九州地方の自らの建築工事請負契約関係書類に反映していることが判る。

請負契約が法的に規定されるようになったのは、日本銀行本店新築工事が竣工した明治29年(1896)公布の民法第3編においてである。

民法では請負契約について、その効力を契約当事者双方の権利・義務とともに詳細に規定しており、注文主と請負人は全く平等の立場にある、としているが、明治以来請負契約を要する大掛かりな工事は、殆ど官公庁、もしくはそれに準ずる大法人の発注であったことから、建築主と請負人の関係には、政府による権力支配という上下関係が持ち込まれ、結果として、当時の建築業界全体には、「業界の3大問題」とよばれた問題があったとされている。業界の3大問題とは、①当時、入札の時に積まれていた高額の保証金撤廃と請負における片務性の改善。②建設業の特殊性を考慮しない営業税の撤廃。③当時の選挙法により、官公庁工事の請負者に与えられていなかった衆議院議員被選挙権の獲得、である。そこで、「業界の3大問題」が是正されるのは、大正11年(1922)の四会連合の請負規定まで待たなければならなかったといえる。

表6-4-1は、請負契約関係書類の内容と変遷は、右列に、時系列に、明治7年(1874)の工部省製作寮入札規則から、大正12年(1923)の建築学会・日本建築協会・日本建築士会・および建築業協会の12件の契約書と心得書を表し、下段の方向には、No.、和暦、西暦、書類名、書類作成者、前文と、第1条から第39条までの条項の概要をあらわしている。

現代の工事契約は、①工事内容(工事名、工事場所)、②請負代金の額と支払方法、③工事着手の時期と完成の時期、④天災その他の不可抗力による損害の負担、⑤各当事者(発注者・施工者)の履行の遅延、その他の債務不履行の場合の遅延利息、違約金、⑥契約に関する紛争の解決方法などについて、工事請負契約書に、発注者と施工者がそれぞれ記名捺印した時に成立する。工事契約に当って必要な書類は工事契約書、契約約款、設計図書、施工計画書などである。

一方、No.1の「工部省製作寮入札規則」明治7年(1874)は、入札、落札1/10上納、違約金、落成期限、落札取消違約金、入札人へ告諭、違約及過怠償金の8項目について決めており、その大半は、落札後に請負人の違約や過怠があった場合の償金について規定し



たものである。官庁である工部省は、入札規制により請負人の選定にあたる姿勢を示していると考えられる。

英吉利法律学校新築(明治20年/1887)の設計者である辰野金吾は、「英吉利法律学校新築工事約定書」(明治20年/1887)(No.3)は、前文と23條からなる項目を定めている。しかし、その内容は、建築家は施主の立場で請負人と対峙し、請負人側の義務規定で、請負人は保証人と保証品を添えて、施主に請負の遂行を誓うという内容は含まれていない。

No.4の「R.プラネット氏別荘改築工事約定書および仕様書」(明治21年/1888)は、設計者はJ.ダイアックで、清水組の建築工事契約書および仕様書である。第1條から第10條に、現場監督、不適當の職工、竣工後の図面・仕様書の返却、材料供給と竣工後の清掃、図面作成、変更・錯誤の対処、請負人の義務、日本の尺度の使用、造家師の役割について記されている。特記すべきは、第10條では、注文主の希望で変更工事が生じる場合は、「受負人ノ迷惑トナラザル為」、変更工事に着手する前に、費用と日限の増減は請負人の指示に従うことと明記し、注文主、造家師、請負人の役割について規定している。この表現は、注文主や造家師のみではなく、請負人の立場を尊重したもので、約定書の近代化を一步進めたといえる。また、「R.プラネット氏別荘改築工事約定書および仕様書」は、明治20年代初期の民間工事における建築工事契約書で、書類名は、約定書および仕様書であるが、請負代金、工事の完成期限や引渡期限、保証人についての規定はない、極めて近代的な約定書と考えられるが、この約定書の内容が引き継がれていなかった理由は不詳である。

No.5の「東京市工事請負規則」(明治22年/1889)では、代価の総額を契約金額として定める定額請負方式として、「金額200円以下のものは公の入札を附せず」と規定し、定請負の期間は2箇年以内とする、身元保証物、請負人の義務、工事の着手、請負の罷免の禁止、臨時に急施を要する場合の義務、諸工事の材料及職人賃、規約中の定価修正、検査、定請負人の手代、竣工の期日と損害弁償、危険負担など17ヶ條を規定している。

本表には記載していないが、辰野金吾は、この後、日本銀行本店(明治29年/1896)で、建築工事名、関係書類名、史料の区分を現した関係資料を整理している。日本銀行本店新築工事で作成された関係書類は、建築概要、および重要な建築材料の産地、或いは製造所、数量、支拂代價、単價、受負人を指定し、実質的な請負契約書と、工手間請負契約書、および、材料納方請負契約書と考えられる。さらに、工事程度は、工事項目毎の工事の着工・竣工予定をあらわしており、仕様書に相当する書類で、建築材料は、材料毎に産地、あるいは製造所・買入数量・支拂代價・単價・受負人名を記し、工事名を明示したうえで、量

表6-4-1 請負契約関係書類の内容と変遷

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
和暦	明治7年9月	明治10年10月19日	明治20年7月	明治21年8月1日	明治22年	明治36年竣工	明治41年7月	明治43年4月	明治44年1月	大正3年	大正4年	大正12年8月 決定
西暦	1874年9月	1875年10月19日	1887年7月	1888年8月1日	1889年	1903年	1908年	1909年4月	1910年1月	1914年	1915年	1923年9月
書類名	工部省製作寮 入札規則	工部省宮内省 入札規則	英吉利法律学校新築 約定書	R.プランネット氏別 荘改築工事約定書 および仕様書	東京市工事請 負規則	其一 工手間請負 人心得書と証書 式	其二 一式請負 人心得書と証書 式	其三 材料納方 請負人心得書と証 書式	一式請負人心 得書と証書式	工手間請負人心 得書と証書式	材料納方請負人 心得書と証書式	一式請負人心得書と証 書式
書類作成者	工部省製作寮	工部省宮内省	設計師 辰野金吾 発注 英吉利法律学校 請負 清水組	清水組	東京市	設計 辰野金吾	辰野金吾・萬西萬司	辰野金吾・萬西萬司	五島島目 鉄川用	建築学会作成	建築学会作成	鉄川與助
前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文	前文
第1条	入札	経費価格の目録書 建築記録図及明細 書	契約の約定	請負人の義務場所 を置く	200円以下は公 札の札を附せ ず、定請負とす	工手間請負人は見 積書を出す	請負人は内訳明 細書を出す	材料納方請負人 は見積書を出す	請負人は内訳明 細書を出す	工手間請負人は見 積書を出す	材料納方請負人 は見積書を出す	請負人は材料代價及工 手間費共内訳明細書を出 す
第2条	落札 1/10上 納	文書閲覧の出入札	請負人の施工要件	場所掛或職工の不 品行	定請負の約期	請負人は保証人と 保証品を出す	保証人と身元保 証品を出す	保証人と身元保 証品を出す	保証人と身元保 証品を出す	保証人と身元保 証品を出す	保証人と身元保 証品を出す	保証人と身元保 証品を出す
第3条	違約金	入札人名簿	法律と請負人の負担	竣工後図面仕様書 返却	身元保証品	請負人請負後の変 更又は解除の禁 止	請負人見積書に よる変更解除の 禁止	請負人見積書に よる変更解除の 禁止	請負人見積書に よる変更解除の 禁止	請負人見積書に よる変更解除の 禁止	請負人見積書に よる変更解除の 禁止	請負人見積書に よる変更解除の 禁止
第4条	落成期限	入札当日	請負人の専事	請負人の義務	請負人の義務	請負人による変更 解除の際の支払	請負人違約の場 合の身元保証品 の支払	請負人違約の場 合の身元保証品 の支払	請負人違約の場 合の身元保証品 の支払	請負人違約の場 合の身元保証品 の支払	請負人違約の場 合の身元保証品 の支払	請負人違約の場 合の身元保証品 の支払
第5条	落札取消違約 金	証人身代人	請負人の義務	請材料及細工	工事の着手	工事係員の検査	材料検査	検査	材料の検査	検査	材料の検査	検査
第6条	入札へへ告諭	落札後破約時の規 定	建築士と請負人の出 発	受負人の絵図面等 職	請負の罷免の旨	工事係員の認可	材料検査を受け ない場合の賠償	品質不適当な材 料の取換	材料検査を受け ない場合の賠償	品質不適当な材 料の取換	材料検査を受け ない場合の賠償	品質不適当な材 料の取換
第7条	違約及過怠償 金	違約金	不適当なる職工	仕様書及図面上脱 着の後	臨時急施の義務	工事係員の許可	材料の下渡と代 価支払	検査材料の撤去	材料の下渡と代 価支払	検査材料の撤去	材料の下渡と代 価支払	検査材料の撤去
第8条	償金取職	納品の検査と請負 期限	仕様書の変更増補	造家師の監察	諸工事の材料及職 人賃	検査未済の工事 による請負人の損失	工事掛員の認可	検査済材料の充 換負担	検査未済の工事 による請負人の損失	工事掛員の認可	検査済材料の充 換負担	検査未済の工事 による請負人の損失
第9条	請負人への清算	変更増補と価格修正	錯誤不注意の改正	規約中の定価	規約中の定価	認可を得ない不 都合の賠償	認可を得ない不 都合の賠償	認可を得ない不 都合の賠償	認可を得ない不 都合の賠償	認可を得ない不 都合の賠償	認可を得ない不 都合の賠償	認可を得ない不 都合の賠償
第10条	落成後の危険の負 担	工場物品の管理	注文主の義務	検査	工事時間の監視	工事中の変更 による請負金額の 増減	総請負材料の受 渡	工事中の変更 による請負金額の 増減	工事中の変更 による請負金額の 増減	工事中の変更 による請負金額の 増減	工事中の変更 による請負金額の 増減	工事中の変更 による請負金額の 増減
第11条	落札後の違約金	物品の品質	寸法は日本尺度	定請負人の手代	工手間中の請負 人と代理人	工手間	請負材料渡期限 と違約賠償金	工手間	工手間中の請負 人と代理人	請負材料渡期限 と違約賠償金	工手間	請負材料渡期限 と違約賠償金
第12条	違約償金	不相当の物品・構造法	造家師の交渉	略	不適当な使用人	工手間中の請負 人と代理人	材料代償の返渡 と残金支払	不適当な使用人	工手間中の請負 人と代理人	材料代償の返渡 と残金支払	不適当な使用人	材料代償の返渡 と残金支払
第13条	違約償金	竣工後の修繕	略	略	請負人の損害賠償	不適当な使用人	材料請負人入札	請負人の損害賠償	請負人の損害賠償	材料請負人入札	請負人の損害賠償	請負人の損害賠償
第14条	入札後の文書	危険負担	略	略	請負人の専守事項	請負人の専守事項	請負人の専守事項	請負人の専守事項	請負人の専守事項	請負人の専守事項	請負人の専守事項	請負人の専守事項
第15条	請負人の管理義務	略	略	略	遅延の場合の違約 賠償金	落成期限違約 賠償金	遅延の場合の違約 賠償金	遅延の場合の違約 賠償金	遅延の場合の違約 賠償金	落成期限違約 賠償金	遅延の場合の違約 賠償金	遅延の場合の違約 賠償金
第16条	仕様書外の工事	竣工期日と損 害弁償	略	略	請負手間費の返渡 と残金支払	落成後の片づ き、掃除、検査	落成後の片づ き、掃除、検査	請負手間費の返渡 と残金支払	落成後の片づ き、掃除、検査	請負手間費の返渡 と残金支払	落成後の片づ き、掃除、検査	請負手間費の返渡 と残金支払
第17条	請負人の弁償	略	略	略	請負人違約の場合 の請負契約の解除	請負金引渡	請負金引渡	請負人違約の場合 の請負契約の解除	請負金引渡	請負金引渡	請負人違約の場合 の請負契約の解除	請負金引渡
第18条	請負金の受取期限	略	略	略	請負人の保証品	危険負担	危険負担	請負人の保証品	危険負担	危険負担	請負人の保証品	危険負担
第19条	落成証明書	略	略	略	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償	落成後の修繕損 害賠償
第20条	請負人の保証品	略	略	略	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事	基礎工事
第21条	請負人の保証品	略	略	略	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除	請負人違約の場合 の契約解除
第22条	請負人の保証品	略	略	略	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充	保証品の補充
第23条	不時の場合	略	略	略	落成期限	落成期限	落成期限	落成期限	落成期限	落成期限	落成期限	落成期限
第24条	請負人の保証品	略	略	略	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務	受負人の引渡義務
第25条	請負人の保証品	略	略	略	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ	図面、仕様書、予算 数量書の書き入れ
第26条	請負人の保証品	略	略	略	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督
第27条	請負人の保証品	略	略	略	現寸図	現寸図	現寸図	現寸図	現寸図	現寸図	現寸図	現寸図
第28条	請負人の保証品	略	略	略	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意	建築材料運搬上の 注意
第29条	請負人の保証品	略	略	略	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償	近隣の害情、損害 賠償
第30条	請負人の保証品	略	略	略	大災保険	大災保険	大災保険	大災保険	大災保険	大災保険	大災保険	大災保険
第31条	請負人の保証品	略	略	略	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事	受負契約以外の局 部工事
第32条	請負人の保証品	略	略	略	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止	二種以上同一下 位の禁止
第33条	請負人の保証品	略	略	略	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督	工事監督
第34条	請負人の保証品	略	略	略	現場監督	現場監督	現場監督	現場監督	現場監督	現場監督	現場監督	現場監督
第35条	請負人の保証品	略	略	略	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書	変更工事の請負 承認書
第36条	請負人の保証品	略	略	略	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止	建築材料の持去 禁止
第37条	請負人の保証品	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
第38条	請負人の保証品	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
第39条	請負人の保証品	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
出典	『明治工業史』 第1～第8冊	『明治工業史』第 1～第14冊	『建築雑誌』 No.7, pp.118- 122, 1887.7	吉川修・永井規規・ 江口禎: 新建築学 系44建築生産シ ステム、彰国 社, pp.151- 216, 1982.9	小沼良成: 近代 日本建築学発 達史4編 建築 経済, pp.578- 580, 2001.12	『建築雑誌』12(135)1898, 03, 25	辰野金吾・萬西萬司: 家屋建築實例, 東京須原屋 行, 1908.9.	若松存立: 尋常小学校校 舎住宅及附屬新築工事仕 様書(現存の尋常小 学校新築工事費算書仕様 書)がある。	小沼良成: 近代日本建築学発 達史4編 建築経済, pp.578-580, 2001.12	小沼良成: 近代日本建築学発 達史3編 施工, pp.440-443, 2001.12	大浦教会司教館附屬工事請負契約関係書類	小沼良成: 近代日本建築学発 達史4編 建築経済, pp.578-580, 2001.12

数・着手及竣工月日・人夫・工費・受負人名を記していることから、材料納方請負人心得書に相当すると考えられる。

日本銀行大阪支店(明治 36 年/1903) は、煉瓦造・石造地上 2 階で、辰野金吾、葛西萬司、長野宇平治の設計および監督である。「日本銀行大阪支店建築所請負人心得書」(No. 6) は、工事の設計および監督である辰野金吾と、請負人との間に取交わされた心得書で、「其一 工手間請負人心得書 19 ケ條と証書式」、「其二 材料納方請負人心得書 15 ケ條と証書式」、「其三 一式請負人心得書 23 ケ條と証書式」が規定されている。ここで規定された条項が、辰野金吾・葛西萬司により発行される『家屋建築実例』(明治 41 年/1908) (No. 7) の、計画設計及監督に関する当事者の心得、取扱事務規定、報酬金請求書式、工事請負承認書、請負金支払承認書、一式請負人心得書 36 ケ條、工手間請負人心得書 19 ケ條、材料納方請負人心得書 15 ケ條と、一式請負証書式、工手間請負証書式、材料納方請負証書式、建築部職務規定などに繋がっている。

No. 8 の若松村立尋常小学校新築工事(明治 43 年/1910)は、鉄川與助が一式請負で施工したもので、「若松村立尋常高等小学校々舎及ヒ附属工事一式請負人心得書」第 32 ケ條と、「一式請負証書式」と「一式請負証書」がある。内容は、請負人は内訳明積書と、保証人と身元保証品を差し出す。請負後の解除、違約、材料の検査、監督員、工事係員、工事上の不都合、工事時間の厳守、請負人の工事場への出張、不適當な使用人、工事場取締、現品の下渡、落成期日、工事落成後の検査、引渡、危険負担、損害賠償、請負契約解除、工事落成期限、工事期間、図面仕様書及び予算数量書に明示した工事の実施、図面仕様書及び予算数量書の不分明な箇所の工事、原寸図の訂正、建築材料運搬、近隣への注意、損害賠償、火災保険、受負契約以外の局部工事、工事監督者、現場工事係、変更工事について規程している。工事は一式請負で請負、一式請負人心得書、絵図面、仕様書等を遵守し、誠実に履行することを約束し、違約した場合には請負金高の割合で違約金を支払うというもので、保証人と保証品を添えて申し込むものである。

このような流れを受けて、日本建築学会では、明治 44 年(1911)1 月に、No. 9 の建築請負契約書案作成している。「契約書」は、前文、請負代金、完成期限・引渡、工事請負規定、保証人、監督技師の 5 ケ條で構成され、注文者、保証人、請負人が署名する書式で、契約書と同時に、34 ケ條の工事請負規定を公表している。この規定の作成は、辰野葛西事務所の書類を基礎としたもので、その内容は、見積書、保証金、保証人、下請負、施工、現寸図、監督技師、現場監督員、材料の検査、材料交付、工事の変更、工事の再築改造、

就業時間、請負人の出場、不適當ナル使用人、工事場取締、第 3 者に対する注意、延期、引渡、所有権の移転、支払、危険の負担、担保、修補、火災保険、契約解除、違約金、注文者の債権、他の請負人に対する便宜、請負人の注意、民法の適用が示されている。

No. 10 の建築業協会の「建築工事請負契約書」(大正 3 年/1914) では、「第 4 條 當時者の一方又は雙方か保證人を立つる時は、其保證人は相手方の承認せる者に限る」、「第七條 (前略) 図面、仕様書、並に見積書中不分明なる部分あるとき、又は互いに矛盾する部分あること発見したときは、請負人は其工事着手する前、予め注文者又は監督技師と協議施工する可し」と、保證人は必須ではなく、請負人は、注文者又は監督技師と協議する内容になっており、請負人に対する一方的な片務性は修正される傾向にあるといえる。

與助は、旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)で、天主堂工事係代人として従事するなかで、No. 11 の『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』11 項目と、『工手間請負人心得書』19 ケ條と『工手間受負証書式・工手間受負証書』、『建築材料運搬請負証書』、『材料納方請負人心得書』15 ケ條と『材料納方請負証書式・材料納方請負証書式』、ならびに、『建築材料運搬請負証書』5 ケ條などの多様な請負契約関係書類を整備している。

『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』は 11 項目で、1. 材料は新材を用い、大節や腐れ割れの無いもので、見える所は全部鉋削りとする。但し便所の床は鉋削りをし、天井と建具材は節のない角材とする。2. 鉄物や釘は正規寸法のものを使用する。3. 本工事附帯のものは総て請負費内で施工し、仕様や図面中に不明瞭な点は掛員の指示に隋い着手する。4. 工事中の取締他危険の予防。5. 建築材料及び物品の検査。6. 不適當な職工の出入差止。7. 工事は逐次出来た部分から充分保護し損傷を防ぐ。8. 同一種類が 2 個以上ある場合は、先ず 1 個を仕上げ、検査を経た後、全部に着手する。9. 工事の落成は学校附属便所と湯場は本年 8 月 12 日、小使住宅は本年 8 月 20 日とする。10. 請負代金の払渡は、材料は全部を工場に持込んだ上で全金額の 1/3、建家は瓦葺の上で 1/3、落成した上で残金を拂渡す。11. 請負人違背の場合違約金について記している。また、「追加」として、煉瓦と石材の支給、煉瓦壁内部の施工方法、石垣上端の煉瓦積手間賃とトロの材料は請負人が出すという 3 項目がある。

『工手間請負人心得書』19 ケ條と『材料納方請負人心得書』15 ケ條は、複写された書類で、『家屋建築実例』と同文である。証書式は「長崎市大浦南山手乙壺番地ニ於ケル天主堂附属住宅御新築ニ付前書工手間金何円也ニテ請負」と工事の場所、工事名、工手間賃

を明記したものである。ここには墨書された書面が添付され、請負金額、請負内容、落成期限、請負人の義務と、違約の場合の違約金を記したうえで、保証品を添えて工手間請負を誓約したものである。

また、『生石灰購買注文書』と『砂買入注文書』、『石材買入注文書』、『瓦納方請負契約証』は、複写された書類であり、書類の標準化も取り入れていることが判る。

『建築材料運搬請負証書』は、建築材料の搬入経路を、①停車場から下置場<sup>1)</sup>までと、②停車場から現場まで、③下置場から現場まで、④波止場から現場まで、⑤波止場から下置場までの5つの経路に分けて運搬賃を決め、身元保証金を添えて契約したものである。したがって、この請負契約書は、旧長崎大司教館新築工事用として、與助が、独自に作成し、契約した書類であることが判る。

建築学会・日本建築協会・日本建築士会および建築業協会の4団体では、大正11年(1922)に、前文と5ヶ条からなるNo.12の四会連合の「請負契約書」と同規定34ヶ条を制定している。この規定は、注文者・設計者および請負人の利害を調整して作成されたもので、保証人は、注文者と請負人の双方が立てることとし、保証金についての規定はなくなっていることから、請負者の多少は是正されているといえる。

このように、辰野葛西事務所<sup>2)</sup>では、『家屋建築實例』を発行し、建築学会は、辰野葛西事務所で使用している工事請負契約書を素案として、「建築工事請負契約書」と「工事請負規定」を制定しているが、従来から業界で問題とされていた請負業者の入札時の高額な保証金撤廃と、危険負担の問題、仕事完成義務に関する法的不平等、工事の中止・変更・解除などの場合の賠償規定など、請負人の義務が多く規定されていることから、中央では、不平等の改善を目指した規定が定められているが、依然として請負人の片務契約は解消されていない。

一方、與助は、旧長崎大司教館新築工事で、『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』や『建築材料運搬請負証書』の契約で、保証人や保証金は求める契約を取交している。これらは工事現場の状況に併せて作成された独自の規定で、近代的な請負を目指しているといえる。

## 第5節 小結

明治期は、洋風建築が導入され、新しい建築材料の導入とともに、建築工事請負は、伝統的な大工棟梁の請負とは異なる新しい建築材料に応じた建築技術や工事管理、積算の技

術が求められ、大工棟梁は、建築技術者としての力量のみならず、施工の監督・指導力を必要とされることになる。

このような建築工事の請負は、初期は直営とされているが、明治 20 年代は一式請負方式が普及し、やがて、実費報酬加算式も行われている。施工者は、入札や定額請負、特命などで選ばれ、工事費の精算は、請負契約により規定されることになる。また、請負契約関係書類の請負契約書と、建築工事心得書、建築工事請負規定は、明治 20 年頃から、それらの内容を見直し、標準化を目指して整備過程にあるといえる。

一方、與助は、中央で建築工事請負関係書類を整備する動きが始まる頃、建築学会の会員になり、中央における書類の整備過程で、ほぼ同時期に、九州地方の自らの工事現場で採り入れており、複写された書類もあることから、與助は、民間工事においては、中央に先駆けて、書類の標準化を目指し、近代的な請負契約を実践していたことが判った。

#### 注

- 1) 下置場の場所の詳細は記載していないが、長崎市南山手町大浦教会下の、波止場周辺のことではないかと推測される。
- 2) 辰野金吾(1854-1919)と葛西萬司は、明治 36 年(1903)に、辰野・葛西事務所を設立している。彰国社編：建築大辞典第 2 版, 彰国社, p. 1003, 1998. 4。

## 第 7 章 結論

## 第7章 結論

第1章は、序論で、研究の目的と背景、既往の研究および著作、研究の方法と資・史料、本論の構成、ならびに用語の定義について述べた。

鉄川與助(1879～1976)は、長崎県南松浦郡上五島町出身の建築職人で、明治12年(1879)、長崎県南松浦郡新魚目町丸尾郷に生まれ、長崎県南松浦郡榎津尋常小学校を卒業(1894)後、大工の修行に入り、明治39年(1906)に、出身地で、父與四郎と二人の弟や妻トサ等の家族と土木建設業鉄川組を創業している。明治41年(1908)に、日本建築学会に準員として入会し、明治後期から昭和期にかけて、洋風建築である教会や学校、寺院、一般建築を多数建築している。また、昭和34年(1959)7月は建設大臣表彰、11月は黄授褒章受章、昭和42年(1967)11月は勲五等瑞宝章を受章しており、存命中に教会建築家として評価され、昭和51年(1976)横浜市にて行年97歳で逝去している。

そこで、本研究では、創業期である明治期の5件の教会、および教会関係建築工事について、與助の直筆史料に検討を加え、工事内容と工事工程、請負契約関係書類と工事費清算方式について具体的に明らかにした。

第2章は、明治期における教会建築と建築工事請負の実態を明らかにした。

明治期は、教会および教会関係建築は全国に81件、九州地方には33件あり、長崎県には27件あった。與助は、明治期に9件の教会および教会関係建築工事の実績がある。これは、全国の凡1割、九州地方の凡そ3割に相当する実績であることが判った。

明治期の工事請負は、直営や一式請負、実費加算報酬式などがあり、施工は入札や特命で行われていた。また、請負契約関係書類は、設計者と注文者、ならびに請負人の立場の改善を目指し、整備過程にあったといえる。

第3章は、與助の建築工事の実績を明らかにした。工事实績は、明治期、大正期、昭和期の時代区分毎に、教会及び教会関係建築工事と、その他の建築工事に分けて整理した。工事实績は、明治期は12件、大正期27件、昭和期355件である。明治期の工事实績の内訳は教会及び教会関係建築工事9件、学校建築工事2件と自宅の新築工事であることから、與助の建築請負業者としての基礎は、明治期の教会建築により築かれたといえる。

第4章は、明治後期から大正初期における鉄川與助の教会建築工事請負契約関係書類の整理と分析を行ったもので、與助の直筆史料の記述内容に検討を加えた。

史料は、桐古天主堂改修工事(明治39/1906年)、冷水天主堂新築工事(明治40/1907年)、奈摩内天主堂新築工事(明治43/1910年)、今村天主堂新築工事(大正2/1913年)、ならびに



旧長崎大司教館新築工事(大正 4/1915 年)の史料で、桐古天主堂改修工事(明治 39/1906 年)から今村天主堂新築工事(大正 2/1913 年)までの史料は、「天主堂既設届」、『手帳』と「書付」、工事費関係史料、工場記録、職人出勤簿、『手紙』である。また、旧長崎大司教館新築工事(大正 4/1915 年)の史料は、見積書、仕様書、契約証、心得書と証書式、材料納方請負証書、注文書、材木の積入明細書、送状、工事費関係史料と『手紙』である。

第 5 章は、第 4 章で検討した史料をもとに、明治後期から大正初期における 5 件の教会建築工事の実施方式の特徴と変遷を、工事内容と工事工程、工事請負契約関係書類と工事費の清算方式について明らかにした。

與助は、特命で継続的に教会建築工事を請負、工事内容は宣教師から聞取っている。

工事工程は、桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906)は、正月に依頼を受け 11 月に竣工し、桐古天主堂改修工事(明治 39 年/1906)直後に冷水天主堂新築工事(明治 40 年/1907)を木造で着手し 7 月頃竣工している。奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)は煉瓦造で、明治 42 年(1909)4 月に着手し明治 43 年(1910)8 月 17 日に竣工している。明治 43 年(1910)には今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)の調査を始め、明治 45 年(1912)4 月に煉瓦造で着手し大正 2 年(1913)9 月 18 日頃竣工している。旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)は明治 43 年(1910)から計画し、煉瓦造で大正 2 年(1913)5 月に着手し、竣工は大正 4 年(1915)4 月である。このように複数の工事を並行して進めていることが判った。

請負契約書類は、初期は口約束で『手帳』に請負内容や建築工事費、関係者との契約を記載し、工事の実績を重ねるなかで、請負契約書類を整備している。『手帳』の他に、奈摩内天主堂新築工事(明治 43 年/1910)では、『金銭受拂簿』と『新築工事費決算書』を整理している。今村天主堂新築工事(大正 2 年/1913)では、『新築工事費豫算書』を作成し、着手後は『雑費記入簿』の記帳を始め、『工場記録』や『工場簿』、『職人出きんぼ』と『職人日記帳』で工事内容と費用や大工の出面を管理し、石材と木材の請負業者と「石材彫刻据付工事契約証」と「木材請負契約証」を取交している。旧長崎大司教館新築工事(大正 4 年/1915)は、與助は天主堂工事係代人の立場で、請負人と見積書、契約証、仕様書、請負者心得、一式請負人心得書と証書式、建築材料納方請負人心得書と証書式、工手間請負人心得書、材料運搬請負証書、領収書、手紙、預り証、支払伝票を取交し、取引実績のない業者からは、保証金と保証品を預かり、工事終了後には、保証金を返金している。このように、教会と鉄川組の工事費の負担を区別し、工事の実績を重ねる中で、請負契約関係書類を整備し、與助が常駐しなくても工事が進行出来る体制を整えていたことが判った。

工事費は、最初に鉄川組の請負金を決め、與助が山主などに直接交渉し、買付けた材木代などは、その都度、教会から受取った現金で清算し、その他の材料費と職人手間賃は教会側の負担で、材料費その他の買物代や材料費は直接、教会が関係者に支払っている。また、鉄川組と木挽賃、および米麦代や旅費、家族の娯楽費も含めた雑費などは與助が教会から受取った費用を支払に充てていることが判った。

第6章は、明治期における建築工事請負の変遷と鉄川與助の建築工事請負の史的評価で、第2章の明治期の請負契約関係書類の実態と、第5章で明らかにした明治期の與助の教会建築工事の実施方式の特徴を比較・検討し、與助の建築工事請負の特徴を明らかにした。

建築工事請負は、従来の伝統的な大工棟梁の請負とは異なり、新しい建築材料に応じた技術、工事管理、積算の技術が求められ、棟梁は建築技術者としての力量に加え施工の監督・指導力を必要とされている。このような建築工事の請負は、初期は直営とされているが、明治20年代は一式請負方式が普及し、やがて、実費報酬加算式も行われている。また、請負契約関係書類は、請負人に不平等な内容を見直し、標準化する動きが始まっている。

與助は、明治41年(1908)に建築学会に入会したことで、中央における関係書類標準化の動きを、ほぼ同時期に九州地方の自らの工事現場に採り入れていることが判った。さらに、旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)の「一式請負契約書」や「材料運搬請負証書」は、書類名は同じでも、現場に即した内容で独自の契約書を作成していたことが判った。

また、與助は、最初に鉄川組の請負金を決め、工事を施工し、これに要した費用は、手数料を含めない実費を教会に伝え、その都度、関係先に清算している。このような請負は創業年から変わらないもので、明治期の実費報酬加算式を踏襲した様な、いわば、鉄川與助の明治期の教会建築工事の工事請負ともいえる方式であることが判った。

この工事費清算方式では、與助は、材料購入などの準備金は必要とせず、物価の変動に対しても、教会から直接、実費が清算されることから、與助は損失の不安が少ない。また、施主である教会は、実費で清算することで支払の内訳が明瞭となる利点がある。

第7章は結論である。與助は、明治期の全国の教会、および教会建築工事の凡そ1割、九州地方の凡そ3割の9件の工事实績があることが判った。本研究では、桐古天主堂改修工事(明治39年/1906)から旧長崎大司教館新築工事(大正4年/1915)までの工事内容と工事工程を明らかにした。工事請負契約関係書類は、中央と殆ど同時期に近代的な請負契約関係書類を取り入れている。また、工事費清算方式は、明治期の実費報酬加算式に類似した清算方式で、教会側の負担と鉄川組の負担を明確にしていることが判った。

謝辭

## 謝辞

本論文は、放送大学卒業研究で、「札幌市における昭和期の煉瓦造建築に関する研究」(1999)をまとめたことに始まります。並行して、各地の煉瓦の建築を見学する中で、鉄川與助の煉瓦造の教会に関心を持ちました。『にほん煉瓦紀行 煉瓦組の面白さに魅せられて』(日貿出版社, 2000)を出版する機会に恵まれたことが、鉄川與助の五男故鉄川喜一郎夫妻との出会いに繋がり、鉄川與助直筆の史料との出会いは、主婦としての暮らしに、研究の一頁を加えることになりました。研究者の心構えも理解しないままに始めたことから、長い時間がかかることになりました。

札幌市立大学大学院 デザイン研究科 教授 羽深久夫先生には、放送大学の卒業研究以来、放送大学大学院卒業研究、札幌市立大学大学院での研究と、長きに亘りご指導を頂きました。羽深先生との出会いがなければ、鉄川與助の史料を、研究としてまとめることはなかったと思います。上手にほめて指導して下さいましたことに感謝しています。

放送大学名誉教授 本間博文先生は、放送大学、ならびに放送大学大学院でお世話になりました。きっかけは、長崎市で育った私が、北海道の暮らし方を放送大学の住居系の授業で学んだことです。その後、建築史に関心が移行する中で、折にふれてご指導を頂きました。

昭和女子大学大学院国際文化研究所 特任教授の平井聖先生には、大所高所的なものの見方を教えて頂きました。

東京工業大学大学院 人間環境システム専攻 教授 篠野志郎先生には、博士論文をまとめる道筋を指導して頂きました。札幌ー横浜間の距離から、通学回数が少なかったことは残念ですが、研究室のゼミは印象に残るものでした。

札幌市立大学大学院 特任教授 小西敏正先生には、1年半ほどですが、建築の構造や材料、建築的なものの見方などについて教えを受けました。研究室で、時々テーマについてご指導頂いたことは、主婦学生の力不足を補う学習になりました。

デザイン研究科 教授 吉田和夫先生にもご指導を頂きました。

諸先生方のご指導には、深く感謝しています。

また、清水建設株式会社 法務部 文書グループ（アーカイブ担当）様には資料の提供や確認でお世話になりました。

今村天主堂の床下の調査には、元不二窯業の島田進氏が、同行して下さいました。このように、私の研究は、研究者のみではなく、カトリックの神父様や、建材の製造や施工会社の方々に、直接、教えをうけたことも、大きな助けになりました。

また、日頃から支えて下さっている友人たち、結婚前の職場の諸先輩や同僚、長崎の友人たちは、「何故、研究を続ける？」と、迷走する私の研究を気遣い、励まして下さいました。

長い時間、家庭生活の傍ら、学習を続けてこられたのは、ひとえに、家族の理解の賜です。家族の協力がなければ出来ることではありませんでした。

鉄川與助の史料を整理する支えの一つに、故郷、長崎への想いがあります。研究をとおして、長崎の小さな歴史に触れられたことは、ささやかな楽しみでした。

本稿は、デザイン研究科の論文として纏まりましたが、この研究の過程で、様々な歴史をひもとくきっかけとなる出来ごとに気付きました。これは、今後の私の楽しみとして、整理していきたいと思っています。

時間がかかった分だけ、様々な立場の、多くの方々に、助言・サポートを頂きました。皆さんとの出会いは、私の宝物です。

最後に、この論文は、鉄川與助の五男 故鉄川喜一郎・美也子夫妻に捧げます。

2015年7月

参考文献

## 参考文献

### 1 鉄川與助に関する主な著作

- (1) 「今迄に造らせて頂いた建物の一覧表」 (『私たちの歩み—株式会社鉄川工務店経歴書一』所収, 鉄川工務店, 1968。
- (2) 土田充義: 「教会堂建設に情熱を燃やした鉄川与助」 (『近代日本の異色建築家』所収), 朝日新聞社, pp. 113~123, 1984. 8。
- (3) 川上秀人・土田充義: 教会堂における折上天井について, 日本建築学会計画系論文報告集第 351 号, pp. 111~120, 1985. 5. 1。
- (4) 川上秀人・土田充義・前川道郎: 長崎県を中心とした教会堂建築における貫の位置について, 日本建築学会計画系論文報告集第 361 号, pp. 122~128, 1986. 3. 1
- (5) 雑賀雄二: 天主堂—天主堂物語—, 新潮社, 1987. 12。
- (6) 川上秀人・土田充義・前川道郎: 長崎県を中心とした教会堂建築の特徴について, 日本建築学会計画系論文報告集第 408 号, pp. 157~164, 1990. 2. 1。
- (7) 川上秀人・土田充義・前川道郎: 長崎県を中心とした教会堂建築の時代区分について, 日本建築学会計画系論文報告集第 410 号, pp. 135~142, 1990. 4. 1。
- (8) 博物館明治村編: 明治のキリシタン—信仰のかたちと心—, 名古屋鉄道会, pp. 56-59, 1994 . 9。
- (9) 図面リスト (喜一郎氏所有の図面 64 件), 川上秀人, 1997. 5。
- (10) 川上秀人: 「長崎の教会建築史」 (『三沢博昭写真集 大いなる遺産 長崎の教会』所収), 智書房, 2000. 8。
- (11) 雑賀雄二: 天主堂 光の建築, 淡交社, 2004. 6。
- (12) 林一馬他: 鉄川与助の教会建築 五島列島を訪ねて, LIXIL 出版, 2012. 3。

### 2 洋風建築に関する主な研究および著作

#### (1) 近代建築史に関する主な研究

- 1) 梅田道之: 明治文化史 第八巻 美術編, (財) 開国百年記念文化事業会, 1956. 3。
- 2) 村松貞次郎: 日本建築技術史, 地人書館, 1959. 11。

- 3) 村松貞次郎：日本近代建築史ノート〈西洋館を建てた人々〉, 世界書院, 1960. 8
- 4) 関野克：日本建築史上の明治建築, 日本建築学会, pp. 9-12, 1963. 1。
- 5) 村松貞次郎：現代に生きる明治建築－文明の洋式と価値の建築－, 日本建築学会, pp. 13-17, 1963. 1。
- 6) 林野全考：明治建築のどこを調べるか, 建築雑誌, pp. 18-19, 1963. 1 別刷
- 7) 村松貞次郎：日本近代建築史ノート 西洋館を建てた人々, 1965.
- 8) 桐敷真次郎：明治の建築 明治建築の歩み 第2章 幕末・明治初期の洋式建築, 日本経済新聞社, 1966。
- 9) 堀越三郎：明治初期の洋風建築, 南洋堂書店, 1973. 8。
- 10) 稲垣栄三：日本の近代建築(その成立過程)上, SD選書, 1974. 6。
- 11) 岡田章雄(田中周二発行)：岡田章雄著作集1 キリシタン信仰と習俗, 思文閣出版, 1983. 3。
- 12) 太田博太郎：日本建築史序説, 彰国社, 1986。
- 13) 竹田米吉：職人, 中公新書, 1991. 3。
- 14) 北村正光：明治工業史建築篇(上) 明治後期産業発達史資料 第225巻, 龍溪書, pp. 77-222, pp. 252-270, pp. 313-354, 1994. 11。
- 15) 村松貞次郎：日本近代建築の歴史, 日本放送協会, 1996. 2。
- 16) 篠田鈺造：明治百話(上), 日本放送協会, 1996. 11。
- 17) 篠田鈺造：明治百話(下), 日本放送協会, 1996. 11。
- 18) 初田亨：職人たちの西洋建築, 講談社, 1997. 1。
- 19) 初田亨：模倣と想像の空間史, 彰国社, 1999. 10。
- 20) 桐敷真次郎：明治の建築, 本の友社, 2001. 4。
- 21) 林一馬：長崎の教会堂 聖なる文化遺産への誘い, 九州労金長崎県本部, 2002. 7。
- 22) 小沼良成：近代日本建築学発達史 復刻版 上下, 文生書院, 2001. 12。



## (2) 全国の洋風建築に関する主な著作

- 1) 日本建築学会：各地方の明治建築－その調査と概要－ 北海道・東北・中部・関西・九州, pp. 30-41, 1963. 1。
- 2) 坂本勝比古：明治の異人館, 朝日新聞社, pp. 102-111, 1965. 9。
- 3) 日本建築学会：現存する明治洋風建築, pp. 42-52, 1963. 1。
- 4) 日本建築学会編：新版 日本近代建築総覧, 技法堂, 1983. 11。
- 5) 初田亨：職人たちの西洋建築, 講談社, 1997. 1。
- 6) 松田毅一, E・リヨッセン：フロイスの日本覚書 日本とヨーロッパの風習の違い, 中公新書, pp. 121-126, 1983. 10。
- 7) ヴァリニャーノ、高橋裕史訳：東インド巡察記 東洋文庫 734, 平凡社, 2005. 1。
- 8) 宮本健次：近世日本建築にひそむ西欧手法の謎 「キリシタン建築」論・序説, 彰国社, 1996. 1。

## (3) 長崎の洋風建築に関する主な著作

- 1) 山口光臣：長崎の洋風建築, 長崎市教育委員会, 1967. 3。
- 2) 村松貞次郎, 片岡弥吉監修：長崎の天主堂 - その信仰と美 -, 技法堂出版, 1977. 8。
- 3) 太田静六：長崎の天主堂と九州・山口の西洋館, 理工図書, 1982. 7。
- 4) 横浜都市発展記念館編：横浜・長崎 教会建築史紀行 祈りの空間をたずねて, 横浜都市発展記念館, p. 38, 2004. 5。
- 5) 長崎市企画財政部世界遺産推進室編：国指定史跡大浦天主堂境内保存管理計画, 長崎市文化観光部文化財課, 2013. 6。

## 3 請負契約関係書類に関する主な史料および著作

### (1) 約定書および仕様書に関する史料および著作

- 1) 建築学会：英吉利法律学校新築工事約定書, 建築雑誌 No. 7, pp. 118-122, 1887. 7。
- 2) 古川修・永井規男・江口禎：新建築学大系 44 建築生産システム, 彰国社, pp. 87-89, 1982. 10。
- 3) 清水建設百五十年史編纂委員会編：清水建設百五十年, 清水建水建設株式会社

社, 京屋, pp. 68-69, 1953. 11。

**(2) 心得書に関する史料および著作**

- 1) 建築学会: 建築雑誌 4(41), pp. 79-83, 1890. 0528。
- 2) 建築学会: 日本銀行大阪支店の建築工事心得書, 建築雑誌 No. 135, pp. 93-100, 1898. 0325。
- 3) 辰野金吾, 葛西萬司: 家屋建築實例 卷・壹, 須原屋書店, 1908. 9。

**(3) 契約書および工事請負規定に関する史料および著作**

- 1) 「東京府工事定請負規則」, 太政官・内閣関係, 公文類聚第十三編・明治二十二年・第 57 卷, 1889. 7。
- 2) 日本建築学会: 明治四十三年二月及至十月 建築請負契約書案作成委員會議録, 0612, 69. 003. 23. Ni。
- 3) 日本建築学会: 建築雑誌 No. 335, pp. 588-591, 1914. 11。
- 4) 中村絹次郎: 新版 建築工事請負契約要論, 清文社, pp. 1-98, 1974. 9。
- 5) 岩崎脩: 建築工事請負契約の研究, 清文社, pp. 258-272, 1987. 12。
- 6) 北村正光: 明治工業史建築篇 (上) 明治後期産業發達史資料 第 225 卷, 龍溪書舎, pp. 252-270, 1994. 11。
- 7) 小沼良成: 近代日本建築学發達史 3 編 施工, 建築学会, pp. 440-443, pp. 577-586, 2001. 12。

**(4) 工事費精算方式に関する主な研究および著作**

- 1) 山下壽郎: 報酬加算式建築施工契約制度, 彰国社, 1966. 7。
- 2) 北村正光: 明治工業史 建築編 (上), 龍溪書舎, pp. 252-256, 1994. 11。
- 3) 小沼良成: 近代日本建築学發達史 4 編 經濟, 建築学会, pp. 652-664, 2001. 12。

史料編

史料編A 中央における工事請負契約関係書類		
史料No.	史料名	備考
約定書		
史料A-1	『英吉利法律学校約定書』	
史料A-2	「横浜山手三拾七番地内ニ改築セントスルアールプランネット氏ノ別荘工事之約定書及ビ仕様書」	
心得書		
史料A-3	「煉化職方心得」	清水組
史料A-4	「場所掛心得」	
史料A-5	「日本土木現場掛員心得」	日本土木会社
史料A-6	「工場心得書」	
史料A-7	「煉化積職方心得書」	
史料A-8	「大工職心得」	
史料A-9	「其一 工手間請負人心得書 19条」	日本銀行大阪支店新築工事
史料A-10	「其二 材料納方請負人心得書 15条」	
史料A-11	「其三 一式請負人心得書 23条」	
史料A-12	「工場ニ於ケル風紀ヲ改良スル諭示」	清水組
史料A-13	「一式請負人心得書 36条」	『家屋建築 實例』
史料A-14	「工手間請負人心得書 19条」	
史料A-15	「材料納方請負人心得書 15条」	
契約書 及び 工事請負規定		
史料A-16	「東京市工事請負規則」	東京市
史料A-17	「契約書」	清水組と職方組織
史料A-18	「建築請負契約書及工事請負規定」	建築学会
史料A-19	「建築請負契約書及建築工事請負規定」	建築業協会
史料A-20	「建築工事請負契約書及同規定」 「契約書」	四会連合

## 史料編 A-1 『英吉利法律學校約定書』

此度同校ヲ新築セラルトニ付其委員会増島六一郎、松野貞一郎、建築監督 辰野金吾、請負人 清水満之助諸氏ノ間ニ左ノ約定ヲ結バレタリ。蓋シ我国ニテハ従来家屋建築ニ関シ確ナル約定ナキヨリ、往々弊害ヲ生シ為メニ委託人（クライアント）ノ迷惑スルコト少シトセズ。左レバ辰野氏ハ此ヲ矯正セント欲スレドモ其時機ヲ得ザリシニ今回英吉利法律學校新築監督ノ依嘱ヲ受ケタルヲ期トシ、英国建築約定書（ローヤル、インスティテュート、オフ、プリテッシュ、アーキテクトノ規約）ニ基キ完全ノ約定ヲ結ハレンコトヲ増島氏ヘ謀ル。氏亦之レエヲ賛成シ、約定案ヲ草シ双方協議ノ上ニ成リタリト云フ。依テ左ニ登載し、會員職君ノ参考ニ供ス。

今般英吉利法律學校より請負人清水満之助へ別紙圖面及仕様書之通り 英吉利法律學校ノ校舎建築ヲ委託シ右双方ノ間ニ約定スルコト左ノ如シ

第一條 繪圖面及仕様書ハ建築士辰野金吾ト共ニ契約者双方ニ於テ各記名調印シ此契約書ト共ニ双方ニ領収シ置ク者トス

第二條 請負人ハ繪圖面及仕様書ニ明記シタル事ノミナラス其他何ニ限ラス一々其繪圖面及仕様書中ニ詳記ナキモ其ノ中ニ兼テ含蓄シタルモノトスベキ必要ノ事一切ノ工事誠實ニ決行スル為メニ必要歛クベカラザルノ用材物質等ハ一切請負人ニ於テ之ヲ支給スル者トス但シ萬一圖面ト仕様書ニ相違アルトキハ建築士ノ意見ヲ以テ決定シ双方共之ニ對シ公私トモ抗告争訟スルコトナキヲ約ス

第三條 請負人ハ建築ニ関スル諸般ノ法律規則ヲ遵奉シ之ニ必要ナル願届等公私ノ手續ハ躬ヲ之ヲ取扱フカ又ハ英吉利法律學校ヘ相當ノ道ニ依リ相當ノ猶豫ヲ以テ通知シテ之ヲ行ハシメ公使共ニ英吉利法律學校ヲシテ損害ヲ蒙ラシメザル様注意取計フベキ者トス且其為メ必要ナル入費ハ英吉利法律學校請負人ノ中執レニ於テ取扱フモ一切請負人ノ負擔タルベシ

第四條 請負人ハ請負約定仕事ノ一切ヲ建築造作スベキモノトス而シテ工事中建築士ニ於テ工事上改良スベキモノトスル所アルカ又ハ建築工事ノ為メ必要ナリトスル工具等ノ仕様或ハ支給ヲ要スルカ又ハ請負人ノ支給シタル用材物質ノ仕様書詳記通りノ者ナルコトヲ證明スル為メ正當必要ノ證明ヲ要スルコトアルトキハ請負人ハ其請求通り一々之ヲ取計フ可キモノトス

第五條 請負人ハ工事ノ為メ必要歛クベカラザル工具工手間用材足場等一切之ヲ支給スベキモノトス其用材及工手間等ハ總テ可く最上等ニ限ルモノトス且ツ竣工ニ及

ンデハ充分清潔ニ掃除シテ建物ヲ引渡スモノトス

第六條 建築師ハ其記名調印シタル繪圖面及仕様書ヲ手本ノ為メ請負人ヘ渡シ置クモノトス而シテ請負人ハ日々建築ノ場所ヘ兼テ請負人ヨリ英吉利法律學校ヘ姓名ヲ届出タル適當ノ工場掛ヲ差出シ置キ常ニ右繪圖面及仕様書ノ写ヲ手許ニ備ヘシメ建築師ニ於テ工場掛リヘ工事ヲ指揮スルノ便ニ供スベシ而シテ先ツ建築師ノ記名調印シタル承諾書アルニアラザレバ工事ノ全部ヲ拵ゲテ之ヲ一個人ニ請負ハシムルヲ得ズ

第七條 工事監督ノ為メ何時ニテモ建築師ハ工場ニ臨監スルコトヲ得請負人之ヲ拒ベカラザルハ勿論工事ハ常ニ悉皆建築師ノ指揮監督ニ善人スベキモノトス而シテ何時ニテモ建築師ニ於テ請負人差出シタル職工不適當ナルカ又ハ過誤失錯アル者ヲ其工場ニ限り罷免スベキコトヲ請負人ニ請求スルコトアル時ハ請負人ハ其指圖ヲ奉ジ之ヲ罷免スベキ者トス

第八條 第三條ニ記載ノ政府ノ補遺率規制ニ依リ必要ナルカ又ハ建築師ノ記名調印シタル變更増補仕様書面ニ依ルカ又ハ其為メ建築師ノ承諾ヲ経タル彼ノ場合ニアラザレバ請負人ハ一モ繪圖面或ハ仕様書ヲ變更シ又ハ之ニ違反スベカラズ約定外ノ工事ヲ實行セシメラルヽコトナカルベシ

第九條 前條ノ如ク工事ノ變更又ハ増補ヲ承諾スルトモ本約定ヲ消滅スルノ効ナキモノトス然レドモ増補減削又ハ變更ニシテ豫メ價格ヲ定メ之ニ依リ本約定書ノ價格ヲ増減變更スヘキモノトス

第十條 凡ソ工事用材及工具ノ壺部トシテ請負人ノ工場ニ残シ置キタル一切ノ物品ハ既ニ建築師ノ説明ニ依リ支拂アリタル代價中ニ含蓄スベキ者ハ英吉利法律學校ノ物品ト見做スベキ者ニシテ請負人及其部下ノ者共建築師ノ特許證明書アルニアラズンバ之ヲ工場ヨリ持去ルコトヲ得ズ但シ本條ノ場合ニ於テ右物品ヲ竊取セラレ又ハ紛失スルコトアルモ英吉利法律學校ニ於テ之  
ヲ負擔スルコトナク請負人ノ損失タルベシ

第十一條 凡ソ仕様書ニ適合セスト認ムルノ物品ハ何ニ限ラス建築師ニ於テ何時タリトモ工場ヨリ之ヲ引拂フコトヲ請求指揮スルノ全權ヲ有スルモノトス而シテ請負人之ニ応ゼザルトキハ英吉利法律學校ハ引拂ノ為メ物品ニ生ジタル損失ニ付責任ヲ負フコトナク他人ヲ利用シテ之ヲ引拂ハシムルコトヲ得」加之建築師

ハ右物品ニ代フル為メ仕様書適合ノ物品支給ヲ請負人へ請求スルノ全権ヲ有  
ス而シテ請負人之ニ応ゼザルトキハ英吉利法律學校ハ自ラ右ノ代用ノ適合物  
品ヲ支給スルコトヲ得」但本條ノ場合ニ於テ右物品引拂又ハ適合ノ代用物品ノ  
為メ必要ノ入費ハ一切請負人ノ負擔タルベシ

第十二條 建築工事中不相當ノ物品又ハ不相當ノ構造法ヲ用ヒタルモノト認ムル場合ニ  
ハ建築師ノ請求ニ依リ工事中何時ニテモ請負人ハ之ヲ再築改造スベキ者トス  
而シテ其請求ヲ受ケタルノ後相當ノ期日ヲ経過スルモ未ダ請求ニ応ゼザルト  
キハ建築師ハ他人ヲシテ之ヲ再築改造セシムルノ全権ヲ有ス但シ本條ノ場合  
ニ於テ必要ノ費用ハ一切請負人ノ負擔タルベシ

第十三條 若シ建築竣工後壹ケ年内ニ用材又ハ構造法ノ不相當ナルヨリ損所伸縮凸凹等  
ヲ生ズルコトアルトキハ建築師ノ指揮ニヨリ請負人ハ之ヲ修繕スベキモノト  
ス而シテ建築師ニ於テ此ノ費用ハ英吉利法律學校ノ支給スベキモノナリトス  
ル者ニアラザル請負人ノ自辦タルベシ若シ本條ノ通り約定ヲ履行セザルトキ  
ハ英吉利法律學校ニ於テ右ノ修繕ヲ為シ其為メ必要ノ費用ヲ請負人ヨリ取立  
ツルコトヲ得

第十四條 若シ建築物落成引渡前ニ焼失シ又ハ殷損スルコトアルトキハ  
左ノ區別ニ従ヒ双方各其損失ヲ負擔辦償スル者トス若シ双方孰レカ又ハ其雇人  
失錯ニ原因スル者ナキトキハ全ク各其負擔辦償スベキモノトス」若シ天災又ハ  
双方以外ノ者ノ来シタル者ナルトキハ双方ノ間ニ其損失ヲ折半ス」但シ英吉利  
法律學校ハ日夜巡查一人及鳶人足ヲ用ヒ請負人ハ日夜其万人ヲ差出シ置キ出火  
等非情ノ警備ニ充ル者トス

第十五條 工事着手ヨリ竣工迄建築物ハ請負人ノ管理ニ属スルモノニシテ工事中請負人  
又ハ其部下ノ過失懈怠不注意ヨリ人體又ハ近隣ノ建物財産等ヲ毀損セシメタ  
ルトキハ請負人ハ一切其損失ヲ辦償シ英吉利法律學校へ迷惑損失等ヲ蒙ラシ  
ムルコトナカルベシ

第十六條 工事中何時ニテモシ英吉利法律學校ハ工場ニ出入シ臨検シ又何時ニテモ仕様  
書外ノ造作飾付等ノ工事ヲ為サシムル為メ工場へ職工ヲ出入セシムルノ全権  
ヲ有スルモノニシテ請負人ハ通常工事時間中ナレバ何時ニテモ精々右ノ工事  
ヲ為スノ便ヲヨフベキモノトス而シテ右ノ工事ハ仕様書内ノ工事ヲ妨ゲザル  
様之ヲ為サシムルベシ但シ請負人ハ右工事ノ為メ生ジタル損失ヲ負擔スルノ

限ニアラズ

第十七條 此約定ニ依リ来ル七月五日ヨリ必ズ工事ニ着手スベキ者トス而シテ工事ノ着手ヨリ六ヶ月内即来十二月三十一日限り請負人ハ工事ヲ竣工スル者トス但シ建築師ノ承諾シ又差圖スル所ニシテ實地右時間内ニ竣工スルコトヲ得ザルカ又ハ其竣工ヲ延シタルモノナルカ又ハ請負人ノ制スベカラザルコトナル天氣天災其他ノ原因ニ依リ竣工スルコトヲ得ザルモノトナルトキハ建築師ノ臨時特許シタル時限内ニ此之ヲ竣工スベシ若シ請負人ニ於テ尚竣工セザルコトニシテ建築師ノ其竣工シ得ベキ者ナルコトヲ證明スルノ場合ニハ其竣工セザル延引時日中一週間毎ニ請負金高百分ノ一宛過怠金ヲ英吉利法律學校ヘ辦償スベキモノトス

第十八條 若シ請負人破産スルコトアルカ其他債主ノ為メ其財産ヲ差押ヘラルコトアルカ又ハ第十七條ニ挙ゲタル諸原因ノ為或ハ近隣ノ地所ニ利益ヲ有スル者ノ起シタル訴訟或ハ請負人ニ於テ豫メ相當ノ差圖ヲ請求セシモ之ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ヲ除クノ外約定ノ履行ヲ中止シ或ハ延引スル等ノコトアルノ場合ニ於テハ英吉利法律學校ハ建築士ヲ經テ請負人又ハ其承權人又ハ財産監護人ヘ工事ノ繼承ヲ請求シ後十日内ニ之ニ応ゼザルトキハ英吉利法律學校ニ於テ建築師ヲシテ 工事ヲ引取リ他ノ職工ヲ使用シテ工場ニアル所ノ工具用材ヲ使用シテ工事ヲ繼續シ之ヲ完了セシムルコトヲ得而シテ之ニ關スル費用ハ一切請負人ノ支辦スベキハ勿論第十七條ノ通り過怠金ヲ請負人ヨリ英吉利法律學校ニ辦償スベキ者トス

但シ請負人ヘ支辦フベキ金圓アルトキハ其内ヨリ之ヲ差引計算スルコトヲ得

第十九條 請負人ハ左項ニ從ヒ建築師ノ承諾書ヲ得テ金圓ヲ受取ルコトヲ得ルモノトス則チ

側石迄落成ノ後	請負金高	五分一
ニ階梁置渡ノ後	全	五分ノ一
小屋梁配置ノ後	全	五分ノ二
皆落成ニテ	全	五分ノ一

但シ双方協議ノ上建築師ニ於テ相當ト認ムルトキハ右金圓受取期限ヲ伸縮



スルコトアルベシ

第二十條 建築物落成ノ上ハ建築師ヨリ落成ノ證明書ヲ渡スベシ而シテ該證明書ニ依リ建築物ノ引渡手續完了スルモ該證明書ノ為メ請負人ハ第十三條ノ責任ヲ免ルコトナシ

第二十一條 前諸條ノ場合ニ於テ代金支拂ノ期限至ルモ英吉利法律學校ノ之ヲ支拂ザルコトアルカ又ハ工場ノ財産或ハ近隣ノ財産ニ利益ヲ有スル者ニシテ英吉利法律學校ニ非ザル者ノ起シタル訴訟手續等ノ為メ三ヶ月間工事ノ遅延スルコトアルトキハ請負人ニ於テ工事ヲ中止シ即ニ竣工シタル工事及使用シタル用材物品ノ為メ其代價ヲ請求シ又工事ノ為メ買入タル用材物品ノ為メニ損失ヲ辦償セシムルコトヲ得而シテ請負人ハ進ンデ建築スルノ責任ナキモノトス

但シ建築師證明書ニ依リ請求シ得ベキ金圓ニ對シテハ其支拂遷延ノ為メ相當ノ利子ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

第二十二條 凡前條々ノ場合ニ於テ約定ノ棟趣ヲ實行スル為メ双方各取計フベキ事柄手續等ハ一々各條項ニ明記ナキモ各之ヲ行フノ責任アル者ニシテ其取計ヲ怠ルヲ得サルモノトス

第二十三條 前條々之進約定シ置キ猶不時之場合ニ於テハ英國建築技師ノ「ローヤル、インステチュート」ノ規約ニ依リ足ラサル所ヲ補ヒ以テ英吉利法律學校及請負人双方間ノ異見ヲ判定スルモノトス

右之通約定シ英吉利法律學校及請負人清水満之助建築師辰野金吾連署連印ノ上英吉利法律學校及請負人ノ手許ニ繪圖面及仕様書各一通宛領収シ置ク者也

明治二十七年七月三日

英吉利法律學校新築委員総代

増島六一郎 ㊟

松野貞一郎 ㊟

建築師 辰野金吾 ㊟

日本橋區本石町四丁目十番地清水満之助代理 原 林之助 ㊟

同 工業部擔當 建築師 坂本復経 ㊟

史料編 A-2 「横浜山手三拾七番地内ニ改築セントスルアールプランネット氏ノ別荘工事  
之約定書及ビ仕様書」

但シ横浜造家師ジェーダイアックノ考案シテ千八百八十八年八月一日ト

記入シタルモノノ第一号ヨリ第五号迄ノ図ニ依ルベキ事

約定書

第一条 請負人ハ自ラ建築工事ヲ査問シ且工業時間中ハ必ラズ担当スル場所掛リ一人ヲ  
置クベシ場所掛リニハ造家師ノ命ヲ受ケ之ヲ実施スルノ権ヲ与スル事

第二条 請負人ハ其配下ナル場所掛リ或ハ職工ノ中造家師ノ命ヲ等閉ニスルモノ或ハ  
不品行アリテ造家師ノ故障ヲ申出ル時ハ速事之ヲ解雇スベキ事

第三条 工事竣工ノ上ハ図面及ビ仕様書ハ悉ク造家師ニ返却スベシ其中一部分ナリトモ  
之ヲ他ニ用ヒ或ハ之ヲ写スベカラズ

第四条 出来迄必用ナル諸材料職工其他諸物品（尤モ仕様書中注文主ヨリ給スベキ物品  
ハ除ク）ヲ其調印シタル図面及ビ仕様書ニヨリ悉皆供給スベシ且鎖細ナル事モ造  
家師ノ命ニ従ヒ其充分満足ヲ得ル様工事ヲ成就スベシ落成ノ上ハスベテ邪魔物  
ヲ取除キ家屋ヲ清潔整頓セシムベシ

第五条 諸材料及ビ細工ハスベテ精良巧妙ナルヲ要ス劣等ノ材料或ハ腐朽シタルモノ等  
或ハ不手際ナル細工ハ認可セザルベシ

第六条 絵図面ハ寸部モ違ハザル様遵守スベシ若シ大小ニ図アル時ハ其中大図ノ方ニ従  
フベキ事但シ図ノ寸法ト買入ト差異アル時ニ於テハ受負人ハ工事ヲ施工スル前  
其中何レニ従フベキヤヲ造家師ト打合スベシ又必要ナル場合ニ於テハ仕事ヲ明  
亮ニナス為精細図或ハ現寸図ヲ調整スベシ此ノ如キ図ヲ製セズシテ構造シタル  
粧飾部ハ造家師ノ命ニ従ヒ取除キ且之ヲ再製スルノ入費ハ受負人ノ自弁タルベ  
キ事

第七条 工事ノ総テハ受負人ノ申出タル金高ニ於テ皆出来セシムベシ若シ図上ニ於テ明  
記シタルモノニシテ仕様書ニ記載ナキモノ、或ハ図上ニ於テ脱シタルモノニシテ  
實際ハ施工スベキ事ノ明了ナルモノ或ハ落成迄ニ必要ニシテ住居スルニ当然ナ  
ルモノハ造家師ノ命ニ従イ無増減ニテ竣工可致事

第八条 受負人ハ造家師ノ監察スルニ便利ナル為メ梯子及ビ足代ヲ備エフル事

第九条 受負人ハ卒テ工事ヲ指示シ錯誤アラバ其責ニ任ズベシ且不注意ヨリ生ズル誤リ  
ハ必ラズ改正可致事

第十条 注文主ハ其適當ト思考スル場合ニ於テハ図或ハ仕様書ヲ変更スルノ權ヲ有ス然レドモ受負人ノ迷惑トナラザル為変更工事ニ着手スル前其為メ要スル費用及ビ日限ニ増減ヲナシ之ニ從テ払フベキ事

第十一条 卒テ寸尺ハ日本尺度ニシテ且書アルモノハ出来上リノ寸法ナリ

第十二条 此工事ニ關シテ注文主ト受負人トノ間ニ爭議ノ生ズル時ハ造家師ハ其中裁人トナリ其判定ニ任シテ他人ハ關涉セザルベキ事（以上原文のまま）

### 史料編 A-3 「煉瓦職方心得」

- 一 煉化石ハ使用ノ前横黒、鼻黒、裏積、表瓦並ニ寸法等ヲ悉ク撰分ク可シ
- 一 煉化石ハ使用ノ前充分水中ニ入好ク湿ス可シ
- 一 煉化石及モルタル等ニ使用ノ水ハ必ず清浄ナル水ヲ用ユ可シ
- 一 モルタルハ充分ニ練リ混和不十分ナル者又ハ前日ニ練リ置キタル品ヲ其儘使用ス可」カラス
- 一 モルタルニ用ユル石灰ハ必ず生石灰ヲ現場ニテ水フカシ致シ極細キ目ナル拵ニテ篩可シ又砂ハ玉川又ハ其他ノ産ニテモ角アル品ニテ塩気ナキ純粹ノ品ヲ用ユ可シ
- 一 モルタルノ調合ハ必ず当店ヨリ指示スル所ニ寄り決シテ違背ス可カラス
- 一 積方ニ際シ世話役ハ先ツ遣方ノ曲直ニ注意シ若シ曲ミ等アリト認ル時ハ直ニ当方ニ申出可シ又工事ハ都而遣方ニ習ヒ一段毎ニ細キ丈夫ナル糸ヲ張り縦横目地引通シ好ク瓦洗出ナル時ニハ一層美麗ニ積立可シ
- 一 工事中何如ニ難渋ナル処ト雖モモルタルハ充分ニ使用ス可シ若シカラ伏セ等ヲ為シタル職工ハ以来当店ノ出入ヲ禁ス可シ
- 一 瓦拵ハ現場ニ於テ形板ヲ製シ使用ノ前ニ予メ拵置ク可シ  
但シ中伏瓦ハ使用祭拵ルモ妨ナシ
- 一 洗出シ壁ヲ積ム時ハ其ノ工場ニ着手スル前瓦割ヲ致シ当店ノ指揮ヲ請フ可シ
- 一 瓦ハ七五、半升、弐ツ割長手等ノ外ハ使用ス可カラス  
但シ右ノ外ニ瓦ヲ使用スル時ハ当店ノ指揮ヲ受ク可シ
- 一 迫持瓦ハ双方ヨリ等分ニ積上ケ最終ニハ真中ヲ入レル可シ
- 一 降雨ノ節ハ苦ヲ持テ雨庇ヲ為スハ勿論酷寒ノ節ハ当店ヨリ指揮ニ応シ予防法ヲ施ス可シ
- 一 寒暑又ハ降雨ノ為メ既ニ積上タル部分ニ損害アリト認メタル時ハ当方へ申出指揮ヲ講ヘシ
- 一 洗出積ノ節ハ毎日其ノ工事ノ終リタル部分ヲ好ク掃除ス可シ
- 一 積終リタル壁ニ色付スル前ニハ好ク掃除ヲ為シ当方ノ承認ヲ請タル後テ着手ス可シ
- 一 目漆喰ハ最終ノ工事ニシテ大ニ外見ニ関係アル者ナレハ一層注意シテ施工ヲ為ス可シ

明治二十二年八月

(原林之助君述)

#### 史料編 A-4 「場所掛心得」

現場掛リハ當店之最モ信用篤クシテ且ツ當店ガ明治廿二年山岳拾五日ヲ以テ定メタル規則書ヲ□□シ厳密ニ且ツ速ニ其檐當事業ヲ成功シ得ラルヽ者ヲ以テ之ニ任スル者ナレバ毫モ店主ヲシテ其ノ認定ヲ誤ラシメザル様致ス可キハ勿論取分ケ左項之事柄ヲ注意スヘシ

- 一 時々諸負金額及其ノ内譯書ヲ調査シ下方ヘノ仕拂フベキ金員ハ之ニ超過セザル様ス可シ
- 一 都テノ工事ハ堅固ニ且ツ美麗ニ竣工スル様注意ス可シ
- 一 場所ニ関スル書類ハ順序ヲ正シ保存シ置キ何時ニテモ入用ノ際ハ差支ナキ様致シ置ク可シ
- 一 得意先キニ對シテハ可成丈ケ便利ナル様取計ラヒ且言語挙動共ニ相當ノ敬意ヲ表ス可シ
- 一 落成ノ日限ヲ誤ラザルハ勿論一日モ速ニ竣工スル様手配ス可シ
- 一 火ノ用心ニハ最モ注意ス可シ

清水満之助

建築学会:建築雑誌 4(41), p. 82, 明治 23 年 (1890) 0528

## 史料編 A-5 日本土木「現場掛員心得」

現場掛員ハ社長ノ命ヲ受ケ工場ニ出勤シ主任者ノ指揮ニシタガヒ工事ニ従事スヘキハ勿論ナレドモ各自注意ノ浅深ハ会社ノ使用ニ最モ重大ノ關係ヲ及ボスモノニシテ工事落成ノ後ニ至リ構造ノ不完全ト材料ノ不善良トニ因リ建築物ニ種々ノ障害ヲ起シ為メニ委託者ノ不満足ヲ招キ加之数々手直シ等ヲナシ期セザルノ失費ヲ生シ或ハ出納方ノ不注意ヨリ予算額ヲ超過シ最初利益アルノ工事ト思ヒシモノモ遂ニ損失ニ歸スル事往々尠カラス是等種々ノ損害ヲ生スルハ単竟現場掛員ノ平素ノ足ラサルニ基クモノナレバ現場掛員ハ最モ此ニ注意セザルヘカラス故ニ現場ニ在リテハ自ラ委託者ノ心得ヲ持テ諸職工ヲ監督シ事務所ニ在テハ諸帳簿ヲ整頓シ務メテ場内ノ冗費ヲ省キ此外総テ会社ノ信用ヲ重ジ常ニ左ノ条項ヲ確守ス可シ

- 一 始業時刻ヨリ必ず十五分前ニ工場へ出勤シ諸職工ノ入場ヲ検査シテ出面帳ニ記入シ遅刻入場ノ者無キ様注意シ就業中ハ怠慢無ク工場ヲ見回り心切ニ諸職工ヲ指導シ終業ノ時ハ諸職工ノ出場ヲ監督シ悉皆工場ヲ引払フタル後ニ工場ヲ巡回シ火ノ元等相改メ然後ニアラザレバ退場スバカラザル事
- 一 始業終業食事及休息等ノ時刻ハ工場ノ繁閑及ビ日ノ長短ニ従ヒ主任者ノ指図ニ因リ予テ一定シタルモノヲ工場ニ指図シ其時々撃訴ヲ以テ之ヲ報知シ諸職工及人夫ノヲシテ確守セシムル様注意スベキ事
- 一 買入物品持込ノ節ハ品質ノ良否及員数等ヲ調査シテ不良ノ品或ハ不足数ナキ否ヲ検査シ而シテ之ヲ手帳ニ記入シ逐一主任者ニ報告シテ其捺印ヲ受クヘキハ勿論煉瓦砂利割栗石等員数ノ多キ物品受取ノ際ハ殊ニ立合方嚴重ニ注意スヘキ事
- 一 工場ニハ必ス工程表ヲ調整シ置キ常ニ実地工事ノ涉リ方ヲ視察シテ日々工程表ニ比較シ落成期限ヲ過タシメザル様注意スヘキ事
- 一 工場ニハ必ス予算内訳明細書ヲ備置キ常ニ実施買入材料ノ価格及使用材料ノ多寡ヲ比較シ予算額ヲ超過セシメザル様注意スヘキハ勿論諸職工ヲシテ木材釘金物等濫費セシメサル様監督シ残品及木端鼻切等ニ至ルマデモ疎漏ノ取扱ヲナスヘカラサル事
- 一 工場ニ出入スル諸職工及人夫ニハ予テ会社ノ門鑑ヲ渡シ置キ門鑑ヲ携帯セサル者ハ猥リニ出入ヲ許スヘカラス且ツ物品ヲ持出ストキハ必ス送り切符ナクシテ物品ヲ持出ス事ヲ嚴禁スベキ事
- 一 湯呑所喫烟所及吹子場等総テ火ヲ取扱フ所ハ可成建物ニ遠隔ノ場所ヲ撰ミ鉄板或ハ塗壁等ニテ火災ノ恐ナキ様取設ケ置其他ノ場所ニ於テハ一切焚火喫烟等ヲ嚴禁スヘ

キ事

- 一 石炭貯蓄所ヨリ発火シテ火災惹起ス事往々少カラザル故ニ予テ試験場ハ予防ヲ嚴重ニ夜中ノ取締ヲナシ又休業ノ日ハ当直番ヲ以テ取締方ヲナスヘキ事
- 一 諸職工及ヒ人夫ヲ監督トシテ工場心得書其他職工心得書等ノ主旨ヲ服膺シ誠実ニ就業セシムベキ事ニ注意スヘキハ勿論平素懇篤ニ其心得方ヲ訓示シ若シ尚ホ違反スル者アレバ事ノ輕重ニ從ヒ主任者ノ指揮ヲ受ケ相当ノ処分ヲ実施スベキ事

## 史料編 A-6 日本土木「工場心得書」

塔会社工場ノ諸職工及人夫ハ総テ現場掛員ノ指揮ヲ受クベキハ勿論左ノ条々ヲ遵守シ誠実ヲ旨トシテ業務ニ勉勵スヘシ

- 一 就業中ハ総テ現場掛員ノ指揮ニ従ヒ各自持ち場ノ工事ニ従事スヘキハ勿論仮命如何ナル些事ト雖モ掛員ノ指図ニ違フ可カラサルモノトス
- 一 工事委託主ヨリ派遣スル監督員ニ対シテハ尊敬ヲ旨トシ若シ該監督員ヨリ指図セララルル事アレバ其旨ヲ領シ直ニ現場掛員ヘ申出テ其指揮ヲ受クヘシ決シテ各自専行スルヲ許サザルモノトス
- 一 始業終業食事及休息等ノ時刻ハ予テ工場ニ掲示シ置キ且ツ撃訴ヲ以テ之ヲ報知スヘキニ付諸職工及人夫等ハ必ス確守スヘキモノトス
- 一 始業前ニハ必ス工事ニ着手スル様用意シ置クヘシ決シテ遅刻入場ヲ許サザルモノトス
- 一 食事時間ニハ必ス予テ定メタル場所ニ於テ食事ヲナシ此他ニ於テ飲食スルヲ許サス但シ不得已場合ニ際シ湯呑所ニ於テ湯水ヲ用ユルハ此限ニアラス
- 一 終業ノ時ハ各自持ち場ノ工事ヲ取片不取締ノ事ナキ様注意シ現場掛員ノ検査ヲ受ケ然ル後出場スベキモノトス
- 一 就業中ハ総テ誠実勉勵スヘキハ勿論予テ工場ニ掲示シ置ク時間ノ外ハ決シテ休息スヘカラサルモノトス
- 一 工場内ニ於テハ焚火喫烟ヲ嚴禁ス但シ現場掛員ヨリ予テ定メ置キタル場所ニ於テスルハ妨ナシト雖モ火ノ元ヲ大切ニシ決シテ不慮ノ過害ヲ生セサル様充分注意スヘシ若シ□ニ喫烟スル者アレハ其道具ヲ取揚ケ直ニ之ヲ放逐シ再ヒ当会社ノ工場ニ使用セザルモノトス
- 一 工場へ出入スルニハ必ス予テ渡置ク門鑑ヲ携帯シテ現場掛員ノ検査ヲ受クヘシ且ツ物品ヲ持出時ハ必ス現場掛員ニ送り切符ノ交付ヲ請フベシ送り切符ナクシテ物品ヲ持出ス事ヲ許サザルモノトス

右条々堅ク相守ルベク若シ違反スル者アルトキハ嚴重ニ処分スヘキ勿論場合ニヨリ再ビ当会社工場ニ出入スルヲ許サザルベシ

明治廿三年四月

有限会社 日本土木会社工場



## 史料編 A-7 日本土木「煉瓦積職心得書」

煉瓦積職工ハ常ニ現場掛員ノ指揮ヲ受ケ工場心得書ノ旨ヲ確守スヘキ事勿論ニシテ尚ホ左ノ条項ヲ守リ誠実ニ作業スヘシ

- 一 煉瓦取扱方ハ充分注意シテ破損物ノ生セザル様運搬積卸等総テ丁寧ニ取扱フヘキ事
- 一 煉瓦ノ品質ハ可也一様ニ揃フ方ヲ貴フ者ナレバ配リ方等ノ際ハ充分ニ注意ヲ加ヘ各職方混合セサル様注意スヘキ事
- 一 煉瓦積方ニ当リテハ煉瓦ニ適度ノ水潤ヲ与ヘタル後ニアラサレハ使用スルヘカラス又モルタルハ充分ニ用ヒ煉瓦目じヨリ吹き出ス程ニシ積方ヲナシ決シテカラ積等ヲナスヘカラス若シ目切等生ジタルトキハツギトロヲ用ヒテ之ヲ補フ可シ元煉瓦家屋ハ畜ニ壯觀ヲ貴フノミナラズ堅牢ヲ專トシ火災ヲ予防シ外部湿気ノ室内ニ侵入セサルヲ目的トスルモノナレバ積方ノ時ニ於テ最モ注意セサル可カラス若シカラ積等ヲナシ他日火災或ハ雨露ノ為メニ大損害ヲ蒙ルガ如キハ実ニ恐ルヘキ事柄ナレバ煉瓦積職工タル者常ニ此旨ヲ確種シテ職業ニ勉励スヘキ事
- 一 モルタルハ之ヲ混和シタル当日ニ使用セサルヲ得サルモノナレバ煉瓦積職工ハ当日午後二三時頃ニ至ラバ必ス其日ニ使用スヘキモルタルノ高ヲ見積コレヲ其混和方ニ告知スルヲ要スル事
- 一 煉瓦積遣方ハ毎朝大工方ヲシテ縦横水準ヲ以テ検査セシムト雖モ自身ノ持場ハ各自糸ヲ引キ少シナリトモ目地合ワザルトキハ大工方ト立会ノ上積直スヘキモノトス
- 一 又煉瓦積職工ノ最モ注意スヘキ件ハ煙筒積方ニシテ其構造ハ石炭ヲ焚ク時ニ於テ火ノ燃方宜シク煙ノ室内ヘ吹き返サザルヲ第一トス又室外ニアル清浄ナル空氣ヲ室内ヘ導キ室内ノ炭酸瓦斯ヲ外部ヘ吐キ出サシムル為メノ効用ニモ備フモノニテ極メテ流通ノ宜シキヲ要スルモノナレバ職工ハ平生此理由ヲ記憶シ置キ学理ニ悖ラサル様構造方ニ注意スヘキ事
- 一 煉瓦積ノ際積方ノ都合ニ因リ半数或ハ二分五厘ノモノヲ要スルトキハ可成最寄ニ落チ散リアルモノヲ取り集メテ之ヲ使用シ無益ニ新シキモノヲ切り捨ツベカラス又モルタルヲ使用スルニ当リテハ無用ニ落チ散ラサル様注意スヘキ事
- 一 モルタルハ砂石灰等ヲ船ニ入レ充分ニ混和スル迄能々練合セ然ル後水ヲ注入シ又充分ニ練合スヘシ若シ否ヲスシテ混和ノ手数ヲ怠タリ或ハ水量ノ適度ヲウシナフトキハ其密着ノ度ヲ弱メ遂ニ充分ノ効驗ヲ見ル能ハサルモノナレバ最モ能ク注意シテ混和スヘキ事

## 史料編 A-8 日本土木「大工職心得書」

大工職ハ常ニ現場掛員ノ指図ヲ受ケ工場心得書ノ旨ヲ確守スヘキ事勿論ニシテ尚ホ左ノ条項ヲ守リ誠実ニ作業スヘシ

- 一 第一木材ヲ無益ニ切捨テサル様注意シテ大切ニ取扱フヘシ元来建築材料中最モ貴重ナルハ木材ニシテ一本ノ杉丸太ト雖モ最初植立テヨリ梢成木ニ至ルマデハ数多ノ培養ヲ要シ凡二十年以上ノ歲月ヲ経サレハ伐採ノ期ニ至ラス殊ニ松檜ノ如キニ至リテハ四五十年以上ヲ経サレハ建築材料ニハ適セザルモノニテ深く考エ甚貴重ノモノナレバ仮命古材ナリトテ濫リニ廃棄スヘキモノニアラス故ニ古屋改良ヲナス如キハ即天物ヲ濫費セサルト随テ経費ヲ節約スルトノ目的ニ因ル者ナレハ職工タル者能ク其旨ヲ記憶シ取崩シ方ノ際ハ可成木材ニ庇ノ付カサル様注意シ使用ノ際ニハ能々適否ヲ吟味シ可成流用ノ出来ル様注意シ些少ノ残木ト雖ドモ濫リニ焚捨或ハ切捨テサル様取計フ可シ試ニ木ノ杓目ヲ数フ可シ杓目一ツハ即チ一ケ年ノ春秋ヲ経タルモノタルモノニシテ五十アレバ五十ケ年ノ星霜ヲ経タル事ヲ知ルヘシ故ニ能々此理ヲ理解シテ焚捨或ハ切捨等ノ濫費ヲ為スベカラサル事
- 一 工事ニ使用スヘキ諸材料ハ必ス現場掛員ヨリ数量等検査ノ上受取り可成不要物ノ生ゼサル様注意シ殊ニ釘金物ヲ濫用スヘカラザル事
- 一 作業中ハ怠ラス縦横水準ヲ取り建物ニ高低傾斜ヲ生ゼサル様注意スヘシ且大工方ト煉瓦方トハ密接ノ関係ヲ有スルモノナレバ水準ヲ取ル場合ニ於テ煉瓦方ヨリ立会ヲ要セラルルトキハ心切ニ立会ヲナスヘキ事
- 一 工場内ニ於テハ木材切屑鉋屑等濫リニ散乱セシム可ラス右等ノ不取締ヨリ火ヲ失シ数々大過害ヲ醸ス事不尠故ニ深く注意ヲ要スヘキ事

建築雑誌, No. 4, 明治 23 年 5 月号

史料編 A-9 日本銀行大阪支店建築所の「其 一 工手間請負人心得書」

第一條 工手間請負人は繪図面、仕様書及注文書熟覽の上工事の種類寸法、位置等に依り内譯明細なる積書差出すべき事

第二條 請負申付るときは本所に於て確實なりと見認る保證人連印の請負證書に請負金額の凡そ壹割に相當する價格ある身元保證品を添へて差出すべき事 身元保證品其効力を失ひ又は其の價格下落したるときは請負人は増保證品を差出すべき事 但請負證書は末項書式に従ふ事を要す又身元保證品は公債證書若くは本所に於て確實なりと見認る株券たるを要す

第三條 請負人は請負を為したる後違算、見積違、物價騰貴其他本所の過失にあらざる原因を理由として請負契約の変更又は解除を願出つへからさる事

第四條 請負人より請負契約の変更若くは解除を願出て本所に於て其事情止むを得ざるものと認る時は請負金総高拾分の貳以下を上納せしめて変更若しくは解除することあるへし若又請負人に於て請負契約に背きたる等の不都合あり本所に於て請負契約に背きたる等の不都合あり本所に於て請負契約を解除するときは請負金額総高の拾分の壹を請負人より上納せしめ尚第二條の身元保證品を没収する事

但検査済の工事は積書内譯に照らし其手間賃下渡すべき事若し又積書内譯に照し不分明の廉あるときは請負人の請求に関はらず本所の見込を以て其手間賃を取定め下渡すべき事

第五條 日々出来の工事は逐一技師長の検査を経へべき事

第六條 総て工事は繪図面及仕様書の通り實施すべきは勿論総て局部に係る仕様にして繪図面及仕様書に明記なき個所ハ前以テ又ハ其都度口頭、略繪図、正寸繪図或は見本等ヲ以テ技師長の認可を経て取計ふべき事

第七條 繪図面、仕様書に相違するか又は第六條の認可を得ずして實行したるか其他工世上不都合の廉あるときは技師長は幾度たりとも其仕直しを申付へし尚ほ其上不都合の廉あるときは本所の見込を以て請負金額の幾割を引き去るべき事

但 (一) 本文の場合に於て工事落成の延期を願出へからさる事

(二) 本所に於て損害ある時は第十三條に依りて処分すべし

第八條 検査未済の工事に於て破損等あるときは総て請負人の損失たるべき事

第九條 請負約定の後本所に於て繪図面或は仕様書を変更する時は請負人は其変更に従

ひ請負金は積書内 譯に照し増減すべき事

但 (一) 本文増減は受負総高の三割ヲ超へざる事

(二) 本文手間賃積書内譯に照査し不分明ある時は本所の見込を以て取定むべき事

第十條 請負人は本所規定の工事時間を心得毎日職工人足等をして該時間を厳守せしめ聊かも違背なき様指揮すべき事

第十一條 工事時間中請負人は屹度工事場へ出張すべき事

但請負人に於て工事場に出張し難き事情ある時は前以て本所の許可を経たる者一名をして代理せしむべき事

第十二條 本工事に使用する使用人、職工、人足等の内本所に於て不都合又は不適當と認めたる者は請負人に於て使用するを得ざる事

第十三條 第七條の場合其他請負人若くは其使用人職工人足の違約過失不注意等にて本所の材料諸品等を損害せし時は請負人は同一の物品或は其代價 を以て直ちに償還し且損害を賠償すべき事。

第十四條 請負人は本所の定むる工事場取締規則本所より臨時に指示する處の事項を遵守し且其使用人、職工、人夫をして遵守せしむべき事

第十五條 請負人は請負證書に掲けたる期限内に工事悉皆落成すへし若し期限内に落成せざるときは請負證書に掲けたる違約賠償金を差出すべき事

第十六條 請負手間賃下渡方の義は工事の出来形に應し本所の見込を以て其手間賃の八分を假渡し残金二分は全部落成の都度下渡すべき事

第十七條 請負人に於て違約したるとき及請負人到底約定期限内に工事落成するの見込なきときは本所は工事を中止し又は請負契約を解除するを得る事

但中止及解除は本所より請負人へ通じたる時を以て其効あるものとす

第十八條 請負人より本所へ支拂ふべき金圓ありて其支拂をなさざるときは本所は保證品を賣却して其支拂に充て請負人をして保證品の補充を為さしむる事

請負人の本所へ支拂ふべき金圓保證品の價格に超過すへしと本所等に於て見込みたるときは本所は請負人か工事場に持込みたる物品を保證品として差押へ得る事

第十九條 落成期限は晴雨に拘はらざるものとす天災、地変、戦争等の為め實際差支を生したるときは相當の猶豫を與ふる事

但天災、地変、戦争にして猶豫を與ふべき價値ありや否の事

及其猶豫期日数は一々本所の見込に依る事

工手間請負證書式

証券印紙<sup>㊞</sup>

一金 圓也

何種 何程

何種 何程

工事落成期限（但し晴雨に關はらず）

何年何月何日迄

何種 何程

何種 何程

何年何月何日迄

前に倣ふ

此身元保證品 何々

右は今般大阪市何區何町何番地に於ける何々御新築に付前書工手間金何圓也にて請負被仰付正に御請仕候就ては工手間請負人心得書、繪図面、仕様書等を遵守し誠實を旨とし前記日限即ち明治何年何月何日迄に無相違竣工仕萬一右日限に竣工仕らざる時は日限後竣工に至る迄五日毎に請負総高ノ壹百分の を差出可申候依て前記身元保證品を差入れ左に署名する保證人を相立申候若し自分より貴所へ支拂ふべき金圓を支拂はざる時は保證品御勝手に御賣却の上其代金を以て右支拂に御充用被成下度又保證人は本人と連帶責任を負ひ可申候為後日證書依て如件

宿 所

請負人 何之誰 印

宿 所

保證人 何之誰 印

日本銀行大阪支店建築所御中

史料編 A-10 日本銀行大阪支店建築所の「其二 材料納方請負人心得書」

第一條 材料納方請負人は注文書熟覧の上材料の代價、種類、寸法等に依り内譯明細なる積書差出すべき事

第二條 請負申付くるときは本所に於て確實なりと見認る保證人連印の請負證書に請負金額の凡そ壹割に相當する價格ある身元保證品を添へて差出すべき事  
身元保證品其効力を失ひ又は價格下落したるときは請負人は増保證品を差出すべき事

但請負證書は末事項の書式に従ふ事を要す 又身元保證品は公債證書若くは本所に於て確實なりと見認る株券たることを要す

第三條 請負人は請負を為したる後違算、見積違物、価騰貴其他の過失にあらざる原因を理由として請負契約の変更又は解除を願出つへからざる事

第四條 請負約定の後請負人より請負契約の変更又は解除を願出て本所に於て其事情止むを得ざるものと見認めたる時は請負金総高の拾分の貳以下を上納せしめ変更若しくは解除することあるへし若又請負人に於て請負契約に背きたる等（等加筆）の不都合ありて本所に於て請負契約を解除するときは請負金額総高の拾分の一を請負人より上納~~支拂~~せしめ尚ほ第二條の身元保證品を没収する事

第五條 本所の指示する場所へ到着の材料は逐一其係員の検査を経へき事

第六條 文書に照査して品質不適當なるか寸法不充分なるか又は其他の不都合あるときは幾度たりとも取換申付くへし  
尚ほ其上不都合の廉あるときは本所の見込を以て請負代價の内幾割を引き去るへき事

但本文の場合を於て皆納日限延期を願出ることを得す

第七條 掛員検査の上採用し難き材料は検査の日より五日以内に屹度工事場以外に持ち去るへき事

但工事場以外の場所に於て検査せし材料は本條に依り其場所より持ち去るへき事

第八條 前條により採用せられざる材料及検査未済の材料の盜難、破損、焼失、流亡其他の危険は総て請負人の負擔するへき事

第九條 請負約定の後ち注文の材料に員数等の増減あるときは積書内譯に照査し請負金額を増減すへき事

但（一）本文減高は請負総高の三割を越へざるべき事

（二）本文の増高は請負総高の六割を越へざるべき事

本文代價積書内譯に照らし不分明なる廉ある時は本所の見込を以て取定むべき事

第十條 総て請負の材料は本所の指定する場處に於て受渡すべき事

第十一條 請負の材料は総て請負證書に明記せる期日限に屹度皆納すへし若し右日限を纏過するときは請負證書に掲けたる違約賠償金を差出すべき事

第十二條 請負材料の代價渡方の儀は物品納め済の高に應じ其都度本所の見込を以て其代價の八分を假渡し残金は請負皆済の上下渡すべき事

第十三條 材料請負を入札に付したるとき本所に於て落札金高不相當と見認むるか又は落札人不適當と見認むる時は入札を取消すことある可し

第十四條 請負人に於て違約したるとき及請負人到底約定の期限内に約定品納付の見込なきときは本所は請負契約を解除することを得る事

但解除は本所より請負人へ通知したる時を以て其効力有るものとす

第十五條 請負人より本所へ支拂ふべき金圓ありて其支拂を為さざるときは本所は本所は保證品を賣却して其支拂に充て請負人をして保證品の補充を為さしむる事  
請負人の本所へ支拂ふべき金圓保證品價格に超過すへしと本所に於て見込みたるときは本所は請負人か工事場へ持込みたる物品を差押へ得る事

材料納方請負證書式

証券印紙<sup>㊦</sup>

何材料納方請負證書

一金 圓也

内

金 圓 何種 何個

金 圓 何種 何

何年何月何日迄納付

金 圓 何種 何

金 圓 何種 何個

何年何月何日迄納付

以下之に倣ふ

此身元保證品何々

右は今般大阪市何區何町何番地に於ける何々御新築に付金何圓也を以て前記御建築材料納方請負被仰付正に御請仕候就ては御注文書材料納方請負人心得書を遵守し誠實を旨とし前記日限通り夫々無相違相納可申萬一其一部分たりとも約定日限に納付仕らざる時は日限後に皆納に至る迄五日毎に請負総高ノ壹百分の候を差出可申候依て前記身元保證品を差入れ左に署名する保證人を相立申候若し自分より貴所へ支拂ふべき金圓を支拂はざる時は保證品御勝手に御賣却の上其代金を以て右支拂に御充用被成下度又保證人は本人と連帶責任を負ひ可申候為後日證書依て如件

明治 年 月 日 宿 所  
請負人 何之誰 印  
宿 所  
保證人 何之誰 印

日本銀行大阪支店建築所御中



史料編 A-11 日本銀行大阪支店建築所の「其三 一式請負人心得書」

第一條 請負人は繪図面、仕様書熟覧の上材料代價及工手間賃共内譯明細なる積書差出すべき事

第二條 請負申付るときは本所に於て確實なりと見認る保證人連印の請負證書に請負金額の凡そ壹割に相當する價格ある身元保證品を添へて差出すべき事 身元保證品其効力を失ひ又は其の價格下落したるときは請負人は増保證品を差出すべき事

但請負證書は末項の書式に従ふ事を要す又身元保證品は公債證書若くは本所に於て確實なりと見認る株券たるを要す

第三條 請負人は請負を為したる後違算、積見違、物價騰貴其他本所の過失にあらざる原因を理由として請負契約の変更又は解除を願出つへからさる事

但本所に於て事情止むを得ざるものと見認るときは請負金額の拾分の貳以下を上納せしめ請負契約を変更若くは解除の場合に於ては既に使用したる物品の代價及工手間賃等は原價の如何に拘はらず本所に於て相當と見認る金額を下付すへし

第四條 請負人の違約によりて本所に於て請負契約を解除したるときは身元保證品を没収し既に使用したる物品代價及び工賃等前條但書後段により處分すべき事

第五條 総て工事に使用すべき材料等は其工事掛員の検査を経て其認可の上使用すべき事

第六條 請負人に於て條前に背き材料を使用したときは本所は其材料の取換を命ずるを得る事

但本條の場合に於て請負人請負期限の延期を求むることを得ず又如何程の損害の損害を蒙るも其賠償を求むるを得ず

第七條 材料の内多少現品を下渡すことあるへし此場合に於ては其代價を請求金額の内より引去るべき事

但 (一) 本文減高は請負金額総高の三割を超へざるべき事

(二) 本文代價は積書の内譯に照査し取定むべき事

(三) 本文内譯に照し不分明なる廉あるときは請負人の請求に関はらず本所の見込を以て取定むべき事

第八條 総て工事は繪図面、仕様書及雛形の通り實施すべきは勿論総て局部に係る仕様に

て繪図面及仕様書に明記なき個處は前以て或は其都度口頭、略繪図、正寸繪図或は見本を以て工事掛員の認可を経て取計ふべき事

第九條 繪図面、仕様書に相違するか第八條の認可を得ずして實行したるか其他工事上不都合のあるときは本所は幾度たりとも其仕直しを申付くへし尚其上不都合の廉あるときは本所は幾度たりとも其仕直しを申付くべし尚其上不都合の廉あるときは本所の見込を以て請負金額の幾割を引去るべき事

但本文の場合に於て工事落成延期を願出つることを得ず

第十條 工事着手中都合に依り模様替或は建坪の増減等これあるときは積書の内譯に照査し請負金額を増減致へき事

但（一）本文内譯に照し不分明なる廉あるときは請負人の請求に関らず本所の見込を以て取定むべき事

（二）本文増減は請負総高の三割を越へざるへき事

第十一條 請負人は本所の定る工事時間を心得毎日職工人足等をして該時間を厳守せしめ聊かも背戻なき様指揮すべき事

第十二條 工事時間中請負人は屹度工事場へ出張すべき事

但請負人に於て工事場に出張し難き事情あるときは前以て本所の許可を経たるもの一名をして代理せしむべき事

第十三條 本工事に仕様する使用人、職工、人夫等の内本所に於て不都合又は不適當と認めたる者は請負人に於て使用するを得ざる事

第十四條 請負人は本所の定むる工事場取締規則及本所より臨時に指示するところの事項を遵守し且其使用人、職工、人夫をして遵守せしむべき事

第十五條 請負人は請負證書に掲けたる期限内に工事悉皆落手すへし若するところの事項をし期限内に落成せさるときは請負證書に掲けたる違約賠償金を差出すべき事

第十六條 工事落成の上は跡片付、掃除等致し更に本所の検査を受け引渡しの手續致すへき事

第十七條 請負金は工事悉皆落成引渡済の上下渡すへき事

但工事落成前と雖工事の出来高或は拂込検査済の材料に應し其八分に相當する金を假渡することあるへし

第十八條 工事中は勿論工事落成後と雖検分引渡未済の間に生じたる盜難、焼失、流亡其

他の危険は総て請負人の負擔たるべき事

第十九條 材料の不良、寸法の相違工事の粗悪其他契約に背きたる原因に依り落成後拾八ヶ月内も軸物狂ひを生じ金物損し壁破れを生し雨漏出来其他工事に不都合を生したるときは請負人は代價無賃にて速に修繕すべし若し日本銀行大阪支店の督促を受け速に修繕せざるときは日本銀行大阪支店に於て修繕し其費用及損害を賠償せしむる事

但前期原因請負人の甚しき過失なるときは拾八ヶ月後と雖本條に依るべき事

第二十條 基礎工事は建物全部の基礎にして最も注意を加ふへし落成引渡後満三ヶ年内に基礎の粗悪に原因して建物に不都合を生じたる時は請負人は日本銀行大阪支店の指揮に従い無代價無償にて修繕し且損害を賠償すべし若し日本銀行大阪支店の督促を受け速に修繕せざるときは日本銀行大阪支店に於て修繕し其費用及損害を賠償せしむる事

但前條の但書を準用す

第二十一條 請負人に於て違約したるとき及請負人到底約定期限内に工事落成するの見込なきときは本所は工事を中止し又は請負契約を解除するを得る事

但中止及解除は本所より請負人へ通知したる時を以て効あるものとす

第二十二條 請負人より本所へ支拂ふべき金員ありて其支拂を為さざる時は本所は保證品賣却して其支拂に充て請負人をして保證品の補充を為さしむる事  
請負人の本所へ支拂ふべき金員保證品の價格に超過すへしと本所に於て見込みたる時は本所は請負人か工事場へ持込みたる物品を差押へ得る事

第二十三條 落成期限は晴雨に拘はらざるものとす天災、地変、戦争等の為め實際差支を生じたる事は相當の猶豫を與ふる事

但其天災、地変、戦争等にして猶豫を與ふべき價值ありや否の事及

其猶豫期日数は一々本所の見込に依る事

証券印紙<sup>㊦</sup>

一式請負證書

一金 圓也

桁行間尺 倉庫或は何

梁間間尺

二階家 何棟

或平家

間 尺 建出し

間 尺

同 何ヶ所

長 間 尺 廊 下

梁 間 尺

同 何ヶ所

此坪何 坪

晴雨に関らず 年 月 日迄竣工の事

此身元保証品何々

右は今般大阪市何區何町何番地に於ける何々御建築に付前書金何圓也を以て一式請負被仰付正御請仕候就ては一式請負人心得書繪図面仕様書等を遵守し誠實を旨とし前記日限即ち明治何年何月何日迄に無相違竣工し御引渡可仕萬一右日限に竣工引渡出来ざる時は日限後竣工に至る迄五日毎に総請負高ノ壹百分の を差出可申候依て前記身元保証品を差入れ左に署名する保証人を相立申候若し自分より貴所へ支拂ふべき金圓を支拂はざる時は保証品御勝手に御賣却の上其代金を以て右支拂に御充用被成下度又保証人は本人と連帯責任を負ひ可申候為後日證書依て如件

年 月 日 宿 所

請負人 何 之 誰 印

宿 所

保証人 何之誰 印

日本銀行大阪支店建築所御中

## 史料編 A-12 清水組の「工場ニ於ケル風紀ヲ改良スル諭示」

- 一 工場ニテ請取りタル材料ハ、直ニ記帳ヲ為スベキ事
- 一 甲工場ヨリ乙工場ニ材料ヲ移動スルニハ、必ラズ工場備付ノ帳簿ニ振替ノ記帳ヲナスベキ事
- 一 工場ニテ不用トナリタル材料ヲ納入スルニハ、必ズ記帳ノ後チニ搬出セシムル事
- 一 工場ニテ入用アリテ買入タル材料ヲ他ニ貸与又ハ譲与若シクハ売渡ス事ヲ禁ズ
- 一 仕払検印ヲナスニハ、必ズ場所備付ノ帳簿ト銘々個々ニ割印ヲ為スベシ
- 一 工場ニ於ケル不用品ヲバイ売買セシ時ハ、些細ナル雑収入ト雖モ直チニ収納ノ手續キヲ為スベシ
- 一 工場ニ於テハ用談ノ外、雑談ヲ為シ又ハ飲食・間食等ハ勿論、風紀ヲ害スル所為アルベカラズ
- 一 工場ニ於テ私用品ヲ製シ、又ハ担任工事ニ関係ナキ工事ヲ為スベカラズ
- 一 工場ノ注文者及其ノ代理者・監督者等ニハ、担当ノ経緯ヲ以テ之ニ接スベシ
- 一 諸方及職工ニ対シテハ親切ニ対応シ、決シテ蔑視シリガ如キ所為アルベカラス
- 一 火ノ用心ヲ大切ニスベシ
- 一 材料及小物ヲ消散セシメザル様、注意スベシ
- 一 施工上ニ付テハ、第一仕様書ニ基キ今節ヲ主ト為スベシ
- 一 工事ノ担当者ハ勿論、之レガ補助ヲ為スモノト雖モ、工事ノ仕様ヲ充分ニ会得ナシ置クベシ

右ハ主トシテ工場ニ於ケル風儀ニ関スルモノニ付、尚記載漏レノモノハ本文ノ精神ニ従ヒ可申、又従来ノ規定ヲ確守シ善良ナル習慣ニ随フヘシ

明治三十九年七月三日原林太郎訓示筆紀 相沢喜久太郎提出文献（昭12）

兼喜会五十年史編纂委員会：清水建設兼喜会五十年 資料編, p. 41, 1969. 2。

史料編 A-13『家屋建築實例』の「一式請負人心得書」

辰野金吾・葛西萬司：家屋建築實例，須原屋發兌，1908.9

第一條 請負人ハ繪図面、仕様書熟覽ノ上材料代價及工手間賃共内譯明細ナル積書差出スヘキ事

第二條 請負人ハ 於テ確實ナリト見認ル保證人連印ノ請負證書ニ請負金額ノ凡ソ壹割ニ相當スル價格アル身元保證品ヲ添ヘテ差出スヘキ事  
身元保證品其効力ヲ失ヒ又ハ其ノ價格下落シタルトキハ請負人ハ増保證品ヲ差出スヘキ事

但請負證書ハ本項ノ書式ニ從フコトヲ要シ又身元保證品ハ公債證書若クハニ於テ確實ナリト見認ル有價證券タルコトヲ要ス

第三條 請負人ハ請負ヲ為シタル後違算、見積違、物價騰貴其他計画技師ノ過失ニアラサル原因ヲ理由トシテ請負契約ノ變更又ハ解除ヲ願出ツヘカラサル事

但 於テ事情止ムヲ得サルモノト見認ルトキハ請負金額ノ拾分ノ貳以下ヲ支拂ハシメテ請負契約ヲ變更若クハ解除スルコトアルヘシ前項解除ノ場合ニ於テハ既ニ使用シタル物品ノ代價及工手間賃等ハ原價ノ如何ニ拘ハラズ監督技師ニ於テ相當ト見認ル金額ヲ下渡スヘシ

第四條 請負人ノ違約ニヨリ 於テ請負契約ヲ解除シタルトキハ身元保證品ヲ没収シ既ニ使用シタル物品代價及ヒ工賃等前條但書後段ニヨリ處分スヘキ事

第五條 總テ工事ニ使用スヘキ材料等ハ其工事掛員ノ検査ヲ經テ其認可ノ上使用スヘキ事

第六條 請負人ニ於テ條前ニ背キ材料ヲ使用シタルトキハ監督技師ハ其材料ノ取換ヲ命スルヲ得ル事

但本條ノ場合ニ於テ請負人ハ請負期限ノ延期ヲ求ムルコトヲ得ス又如何程ノ損害ヲ蒙ルモ其賠償ヲ求ムルヲ得ス

第七條 材料ノ内多少現品ヲ下渡スコトアルヘシ此場合ニ於テハ其代價ヲ請求金額ノ内ヨリ引去ルヘキ事

但（一）本文減高ハ請負金額總高ノ三割ヲ超ヘサルヘキ事

（二）本文代價ハ積書ノ内譯ニ照査シ取定ムヘキ事

（三）本文内譯ニ照シ不分明ナル廉アルトキハ請負人ノ請求得ス又如何程ニ関ハラズ見込ヲ以テ取定ムヘキ事

- 第八條 総テ工事ハ繪図面、仕様書及雛形ノ通り實施スヘキハ勿論総テ局部ニ係ル仕様ニテ繪図面及仕様書ニ明記ナキ個處ハ前以テ或ハ其都度口頭、略繪図、正寸繪図或ハ見本ヲ以テ工事掛員ノ認可ヲ経テ取計フヘキ事
- 第九條 繪図面、仕様書ニ相違スルカ第八條ノ認可ヲ得ズシテ實行シタルカ其他工事上不都合ノアルトキハ監督技師ハ幾度タリトモ其仕直シヲ申付クヘシ尚其上不都合ノ廉アルトキハ監督技師ノ見込ヲ以テ請負金額ノ幾割ヲ引去ルヘキ事但本文ノ場合ニ於テ工事落成延期ヲ願出ツルコトヲ得ス
- 第十條 工事着手中都合ニ依リ模様替或ハ建坪ノ増減等アルトキハ積書ノ内譯ニ照査シ請負金額ヲ増減スヘキ事
- 但（一）本文内譯ニ照シ不分明ナル廉アルトキハ請負人ノ請求ニ関ラス監督技師ノ見込ヲ以テ取定ムヘキ事
- （二）本文増減ハ請負総高ノ三割ヲ超ヘサルヘキ事
- 第十一條 請負人ハ 〃ノ定ル工事時間ヲ心得毎日職工人足等ヲシテ該時間ヲ厳守セシメ聊カモ背戻ナキ様指揮スヘキ事
- 第十二條 工事時間中請負人ハ屹度工事場へ出張スヘキ事
- 但請負人ニ於テ工事場ニ出張シ難キ事情アル時ハ 〃前以テ監督技師ノ許可ヲ経タルモノ一名ヲシテ代理セシムヘキ事
- 第十三條 本工事ニ使用スル使用人、職工、人夫等ノ内監督技師ニ於テ不都合又ハ不適當ト認メタル者ハ請負人ニ於テ使用スルヲ得サル事
- 第十四條 請負人ハ 〃ノ定ル工事場取締規則及 〃ヨリ臨時ニ指示スルトコロノ事項ヲ遵守シ且其使用人、職工、人夫ヲシテ遵守セシムヘキ事
- 第十五條 請負人ハ請負證書ニ掲ケタル期限内ニ工事ヲ悉皆落手スヘシ若シ期限内ニ落手セサルトキハ請負證書ニ掲ケタル違約賠償金ヲ差出スヘキ事
- 第十六條 工事落成ノ上ハ跡片付、掃除等ヲ為シ更ニ監督技師ノ検査ヲ受ケ引渡シノ手續ヲ為スヘキ事
- 第十七條 請負金ハ工事悉皆落成引渡済ノ上下渡スヘキ事
- 但工事落成前ト雖工事ノ出来高或ハ持込検査済ノ材料ニ應シ其八割ニ相當スル金ヲ假渡スルコトアルヘシ
- 第十八條 工事中ハ勿論工事落成後ト雖檢分引渡未済ノ間ニ生ジタル盗難、焼失、流亡其他ノ危険ハ総テ請負人ノ負擔タルヘキ事

第十九條 材料ノ不良寸法ノ相違工事ノ粗悪其他契約ニ背キタル原因ニ依リ落成引渡後拾八ヶ月内モ軸部狂ヒヲ生ジ金物損シ壁破レヲ生シ雨漏出来其他工事ニ不都合ヲ生ジタルトキハ請負人ハ無代價無賃ニテ速ニ修繕スヘシ若シ  
ノ  
催促ヲ受ケ速ニ修繕セサルトキハ  
ニ於テ修繕シ其費用及損害ヲ賠償セシムル事

但前期原因請負人ノ甚シキ過失ナルトキハ拾八ヶ月後ト雖本條ニ依ルヘキ  
事

第二十條 基礎工事ハ建物全部ノ基礎ニシテ最モ注意ヲ加フヘシ落成引渡後満三ヶ年内ニ基礎ノ粗悪ニ原因シテ建物ニ不都合ヲ生ジタルトキハ請負人ハ  
ノ  
指揮ニ從イ無代價無償ニテ修繕シ且損害ヲ賠償スヘシ若シ  
ノ  
催促ヲ受ケ速ニ修繕セサルトキハ  
ニ於テ修繕シ其費用及損害ヲ賠償セシムル事

但前條ノ但書ヲ準用ス

第二十一條 請負人ニ於テ違約シタルトキハ其事柄ノ如何ニ拘ラスハ工事ヲ中止シ又ハ請負契約ヲ解除スルヲ得  
ニ於テ請負人到底約定期限内ニ工事ヲ落成スルノ見込ナシト認メタルトキ亦同ジ前項ニヨリ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其効力ヲ契約當初ニ遡ラシムルカ又ハ将来ニ對シテノミ効力ヲ有セシムルカハ  
ノ見込ニヨリ決定スルヲ得ル事

第二十二條 請負人ヨリ  
ヘ支拂フヘキ金員アリテ其支拂ヲ為ササルトキハ  
ハ保證品ヲ賣却シテ其支拂ニ充テ請負人ヲシテ保證品ノ補充ヲ為サシムル事  
請負人ノ  
ヘ支拂フヘキ金員保證品ノ價格ニ超過スヘシト  
ニ於テ見込タルトキハ  
ハ請負人カ工事場ヘ持込ミタル物品ヲ保證品トシテ處分スルコトヲ得ル事

第二十三條 落成期限ハ晴雨ニ拘ハラサルモノトス天災、地変、戦争等ノ為メ實際差支ヲ生ジタル時ハ相當ノ猶豫ヲ與フル事  
但其天災、地変、戦争等ニシテ猶豫ヲ與フヘキ價值アリヤ否ノ事及其猶豫期日数ハ一々  
ノ見込ニ依ル事

第二十四條  
ニ新築スヘキ  
建築工事ノ受負者ハ右建築ニ要スル一切ノ材料及工手間ヲ供給シ見積リノ為メ交付シタル仕様書、豫



算数量書並ニ圖面第 號ヨリ第 號ニ至ル合計 葉及ヒ  
将来建築係員ヨリ交付スル詳細圖ニ擔リ且ツ工事監督者ノ指導ヲ受ケテ建  
築シ工事ノ着手ヲ命シタル當日ヨリ起算シ 日間ニ全部竣工セシメ  
テ ニ引渡スヘシ

第二十五條 圖面、仕様書、及ヒ豫算数量書中ノ或ル一項丈ケニ示定シ他ニハ之ヲ省畧シ  
タル工事モ圖面、仕様書、及ヒ豫算数量書ノ各項ニ明示シタル工事ト同様ニ  
實施スヘシ又圖面上ニ施シタル書き入レハ本仕様書ノ部分ト見做スヘキモ  
ノトス

第二十六條 圖面、仕様書、及ヒ豫算数量書中ノ不分明ナルカ若クハ相撞着スル個條ヲ發  
見スルトキハ工事着手前ニ現場係員又ハ工事監督者ノ説明ヲ受クヘシ又工  
事中ニ於ケル圖面若クハ仕様書ノ解釋ハ總テ工事監督者ノ意見ニ據ルモノ  
トス

第二十七條 現寸圖ハ受負者ヲシテ板若クハ紙上ニ書調セシメ工事監督者ニ於テ訂正ヲ  
加ヘ若クハ承認ノ上使用セシムルコトアルヘシ

第二十八條 受負者ハ工事實施上又ハ建築材料運搬ニ関シ公衆ノ妨碑タラサルヤウ注意  
ヲ拂フヘシ  
若シ上記ノ事ニ関シテ公衆若クハ官廳ト交渉ノ必要ヲ生スルモ總テ受負者  
ニ於テ處辨シ ニ其累ヲ及ホスヘカラス

第二十九條 受負者ハ工事中何事ニ拘ラス近隣ニ損害ヲ加ヘサル様注意ヲ拂フヘシ若シ  
近隣ヨリ苦情若クハ損害ノ賠償ヲ申込マレタルトキハ總テ受負者ニ於テ其  
責ヲ負フヘシ

第三十條 火災ニ對シテハ受負者ニ於テ保險ヲ附シ罹災ノ場合ニ於テハ其自火ナルト  
類焼ナルトニ関セズ其損害ヲ ニ及ホサヽルヲ要ス

第三十一條 受負契約以外ノ局部工事ニシテ ノ都合ヲ以テ他ノ受負者ニ受  
負ハシムルモノアルトキハ該受負者ニ相當ノ便宜ヲ與ヘ工事ヲ遂行セシム  
ヘシ若シ受負者又ハ其使用人職工等ニシテ之ニ對シ苟モ妨碑ケマシキ舉動  
ヲ為シ或ハ教唆ヲ為シタルモノト ニ於テ認メタルトキハ之レ  
カ為メ ノ蒙ルヘキ損害ヲ請負者ヲシテ賠償セシムル事アル  
ヘシ

第三十二條 請負者ハ職分工事ノ二種以上ヲ同一人ニ下タ受セシムルコトヲ得ス

- 第三十三條 工事監督者ハ随意ニ現場ニ臨ミ工事施工上ノ指圖ヲ與ヘ及ヒ建築材料ノ検査ヲ行フヘシ又必要ノ場合ニハ工事ノ変更ヲ命ジ若クハ本工事ニ關聯シタルモノニテ請負契約以外ノ工事ヲ施サシムル事アルモ請負者ハ總テ之レヲ拒ム事ヲ得ス
- 第三十四條 現場監督者ハ監督者ノ不在中之レニ代リテ工事上ノ指圖ヲ與ヘ並ニ材料ノ検査ヲ為スヘシト雖トモ請負工事費ニ増減ヲ生スヘキ変更若クハ増工ヲ命スル事ヲ得ス
- 第三十五條 請負以外ノ工事並ニ工費ノ増減ヲ要スル變更工費ハ總テ監督者ヨリ工費額ヲ記シタル請負承認書ヲ得ルカ若クハ請負者ヨリ差出シタル見積書ニ監督者承認ノ印ヲ捺シタルモノヲ得ニアラサレバ其工事ニ着手スルヘカラス但シ監督者ニオテ本請負内譯書ノ單價ニヨリ決算ヲ望ム場合ハ第拾條ニ據ルヘキモノトス
- 第三十六條 總テノ部分工事並ビニ建築材料ノ既ニ構成ニ使用シタルモノ及ヒ未ク使用セザルモノニテモ之ニ對シ全部若クハ幾分ノ代價ヲ仕拂ヒタルモノハ總テノ所有タルヘク竣工前請負契約解除ノ場合ニ於テモ請負者ハ勿論何人モ之レヲ持去ル事ヲ得サルモノトス

史料編 A-14 『家屋建築實例』の「工手間請負人心得書」

第一條 工手間請負人ハ繪図面、仕様書及注文書熟覽ノ上工事ノ種類寸

法、位置等ニ依リ内譯明細ナル積書差出スヘキ事

第二條 請負人ハ 〃於テ確實ナリト見認ル保証人連印ノ請負証書ニ請負金

額ノ凡ソ壹割ニ相當スル價格アル身元保證品ヲ添ヘテ差出スヘキ事

身元保證品其効力ヲ失ヒ又ハ其ノ價格下落シタルトキハ請負人ハ増保證品ヲ差  
出スベキ事

但請負証書ハ末項書式ニ從フ事ヲ要シ（本卷ニハ別項ニ出ダス）又身元保證品

ハ公債若シクハ 〃於テ確實ナリト見認ムル有價證券タルコトヲ  
要ス

第三條 請負人ハ請負ヲ為シタル後違算、見積違、物價騰貴其他ヲ理由トシテ請負契約ノ  
変更又ハ解除ヲ願出ツヘカラサル事

第四條 請負人ヨリ請負契約ノ変更若クハ解除ヲ願出テ 〃於テ其事情止ムヲ

得サルモノト認ル時ハ請負金總高拾分ノ貳以下ヲ支拂シメテ変更シ若クハ解除  
スルコトアルヘシ若又請負人ニ於テ請負契約ニ背キタル等ノ不都合アリ  
ニ於テ請負契約ヲ解除スルキハ請負金額總高ノ拾分ノ壹ヲ請負人ヨリ支拂セシ  
メ尚第二條ノ身元保證品ヲ没収スル事

但検査済ノ工事ハ積書内譯ニ照ラシ其手間賃下渡スヘキ事若シ又積書内譯ニ照  
シ不分明ノ廉アルトキハ請負人ノ請求ニ關ハラス 〃見込ヲ以テ其手  
間賃ヲ取定メ下渡スヘキ事

第五條 日々出来ノ工事ハ逐一工事係員ノ検査ヲ經ヘキ事

第六條 總テ工事ハ繪図面及仕様書ノ通り實施スヘキハ勿論總テ局部ニ係ル仕様ニシテ  
繪図面及仕様書ニ明記ナキ個所ハ前以テ又ハ其都度口頭、略繪図、正寸繪図面  
或ハ見本等ヲ以テ工事係員ノ認可ヲ經テ取計フヘキ事

第七條 繪図面、仕様書ニ相違スルカ又ハ六條ノ認可ヲ經ズシテ實行シタルカ其他工事  
上不都合ノ廉アルトキハ工事係員ハ幾度タリトモ其仕様仕直シヲ申付ヘシ尚ホ  
其上不都合ノ廉アルトキハ 〃見込ヲ以テ請負金額ノ幾割ヲ引キ去ルヘ  
キ事

但（一）本文ノ場合ニ於テ工事落成ノ延期ヲ願出ヘカラサル事

（二） 〃於テ損害アル時ハ第十三條ニ依リテ處分スヘシ

- 第八條 検査未済ノ工事ニシテ破損等アルトキハ総テ請負人ノ損失タルヘキ事
- 第九條 請負約定ノ後 〃ニ於テ繪図面或ハ仕様書ヲ変更スル時ハ請負人ハ其変更ニ從ヒ請負金ハ積書内譯ニ照査シ増減スヘキ事
- 但 (一) 本文増減ハ請負総高ノ三割ヲ超ヘサル事
- (二) 本文手間賃積書内譯ニ照シ不分明ナル廉アル時ハノ見込ヲ以テ取定ムヘキ事
- 第十條 請負人ハ 〃規定ノ工事時間ヲ心得毎日職工人足等ヲシテ該時間ヲ厳守セシメ聊カモ違背ナキ様指揮スヘキ事
- 第十一條 工事時間中請負人ハ屹度工事場へ出張スヘキ事
- 但請負人ニ於テ工事場ニ出張シ難キ事情アル時ハ前以テ 〃ノ許可ヲ經タル者一名ヲシテ代理セシムベキ事
- 第十二條 本工事ニ使様スル使用人、職工、人足等ノ内 〃ニ於テ不都合又ハ不適當ト認メタル者ハ請負人ニ於テ使用スルヲ得サル事
- 第十三條 第七條ノ場合其他請負人若クハ其使用人職工人足ノ違約過失不注意等ニテノ材料諸品ヲ損害セシ時ハ請負人ハ同一物品或ハ其代價ヲ以テ直チニ償還シ且損害ヲ賠償スヘキ事
- 第十四條 請負人ハ 〃ノ定ムル工事場取締規則及 〃ヨリ臨時ニ指示スル處ノ事項ヲ遵守シ且其使用人、職工、人夫ヲシテ遵守セシムヘキ事
- 第十五條 請負人ハ請負證書ニ掲ケタル期限内ニ工事ヲ悉皆落成スヘシ若シ期限内ニ落成セサルトキハ請負證書ニ掲ケタル違約賠償金ヲ差出スヘキ事
- 第十六條 請負手間賃下渡方ノ義ハ工事ノ出来形ニ應シ 〃ノ見込ヲ以テ其手間賃ノ八割ヲ假渡シ残金ニ割ハ全部落成ノ都度下渡スヘキ事
- 第十七條 請負人ニ於テ違約シタルトキ其事柄ノ如何ニ拘ラズ 〃ハ工事ヲ中止シ又ハ請負契約ヲ解除スルヲ得 〃ニ於テ請負人到底約定期限内ニ工事落成スルノ見込ナシト認メタルトキ亦同シ前項ニヨリ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其効力ヲ契約當初ニ溯ラシムルカ又ハ将来ニ對シテノミ効力ヲ有セシムルカハ 〃ノ見込ニヨリ決定スル事
- 第十八條 請負人ヨリ 〃ヘ支拂フベキ金圓アリテ其支拂ヲ為サルトキハ 〃ハ保證品ヲ賣却シテ其支拂ニ充テ請負人ヲシテ保證品ノ補充ヲ為サシムル事

請負人ノ へ支拂フベキ金圓保證品ノ價格ニ超過スヘシト ニ  
於テ見込ミタルトキハ ハ請負人カ工事場ニ持込ミタル物品ヲ保證品  
トシテ處分スルコトヲ得

第十九條 落成期限ハ晴雨ニ拘ハラサルモノトス天災、地變、戦争等ノ為メ實際差支ヲ  
生シタルトキハ相當ノ猶豫ヲ與フル事  
但天災、地變、戦争ニシテ猶豫ヲ與フベキ價值アリヤ否ノ事及其猶豫期日数  
ハ一々 ノ見込ニ依ル事

史料編 A-15 『家屋建築實例』の「材料納方請負人心得書」

第一條 材料納方請負人ハ注文書熟覽ノ上材料ノ代價、種類、寸法等ニ依リ内譯明細なる積書差出すべき事

第二條 請負人ハ 〃於テ確實ナリト見認ル保證人連印ノ請負證書ニ請負金額ノ凡ソ壱割ニ相當スル價格アル身元保證品ヲ添ヘテ差出すべき事  
身元保證品其効力ヲ失ヒ又ハ其ノ價格下落シタルトキハ請負人ハ増保證品ヲ差出すべき事

但請負證書ハ末項ノ書式ニ從フコトヲ要シ又身元保證品ハ公債證書若シクハ  
〃於テ確實ナリト見認ムル有價證券タルコトヲ要ス

第三條 請負人ハ請負ヲ為シタル後違算、見積違物、価騰貴其他ノ過失ニアラサル原因ヲ理由トシテ請負契約ノ変更又ハ解除ヲ願出ツヘカラサル事

第四條 請負約定ノ後請負人ヨリ請負契約ノ変更若クハ解除ヲ願出テニ於テ其事情止ムヲ得ザルモノト見認メタルトキハ請負金總高ノ拾分ノ貳以下ヲ支拂ハシメ変更若クハ解除スルコトアルヘシ若又請負人ニ於テ請負契約ニ背キタル等ノ不都合アリテ 〃於テ請負契約ヲ解除スルトキハ請負金額總高ノ拾分ノ壱ヲ請負人ヨリ支拂ハシメ尚第二條ノ身元保證品ヲ没収スル事

第五條 〃ノ指示スル場所ヘ到着ノ材料ハ逐一其係員ノ検査ヲ經ヘキ事

第六條 注文書ニ照査シテ品質不適當ナルカ寸法不充分ナルカ又ハ其他ノ不都合アルトキハ幾度タリトモ取換申付クベシ 尚ホ其上不都合ノ廉アルトキハ 〃ノ見込ヲ以テ請負代價ノ内幾割ヲ引キ去ルヘキ事

但本文ノ場合ニ於テ皆納日限延期ヲ願出ルコトヲ得ス

第七條 掛員検査ノ上採用シ難キ材料ハ検査ノ日ヨリ五日以内ニ屹度工事場以外ニ持ち去ルヘキ事

但工事場以外ノ場所ニ於テ検査セシ材料ハ本條ニ依リ其場所ヨリ持ち去ルヘキ事

第八條 前條ニヨリ採用セラレサル材料及検査未済ノ材料ノ盗難、破損、焼失、流亡其他ノ危険ハ総テ請負人ノ負擔スルヘキ事

第九條 請負約定ノ後注文ノ材料ニ員数等ノ増減アルトキハ積書内譯ニ照査シ請負金額ヲ増減スヘキ事

但（一）本文減高ハ請負總高ノ參割ヲ越ヘサル事

(二) 本文ノ增高ハ請負総高ノ六割ヲ越ヘサル事

(三) 本文代價積書内譯ニ照ラシ不分明ナル廉アルトキハ本部ノ見込ヲ  
以テ取定ムヘキ事

第十條 総テ請負ノ材料ハ 指定スル場處ニ於テ受渡スヘキ事

第十一條 請負ノ材料ハ総テ請負證書ニ明記セル期限ニ屹度皆納スヘシ 若シ右日限ヲ  
纏過スルトキハ請負證書ニ掲ケタル違約賠償金ヲ差出スヘキ事

第十二條 請負材料ノ代價渡方ノ儀ハ物品納メ済ノ高ニ應ジ其都度ノ見込ヲ以テ其代價  
ノ八割ヲ假渡シ残金ハ請負皆済ノ上下渡スヘキ事

第十三條 材料請負ヲ入札ニ付シタルトキ 於テ落札金高不相當ト見認ムル  
カ又ハ落札人不適當ト見認ル時ハ入札ヲ取消スコトアル可シ

第十四條 請負人ニ於テ違約シタルトキ其事柄ノ如何ニ拘ラズ ハ請負契約ノ  
解除スルヲ得本部ニ於テ請負人到底約定ノ期限内ニ約定品ヲ納付スル  
コト能ハスト認メタルトキ亦同ジ  
前項ニヨリ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其効力ヲ契約當初ニ溯ラスムルカ又  
ハ将来ニ對シテノミ効力ヲ有セシムルカハ ノ見込ニヨリ決定スル  
ヲ得ル事

第十五條 請負人ヨリ へ支拂フヘキ金圓アリテ其支拂ヲ為サルトキハ  
ハ保證品ヲ賣却シテ其支拂ニ充テ請負人ヲシテ保證品ノ補充ヲ為サ  
シムル事

請負人ノ へ支拂ヘキ金圓保證品價格ニ超過スヘシト  
ニ於テ見込ミタルトキハ ハ請負人カ工事場へ持込ミタル物品ヲ保  
證品トシテ處分スルコトヲ得ル事

## 史料編 A-16 「東京市工事請負規則」

- 第一條 市費に属する工事にして、金額貳百圓以下のものは公の入札を附せず、定請負を以て之を請負はしむるものとす。
- 第二條 定請負の約期は満二箇年以内とす。
- 第三條 定請負期限内は身元保證物として、實價金五百圓に相當する公債證書又は當廳の指定する銀行諸會社の株券を當廳へ差出置き諸工費の合金額五千圓を超ゆるときは百圓毎に其十分の一に當る増保證物を工事施工の都度更に差出すべし。
- 第四條 定請負は當廳より下付する工事仕様書および図面に基き諸材料の代価並に職工人夫の工數賃錢等を詳細に積り立差出すべし。
- 第五條 定請負より差出したる工事積り書相當と認むる時は直に請書を徴して工事の着手を命ず。若し積書不相當なる時は之を再案せしめ、尚ほ適當を得るに至らざれば更に入札請負に付すべし。
- 第六條 前條請書を差出したる後は請負の履面を許さず。若し強て之を乞ふときは定請負を解き施工中に係る他の工事をも総て差止むべし。
- 第七條 諸工事の中臨時急施を要し第四條の手續を履むに違なき場合又は其費額金拾圓未滿に属する工事は直に起工せしめ、使用の材料代金並に職工人夫の賃錢等は既約の定價に據て之を支拂ふべし。
- 第八條 諸工事に用ふる材料代價並に諸職人賃等は三箇月を以て一期とし、時價に基き各一箇當りの調書を差出さしめ、審査の上相當と認むるときは一期内の定價と為す。若し調書不相當の廉ある時は之を再案せしめ、尚適當を得るに至らざれば其部分は公の入札に付し、若くは他の者より購買することあるべし。
- 第九條 前條期間中と雖も時價二十分の一以上の高低を生じたる時は、総て臨時更生するものとす。此場合に於て己に請書差出したる諸工事は総て既約中の定價に據らしむべし。
- 第十條 工事施工に於ては左の検査規定に據り其部掛員へ届出検査を受くべし。
- 第十一條 各工事場には定請負人より事務に熟達したる手代を差出し、諸工事取締を為さしむべし。若し掛員に於て人物不適當なりと認め、引替を命じたるときは之を拒むことを得ず。
- (中略)
- 第十六條 認可を経て起工若くは竣工の期日を遷延するときは違約に付き生じる損害辯



償として、一日に付、其請負金百分の一の割を以て遷延したる日数に乘じ算出せる金額を納めしむべし。

第十七條 工事竣工の後所定の請負期日内に天災又は他に害を受くるに非ずして損所を生じたるときは定請負人の費用を以て之を修繕すべし

(以下第十八、第十九條略)

## 史料編 A-17 「契約書」

「契約書」は、明治 37-8 年（1904-05）清水満之助店制定の、清水組と下請組織との契約書である。

兼喜会五十年史編纂委員会：清水建設兼喜会五十年，清水建設東京兼喜会，pp. 62-63, 1969. 2

「契約書」

今般何々 工事ヲ拙方ニ於テ請負候ニ付 下条ノ手續ニ拠リ誠実堅固ニ工事落成可仕候事

第壹条 工事請負金額ヲ 円ト相定メ別紙絵図面 及仕訳書ノ通り竣工可致候事

第貳条 貴方ノ御都合ニテ工事仕法ノ幾分ヲ変換被成候為メ工 費増加スル場合ニ於テハ其費額ヲ請求致 シ可申候事

但シ仕訳書ノ材料ヲ減少シ又ハ下等ノ材料ト交換候 節ハ入費モ随テ減少可仕候事

第参条 工事ハ総テ別紙絵図面ニ基キ可申義ニ付キ万一仕訳書中 ニ細目無之共当然必要ノ材料ハ拙方ニ於テ相弁シ可 申候事

第四条 工事ハ明治三拾八年 月 日ヨリ起工シ同年 月 日限り竣工可成竣工可仕候若遷延セシ時ハ壹週間毎ニ 請負金額ノ壹百分壹ヲ違約償金損害賠償トシテ差出シ可申上候事

但シ貴方ノ御都合或ハ天災其他防禦スヘカラサル事 ニ依リ遷延セシ時ハ此限りニアラス

第五条 工事中ニ出来セシ不測ノ損害ハ天災其他防禦スヘカラサル事ヲ除クノ外総テ拙者ニ於テ負担可致候事 但シ本文以外ノ損害ハ貴方ニ於テ御負担ノ事

第六条 工事ノ粗悪ナルカ為メ落成後満壹ヶ年以内ニ破損ヲ生セシ時ハ無代価ニテ速ニ修理可致候事

第七条 工事請負金額ハ工事進歩ノ割合ニ随ヒ御下渡シ被下度 候事 右之通り契約致候処相違御座無ク候也

明治 年 月 日

清水満之助支配人 原林之助

史料編 A-18 建築学会の「建築請負契約書及工事請負規定」

(明治 44 年 1 月制定 建築学会)

印紙 契約書

今般 (以下請負人ト称ス) ハ

(以下注文者ト称ス) ヨリ別紙図面 葉及仕様書 冊ニ記載スル

工事を請負ひたるに依り当時者間に左記条項を同意す

第一条 工事請負代金は たる事

第二条 請負人は 年 月 日迄に工事を完成し 引渡を結了すべき事

前項の規定に背きたるときは請負人は完成引渡に至る迄 日毎に

第一条に記載する金高の 分の を注文者に支払ふべき事

第三条 当時者は本契約書に添付せる工事請負規定に従ふべき事

第四条 保証人 は一切の事項に付請負人と連絡して其責に任ずべき事

第五条 注文者は監督技師として を指定する事

本契約締結の証として本書式通を作成し当時者双方各壺通を保有する者也

明治 年 月 日

住所

請負人 氏 名 印

住所

保証人 氏 名 印

住所

注文者 氏 名 印

以下「工事請負規定」は省略

山下寿郎：近代日本建築学発達史 3 施工， pp. 589-592, 2001. 12。

史料編 A-19 建築業協会で制定(大正3年/1914)の「建築工事請負契約書と工事請負規定」

工事請負契約書

今般・・・(請負人の氏名)・・・は・・・(注文者の氏名)・・・より別紙圖面 葉  
及仕様書に記載する・・・(建築物の所在、名稱並に性質)・・・工事を請負いたるに依  
り當事者間に左の契約を締結す

第一條 工事請負代金は とす

前項の支拂は・・・(支拂の方法、並に時期)・・・とす

第二條 請負人は大正 年 月 日より本工事に着手し

年 月 日迄に之を完成し其引渡を終結す可し

前項の改正期日を遅延したるときは、請負人は違約金として一日に付総請負金額

に對する一千分の一を注文者に支拂ふ可し

第三條 各當事者は本契約に添附せる、別冊建築工事請負規定に遵ふ可し本契約締結の證

として本書二通を作成し、當事者雙方各壹通を保存するもの也

大正 年 月 日

住所 注文者 氏 名

住所 請負人 氏 名

若し保證人(請負人又は注文者の)を立つるときは末尾に記載し記名調印す

前記保證人は本契約の履行に付何(保證されたる者)と連帯して一切の責に任す可し

以下「工事請負規定」は省略

建築雜誌 No. 335, 大正3年11月号

史料編 A-20 四会連合協定で制定(大正 12 年/1923)の「契約書」と「建築工事請負契約書及同規定」

印紙 契約書

今般 (以下請負人ト称ス) ハ (以下注文者ト称ス) ヨリ別紙図面  
葉及仕様書 冊ニ記載スル

工事ヲ請負ヒタルニ依リ当時者ハ左記条項ニ同意ス

第一条 工事請負代金ハ 〇〇〇〇〇タル事

前項ノ支払ハ

第二条 請負人ハ大正〇年〇月〇日迄ニ工事ニ着事シ大正〇年〇月〇日迄ニ之ヲ完成ス  
ヘキ事

前項ノ規定迄ニ完成セサルトキハ請負人ハ完成引渡ニ至ル迄違約金トシテ一日  
ニ付 〇〇〇〇〇ヲ注文者ニ支払フヘキ事

第三条 当時者ハ本契約書ニ添付セシ工事請負規定ニ遵フヘキ事

第四条 保証人ハ本契約ヨリ生スルー一切ノ債務ニ付契約担当者ト連帯シ  
テ其責ニ任スヘキ事

第五条 注文者ハ監督技師トシテ 〇〇〇ヲ委嘱スル事

本契約締結ノ証トシテ本書式通ヲ作成シ当時者及ヒ保証人各自署名捺印ノ上当事者各壱  
通ヲ保有ス

大正〇 年〇 月〇 日

住所	注文者	何	某
住所	右保証人	何	某
住所	請負人	何	某
住所	右保証人	何	某

また、契約書と同時に、34 条の「建築工事請負規定」が作成されている。その内容は、内譯明細書、保証人、下請負、施工、工程表、原寸圖及ヒ工作圖、監督技師、現場係員、材料検査、工事変更及ヒ追加、改工、就業、請負人の出場、不適當ナル使用人、生命身體財産ニ對スル注意、延期、支拂、引渡、所有權ノ移轉、遅延利息、契約ノ讓渡、危険負擔、火災保險、瑕疵擔保、修補、見積違、工事中止及ヒ解約、同上、工事中止、解約、同上、違約金、請負人ノ注意、仲裁人である。

以下「建築工事請負契約書及同規定」は省略。


山下寿郎：近代日本建築学發達史 3 施工，pp. 593-597, 2001. 12。

史料編B 鉄川與助の関係した請負契約書関係書類		
史料No.	史料名	備考
史料B-1	『請負入札指名通知』	奈留島村船廻尋常小学校新築工事
史料B-2	「若松尋常高等小学校 一式請負人心得書 証書式」	若松尋常高等小学校新築工事
史料B-3	「石材彫刻据付工事契約証」	今村天主堂新築工事
史料B-4	「木材請負契約証」	
史料B-5	「小使住宅及学校附属便所并湯場一式請負人心得書」	旧長崎大司教館新築工事
史料B-6	「小使住宅及学校附属便所并湯場一式請負証書」	
史料B-7	「請負者心得」	
史料B-8	「工手間請負人心得書19条 証書式」	
史料B-9	「材料納方請負人心得書15条 証書式」	
史料B-10	「材料運搬請負契約証」	


史料 B-1 奈留島村船廻尋常小学校新築工事の「請負入札指名通知」

- 一 奈留島村船廻尋常小学校新築工事一式  
此建坪数総計五拾九坪
  - 一 入札ハ拾名以上ノ請負人ヲ指名シテ入札セシム
  - 一 入札保証金ハ三拾円契約保証金ハ請負金高  
百分ノ五トス
  - 一 工事請負期限ハ九拾日トス  
但シ明治三拾六年二月二十七日着手同年五月廿六日竣工
  - 一 工事ニ要スル材料ハ明治三十六年式月廿六日迄デ工場ニ  
整備シ検査ヲ受可キモノトス
  - 一 工場ニ係スル細工・仕様及用材使用方等ハ総テ奈留島  
村役場建築係員ノ指揮ニシタガフモノトス
  - 一 右ノ外工事ニカカスル一切ノ件ノ総テ明治三十三年三月第九長  
寄縣告示第三十六号長寄縣工事施工規定ヲ遵依ス
- 右工事請負入札希望ニ候ヘバ當役場ニ就テ仕様書  
圖面并ニ入札人心得等契約書案等熟覽ノ上  
本月十七日（旧本月拾五日午后三時迄ニ入札保証金ヲ添ヘ  
入札書差出可シ即時開札ス  
追テ入札ノ為メ出頭スル旅費日當ヲ支給セズ為念通知候也

明治三十六年一月七日

南松浦郡  
奈留島役場 

何村  
何催殿

※  は押印ではなく、書式を表している

史料 B-2 「若松村立尋常高等小学校々舎及ヒ附属工事一式請負人心得書」

- 第一條 請負人ハ繪圖面仕様書熟覽ノ上材料代價及工手間賃共内訳明ナル積書差出ス可キ事
- 第二條 請負人ハニ於テ確實ナリト見認ル保証人 連印ノ請負証書ニ請負金額ノ凡ソノ割ニ相当スル價格アル身元保証品ヲ添ヘ差出ス可キ事 身元保証品其効力ヲ失ヒ又ハ價格下落シタルトキハ 請負人ハ増保証品ヲ差出ス可キ事 但シ請負証書ハ本項ノ書式ニ従フ事ヲ要シ又身元保証品ハ公債証書若シクハニ於テ確實ナリト見認ル有價証券 又ハ現金ナル事ヲ要ス
- 第三條 請負人ハ請負ヲ為シタル後 違算見積違 物價騰貴其他計画ノ過失ニアラザル原因ヲ理由トシテ請負契約 変更又ハ解除ヲ願出ヅ可カラザル事ニ於テ事情止ムヲ得ザルモノト見認ムルトキハ請負金額ノ拾分ノ弍以下ヲ支拂ハシメテ請負契約ヲ変更 若シクハ解除スル事アル可シ前項解除ノ場合ニ於テハ既ニ使用シタル物品ノ價格及ヒ工手間賃等ハ原價ノ如何ニ拘ハラズ監督人ニ於テ相ト見認ル金額ヲ下渡ス可シ
- 第四條 請負人ハ違約ニヨリ工事係リニ於テ請負契約ヲ解除シタルトキハ身元保証品ヲ没収シ既ニ使用シタル物品代價及ビ工賃等マ前條但書依段ニヨリ折分ス可キ事
- 第五條 總テ工事ニ使用ス可キ材料等ハ工事係員ノ検査ヲ 至テ其認可ノ上使用ス可キ事
- 第六條 請負人ニ於テ前條ニ背キ材料ヲ使用シタルトキハ監督員ハ其材料ノ取ヘヲ得ル事 但シ本條ノ場合ニ於テ請負人ハ請負期限ノ延期ヲ求ムルヲ得ス如何程損害ヲ蒙ル其賠償ヲ求ムルヲ得ス
- 第七條 總テ工事ハ繪圖面仕様書及雛形ノ通り実施ス可キハ勿論凡テ局部ニ係ル仕様ニテ繪圖面及仕様書ニ明記ナキ個前以テ或ハ其都度口頭略繪圖 或ハ見本ヲ以テ工事係員ノ認可ヲ得ク取計キ事
- 第八條 繪圖面仕様書スルカ第七條ノ認可ヲ至ズシテ実行シタルカ其他工事上不都合アルトキハ監督者ハ幾度タリトモ其仕直シヲ申シ付ク可シ其前上不都合ノ廉アルトキハ監督者ノ見込ヲ以テ請負金額ノ幾割ヲ引去ル可キ事 但シ本條ノ場合ニ於テ落成延期ヲ願出ヅルヲ得ス
- 第九條 工事着手中都合ニ依リ模様替或ハ建坪ノ増減等アルトキハ積書ノ内ニ照査シ不分明ナル廉アルトキハ請負人ノ請求ニ関ハラズ監督者ノ見込ヲ以テ取定ム可キ事
- 第十條 請負人ハ工事監督署係員會定ムル工事時間ヲ心得毎日職人足等ヲシテ設時間ヲ厳守セシメ聊カモ背戻ナキ様指揮ス可キ事
- 第十一條 工事時間中請負人ハキ屹度工事場へ出張ス可キ事 但シ請負ニ於テ工事場出張シ難キ事情アルトキハ前以テ監督人ノ許可ヲ得タルモノ一名ヲ以テ代理セシムル事
- 第十二條 本工事ニ使用スル使用職人工人夫等ノ内監督所ニ於テ不都合又ハ不適ト認めタル者ハ請負人ニ於テ使用スル可ヲ得サル事
- 第十三條 請負人ハ工事監督所ノ定ムル工事場取締規則反則 監督部ヨリ願臨時ニ指示スルトコロノ事項ヲ遵守シ且其使用人職人工人夫ヲシテ遵守セシム可キ事
- 第十四條 材料ノ内多少現品ヲ下渡スル事アル可シ此場合ニ於テハ其代價ヲ請負金額ノ内ヨリ引去ル可キ事 但シ (一) 本分減高ハ請負金額ノ總高二割ヲ越スザル事 (二) 本件代價ハ積書ノ内譯照査シ取り定ム可キ事
- 第十五條 請負人ハ請負証書ニ掲ゲタル期限内ニ工事ヲ悉皆落成シ若シ期限内ニ落成セザルトキハ請負証書ニ掲ゲタル違約賠償金ヲ差出ス可キ事



- 第十六條 工事落成ノ上ハ跡片附掃除等ヲ為シ更ニ監督人ノ検査ヲ受ケ引渡シノ手續ヲナス可キ事
- 第十七條 請負金ハ工事悉皆落成引渡済ノ上下渡ス可キ事  
但シ工事落成前ト雖工事ノ出来高或ハ持込検査済ノ材料ニ應シ其八割ニ相スル金ヲ假渡スルコトアル可シ
- 第十八條 工事中ハ勿論工事落成后ト雖檢分引渡未済ノ間モ生シタル盜難焼失流口其他ノ危険ハ凡テ請負人ノ負担タル可キ事
- 第十九條 材料ノ不良寸法ノ相違工事ノ粗悪祖其他契約ニ背キタル原因ニ依リ落成引渡后十八ヶ月内ニ軸部狂ヒヲ生ジ金物損シ壁破シタル生シ雨漏出来其他工事ニ不都合ヲ生ジタルトキハ請負人ハ其代價無賃ニテ速ニ修繕ス可シ若シ當村役場ニ於テ修繕シ其費用及損害ヲ賠償セジムル事  
但シ前記原因請負人ノ甚タシキ過失ナルトキハ拾八ヶ月後ト雖本條ニ依ル事
- 第二十條 請負人ニ於テ違約シタルトキハ其事柄ノ如何ニ拘ラズ工事係リハ工事ヲ中止シ又ハ請負契約ヲ解除スルヲ得ル事係ニ於テ請負人到底約定期限内ニ工事ヲ落成スルノ見込ナシト認メタルトキ亦同ジ前項ニヨリ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其効力ヲ契約當時ニ遡ラシムルカ又ハ将来ニ對シテノミ香料クヲ有セシムルカハ監督人ノ見込ニヨリ決定スルカ得ル事
- 第二十一條 工落成期限ハ晴雨ニ拘ラザルモノトス天災地變戦争等ノ實際差支ヲ生したるトキハ相当猶予ヲ與フル事
- 第二十二條 受負人ハ仕様書豫算數量書並ニ圖面第一号ヨリ第 号ニ至ル合計葉反ヒ工事監督者ノ指導ヲ受ケテ建設シ工事ノ着手ヲ命ジタル當日ヨリ起算シ間ニ全部竣工シテ當村役場ニ引キ渡ス可シ
- 第二十三條 圖面仕様書及ヒ豫算數量書中ノ或ハ一項ケニ示定シ他ニハ之省略シタル工事モ圖面仕様書及ヒ豫算數量書ノ各項ニ明示シタル工事ト全様ニ実施ス可シ又圖面上ニ施シタル書き入レハ本仕様書ノ部分ハ見做ス可キモノトス
- 第二十四條 圖面仕様書及ヒ豫算數量書中不分明ナルカ若シクハ相撞着スル個條ヲ発見スルトキハ工事着手前ニ現場係員又ハ工事監督者ノ説明ヲ受ク可シ又工事中ニ於ケル圖面若シクハ仕様書解釈ハ凡テ工事監督者ノ意見ニ拠ルモノトス
- 第二十五條 原寸圖ハ受負者ヲシテ板若シクハ紙上書調セシメ工事監督者ニ於テ訂正ヲ加エ若シクハ承認ノ上使用セシムルコトアル可シ
- 第二十六條 受負者ハ工事实施上又ハ建築材料運搬ニ関シ公衆ノ効碍タラザル様注意ヲ拂フベシ若シ上記ノ事ニ関シテ公衆若シクハ官廳ト交渉ノ必要ヲ生スルモ凡ソ受負者ニ於テトコロ並ニ工事主ニ其累ノ及ボスカラズ
- 第二十七條 受負者ハ工事中何事ニ拘ハラズ近隣ニ被害ヲ加ヘサル様注意ヲ拂フベシ若シ苦情若クハ損害ノ賠償ヲ申込マレタルトキハ凡テ受負者ニ於テ其責ヲ負フ
- 第二十八條 火災ニ對シテハ受負者ニ於テ保險ヲ附シ罹災ノ場合ニ於テハ其自火ナルト類焼ナルトニ関セズ其損害ヲ工事主ニ及ボサザルヲ要ス
- 第二十九條 受負契約以外ノ局部工事ニシテ工事主ノ都合ニヨリ他ノ受負者ニ受負ハシムルカ或ハ直營スルモノアルトキハ受負者ニ相當ノ便宜ヲ與ヘ工事ヲ遂行センム可シ若シ受負者又ハ其使用人職工等ニシテ之ニ對シ苟モ妨ケマタハ挙動ヲナシ或ハ教唆ヲナシタルモノト工事監督者ニ於テ認タルトキハ之レガ為メニ工事主ノ蒙ルヘキ損害ヲ請負者ヲシテ賠償セシムル事アルヘシ

第三十條 工事監督者ハ随意ニ現場ニ臨シ工事施工上ノ指圖ヲ與ヘ及ヒ件シク材料ノ検査ヲ行フヘシ又必要ノ場合ニハ工事ノ変更ヲ命ジ若シクハ本工事ニ関シタルモノニテ請負契約以外ノ工事ヲ施サシムル事アルモ請負者ハ凡ソ之レヲ拒ム事ヲ得ス

第三十一條 現場工事係リハ監督者ノ不在中之レニ代リテ工事上ノ指圖ヲ與ヘ並ニ材料ノ検査ヲナス可シト雖請負工事費増減ヲ生ズヘキ変更若クハ増工ヲ命スル事ヲ得ス

第三十二條 請負以外ノ工事並ニ工費ノ増減ヲ要スル変更工事ハ凡テ監督者ヨリ工費額ヲ記シタル請負承認書ヲ得ルカ若シクハ請負者ヨリ差シ出シタル見積書ニ監督者承認ノ印ヲ捺シタルモノヲ得ルニアラザレバ其工事ヲ着手ス可カラズ

但シ監督者ニ於テ本請負内書單價ニヨリ決算ヲ望ム場合ハ第九條ニ拠ルベキモノトス

(一式請負証書式)

一式請負証書

印紙

一金何円也

晴雨ニ関ハラズ明治 年 月 日迄ニ竣工ノ事

此身元保証品

右ハ今般南松浦郡若松村何番地ニ於ケル若松村立尋常高等小学校々舎及附属工事御建築ニ付前記金何円也ヲ以テ一式請負(若何々ヲノゾクトキハ其由ヲ認メ)被仰付正ニ御請仕候就而ハ一式請負人心得書繪圖面仕様書等ヲ遵守シ誠実ヲ旨トシテ前記日限明治 年 月 日迄ニ無相違竣工シ御引渡可仕候万一右日限ニ竣工引渡出来ザル時ハ日限語竣工引渡ニ至ル迄日毎ニ總請負金高ノ壹百分ノヲ差出可申候依テ前記身元保証品ヲ差入レ左ニ署名シタル保証人相立申候若シ自分ヨリ貴方ヘ支拂フベキ金円ヲ支拂ハザル時ハ保証品御勝手ニ御賣却ノ上其代金ヲ以テ右支拂ニ御被成下度又保証人ハ凡テノ事項ニ付本人ト連帶責任ヲ負ヒ可申候為後日証書一札如件

年月日

宿所

請負人 何ノ誰 印

宿所

保証人 何ノ誰 印

御中

### 史料 B-3 今村天主堂新築工事の「石材据付工事契約証」

- 一 天草石七寸八寸地履石式段積延長  
壺間ニ付式円式拾錢也 右式拾錢ハ口儀ノ上 安クス  
但シ正面式遍小叩キ通り目能ク据付ノ事
- 一 全石六寸七寸地履石壺間代壺円六十錢 也但シ彫刻全前段トス
- 一 小砂利壺坪代金拾参円也
- 一 栗石壺坪代金拾円五拾錢也
- 一 石灰 五貫目入壺俵ニ付金拾参錢也
- 一 川砂 壺坪代金参円也  
但シ全部現場着トス  
石材ハ据付人夫込トス  
期限ハ工事ニ差支無之様仕上グル モノトス

### 史料 B-4 今村天主堂新築工事の「木材請負契約証」

松材一肩

- 一 松材壺肩代金壺円五拾四錢也  
但シ製材並品トス
- 一 杉材壺肩代金式円式拾錢也  
但シ正角材トス
- 一 杉材壺肩代金八拾五錢也  
但シ押角材トス
- 一 杉材壺肩代金式円式拾錢也  
但シ正角材トス
- 一 柱式拾参尺モノ代金六円也  
但シ正角柱壺本代トス
- 一 椽板式間材壺枚代金参拾錢也  
但シ巾四寸七八歩厚ミ正八分板トス
- 一 天井椽式間材壺本代金式十五錢也  
但シ高式寸式分無節長押挽キ 四寸八分 小節材  
一裏板四分板並壺坪代金九拾錢也 但シ五拾坪トス

右材料ハ係員ノ指揮ニ從ヒ建家前

入用ノ材料ハ契約ノ日ヨリ式拾日以

内ニ納メ全部ハ四十日以内ニ納メ終ルモノ

トス 代金ハ材料價格ノ八割渡

シトル若シ請負人ニ於テ契約ニ違反

シタルトキ残部金ヲ損害賠償

ノ為メ注文主ヘ差出ス可キモノトス

右部 □而為念契約証ニ通ヲ製シ各 一通宛保晋スルモノトス

史料 B-5 旧長崎大司教館工事の『小使住宅及學校附属便所并ニ湯場一式請負人心得書』

と『小使住宅及學校附属便所并ニ湯場一式請負証書』

- 一材料 新材相用ヒ大節腐レ割レナキモノ丸身ハ四寸以上壹寸全以下八歩込トシ見ヘ掛リハ全部上鉋削リトス
    - 但し便所ノ床ハ見エ隠シモ鉋削ノ事 尚天井并ニ建具材ハ見ヘ掛リ無節正角材
  - 一鉄物及釘ハ正規ノ寸法ノモノヲ仕様スル事
  - 一一些少ノ部分一々記載セザル事柄ト雖本工事附帯ノモノハ総テ指揮ノ通り請負費内ヲ以テ出来又仕様及圖面中ニ明瞭ナラザル廉ハ掛員ノ指揮ニ随ヒ着手ス可シ
  - 一工事中ハ各所ノ取締ハ勿論風雨其他危険ノ場合ニ際シテハ適宜掛員ニ於テ豫防ヲ命ス可シ
  - 一建築材料及物品ハ一々掛員ノ検査ヲ受ク可シ若シ其手續キヲ履マザルモノハ取付ノ後ト雖モ取換ヘヲ命スル事アル可シ
  - 一職工中係員ノ指揮ニ従ハザルモノアル時ハ直ニ工場ノ出入ヲ差止ム可シ
  - 一工事遂次出来ノ部分ハ充分保護ヲ施シ損傷ヲ防グ可シ
  - 一同一種類ノモノ二個以上アルモノハ先ヅ其一個ヲ仕上げ検査ヲ経タル後全部ニ着手ス可シ
  - 一工事成期ハ學校附属便所并ニ湯場ハ本年八月拾弐日 小使住宅ハ本年八月拾日限リトス
  - 一請負代金拂渡シノ義ハ材料全部工場持込ミノ上全金額ノ三分ノ一建屋瓦葺ノ上三分ノ一全部落成ノ上残金拂渡ス可キ事
  - 一右心得書ニ請負人違背シ當方ヘ損害相掛ケシ時ハ何條ニ限ラス係員ニ於テ其損害額ヲ調査シ其倍額ヲ請負人ヘ支拂ハシメル事
- 追加
- 一煉瓦ト石材ト土ハ當方ヨリ支給ス
  - 一煉瓦壁内部ハセメント トロ仕上トス
  - 一石崖上端煉瓦積手間及トロハ請負人ノ内ヨリ出来ノ事

史料 B-6 旧長崎大司教館工事の『小使住宅及學校附属便所并ニ湯場一式請負証書』

印紙 ④ 小使住宅及學校附属便所并ニ湯場一式請負証書

一金壹千円也

建屋棟数坪数等別紙圖面及仕様書之通り

右今般長寄市大浦南山手乙壺番地御指定ノ所ヘ御新築被成候工事一式請負申候義実正也然ル上ハ御下渡シノ圖面及仕様候及ビ大浦天主堂工事請負人心得書共固ク相守リ申可候而契約書一札如件

大正貳年七月十七日

請負人	岡本藤寿	④
右全	道上利作	④
右全	山崎徳太郎	④

大浦天主堂神父ドロー様

代人 鉄川與助殿

史料 B-7 「請負者心得」

- 一 小屋材ハ大節腐割レナキモノ瓦身ハ一寸二分以内
- 一 内部見掛リ材小節材瓦身六分以内 但し天井材建具材見掛リ鴨無節正角材
- 一 外部身係リ材大節腐割レナキモノ身瓦一寸以内
- 一 釘大小共正規ノ寸法ノモノヲ仕用スル事
- 一 図面ト仕様ト相違ノ所ハ係員ノ指揮ニ従フ事

史料 B-8 旧長崎大司教館工事の『工手間請負人心得書 19 条 証書式』

- 第一條 工手間請負人ハ繪図面仕様書及注文書熟覽ノ上工事ノ種類寸法位置等ニ依リ内訳明細ナル積書差出スベキ事
- 第二條 請負人ハ当工事係ニ於テ確實ナリト見認ムル保証人連印シテ請負証書ニ請負金額ノ凡ソ壺割ニ相當スル 價格アル身元保証品ヲ添ヘテ差出スベキコト。身元保証品其効力ヲ失ヒ又ハ其ノ價格下落シタルトキハ請負人ニ増保証品ヲ差出スベキコト。  
但シ請負証書ハ末項書式ニ従フコトヲ要シ又身元保証品ハ公債若シクハ当工事係ニ於テ確實ナリト見認ムル有價証券タル事ヲ要ス。
- 第三條 請負人ハ請負ヲナシタル後違算、見積違、物價騰貴其他ノ理由ヲ以テ請負契約ノ変更又ハ解除ヲ願出ズベカラサルコト。
- 第四條 請負人ヨリ請負契約ノ変更若シクハ解除ヲ願出デ当工事係ニ於テ事情不止得ト認メル時ハ請負金總高拾分ノ弍以下ヲ支拂ハシメ変更若シクハ解除スルコトアルバシ若又請負人ニ於テ請負契約ニ背キタル等ノ不都合アリ当工事係ニ於テ請負契約ヲ解除スルトキハ請負金額總高拾分ノ壺ヲ請負人ヨリ支拂ハシメ当第二條ノ身元保証品ヲ没収スルコト。  
但シ検査済ミノ工事ハ積書内訳ニ照ラシ其手間賃ヲ下渡スバキコト、若シ又積書内訳ニ照ラシ不分明ノ廉アルトキハ請負人ノ請求ニ関ラズ当工事係ノ見込ヲ以テ其手間賃ヲ取り定メ下渡スバキ事
- 第五條 日々出来ノ工事ハ逐一工事係員ノ検査ヲ經ベキコト。
- 第六條 總テ工事ハ繪図面及仕様書ノ通り実施スベキハ勿論總テ局部ニ係ル仕様ニシテ繪図面及仕様書ニ明記ナキ個所ハ前以テ又ハ其都度口頭略図正寸繪図面或ハ見本等ヲ以テ工事係員ノ認可ヲ經テ取り計フバキコト。
- 第七條 繪図面及仕様ニ相違スルカ又ハ第六條ノ認可ヲ得ズシテ実効シタルカ其他工工事上不都合ノ廉アルトキハ當工事係ノ見込ヲ以テ請負金額ノ幾割ヲ引キ去ルベキコト。  
但シ (一) 本文ノ場合ニ於テ工事落成ノ延期ヲ願出ヅベカラザルコト。  
(二) 当工事上ニ損害アルトキハ第十三條ニ依リ処分スベシ
- 第八條 検査未済ノ工事ニシテ破損等アルトキハ總テ請負人ノ損失タルベキコト。
- 第九條 請負約定ノ後当工事係ニ於テ繪図面或ハ仕様書ヲ変更スルトキハ請負人ハ其変更ニ從ヒ請負金ハ積書内訳ニ照査シ増減スバキコト。  
但シ (一) 本文増減ハ請負總高ノ三割ヲ超ヘザルコト。  
(二) 本文手間賃積書内訳ニ照ラシ不分明ナル廉アルトキハ當工事係ノ見込ヲ以テ取り定ムベキコト。
- 第十條 請負人ハ当工事現場規定ノ工事時間ヲ心得毎日職工人足等ヲシテ該時間ヲ嚴守セシメ聊カモ違背ナキ様指揮スベキコト。
- 第十一條 工事時間中請負人ハ屹度工事場へ出張スベキコト。  
但シ請負人ニ於テ工事場ニ出張シ難キ事情アル時ハ前以テ工事係員ノ許可ヲ經タル者一名ヲシテ代理セシムベキ事。
- 第十二條 本工事ニ仕様スル使用人職工人夫等ノ内當工事係ニ於テ不都合又ハ不適當ト認メタル者ハ請負人ニ於テ使用スルヲ得ザル事。
- 第十三條 第七條ノ場合其他請負人若クハ其使用人職工人足ノ違約過失不注意等ニテ當工事場ノ材料諸品ヲ損害セシ時ハ請負人ハ同位置ノ物品若シクハ其代價ヲ以テ直チニ償還シ且損害ヲ賠償スベキ事。
- 第十四條 請負人ハ當工事係ノ定ムル工事場取締規則及當工事係ヨリ臨時ニ指示スル處ノ事項ヲ遵守シ且其使用人職工人夫ヲシテ遵守セシムベキ事。

- 第十五條 請負人ハ請負証書ニ掲ゲタル期限内ニ工事ヲ悉皆落手スベシ若シ期限内ニ落手セザルトキハ請負証書ニ掲ゲタル違約賠償金ヲ差出スベキ事。
- 第十六條 請負手間賃下渡方ノ儀ハ工事ノ出来形ニ應ジ当工事係ノ見込ヲ以テ其手間賃ノ八割ヲ假渡シ残金ハ全部落手ノ都度下渡スベキ事。
- 第十七條 請負人ニ於テ違約シタルトキハ其事柄ノ如何ニ拘ラズ当工事係員ハ工事ヲ中止シ又ハ請負契約ヲ解除スルヲ得当工事係ニ於テ請負人到底約定期限内ニ工事ヲ落手スルノ見込ナシト認メタル時亦同シ前項ニヨリ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其効力ヲ契約当初ニ溯ラシムルカ又ハ将来ニ對シテノミ効力ヲ有セシムルカハ当工事係ノ見込ニヨリ決定スルコト。
- 第十八條 請負人ヨリ当工事係ヘ支拂フベキ金円アリテ其支拂ヲナサザル時ハ当工事係ハ保証品ヲ賣却シテ其支拂ニ充テ請負人ヲシテ保証品ノ補充ヲナサシムルコト。  
請負人ノ当工事係ヘ支拂フベキ金円保証品ノ價格ニ超過スベシト当工事係ニ於テ見込ミタルトキハ当工事係ハ請負人ガ工事場ニ持込ミタル物品ヲ保証品トシテ處分スルコトヲ得。
- 第十九條 落手期限ハ晴雨ニ拘ラザルモノトス天災地變戦争等ノ為メ實際差支ヲ生シタルトキハ相当シ猶豫ヲ與フル事。  
但シ天災地變戦争ニシテ猶豫ヲ與フベキ價值アリヤ否ヤノ事及其猶豫期日數ハ一々当工事係ノ見込ミニ依ル事。

工手間受負証書式

工手間請負証書

一金 円也

何種 何程

工事落手期限 (但シ晴雨ニ関ラズ)

年 月 日 迄

何種 何程

年 月 日 迄

以下前ニ倣フ

此身元保証品 何々

右ハ今般長崎市大浦南山手乙壺番地ニ於ケル天主堂附属住宅御新築ニ付前書工手間金何円也ニテ請負被仰付正ニ御請仕候就而ハ工手間請負人心得書繪図面仕様書等遵守シ誠実ヲ旨トシ前日限即チ大正貳年 月 日 迄ニ 無相違竣工仕萬壺右日限ニ竣工仕ラザル時ハ日限後竣工迄五日毎ニ請負総高ノ壺百分ノ貳ヲ差出可申候依而前記身元保証品ヲ差入レ右ニ署スル保証人ヲ相立申候若シ自分ヨリ貴工事係ヘ支拂フベキ金円ヲ支拂ハザルトキハ保証品御勝手御賣却ノ上其代金ヲ以テ右支拂ニ御充用被下度又保証人ハ總テノ事項ニ付本人ト連帶責任ヲ負ヒ可申候為後日証書依而如件

年 月 日 宿 所

請負人 何之誰 印

宿 所

請負人 何之誰 印

## 史料 B-9 旧長崎大司教館工事の『材料納方請負人心得書 15 條』

- 第一條 材料納方請負人注文書熟読ノ上材料ノ代價種類寸法等ニ依リ内譯明細ナル積書差出スベキ事
- 第二條 請負人ハ当工事係ニ於テ確實ナリト見認ル保証人連印ノ請負証書ニ請負金額ノ凡ノ壱割ニ相当スル身元保証品ヲ添ヘテ差出スベキ事 身元保証品其効力ヲ失ヒ又ハ價格下落シタル時ハ請負人ハ増保証品ヲ差出スベキ事 但シ請負証書ハ事項ノ書式ニ従フ事ヲ要シ 又身元保証品ハ公債証書若シクハ当工事可係ニ於テ確實ナリト見認ル有價証券タルコトヲ要ス
- 第三條 請負人ハ請負ヲ為シタル後違算見積違物価騰貴其他ノ理由ヲ以テ請負契約ノ変更若シクハ解除ヲ願出ズ可カラザル事
- 第四條 請負約定ノ後請負人ヨリ請負契約ノ変更又ハ解除ヲ願出テ当工事係ニ於テ其事情止ムヲ得ザルモノト見認メタルトキハ請負金総高ノ拾分ノ貳以下ノ支拂ハシメ変更若シクハ解除スルコトアルベシ
- 割印
- 若又請負人ニ於テ請負契約ニ背キタルナドノ不都合アリテ当工事係ニ於テ請負契約ヲ解除スルトキハ請負金総高ノ拾分ノ壱ヲ請負人ヨリ支拂ハシメ尚第二條ノ身元保証品ヲ没収スル事
- 第五條 当工事係ノ指示スル場所ヘ到着ノ材料ハ逐一其係員ノ検査ヲ經ベキ事
- 第六條 注文書ニ照査シタ品質不適當ナルカ寸法不充分ナルカ又ハ其他ノ不都合アルトキハ幾度タリトモ 取換申付クベシ  
尚ホ其上不都合ノ廉アルトキハ当工事係ノ見込ヲ以テ請負代價ノ内幾割ヲ引キ去ルベキ事  
但シ本文ノ場合ヲ於テ皆納日限延期ヲ願出ルコトヲ得ズ
- 第七條 掛員検査ノ上採用シ種々材料ハ検査ノ日ヨリ五日以内ニ屹度工事場以外ニ持ち去ルベキ事
- 第八條 前條ニヨリ採用セラレザル材料及検査未済ノ材料ノ盜難破損焼失流亡其他ノ危険ハ總テ請負人ノ負擔スルベキ事
- 第九條 請負約定ノ後注文ノ材料ニ員数等ノ増減アルトキハ積書内譯ニ照査シ請負金額ヲ増減スベキ事  
但シ (一) 本文減高ハ請負総高ノ参割リ越ヘザル事  
割印  
(二) 本文ノ総高ハ請負総高ノ六割ヲ越ヘサル事  
(三) 本文代價積書内譯ニ照ラシ不分明ナル廉アル時ハ本所ノ見込ヲ以テ取定ムベキ事
- 第十條 總テ請負ノ材料ハ現場係員ノ指定スル場所ニ於テ受渡スベキ事
- 第十一條 請負ノ材料ハ總テ請負証書ニ明記セル期限ニ屹度皆納スベシ若シ右期限ヲ纏過スル時ハ請負証書ニ掲ゲタル違約賠償金リ差出スベキ事
- 第十二條 請負材料ノ代價渡方ノ儀ハ物品納メ済ノ高ニ應ジ現場係員ノ見込ヲ以テ其代價ノ八割ヲ假渡シ残金ハ請負皆済ノ上下渡スベキ事
- 第十三條 材料請負ヲ入札ニ付シタルトキ当工事係員ニ於テ落札金高不相当ト見認ムルカ又ハ落札人不適當ト見認ハル時ハ入札ノ取り消スコトアルベシ
- 第十四條 請負人ニ於テ違約シタルトキハ其事柄ノ如何ニ拘ラズ当工事係ハ請負契約ノ解除スル事ヲ得本部ニ於テ請負人到底約定ノ期限内ニ約定品ヲ納付スルコト能ハズト認メタル時モ亦同ジ 前項ニヨリ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ其効力ヲ有セシムルカ当工事係ノ見込ニヨリ決定スルヲ得ル事
- 第十五條 請負人ヨリ当工事係ヘ支拂フベキ金円アリテ其支拂イ為リサルトキハ当工事係ハ保証品ノ補充ヲ為サシムル事請負人ノ当工事係ヘ支拂フベキ金円保



証品價格ニ超過スベシト当工事係ニ於テ見込シタルトキハ当工事係ハ請負  
人ガ工事場へ持ち込ミタル物品ヲ保証品トシテ處分スルコトヲ得ル事

材料納方受負証書式

材料納方請負証書

一金 円也

内

金 円 何種 何程

金 円 何種 何程

何年何月何日迄納付

金 円 何種 何程

金 円 何種 何程

何年何月何日迄納付

以下之ニ倣フ

此身元保証品

何々

右ハ今般長崎市大浦南山手乙壱番地ニ於ケル天主堂 附属住宅御新築ニ付金何円也ヲ以  
テ前記御建 築材料納方請負被仰付正ニ御請仕候就而ハ御注文書材料納方請負人心得書  
ヲ遵守シ誠実ヲ旨トシ前 記日限通り夫々無相違相違可申万一其一部分タリトモ約 定  
日限ニ納付仕ラザル時ハ日限後皆納ニ至ル迄五日毎ニ請 負総高ノ壱百分ノ弍ヲ差出可  
申候依而前記身元保 証品ヲ相立申候若シ自分ヨリ貴殿へ支拂フヘキ金円ヲ 支拂ハサ  
ル時ハ保証品御勝手ニ御賣却ノ上其代金ヲ以テ 右支拂ニ御充用被下度又保証人ハ総テ  
ノ事項ニ付 本人ハ連帯責任ヲ負ヒ可申候為後日証書依而如件

宿 所

年 月 日 請負人 何之誰 印

宿 所

請負人 何之誰 印

工事係 神父 ドロー殿

史料 B-10 旧長崎大司教館工事の『建築材料運搬請負証書』

- 一 木材運搬尅肩ニ付金五銭也
    - 一 停車場ヨリ下置場迄之賃銭
  - 一 全尅肩ニ付金七銭也
    - 二 停車場ヨリ現場迄ノ賃銭
  - 一 全尅肩ニ付金参銭也
    - 三 下置場ヨリ現場迄之賃銭
  - 一 全尅肩ニ付金四銭也
    - 四 波止場ヨリ現場迄之賃銭
  - 一 全尅肩ニ付金参銭也
    - 五 停車場ヨリ下置場迄之賃銭
- 但シ水揚并ニ貨車下口ヨリ現場積立テ迄ノコト  
尚弁天ノ置場ヨリノ運搬ト停車場ヨリノ運搬トハ同一ナル事

以上

右ハ今般長崎市大浦南山手乙尅番地ニ於ケル天主堂附属住宅御新築ニ付前書金円ヲ以テ請負被仰付正ニ御請仕候就而ハ工手間請負人心得書繪図面仕様書等嚙守シ誠実ヲ旨トシ着荷ノ都度無相違運搬仕候万一日限ヲ怠タリ候節ハ日限后五日毎ニ請負総高ノ尅百分ノ式ヲ差出可申候依而前記身元保証金差シ入レ左ニ署名スル保証人相立申候若シ自分ヨリ貴工事係へ支拂フベキ金円ヲ支拂ハザルトキハ保証金ヲ以テ右支拂ヒニ御充用被下度又保証人ハ総而ノ事項ニ付本人ト連帯責任ヲ負ヒ可申候為后日証書依而如件

大正貳年八月十九日

長崎市銭座町二丁目百拾番地

佐藤久米次<sup>㊤</sup>

全 市小島七百七拾八番地

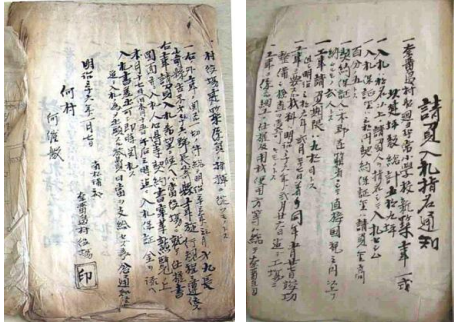
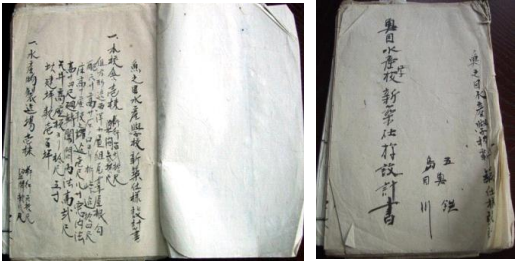
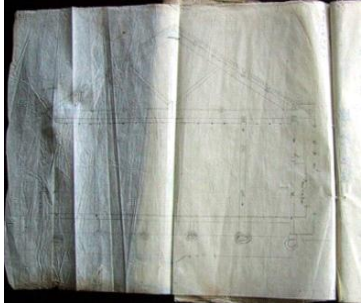

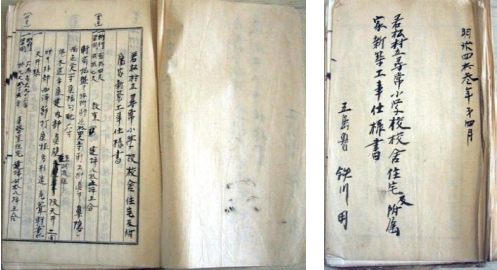
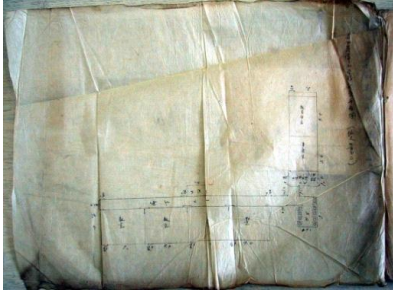


保証人 佐藤千代次<sup>㊤</sup>

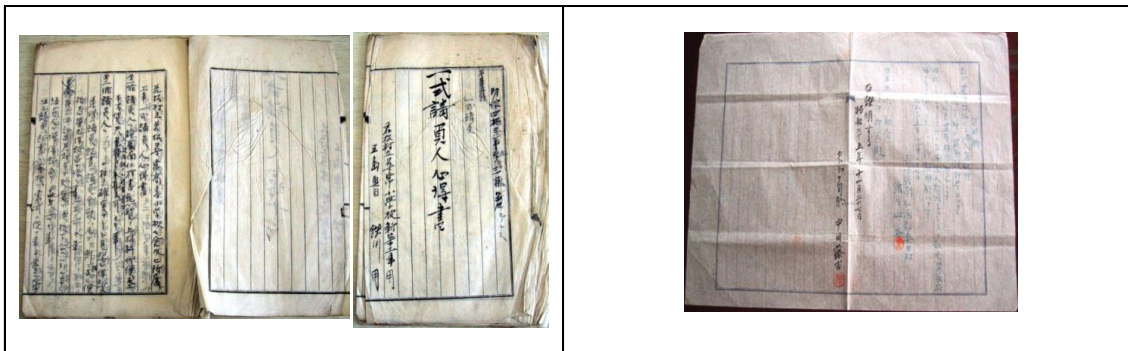
長崎市大浦天主堂工事係

神父 ドロー様

史料編C 鉄川與助の史料一覧		
史料No.	史料名	備考
史料C-1	「請負入札指名通知」	奈留島村旨廻尋常小学校新築工事
史料C-2	『魚目水産学校新築仕様設計書 五島 魚目 鉄川』	魚目水産学校関係史料
史料C-3	魚目水産学校 断面図	
史料C-4	魚目水産学校 平面図	
史料C-5	『明治四拾参年第四月 若松村立尋常小学校校舍住宅及附属家新築工事仕様書 五島魚目 鉄川用』	
史料C-6	若松村立尋常小学校平面図	若松村立尋常高等小学校関係史料
史料C-7	教員住宅平面図	
史料C-8	『明治四拾三年第四月 若松村立尋常高等小学校新築工事費豫算書仕譯 五島魚目 鉄川用』	
史料C-9	『明治四拾三年第三月着 一式請負人心得書 若松村立尋常小学校新築工事用 五島魚目 鉄川用』	
史料C-10	『証明願』	個人教授
史料C-11	『証明願』	カトリック関係建築工事
史料C-12	『証明願』	カトリック関係の他の工事
史料C-13	『手紙』①	北海道渡島国上磯郡トラピスト修道院内 鉄川與助宛
史料C-14	桐古天主堂「書付」	桐古天主堂改修工事関係資料
史料C-15	桐古天主堂「書付」	
史料C-16	『手帳』①	『手帳』
史料C-17	『手帳』②	
史料C-18	『手帳』③	
史料C-19	『手帳』④	
史料C-20	『手帳』⑤	
史料C-21	『手帳』⑥	
史料C-22	『手帳』⑦	
史料C-23	『手帳』⑧	
史料C-24	『明治四十二年四月以降 金銭受拂簿 奈摩内天主堂工事場 鉄川用』	奈摩内天主堂関係史料
史料C-25	『起工明治四拾貳年四月 竣工明治四参年 月 奈摩内天主堂部屋新築工事費決算書 魚目村 鉄川與助』	
史料C-26	奈摩内天主堂図面	
史料C-27	『明治四十四年第七月 今村天主堂新築工事費豫算書』	今村天主堂関係史料
史料C-28	『雑費記入簿 筑后 大刀洗天主堂 工場 鉄川』	
史料C-29	『明治四拾五年第三月以降 工場記録 今村天主堂之部』	
史料C-30	『明治四十五年 工場簿 今村天主堂ノ部 第三月以降 鉄川組』	
史料C-31	「石材彫刻据付工事契約証」	
史料C-32	「木材請負契約証」	
史料C-33	「送り書」	
史料C-34	『明治四拾五年四月拾貳日 職人日記帳 今村天主堂之部 鉄川健築工事場』	
史料C-35	『大正貳年一月元旦 職人出きんぼ 福岡県三井郡大刀洗村 今村天主堂健築工事場 鉄川組』	
史料C-36	『手紙』②	

史料C-37	『学校附属工事石垣見積書』	旧大司教館新築工事関係資料	見積書
史料C-38	『本館地中室工事土堀取人夫並ニ運搬見積書』		
史料C-39	『見積書 但し住宅老棟坪数拾五坪』		
史料C-40	『見積書 但し便所老棟坪数拾八坪六合七勺』		
史料C-41	『見積書』		
史料C-42	『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』	旧大司教館新築工事関係資料	仕様書
史料C-43	『学校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』		
史料C-44	『建家売買契約証』		契約証
史料C-45	『瓦納方請負契約証』		
史料C-46	『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負人心得書』		「心得書」と「証書式」
史料C-47	『小使住宅及学校附属便所並ニ湯場一式請負証書』		
史料C-48	「請負者心得」		
史料C-49	『工手間請負人心得書』 『工手間受負証書式・工手間受負証書』		
史料C-50	『材料納方請負人心得書』		
史料C-51	『建築材料運搬請負証書』		材料納方請負証書
史料C-52	煉瓦の『一、材料納方請負証書』		
史料C-53	焼過煉瓦の『二、材料納方請負証書』		
史料C-54	石材の『材料納方請負証書』		
史料C-55	生石灰と砂の『材料納方請負証書』		
史料C-56	セメントの『材料納方請負証書』		
史料C-57	『瓦納方請負契約証』		注文書
史料C-58	『煉瓦石買入注文書』		
史料C-59	『石材買入注文書』		
史料C-60	『生石灰購買注文書』		
史料C-61	『砂買入注文書』		
史料C-62	『大浦天主堂 司教館 積入明細書』		納入書関係
史料C-63	『送状』		
史料C-64	『領収書』		工事費関係
史料C-65	『預り証』		
史料C-66	『支払伝票』		
史料C-67	『手紙』③	手紙	
史料C-68	『杉挽立材買入注文書』	「注文書」雛型	
史料C-69	『松挽立材買入注文書』		
史料C-70	『杉挽立材買入注文書』		
史料C-71	『煉瓦石買入注文書』		
史料C-72	『石材買入注文書』		
史料C-73	『生石灰買入注文書』		
史料C-74	『セメント買入注文書』		

	
<p>史料C-1 奈留島村船廻尋常小学校新築工事 請負入札指名通知</p>	<p>史料C-2 魚目水産学校新築仕様設計書</p>
<p>数量:1綴, 寸法:縦239×横165mm, 2丁, 半紙に毛筆書, 袋 仮綴</p>	<p>数量:1綴, 寸法:縦245×横165mm, 85丁, 半紙に毛筆書, 袋仮綴</p>
	
<p>史料C-3 魚目水産学校断面書</p>	<p>史料C-4 魚目水産学校平面書</p>
<p>数量:1枚, 寸法:縦245mm×横凡320mm</p>	<p>数量:1枚, 寸法:縦245mm×横凡320mm</p>
	
<p>史料C-5 若松村立尋常小学校新築工事仕様書</p>	<p>史料C-6 若松尋常小学校新築平面図</p>
<p>数量:1綴, 寸法:縦235×横155mm, 56丁, 半紙に毛筆書, 袋仮綴</p>	<p>数量:1枚, 寸法:縦245mm×横352mm S1/200</p>
	
<p>史料C-7 教員住宅平面図</p>	<p>史料C-8 若松村立尋常小学校新築工事費豫算仕譯書</p>
<p>数量:1枚, 寸法:縦245mm×横360mm S1/20</p>	<p>数量:1綴, 寸法:縦239×横165mm, 24丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴</p>



史料C-9 若松村立尋常小学校 一式請負人心得書

数量:1綴, 寸法:縦239×横165mm, 16丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴

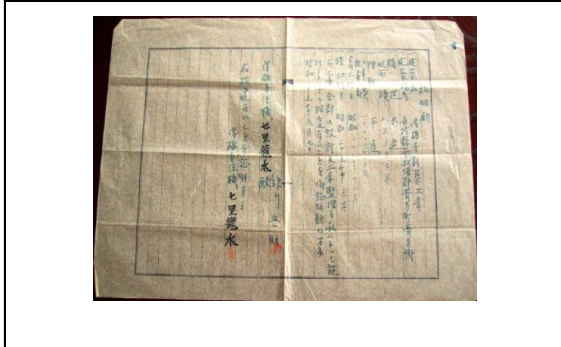
史料C-10 『証明願』 カトリック教会建築技師となるため個人教授をうけたことの証明

数量:1枚, 寸法:縦253×横335mm, 縦罫紙にペン書



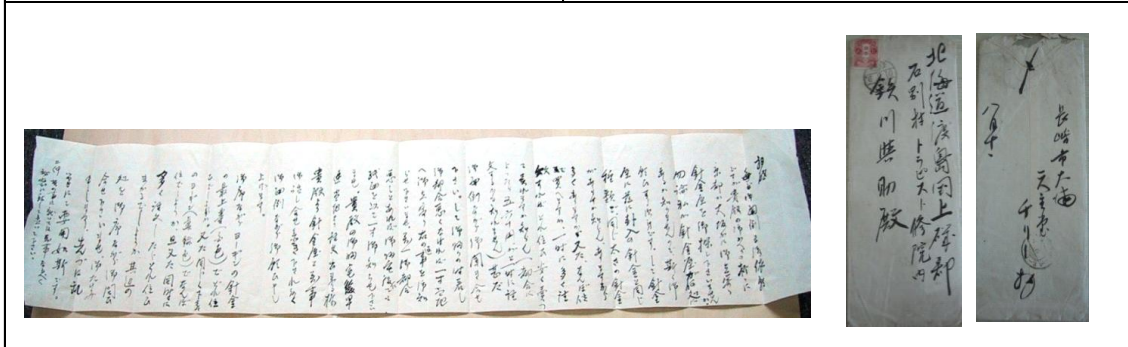
史料C-11 『証明願』 教会および教会関係建築工事の実績

数量:1綴, 寸法:縦250×横174mm, 4丁, 縦罫紙にペン書, 袋仮綴



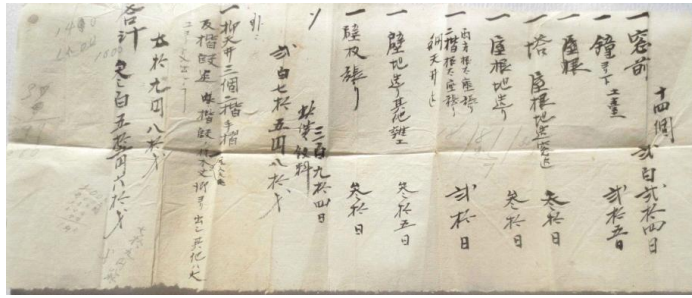
史料C-12 『証明願』 その他の建築工事(得雄寺)実績の証明

数量:4枚, 寸法:縦(250-264)mm×横(351-354)mm, 縦罫紙にペン書



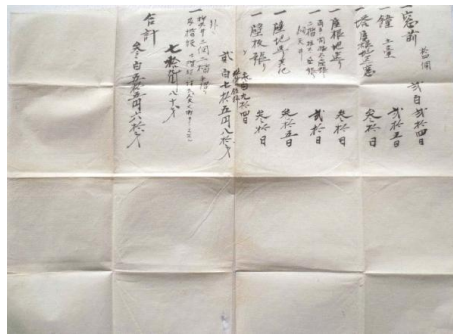
史料C-13 長崎市大浦天主堂 チリ神父から 北海道渡島国上磯郡トラピスト修道院内 鉄川與助宛に出された手紙

数量:1通, 寸法:縦184mm×横603mm, 巻紙に毛筆書, 封筒216mm×83mm



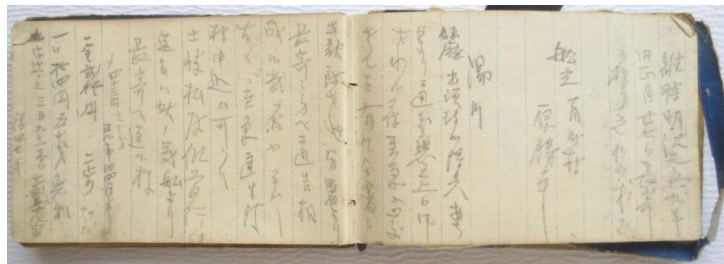
史料C-14 桐古天主堂「書付」

数量：1枚， 寸法：縦122×横302mm， 半紙1/2に毛筆書



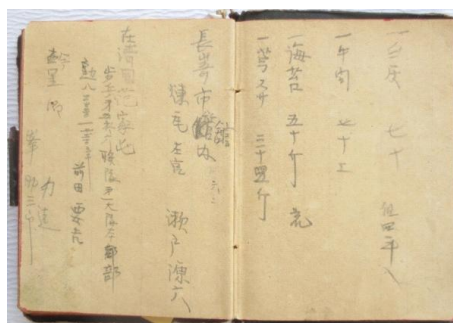
史料C-15 桐古天主堂「書付」

数量：1枚， 寸法：縦242×横314mm， 半紙上半分に毛筆書



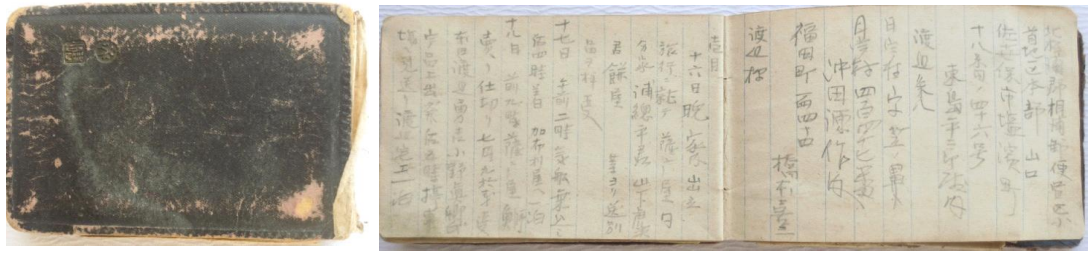
史料C-16 『手帳』①

数量：1冊84頁， 寸法：縦78×横108×厚12mm， 鉛筆や毛筆書



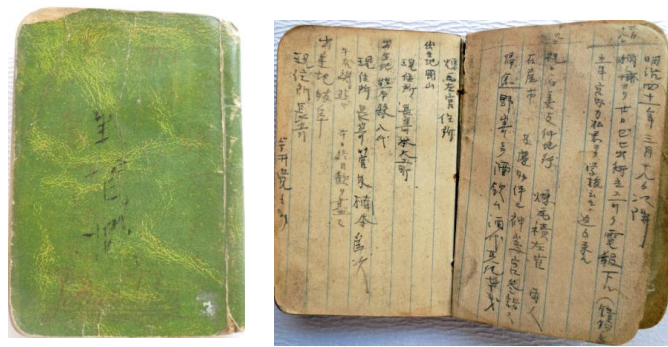
史料C-17 『手帳』②

数量：1冊104頁， 寸法：縦108×横78×厚12mm， 鉛筆やペン・毛筆書



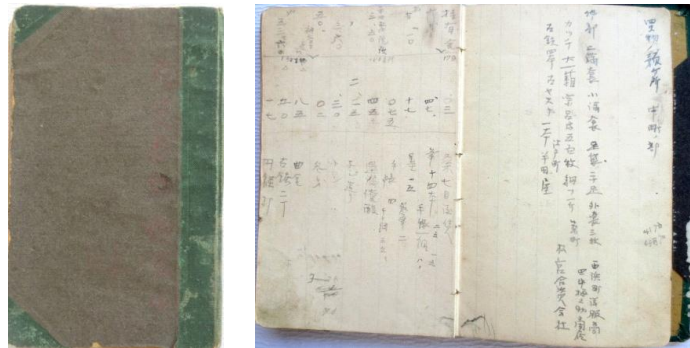
史料C-18 『手帳』③

数量：1冊106頁， 寸法：縦75×横107×厚13mm， 鉛筆や毛筆、ペン書



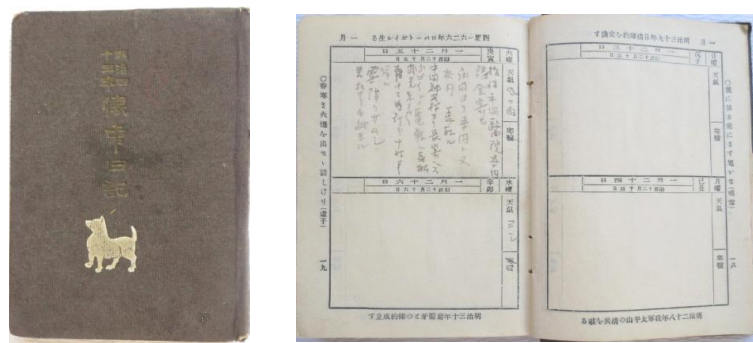
史料C-19 『手帳』④

数量：1冊94頁， 寸法：縦105×横73×厚8mm， 鉛筆やペン書



史料C-20 『手帳』⑤

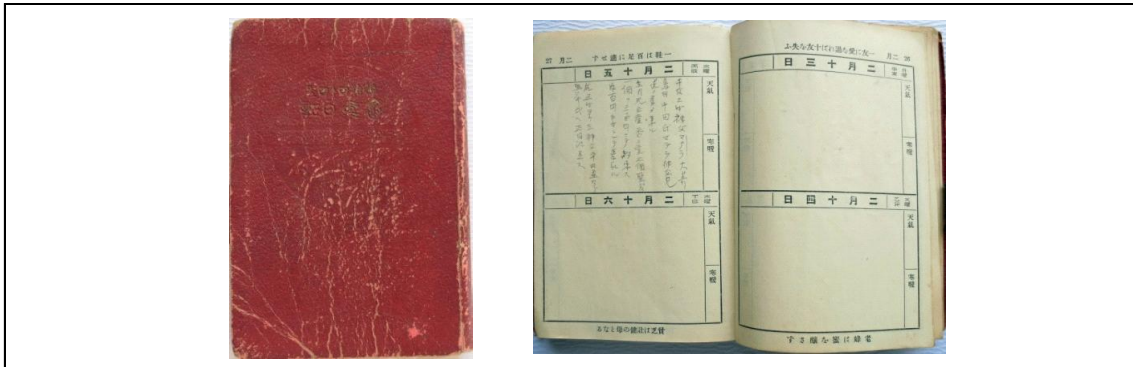
数量：1冊92頁， 寸法：縦150×横90×厚10mm， 鉛筆と毛筆書



史料C-21 『手帳』⑥

数量：1冊258頁， 寸法：縦127×横89×厚10mm， 鉛筆書





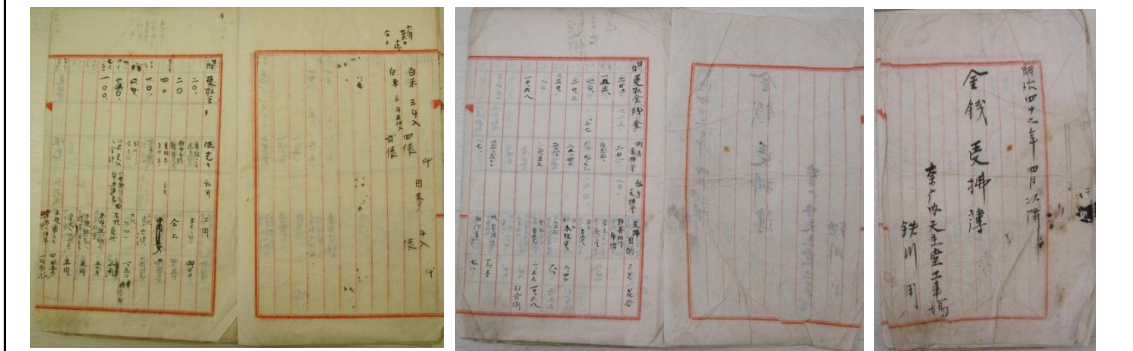
史料C-22 『手帳』⑦

数量：1冊304頁，寸法：縦128×横88×厚10mm，鉛筆書



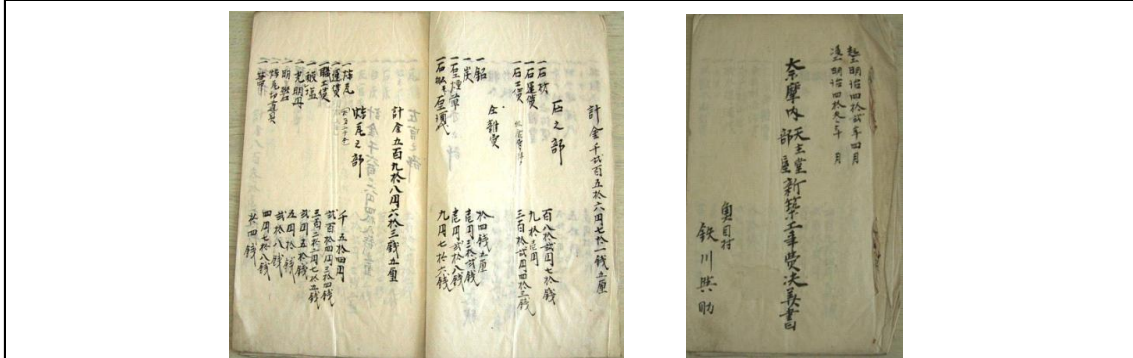
史料C-23 『手帳』⑧

数量：1冊152頁，寸法：縦126×横86×厚9mm，鉛筆書



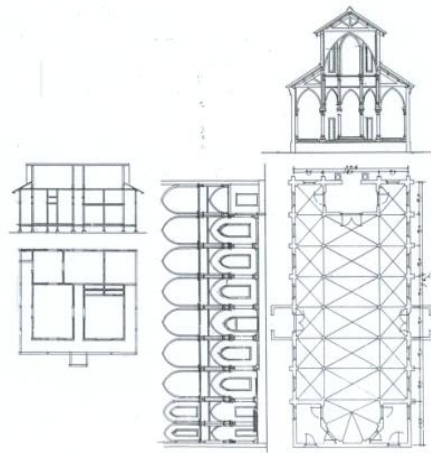
史料C-24 『明治四十二年四月以降 金銭受拂簿 奈摩内天主堂工事場 鉄川用』

数量：1綴，寸法：縦270×横166mm，表紙共22丁，縦罫紙に毛筆や鉛筆書，袋仮綴



史料C-25 『起工明治四拾貳年四月 竣工明治四拾参年 月 奈摩内天主堂部屋新築工事費決算書 魚目村 鉄川與

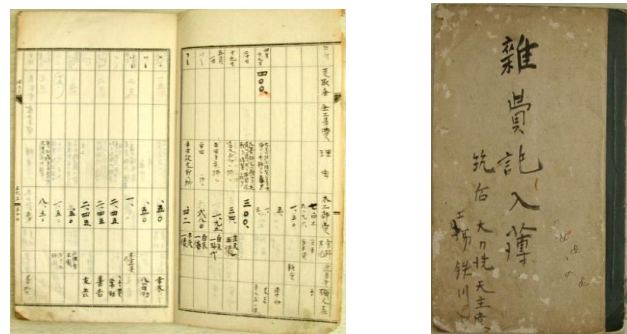
数量：1綴，寸法：縦240×横160mm，表紙共16丁，毛筆書，袋仮綴，作成年月不詳



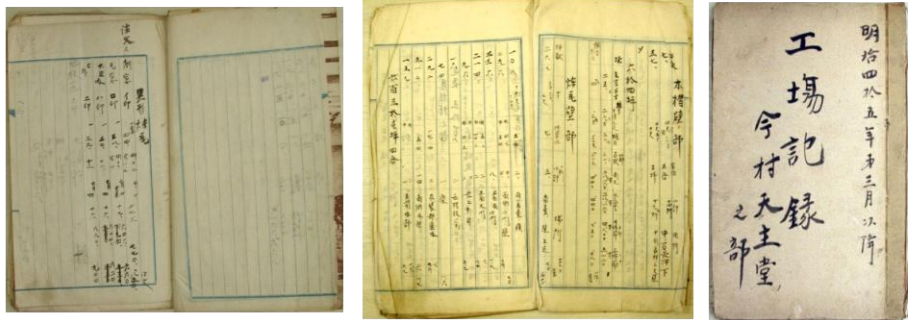
史料AC-26 奈摩内図面 製作年代不詳  
数量：1枚，寸法：縦419×横435mm，縮尺1/100，単位：尺



史料C-27 『明治四十四年七月 今村天堂新築工費豫算書』  
数量：1綴，寸法：縦234～238×横148mm，表紙共30丁，縦罫紙に毛筆または鉛筆書，袋仮綴

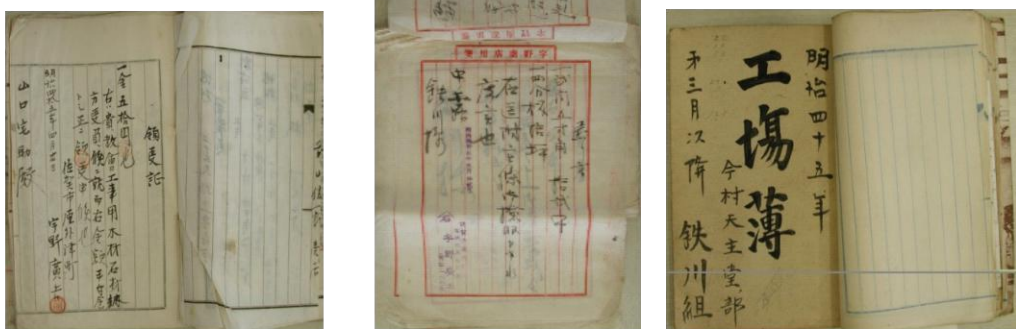


史料C-28 『雑費記入簿 筑后 大刀洗天主堂 工場 鉄川』  
数量：1綴，寸法：縦272×横188～210mm，表紙共13丁，縦罫紙に毛筆または鉛筆書，袋仮綴



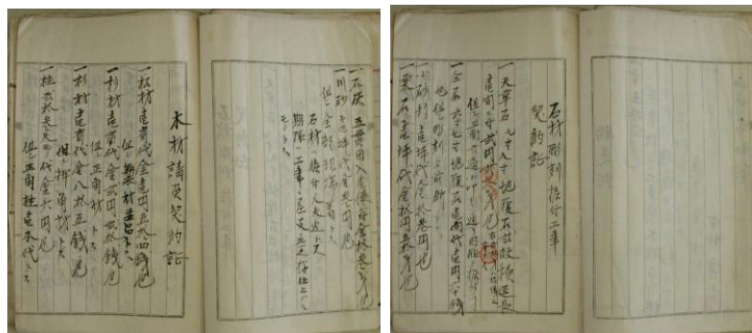
史料C-29 『明治四拾五年第三月以降 工場記録 今村天主堂之部』

数量:1綴, 寸法:縦234~242×横148~168mm, 表紙共59丁, 縦罫紙に毛筆または鉛筆書,袋仮綴



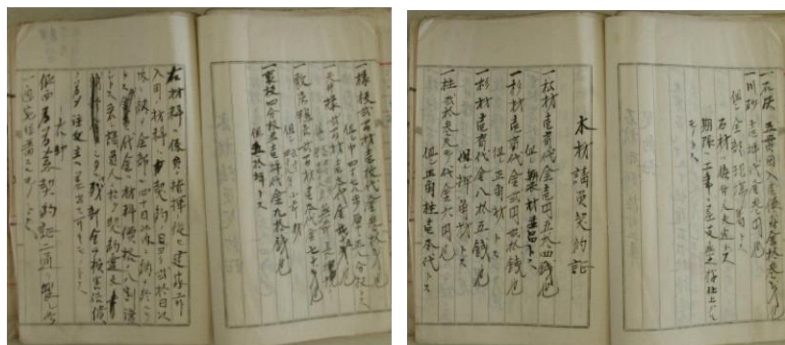
史料C-30 『明治四十五年 工場簿 今村天主堂ノ部 第三月以降 鉄川組』

数量:1綴, 寸法:縦237~247×横147~158mm, 表紙共59丁, 縦罫紙に毛筆またはペン書,袋仮綴



史料C-31「石材彫刻据付工事 契約証」(『明治四十五年 工場簿 今村天主堂ノ部 第三月以降 鉄川組』に所収)

数量:1綴, 寸法:縦237×横147mm, 2丁, 縦罫紙に毛筆またはペン書,袋仮綴

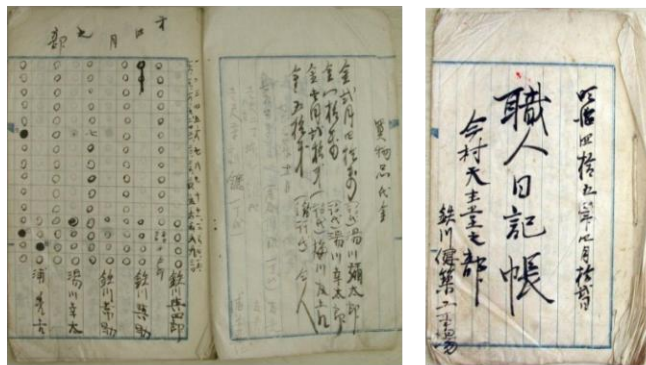


史料C-32「木材請負契約証」(『明治四十五年 工場簿 今村天主堂ノ部 第三月以降 鉄川組』に所収)

数量:1綴, 寸法:縦237×横147mm, 3丁, 縦罫紙に毛筆またはペン書,袋仮綴



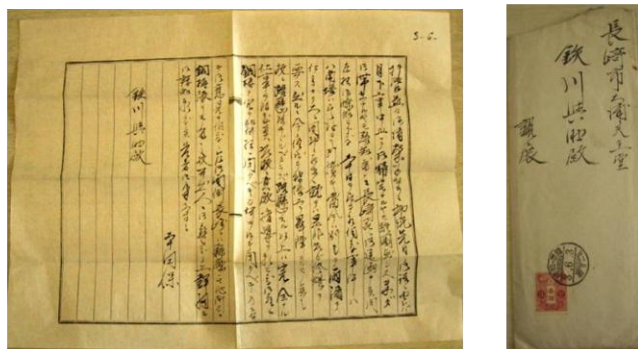
史料C-33「送り書」(『明治四十五年 工場簿 今村天主堂ノ部 第三月以降 鉄川組』に所収)  
 数量:7綴, 寸法:縦200×横270mm, 7丁, 縦罫紙に毛筆書, 仮綴



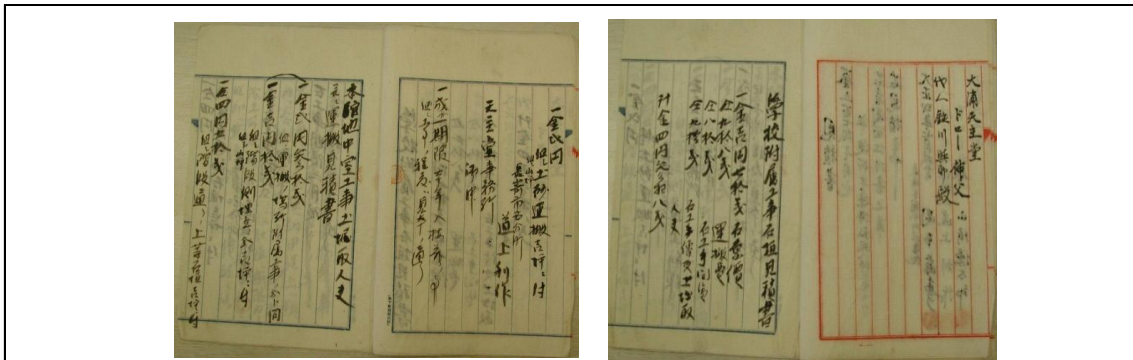
史料C-34 『明治四拾五年四月拾貳日 職人日記帳 今村天主堂之部鉄川健(建)築工事場』  
 数量:1綴, 寸法:縦237~242×横142~168mm, 表紙共26丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴



史料C-35 『大正貳年一月元旦 職人出さんぼ 福岡県三井郡大刀洗村 今村天主堂健(建)築工事場 鉄川組』  
 数量:1綴, 寸法:縦243×横162mm, 表紙共14丁, 縦罫紙に毛筆書, 袋仮綴

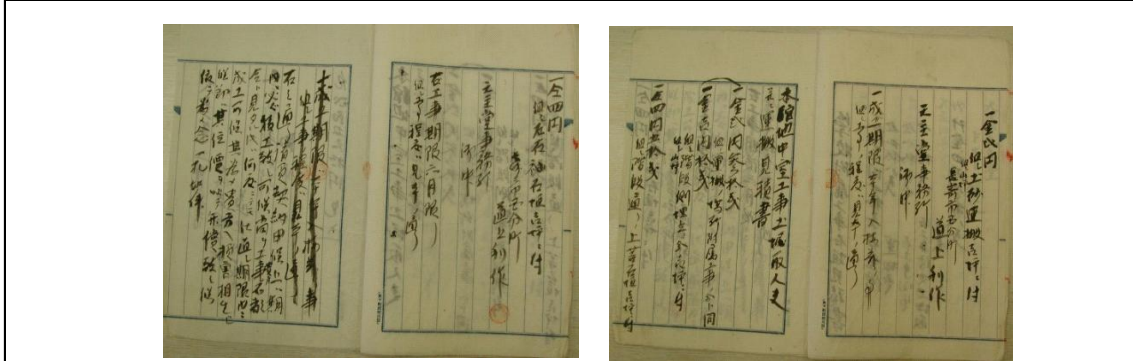


史料C-36 『手紙』①  
 数量:1通, 寸法:縦236×横326mm, 1枚, 縦罫紙に毛筆書, 封筒:縦215×横85mm



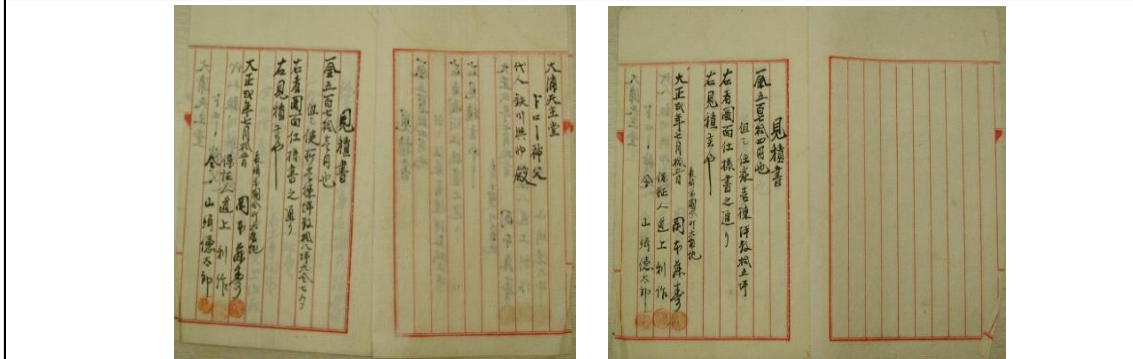
史料C-37 『学校附属工事石垣見積書』

数量：1綴，寸法：縦241×横164mm，2丁，縦罫紙に毛筆書



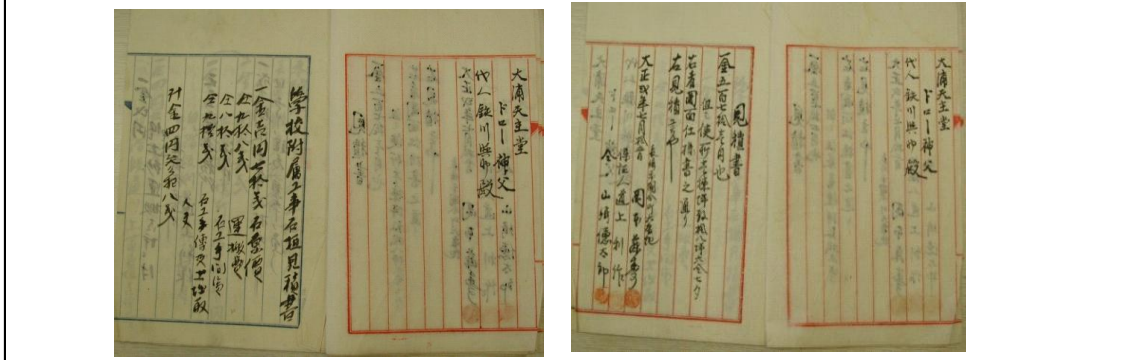
史料C-38 『本館地中室工事土掘取人夫並二運搬見積書』

数量：1綴，寸法：縦241×横164mm，4丁，縦罫紙に毛筆書，袋仮綴



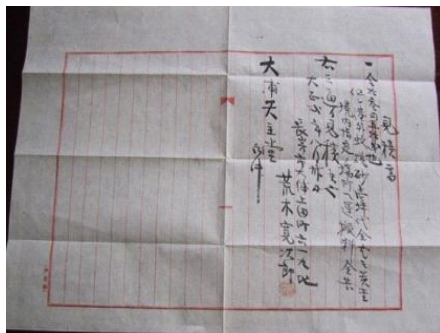
史料C-39 『見積書 但し住宅老棟坪数拾五坪』

数量：1綴，寸法：縦241×横164mm，2丁，縦罫紙に毛筆書，袋仮綴



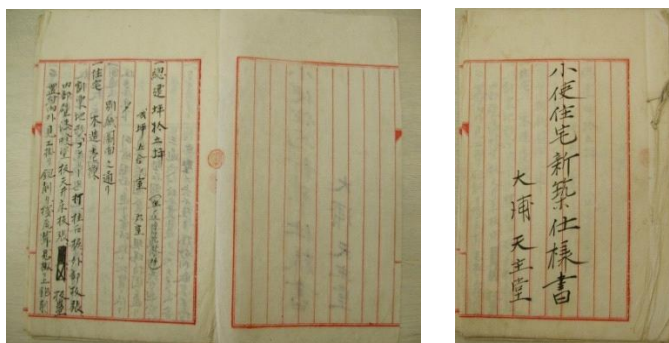
史料C-40 『見積書 但し便所老棟坪数拾八坪六合七勺』

数量：1綴，寸法：縦241×横164mm，2丁，縦罫紙に毛筆書，袋仮綴



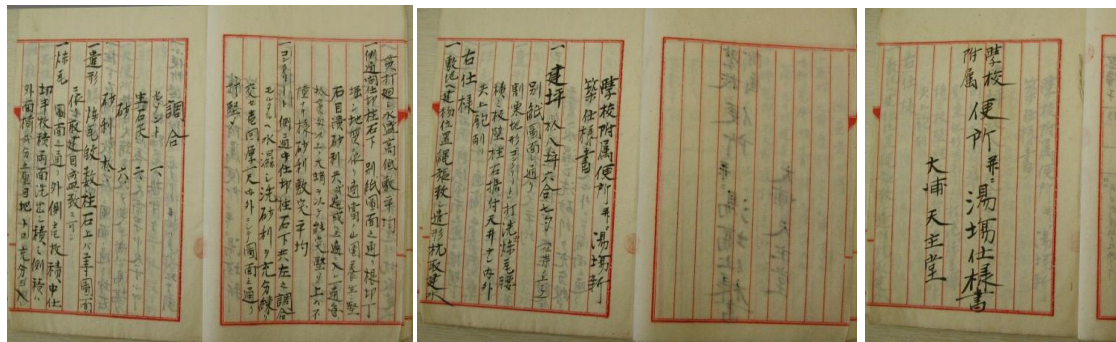
史料C-41 『見積書』

数量：1枚， 寸法：縦245×横355mm， 縦罫紙に毛筆書



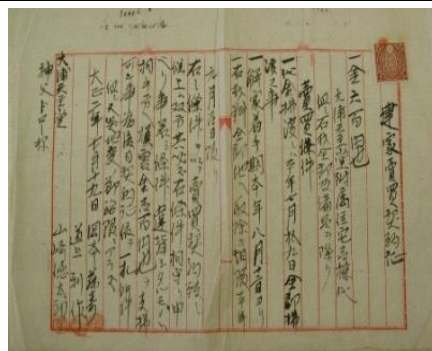
史料C-42 『小使住宅新築仕様書 大浦天主堂』

数量：1綴， 寸法：縦241×横163mm， 表紙共11丁， 縦罫紙に毛筆書， 袋仮綴



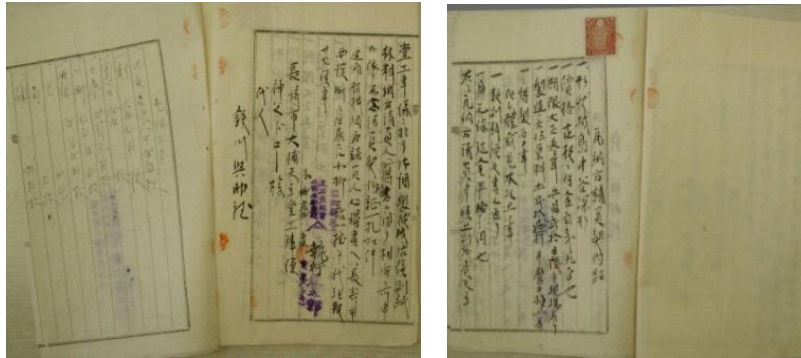
史料C-43 『学校附属便所並ニ湯場仕様書 大浦天主堂』

数量：1綴， 寸法：縦241×横163mm， 表紙共10丁， 縦罫紙に毛筆書， 袋仮綴



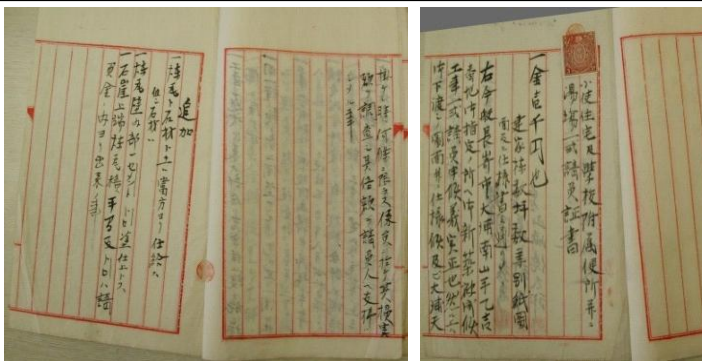
史料C-44 『建屋売買契約証』

数量：1枚， 寸法：縦240mm×横323mm， 縦罫紙に毛筆書



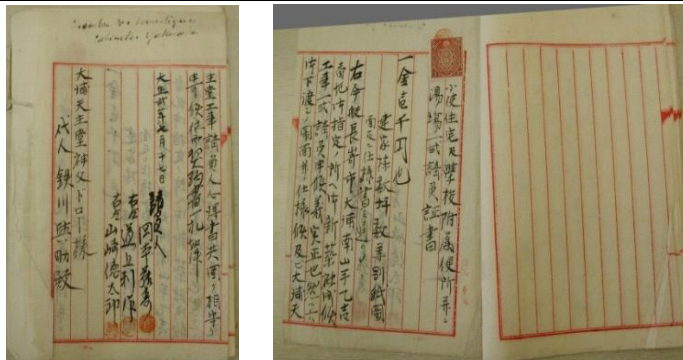
史料C-45 『瓦納方請負契約書』

数量：1綴， 寸法：縦244×横164mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



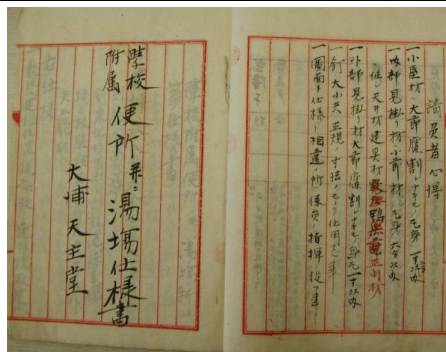
史料C-46 『小使住宅及学校附属便所並二湯場一式請負人心得書』

数量：1綴， 寸法：縦241×横163mm， 4丁， 縦罫紙に毛筆書



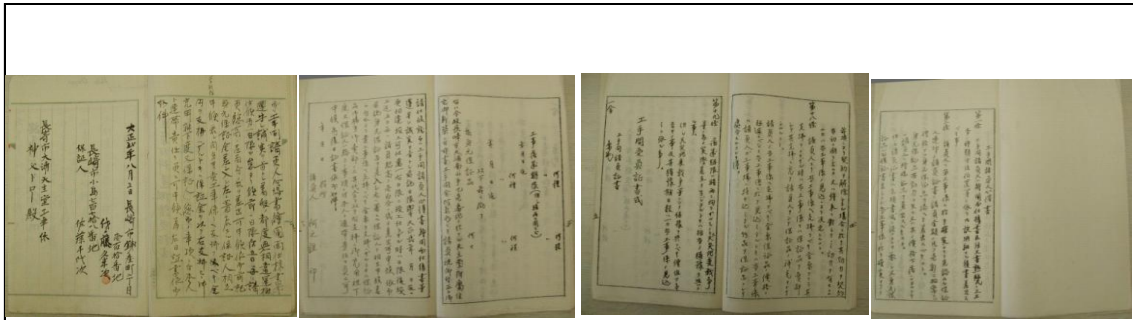
史料C-47 『小使住宅及学校附属便所並二湯場一式請負証書』

数量：1綴， 寸法：縦241×横163mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書

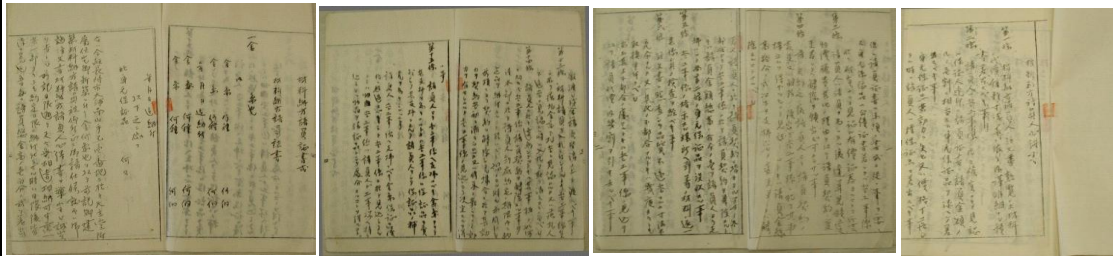


史料C-48 『請負者心得』

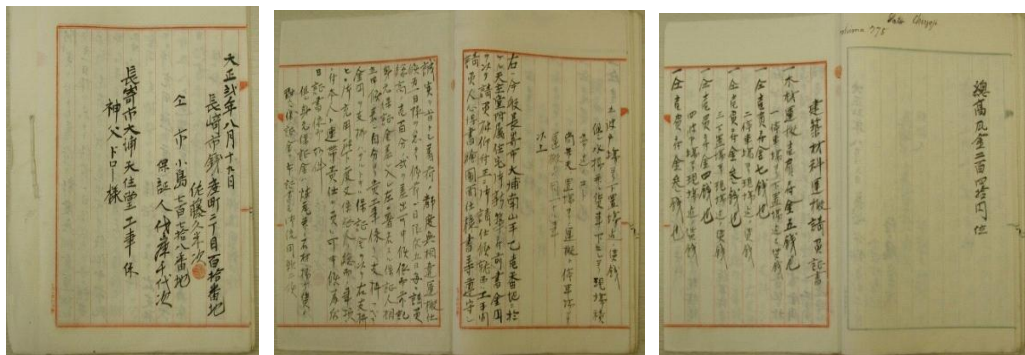
数量：1綴， 寸法：縦241×横163mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



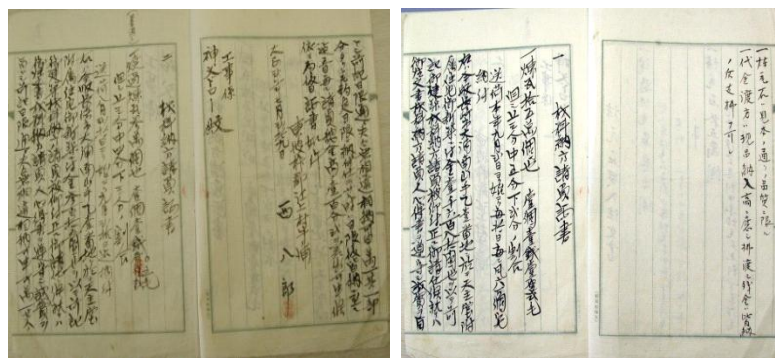
史料AC-49 『工手間請負人心得書』 と 『工手間受負証書式・工手間受負証書』  
 数量：1綴，寸法：縦224mm×横169mm 表紙共10丁，洋紙に謄写版で複写された書類



史料C-50 『材料納方請負人心得書』  
 数量：3綴 寸法：縦241mm×横162mm，表紙共12丁，洋紙に謄写版で複写されたもの

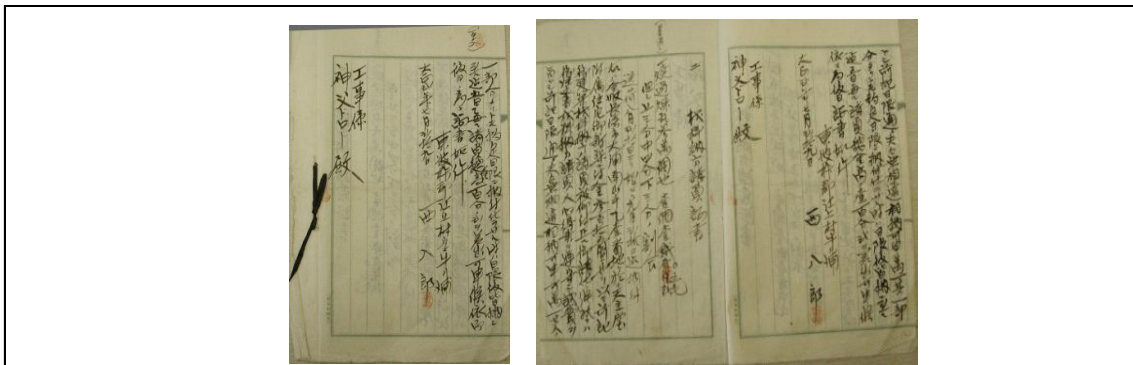


史料C-51 『建築材料運搬請負証書』  
 数量：1綴，寸法：縦224mm×横169mm，4丁，縦罫紙に毛筆書



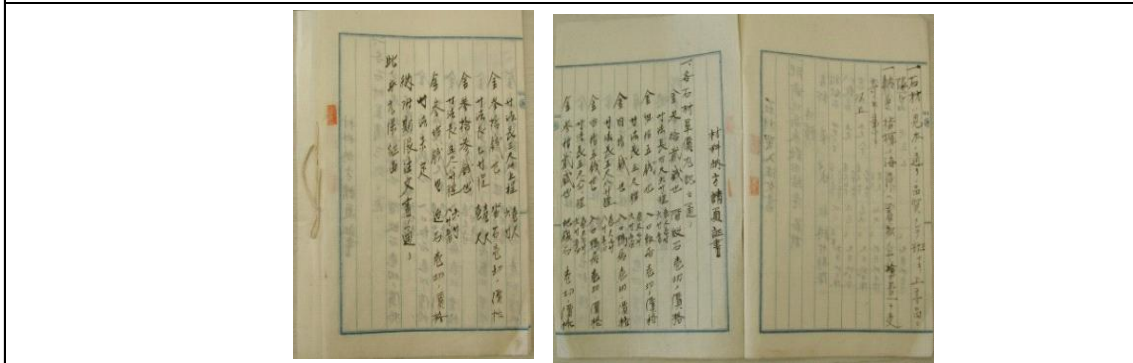
史料C-52 煉瓦の『一、材料納方請負証書』  
 数量：1綴 寸法：縦244mm×横164mm，2丁，縦罫紙に毛筆書。





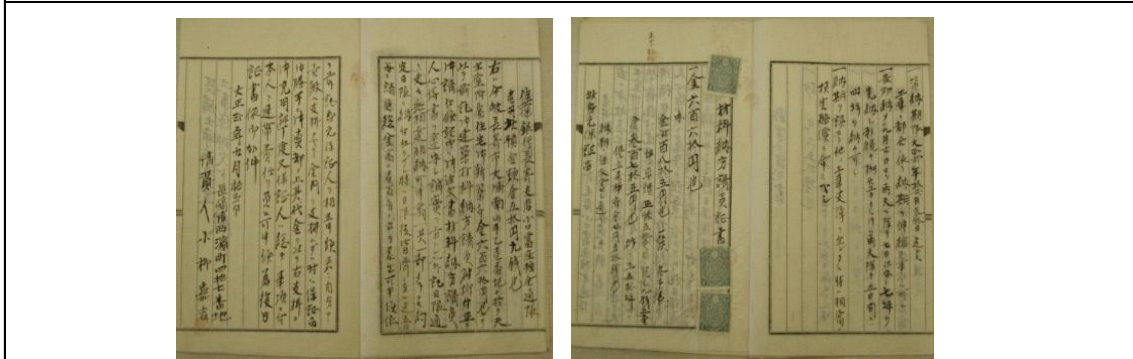
史料C-53 焼過煉瓦の『二、材料納方請負証書』

数量：1綴 寸法：縦244mm×横164mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



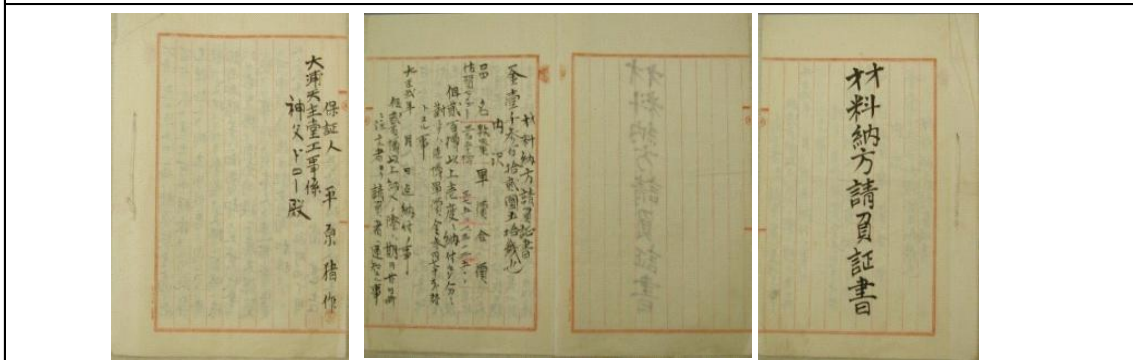
史料C-54 石材の『材料納方請負証書』

数量：1綴， 寸法：縦243mm×横165mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



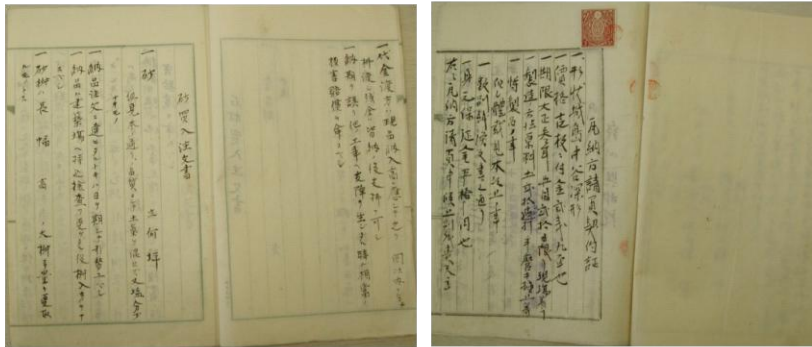
史料C-55 生石灰と砂『材料納方請負証書』

数量：1綴 寸法：縦241mm×横162mm， 6丁， 縦罫紙に毛筆書



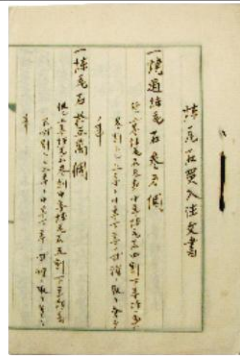
史料A-56 セメントの『材料納方請負証書』

数量：1綴， 寸法：縦242mm×横162mm， 6丁， 縦罫紙に毛筆書



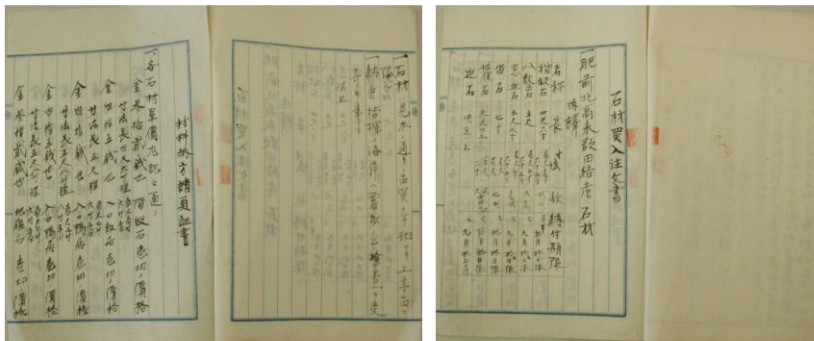
史料C-57 『瓦納方請負契約証』

数量：1綴， 寸法：縦242mm×横162mm、6丁， 縦罫紙に毛筆書



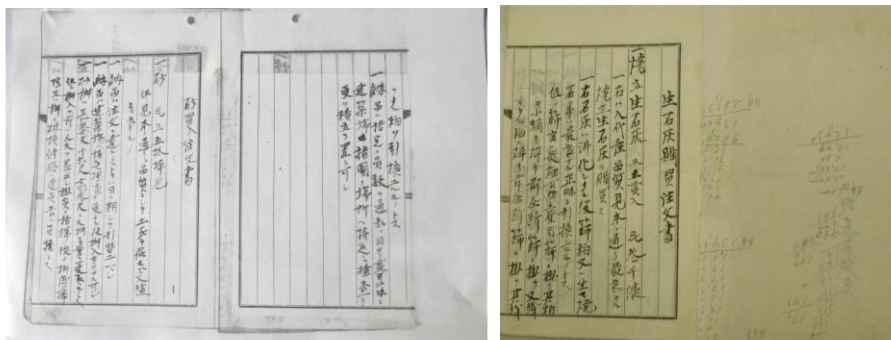
史料A-58 『煉瓦石買入注文書』

数量：1枚， 寸法：縦220mm×横180mm， 縦罫紙に毛筆書



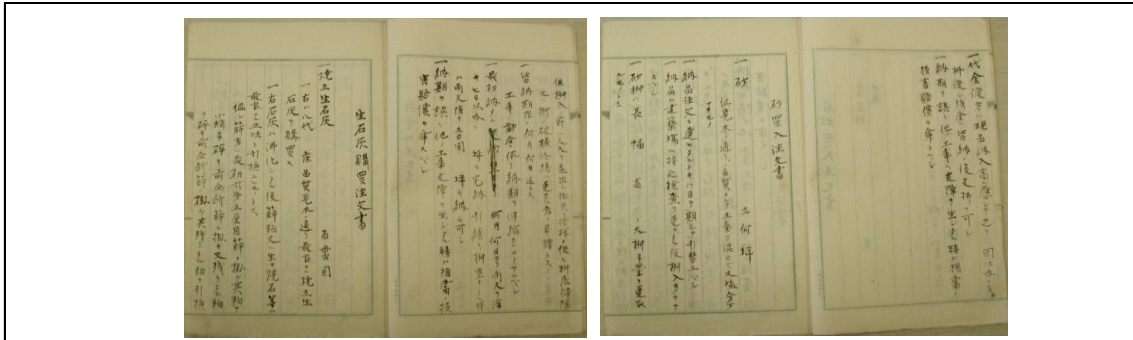
史料C-59 『石材買入注文書』

数量：1綴， 寸法：縦243mm×横165mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



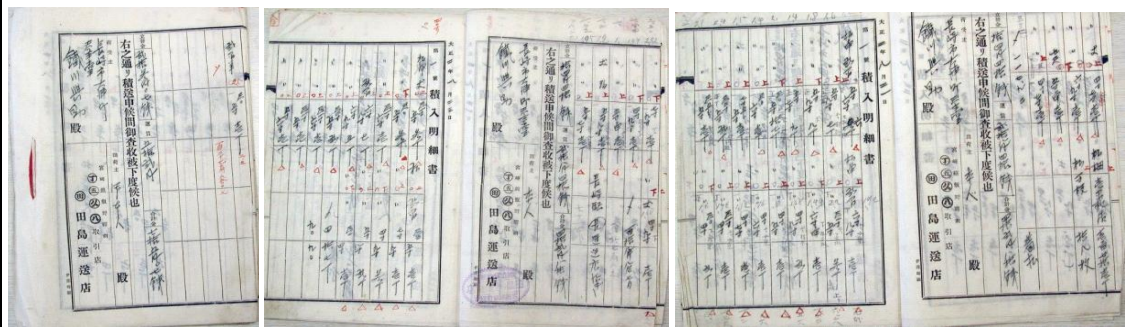
史料C-60 『生石灰購買注文書』

数量：1綴， 寸法：縦241mm×横162mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



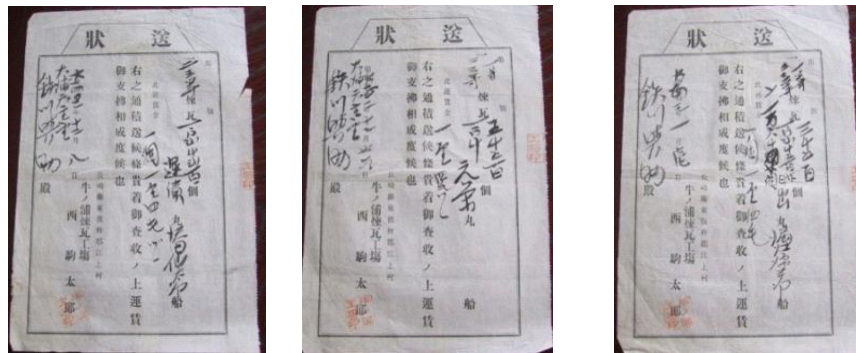
史料C-61 『砂買入注文書』

数量：1綴， 寸法：縦241mm×横162mm， 2丁， 縦罫紙に毛筆書



史料C-62 『大浦天主堂 司教館 積入明細書』

数量：7通， ①寸法：縦240mm×横165mm 6丁， ②縦240mm×横165mm 2丁， ③縦240mm×横165mm 4丁， ④縦240mm×横165mm 2丁， ⑤縦240mm×横165mm 4丁， ⑥縦240mm×横165mm 2丁



史料C-63 『送状』

数量：3通， ①寸法：縦232mm×横159mm， ②縦233mm×横157mm， ③縦233mm×横159mm



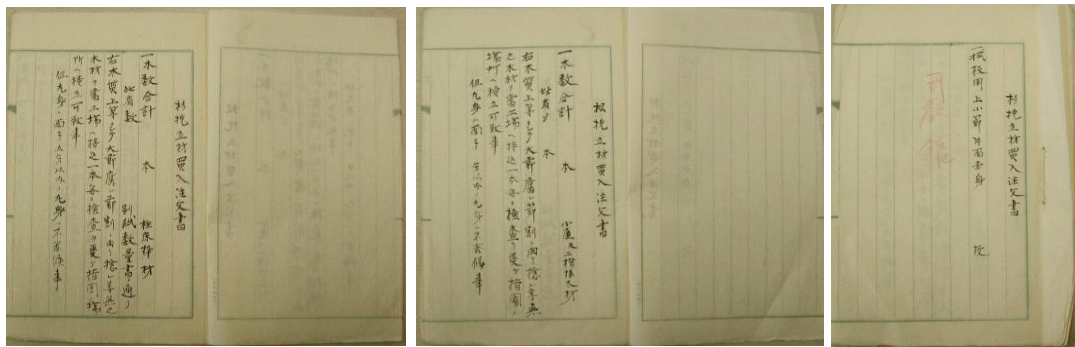
史料C-64 『領収書』

数量：1綴， 寸法：縦243mm×横165mm， 4丁， 縦罫紙に毛筆書



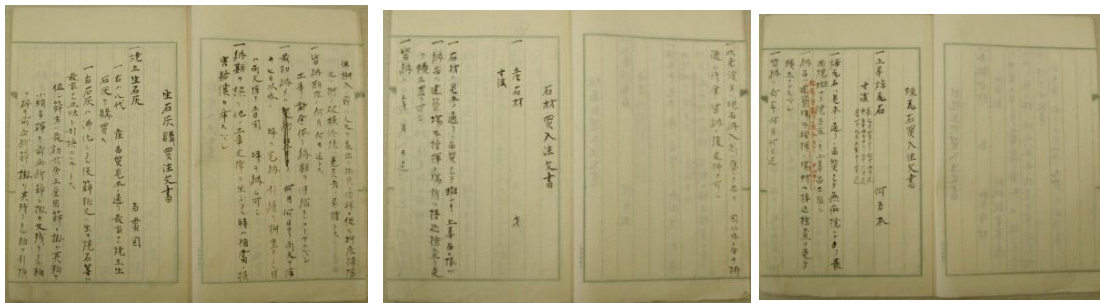
史料C-65 『預り証』

数量：1枚， 寸法：縦240mm×横328mm， 半紙にペン書



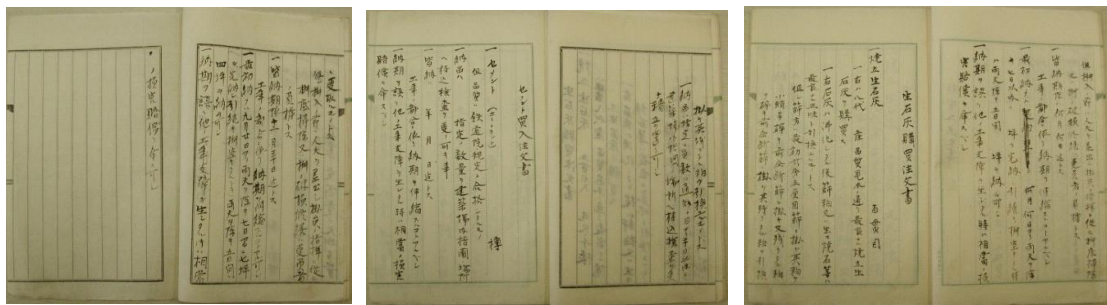
史料C-66 『杉挽立材買入注文書』、史料C-67 『松挽立材買入注文書』、史料C-68 『杉挽立材買入注文書』

数量：各1枚， 寸法：縦240mm×横166mm×1丁， 半紙に毛筆書



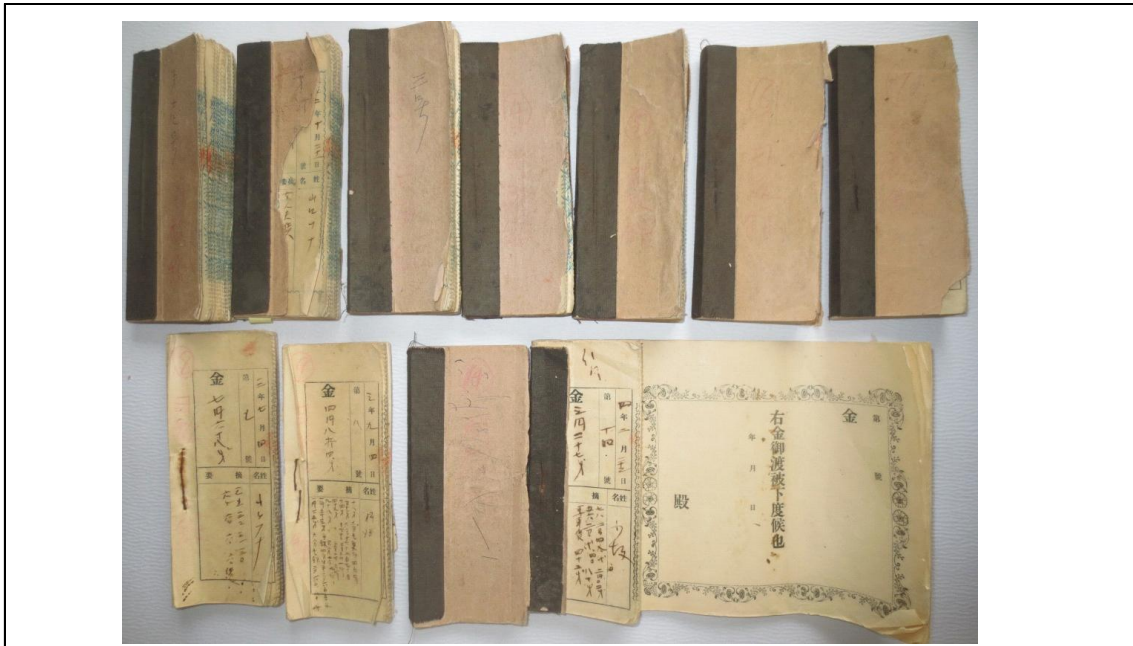
史料C-69 『煉瓦石買入注文書』、史料C-70 『石材買入注文書』、

数量：各1枚， 寸法：縦240mm×横166mm×2丁， 半紙に毛筆書



史料C-71 『生石灰購買注文書』、史料C-72 『セメント買入注文書』

数量：各1枚， 寸法：縦240mm×横166mm×2丁， 半紙に毛筆書



史料C-73 『支払伝票』

数量：11冊，1冊に100枚，寸法：縦130mm×横186mm，ペン書



史料C-74 『手紙』②

数量：1通，寸法：縦184mm×横603mm，毛筆書，封筒：縦216mm×横83mm